

2020年度 聖隷クリストファー大学大学院

社会福祉学研究科 博士論文

学校現場における性的虐待への対応と

役割についての研究

—現状と課題についての検討—

社会福祉学研究科 社会福祉援助(こども・家庭福祉)

16DS02 中村洋子

## 目次

### 序章 研究の視点と方法

1	はじめに	
2	研究の背景と問題の所在	
1)	性的虐待の特徴と影響	1
2)	初期対応における学校現場の課題	2
3)	連携が阻害される学校現場の要因	4
3	先行研究	
1)	先行調査に見る対応の実態と初期対応の課題	5
2)	先行調査に見る児童虐待全般の実態と課題	6
3)	学校現場の初期対応で遅れをきたす要因	7
4)	遅れをきたす要因としての確証を得ようとする背景	8
5)	連携を困難にさせる要因	9
6)	先行研究から導かれた本研究の目的	11
4	研究目的と意義	11
5	研究方法	12
6	本論の構成と各章の概要	
1)	論文の構成	12
2)	各章の概要	13
7	本論の用語の定義	
1)	児童期	23
2)	児童虐待	24
3)	子ども虐待	24
4)	性的虐待	24
5)	役割	24

### 第1章 わが国の児童虐待の実態

1	はじめに	25
2	わが国における児童虐待の取り組みの変遷	
1)	諸外国の児童虐待の取り組みの歴史	25
2)	わが国の児童虐待の取り組みの歴史	26
(1)	欧米からの影響	26
(2)	児童の権利に関する条約による認識の変化	28
(3)	1990年後半からの転換期	29

(4) 児童虐待防止法の制定	30
(5) 児童虐待防止法制定以降の動き	31
(6) 児童虐待防止法の改正後	32
3 わが国の児童虐待の現状	
1) 統計からみる児童虐待の現状	33
(1) 児童相談所対応件数に見る児童虐待増加の推移	33
(2) 児童相談所対応件数に見る児童虐待相談経路	36
(3) 警察庁検挙率に見る児童虐待増加の推移	37
(4) 警察庁検挙率に見る児童虐待の被虐待児の年齢	39
(5) 警察庁検挙率に見る児童虐待の主たる虐待者	40
2) 児童虐待の影響	41
(1) 子どもにおける児童虐待の影響	41
(2) 虐待の世代間連鎖について	43

## 第2章 児童虐待の諸外国の取り組みの現状

1 はじめに	45
2 米国における取り組みの変遷と現状	
1) 米国における児童虐待の取り組みの歴史	45
(1) 医学の進歩による取り組みの始まり	45
(2) 家族統合から子どもの安全確保への転換	46
2) 米国における児童虐待の対応の現状	47
(1) 対応の現状	47
(2) 把握される虐待数の多さ	49
(3) ネグレクトの多さ	49
(4) 警察との連携（協働）	49
(5) 虐待者への教育体制の充実	50
3) 学校現場における児童虐待対応の現状	50
(1) 学校現場の取り組みの特徴	50
4) 性的虐待における対応の現状	51
(1) 米国の子ども性的虐待への取り組み	51
(2) 性的虐待の初期対応についての検討	53
ファレンジック・インタビュー（Forensis Interview）の意義	
3 英国における取り組みの変遷と現状	
1) 英国における児童虐待の取り組みの歴史	54
(1) 「マリア・コーウェル事件」に見る子どもの安全確保の優先	54

(2) 「ジャスミン・ベックフォード事件」に見る子ども保護優先の動き	55
(3) 「クリーブランド事件」に見る児童と親の権利の均衡と家族保護への転換	56
(4) 「ビクトリア・クリンビエ事件」「ベビーP 事件」に見る警察の介入強化	56
2) 英国における児童虐待の対応の現状	57
(1) 英国の段階別対応システム	57
(2) 児童虐待の実態	58
3) 英国の性的虐待における初期対応の現状	59
(1) 「クリーブランド事件」と性的虐待への関心の高まり	59
(2) Lister Primary Health Centre での性的虐待の取り組み	59
4 韓国における取り組みの変遷と現状	
1) 韓国における児童虐待の取り組みの歴史	61
(1) 国民の無関心と 2000 年以降の本格的な取り組み	61
(2) 国民の関心を引き寄せた虐待事件	61
(3) 2011 年以降の国の積極的介入	62
2) 韓国における児童虐待の対応の現状	62
(1) 日本との違いに見る児童虐待の実態	62
(2) 対応の特徴と日本との相違	64
3) 韓国の性的虐待における対応の現状	64
(1) 性的虐待における法整備の発展	64
(2) ひまわり児童センターの取り組み	65
(3) ワンストップ・センターの広がり	66
5 考察	
1) 諸外国との相違点	68
(1) システムの違い	68
(2) 親とのパートナーシップ	68
(3) 共通基盤の浸透	68
2) 諸外国に見る性的虐待の取り組み	69
(1) 諸外国の司法面接の発展とわが国の遅れ	69
(2) ワンストップ・センターの試み	70
3) 諸外国に見る警察の介入とわが国の福祉	70
(1) 警察の早期介入に見る諸外国のシステム	70
(2) わが国における福祉警察の懸念	71
(3) わが国におけるソーシャルワークの理念	72
(4) 子ども保護か保護者との援助関係か	73

4) 虐待者の教育プログラム普及の必要性	74
(1) わが国の教育プログラム	74

### 第3章 わが国の性的虐待の実態

1 はじめに	75
2 性的虐待の取り組みの歴史	
1) 性的虐待の研究の変遷	75
2) 1950年代から1980年代にかけての性的虐待の研究	77
3) 1980年代以降の性的虐待の研究	77
4) 2000年以降の性的虐待の研究	79
3 性的虐待の現状	
1) 性的虐待の初発年齢と発見年齢	82
2) 性的虐待の主たる虐待者	83
3) 性的虐待が子どもに及ぼす影響	84
(1) 性的虐待を受けたことによる症状の遅延性	84
(2) 虐待者へ向けられる両価的な感情	85
4 子どもの性的虐待の発生理論について	
1) 個人的・生物的要因に着目した発生理論	87
2) 家族機能不全論（システム理論）に基づく発生理論	88
3) 環境的・社会的要因に着目した発生理論	89
5 性的虐待における聴き取りの困難性	
1) 子どもに語りを繰り返し強要することの影響	90
(1) 戦争外傷と性的虐待の類似性	90
(2) 二次被害の深刻さ	90
2) 児童相談所や司法に見る聴き取り手法の現状	92
(1) 児童相談所での聴き取り手法	92
(1) - ①「初期被害面接」	92
(1) - ②「被害事実確認面接」	92
(2) 協同面接の導入の経緯	94
(3) 協同面接の効果と課題	95

### 第4章 学校現場における児童虐待対応の実態

1 子ども虐待対応における学校の役割	
1) 「児童虐待防止法」に見る学校の役割	97
2) 子ども虐待が発見されやすい学校	97

2	わが国の学校現場における児童虐待対応の取り組みの変遷	
1)	児童虐待の現状と国や行政の取り組み	98
(1)	第1次ピークにおける国と行政の取り組み	98
(2)	第2次ピークにおける国と行政の取り組み	99
(3)	第3次ピークにおける国と行政の取り組み	100
3	学校現場における児童虐待対応の実態	
1)	学校現場での児童虐待対応に関する調査研究	101
2)	教職員の児童虐待の対応の現状	102
(1)	児童虐待の関与(遭遇)経験	102
(2)	児童虐待対応ケースの虐待種別	103
(3)	児童虐待の早期発見の可能性に対する意識	104
(4)	児童虐待の発見義務法令の周知度	104
(5)	児童虐待の通告義務法令の周知度	105
(6)	確証を得る必要のないことへの意識と認識	105
(7)	通告への懸念	106
(8)	児童虐待の発見の契機	106
(9)	対応の困難性	107
(10)	校内外連携の現状と課題	107
(11)	研修の必要性への認識	109
(12)	その他	109
3)	教職員の初期対応を含めた連携の現状	110
(1)	学校の伝統的文化	110
(2)	教職員の意識	111
(3)	教育と福祉の管轄の相違	112
(4)	学校教育と児童福祉のアプローチの相違	113
(5)	学校の組織的構造によるもの	113
(6)	教員の多忙	114
4)	確証を得ようとする意識や行動から生じる通告の困難	116
(1)	通告を「控える」学校の背景	116
(2)	学校現場における通告の意味とは	117
4	考察	
1)	諸問題の陰に隠れた子ども虐待問題	118
2)	関与(遭遇)経験と研修および教材活用の関連性	119
3)	教職員の早期発見の意識	120
4)	「児童虐待防止法」の周知度に見る教職員の意識	121

5) 初期対応の際に生じる教職員の葛藤	121
---------------------	-----

## 第5章 学校現場における性的虐待対応の実態

### 1 学校現場と性的虐待

1) 国の指針から見える子どもの性的虐待の取り組み	123
(1) 『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン』に見る性的虐待の特徴	123
(2) 『子ども虐待対応の手引き』に見る性的虐待の特徴	125
(3) 厚生労働省研究班の分担研究調査の概要	125
2) 学校現場を対象とした調査研究から見える性的虐待の実態	127
(1) 性的虐待の関与（遭遇）経験	129
(2) 主たる虐待行為者	129
(3) 性的虐待の発見の契機	129
(4) 対応への困難性	130
(5) 通告への懸念	130
(6) 教職員の性的虐待対応への意識	131
3) 性的虐待対応の際に生じる連携の困難性	131
(1) 性的虐待という虐待がもたらす対応の困難性	131
(2) 他者へ知られることへの抵抗が生み出す通告の困難性	132
4) 学校に求められる役割	133
(1) 「RIFCR（リフカー）」手法からの検討	133
(2) 「RIFCR（リフカー）」手法に見る「子ども第一主義」の理念	134
(3) チーム学校としての早期対応の必要性	134

### 2 考察

1) 性的虐待対応の現状と教職員の意識	135
2) 発見から通告までの初期対応で教職員に求められること	136
3) 研修への参加や教材の浸透がなされない要因	136
4) 性的虐待の特殊性	137

## 第6章 小・中学校における養護教諭の性的虐待対応の現状と課題

### - A 県内の公立小、中学校の養護教諭を対象とした質問紙調査からの検討 -

1 はじめに	139
2 本調査の目的	139
3 調査方法	
1) 調査対象・調査期間	139
2) 調査方法	139

3) 調査内容	140
4) データ分析方法	141
5) 調査における倫理的配慮	141
6) 本調査における定義	142
4 結果	
1) 調査実施の過程	143
2) 対象者の概要 (属性)	143
3) 回答結果と分析 (単純集計)	144
(1) 性的虐待の関与 (遭遇) 経験と対応状況	144
(2) 性的虐待に関する相談対応経験	153
(3) 性的虐待の対応に関する意識	154
(4) 性的虐待についての意識や周辺知識に関する理解度	157
4) 量的分析の結果	161
(1) 関与 (遭遇) 経験の有無による回答の傾向性	161
(2) 有意差検定の結果	165
① 養護教諭の職務経験と性的虐待の関与 (遭遇) 経験の関連性	166
② 養護教諭の職務経験と「性的虐待の対応に関する意識および 「性的虐待についての意識や認識」の関連性	167
③ 性的虐待の関与 (遭遇) 経験と「性的虐待の対応に関する意識」および 「性的虐待についての意識や認識」の関連性	168
5) 質的分析の結果	171
(1) 自由記述の類型分析	171
① 質問項目 14 の類型分析	172
② 質問項目 21 の類型分析	173
③ 質問項目 28 の類型分析	174
(2) カテゴリー分類	177
① 質問項目 14 のカテゴリー分類	177
② 質問項目 21 のカテゴリー分類	178
③ 質問項目 28 のカテゴリー分類	179
5 考察	
1) 調査協力者の属性について	180
2) 学校現場における性的虐待の関与 (遭遇) 経験と対応状況	180
(1) 関与 (遭遇) 経験の割合	180
(2) 性的虐待事例の現状	181
(3) 学校現場での対応状況	182



(4) 対応の困難性	184
3) 性的虐待の対応に関する意識	185
(1) 養護教諭の性的虐待の対応に関する意識	185
4) 性的虐待についての意識と周辺知識の理解	186
(1) 性的虐待への意識について	186
(2) 性的虐待の周辺知識の理解について	187
5) 関与（遭遇）経験の有無による回答の傾向性について	187
6) 量的分析の結果の検討	190
(1) 職務経験年数と関与（遭遇）経験の有無との関連性	190
(2) 職務経験年数と性的虐待問題への関心度についての関連性	190
(3) 関与（遭遇）経験と発見や対応についての効果的な関与の関連性	190
(4) 関与（遭遇）経験と過誤記憶の認識についての関連性	191
7) 質的分析の結果の検討	192
(1) 関わった際の対応についての困難感の検討	192
(2) 発見や対応への効果的な関与とSSWとの連携による介入の可能性の検討	192
(3) 養護教諭の立場の意見からの検討	193
6 研究の限界と課題	196
7 謝辞	196

## 第7章 学校現場の性的虐待対応の実態 - スクールソーシャルワーカー・

### スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集からの検討

1 はじめに	197
2 研究方法	197
3 活動事例集の概要	
1) スクールソーシャルワーカー等の活用事例	197
2) スクールカウンセラー等の活用事例	197
4 倫理的配慮	198
5 用語の定義	
1) 性的被害	198
2) 性的虐待	198
6 結果	
1) 事例数の概要	199
(1) スクールソーシャルワーカーによる事例数	199
(2) スクールカウンセラーによる事例集	199

2) 被虐待児の年齢	200
(1) 「性的虐待」における被害児の年齢	200
3) 虐待行為者の種別	201
(1) 「性的虐待」における虐待行為者の種別	201
4) 被虐待児の行動化・状態	202
(1) 「性的虐待」における被虐待児の行動化と状態	202
7 子ども性的虐待の事例調査報告についての事例検討	
1) 事例内容	203
8 事例の一覧	208
9 考察	
1) 教職員の対応をとどまらせる子どもの訴え	212
(1) 性的虐待が知られることへの抵抗	212
(2) 性的虐待における家族再統合の不可能性	213
(3) 初期対応における養護教諭の役割	214
2) 子どもへの家族の対応に見る影響	214
(1) 非虐待親の態度がおよぼす影響	214
(2) 非虐待親の葛藤	215
(3) 母親の虐待歴がおよぼす影響	216

## 第8章 児童虐待死亡事例にみる性的虐待対応の課題

1 虐待死亡事例からの検討	218
1) 通告に至るまでの初期対応	218
(1) 「速やかな」通告の履行の必要性	219
① 検証報告書から浮かび上がる問題点	219
② 問題点への対応	219
(2) 通告プロセスについて	220
① 検証報告書から浮かび上がる問題点	220
② 問題点への対応	220
2) 本事例における性的虐待への対応	221
(1) 性的虐待の軽視	222
① 検証報告書から浮かび上がる問題点	222
② 問題点への対応	222
(2) 性的虐待の開示後の対応	223
① 検証報告書から浮かび上がる問題点	223
② 問題点への対応	224

2 問題解決に向けた課題	
1) 学校における組織対応の確立	225
(1) 校内虐待対応組織の必要性	225
(2) 校内組織で対応する意味と課題	226
2) 学校において「子どもの権利を守る」意識の確立	227
(1) 「子どもの人権を守る」という基本的視点	227
(2) 学校現場で「子どもの権利を守る」とは	229
(3) 性的虐待の被害にあった子どもへの支援	230

## 終章 総括・結論

### I 総合考察

1 本研究の総括	232
1) 学校現場における性的虐待の対応の実態	233
2) 発見と通告に至るまでの初期対応における問題点	234
3) 対応における連携の困難性	235
4) 効果的な支援に向けての学校の役割と課題	236
2 最後に	239

II 結論	239
-------	-----

III 本研究の限界と今後の課題	240
------------------	-----

謝辞	240
脚注	242
引用文献	249
資料	1

## 序章 研究の視点と方法

### 1 はじめに

序章では、博士研究の枠組みを明らかにするために、博士研究の背景を述べるとともに、博士研究における目的を示す。

### 2 研究の背景と問題の所在

#### 1) 性的虐待の特徴と影響

子ども性的虐待の実態については、いまだ不透明な部分が多く、虐待の中でも特に専門的な関わりが必要である（文部科学省 2007）。ここで言う、「実態」とは、性的虐待の潜在ケースの存在や、被害児童の発達の経過、性的虐待が生じやすい危険因子、性的虐待の発見経緯や対応などであろうが、これらについては、性的虐待を受けた子どもが助けを求め早期の支援がなされなければ、計り知る手立てはない。

坪井（2001）は、家庭内性的虐待の特徴として傷害の不可視性、密室性、秘密の強要、潜在性、自己否定（自己蔑視、羞辱感、罪悪感）、易傷性、予後の深刻化をあげ、表面化している事例は、氷山の一角に過ぎないことに言及している。

また、杉山（2009）は、性的虐待は、判断や処遇、治療のどれをとっても独自性を抱えているとし、両者の論からは、性的虐待は他の虐待とは異なる固有の事項がいくつか見られる様子を示している。

そのような中、わが国では、2000年の、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）および、2008年の、「配偶者からの暴力の防止法及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法）の制定以降、性的虐待の調査や研究が徐々に進められつつあり（関東 2014）、性的虐待に関する事例研究も散見され始めた（安齊 2002；大波 2006）。それと同時に、日本においても性的虐待に対しての社会的な関心が高まってきた。2011年には、『子どもの虐待とネグレクト』第13巻第2号において、「性的虐待」の特集が組み込まれ、子どもの性的虐待の現状や対応の課題、取り組みの実践について福祉・医療・司法・臨床心理の各領域からの議論がなされた。なかでも注目されるのは、性的虐待の実態を示した山本（2011）と杉山（2011）の研究がある。

山本（2011）は、性的虐待が他の虐待と異なる点として、被害の発見や確認、立証の困難性、子どもの受ける心身のダメージと後遺症の重さ、長期支援の困難性、潜在的加害者の多さ、虐待再発率の持続的な高さ、子どもの保護や養育努力とは相容れない加害者の自覚的な支配と性的搾取、性犯罪との連続性を指摘し、性的虐待の独自性をあげ、他の虐待とは相容れぬ侵害行為として位置づけている。

また、杉山（2011）は、あいち小児保健医療総合センター外来に、2001年から2010年までの9年間に診察した1,036名（男児593名/女児443名）の子ども虐待症例のなかで

性的虐待は、180名（男児55名/女児125名）で全体の17.4%であるとし、「この17%という数字の方が、実態を正確に反映しているのではないかと思う」として先の坪井の、「表面化している事例は、氷山の一角」である様子を現実のものとしている。

こうした状況を背景に、性的虐待を被ることによる心身のダメージや影響の深さが多くの先行研究で明らかにされている。近年では、脳画像研究からの報告がなされ、子ども時代に、性的虐待を受けた場合の、脳の一次視覚野の萎縮や海馬、脳梁、前頭前野の影響が明らかにされている（友田2015；友田ら2018）。具体的には、性的虐待を受けた子どもは、左半球の視覚野の容積が8%少なく、特に、視覚野の中でも顔の認知などに関わる、「紡錘状回」の18%の減少が見られ、距離や顔の認知などに関わるとされる中後頭回の容積が、9.5%の減少し、右半球の視覚野の容積も5%少なかったとした。

また、11歳以前の、性的虐待を受けた期間と左の一次視覚野の容積減少の間には、はっきりとした相関が見られたとし、11歳前までに虐待を受けた被虐待児で発達の遅延が著しく際立っていたと指摘した。

また、視覚野以外にも記憶と情動にかかわる、「海馬は、3～5歳の性的虐待で大きな影響を受け、左右の脳の情報をつなぐ、「脳梁」は、9～10歳の性的虐待による影響が大きく、意思決定を行う、「前頭前野」は、14～15歳の頃の性的虐待による影響が目立っていたとした。このように、性的虐待の影響について多くの知見が積み上げられるほど、性的虐待の影響の深さの認識に至り、性的虐待の対応は、目を背けるわけにはいかない緊急の課題であり、虐待環境からの分離を含めた早期の救済が不可欠であると言える。早期の救済を実現するには、子どもの性的虐待を早い時期に発見し、支援に繋げるシステムを構築することが重要である。顕在化しにくいという特徴を持つ性的虐待は、周囲の大人が性的虐待を受けた子どもが発信するサインを受信する気づきの視点を養うことが求められる。

## 2) 初期対応における学校現場の課題

性的虐待を受けた子どもの発信するサインが最もあられやすい場所に、学校現場があげられる。（玉井2007；西原ら2008）。玉井（2007）は、学校が、性的虐待のセフティネットとして機能する理由としてヒューマンサービス体系のなかですべての子どもと家族に投網的に関与する権限を有しているとした。そして医療・保健・福祉といったシステムは、受益者が自らの意思でそのサービスにアクセスしてこない限り、積極的な関与がしにくい仕組みを持っており、「網の目」から漏れているケースほど、重大な問題を秘めている可能性が高いと述べ、網の目の漏れを最小限に防ぐ資源という意味からも、学校の虐待対応に際しての他の機関とは異なる利点をあげている。

西原（2008）も、虐待対応に係る諸機関との区別化として学校現場が、「網羅性」（地域の大部分の子どもたちと接触している）、「継続性」（ほぼ毎日同じ子どもを観察している）、「親密性」（子どもとの関りは密接なコミュニケーションを基盤としてい

る)の3つが保たれているとし、こうした特徴は、虐待やネグレクトを早い時期に把握し、支援を行っていく起点として特異的に重要な機能を有しているとした。

加えて、学校が性的虐待のセフティネットとして機能しているもうひとつの理由としては、子どもの性的虐待を受けやすい年齢があげられる。性的虐待が生じる年齢は、9歳前後が多く、最終被害年齢は、中学就学時に多い傾向にあることが多くの先行研究で明らかにされている。(北山 2003; 岡本 2003; 斎藤ら 2003; 藤岡ら 2006; 森田 2009; 杉山 2011; 神奈川県児童相談所 2018)。これは、他の虐待の被害年齢より、有意に高いと言える(杉山 2008)。

さらに、厚生労働省(厚生労働省 2018)が公表している児童虐待相談対応件数の年齢別推移で、身体的虐待と性的虐待を比べてみると未就学児の割合が、身体的虐待は、33.8%であるのに対し、性的虐待は、18.2%である。また、学齢児の割合は、身体的虐待は、56.6%であるのに対し、性的虐待は62.0%である。このことから、性的虐待は、身体的虐待よりも未就学児の割合が低く、学齢児の割合が高いことが理解できる。

従って、子どもの性的虐待のリスクが高い年齢に、日常的に接する機会が多い学校現場の果たす役割は大きい。このように、性的虐待対応において重要な役割を担う学校であるが一方で、対応に苦慮している現状も見られる。性的虐待は、目線で確認できる虐待跡がないため外見や外傷により発見が難しく発見の決め手としては、子どもの告白や聴き取りに頼らざるを得ない。

また、疑いがあってもその事実がつかみにくいという特徴がある(小林ら 2008)。

従って、性的虐待の事実確認やそれに伴う聴き取りなど、関係機関へ繋げるまでの初期対応が課題となっている(玉井 2010; 岡本ら 2011)。この状況を鑑みて国は、事実確認による子どもの心身の負担を防ぐための聴き取り過程や、学校をはじめとする虐待対応に関わる担当機関に準じた段階的な聴き取り手法、学校での詳細な聴き取り以前に関係機関へ繋げることの必要性など、学校における初期対応の役割に言及したガイドラインを発出した(文部科学省 2007. 2014; 厚生労働省 2011)。

また、教職員を対象とした量的研究では、学校現場が性的虐待と疑われる子どもを前にして通告を躊躇する様子や、児童虐待防止法に定められた確証がなくとも、虐待の疑いのある時点で通告をしなければならないという、通告義務(第6条第1項)の未周知などの実態が明らかとなった(才村 2007; 玉井 2009)。

さらに、養護教諭が一般教諭よりも、性的虐待の発見や対応に深く関与している現状が示唆された(玉井 2010; 岡本ら 2011)。加えて、通告により、子どもとの信頼関係が崩れることへの警戒や、保護者との関係性の悪化の危惧、通告後の子どもへの被害の増大への不安、児童相談所との連携不備などから、学校が通告に対して積極的に取り組めていない現状も明らかとなった(西原 2008; 北口ら 2016)。これらの知見からは、学校現場が抱える、「ジレンマ」の存在が浮上し、保護者や子どもとの関係性が保たれていることが

前提で営まれる学校生活において、子どもや保護者との関係性に歪が生じることへの抵抗が、円滑な連携を阻害する要因として作用していることが把握できた。

### 3) 連携が阻害される学校現場の要因

このような状況を受けて国は、教職員の研修の必要性や、法令の周知徹底を図るための通知を発出した。その内容は、円滑な連携の重要性や国が提供した教材の活用促進などで学校現場の初期対応をはじめとした虐待対応の円滑な推進を喚起した（文部科学省 2006；2010；2015；2019；内閣府 2019）。しかしながら、通告義務法令の周知度が8割から9割以上（横島ら 2007；北口ら 2016）という一定の効果は表れているものの、初期対応を取り巻く現状の改善は、充分とは言い難い。

例えば、青柳（2017）は、児童相談所職員を対象としたアンケート調査で学校側の課題として、連携に対する知識や理解の不足や、保護者との関係性の悪化の危惧による連携に際しての消極性、事例の抱え込みをあげ、福祉と教育のそれぞれの持つ事情の垣根が埋まりにくい状況を示唆している。性的虐待の早期発見には、児童相談所などの外部との連携が実効性のあるものとして機能することが必要であり（山本 2009）、連携が滞る理由を検討することは重要である。そのような状況の中で相互の連携を拒む要因についての知見も積み重ねられつつある。具体的には、福祉と教育という管轄や専門性やアプローチの相違（玉井 2006；奥村 2016；保坂 2019）、学校現場と福祉領域の価値観の違い（岩崎ら 2007；細貝 2019）、学校が抱え持つ体質の問題（岩崎ら 2007）、学校と福祉の組織体制および組織運営の相違（田中ら 2007；山野 2018）などがあげられているが、先行研究によるこれらの知見が連携の際のプロセスにおいて、どのように働くかなどの具体的な内容については、把握されていない。従って、学校現場の初期対応における現状においては、いまだ多くの問題が残されており、議論の必要性が示されている。

すなわち、教育分野と福祉領域は、子どもの人権や教育、健康的な成長、発達を保障していくことを目的とする専門職でありながら、連携の際に生じる齟齬や誤解は、協働を阻害する課題として大きく立ちはだかり、早期支援へと繋げるためには、連携を阻む要因についての検討を深めることが、不可欠であると言える。

そこで本研究では、性的虐待の学校現場の対応に着目し、子どものダメージを最小限に抑えながら、学校が関係機関に通告し、介入の手が早期に差し伸べられるための方向性について提案していく。具体的には、学校現場が直面する性的虐待対応の困難性と、初期対応での課題、性的虐待の対応における意識について調査を含めて検討し、性的虐待の早期支援に向けた実効性のある対策の構築を目標としていく。そのことで、学校現場における性的虐待対応の取り組みの推進に、貢献するものとする。

### 3 先行研究

#### 1) 先行調査に見る対応の実態と初期対応の課題

性的虐待についての量的研究としては、2009年、厚生労働省が学校現場を対象とした子どもの性的虐待についての網羅的な調査を施行した。この調査は、学校教育法に定義された全国の学校を対象とした大規模な調査で、実践者へのアンケートに基づく量的研究がなされた。（厚生労働省調査研究班 2009；2010）。分担研究を担った岡本ら（2011）は、調査の翌年の論文でわが国における性的虐待への取り組みについては、これまで、「一部の先進的な医学・司法領域を中心とした調査研究や被害者治療、先進的な児童相談所などの福祉領域における取り組みなどが行われてきた」として、「わが国における子ども虐待問題の取り組みは、早期発見、早期対応の時期から子どもと家族へのケア・支援、そして予防の段階へ入ってきている」としたうえで、「現在は、児童相談所・児童福祉施設・学校現場における発見・対応・ケア・予防に関する全国レベルの調査研究や司法における調査面接に関する研究や研修など、さまざまな活動がスタートしている」と述べ、学校現場での調査研究が推進され始めている様子を示している。

一方で、性的虐待の研究の変遷を整理した関東（2014）の調査では、性的虐待は、医療分野の研究が最も多く、教育分野における研究は、最も少ないことに言及した。具体的には、1957年から2011年までの、性的虐待関連の文献（学会誌 187 件・研究会等の専門雑誌 124 件・大学紀要 77 件・週刊文春や newweek などの雑誌 39 件・警察白書やこども白書などの官庁刊行物 8 件）435 件のうち、医療分野は 33.6%、社会・福祉分野は 23.5%、心理分野は 10.8%、司法分野は 10.3%、教育分野は 4.8% で教育分野の文献が最も少ない現状に触れている。

このように、学校現場を対象とした性的虐待の調査研究は、いまだ充分とは言えず、子どもの性的虐待の実態や課題を議論するために今後の研究への着手が望まれる。

学校現場を対象とした性的虐待の実態については、先の、厚生労働省調査研究班の調査において性的虐待事例の遭遇状況や事例に対しての認識、対応の困難性などについて一般教諭と養護教諭のそれぞれの調査が行われた。結果としては、一般教諭では、全国の学校の調査対象人数 3,734 名のうち、平成 20 年度内の一般教諭の性的虐待の遭遇率（※遭遇した経験をもつこと）は、0.9%（33 名）で一般教諭による性的虐待の発見が極めて困難である状況を示している。

また、「誰にも言わないで」という子どもの要求に対して、「誰にも言わない」という旨の返答をしているなどの対応上の問題も浮き彫りになった。さらに、学校現場と虐待者である保護者と虐待者以外の保護者（多くは、母親）との関係の困難性があげられ、虐待の確証を得られず、通告に至らなかったケースが 3 割近くあったとした。

一方で、養護教諭 133 名を対象とした調査では、性的虐待の遭遇率は、36.8%（49 名）で一般教諭に比べて高く、性的虐待対応では、養護教諭が対応する確率が高い傾向にある



ことがわかり養護教諭の適切な対応が学校現場の性的虐待の介入では必須であると言える。

また、性的虐待の把握の契機としては、9割が何らかの形で本人の訴えからであり対応の困難感としては、事実の聴き取りが最も多く、二次被害への対応、「誰にも言わないで」と頼まれたことへの対応が続いた。

学校現場の性的虐待に特化した量的研究は、他にも、岡本ら（2011）の、0府内の中学・高等学校教諭475名を対象とした調査がある。それによると、性的虐待の関与経験のある一般教諭は2.3%（11人）で、先の厚生労働省調査と比べて高い割合となっている。一方で、養護教諭の関与経験は8.4%（40人）であり、厚生労働省調査よりも低い値であった。2つの調査は、対象群の数や対象範囲、遭遇率が関与経験かなどの設問手法の違いや、調査地域の違いなど、典型的に一般化するのには、難しいものの、両調査からは、養護教諭が一般教諭よりも性的虐待事例に遭遇（関与）している割合が高いことがわかる。

さらに、岡本らの調査研究では、性的虐待に関する意識や発見状況の実態など、多角的な分析がされており、教員の7割から8割が性的虐待の判断や対応に困難感を抱いている様子が明らかにされている。しかしながら、岡本らの研究は、あくまでも実態調査が中心に進んでおり、聴き取りの際に慎重性を要する性的虐待の理解や事実確認、初期対応の学校現場の実情についての言及は、ほとんどされていない。従って、学校における初期対応において実際の通告に繋がる際の聴き取りの場面で学校現場が、どのような困難感に直面しているのか、そうした場合に、どのような対処をしているのか、また、そのために留意をしている点は何かなどの詳細については、十分に検討されているとは言えない。

## 2) 先行調査に見る児童虐待全般の実態と課題

1)で見てきたように、性的虐待の実態を調査した先行研究では、性的虐待の顕在値が元来、低いこともあるが、養護教諭の性的虐待の関与の割合が、一般教諭に比べて高い傾向にあることが把握できた。すなわち、性的虐待においては、学校現場での関与経験は、少ない傾向にあるが養護教諭は、性的虐待を受けた子どもとの接触が一般教諭より高い傾向が見られた。

一方で、調査によりばらつきも見られ、このことは、性的虐待の定義の基準や性的虐待の捉え方、関与経験の範囲の解釈など性的虐待においては、統一的な見解が保たれておらず、曖昧な理解が根付いている状況であることが理解できる。性的虐待においては、以上のような結果が見られたが、児童虐待全般においては、どのような傾向が見られるのだろうか。児童虐待全般の、一般教諭ならびに、養護教諭の遭遇率や関与経験の割合も、いくつかの報告がなされている（小林ら2003；荒木田ら2004；文部科学省2006；音ら2009；岡本ら2011；北口ら2016）。荒木田ら（2004）は、養護教諭の48.6%が過去5年間に、児童虐待または、児童虐待が疑われるケースへの対応を経験しているとし、また、文部科

学省調査（2006）では、虐待を疑われる事例に関わった経験を持つ教職員の割合は、学齢期で32.4%であったとした。さらに、音ら（2009）は、児童虐待に関わった経験のある養護教諭は53.5%で、約5割を占めていたとした。

また、岡本ら（2011）の調査研究では、一般教諭の56.0%に、児童虐待に関わった経験があり、養護教諭の76.9%に、児童虐待の関与経験があるとした。また、北口ら（2016）は、一般教諭の62.3%、養護教諭の73.8%に児童虐待の対応経験があるとした。

さらに、小林ら（2003）の小、中学校の教師78名を対象とした調査では、被虐待児に、「直接かかわったことがある」と答えた割合が18%で間接的に関わった教師の割合を加えると約半数（46%）の教師が、直接・間接的に虐待されたもしくは、その疑いのある子どもと接した経験があるとした。これらからは、調査により、多少の開きはあるが一般教諭および養護教諭は、性的虐待に比べ、児童虐待に関わった経験の割合は高く、一般教諭は、3割から6割に児童虐待の関与経験があり、養護教諭では、5割から8割近くに児童虐待の関与経験があることが報告された。

さらに、調査では、校外の研修や勉強会への参加経験のある人や、研修の受講時間が長いほど児童虐待の対応や疑った経験の割合が高いこと、9割を超える養護教諭が、児童虐待に関心を持ち、早期発見への役割意識が高いが実際に介入できない困難感を抱いていること、児童虐待の校内体制が、整っているとは言い難いこと、児童虐待防止に向けて国が提供している教師向けの指導資料や啓発資料を、「読んでない」、「存在を知らない」教師が、約5割にのぼること、要保護児童対策地域協議会の認知度は、わずか2割強であったことなどが明らかにされた。

### 3) 学校現場の初期対応で遅れをきたす要因

1)、2)の調査からは、児童虐待全般に関わった一般教諭や養護教諭の割合は、性的虐待に関わった割合よりも、高い傾向にあることが明らかとなった。このことは、虐待はすでに、子どもが在籍する学校において特殊な問題ではないことを示唆している。加えて、性的虐待は、元々の絶対数が少ないことから、一般化はできないが、教職員が性的虐待に関わった割合の低さからは、性的虐待は、学校現場において少なくとも他の虐待に比べ、発見や対応が困難な虐待であると言える。先に述べたように、性的虐待の発見においては、子どもの告白が中心を占める。

従って、日々の生活の営みの中で、子どもと身近に接する機会の多い教職員の虐待対応を担う役割は大きい。特に、性的虐待に関しては、子どもからの告白を敏感にキャッチし、即座に児童相談所へ繋げていく構造を構築することが重要である。

しかしながら、学校現場では、虐待の確証がないという理由で、通告を躊躇する様子も明らかになった（才村2007；西原2008）。才村（2007）は、約7割が通告要件として、「虐待の確証があるとき」と答え、西原（2008）は、教職員の87.3%が通告をする際に、

「虐待の確証がある場合」をあげているとした。

これらから、学校現場は、虐待の確証を得てから通告へ踏み切る傾向が強いことが見て取れる。この状況を踏まえ、国も児童虐待の疑いがある場合には、確証がなくとも、関係機関へ連絡・相談する旨をあらためて通知した（文部科学省 2010）。性的虐待は、即時の救済が求められる虐待である（柏女 2001）。

従って、確証を得るために費やされる時間は、性的虐待の発見に遅れをきたすことになる。確証を得ようとするのもう一つの弊害として、子どもへの影響が考えられる。性的虐待の場合は、確証を得るためには、子どもへの聴き取りが主要な判断材料となる。

しかしながら、性的虐待は、虐待の事実が語られにくいという特徴を持つ（北山 1997；森田 2004；北山 2007；菱川 2007）。実際に、大人になるまで打ち明けない割合が、2割から4割あるという報告もされている（ロジャー・JR・レヴェスク；2001 菱川. 2007）。

さらに、語りを強要することによる弊害も多く指摘されている（石山 1994；クレア・パーク・ドラッカー 1997；奥山 2002；津崎 2003）。津崎（2003）は、審判のプロセスで繰り返し話を聞かれ、子どもが耐えられなくなり、自殺してしまった事例が現実に行き起きているとし、繰り返し語りを強要させられることの危険性を指摘している。このように、学校現場で子どもから性的虐待の確証を得ることは、慎重にならざるを得ず、確証を得ようとする姿勢は、ともすれば、子どもの心身に深いダメージを負わせる行為であることを認識する必要がある。しかしながら、これらについて学校現場がどれくらいの意識を保持しているのかの実践研究は、されておらず、学校現場の初期対応の具体的な実態は、これまで十分に検討されていない。最近になって国は、性的虐待を受けた子どもに対し、開示を強要することの危険性に配慮し、繰り返し同じことを聞かれる心理的負担に配慮して、全国の児童相談所や警察、検察に対して、1回の聴き取りで面接を終える、協同面接の取り組みを開始（厚生労働省 2015）しているが、学校現場においては、語ることによる二次被害に配慮した現実的な取り組みは、今の所なされていないのが現状である。

#### 4) 遅れをきたす要因としての確証を得ようとする背景

このように、性的虐待の初期対応においては、特に、慎重な姿勢が求められる。一方で、虐待環境からの早期の分離のためには、学校現場から児童相談所や市町村への情報提供を含めた通告が滞りなく行われることが重要である。従って、確証を得ようとする時間を費やすことや、それに伴う子どもへのダメージは、避けていかなければならない問題である。本研究の内容として探求していきたい仮定としては、教職員が確証を得ようとする背景に、様々な要因があるのではないかという視点を設定する。その一端を示す研究も蓄積がされつつある。具体的には、教職員は、確証がなくとも、疑いの段階で通告義務を要する法令の周知は、ある程度、浸透していることが明らかとなっている（横島ら 2007；西原 2008）。

例えば、横島ら（2007）は、84.0%に、通告義務が認知されており、西原（2008）の調査では、教職員の約7割が通告は、確証がなくとも疑いの段階でできることを周知していたことが報告されている。つまり、学校現場では、通告の際に、確証を得る必要がないことは、理解をしているものの、確証を得ようとする意識や行動が働くことが考えられる。

これらの状況について玉井（2006）は、通告義務の法令の内容はある程度、周知されているにもかかわらず、こうした学校現場が法的に義務づけられていない、「確証探し」に努力してしまうことや、その結果として通告が遅れてしまうことは、しばしば、「抱え込み」という言い方で批判をされ、こうした学校側の姿勢は、福祉領域などでも問題視されているとした。

また、才村（2007）は、教職員は、自分なりの根拠がなければ、通告するのは、心情的に難しいとした。従って、学校現場は、通告をした理由の明確化を求めようとする傾向があるものと考えられる。以上のような状況から、確証がなくとも、通告の義務が生じるとされる共通意識を、学校現場に浸透させることは必須であると言える。国は、これらの課題を解決するために、学校現場に対して教職員用研修教材、「児童虐待防止と学校CD-ROM」（文部科学省2009）を、全国の学校に配布し、速やかに虐待対応へ繋げるために、教材の活用を喚起した（文部科学省2010）。しかしながら、2）でも示したように、教材の存在を知らない教職員が4割から5割以上（文部科学省2006；総務省2010）いることが明らかになった。また、田中ら（2007）は、教職員の児童虐待に関する研修への参加は、全く、「なし」が4割近くあるとした。

さらに、小林ら（2003）は、虐待に関する研修を受けたことがない教師は、9割（89%）であったとして、学校における初期対応を含めた研修の実施や、初期対応における理解の浸透は、充分であるとは言えない現状がうかがえた。

## 5) 連携を困難にさせる要因

4) で示したように、学校現場では、通告の際に確証を得ようとする心情や行動が強く働く傾向にあることが明らかとなった。玉井（2007）は、この状況を、地域資源としての学校の立場や組織的な性格が生み出す構造的な問題として捉え、機関間の連携にあたって配慮すべき点であるとしている。

こうした状況の中、学校現場が初期対応において、確証を得ようとする要因や、連携を困難にさせている要因についての知見もいくつか散見し、教職員の心情や学校組織が抱える体質としての論も見られる（玉井2007；岩崎ら2007；岡本ら2017）。

玉井（2007）は、確証さえあれば、家庭との関係悪化もやむを得ないという心理的なアクセラが働くとし、岩崎ら（2007）は、教職員は、限界まで自力対応の道を探らなければならないという根強い姿勢があり、この姿勢は、伝統的に学校に担わされてきた責任の大きさによる所も多く一概に責められないとした。

また、岡本ら（2017）は、学校現場の連携は、簡単ではないとしたうえで、現実原則が優先される学校現場において、教師の毅然とした態度が求められ、虐待にともなう不登校などは、指導が必要なケースとなり、連携をすることは、教員自身の指導力のなさを露呈することになるとし、指導を優先せざるを得ない学校現場の体質をあげている。

さらに、領域や職種別の思惑の違いや価値観についての違いも検討されている（田中ら 2007；西野 2018；細貝 2019；）。田中（2007）は、児童虐待対応の連携の際の、関係機関のデメリットとして価値観の相違により合意形成がされにくいという回答が6割あったとし、細貝（2019）は、児童虐待の連携に関する阻害要因として価値観やアプローチ法の違い、緊急度・重要度・必要性の認識の違いを指摘している。

さらに、学校教育と、児童福祉の基本的立場の違いを指摘している論も見られる（山野 2018；保坂 2019）。山野（2018）は、児童福祉が、要保護状態の子どもに対して対応するのに対して、学校教育は、一律に教育を受ける子どもという観点の違いがあり、学校は、子どもに平等であることを重視し、子どもがどんな出自であろうと平等に見るべきだという倫理観に基づいているとし、福祉と教育の視点の違いを指摘している。

また、保坂（2019）は、そもそも、学校教育と児童福祉は、その基本的スタンスに大きな違いがあるとした。具体的には、学校教育は、ゼロからプラスへ方向（掛け算ができない子どもに、九九を暗唱できるようにする）であるのに対して、児童福祉は、マイナスからゼロ（経済的に困窮する家庭を何らかの制度を使ってプラスの状態へ支援していく）へ方向であるとし、また、学校教育は、日々の教育実践を通して、集団（学級）に働きかける形が基本であるのに対して、児童福祉は、間隔をあけた訪問を通じて、個人への働きかけが基本となるとして関わり方のアプローチを含めた基本的スタンスの違いを強調している。

さらに、山野（2018）は、学校現場の組織の仕組みが、事例の抱え込みが生じやすくさせているとした。具体的には、学校は、担任から校長へ報告があがるライン組織になっているわけではなく、日常の連絡を、複数の者が確認、サポートできる体制があるわけではないとし、この、「鍋蓋組織」の構造が、教師による抱え込みを生じさせているとした（※鍋蓋組織：管理職である校長・教頭以外は、職位に差がない教諭が大多数を占めていること（文部科学省 2007））。

さらに、閉鎖的な学校の組織ゆえに、教師が孤立しやすい状況があり、虐待事案の抱え込みが生じやすいとされる論も見られる（柏女 2001；井上 2015）。

また、柏女（2001）は、学校は、「学級王国」、「子どもは担任のもの」という閉鎖的な意識がまだまだ残りたとえ虐待を疑っても、よそのクラスの子どものことに口出しできないと語る教師が本当に多いとし、井上（2015）も、学校という機関は、「管理職を除いては、横並び」という特殊な指揮命令系統である、いわゆる、「学級王国神話」（※他の学級には干渉しない文化）のもとに、たがいに干渉せず、孤立しやすい現状があるとした。

## 6) 先行研究から導かれた本研究の目的

2の先行研究1)から5)で述べてきたように、性的虐待の発見の役割を担う学校現場は、性的虐待の相談をされたときの対応に、困難性を抱いている現状が見えてきた。具体的には、初期対応において性的虐待の確証を得ようとする意識が強く働き、関係機関への通告を躊躇したり、遅れがちになる様子が理解できた。さらに、児童相談所などとの関係機関との連携に困難感を抱いている状況が明らかとなった。

以上のように、学校現場が直面する対応の困難性や、通告への懸念により支援や介入に遅れをきたす初期対応の問題をいかに改善していくかは、性的虐待対応における中心的なテーマであり最も難しいテーマであると言える。従って、本研究に性的虐待の対応の困難性や初期対応の課題の検討をテーマに据えたのも、これらの理由による。

さらに、本研究で施行した調査で重点を置いた、対応の際に生じる教職員の意識の傾向を把握していくことは、性的虐待の、今後の対応を展望するうえで必要であると考えた。

なぜならば、これまでは、個別のケースから性的虐待の対応について議論されることはあったが、現場にいる教職員が、性的虐待問題をどのように捉えているかの議論がなされることは少なかった。

そこで、本研究の内容としては、①まずは、児童虐待全体の実態をつかみ、②性的虐待の取り組みや対応の現状、性的虐待の特徴を理解したうえで、③性的虐待における学校現場の対応の現状を把握し、④初期対応を含めた課題を整理し、⑤学校現場が直面する対応の困難性を明らかにし、⑥調査を通して、最近の学校現場の性的虐待の対応や教職員の性的虐待にまつわる意識の傾向を分析したうえで、⑦効果的な支援に向けた学校の役割を明らかにしていく。以上の内容で、研究を進めることとする。

## 4 研究目的と意義

2の6)の内容を踏まえて、本研究の目的として、

- (1) 先行研究を概観し、わが国の児童虐待および、性的虐待の実態を明らかにし、学校現場が直面する対応の困難性や初期対応の課題を整理していく。
- (2) 調査を通じて、学校現場における性的虐待の対応の実態や教職員が対応の際に抱く意識の傾向を明らかにする。
- (3) 事例検討を通して、性的虐待対応の特有の問題点を検討する。
- (4) 児童虐待事例の検証報告の検討を通して性的虐待の対応の問題点を明らかにする。
- (5) (1)～(4)を検討したうえで、性的虐待の効果的な支援に向けての学校現場の役割と課題を明らかにする。

本研究の意義としては、性的虐待の対応の実態を把握することで初期対応を始めとする対応の各段階において学校現場に求められる効果的な支援に向けての学校現場の役割と課題を明確にすることがあげられる。

加えて、学校現場が、性的虐待問題について、どのような考えやニーズをもっているかを明らかにしたうえで、性的虐待問題の対応を検討することは、これまであまりなされなかった研究である。従って、学校現場の役割をあらためて認識し、学校の役割を体系化しながら理解するための基礎的な資料となることが期待できる。これにより、性的虐待対応における今後の対策についての意識が高まり前に進むことを期待する。

## 5 研究方法

3の研究目的を念頭に本研究は、以下の方法で行っていく。

- (1) これまでの文献や先行研究を概観しながら性的虐待および児童虐待についての取り組みの歴史や実態を把握する。
- (2) 文献やインターネットで検索した資料をもとに、欧米諸国やアジアの児童虐待対応のしくみや取り組み、性的虐待対応の実態や初期対応について整理する。
- (3) 静岡県内の小、中学校の養護教諭を対象とした質問紙調査を実施し、学校現場の性的虐待対応の実態や性的虐待に関する意識、周辺知識の理解度を把握していく。
- (4) 学校現場に関連した事例集および児童虐待事例の検証報告書をもとに、学校現場の性的虐待対応の問題点を明らかにしていく。  
そのうえで効果的な支援に向けて学校の役割と課題を明らかにしていく。

## 6 本論の構成と各章の概要

### 1) 論文の構成

本論の構成を述べる。

本研究は、序論および第1章から終章まで10の章から構成されている。

序論では、研究の背景と問題の所在、先行研究、研究の目的と意義、研究方法、本論の構成、用語の定義について述べる。その後、わが国の児童虐待の実態について概観する(第1章)。次に、欧米諸国ならびに、アジアなど諸外国の虐待対応の取り組みについてのモデルの把握を試みる(第2章)。次に、わが国の子ども性的虐待の実態について多角的に分析する(第3章)。続いて虐待を受けた子どもと日常的に接する学校現場を取り上げ、児童虐待の実態を把握する(第4章)。次に、学校現場における性的虐待の実態を把握する(第5章)。そして、学校現場での性的虐待対応の実態をさらに把握するために、A県内の公立小、中学校の養護教諭459名を対象に行った質問紙調査をもとに、学校現場の性的虐待対応の現状と問題点を洗い出し、対応の際の意識の傾向について分析する(第6章)。さらに、学校現場の性的虐待の取り組みの現状と性的虐待の特有の対応状況を詳細に見ていくために、学校現場を対象とした事例集をもとに、検討を試みる(第7章)。最後に、近年生じた虐待死亡事例の検証報告書をもとに、通告に至るまでの初期対応の課題と、性的虐待対応の課題をまとめ、対応に際しての必要な視点を提案していく(第8

章)。最終章では、性的虐待の効果的な支援に向けての学校の役割を明らかにし、提案を含めた結論、研究の限界、今後の課題について述べる（終章）。

## 2) 各章の概要

第1章では、わが国の、児童虐待問題の取り組みの歴史を理解するために、諸外国の歴史を概観した後、わが国において児童虐待に関心を持ち始め、問題に取り組む活動が推進され始めた経緯を、国の施策および児童福祉法や児童虐待防止法などの法令をもとに検討した。また、1990年から計上された児童相談所における児童虐待の相談対応件数ならびに警察庁における検挙率の推移を概観し、虐待の発生状況や虐待が生じる年齢、虐待者の傾向を整理した。さらに、虐待を被ることによる子どもへの影響を分析し、虐待を受けた経験が大人になって継承されていく世代間連鎖のしくみを取り上げ、児童虐待問題の早期の取り組みの重要性を述べた。

わが国では、児童虐待の取り組みが本格化したのは、1990年後半に入ってからであった。

1957年に久保撰二が、『近親相姦に関する研究』を執筆していたが、1970年代までは、性的虐待を主題とする研究は、ほとんど見当たらず、世論で性的虐待が取り上げられたのは、1990年代後半になってからであった。諸外国では、1946年に、医学的検査の客観的な証拠をもとに、児童虐待が明るみとなり、1962年に Buttered child syndrom の存在が浮き彫りになったことで児童虐待への関心を引き寄せた。わが国の児童虐待への取り組みが諸外国に比べ、30年ほど遅れたのは、1980年代にいじめや校内暴力、非行などが大きな問題であったことが考えられた。1990年後半になると専門家たちが欧米の児童虐待とその対策の動向を一斉に日本に紹介し、わが国の児童虐待への関心は急速に高まった。

2000年になると、「児童虐待防止法」が制定され、児童虐待防止についての実践的な取り組みの広がりを見せた。児童相談所の相談対応件数の推移としては、「児童虐待防止法」が制定された2000年から2018年まで、約9倍の伸びを示している。これらは、多くの虐待事件が社会の関心と呼び起こしたことが大きいと言えた。児童虐待は、身体的虐待と心理的虐待、ネグレクト、性的虐待の4種類があるが、近年は、心理的虐待の増加が著しく、これは警察からの相談でDV相談時に認知される同伴児の通告が始まったことで警察からの通報が増えたことが大きい。

一方で、2018年度の児童相談所における相談対応件数を見ると、性的虐待は、1,732件である。2000年の相談対応件数は、754件であるから2000年から2018年までは、およそ1,000件の増加であり、横断的な伸び率の統計においては、他の虐待に比べると変化が見られないのが特徴である。しかしながら、2018年度の警察の検挙率を見ると、身体的虐待に次いで性的虐待が多く（226件）、他の虐待に比べ検挙される率が高いのが特徴である。このことから性的虐待は、検挙に至る重篤なケースが多いと言える。



また、杉山（2011）と岡本（2011）は、子どもに虐待した母親の4割に、性的虐待の既往があるとしたが、性的虐待の既往のある母親が児童虐待に至るまでのメカニズムを明らかにした知見は、今の所見当たらない。一方で、児童虐待を受けた母親が自分の子どもを虐待する割合は3割（久保田 2019）で、性的虐待の既往率の4割に比べて低い傾向にあった。従って、性的虐待の早期介入と予防の必要性が求められた。

第2章では、第1章を受けて、わが国の性的虐待および児童虐待問題への取り組みの比較検討を目的に、諸外国モデルを概観した。対象国は、虐待先進国として先駆的な取り組みを見せる米国と日本とは、社会身分制度も異なり、古くから虐待問題への取り組みを見せる英国、日本と民族的にも文化的にも類似した背景を持つ韓国の3国である。

各国の虐待対応の取り組みの歴史や、取り組みの現状を追っていく中で、児童虐待問題に取り組む歴史の違い、日本とのシステムの違いや性的虐待における初期対応の取り組みの違いを検討し、今後、日本の児童虐待対応のモデルとなる要因の提案へと繋げた。方法としては、先行研究や専門機関が発出する視察資料および、インターネットからの検索資料を根幹とする文献研究を中心とした。

米国では、1962年に、子ども虐待は、親自身が子ども時代に感情的に満たされなかった経験に由来するとした虐待の病理モデルが提示され、児童虐待の研究が早期から着手されていた。対応の特徴としては、虐待者による教育体制の充実があげられた。米国では、家庭裁判所が子どもの分離を決定する際に、親に対して教育プログラムの受講を命ずることが多く、こうした司法による、「治療命令」は、虐待した親を処罰する司法モデルだけではなく援助をも提供しようとする社会心理的モデルへ展開する中で生み出された。性的虐待の本格的な取り組みは、1970年代に始まり、対応のあり方や研究、実践の積み重ねなど、わが国と比べて20年から30年早いとされた。性的虐待の統計数は、子ども虐待全体の10%を占めるが、わが国の児童虐待防止法における性的虐待の定義の範囲の違いと通告に罰則義務があることが反映されている。初期対応では、子どもの心的ダメージの軽減に配慮したファレンジック・インタビューの取り組みが1980年代から始まった。インタビューは、米国の多様性のある人種を鑑み、異文化における性の知識や態度に対する分析が加味されているなどの特徴がある。

英国では、1975年頃から様々な虐待事件を通してシステムや意識の改革が行われた。具体的には、子ども保護を第一優先とする構えから、親の権利と子どもの権利の均衡を経て、家族支援の重視、機関連携の強化が図られた。特徴としては、親のケース会議への参加など、親とのパートナーシップが重視されていることであり、現在の、英国の取り組みの共通基盤へと発展した。様々な事件を経た過去の経験に学ぶ、「経験主義」の哲学が、虐待施策の発展に活かされた。性的虐待については、1987年の事件が性的虐待の社会の関心を引き寄せた。性的虐待の事実確認については、警察とソーシャルサービスの共同体制が取られ、早期に警

察の介入がなされている。子どもの治療においては、標準化されたプログラムや明確なガイドラインはないものの、心理教育的アプローチやカウンセリングなどが形態化され、治療体制が整備されている。

韓国の、児童虐待問題の本格的な取り組みは、2000年の、「児童福祉法」以降であり、わが国と類似している。日本との大きな違いは、児童虐待の専門機関が対応機関として整備され、地方自治体や警察、司法との連携が進んでいる点である。

また、児童虐待の虐待者の定義が、「保護者を含む成人」に規定され、定義の範囲が広いのが特徴である。従って、保護者以外の親族による性行為も性的虐待と定義され、対応件数は日本より多い。定義については、韓国以外でも、国際的にも性的虐待は、親からの虐待のみならず、年長者からの権力を用いて性的に子どもを乱用することのすべてを指す言葉である（奥山 2007）。わが国の児童虐待防止法の定義は、虐待者は保護者あるいは、監護者に限られるため、諸外国に比べて対応件数は少ない。韓国では、性的虐待について1990年後半から性的虐待防止の法的かつ実務的な制度が国をあげて整備され、日本より進歩した制度とサービスを提供するに至った。具体的には、1990年代に女性の人権運動の高まりにより、「児童福祉法」を補完する役割を果たす法律として、性暴力関連2法や、家庭暴力関連2法が成立したことは、日本の児童虐待対応の法制度化の流れと大きく異なる点である。つまり韓国では、1990年代から性的虐待に対する支援が行われ始めていたことになる。特に、ワンストップセンターの充実が目覚ましく、いち早く性的虐待の支援に対しての受け皿が整備されてきた歴史があり、治療プログラムが整えられつつある。

第3章では、わが国の性的虐待の実態について、先行研究の知見をもとに概観した。はじめに、性的虐待への取り組みや研究の変遷を述べた。そして第1章の、児童虐待の実態を視野に入れながら、性的虐待が生じやすい年齢や主たる虐待者などの性的虐待の現状を把握し、性的虐待の発生要因や、性的虐待を被ることへの影響に見られる特徴の分析を行った。さらに、性的虐待における聴き取りの困難性について、二次被害の影響や児童相談所での聴き取りの取り組みについて概観した。それにより他の虐待との相違を整理しながら、性的虐待の独自の対応の取り組みへの提案へと繋げた。

性的虐待は、臨床心理学分野において早くから研究の中心を占めていた。1890年代にFreud, S（フロイト）は、近親相姦による性的虐待が、心におよぼす影響を精神医学的に初めて公言した。先に述べたように、わが国では、1957年に久保撰二が、『近親相姦に関する研究』を執筆したが、性的虐待の研究が本格化したのは、1990年代からで文献も飛躍的な拡大を見せた。2000年に入り、「児童虐待防止法」を境に取り組みが加速化された。これは、「児童虐待防止法」において、「性的虐待」という用語が確立されたことの意味が大きい。2000年代に入り、性的虐待の早期発見や対応に関する文献が多く執筆され、その背景には、各分の議論、実践の深まりと役割の意識化が進んだことが大きい。

性的虐待の初発年齢は9歳代が多く、小学4、5年生がひとつのピークとされ、他の虐待に比べて初発年齢が高い。2018年度の児童虐待相談件数によると児童虐待件数は、小、中学校で全体のおよそ半数を占めた。一方で、性的虐待は、未就学児の割合が低く、(身体的虐待 33.8%・性的虐待 18.2%)、学齢期の割合が高い(身体的虐待 56.6%・性的虐待 62%)傾向にあることがわかった。このことから、虐待リスクが高い年齢に日常的に接する機会が多い学校現場の果たす役割は大きく学校が、性的虐待対応の要として機能していると言えた。虐待者は、実父の割合が多いが兄が性加害者として多いことが確認された。

また、性的虐待は、症状の遅延性と言われる虐待の後遺症状が、時間を経てから生じる特徴が見られ、4割程度に遅延性を示すことが明らかとなった。性的虐待の特徴のひとつとして被害児童は、性的虐待を語るができない傾向にあり、成人になっても打ち明けない割合が4割弱であった。子どもに繰り返し語りを強要することは、二次被害を招く事態となるが国は、2015年から多機関が一度で聴き取りを行う、「協同面接」を推進し、子どもの心理的ダメージの軽減を試みた。協同面接の実施率は、近年7割に達している。性的虐待の発生理論については、虐待者とアルコール依存症の関連が強く、内的抑止力が働かない状態で性的虐待が生じやすい傾向にあることが明らかとなった。また、物理的にも精神的にも母親の不在が危険因子とされ、母親代わりに家事や父親の世話をする代理母としての役割を担っている場合や、母親が父親に支配または、虐待されているDV家庭に性的虐待が多く生じることが明らかとなった。久保の事例(1957)31事例では、虐待されたすべての子どもが代理母としての役割を担わされやすい長女であった。

性的虐待の影響については、戦争体験と性的虐待体験の類似性を唱える論もあり、影響は深刻であることが確認された。1の1)で示したように、近年では、虐待を受けたことの影響について、性的虐待は、脳の器質的な変化を引き起こすことが脳画像研究で明らかにされた。このように、性的虐待の影響について多くの知見が積み上げられるほど、性的虐待の影響の深さの認識に至り、性的虐待の対応は、目を背けるわけにはいかない緊急の課題であると言える。従って、虐待環境からの分離を含めた早期の救済が不可欠である。

第4章では、学校現場における児童虐待の取り組みの現状について検討を試みた。前半では、児童虐待全般について年代ごとに、国と行政の取り組みの展開を分析し、現在の取り組みに至る経緯を検討した。加えて、これまでの量的研究をもとに、教職員における児童虐待の遭遇経験や関係法令の周知度、対応の困難性や児童虐待問題に関わる意識を明らかにしたうえで学校現場が児童虐待問題に関わる際の問題点を検討した。また、学校と関係機関との連携が滞る要因について6つの視点から考察した。さらに、通告への懸念などを含めた初期対応の課題を明らかにし、通告に対する概念の変容を提起した。そのうえで児童虐待問題の特徴と課題を明確にした。

学校における児童虐待への関心は、2003年の岸和田事件に始まる。この年を、「教育界の虐待元年」（小林 2004）と位置づけ取り組みが本格的に開始されたとされる。

第4章で、児童虐待対応について明らかにされた内容は、以下の通りであった。

- 1) 虐待の確証がなければ通告をためらう傾向が7割であった（才村 2007）。従って通告は、子ども家庭を守るための連携や支援の始まりであるという概念の共通認識が必要である。
- 2) 教職員の法令の周知度は、「早期発見義務」は、7割から8割で（横島ら 2007；西原ら 2008）、「通告義務」は6割以上で周知されていた（玉井 2006；岩崎ら 2007）。
- 3) 一般教職員の児童虐待の関与経験は、約3人に1人以上であった。これらから児童虐待は子どもが在籍する学校現場において特殊な問題ではないことが明らかとなった。
- 4) 学校は、必ずしも虐待を早期に発見できるとは限らないが、早期発見の役割があると考え意識が高いことが明らかとなった。
- 5) 学校は、早期発見の役割意識があるが、介入の役割意識は低い傾向にあった。
- 6) 困難性としては通告に関することや保護者や子どもへの対応、校内連携があげられた。
- 7) 関係機関との連携が対応の困難性としてあげられた。要因としては、学校の伝統的な文化や、支援方針や役割についての相互機関の認識不足、教員側の多忙などが考えられた。
- 8) 児童虐待に関する研修の受講率が低い一方で、研修や教育の充実を求める意識が強いことが明らかとなった。しかしながら、教職員の多忙などの理由から研修への参加が適わない現状が見て取れた。
- 9) 国が学校に向けて配布した教材の認知度は、5割に過ぎず、福祉領域で活用されている教材の使用率の8割に比べると低い傾向にあった。理由としては、児童虐待は、家庭内で生じる問題と言う意味合いが強く、虐待は、福祉領域が取り扱う問題で、学校には、直接関係ないという意識が働くことが関与していると思われた。これらは、教職員の早期発見の役割意識が高いが介入の役割意識が低い傾向にあることからもうかがえた。

第5章では、学校現場における性的虐待の取り組みの現状について検討を試みた。

国が発出するガイドラインおよび、厚生労働省班の分担研究をもとに、学校現場の性的虐待の対応の際に必要な性的虐待の特徴を整理した。加えて量的研究の先行知見をもとに、教職員における性的虐待の遭遇経験や対応の困難性、性的虐待対応にまつわる意識を明らかにしたうえで、性的虐待の対応の問題点を検討した。さらに、学校現場の主要な役割である初期対応の際の聴き取り手法の理解と対応にチームで取り組むことの有用性を検討した。

第5章で、性的虐待対応について明らかにされた内容は、以下の通りであった。

- 1) 教職員の性的虐待の関与経験は、児童虐待全体の関与経験より少ない。一方で養護教諭が性的虐待を発見または関与したケースは一般教諭より多い。このことから養護教諭が性的虐待対応において主要な役割を果たすことが明らかとなった。
- 2) 性的虐待の発見の契機は、子ども本人の訴えが多く、担任や養護教諭などの身近な大人に相談するケースが多く見られた。
- 3) 対応の困難性としては、子ども自身に関することや事実関係の聴き取り、虐待者である保護者への対応や関係機関との連携があげられた。通告への懸念については、児童虐待と同様に対応上の課題としてのぼった。
- 4) 虐待全般に比べ、性的虐待の対応に困難感を抱く傾向が見られた。また、性的虐待は、他の虐待に比べ、判断や対応が難しいと認識される傾向にあることが明らかとなった。
- 5) 学校現場が性的虐待問題に、立ち入ることができないと考える傾向にあることが明らかとなった。また、性的虐待は内面に与える影響が大きく、特別な配慮が必要で他の虐待に比べ、「家庭内の虐待」という意識を強く保持していた。
- 6) 子どもが、「誰にも言わないで、と相談者以外に知られることに抵抗を示した際に、通告を控える傾向にあることが明らかとなった。
- 7) 相談者以外に知られることに抵抗を示す子どもの気持ちとしては、被害を受けたことによる罪悪感や家族を傷つけてしまうことへの不安、馴染んだ環境や人間関係が絶たれてしまうことへの不安、今より困った状態になるのではないかという不安が考えられた。
- 8) 通告までの聴き取りで困難感を抱く教職員が多いことが明らかとなった。
- 9) 性的虐待対応には、教職員個人の抱え込みを防ぐためや早期の支援に繋げるために、組織対応が重要である。しかしながら学校は、連携や協働をするノウハウやシステムを培ってこなかった歴史があり、連携が機能しにくい状況を生み出していた。

このように、第5章までは、対応における傾向や現状、困難性の内容などを文献や先行研究によって明らかにした。これらの知見から、養護教諭が性的虐待対応のキーパーソンとなっているが、養護教諭を対象とした調査は少ないことから養護教諭がどういう意識で対応にあたっているのかなどの詳細について明らかにするために、第6章では、静岡県内の小、中学校の459校の養護教諭を対象とした質問紙調査を実施した。

第6章では、第5章を受けて近年の学校現場の性的虐待対応の実態を明らかにするために、静岡県内の公立、小、中学校459校の養護教諭を対象とした質問紙調査を実施し、量的分析および質的分析を行った。そのうえで、学校現場の性的虐待の対応に際しての実態や養護教諭の性的虐待に対する意識の持ち方、性的虐待に関する周辺知識の理解について概観した。

今回の調査では、回収率が 48.4%という結果を得ることができ、養護教諭の 5 人に 1 人が性的虐待事例に関与した経験があり、養護教諭や一般教諭が直接、相談を受け性的虐待を発見したケースが 6 割以上であったことが明らかとなった。このことから、学校現場が性的虐待対応に際し、重要な役割を担う実態が明らかとなった。

また、子どもは身近にいる養護教諭や担任などに直接訴えることで性的虐待が発見される傾向が明らかになった。また、学校は、性的虐待の発見や対応に効果的に関与できると考え、発見と通告という役割の認識はあるものの、対応経験の不足や性的虐待への理解の不足から対応に抵抗を示す傾向にあることがわかった。実際に、関与経験のある養護教諭 45 名のうち 3 名 (7%) が外部機関には相談をしなかった。

また、実際に性的虐待を把握する前に虐待を疑っていた割合は 2 割に過ぎず、介入に向けた対策や研修や教育への参加を望む意識が高いことが理解できた。性的虐待に対する関心は高く性的虐待のテーマの重大性や問題の複雑さに理解を示している様子が明らかになった。一方で、司法面接の認識は 6.9%に留まった。これらから、性的虐待問題への関心が高く、研修に参加する意欲はあるものの参加が適わなく対応や知識についての理解が行き届いていない現状が見て取れた。

本調査では、「養護教諭の職務経験」と「性的虐待の関与(遭遇)経験」の有無、「養護教諭の職務経験」と「性的虐待の対応に関する意識」の質問項目(4問)と、「性的虐待についての意識や認識」質問項目(6問)および、「性的虐待の関与(遭遇)経験」の有無と、「性的虐待の対応に関する意識」の質問項目(4問)と「性的虐待についての意識や認識」質問項目(6問)の間でクロス集計を行い、項目間の関連の有無について $\chi^2$ 検定を実施した。

尚、職務経験については、尺度の均等を図るために 10 年ごとの経験年数で検定を行った。その結果、以下の 4 項目に有意差が認められた。

- 1) 「職務経験年」と「関与(遭遇)経験」の有無 ( $p < 0.036$ )
- 2) 「職務経験年」と「性的虐待問題に対する関心度」 ( $p < 0.013$ )
- 3) 「関与(遭遇)経験」の有無と「学校現場において性的虐待の発見や対応に効果的に関与できるか」 ( $p < 0.028$ )
- 4) 「関与(遭遇)経験」の有無と「過誤記憶の認識」 ( $p < 0.040$ )

1) の養護教諭の「職務経験」と「関与(遭遇)経験」の有無については、職務経験が 30 年以上の者は、性的虐待問題に関与(遭遇)した経験が多いと見なすことができた。このことから長い職務経験のなかで性的虐待に関与する経験が増すものと考えられた。

2) の「職務経験年」と「性的虐待の問題に対する関心度」については、職務経験が 10 年未満で、「非常に関心がある」と回答した者が有意に高いと言えた。よって職務経験が

10 年未満の者が、性的虐待問題に対する関心が高いと見なすことができた。考えられる理由としては、児童虐待防止法が制定されたのが 2000 年であることを鑑みると法を踏まえて養護教諭になった人の方が、性的虐待に関する関心が高い傾向にあるのではないかと考えた。

- 3) の「関与（遭遇）経験」の有無と、「学校現場での効果的に関与の可能性」については関与（遭遇）経験のある方が性的虐待の発見や対応に、効果的に関与「できると思う」と回答した者が、有意に高いと言えた。よって関与経験のある者の方が効果的な関与が可能であると考えられる傾向にあると見なすことができた。このことは、実際の関与（遭遇）経験のなかで効果的に関与ができるのではないかという手ごたえを抱いたか、あるいは、関与経験の中では効果的な関与ができなかったとしても先の展望として効果的な関与の可能性を見出したのではないかと考えられた。
- 4) の「関与（遭遇）経験」の有無と、「過誤記憶の認識」（※過誤記憶：何度も聴かれることにより子どもの記憶が変遷される状態）については、関与（遭遇）経験のある者の方が、「聞いたことがありよく知っている」と回答した者が有意に高いと言えた。よって関与経験のある者の方が、過誤記憶に対する認識があると言えた。これらから実際の関与経験の中で過誤記憶もしくは、それに隣接する経験を得たかあるいは、性的虐待に関与する過程で過誤記憶に対する関心が向いたものと考えられた。

また、有意差は認められなかったが関与経験のある者は、性的虐待のケースに関わることに抵抗を抱きやすい傾向が見られた。本来であれば、関与経験があれば、抵抗感が下がると考えられるが、ケースに関わった際にマイナスのイメージを抱いたものと考えられた。従って、関わった者に対するサポート体制を充実させていくことが課題であると言えた。

質問紙調査では、3つの自由記述（質問 14、質問 21、質問 28）を検証し、質的研究を行った。方法は、各記述の意図する内容をキーワード化した後、類似する概念をまとめ整理し、カテゴリライズ・概念抽出し命名した。

質問 28 の性的虐待についての意見を求める自由記述では、203 つの初期コードを得た。

さらに、初期コードの類似性に従って分類した結果、《学校現場の多忙》《養護教諭の現状》《校内の現状》《保護者との関係性》《研修や教育の必要性》《求められるスキル》《役割》《連携》《信頼関係》《性教育》《子どものケア》《性的虐待の特徴》《聴き取り（司法面接）》《システムの変容》《誤解》《人権》《社会・地域》《その他》の 18 のサブカテゴリー形成が得られた。

このサブカテゴリーから、【対応に際しての阻害要因】【学校現場の対応】【性的虐待の困難性】【社会的要因】の 4 つのカテゴリー（類型）が生成された。

4つのカテゴリーの詳細を以下に示す。

#### **カテゴリーⅠ【対応に際しての阻害要因】**

「対応に際しての阻害要因」は、性的虐待の対応に際し対応を困難にさせている学校現場の問題についての分類を示しており、《学校現場の多忙》《養護教諭の現状》《校内の現状》《保護者緒との関係性》の4つの下位カテゴリーが浮かび上がった。

#### **カテゴリーⅡ【学校現場の対応】**

「学校現場の対応」は、性的虐待の対応や意識について学校現場に求められる内容や実際の対応の現状についての分類を示しており、《研修や教育の必要性》《求められるスキル》《役割》《連携》《信頼》《性教育》《子どものケア》の7つの下位カテゴリーが浮かび上がった。

#### **カテゴリーⅢ【性的虐待の困難性】**

「性的虐待の困難性」は、性的虐待が内包する他の虐待には見られない困難な点についての分類を示しており、《性的虐待の特徴》《聴き取り（司法面接）》の2つの下位カテゴリーが浮かび上がった。

#### **カテゴリーⅣ【社会的要因】**

「社会的要因」は、上記の3分類に該当しない社会的要因が影響している内容で構成し、《システムの変容》《誤解》《人権》《社会・地域》《その他》の5つの下位カテゴリーが浮かび上がった。

第7章では、第6章の結果を受け、さらに、学校現場の性的虐待の取り組みの現状を詳細に見ていくために、学校現場を対象とした事例が掲載された文部科学省が公表する、「スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動集」および、「スクールカウンセラー等活用実践活動集」をもとに、事例検討を行った。具体的には、実践活動集の中から性的虐待に特化した対応事例を抜粋し、被虐待児の年齢や虐待行為者の種別、虐待を受けたことによる影響、性的虐待特有の対応状況を探りながら、学校現場の取り組みの現状と課題を考察した。全体事例数2,207件のうち、本研究の性的虐待の定義（家庭内のすべての家族や親族から生じる行為）に相当する事例は、55事例であった。そのうちスクールソーシャルワーカーの事例においては、平成29年度では、不登校や発達障害、いじめ問題などを含めた全体の9.9%で、性的虐待事例が見られスクールカウンセラーの事例では、全体の14.7%で性的虐待事例が見られた。被害年齢は、中学生が多い傾向にあり、虐待者は父親（養父、継父を含む）が半数近くを占めた。55事例の特徴としては、以下の4点があげられた。

- 1) 非虐待親（主に母親）との関係性に言及した事例が、6事例見られた。性的虐待は、非虐待親の態度が子どもにおよぼす影響が強く、非虐待親が子どもの立場を守ることが重要とされる。本事例でも6事例中4事例で子どもを第一優先に考えているとは言えず、性的虐待を重大事項として捉えず、虐待者をかばうなどの傾向が見られた。一方で、非虐待



親あるいは、それに代わる大人が子どもを守る態度をとった2事例に関しては、子どもが自立の道を歩むことができた。

- 2) 虐待の詳細を語らなかつたり、面接を重ねた後に語ったり、他人事のように語ったり面接終了間近に語るなどの特徴的な語りが示された事例が5事例見られた。
- 3) 相談者に対して、「誰にも言わないで」と懇願し、子どもが相談者以外に虐待が知られることに抵抗を示す事例が3事例見られた。
- 4) 養護教諭か直接関わっていた事例が3事例見られた。子どもが保健室に訪れて養護教諭に性的虐待を訴えたり保健室登校が増えたり、養護教諭との関係性の中で語られた事例が見られた。

このように、非虐待親が子どもを守れないケースがあることが確認されたが、先行研究では子どもを守れない親が3割～5割いるとされている（坂口ら2005;岡本ら2011）。

一方で、性的虐待の背景には、しばしば家庭内DVの支配関係が認められ、母親がDVから逃れられない場合が多く（子ども虐待対応の手引き2014）、これらは、父親により様々な暴力が反復継続されることで日常の暴力的な環境が作り出され、母親の自己コントロール感を弱め（戒能2019）、子どもを守れない状況が生じていると考えられた。

従って、非虐待親をサポートする支援の仕組みが必要であり、非虐待親の態度は複雑だからこそ、関係機関が連携して対応する必要性が明らかとなった。

第8章では、2019年に千葉県野田市で起きた虐待死亡事例を取り上げ、検証報告書をもとに、性的虐待における対応の課題と学校現場の対応で必要とされる視点について明らかにした。本事件では、身体的虐待と併用して性的虐待が生じていたが、特別な対応を取らずに一時保護が解除された。本研究では、2つの検証報告をもとに、事例をたどりながら対応の課題を検証し、1) 通告に至るまでの初期対応の課題、2) 性的虐待の対応における課題の2点について検討し、学校現場に求められる対応の視点について概説した。

本事件において、通告に至るまでの初期対応の課題は、①虐待が確認された後の通告が翌日になったこと、②一時保護時の保護者や本児への対応の協議が児相と学校との間でなされなかったこと、③児相が通告先が学校であったことを父親に伝えたことであった。

性的虐待の対応における課題は、①性的虐待が確認されていた状況で、特別な対応を取らずに一時保護が解除されたこと、②本児による性的虐待の開示後間もなく虐待者である父親と本児との接触がなされたこと、③児相が本児の開示内容として、虐待者である父親に虐待内容の確認を取ったことであった。これらが結果的に本児を助ける機会を逸してしまい、周囲の大人の、「子どもの人権を守る」という視点が欠けていたと言える。

このように、虐待者による子どもの人権の侵害だけでなく、対応に当たる大人も子どもの人権を守ることができない場面が存在する。本研究でも、学校現場において子どもの権利が侵される場面は、多岐に渡ることが把握できた。具体的には、虐待の確信を得るために通告

を先送りする行為、関係機関との連携を怠る行為、子どもの語りを繰り返し強要する行為、教員個人のプライドやこだわりで関係機関との協働を回避しようとする行為、子どもが相談者以外の他者へ知られることを拒み、「誰にも言わないで」とする子どもの懇願を受け入れてしまう行為など、これらすべての行為が、子どもの人権を守ることとは、相反する行為であり、「子どもの最善の利益」から大きな隔たりがあるという共通認識が必要である。

大谷（2013）は、わが国で起きている様々な子どもの問題についての議論や取り組みに、「子どもの人権」という基本的な視点が欠けていると指摘し、子どもが被害者として扱われるのではなく、権利やプライバシーを有する価値あるひとりの人間として保護されるべきであるとした。子ども虐待は、親による子どもの権利侵害の最たるものであるが、虐待により権利を侵害されている子どもは、日々学校に通っており、学校や地域が子どもを守ることをあいなければ、子どもの権利は守られないままである。

従って、学校現場は、早期に虐待に気づき支援へ繋げることが子どもの権利擁護の重要な基盤となり、子どもが一人の人間として尊重されること、自分の話にじっくりと耳を傾けてもらえること、自分で選択した生き方を大人たちにサポートしてもらえること、自己決定をする権利があることなどの子どもの権利を支える必要があると言える。そのうえで、家庭で安心を得られなかった子どもの居場所として学校が安心できる居場所となって子どもを守る機能を果たすことが重要であることが明らかにされた。加えて、「子どもの人権を守る」にあたっては、支援のあり方を教職員個人で判断していくことは難しく、学内での性的虐待問題の協議を可能とする、「校内虐待対応組織」を構築することが必要であるとの結論に至った。

終章では、全体考察として本研究の目的である効果的な支援に向けての学校現場の役割と課題を明らかにし、研究の限界や今後の課題について論じていった。

## 7 本論の用語の定義

本論文に用いる用語と定義は下記の通りである。

### 1) 児童期

本論文で扱う、「児童期」について1947年に制定された、「児童福祉法」では、第2節第4条にて、「児童」を次のように定義している。『この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を次のように分ける。1) 乳児：満1歳に満たない者、2) 幼児：満1歳から小学校就学の始期に達する者、3) 少年：小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者』である。本論で扱う児童期としては、児童福祉法の定義に習い、児童福祉法1)～3)を含む満18歳に満たない子どもを、「児童期」としていく。

## 2) 児童虐待

本論で扱う、「児童虐待」は、2000年に制定された、「児童虐待防止法」の第2条で用いられており、「児童虐待」を次のように定義している。

『保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童について1身体的虐待、2性的虐待、3保護者の怠慢（ネグレクト）、4心理的虐待を行うこと』本論で扱う児童虐待としては、児童虐待防止法の定義に習い、児童虐待防止法の第2条の1~4にあたる行為を、「児童虐待」としていく。

## 3) 子ども虐待

わが国の行政では18歳未満の子どもの児童ということもあり、「児童虐待」という用語が用いられている。一方、「児童」という用語が意味する子どもの年齢層が、領域によって異なることもあり、学術的領域では、「子ども虐待」という用語がよく用いられるようになってきている（宮本2008）。本稿でも動向に習い、「子ども虐待」の用語を適所で用いていく。従って、「児童虐待」と、「子ども虐待」は、区別されるものではない。

## 4) 性的虐待

本論で扱う、「性的虐待」について2000年に制定された、「児童虐待防止法」では、第2条2項において、『児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること』としている。また、「子ども虐待対応の手引き」（2014）では、『子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など。性器や性交を見せる。ポルノグラフィの被写体などに子どもを強要する』としている。

本論で扱う性的虐待は、児童虐待防止法に習い、児童虐待防止法の第2条2項にあたる内容および、「子ども虐待対応の手引き」にあたる内容を性的虐待と定義していく。

また、「性的虐待」の行為者の定義としては、先の児童虐待防止法の、「児童虐待」の第1条の定義に加え、『保護者に限らずきょうだいや親族、同居人などから子どもへの家庭内性暴力被害を含む範囲』としていくこととする。すなわち、本論では、家庭内のすべての家族や親族から生じる性的加害行為を、「性的虐待」と定義していく。

## 5) 役割

役割については、氏原（2014）の言う、「役割とは、世間が各個人に与えられたそれぞれの役割を演ずることによって、共同体の一員として受け入れられる」を定義としていく。

## 第1章 わが国の児童虐待の実態

### 1 はじめに

子ども虐待の痕跡は、昔話や童話からも読み取ることができ、昔からどの社会でも虐待は存在していたと思われる。ヘンゼルとグレーテルは、大飢餓という異常な状態の中、母親が子どもであるヘンゼルとグレーテルを棄てることを父親に提案する。子どもたちが、「ママ母がおやじさんに言っているところを聞いてしまいました」と語り、多くの読者はこの、「ママ母」という言葉になれば仕方がないと、すべてを納得したような気持ちになった。ところが、この話の原話では母は、実母であり、1840年の決定版のときに、「継母」に変更したとされる(河合 2003)。「白雪姫」も同様に、原話は、実母だったのを実母では、あまりにも残酷だという読者の批判に応じてグリム兄弟が継母に書き換えた(河合 2003; 才村 2005)。また、グリム童話では、248編のうち、27編の1割以上が、これらの話であった(坂口ら 2005)。

つまり、洋の東西を問わず、昔から子どもへの虐待は、存在し、むしろ昔の方が虐待の数は、圧倒的に多い(才村 2005)。

河合(2003)は、このことは、昔の人たちが母性の持つ恐ろしい面について知っていたということであると述べ、実親による虐待は、社会にとって恥部であり認めがたい現象(才村 2005)であると言える。このように子ども虐待は、どの時代にあっても避けることができない普遍性を含んだテーマであると言える。では、こうした子ども虐待が、世の中の関心を集め始めたのは、いつ頃からなのであろうか。

才村(2005)は、児童虐待対策は、「虐待」という現象を、社会がどう認識するかということと、密接に関わっていると述べ、社会の虐待の認識のあり様が、子どもの虐待対策に作用するとしている。第1章では、子ども虐待の対策を検討するために、児童虐待への認識や取り組みの変遷を概観していく。

### 2 わが国における児童虐待の取り組みの変遷

#### 1) 諸外国の児童虐待の取り組みの歴史

世界で最初の子どもの虐待に関する報告は、1946年の小児放射線科医キャフィ(Caffey, J.)による硬膜下出血と長骨のレントゲンに見られた異常報告であった。キャフィは、虐待の特徴について記述したものの、明確に虐待とは認識しておらず、当時はまだこの問題について認識したり耳を傾ける素地がなかった(庄司ら 2010)。その後、1995年には、ウーリー(Wooly, P.)が、X線所見に見られる子どもの外傷の多くが、故意に加えられたものであるとの見解を示した(西澤 1994)。

このように、第二次世界大戦後の欧米の小児放射線学は、肉眼ではわかりにくい、レントゲンに映る不自然な骨折を探し当て多数のレントゲン写真を、研究学会誌に症例として報告した(上野ら 2006)。その後、レントゲンを介した症例報告が続き、1962年に、米国の

小児科医ヘンリー・ケンプ (Kempe, C.H.) らが、Buttered child syndrom (バタード・チャイルド・シンドローム：被殴打症候群) の存在を浮き彫りにし、1962 年にケンプが論文を発表したことが契機となり、子ども虐待が広く世間に認識された(谷村 2006; 町野ら 2012)。

このような経緯をたどり、ないと信じられてきた子どもへの虐待がレントゲン写真という客観的な根拠とともに明るみに出た (川崎ら 2008)。

ケンプらは、特に、3 歳以下の子どもに、さまざまな程度や外傷が認められる場合が少ないことを示し、臨床の所見と親から得たデータとの間には、著しい不一致があり、それが、Buttered child syndrom の主要な診断上の特徴であるとして、親による暴力の介在を指摘した。ケンプらの指摘した臨床的な特徴は、①子供の年齢は、3 歳以下のことが多く、90%以上が 10 歳以下である、②全般的な健康状態は、標準以下である、③親に構われない証拠として、不潔で栄養状態が悪く、打撲傷やあざが多い、④子供が入院すると、新しい外傷が発生しなくなる、⑤硬膜下血種が存在することが多い、⑥いろいろな過程にある新旧の骨折が多発している、などが明らかとなり (斎藤 1996)、児童虐待への社会的な認識は、このケンプらの論文が引き金となって欧米の児童精神医学、児童心理学の領域で虐待を行う親の性格や心理状態、さらには、その背景にあることがらの分析を行い、虐待の心理メカニズムを理解しようとする研究が進んだ。

こうして子ども虐待は、社会問題として再認識された (町野ら 2012; 村田 2016)。その後、米国では、虐待の疑いのあるケースを該当機関へ通報するように義務づける、「通報法」の必要性が唱えられ、1963 年から 1967 年までの短期間に、児童虐待通報法は、米国全州で制定された (上野 2006)。このように、ケンプによるモデルは、1970 年代から 1980 年代にかけて米国で影響力を発揮し、子どもの身体的虐待は、社会の主要な問題として認識された (ブライアン・コービー 2002)。こうして欧米では、1960 年代から 1980 年代にかけて医学的所見をもとにした活動が、子ども虐待問題への関心を引き寄せ、子ども虐待にかかわる国の施策が整えられ始めた。

## 2) わが国の児童虐待の取り組みの歴史

### (1) 欧米からの影響

日本では、1970 年始めに、児童虐待問題に関心を寄せ、医学論文を書く医師たちが現れ始めたがこれらの論文はすべて、ケンプらの Buttered child syndrome やその後の、欧米小児科学の展開を意識したものであった (上野ら 2006)。

実際に、Buttered child syndrom は、1971 年に、「被殴打症候群」として日本に紹介され、のちに、「被虐待児症候群」と訳された (川崎ら 2008)。

そんな中、1973 年に新田康郎らは、『被虐待児症候群について』<sup>1)</sup>の論文で、「Kempe は、自験 400 例より両親の社会階層、貧富、人種、信条、宗教、教育レベルなどには密接な関係がない」とし、親自身が不幸な子ども時代を経験していることに言及した。(上野ら 2006)。

新田が提示した内容は、現代に言い換えれば、虐待の世代間連鎖を思わせるものであり、貧困や人種、教育レベルなどの表層的な対処ではおよばない、児童虐待問題の多様性が浮かびあがった先駆的な知見であったと言える。

わが国では、児童精神科医の、池田由子が、1970年から子どもの虐待に関する複数の症例報告や実態調査を行い、1979年の、『児童虐待の病理と臨床』<sup>2)</sup>は、この時代の子ども虐待に関する一定の理解と方向性を示したとされる(川崎ら2008)。池田は、児童虐待問題への問題を喚起していたがケンプらの、「The Buttered child syndrome」論文が出る時期に、米国に滞在しており、この米国滞在経験が児童虐待への関心の引き金になった(上野2006)。このように、日本の虐待問題への関心の導入は、米国の影響を強く受けてきた。

こうした背景のもと、わが国では、児童虐待にまつわる調査が開始され始めた。具体的には1973年に、厚生労働省が、全国の児童相談所を対象に、「児童虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」<sup>3)</sup>を行い、1976年に、大阪府児童相談所による、「虐待を受けた児童とその家族の調査研究」が施行され、1983年に、池田由子らをメンバーとする、「児童虐待調査研究会による調査」<sup>4)</sup>が行われ、1988年に、全国児童相談所長会による、「家庭内虐待調査」<sup>5)</sup>が行われた。その流れの中で、池田由子は、1979年に、わが国で最初の児童虐待の専門書、『児童虐待の病理と臨床』を書き上げた(庄司ら2010)。こうして、わが国では、1970年代から1980年代にかけて虐待に関する全国的な規模の調査に取り掛かることになった(才村2005; 庄司ら2010)。

しかしながら、才村(2005)は、これだけの子ども虐待に関する実態調査がなされたにも関わらず、社会の大きなうねりに結びつかなかったとした。その理由に、関係者の人権意識の希薄さと、親が子どもを虐待するというあまりにも残酷な事実は、正規したくないという社会心理が働いたのではないかと分析した。才村(2005)の言葉を借りれば、まさに、「あってはならないこと」は、存在しないのである。

人権に対する意識の希薄さのもとには、社会的や文化的背景が大きく作用していると思われる。才村(2005)によると、明治時代に入るまでは、貧困による生活難などのために、多くの子どもが子捨てや子殺し、人身売買、労働搾取の犠牲となってきたがこれらは、子どもの人権に対する意識の低さと無関係ではないとした。江戸時代に生じていた、「貰い子事件」は、貧困や不義の子といった何らかの事情により、育てられない子どもを育てるとして貰い子にし、親から養育費を受け取った後で殺害したり、乞食の手引きにしたり、娼妓として売り飛ばす行為が横行していた。また、これらの事件の大多数を、司法当局は不起訴にしていた。これらの根底には、絶対的な貧困があるが子どもの人権に対する社会の意識がいかに低いかを物語っているとされた。わが国では、こうした背景が人権意識の希薄を助長させ、児童虐待への取り組みの遅れを招いたと思われた。

加えて、わが国の児童虐待に対する取り組みが諸外国より遅れをとったのは、1970年代後半に日本では、登校拒否(不登校)が社会的問題としてクローズアップされ1980年代に

なるといじめや校内暴力、非行などが大きな問題として社会の注目を集めるようになった（川崎ら 2008）。すなわち、虐待問題は、これらの問題に隠れて注目されることもなく潜行した時代であった。このように、わが国において子ども虐待問題が明るみになるまでには、まだしばらく時間を要した。

## （2）児童の権利に関する条約による認識の変化

そんな中、1989年に国連総会で、「児童の権利に関する条約」が採択された。第19条には、「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは、精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは、怠慢な取り扱い、不当な取り扱い又は、搾取（性的虐待を含む）からその児童を保護するためにすべての適当な立法上、行政上、および教育上の措置をとる」とし、子ども虐待やネグレクト、搾取からの保護が明記され、国際条約の中に初めて虐待や養育の怠慢から、子どもを保護する文言が盛り込まれた（子ども虐待対応の手引き 2014）。

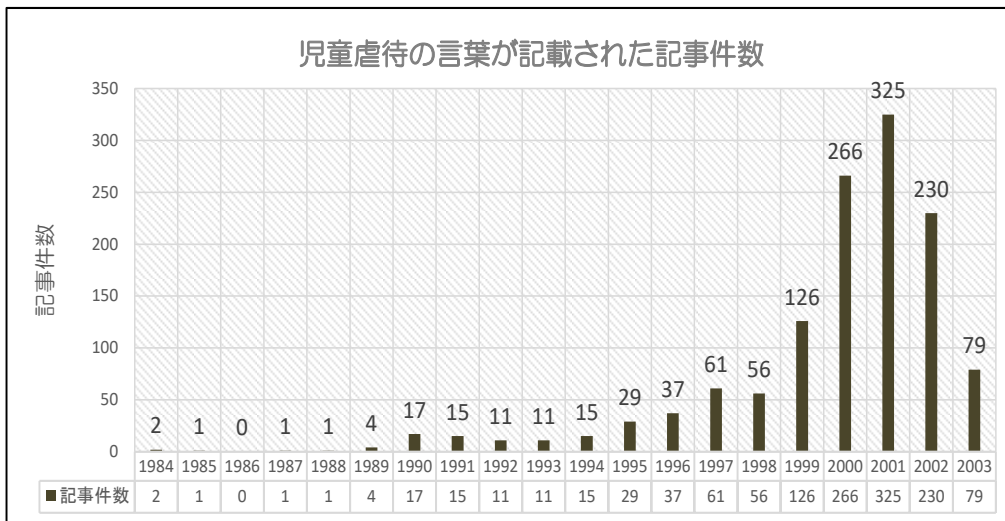
また、第34条には、性的搾取・虐待からの保護が盛り込まれ、この条約が、児童虐待防止運動の理念的・法制的なバックボーンとなり児童虐待を、子どもの人権問題とする取り組みが、法律家を中心に活発になり、医学領域、児童福祉領域での活動を合流した（滝川 2018）。

翌年の1990年に、わが国では、児童虐待処理（相談）件数の報告が、全国の児童相談所に課せられ、児童虐待対応の出発点となった（川崎 2006）。川崎ら（2008）は、こうした子ども権利擁護の広がり、民間活動の活発化という2つの潮流は、日本の子ども虐待に対する認識の深まりと対応の強化を促したとしている。

このように、日本における児童虐待対策は、現実的には、1970年代から積み上げられているが、児童虐待の取り組みが本格化したのは、1990年代後半に入ってからであった（才村 2005）。つまり、1990年まで虐待は、「海外の出来事である」という認識が、日本ではまだ強く日本において、児童虐待に社会的な関心が向かないのは、問題を認識するのに失敗しているというよりも、「実際に少ない」からだとし、その理由として初婚年齢が高いこと、文化的措置としての、「母性」が機能していること、親族・近隣のネットワークからのサポートがあること、小学校での全生徒の身体検査で子どもの怪我等が発覚しやすいこと、望まない子どもの数を中絶で減少させていること、殺人率の低さに表れているように破壊的な衝動が他者に向かうのではなく自殺という形で自分に向かいやすい文化である（上野ら 2003）とした。このことから、日本と諸外国の文化や背景の違いが、虐待問題の関心を大きく左右していたことが理解できる。

いずれにしても、1980年代までは、日本において児童虐待はまだ、「あちらの話」（上野ら 2003）として取り扱われ、児童虐待への関心が低い状況であった。

その様子を示すひとつに、全国誌の新聞に取り上げられた虐待記事を1 - 図1に示す。



1 - 図1 朝日新聞の見出しに児童虐待の言葉が記載された記事件数（単位：件）  
 （2003年6月30日現在）（出典：『＜児童虐待＞の構築』上野ら2003）

これを見ると、1980年代は、児童虐待に関する記事の見出しは、ほとんど見当たらず、1990年代に入ってまとまって出現し、児童虐待防止法成立の2000年前後になると集中して児童虐待の記事が取り扱われていることがわかる。

上野ら（2003）は、この状態を、1990年代になって医学や精神医学、看護学、小児保健学、社会福祉学、心理学、教育学、法学など子どもの健康・福祉・教育に関係した専門家たちが、欧米の児童虐待とその対策の動向を一斉に日本に紹介し、1996年に、民間のNPO法人児童虐待防止協会が発足し、マスメディアと国民を巻き込んで児童虐待問題を社会問題化したこと、また、1990年の、児童虐待処理（相談）件数の計上され、児童虐待がどのような推移で増減をしているのかが視覚化され、国民にも理解が可能となり、マスメディアにおいて数値が取り上げられることにより、一般の虐待への関心は高まっていくなどの経緯が社会の関心を集めたことによる所が大きいと分析した。

### (3) 1990年後半からの転換期

1990年代は、それまでとは一転、子ども虐待への関心が急速に高まり、対応が進み始め、児童虐待が社会問題となり、国家問題となって2000年の、「児童虐待防止法」につながっていく10年間であったとされる（川崎ら2008）。その後のわが国の、児童虐待への取り組みについては、才村（2005）の整理を中心として概説する。

わが国の子ども虐待の対策のめざましい発展を遂げることとなったのは、1996年の、「児童虐待ケースマネジメントモデル事業」<sup>6)</sup>であり、翌年の、1997年には、児童福祉法が、制定後50年ぶりに大幅に改正され、児童相談所における措置決定の客観化を図るとともに、児童相談所を専門的にバックアップする仕組みが講じられた。



また、地域に密着した相談支援により、早期発見・早期対応を図るために、「児童家庭支援センター」<sup>7)</sup>が創設され、同年、厚生労働省監修の保護者や教師、保健医療関係を対象に、虐待問題をわかり易く解説した、『子ども虐待防止の手引き』が作成されたことを契機に、子ども虐待防止に向けた施策が次々と展開された(才村 2005)。才村(2005)の言葉を借りれば、1990年から1996年が、わが国の、児童虐待の取り組みの、「胎動期」とされる。

1997年、半世紀ぶりに改正された児童福祉法は、改正に先立つ前年の1996年に設立された日本子ども虐待防止研究会(現・日本子ども虐待防止学会)や日本弁護士連合会などの関係団体から虐待問題に対し、より適切かつ円滑に対応が推進されるよう、虐待の定義の明文化や通告義務の強化、虐待禁止規定の創設などを求める意見や要望が厚生省に提出されたが、法改正までには至らなかった。厚生省は、当時、虐待への取り組みが不十分なのは、法制度そのものという問題より、児童相談所における法制度の運用に問題があるとして、児童相談所に向けて、子どもの安全や福祉を最優先とした毅然たる対応を図ること、そのためには、現行の適切な運用を図るなど、運用の適正化に向けた指導を強化し、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(1997年6月20日)や、「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」および、「児童相談所運営方針」の改定(1998年3月31日)、「児童養護施設等への心理職の配置」(1999年)などの通知を、相次いで発出した。

これらの流れを受け、才村(2005)は1997年から1999年を、児童虐待の取り組みについての、「叱咤激励期」と表現した。実際に、1997年に発出された、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」では、子どもの福祉を最優先した積極的な取り組みを促した。そこには、「児童虐待への対応については、現行の児童福祉法(中略)において、通告義務、立入調査、一時保護、家庭裁判所への申立てなどの所要の規定が設けられているが、これまで、必ずしもその適切な運用が図られてこなかったきらいがある」と明記され、児童相談所が従来、行ってきた虐待への対応を率直に批判した(川崎 2006)。

また、国は、従来のケースワーク、ソーシャルワークで重視していた、「保護者との信頼関係」よりも、「子どもの安全」を優先せよというコンセプトを打ち出したが、これは、児童相談援助の手法を、ある意味では、大きく転換するように求められた内容で児童相談所に従事する者にとっては、インパクトの強いものであった(川崎 2006)。

すなわち1990年代後半は、問題を抱える家族に寄り添う支援体制から管理・介入する権限をもつ支援体制へ転換がなされた時期であると言える。

#### (4) 児童虐待防止法の制定

このように、児童相談所への社会的な期待が高まる中で、立ち入り調査件数や、一時保護、28条申し立て<sup>8)</sup>件数などが急増するなど、児童相談所の取り組みが積極的に行われた。しかしながら、児童相談所が虐待問題に正面から取り組みれば取り組むほど、児童相談所の量的、質的問題を含めた体制の問題や立ち入り検査や職権一時保護、28条申し立てなどの法的対

応の困難性、関係機関の連携を後押しするような制度基盤の不備など、制度的な限界に突き当たることになった。

実際に、1997年に、厚生省が行った調査では、通告後の保護の要否判断や対応方針について、担当者一人で判断するなど、組織対応が図られていないことや約4分の1の虐待事例については、措置解除後のフォローアップが実施されていないなどが明らかとなり、また、福祉現場の通算経験年数が、5年以下の経験の浅い児童福祉司が約40%を占めるなど、資格や専門性に課題を抱えている現状が明らかとなった（才村2000）。

このような状況を背景に、日本でも数々の虐待症例が明るみになる中、2000年に、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）が成立する。同法は、国および地方公共団体の責務として、関係機関および、民間団体の連携強化その他、虐待防止に必要な体制の整備、児童相談所など、関係機関職員の人材の確保、資質向上を図るための研修などの必要な措置、通告等に関する広報などを定めており、虐待対応の中核機関である児童相談所の体制強化の必要性を示すとともに、虐待対策を児童相談所の問題だけに矮小化せず、広く関係機関の体制や責務にまで言及した。

また、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待が定義され、発見の努力義務を負う職種として、虐待を発見しやすい立場にある医師、教職員、弁護士などが明記され、通告が守秘義務に優先することなども明記された。この、法令の制定後、「虐待」という言葉が極めて短い期間に日常語として定着するほど、子ども虐待に関する社会的関心が急速に高まった（才村2005）。本法の制定を境に、厚生労働省の施策もそれまでの叱咤激励路線から、児童相談所や児童福祉施設の体制強化（2004年、児童養護施設等に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置）、里親制度の充実（2002年、専門里親制度）、関係機関による虐待防止ネットワークの整備促進、虐待の発生予防策へと広がり、「家庭訪問支援事業」<sup>9)</sup> や、「つどいの広場事業」<sup>10)</sup> などの発生予防策が次々と打ち出された。

現実的には、虐待の発生予防の観点から、盛り込まれるのは4年後の改正法であるが、すでにこの頃、上記の2つの事業により、発生予防は図られた（才村2005）。

つまり、求められなくても介入することの正当性が、浸透された始めた時期であると言える。このような流れを受けて才村は、2000年から2003年を、「事業充実期」と表現した。

##### **(5) 児童虐待防止法制定以降の動き**

このように、2000年の児童虐待防止法の制定後、わが国でも児童虐待防止に向けて実践的な取り組みが広がり始めたが、2002年12月に厚生労働省は、「児童虐待の防止に関する専門委員会」を設置し、わが国における虐待防止制度の総合的な見直しを図るとともに、虐待の発生予防から初期介入、介入後の親子統合に至るまでの切れ目のない支援の必要性を強調した。

また、2002年に厚生労働省は、児童相談所職員や児童福祉施設職員など児童虐待に対応する援助者の専門性の向上を図るための研修機関として、「子どもの虹情報センター」<sup>11)</sup>を開設した。また、2003年10月に、「社会的養護のあり方に関する専門員会」し、施設における生活単位の小規模化、パーマネンシー・ケア<sup>12)</sup>の重要性を指摘した。

さらに、同年12月には、「児童虐待への対応など要保護及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しについて」<sup>13)</sup>とする報告書がまとめられ、児童相談所における一極集中を改め、市町村を相談の一義的な窓口として位置づけるとともに、児童相談所の業務は、より高度な専門性が必要な事例への重点化するとともに、市町村への後方支援を行うとの方向性が打ち出された。これらを踏まえ、2004年、児童虐待防止法の一部が改訂された（以下、改正法）。

#### (6) 児童虐待防止法の改正後

2004年の児童虐待防止法改正法（以下、改正法）では、虐待が子どもへの人権侵害であることが明記され、これにより、虐待を受けた子どもは、同情や憐憫の対象ではなく、人権が侵害された存在として社会的責任において、必要な救済策が講じられる根拠が明確となり、虐待は、将来の世代の育成に懸念を及ぼすことが概念化された。

また、改正前の法律では、早期発見と保護に重点が置かれていたため、虐待防止のための総合的な法律には至っていないという批判があったが、改正法では、保護のみにとどまらず、虐待の予防、早期発見、自立支援、親子再統合に向けた保護者支援などが、国や地方公共団体の責務として位置づけられた。

さらに、通告対象が、「虐待を受けた児童」から、「虐待を受けたと思われる児童」に拡大され、虐待を受けた確証がなくとも通告しなければならないと通告の履行が強く求められるとともに、新たな通告先として都道府県が設置する児童相談所や福祉事務所の他に、市町村が加えられ、市町村が育児支援や虐待の予防・早期発見の中核機関として位置づけられた。

また、第2条の定義において、保護者以外の同居人による行為も、児童虐待と定義されることとなり、同居人の虐待行為が続く場合は、それを放置したり見逃している保護者が、ネグレクトという児童虐待を行っていることになると明記した。

奥山（2007）が、児童虐待のなかでも性的虐待について、「実際には同居している親戚や他人、近所に住んでいる親戚や他人からの性的虐待も多く、国際的には、「Sexual Abuse」は、保護者からのものと特定されているわけではない」としているように、同居人による行為を児童虐待として児童虐待の定義含めることで、児童虐待の認知件数の増加が期待された。この児童虐待防止法の改正と合わせて、児童福祉法も同年改正され、従来の相談援助における都道府県（児童相談所）一極集中の体制が改められ、市町村が、相談の第一線の機関として位置づけられるとともに、児童相談所の業務は、より高度な専門性が必要なケース対応に重点化された。

さらに、虐待は多くの問題が複雑に絡まり合い構造化しているため、単一の機関だけで対応するには限界があり、ネットワークに基づく機関連携が不可欠であることから、児童虐待防止ネットワークが、「要保護児童対策地域協議会」<sup>14)</sup>として法定化された。また、協議会を構成する機関などに守秘義務が課せられたが、このことにより、会議において各機関が情報開示ができ円滑な情報共有が可能となり、守秘義務がないことを理由にネットワークから排除される傾向にあった民間の虐待防止機関の積極的な参加が可能となった。

また、児童養護施設などの施設について入所児童へのケアのみならず、アフターケアが、施設本来の業務として位置づけられ、自立支援への努力義務・親子再統合への配慮などが、追加明記された（谷村 2006）

さらに、虐待防止対策が効果的に行われるためには、幅広い地域の理解が不可欠だとの考えから、2004年に、児童虐待防止法の施行月である11月を、「児童虐待防止推進月間」とし、様々な地域で啓発活動が行われている。このように、わが国の児童虐待への取り組みは強化が図られつつあった。

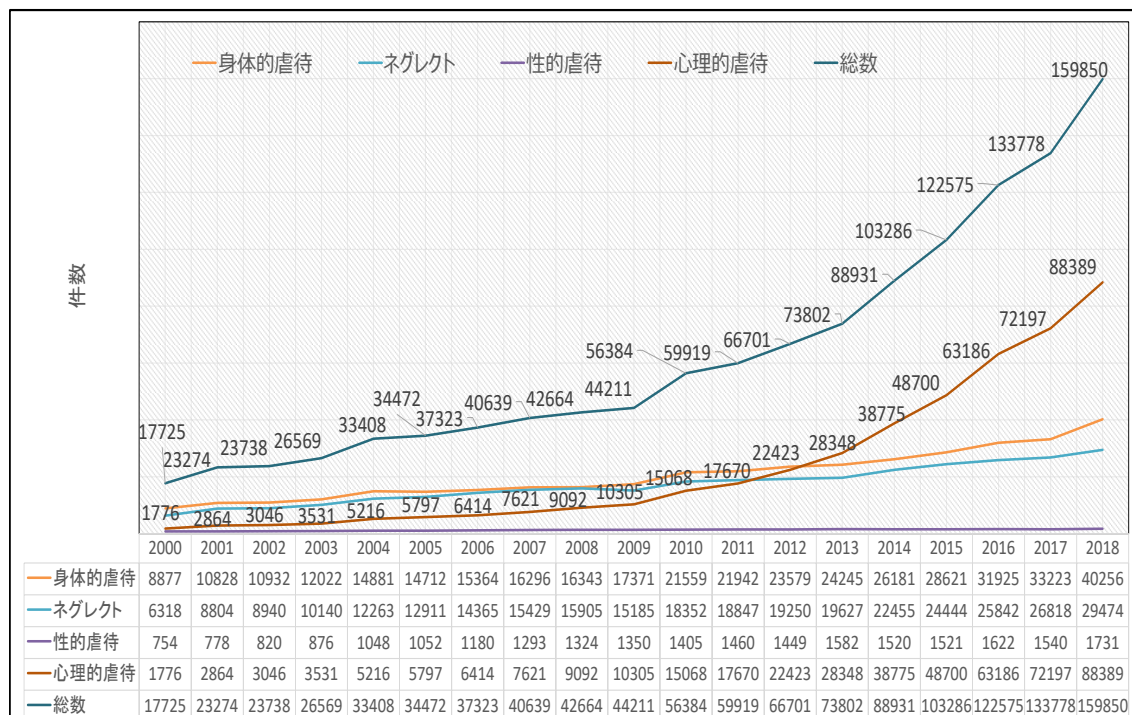
### 3 わが国の児童虐待の現状

#### 1) 統計からみる児童虐待の現状

##### (1) 児童相談対応件数に見る児童虐待増加の推移

2000年に制定された、「児童虐待防止法」を受け、わが国でも、児童虐待に対する社会的関心が高まる中、全国の児童相談所による児童虐待相談処理件数は、年々増加の一途をたどっている。田中（2011）は、この状況を、どこか特殊な出来事として考えられていた児童虐待が、もしかしたら、身近で起こっている社会問題へと変えてきたとし、ある事象が、社会問題化するためには、その脅威がわかりやすく、かつ社会的対応を必要とする問題であると一般の人びとに認識されしかもその問題に、解決可能性が見いだせることが要件となるとして児童虐待は、これらの点をクリアしたことで広く社会問題として認識されるに至ったと分析した。

1 - 図2は、「児童虐待防止法」制定以降の、2000年から2018年までの児童虐待相談対応件数の推移である。



1 - 図2 児童虐待相談対応件数の推移 (2000～2018)  
 (厚生労働省「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数」  
 子ども家庭局家庭福祉課の統計より筆者が作成)

これを見ると、2004年の、「児童虐待防止法改正法」時には、相談対応件数が、2000年の法令施行直後の約2倍（17,725件→33,408件）の伸びを示しており、2018年では、法令施行直後の2000年から約9倍（17,725件→159,850件）の伸びを推移し、増加の一途をたどっている。ちなみに、相談対応件数の全国統計が開始された1990年の相談件数は1,101件だったことから2018年の15万9,850件は、145倍以上の増加となっている。

山本（2015）は、子ども虐待相談の急激な増加は、2000年の、児童虐待防止法の制定と2004年の改正、そしてこの年に起きた岸和田事件<sup>15)</sup>と2010年の2児監禁死事件<sup>16)</sup>が刺激となった社会的注目度の強化が影響しているとし、元の疫学的な発生数を反映しているものではないと分析した。

また、滝川（2018）は、虐待相談対応の概ね3分の1は、事実誤認や別の問題として児童虐待相談の増加曲線で虐待が増えていると見るのは、早計であるとして実際に虐待を認知した児童虐待の実数を把握することがの重要性を示した。これらの視点に沿って、詳細に見ていくと2003年に起きた岸和田事件の後の翌年（2004年）の相談対応件数は、約1.3倍に急増（2003年：26,569件→2004年：33,408件）していることがわかる。

また、2009年に起きた大阪市の2児監禁死事件の翌年の2010年には1.3倍と増加（2009年：44,211件→2010年：56,384件）した。これらから、社会的な衝撃を大きく与えた虐待

事件の後に、相談対応件数が増加している様子が見て取れた。

また、注目すべき点として相談対応件数の虐待種別については、身体的虐待とネグレクトの割合は減少しているのに比べ、心理的虐待は、2010年頃から増え始め2018年度現在、全体の虐待の5割以上(88,389件/159,850件)を占めている。滝川(2019)は、子どもを罵り脅かす親が増えたせいではなく改正法により、配偶者間の暴力まで子ども虐待と定義され、親子間の不全から、配偶者間の不全に至るまで心理的虐待の範囲が広げられたことが、心理的虐待の急増につながったと解説した。山本(2015)は、心理的虐待の増加の他の要因として、同時期から本格化した警察へのDV相談時に認知される同判児についての警察署から児童相談所への全件通知が、全国各地で始まったことをあげている。

一方で、2015年、児童相談所全国共通ダイヤル3桁化がされ、従来より、連絡がしやすくなったことによる所も大きいであろう。

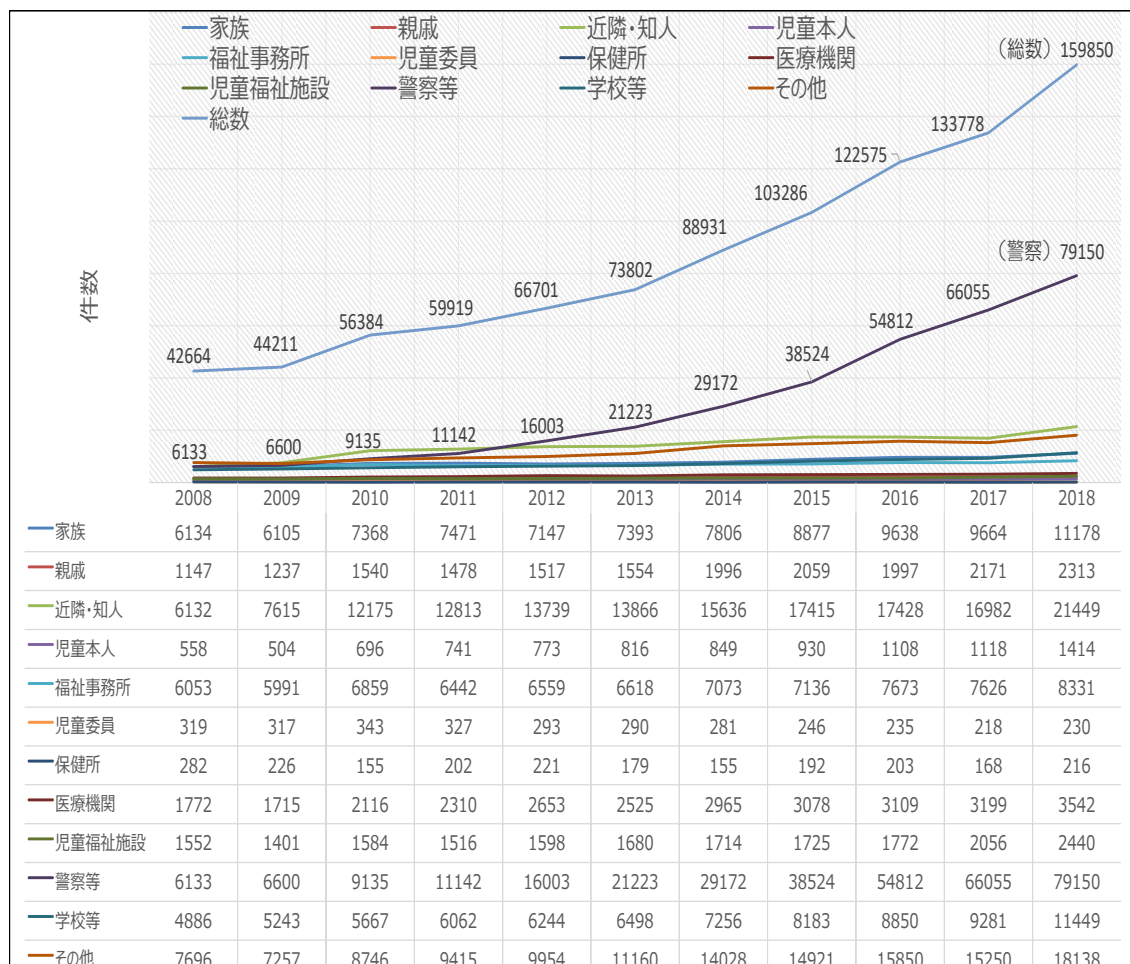
加えて、児童虐待相談件数の増加は、児童虐待防止法の改正により、通告対象の範囲が拡大されたことや、通告制度の浸透、虐待防止についての認識や理解が一般住民や児童虐待に関する関係者に高まったことなどが要因としてあげられる。上野ら(2003)は、日本での相談件数の増加の様子を、児童虐待防止法の制定や児童虐待の対応マニュアルの監修(1997年)、日本子ども虐待防止研究会(現・日本子ども虐待防止学会)(1996年)が設立される中で、「以前なら、『過剰な対策』として人々の目に映っていたかもしれないような施策や事業が、必要なこととして推進され、予算化されるようになる。児童虐待をめぐる主張はどれも、早期発見、早期介入を説く啓発一色になり、「日本で児童虐待が少ないのはなぜか」といった1980年代までの問題関心は霧散し、米国などとの文化差や社会状況の違いを考察しようとする論考自体が消失してしまった分析した。

一方で、性的虐待を見ていくと2000年から2018年で全虐待対応件数中1.1%から4.3%を推移しており、2000年の法令直後の約2.3倍(2000年:754件→2018年:1731件)で全体の相談対応件数や他の虐待件数の急激な伸び率に比べると横ばい状態である。

つまり増減を繰り返しながら、「微増」であり、伸び率については、横断的な統計においてあまり変化が見られないのが特徴である。

## (2) 児童虐待相談対応件数に見る児童虐待相談経路

1 - 図 3 は、相談対応件数の相談経路別の推移である。



1 - 図 3 相談対応件数の相談経路別の推移

(厚生労働省「平成 30 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数」子ども家庭局家庭福祉課の統計より筆者が作成)

相談経路については、警察等からの相談が最も多い傾向にあることがわかる。2008 年度から 2018 年度までの 10 年間の推移では、警察等からの通報が、約 13 倍 (6,133 件→79,150 件) に増えており、2018 年度では、全体の相談経路の約半数を占めた。特に、2015 年度から 2016 年度にかけて警察等からの相談件数が、約 1.4 倍と急増している (2015 年 : 38,524 件→2016 年 54,812 件)。

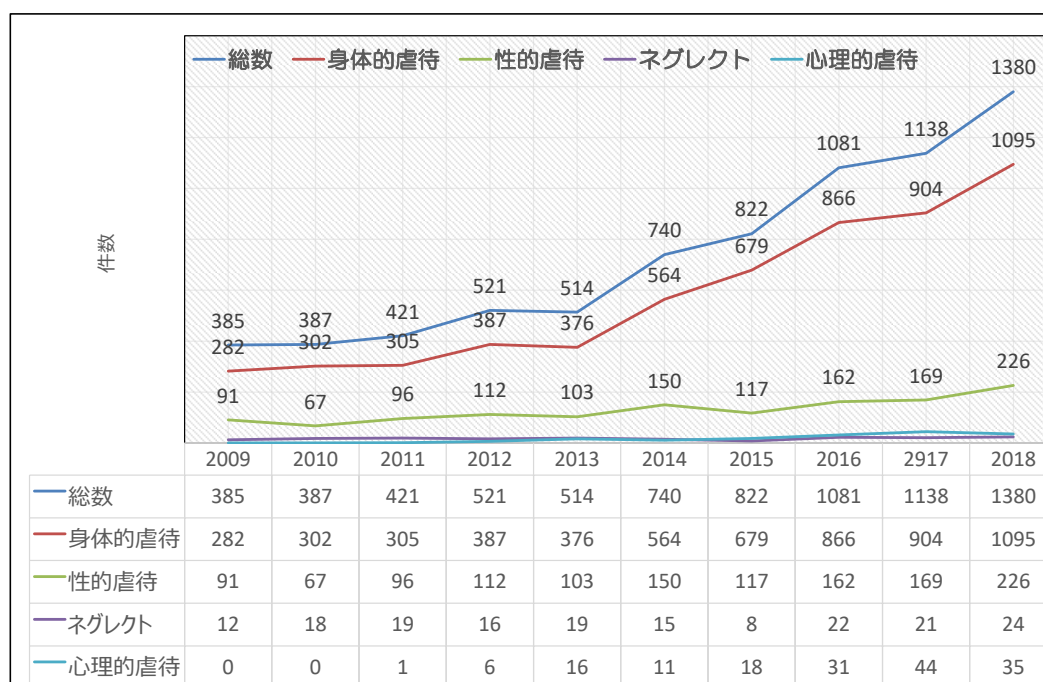
他の領域の相談経路を見てみると警察等からの相談の次に多いのが、近隣・知人である。2008 年から 2018 年度までの推移を見ても約 3.5 倍 (6,132 件→21,449 件) の伸びである。特に、近隣・知人については、2010 年の伸び率が約 1.6 倍と大きい。(2009 年 : 7,615→2010 年 : 12,175)。理由は、1) で述べたように、2010 年に起きた大阪 2 児餓死事件が報道が大

きく扱われ、社会が通告に対して敏感に反応したことの影響が強いと思われる。近隣・知人の次に多いのが家族、学校である。2018年のデータでは、学校が家族より多くなっており（家族：11,178件、学校：11,449件）学校からの相談が全体の約7%にあたる一方で、学校は、2008年からの全体の中での伸び率の割合は、さほど変化が見られない（2008年11%→2018年7%）のが特徴である。総じて、警察等による相談件数の伸び率が、そのまま相談対応件数を押し上げている状況が見て取れる。

以上、児童相談所に寄せられる相談件数を見てきたが、これらは、あくまでも、「相談」件数であり、実際に虐待にまで及んでいない事例も含まれていると思われる。そこで、実際の虐待実数に近似した値の検証として警察庁が毎年、公表している児童虐待の検挙数を概観していく。

### (3) 警察庁検挙率に見る児童虐待増加の推移

2009年度から2018年度までの児童虐待事件の様態別検挙を1-図4に示す。



1-図4 児童虐待事件の様態別検挙状況の推移(2009年～2018年)

(警察庁生活安全局少年課「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より筆者が作成)

検挙された虐待種別については、身体的虐待が多く、2018年度は、全体（1,380件）の79.3%で約8割（1,095件）を占めた。次いで性的虐待が全体の16.4%（226件）で2割弱であった。先の、相談対応件数では、近年（2018年）の心理的虐待の割合が、全体の虐待の約5割であったが、心理的虐待の検挙率は0.3%（35件）に過ぎず、ネグレクトの検挙率も



2018年度は、全体の0.17%（24件）に過ぎない。

従って、検挙される種別のほとんどは、身体的虐待と性的虐待であると言える。

また、性的虐待については、検挙された事案は、2018年度で226件であるが、2018年度の性的虐待の相談対応件数は、1,731件であるから、相談件数のおよそ8件に1件程度は、警察などによる司法と福祉の介入がなされていると思われる。

注目すべき点は、2014年度以降からの、全体の検挙率が急増していることである。

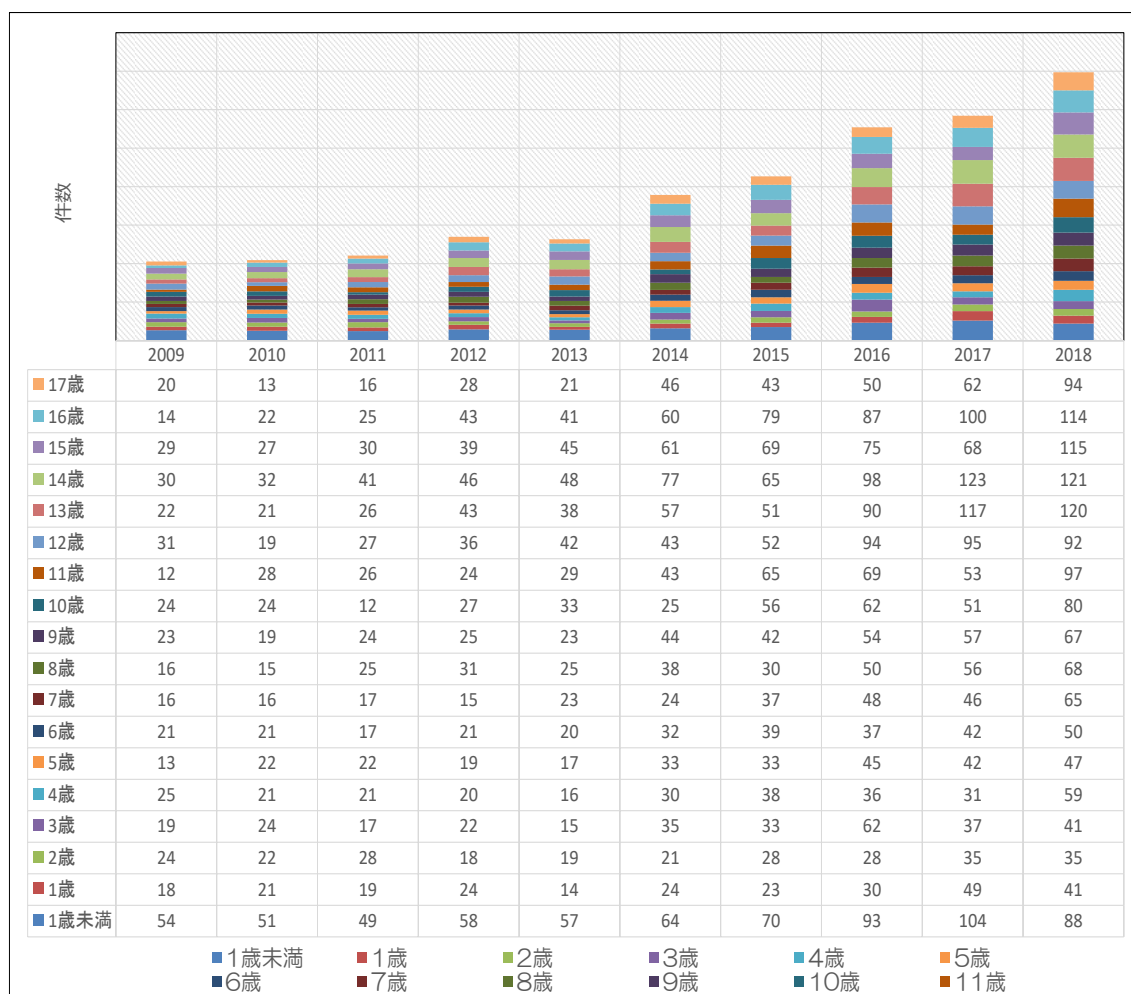
特に、身体的虐待の検挙数の伸び率が、約1.5倍増えている（2013年：514→2014年：740）が、これは、2010年に起きた杉並里子虐待死事件<sup>17)</sup>と大阪2児餓死事件が大きく報道され、社会の関心を引き寄せたことに加え、これらの事件により、児童虐待に対する警察の介入が強化されたことが一因と考えられた。

そして2012年4月に、警察庁は、「児童虐待への対応における取組の強化について」を発出し、児童の安全の直接確認の徹底や、迅速的確な事件化判断と捜査体制の確立、児童虐待の早期発見等に関する教養の徹底、危険度・緊急度の的確な判断及び情報の共有などを喚起した。これらの状況が背景となり、検挙率の増加を招いたと類推する。

#### (4) 警察庁検挙率に見る児童虐待の被虐待児の年齢

次に、児童虐待を受けた被虐待児の年齢について検挙率の推移から検討する。

検挙事案における被害児童の年齢の推移を1 - 図5に示す。



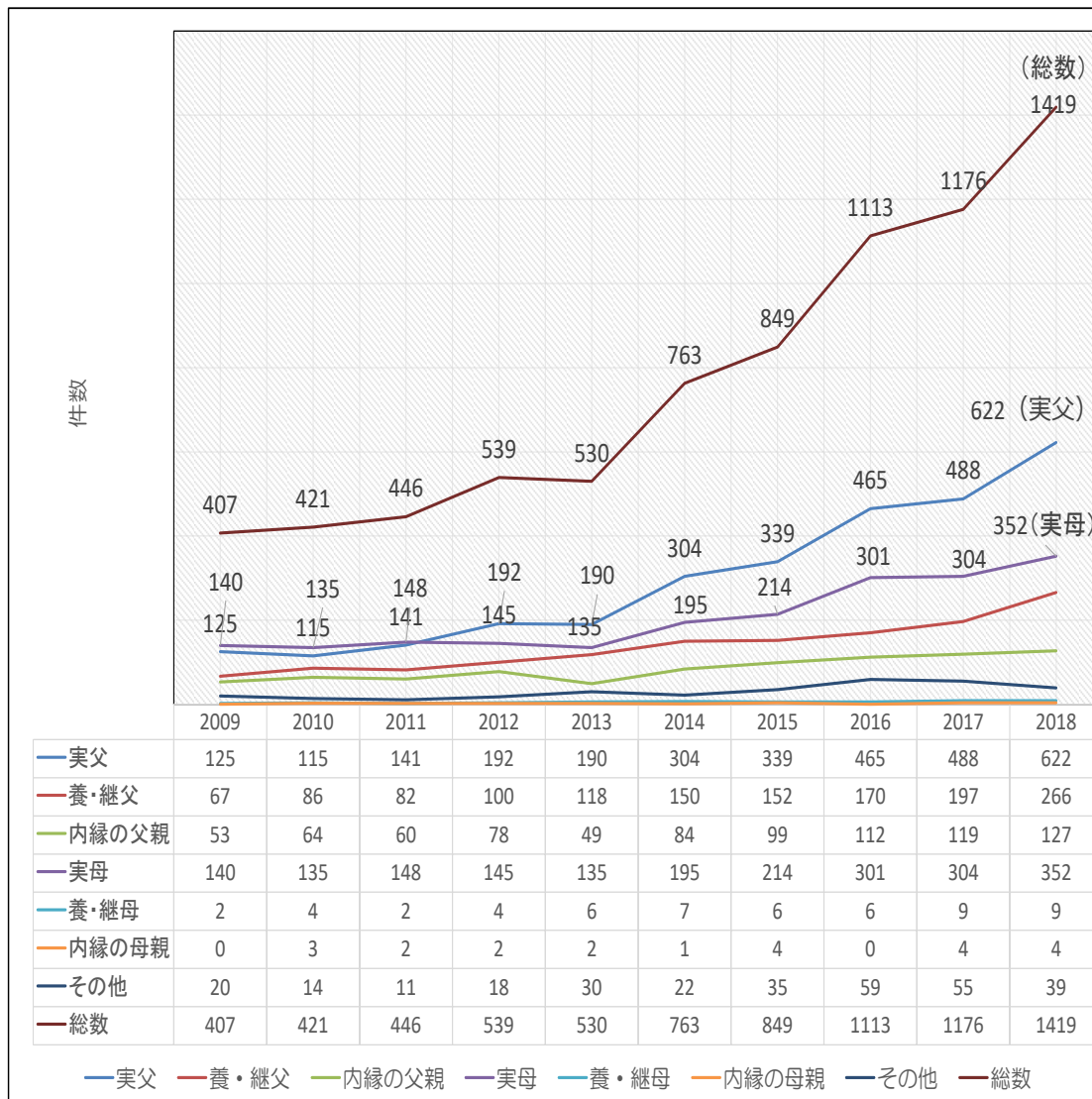
1 - 図5 被害児童の年齢状況の推移 (2009～2018年)

(警察庁生活安全局少年課「令和元年における少年非行、虐待児童及び子供の性被害の状況」より筆者が作成)

警察庁の検挙率から見る被害児童の年齢については、1歳未満の乳児が、他の未就学児に比べ高い割合を示している。2018年度は、1歳未満の乳児が6歳までの未就学児全体の約4分の1(25%)を占めた。

(5) 警察庁検挙率に見る児童虐待の主たる虐待者

虐待者と被害者の関係別検挙状況の推移を1 - 図6に示す。



1 - 図6 虐待者と被害者の関係別検挙状況の推移 (2009年～2018年)

(警察庁生活安全局少年課「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より筆者が作成)

これを見ると、2018年度は、実の父親が全体の約5割(43.8%)に近い数字を占め、実父以外の養・継父の27.7%が続き実母が、25%で全体の4分の1を占めた。実父と合わせて養父・継父、内縁の父親のいわゆる、「父親」による虐待が約7割(71.3%)を占め、(3)の全体の検挙率を含めると父親による身体的虐待の検挙率が高いと言える。

## 2) 児童虐待の影響

### (1) 子どもにおける児童虐待の影響

子どもが虐待を被ることによる影響は大きく、虐待を受けた子どもの心の傷がどれほど発達の過程で否定的な影響をおよぼすかについては、多くの知見が積み重ねられている。その中でも、虐待を受けたことにより暴力や衝動性を含む攻撃的な行動表出が特徴とされている報告は多く（西澤 2001；伊東ら 2003；杉山ら 2007, 2009.；福井 2012）、児童養護施設においてもこれらの行動表出が問題となっている。

西澤（2011）は、虐待を受けた子どもは、弱い存在を対象とした攻撃性が生じやすいとし、要因としてトラウマとなった体験を自らの手で再現したり、「攻撃者との同一視」により、傷ついた自己を防衛しようとしたり、依存性を刺激するものに対して強烈な怒りが生じてしまう心理力動が存在するとした。

また、杉山（2009）は、他者に向かう攻撃性を、暴力の記憶が解離して暴力行為を繰り返すという解離性障害の概念を用いて説明した。また、C・ウィルカールら（2012）は、身体的虐待を受けた群で、行為障害と反抗挑戦性障害についてより高い有病率が見られたとし、この症状以外は、一貫した関係は、ほぼ見られないと述べ、攻撃性が子どもの虐待において頻度に見られる行動であることを強調した。

さらに、攻撃性に対する性別の相違については杉山（2009）が、女性は、解離性障害や PTSD などの内在化を示す症状が多くあり、男性は、反抗挑戦性障害や行為障害などの外在化を示す症状が多く見られるとして、男性に衝動性を含んだ暴力行為が生じやすい状況を示した。

また、序章でも示したが、近年は、児童虐待と脳との関連が、脳画像研究から報告されている（田村ら 2007; 友田 2013; 2015; 2020）。

田村（2007）は、より若い年齢に虐待が始まり、虐待を受けた期間が長いほど、脳梁の体積が小さく、記憶機能のなかでも潜在記憶に関する重要な役割を担う海馬や情動の認知やそれに基づく社会的行動を司る扁桃体の体積の減少が見られ、社会性やコミュニケーションとの関連が示唆されている上側頭回の体積の減少するとした。

また、友田（2013）は、体罰では、感情や理性を司る右前頭前野内側部の容積が 19.1% 減少し、実行機能と関連する右前帯状回は 16.9%、物事を認知する働きのある左前頭前野背外側部は 14.5% 減少するとし、心理的虐待（DV 暴露）では、右の視覚野の容積が顕著に減少するとした。また、性的虐待を受けた子どもは、左半球の視覚野の容積が、8% 少なく特に、視覚野の中でも顔の認知などに関わる、「紡錘状回」の 18% の減少が見られ、距離や顔の認知などに関わるとされる中後頭回の容積が 9.5% 減少し、右半球の視覚野の容積も 5% 少なかったとした。さらに、11 歳以前の、性的虐待を受けた期間と左の一次視覚野の容積減少の間には、はっきりとした相関が見られたとし、11 歳前までに虐待を受けた被虐待児で発達の遅延が著しく際立っていたとした。

また、視覚野以外にも、記憶と情動にかかわる、「海馬」は、3～5歳の性的虐待で大きな影響を受け、左右の脳の情報をつなぐ、「脳梁」は、9～10歳の性的虐待による影響が大きく、意思決定を行う、「前頭前野」は、14～15歳の頃の性的虐待による影響が目立っていたとして、虐待を受けた年齢により脳の変容が異なることを示した。

このように、虐待を受けることによる影響は大きく、これらの脳への影響が、安定した人間関係が結べない状況を生み出している可能性が考えられた。

性的虐待に見られる行動表出としては、他にも犠成熟性を示すとされる報告が多く散見する（村瀬 2001；奥山 2005；杉山 2009；子ども虐待対応の手引き 2014）。

奥山（2005）は、性的虐待と偽成熟の関連について秘密を守るために愛着対象に近づくことができず、自分ひとりで解決しなければならないため、実際の発達年齢に比較して一見大人びた行動をとることが少なくないとした。

また、杉山（2009）は、虐待環境の中で、大人の顔色を見ながら生活することから大人の欲求に従って先取りした行動をとるような場合があり、精神的に不安定な保護者に代わって大人としての役割分担を果たさなければならず、ある面では、大人びた行動をとるとした。

また、村瀬（2001）は、一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題を出していくこともあるとしている。すなわち、犠成熟の特徴からは、虐待を受けていることが周囲が気づきにくい状況を生み出すことに繋がると考えられた。その他にも、虐待を被ったことによる影響として、児童虐待と精神疾患との関連性も多くあげられている。

杉山（2009：2013）は、子ども虐待の影響について、幼児期には、反応性愛着障害（アタッチメント障害）の臨床像で始まり、学童期前後になると多動性行動障害が前面にあらわれ、やがて解離やPTSDの症状がはっきりして、青年期になると解離性障害や非行（どちらかが一方のことも、両方のこともある）、触法行為、薬物依存に展開し、最終的には、成人で複雑性トラウマという形になるとして、こうした被虐待児に数多くの診断名がつく様子を、「出世魚現象」または、「異型連続性」と表現し、虐待による影響が段階的に変容する様子を示した。

また、ベッセル・ヴァン・デア・ヨーク（2017）は、境界性パーソナリティ障害の患者の8割に、深刻な児童虐待とネグレクトの一方あるいは、両方を受けており、その大半で虐待は、7歳未満で始まっていたとして、幼い頃の虐待の影響の大きさについて触れている。

また、友田（2020）は、幼少期に被虐待経験をもつ精神疾患者は、経験がない者に比べて発症が早く重傷で合併症も多く、治療応答性も低いとした。

このように、虐待が心身におよぼす影響は大きく、早期の対応が望まれる。

## (2) 虐待の世代間連鎖について

虐待を受けた子どもがやがて親になったときに子どもを虐待してしまう現象を世代間連鎖（伝達）という（玉川 2007）。本章 2 の 2) で示したようにケンプは、1970 年代に虐待は、虐待をする親自身が不幸な子ども時代を経験していることが虐待を生じさせる要因となることに言及し、世代間連鎖の影響について示唆していた。虐待の世代間連鎖については、多くの知見が積み重ねられている。柏女（2001）は、主たる虐待者のうち自身が虐待を過去に受けた経験を持つ者の割合は 23%であったとし、滝川（2018）は、失調的な子育てを受けてきた子どもが成人して親になった場合、今度は、自分が失調的な子育てをしてしまうリスクが 2 割から 3 割高くなるとした。

また、斎藤（2011）は、虐待をした母親の 69.2%が各種の虐待を受けており類型別では身体的虐待が 42.8%、性的虐待が 48.8%、情緒的虐待（身体的、性的虐待を持つ者も含める）が 51.9%、ネグレクトが 21.1%であるとして、虐待をした母親の性的虐待の既往が高い様子を示した。さらに、性的虐待については、家庭内性的虐待（近親姦虐待）が 36.1%、家庭外虐待が 21.8%であったとし、家庭内性的虐待の割合の高い様子を示した。

性的虐待については、池田（1987）は、性的虐待を受けたことによる虐待の連鎖として性的虐待の被害者の中には、後年、子どもを虐待する母親になる者もいるとしたうえで、米国ロングビーチの調査では、子どもへの虐待で援助を求めてきた母親の 90%が近親者による性的虐待の被害者であったとした。

また、杉山（2012）も、虐待の加害者の親の側に、性的虐待もしくは、重度の性的被害の既往が約 4 割に達していたとして、斎藤と同様の比率を示している。

一方で、友田（2020）は、自分の子どもに対して虐待する者が、およそ 3 分の 1 見積もられているとし、3 分の 2 の被虐待児たちは、自らが親とになっても虐待しないという事実を目を向けるべきで、養育者である親を社会で支え、子育て困難家族の脇にいて、共に寄り添うことの必要性を述べた。

同様に、西澤（1994）も、虐待が伝達される割合は、30%前後であるとし、虐待を受けながらも成長後に虐待傾向を示さない親が、70%近くいるとして、虐待の再生産という悪循環が生じなかった親たちを詳しく調べることで、虐待ケースへの適切な治療的介入の方法が明確になるとした。

このように、虐待の世代間連鎖については、少なからず、被虐待経験が影響することが明らかとなった。では、このような世代間連鎖が生じやすい要因としては、何が考えられるであろうか。

西澤（1994）は、暴力を愛情の表現様式として学習してしまう危険性があることと攻撃者への同一化<sup>18)</sup>として、虐待を受けて育った人は、自分に攻撃を受けた親などを対象に、同一化が生じることが多く、具体的には、自分に攻撃を加えた強い存在である親と自分を重ね合わせることにより、弱い無力な自分を否定し、それを万能感を持って置き換えるこ

とができるとした。細澤（1999）も、虐待の中で受けた無力感を越えるべく、今度は虐待者がかつて自分にしたことを他者にすることにより支配を達成しようとし、これは、受動的に体験した外傷を乗り越えようとする試みであり、攻撃者との同一化と呼ばれる防衛機制を介して行われるとした。

また、渡辺（2003）は、「虐待する親として自分が罰せられ非難されることは、ひょっとして無意識に自分を痛めつけた親を、自分が代理になって罰し、非難しているのかもしれない」とし、親の代替えに自らを罰してしまう親の複雑な感情を述べた。

さらに、小林（2004）は、子ども時代の、ネグレクトや被虐待からくる見捨てられや無力感の体験があると、大人になったときに他者に見捨てられそうになると恐怖に襲われ、無力感を覆すために他者を支配する傾向があり、この葛藤を強く呼び覚ますような生活上の出来事があると、限度を超える虐待が起きる。この葛藤は、援助者との間にも起きやすく、援助が侵襲的であったり消退したときに起きやすいとした。そのうえで、親の背景要因が持つ意味は不動ではなく、生活の変化が起きたときに、その意味が変わって危機になることを教えてくれるとした。

冒頭で述べたように、いち早く、虐待と虐待の世代間連鎖についての関連性を指摘したケンプは、子ども虐待が生じる内面的な側面を強調したことになる。ケンプは、子どもの虐待は、両親（あるいは単親）の感情的ないし、精神的問題から生じ、親自身の子ども時代の感情的に満たされなかった剥奪経験に由来するとし、親の治療的介入の必要性を示した（ブライアン・コービー2002）。そして、ケンプは、このようなマルトリートメント<sup>19)</sup>をする親の90%は、適切な援助により助けられるとした（ジョン・E・B・マイヤーズ 2011）。つまり、ケンプは、虐待者の子ども自身の虐待された経験を克服することで、虐待の連鎖を断ち切ることができる可能性の一端を示したと言える。

## 第2章 児童虐待の諸外国の取り組みの現状

### 1 はじめに

第1章において、諸外国の児童虐待への対策の動向が、わが国の児童虐待問題への取り組みに影響を与えてきたことが明らかとなった。そこで本章では、諸外国の児童虐待への取り組みを概観し、わが国との相違を把握しながら虐待対応のモデルとなる要素や課題を検討していく。切り口として、諸外国の虐待問題への取り組みの歴史、児童虐待対応の現状、性的虐待への取り組みの3点からの検討を試みる。対象国は、虐待先進国として先駆的な取り組みを展開する米国とわが国と社会身分制度も異なり、古くから虐待問題への取り組みを開始した英国、同じアジア圏で日本と民族的にも文化的にも類似する韓国の3国とした。研究方法としては、対象国についての児童虐待に関する文献や論文、資料を根幹とする文献研究を中心とする。

### 2 米国における取り組みの変遷と現状

#### 1) 米国における児童虐待の取り組みの歴史

##### (1) 医学の進歩による取り組みの始まり

先進国の中でも、最大数の被虐待児を抱え、虐待への取り組みの先進国とされる米国の児童虐待への取り組みは、1874年4月、ニューヨーク市において、親から虐待を受けていた少女、メアリー・エレン・ウィルソン (Mary Ellen Wilson)<sup>20)</sup> を救済したことが、出発点とされる (池田 1987; 文部科学省 2006)。この事件を受け翌年の1875年、ニューヨーク子ども虐待防止協会 (New York Society for the Prevention of Cruelty to Children : NYSPPC)<sup>21)</sup> が設立し、米国における組織的な子ども保護活動が開始された。

しかし、米国で実際に、児童虐待に関心が向け始められたのは、1940年代に入ってからで児童虐待への対策が進んだのは、医学の進歩による所が大きい。1946年、小児科医のジョン・カフィー (John. Caffy)<sup>22)</sup> が、『慢性硬膜下血腫に罹患している乳幼児の長骨における複数にわたる骨折』という論文で、虐待された子どもの硬膜下出血と長骨のX線上の変化を報告し (ジョン・E・マイヤーズ・2011)、1955年には、小児科医のポール・ウォーリー・ジュニア (Paul Woolley Jr.) が、X線上にみられる外傷の多くは、故意に加えられたものであるという見解<sup>23)</sup> を示した (石井ら 2000)。

このように、米国では、1940年代後半には、小児放射線医学の専門家により、児童虐待が疑われるケースが存在していた (池田 1998)。

そして、米国の虐待問題に大きな影響をもたらした小児科医のヘンリー・ケンプ (Henry . Kempe) ら同僚は、1960年代初期に自身の病院に入院した子どものケガの多くは、偶発的な事故ではないことに気づき (石井ら 2000)、翌年の、1961年の全米小児科学会で、「親によって子どもに行われる身体的虐待が特殊な家庭での出来事ではなくて一般家庭で



も日常的に行われている」という調査報告を示した。

さらに、子どもに身体的暴力を加えるに至る過程を説明する「被虐待児症候群、(Battered Child syndrome) の存在を浮き彫りにし、1962年に、『被殴打児症候群』の論文を発表し、子ども虐待は、思いのほか多く行われており、専門家には、それが目に入らなかつたのだと主張した(町野ら 2012; 池田 1987; 1990 ジョン・E・B・マイヤーズ 2011)。

そして、第1章でも述べたように、子ども虐待は、子どもの頃に受けた虐待が、自分の子どもに連鎖すると主張した。ケンプの虐待の病理モデルに依拠し虐待は、全ての階層で同じような割合で起こる可能性があるともなされた。(辻 2016; ジョン・E・B・マイヤーズ 2011)。

ケンプのモデルは、1970年から1980年代にかけて米国で多大な影響力を發揮した(ブライアン・コービー2002)。その後、米国では、「殴打された子の症候群」では意味が狭すぎるのでより広義の児童虐待(child abuse)という語を用いるようになった(池田 1990)。ケンプらの通告法の提案により1967年までには、すべての州が、虐待の報告義務づけ法を制定し、1960年の終わり頃までには、子どもの身体的虐待への注目は確立された(町野ら 2012)。

## (2) 家族統合から子どもの安全確保への転換

1970年代に入り全米で児童虐待防止法の制定が行われ1974年に、連邦政府により、「児童虐待予防処遇法：子ども虐待の防止と援助に関する法律」(Child Abuse Prevention and Treatment Act : CAPTA) (以下、1974年法)が制定された。

この、1974年法が米国連邦政府が児童虐待防止政策に関して初めてイニシアチブを握り米国の、現在の児童虐待防止制度の基礎を形成した(町野ら 2012)。1974年法では、18歳未満のすべての者が、保護の対象であることを明確にし、虐待者を児童の福祉に責任を有する者に限定した。また虐待とは、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト、不当な扱いであると定義した(町野ら 2012)。

1974年法が、連邦の議会を通過以来、各州で法律ができ、「報告法」(Mandatory reporting laws)が制定され、虐待の通報が義務付けられ、義務を怠ると罰金や実刑が課せられた(石井ら 2000)。その影響もあり米国50州で1962年に、約1万件であった虐待通告件数は、1976年には、41万6,000件へと急増した(町野ら 2012)。

さらに、1980年に制定された、「養子縁組支援および子ども福祉法」(Adoption Assistance and Child Welfare Act) (以下、1980年法)<sup>24)</sup>は、子ども保護に関する一連の法的手続きに大きな影響を与えた。具体的には、虐待通告の増加とともに里親の間を転々としながら長期間、不安定な状況に置かれる子どもの発達上の悪影響が、問題視された(町野ら 2012)。

従って、できる限り迅速に子どもを里親のような仮の居場所から、養子縁組などによって永続的な居場所に移すことを目的とした(町野ら 2012)。

しかし、1980年法をしても、長期に里親委託される子どもの数は減少せず、1980年法が、「家族の維持」や、「家族統合」を推奨していた結果、戻すべきでない親の元に戻され子ど

ものの安全が脅かされる事態も生じた（町野ら 2012）。こうした状況を変えるべく制定されたのが、1997 年の、「養子縁組および安全家族法」（Adoption and Safe Families Act）（以下、1997 年法）<sup>25)</sup> である。

この法令は、「家族の維持」や、「家族統合」を放棄することなく、1980 年法の不備を補うために、「子どもの健康と安全の保護」を最重要課題とする立場を明確にし、家族の維持、再統合が不可能と思われるような家族については、合理的な努力を行うことを免除し、直ちに、子供どもの養子縁組などの永続的な居場所を確保するように義務づけた（町野ら 2012）。

## 2) 米国における児童虐待対応の現状

### (1) 対応の現状

米国は、50 州およびコロンビア地域からなる連邦国である。そのため米国で統一された児童虐待防止システムが存在するわけではなく、州ごとに独自の制度が構築されている。

しかしながら、連邦政府は、合衆国としての児童虐待防止政策を示し、連邦法に依拠した制度を構築することを各州への補助金交付の条件としていることから、各州の児童虐待防止制度は、非常に類似した内容となっている（町野ら 2012）。

従って、児童福祉全般にわたる責任は、州にあり、各州の法律により児童福祉制度が形成され、児童福祉の対象となる児童の年齢や措置の判断権も州により違いがある（内田ら 1995）。米国における児童虐待の対応の現状について、「アメリカにおける児童虐待の対応・視察報告書（2003 四方ら）を中心として概説すると以下の通りである。

米国では、日本の児童相談所に当たる機関は、CPS（Child Protective Service）と呼ばれ、例えば、カリフォルニア州では、DCFS（Department of Children and Family Services 子ども家庭サービス部）がこれあたる。

DCFS では、多くの予算が組み込まれロサンゼルス郡の予算配分の 1 位は、警察で 2 兆円、2 位が、DCFS で 1 兆円から 2 兆円、3 位が、水道局（乾燥地帯であり水道事業に莫大な経費がかかる）とされるほど虐待問題に、多くの国費が投入されている。米国における虐待対応の流れとしては、通報から調査が行われ、ケースの緊急度により 2 時間以内の調査、3 日以内の調査、5 日以内の調査の区分がされ、調査に危険が伴う場合は、警察が同行する。調査の結果、在宅支援と家族との分離支援に分けられ、在宅支援の場合は、ソーシャルワーカー（以下、SW）は、ファミリー・プリザベーション・プログラム（Family Preservation program: 家族維持プログラム: 6 ヶ月間）への参加を促す。親が同意しない場合は、ケースは終了となるが、多くの場合は同意する。

家族分離支援は、子どもを保護した上で、72 時間以内に Dependency Court（親子分離の適否を判断する裁判所）にレポートを提出する。その後、公聴会にてレポートが報告され、30 日後の再公聴会にて審判となる。この 30 日の間に、虐待の事実について再度、「捜査」が行われる。再度の捜査は、DCFS 内の捜査官（Dependency Investigator）により、レポー

トされた事実をひとつずつ調べあげてく。公聴会の結果、裁判官から、「監督」、「指導」、「援助」などの命令がなされ、DCFSのFamily Maintenance Workerが、家族に対して具体的な援助を行っていく。6ヶ月ごとに公聴会が実施され、援助プログラムの達成効果が検討される。援助期間は、18ヶ月が目安である。改善されれば、家庭復帰、そうでない場合は、里親や養子縁組に移行することになる。

以前は、親子分離や保護がメインであり、虐待の有無が焦点であったが、現在は、治療プログラムなど、援助資源や資金も増え、家族に対しての働き掛けが充実してきた。

また、児童虐待の背景にある文化や地域性に配慮し、地域の援助力を活用する視点が生まれた。つまり、虐待があれば、分離を中心に動いていたのが異文化に配慮し、コミュニティで見守るべきという方向に転換された。

2 - 表1は、米国での児童虐待の取り組みの現状である。(松井ら 2003. 厚生労働省 2014)

2 - 表1 米国の児童虐待の取り組みの現状

(松井ら (2003) 「ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書・平成15年度報告書」と厚生労働省 (2014) 「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室. 資料3」をもとに筆者が作成)

国名	米国
人口	3億2,010万人
児童人口	約7,520万人
合計特殊出生率	2.00%
相対貧困率	17.10%
CPSへの全相談ケース	340万件(内62%を通告として受理)
CPSへの通告数	約210万件
CPSへの通告先	専門機関58.7%・非専門機関18%。それ以外23.3%
CPSが対応した児童数	316万5,572人そのうち虐待が認められた数は約68万6,000人(0歳児21.9%・就学前(0歳~6歳)88.6%)
虐待の内訳	医療ネグレクト(1万5,705人)ネグレクト(53万1,241人)身体的虐待(12万4,544人) 心理的虐待(5万7,880人)性的虐待(6万2,932人)
虐待者	親(81.5%)→(両親19.4%母親36.6%父親18.7%)親以外12%
虐待による死亡児童数	1,640人(0歳児44.4% 未就学児童86.5%)
	(ここまで2014年7月現在)
児童虐待の定義	18歳未満あるいは州の児童保護法で規定する年齢以下の児童に対し、当該児童の養育責任者(居住施設職員、家庭外ケア提供者を含む)が、その子の福祉が損なわれるあるいは脅かされるような身体的・精神障害、性的虐待、ネグレクト(保護の怠慢あるいは放棄)等の行為を行うこと(1974年 児童虐待予防処遇法)
報告の義務者	児童養護関係施設職員 教師、保育所職員 医療関係者(医師、看護師、保健師、カウンセラー) 警察、児童保護局(DSS)
報告の方法	電話・文書など
報告怠慢責任	刑罰(6ヶ月の禁固、または1,000ドルの罰金) 資格剥奪(教師、医師など)
通告義務罰則規定	職種通告義務ありは、全州全市民対象。義務は18/51州で。 罰則規定は通報を怠った場合と虚偽の場合、48/51州で。

## (2) 把握される虐待数の多さ

2 - 表 1 を見ると 2014 年の、米国における CPS への全相談件数は、340 万件である。この年の日本における児童相談所での相談対応ケースは、約 9 万件であるからその開きは大きい。人口比などの違い（米国の人口は、2019 年現在、3 億 2,700 万人で日本の人口は、1 億 2,631 万人。15 歳未満の子どもの人口は、2015 年現在で米国は、6,098 万人、日本は、1,589 万人）があるので一概には言えないが、米国には、虐待を把握または、通告しやすい仕組みが整っていると言える。その理由については、全州に職務通告義務があり、全市民対象義務は 18/51 州で通報を怠った場合と虚偽の場合に、48/51 州で罰則規定があることが大きく、罰則規定による通告や相談の強化が、相談件数を押しあげていると言える。

一方で、2014 年に CPS が対応した児童数は、316 万 5,572 人で、そのうち虐待が認められた被害は、約 68 万 6,000 人であり、約 8 割が虐待が認められなかったケースであった。この状態について多くを占める誤報の調査に、ワーカーが労力を費やし 2 割の、「真の虐待のケース」への適切な対応がなされず、犠牲となる子ども達も増加している（内田ら 1995）という通報拡大の問題も取り沙汰されている。

## (3) ネグレクトの多さ

2 - 表 1 の虐待種別を見ると、ネグレクトが全体の、約 8 割を占めている。ネグレクトが多い理由としては、ネグレクトの範囲が、日本に比べて広いことや米国は、貧困の問題が深刻であること、犯罪大国であることが背景としてあげられている（四方ら 2003）。

具体的には、多様な人種が生活していることから貧困の差が激しく、生活保護や保険制度が充実しておらず、医療費も高額で救急車も有料であるなど、貧困層が充実した医療を受けることが困難である（四方ら 2003）

また、犯罪が日常化し、屋内外を問わず、子どもだけでの移動の禁止、登下校も通園バスか保護者の送り迎えが必要という状況の中で、州によっては、移動や送り迎えの補助ができない状況がネグレクトと見なされることがネグレクト増加の要因とされる（四方ら 2003）。心理的虐待については、虐待によって生じると考えられる具体的症状や虐待状況を発見することが極めて困難なため、報告件数は少なく潜在の実態は不明である（内田ら 1995）。

## (4) 警察との連携（協働）

カリフォルニア州を例に出すと警察は、DCFS とともに、通報の窓口になっている。警察と DCFS の連絡は密に行われ、この関係は、「ジョイントコンタクト」と呼ばれる。大まかな役割分担としては、家族外での虐待については警察のみ、性的虐待と身体的虐待の犯罪性の強いものについては、警察と DCFS が協働で対応し、ネグレクトと軽度の身体的虐待および心理的虐待については、DCFS が警察のどちらかが介入を行うという役割が明確である。

いずれにしても、情報の共有は密であり、虐待が疑われる場合の報告書は、互いに渡し合

い同じものが双方の機関に保管される。このしくみは、「クロスレポーティング」と呼ばれる。調査されたレポートは州に届けられ、市や郡を超えて共有される（四方ら 2003）。

従って、関係諸機関の連絡や情報共有がシステムにより確立されているのが特徴である。

### **(5) 虐待者への教育体制の充実**

米国では、虐待者への教育や援助ができる場所が確保され、虐待の再発の抑止力として機能している。前述したように在宅支援の場合は、ファミリー・プリザベーション・プログラム：家族維持プログラム）への参加が促される。親が同意した場合、6ヶ月間家族に適した治療プログラム提供される（四方ら 2003）。

また、教育プログラムであるペアレンツ・アノニマス（Parents Anonymous：PA）は、1度でも自分の子どもを虐待した親であれば、参加が可能で、セフルヘルプを基本に、週に1度、2時間のミーティングを持ち、参加費は無料である。このように、虐待を行った親などへのフォローの体制が整備されているのが、わが国との違いである（石井ら 2000）。

さらに、家庭裁判所が子どもの分離を決定する際に、親に対してカウンセリングなどの心理療法や精神療法を命ずることが多く、こうした、「治療命令」は、子どもを分離させないための条件として、出されることもあれば、分離された子どもを家族に戻すための条件として、発せられることもある。こうした強制的心理療法は、虐待が生じる家族へのソーシャルワークが、虐待をしてしまう親を処罰するという、「司法モデル」から虐待する親を、心理的・精神的問題を抱えた存在として認識し、処罰だけではなく援助をも提供しようという、「社会心理的モデル」へと展開していくなかで、生み出された（西澤 2000）。

## **3) 学校現場における児童虐待対応の現状**

### **(1) 学校現場の取り組みの特徴**

文部科学省の調査班は、米国イリノイ州シカゴ市の公立学校5校の現地調査を行い、『海外における児童虐待防止に向けた取組の状況』の報告書を取りまとめた。（文部科学省 2006）。それらの資料をもとに学校現場の取り組みについて概観すると以下の3点である。

- ①学校にスクールポリス（警察官）が常駐もしくは、定期的に駐在し無断欠席が長引いている場合は、警察官が家庭へ出向くなどの連携を図っている。また、学校から通告した場合、生徒を帰宅させることに危険が伴う場合には、警察で子どもを保護する権限を有する
- ②教員に対し虐待の徴候発見や通告義務に関しての研修を実施し、新採用時に研修カリキュラムに沿って研修を継続的に実施する。子どもに関しては、小学校1年生の体に関しての授業で児童虐待を扱い、4年生以降で Good and Bad Touch や、Peace for program（人格を信頼する授業プログラム）を導入し、性的虐待について学ぶ機会を設ける。その際に、親から虐待を受けそうになったら 911 番へ電話をかけることや、いかに自分の身を

守るか警察では、何を話すか、友達の家へ逃げ込んだとき何を話せばよいかなどを伝えていく。このように児童虐待防止のための教員や生徒への教育プログラムが充実している。

③通告の際の配慮が確立されている。通告の宣言は、生徒にも親にもあらかじめ伝え、SWrが通告することで担任と子どもや親との関係に軋轢が生じることを避ける配慮がされている。また、通告者は、子どもや親に虐待のことについては質問できず、DCFSの調査官が学校で生徒から事情聴取をする場合は、同席するが、発言することは認められないなど聴き取り際の制限が確立されている。さらに、通告により傷つくことはないこと、虐待が継続してはならないこと、通告後も、援助することを子どもへ伝えていくなどの配慮がされている。また、担任には一般的な情報のみを伝え、その後のケアはSWrとサイコロジストが行うなど、役割が明確化されている。

このように、わが国との大きな違いは、警察が早期から関与する権限を有していること、小学校の早い段階で児童虐待についての素材を扱った教育を導入していること、聴き取りの際の配慮が行き届いていることである。このシステムは、日本にはない。

#### 4) 性的虐待における対応の現状

##### (1) 米国の子ども性的虐待への取り組み

米国の性的虐待への取り組みは、1875年のニューヨーク子ども虐待防止協会が設立された当時から行われ、日常的に性的虐待の介入がなされた(ジョン・E・B・マイヤーズ 2011)。その後、1894年に医師であるトラヴィス・ギブ(Travis Gibb)は、米国で最も早く子どもへの性的虐待の医学的見解を発表した(ジョン・E・B・マイヤーズ 2011)。

しかしながら、まだこの時代は、性的虐待は、ほとんど大衆には見えないものであった。米国における性的虐待へ本格的な取り組みは、1970年代後半から開始された。ファインケル・ホー(以下、Finkelhor)が、社会学者の立場から、最も早い時期に性的虐待についての研究を行った(石井ら 2000)。また、ヘンリー・ケンプ(1977)は、性的虐待を、「隠された小児医学問題」と表現した(ジョン・E・B・マイヤーズ 2011)。

そんな中、2つの関連する要因が、性的虐待を全国的なステージに押し上げた。1970年代に、子どもの保護システムが拡大したことと、1970年代および、1980年代の先駆的調査が、性的虐待の広がりや、およぼす弊害に光を当てたこと、1970年代終わり頃までに政府が管理する子ども保護の全国的な仕組みを持ったことである。

そして、1974年法で性的虐待を含めすべての州は、性的虐待を含む子どもへのマルトリートメントを通告することを専門職に要請する法律を持ち、この1974年法の制定と通告法は、見えない場所にあった性的虐待をねじり上げた(ジョン・E・B・マイヤーズ・2011)。1980年代に入ると、多くの性的虐待を含む児童虐待の民間組織が発足し、実態調査を行うようになった。具体的には、1983年に、Russell, Diana E・Hが、18歳未満の家庭内性的虐

待を 16%とし、1985 年に Wyatt, Gail. E は、18 歳未満で一度以上の家庭内性的虐待の割合を 21%とした (石川 2004)。このように、1970 年代半ばからの 10 年間で性的虐待の調査が急速に増加し、社会への浸透がなされた (石井ら 2000)。

また、精神医学方面では、1980 年代から Putnam (1989) らにより、多重人格性障害 (Mutiple Personality Disorder) (現在の解離性同一性障害) と性的虐待との関連性を追求した研究が多く見られた。記憶の研究も行われ、米国では、1983 年から 2000 年前後にかけて、過誤記憶と捏造記憶の批判と反論が過熱し、「記憶戦争」や、「近親姦大戦争」と呼ばれるほどの社会問題となった (斎藤 2005)。

また、1990 年代に入ると性的被害と心身への影響の研究が多く実施されるようになり、虐待とトラウマ反応、PTSD との関連が報告された (石井ら 2000)。

総じて、1970 年代は、性的虐待の発見と実態調査の時代であり、1980 年代には、PTSD などの精神医学的な影響に関する論文があらわれ、1980 年代の終わりから解離が中心概念として登場する。そして記憶症候群の問題に発展したがいまだ、性的虐待の実態は不明確なままであるとされた (石井ら 2000)。Finkelhor は、性的虐待の潜在性について、調査方法などを統一して行えば、どの国においても米国に近い、もしくは、それ以上の被害化率が予想されると述べた (石井ら 2000)。そんな中、1990 年代半ば以来、子どもへの性的虐待ケースは、約 40%減少した (ジョン・E・B・マイヤーズ 2011)。杉山 (2012) も、アメリカ合衆国の統計では、性的虐待は子ども虐待の 10%前後を占めていたが 1994 年をピークに減少傾向にあるとした。本間 (2012) も、1992 年から 2007 年の全国統計を分析した調査によると、性的虐待は、53%減少したとした。これらの大幅な減少の理由は、児童保護職員や法執行職員の増加、より厳しい訴追、刑罰対策、より有効な治療方法、薬物療法の導入、一般市民の理解レベルの向上などが影響したと推測されている (柑本 2012)。

一方で、Finkelhor は、性的虐待の減少について、大衆の気づきが発達したことや、被虐待児の予防プログラムや加害者の治療プログラムの効果をあげたうえで、「性的虐待の広がりには小さくなっていない。にもかかわらず、専門職がそれを探し出すことにあまり勤勉ではなくなっている。代わりに、効果的に介入するための、子ども保護サービスの能力を専門職がますます疑うようになり、あまり通告をしなくなっている」 (ジョン・E・B・マイヤーズ 2011) と述べ、性的虐待の減少の背景には、否定的な要因があることに言及した。

## (2) 性的虐待の初期対応についての検討

### ファレンジック・インタビュー (Forensic Interview) の意義

四方ら (2003) の、「アメリカにおける児童虐待対応視察報告書 - 平成 15 年度研究報告書 -」をもとに、概説をする。

ファレンジック・インタビュー (以下、Forensis Interview) とは、性的被害を実証し、立件するためのインタビューである。米国において、Forensis Interview の開発の契機となったのが、1983 年に、カリフォルニア州で起きた、「マクマーティン・プレスクール性的虐待事件」である。幼稚園で多くの幼児が性被害を訴え、幼稚園職員が、複数逮捕されたが裁判の過程で、子どもの証言は、面接したソーシャルワーカー (以下、SW) の誘導的質問により導き出されたもので、虐待の事実はなかったと判断され、全員に無罪の判決が言い渡された。子どものインタビューを担当したソーシャルワーカーは、誘導的、暗示的な質問スタイルの危険性と法医学的にもつ意味をほとんど理解していなかった (ジョン・E・B・マイヤーズ 2011)。そのため、正しく立件するための、Forensis Interview のような、面接を可能にするプログラムの開発に至ることになった。

米国の、Forensis Interview の特徴としては、年齢によって性の知識がどれだけあるのかの研究がなされ子どもの発言が、年齢相応か不相応かを虐待の有無の判定の参考になっていることである。

また、米国のように、多様性のある人種を鑑み、異文化における性の知識や態度に対する分析も面接に加味されている。Forensis Interview の意義としては、面接を一度で終わらせることで、子どもの心的ダメージを軽減することができ聴き手の思い込みや、先入観で子どもの発言を誘発してしまう危険性を除外した客観的、中立的な態度で面接が行われることである。

また、面接内容は、司法の場で証拠として提出が可能であり、縦割りに分業化されていた各領域が手を組み、マルチディシプリナリー・チーム<sup>26)</sup>として複眼的な視野での統合アプローチが可能となる。

これらのことが、性的虐待に関わる職種の協働の場の提供という効果ももたらしている。課題としては、どこの領域の職種がインタビュアーを担うのかが、統一されていないことがあり、インタビュアーを検察や、警察が努める場合もあるがメンタルヘルスに通じた者が十分な研修を積んだうえで行うべきという考えも強く、心理療法家や臨床心理学の教育を受けた SW などが努めるべきという考えが根強いことなどがある。

また、インタビューを行うことは、あらかじめ親に伝えられ、虐待が疑われていない親からの同意を得なければ、面接をしてはならないという規定もある。

日本では、一時保護後、児童相談所で行われる初期被害面接あるいは、被害調査面接の際に、親から同意を得ることがない場合が多く、この点は大きな違いである。



### 3 英国における取り組みの変遷と現状

#### 1) 英国における児童虐待の取り組みの歴史

##### (1) 「マリア・コーウェル事件」に見る子どもの安全確保の優先

英国の子ども虐待に関する取り組みは、米国に大きく影響されたとされる。英国の児童虐待に対する取り組みは古く、1883年に、民間団体である児童虐待防止協会が（現 NSPCC）設立され、民間主導で進むが1920年以降、活動は停滞した（増沢 2019）。その後、1945年に終戦を迎え、1960年代のケンプによる被虐待症候群の発見と、1973年に起きた、「マリア・コーウェル事件」（2 - 表 2）が発端となり取り組みが進められた（田澤 2017）。

この事件では、担当ソーシャルワーカーは、児童の意思を確認しないまま、「楽観主義原則」で実母に帰したことを誤りとされた（田澤 2017）。これを受けてソーシャルワーク専門職は、あまりにも穏やかで許容的であると、国は、「マリア・コーウェル事件」を契機に子どもの安全確保を優先する方向へ政策転換がなされた（ブライアン・コービー2002）。

その結果、虐待のリスクが高い子どもへの介入は、侵襲的なものとなり、「マリア・コーウェル事件」が大衆への児童虐待の最初の注意喚起となった（ブライアン・コービー2002）。

こうして、子ども虐待に関する業務は、社会サービス部門の主要な関心事として発展していった。「マリア・コーウェル事件」の翌年の、「児童法」（1975）制定後、子どもの分離や保護が積極的に行われるようになった（ブライアン・コービー2002）。

2 - 表 2 は、英国で起きた虐待事件の詳細である。

#### 2 - 表 2 英国で起きた虐待事件の詳細

子どもの歴史と理論（ブライアン・コービー2002）、イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書（川崎ら 2007：子どもの虹情報研修センター）をもとに筆者が作成

年	事件名	概要	問題の視点
1973	マリア・コーウェル事件	マリアは1971年10月にそれまでの5年間の里親委託から再婚した実母の元に家庭復帰させられ、その後1973年に継父により7歳で虐待死させられた。州評議会はマリアを監護していたが、監護命令の解除を求める母親の申請を支持し、家庭復帰計画に同意し、監視命令に切りかえるよう勧告した。マリアは母親の元に帰ることに強く抵抗したが非常に栄養不良と継父にひどく殴られたために、13ヶ月後に死亡した。	多くの専門家が関わっていながら虐待を見てとることができず、担当SWは児童の意思を確認しないまま楽観主義原理で実母に帰したと世間の非難を浴びた。→1975、児童法が成立
1984	ジャスミン・ベックフォード事件	ジャスミンは4歳だったが、やせ衰え、継父のモリス・ベックフォードに長時間ひどく殴打され1984年7月に死亡した。死亡する3年前にも妹とともに、負傷を負っており、2人は評議会の監護下におかれ、里親と6ヶ月暮らしたが親の元へ帰された。親は転居先を世話され、家族援助を受けていた。ジャスミンは死亡する前の10ヶ月間にSWに1度しか会えていなかった。裁判ではSWを「信じられないほど単純」と評し、11年前のマリア・コーウェル事件と同じような批判が集まり世間の注目を浴びた。	虐待された子どもと親との関係の修復に重点が置かれすぎ、さらなる虐待の可能性を見過した。→政策と実践に直ちに影響を与え、ガイドラインの草案が示された。
1987	クリーブランド事件	北部のクリーブランド地方で2人の小児科医により短時間で121人の児童が身体的テストにより性虐待の診断を受け、うち7割の児童は家族分離され、福祉当局の監護におかれた。結果的にはその後、96人が診断が不確かであるとされて裁判で却下され、専門家に対する不信が広まった。	十分なリスク調査と多機関間共働による親子等の関係修復がSW実践の中心でなければならぬ等、勧告された。→1989、児童法へ反映される
2000	ビクトリア・クリンビエ事件	1991年象牙海岸に誕生したビクトリアはパリで良い教育を受けさせるといふ里帰りした父方の大叔母の口実で1994年4月フランス経由でロンドンに連れ出され、2000年2月、8歳で128ヶ所の検死所見としての虐待痕を残して死亡した。記録ではロンドンでの公的支援機関との関わりは、イーリング住宅局ホームレス部局に始まり、以後少なくとも2ヶ所以上の住宅局、4つの福祉局、2つの首都圏警察児童保護チーム、全国児童虐待防止協会の虐待センター、2つの病院での接触があったことがわかり、関係機関の不備が指摘された。	児童福祉改革の方針を表明福祉、教育、保健の行政組織の統合や児童サービスを分離しより統合的な児童サービス組織を創設することや行政責任の1本かによる責任体制強化を実現。→「児童サービス局」
2007	ペービーP事件	2007年8月、アイルランド系イギリス人の17ヶ月の男児、ピーター・コネリが27歳の母親と32の同居中の男性により虐待死させられた。事件が明るみとなったのは事件発生よりかなり後の2008年11月でその間、サンバックのように暴行を受け続け、頭部や顔面への打撲痕、背骨と肋骨の骨折、口の中の傷など全身に50ヶ所の傷があり、爪もはがされ、胃の中には折れた歯が見つかるといむごたらし状況であった。またビクトリア・クリンビエ事件と同じ地域で起こったため、政府は非難の矢面に立たされ、児童保護のシステムの欠陥を指摘する声広がった。この事件の後、小児科やSWなど担当専門職の辞任をと職務上のミスとして訴追を求める嘆願書が提出され、政府を動かした。	2009年末、政府は児童保護実践改革の要は専門職への信頼にあるとしてその一新のために、「ソーシャルワーク・タスク・フォース」設置。

## (2) 「ジャスミン・ベックフォード事件」に見る子ども保護優先の動き

そして1984年、「ジャスミン・ベックフォード事件」(2 - 表 2) が起きる。

この事件後、SW が子どもよりも親に同情を向けたとの批判が起こり翌年、子どもの虐待対応業務を子どもの保護業務と位置づけ直し、リスクが認識された場合は、いつでも子どものために行うべきとする義務を強調し、子ども虐待登録は、子ども保護登録とするように提案された。つまり親の必要性や権利への考慮は二次的であり再び、子ども保護を第一に優先する構えが備わることになった。「ジャスミン・ベックフォード事件」以降、保護登録に記載される子どもの数は、大幅に増え、監護に置かれる子どもの数は、著しく増加した(ブライアン・コービー2002)。

このように、英国では、2つの虐待事件を契機に子どもの分離、保護と予防的援助の両極端で揺れ動いてきた経緯があることがわかる(増沢 2019)

### (3) 「クリーブランド事件」に見る児童と親の権利の均衡と家族保護への転換

1987年に起きた、「クリーブランド事件」(表2)は、児童虐待のシステムや専門家による対応が児童虐待に至る可能性もあることから、「システム虐待(専門家による虐待)」という用語が生み出された(川崎ら2007)。この事件では、性的虐待を理由に強制的な親子分離を行ったことに対し、家族の権利が侵害されたという強い批判が起こった(櫻谷2009)。

その後、十分なリスク調査と多機関共働による親子などの関係修復がソーシャルワーク実践の中心でなければならぬことが勧告され(田澤2017)、虐待の事実を法的枠組みに沿った、「証拠」を持って同定する必要があることや介入の際に、説明責任が必要であるとの認識が広まった(川崎ら2007)。

また、1988年には、親のケース会議の参加を認めるなど、親の権利と子どもの権利に大きな配慮がなされるようになった(ブライアン・コービー2002)。1989年の、「児童法」は、こうした背景の中で制定され、専門家が家族や子どもから十分な交渉を行ったうえで、親と子どもから同意を得て、援助計画を作成するように推奨された。一方で、「児童法」は、性的虐待への介入と措置が主要な目的のひとつであった(北山1996)。

また、緊急介入による分離や保護は、最小限にすることが強調され(川崎ら2007)、児童の権利の優先から児童の権利と親の権利の均衡、公・私機関、親と専門職パートナーシップの重要性が加えられた(田澤2017)。つまり、「児童法」は、親権を尊重しつつ、介入するための方策を推進することがその骨子であり、私権への配慮と公権の強化が共に盛り込まれ(網野ら1990)、現在の、英国の対応システムの基盤となった(ブライアン・コービー2002)。

このように、「ジャスミン・ベクフォード事件」は、介入手法の緩さへの批判、「クリーブランド事件」は、家庭への介入過剰への批判という両極の論争を引き起こし、国家レベルでの児童虐待への対応や指針の再検討や法律の改正へと進んだ(網野ら1990)。

### (4) 「ビクトリア・クリンビエ事件」、「ベビーP事件」に見る警察の介入強化

2000年に起きた、「ビクトリア・クリンビエ事件」(2-表2)では、虐待されていた女兒が虐待者のもとで生活をしてきた10ヶ月の間、地方当局、警察、病院などの関係機関には、女兒を保護する機会が12回あり、警察は、身体的な虐待があるとの通報を2度、受けていたにも関わらず、身体の傷は、皮膚感染症によるものという小児科医の診断を鵜呑みにし、適切な捜査を行わずにいた(柑本2012)。鑑定医が今まで立ち会ったうちで最も残酷な虐待であると述べるほど事件は、周囲に衝撃を与えた(櫻谷2009)。このため、機関連携の不備が指摘され、児童に対する犯罪捜査も成人と同様の基準で行うことや虐待の疑いのあるケースは、徹底的に捜査を行うことなど警察による虐待対応の見直しが図られた。

さらに、連携の不備を教訓にそれまで別々であった教育と福祉が、「児童サービス局」として統合され、機関連携を推進するための権限を強化した(増沢2019)。

しかしながら、英国では、2007年に、「ピーター・コネリー (Peter Connolly)」事件（以下、ベービーP事件）(2 - 表 2) が発生する。この事件でも、英国の児童保護制度の不備が再び露呈した。ピーター・コネリーは、虐待の疑いがあると認定され登録されており、自治体は、ピーターや母親と数十回の面接を繰り返し警察も2度介入し、2度とも母親を逮捕したにも関わらず、傷が誰によるものかを突き止めることができず訴追に至らなかった(柑本 2012)。

このように、英国では、1970年代から児童保護機関が関与した子どもの虐待事件が相次ぎ、国を追求する激しい世論が巻き起り、1990年前後は、法制度やシステム的大幅な改革が行われることとなった。このように、英国は、ひとつ1つの虐待死について、詳細に分析し、報告書を次々に公表した(小林 2004)。すなわち、過去の経験に学ぶ、英国特有の、「経験主義」の哲学が虐待の施策の発展に活かされたと言える。

## 2) 英国における児童虐待の対応の現状

### (1) 英国の段階別対応システム

英国における児童虐待国の施策は、1989年に制定された、「児童法」が基準となっており、日本の、「児童虐待防止法」のような虐待に特化された法律はない。しかし、「児童法」を受けて政府は、児童虐待対応のガイドラインとして、1991年、「子ども保護のためのワーキングトゥギャザー：Working Together to Safeguard Children：(以下Working Together)」<sup>27)</sup>(現在は、2010年版)を刊行し(川崎ら 2007)、以降、英国の児童虐待防止制度の具体的手続きは、このWorking Togetherにより定められ、地方当局をはじめとする関係機関は、このガイドラインに従うことが、法律により義務づけられた(峰本 2013)。

英国の対応は、段階的システムを踏むことが特徴である。ネグレクトが疑われる場合の、最初の通告は、地方当局のソーシャルサービス部門(Children Social Care：CSC(以下、CSC)にされる場合が多く、犯罪性の高い場合は、警察に通告される。CSCは、日本の児童相談所にあたる機関であり、2017年現在、CSCで働くSWは、英国全体で3万0,670人である。児童虐待の通告は、国民に課せられた法的義務はないが、通告の数は多い(増沢 2019)。

緊急保護が必要とされる場合は、緊急会議が開かれ、子どもの危機的状況が確認され緊急保護命令の手続きを踏む時間がないときは、警察は、警察保護の職権を保持(1989年児童法第46条)し、児童の保護を行うことができる(小林ら 2008)。地方当局は、警察の保護下に置かれた児童の保護場所を手配する(保護施設・病院、里親、親戚など)(町野ら 2012)。CSCが緊急保護の手続きを行う場合は、通常、親に警告し、1日の猶予を与えたいうで家族に対して法的アドバイスを受ける権利を説明する(増沢 2019)。

こうした初期の段階で犯罪の可能性について捜査を行うことになるが、通告内容は、警察と地方当局で常に相互共有される。通告後、警察が調査を開始するが、CSCによりアセスメントが行われ、リスク状況により4段階に区分される。レベル1は、支援を必要とする多く

のケース、レベル2は、児童虐待の状況について調査を行うケース、レベル3は、児童保護計画（登録）ケース、レベル4は、裁判所の判断を要するケースである。レベル3は、緊急性や深刻さが認められるケースで具体的な援助プランが立てられ、レベル4は、分離か在宅かの判断が必要となるケースである（川崎ら 2007）。調査の結果、虐待の裏づけが得られた場合は、子ども保護会議が開かれる。子ども保護会議では、親を含む家族メンバーが会議の重要な構成メンバーとして位置づけられている。会議への親の参加の保障は、英国の児童虐待防止制度の基本理念のひとつに、「親とのパートナーシップ」が掲げられているからである。児童保護プランの対象となった場合、支援チームが構成され支援を開始する。その後、3ヶ月に1回レビューカンファレンスが実施され状況が確認される（峯本 2013）。

## (2) 児童虐待の実態

2 - 表3は、英国の通告受理の現状である。

2 - 表3 英国の通告受理の現状

厚生労働省（2014）「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会資料3」増沢高（子どもの虹情報研修センター）提出資料および松井一郎、才村純（2003）「ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書（II フランス共和国編）平成15年度研究報告書。子どもの虹情報研修センターをもとに筆者が作成

国名	英国
人口	6,602万人(日本:1,678万)(2017年)
児童人口	1,376万人(2014年)
合計特殊出生率	1.8(日本1.44)(2016年)
相対貧困率	8.3%(2014年)
通報受理件数	54万5000件(2007年) 61万5000件(2011年)
初期アセスメント	30万5000件(2007年) 43万9800件(2011年)
コアアセスメント(援助が必要)	7万3300件(2007年) 18万5400件(2011年)
児童保護計画(登録)ケース	3万3300件(2007年) 4万2700件(2011年)
虐待の内訳	ネグレクト(1万4800人)心理的虐待(7800人)身体的虐待(5100人)性的虐待(2500人) (2007年) ネグレクト(1万8700人)心理的虐待(1万2100人)身体的虐待(4500人)性的虐待(2300人)不明(5000) (2014年)
児童虐待の定義	法による虐待既定の条文はない。政府ガイドラインで身体的虐待、心理的虐待、性的虐待を区別
通告義務罰則規定	虐待と子どもの福祉と安全の一般的な通告義務あり。罰則規定なし

これを見ると、2007年から2011年までの虐待件数の通報受理件数、初期アセスメント、コアアセスメント、児童保護計画（登録）ケースはいずれも増加している。特にコアアセスメントは、約2倍以上の伸びである。また、年間の児童保護計画（登録）ケースは、およそ4万件前後で推移している。前述したように英国では、児童保護計画（登録）ケース数が、児童虐待の実情を把握する際の、重要な指標となり危機的状況と判断されたケースである。

また、2007年と2014年の児童保護プラン開始時の虐待種別を見てみると両年ともネグレクトの多さが目立つ。これは、他の国と同様、貧困問題が深く関与している（川崎 2007）。

また、英国では、親子分離されている子どもの約70%が里親委託されており、約90%が施設入所をしている日本とは異なる現状がある（峯本2013）。

### 3) 英国の性的虐待における初期対応の現状

#### (1) 「クリーブランド事件」と性的虐待への関心の高まり

『子ども虐待の歴史と理論』（ブライアン・コービー2002）をもとに論を展開する。既述したように、1987年に起きた、「クリーブランド事件」は、英国における性的虐待の関心を引き寄せるきっかけとなった。この事件まで英国では、子ども性的虐待の問題は比較的、関心が低く性的虐待問題の主唱者は、性的虐待を受けた経験のあるサバイバーやフェミニスト作家、ケンプを含めた医療専門家であったが、1987年までには、子どもの性的虐待は、保護議題にも上り始めるようになっていた。

しかし、まだこの時点では、性的問題への対応は、英国全体における寄せ集めでしかなかった。一方で、この頃の調査によると、10人中1人の子どもが15歳までに性的虐待を経験し、半分は、家庭内虐待であることが実証されていた。当時、小児科医は、性的虐待を内診する肛門反射拡張テストを開発したが、性的虐待は、裁判所で証明することがほとんど不可能であった。そんな中で起こった、「クリーブランド事件」では、小児科医が多くの性的虐待の診断を下し、多くの子どもが監護下に置かれたことについては、以下要因が複合したとされる。①社会事業関係や小児科医の間に子どもの性的虐待の波及の可能性に関する認識が高まった、②小児科医や新たに開発された肛門反射拡張テストを認識し、有効性を確信し、使用を決断した、③警察と警察医が古い手法の持ち主で新しい考えを受け入れなく専門家の間の手法の食い違いを生み出した、④社会事業局が、ジャスミン・ベクフォード事件（1984）調査の結論の対応として保護制度を改革していた。

こうした要因が重なって、「クリーブランド事件」では、はるかに多くの性的虐待事例について速やかに権威を持って、「安全な避難場所命令」を発するに至り、多くの子どもが監護下に置かれ不当に長い間、病棟に留められた。こうした経緯を経て子どもの性的虐待への取り組みは、社会政策の課題であり続けなければならないことが強調された。

また、裏づけとなる社会科学的な根拠なしに、肛門反射拡張テストを使用することを批判され、性的虐待に際しては、注意深い手法を採用する必要性が他の虐待にも増して強調された（ブライアン・コービー2002）。

#### (2) Lister Primary Health Centre での性的虐待の取り組み

本章は、「イギリスの児童福祉制度視察報告書」平成30年度研究報告書（増沢高：子どもの虹情報研修センター、2019）をもとに論を展開する。

英国では、性的虐待に特化した公的、私的機関が設置され、独自の取り組みがされている。その中でも、地域での性的虐待対応のフロントラインである、Lister Primary Health

Centre は、ロンドンの貧困地区にある保健センターで 18 歳までに性的虐待を受けた子ども（被害者および加害者）のケアを行っている。性的虐待ケースへの支援プログラムは、大きく分けて、①様々なコンサルテーション、子どもに関わる専門家に対するアドバイスや被害者のアセスメント、②他者に対して性的に攻撃な（加害）行動をとる子ども向け（性的加害者）の臨床サービスの 2 つに分かれる。前述したように、英国では、性的虐待の事実確認については、警察とソーシャルサービスが共同で調査面接を行っている。

従って、こちらの機関では、まずは、心理教育的アプローチや個人心理療法を行い、精神的分析的モデルに基づくカウンセリングや構造的な治療グループを体系に心理教育的認知行動的な方法あるいは、非指示的集団精神療法が行われている。どの方法を用いても、同じような効果が見られ、PTSD の改善度は、構造的なグループ治療の方が良好だとされている。

前述したように、英国では、標準化された性的虐待のプログラムや明確なガイドラインは、存在しない。従って、まずは子どもの安全確認し、安全が確保されていない場合は、アセスメントや治療は行われない。プログラムの 1 回目は、受容的な態度で子どもと出会うようにして現状を把握していく。

従って、虐待の詳細には入らず、性的虐待の事実確認は行わない。ただ、治療的サービスということで子ども自身が何を感じ何を考え、何が嫌だったかについて治療的な開示を行ってもらっており、ドールズハウスや箱庭のパーツ、絵を描いてもらうこともある。最初のセッションで情報提供の重要性を考慮に入れ、性的虐待についての考え方や提供するサービスについて子どもと家族に説明をしていく。その後、精神面での症状がないかの簡単なスクリーニングを行い、治療に入る。

治療的プログラムについては、最初に、どのような身体接触が安全なのかなどの心理教育的アプローチを行う。個人療法では、CBT（認知行動療法）が採用され、自己の振り返りと、感情や行動のモニターを行っていく。子どもの治療と並行して親を支援しながらプログラムの参加率向上に繋げている。センターの治療チームは、週に 1 度、カンファレンスを行い医師や心理士が支援状況をレポートしていくことで、ケース全体の動向を確認していく。

## 4 韓国における取り組みの変遷と現状

### 1) 韓国における児童虐待の取り組みの歴史

#### (1) 国民の無関心と 2000 年以降の本格的な取り組み

韓国の、児童虐待に関する法律は、1961 年に制定された、「児童福祉法」に始まる。その後 1979 年にソウルに児童虐待通告センターが開設されたが、国民の低い関心と認知度のため通告が 1 年間に 1 件もなく閉館した。その後、1980 年代に電話相談や保護通告所を開設するがこの頃、韓国では、虐待に関する国民の認知度が高まることはなかった（朴 2009）。

また、韓国の児童虐待研究は、1975 年、医学分野からの医者を中心とした臨床報告が最初とされ、1980 年代後半になると小児医学と精神医学の分野で研究がなされ、身体的虐待に関する研究が大半を占めていた。韓国で虐待に関する国民やマスコミの関心度が高まり、深刻性が認識され始めたのは、1998 年に発生した、「ヨンフン姉弟事件」<sup>28)</sup> が、放映されたドキュメンタリー番組がきっかけである。この番組は、社会に強い関心をもたらし、2000 年に、「改正児童福祉法」が施行され、同法では、身体的虐待、ネグレクト（遺棄および放任）、性的虐待、精神的虐待、その他、児童虐待の類型化が明確に定義された。つまり、韓国の児童虐待の対応は、他国と同様に虐待事件により法整備がなされ、2000 年の、「児童福祉法」改正により、国による児童虐待への本格的な対策が開始された（藤原 2014）。

これに合わせ、体系的かつ統一的な被害児の保護サービスの提供を図るため、児童虐待を専門に扱う児童虐待予防センター（現在、児童保護専門機関）が設立され、2001 年 10 月には、中央児童保護専門機関（National Child Protection Agency 以下、NCPA）が全国に設置された（朴 2009）。

わが国の児童相談所は、虐待事案のみならず、障害児の判定など多様な業務を担当しているが、韓国は、児童虐待にの特化した専門機関であることが、日本との大きな違いである。

児童虐待に関する政府の公式統計もこの頃から開始された。このような流れの中、虐待件数の増加に合わせ重篤な虐待事例も増える中で、介入する職員と保護者とのトラブルが増えたことにより、2011 年の、「児童福祉法」改訂時には、被害児童の保護が強化され、児童保護専門機関による親権喪失宣告請求制度が作られ、現場調査権の強化および一時保護の新設がなされた（山田ら 2017）。また、それに合わせて児童保護専門機関と地方自治体や警察、司法との連携も進んだ。このように、韓国の児童虐待対策の流れは、わが国と類似する点も多く、2011 年までに、おおよその強化がなされてきた。

#### (2) 国民の関心を引き寄せた虐待事件

そんな中、国民の関心を引き寄せる虐待事件が発生した。2013 年の、「蔚山（ウルサン）児童虐待事件」<sup>29)</sup> である。事件により韓国でも、児童虐待が社会問題として注目を浴び、2014 年、従来まで児童虐待に対応してきた、「児童福祉法」に加え、児童虐待を犯罪として捉える特例法、「児童虐待処罰法」が施行された（藤原 2014）。



この法令の目的は、虐待行為者に罰則強化および、被害児童の積極的な保護であるが、この法令による大きなシステムの改善は、虐待の通告を、「112」による警察通報に一元化し、虐待対応に刑事司法が関与できるようになったことである。それにより、これまでの複数の通告窓口から警察の犯罪受付に統一し、虐待の重症度において緊急ケースは、派出所が緊急出動し、通常ケースでは、女性青少年捜査チームが訪問し、育児不安などの相談は、児童保護専門機関に対応を依頼するなどの区分対応化を明確にした（柑本ら 2015;山田ら 2017）。

また、こうした司法介入により、子どもの保護に対して親の同意を取り付けやすくなった（柑本ら 2015）。

### (3) 2011 年以降の国の積極的介入

もうひとつの改善点が、虐待行為者に対するカウンセリングや教育などの措置を用意したことである。韓国では、1997 年制定の、「家庭暴力犯罪処罰特例法」における保護処分中に裁判所による更生プログラム受講命令が定められているが、2000 年の改正の、「児童福祉法」では、虐待者に対する治療プログラムを義務づける条項はなかった。

しかし、2014 年に施行された、「児童虐待処罰法」によって、刑事司法手続きの各段階に対し、これらの処分を可能にする条項が新設された（藤原 2014）。

さらに、中央児童保護機関において、全国や地方の児童保護機関のデータを収集するなど、データ検証システムが充実することにより、虐待の通告時からの時系列な流れを測定し、その分析や検証から職員の研修や教育プログラム、虐待対応のシステムの向上を図った（柑本ら 2015）。「児童虐待処罰法」が制定されるまでは、どちらかという警察は、家庭内の問題であるとして犯罪として事件化させる取り組みはされてこなかったが、「児童虐待処罰法」で児童虐待行為が犯罪化され、児童虐待阻止の意識の高まりを見せた意義は大きい（柑本ら 2015）。

さらに、児童虐待犯罪が再発する恐れがあり、かつ緊急を要する場合は、警察は、裁判所の決定を待たずに、職権で虐待者の退去措置、接近禁止措置を講じることが可能になり、犯罪であれば、警察が動くという認識のもと、児童虐待が犯罪として明確化された（藤原 2014）。

また、虐待の重篤度により、加重処罰が課せられ、これまでの、「児童福祉法」では、最高刑が 5 年以下の懲役であったものが、「児童虐待処罰法」では、致死罪について最高刑が無期懲役となった（藤原 2014）。このように、韓国では、2011 年から、2014 年頃にかけて、児童虐待を重大な犯罪として認識し、国が積極的に介入する体制が急速に整えられた。

## 2) 韓国における児童虐待の対応の現状

### (1) 日本との違いに見る児童虐待の実態

山田ら（2017）は、2016 年に、韓国（ソウル市）の虐待に取り組む関係機関を視察し、児童虐待に関わる役割や機能と連携や協働の実際の知見を得ることを目的に視察を行った。

これらの知見を抛り所に、韓国における児童虐待の現状を把握していく。

これまで述べてきたように、韓国では、児童虐待問題に対する社会の関心の広がりや法整備に伴って本格的な取り組みを見せた時期や経過は、日本とほぼ同様である。児童虐待の全通告件数も、2001年に4千件あまりであったのが、2015年には、約2万件と増加を見せている。しかしながら、通告件数自体は、日本に比べてさほど多くはない現状がうかがえる。

朴(2009)は、韓国は、儒教的思想の影響で、子どもに対する厳格な教育方式が奨励され、子ども教育は、「親の権利」として保障され、他人(外部)の介入が困難な社会的雰囲気があり、欧米に比べて家庭内での児童虐待に対する社会的認識度が低く、これらの背景が全体的な通告件数を押し留めている要因としている。

また、韓国では、児童虐待に関わる総費用が年間68兆ウォン(日本の円に換算するとおおよそ6兆8千万円)と言われている。一方で、日本は、令和2年度の、「令和2年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について」の関連予算において、児童虐待に係る予算案として1.725億が計上されている(厚生労働省2020)。この予算額は、韓国に比べると低く韓国は、児童虐待に投入しうる予算の充実を図っていると言える。

また、韓国の児童虐待の法律は、「児童福祉法」が基盤にあり、そのうえに児童虐待概念の導入(2000年試行)を始め、10以上の法律などから法体系が構成されているなど、法体系の整備にも力が入れている。

さらに、日本との大きな違いは、児童虐待の定義に見ることができる。韓国における児童虐待の定義は、2000年の、「児童福祉法」改定時に次のように定義されている。

すなわち、『保護者を含む成人により、児童の健康・福祉を害し、正常な発達を妨げる身体的、精神的、性的暴力、または過酷な行為及び児童の保護者により行われる遺棄と放任』である。定義の特徴としては、虐待者を「保護者を含む成人」と規定し、日本に比べると範囲が広い。

また、韓国の児童虐待の虐待種別は、2014年度は、重複虐待が48%、ネグレクトが19%、身体的虐待が16%、情緒的虐待が14%、性的虐待が3%でネグレクトが多い。

虐待者の内訳は、親が82%で最も多く、親以外が18%である。虐待の半数は、実父によるものでこれは、韓国は、離婚率が高く、親権は経済力に左右されるため専業主婦の母親より父親が親権を取る例が多く、特に離婚による父子家庭に多く虐待が起きているとされる。さらに、儒教社会の家父長的な考えから父親は、子どもを育てるものではないとの観念が強いことも原因とされる。

また、親以外というのは、教師、保育士など親を除いた成人である。韓国は、保育士による虐待が多く、これは、一部には養成の不十分な保育士を雇っていたり待遇面が悪いことが原因とされる。また、韓国のネグレクトの割合が高い理由としては、他国と同様に虐待と貧困の、強い相関関係があげられている(産経新聞2010)。

虐待が判明した際の対応としては、約7割が、虐待者を除いた家庭に戻るケースとなっている。日本では、虐待者が、「残る」家庭に戻されることが多いのに比べ韓国では、虐待者を家庭から排除して、被害児を家庭復帰させる傾向にあることは、日本との違いである。

## (2) 対応の特徴と日本との相違

韓国の対応の特徴と日本との相違について、山田ら（2017）による視察報告を中心に、概観する。

韓国において近年、児童虐待が増加している要因としては、昔は、しつけとされていたものが、児童福祉法の改正や映画などで虐待問題が取り上げられ社会の周知が進み、「虐待」と認知されるようになったこと、法律で子どもに関わる専門職に、申告が義務づけられた（罰則規定あり）こと、児童保護専門機関が増加したことなどがあげられている。

山田ら（2017）は、日本の虐待との相違について、①虐待の種別に、「重複する虐待」も分類にあげていること、②専門機関（中央児童保護専門機関・地域児童保護専門機関）はすべて民間機関で、2016年で全体の95%を民間が担当していること、③一時保護は、72時間以内の安全確認後、直ちにと定められており、その後は家庭法院（日本でいう家庭裁判所）が判断する仕組みを作っていること、日本では、被虐待児が乳幼児の割合が最も高いが、韓国では少なく理由は、母体の産後ケアや、乳幼児の子育て支援体制の充実していることをあげている。

韓国の児童虐待の手続き的な流れとしては、まずは、112に通報すると警察へ繋がるしくみとなっている。つまり、日本のように、各地域の児童相談所へ繋がるシステムとは違い、通告の時点で司法の介入がスタートする。警察は、児童虐待通告だとわかると児童保護専門機関に一報を入れる。児童保護専門機関にも通告があるが、ここでもすぐに警察へ連絡を入れ、2つの機関が協働して迅速に対応するシステムが図られている。

児童保護専門機関は、通告された事案を介入の緊急度により、①緊急に虐待が疑われる事例 ②虐待が疑われる事例 ③一般相談の3つに振り分け、虐待が疑われる場合は、72時間以内に安全確認を行い、緊急性がある場合は、一時保護が行われる。その他は、潜在危険事例、虐待事例、一般相談事例に分けられ、一般相談事例は、教育および予防的な対応が行われ、虐待事例は、家庭法院に送致される。措置や保護者に対する処分は、家庭法院が決定する。このように、韓国では、日本よりも緊急性や連携を重視した取り組みが行われている。

## 3) 韓国の性的虐待における対応の現状

### (1) 性的虐待における法整備の発展

性的虐待問題に目を向けると、性的虐待問題は1990年代になると関心の主題となって登場した。1990年代に、女性の人権運動の高まりとその成果により、児童福祉法を補完する役割を果す法律として性暴力関連2法や家庭暴力関連2法が成立していることは、日本の

児童虐待対応の法制度化の流れと大きく異なる点である。具体的には、韓国において 1994 年「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」(以下、性暴力特別法)が成立した。現在、「性暴力特別法」は、性暴力関連 2 法、すなわち、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法(性暴力犯罪処罰特例法)と、性暴力防止及び被害者保護等に関する法律(性暴力被害者保護法)に引き継がれている。児童に対する性的虐待が、性暴力犯罪に規定される強姦や強制わいせつ等に該当される場合、上記の法律の適用を受けることになる。また 1997 年、家庭暴力関連 2 法すなわち、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」(家庭暴力犯罪処罰特例法)と「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」(家庭暴力被害者保護法)が成立した。この法律でいう家庭暴力犯罪とは、家庭暴力であって刑法で規定される傷害および暴行の罪や遺棄および虐待の罪などに該当するもので、家庭暴力とは、家族構成員間の身体的、精神的、または財産上の被害を伴う行為を指し、家庭構成員には、親子の関係を含む。つまり日本における配偶者暴力防止法とは異なって、韓国の家庭暴力関連 2 法は、その対象を配偶者暴力間に限定していない。従って保護者などによる児童虐待については、家庭暴力犯罪に該当する場合は、家庭暴力犯罪処罰特例法が、また家庭暴力に該当する場合は、家庭暴力被害者保護法が適用される。2 法はすでに児童虐待ケースの一部に適応されており、性的被害児童は、「性暴力被害者保護法」が定める性暴力統合支援センターと、性暴力専門担当医療機関による保護支援を 1990 年代から受けてきた。つまり韓国では、1990 年代から性的虐待に対する支援が行われ始めていた。その後も関連の法律の改正を重ね、2010 年に「性暴力犯罪処罰特例法」が、2011 年に「性暴力被害者保護法」が施行されることになる。国は、「性暴力被害者保護法」に基づき、児童性暴力専門センターであるへバラギ児童センター(ひまわり児童センター)を 2004 年に設置した(横内豪 2012)。

## (2) ひまわり児童センターの取り組み

山田ら(2017)は、ソウルひまわり児童センターを視察した。その報告書をもとに韓国の初期対応の様子を把握していく。

2004 年の、「性暴力被害者保護法」に基づき、韓国では、児童性暴力専門センターである、へバラギ児童センター(ひまわり児童センター)が設置された。センターは、病院の近くに設立され、病院と密接な関係を維持しながら治療的な支援が行われ、性的虐待被害児とその家族の心理治療センターとして、性的被害児童を総合的に支援する事業が開始された。運営には、国と市の予算が支出され、政府の女性家族省からの要請を受けた大学医学部の委託という形で、14 歳未満の子どもの性的被害児童と性的加害児童への救急診断、産婦人科治療、精神医療のケア、親への教育や相談サービスを無料で提供するサービスが行われている。

この施設の特徴は、医療・地方自治体・国の一体化した総合支援体制にあり、日本でいう、厚生労働省や警察庁、検察庁、裁判所などが複合的に関わっている点にある。事業は、国からの委託で行われるため、費用は無料でソウル市に居住していなくても受け入れが可能であ

る。国立病院や、大学付属病院が委託先になってるが、様々な治療が必要となる被害児にとって総合病院との連携が欠かせない。具体的な支援内容は、医療・心理的支援・カウンセリング・社会福祉的支援、法律的支援で通告は、24時間体制をとっている。

2015年の受理件数は、501件でそのうち、性的暴力被害が441件、その他（非該当を含む）が60件で、継続的支援ケースは103件であった。継続的支援ケースの性別は、女兒が83.5%、男児が16.5%で男児の被害事例も一定数見られた。

支援の特徴は、被害児の負担や二次被害の回避であり、従来は、警察や医療機関、弁護士など各所で繰り返し被害状況についての話を求められたが、これを避けるため、臨床心理士が司法面接を行い、ビデオ録画する。ビデオ録画した81人の被害状況の供述を見ると、約半数が、「供述拒否や被害の否認」または、「ほとんど話せない」で、性的虐待の被害児は、混乱や不安の高いことや面接の難しい様子がかがわれた。

このように、二次被害を被らない配慮が徹底されている。森田（2008）は自身が、2005年に、「ひまわり児童センター」に訪れた際、ビルの2階全フロアが施設で明るい壁紙に、色とりどりの花や動物の切り紙が貼ってあり、あちこちにぬいぐるみが置かれ、さながら保育園か幼稚園のような子どもに優しい印象を受けたという。森田（2008）は、「韓国の2.7倍の子ども人口、3倍の面積の日本では、せめてこのような性的虐待専門の治療センターが全国に10箇所はほしい」とした。

### (3) ワンストップ・センターの広がり

森田（2008）『子どもへの性的虐待』の知見をもとに整理を試みた。

このような流れを受け、韓国や台湾では、1990年代後半から、性的虐待防止の法的かつ実務的制度を国をあげて目覚ましいスピードで整備がされた。日本が足踏みしている間に、性暴力やDVに関しては、日本よりはるかに進んだ制度とサービスを提供するに至った。

さらに、2005年に韓国では、警察庁と女性家族省が、全国14箇所の警察病院に、性暴力およびDVの被害者のための総合的支援センターを設置した。そこでは、産婦人科・応急診察、初期司法面接が受けられる他、急性ストレス症状などへの精神科医療、カウンセリングなどの適切なサービスへの紹介、法律相談など、被害者の必要とすることすべてがひとつの場所で無料で受けられる態勢の、「ワン・ストップ・センター」を整えた。

ワン・ストップ・センターは、世界的にも、最新の被害者支援の方法として欧米、オセアニアで広がりつつあるが、韓国では、世界で初めてワン・ストップ・センターを、警察病院の中に設置し、最先端技術を取り入れた映像診療機器、証拠採取の性暴力応急キットなどが用意され、平服の女性警官と看護師や医師らが対応している。性被害者が受けがちな二次被害を恐れて、告訴に消極的だった被害者たちが、この支援で2868名のうち、2286名（約80%）が告訴を提起した。森田は、もし、日本にこのワン・ストップ・センターがあるとしたら、児童相談所に、性的虐待のケースが入ってきたとして児童相談所は、即座に、被害児

をワン・ストップ・センターに連れていき、診察室で応急キットでの調査や映像診療機器を使っての検査を行い、面接室へ移り被害について司法面接官に語る。その後、子どもと家族は、今後の長期的治療の必要や法的な対応について同じ建物の中で無料相談を受ける。ここからは、児童相談所がケースを受け取り被害を二度と受けることがないように、処遇を検討するとした。森田は、日本にはこうしたワン・ストップ・センターが存在しないだけでなく、被害児童へのカウンセリングを無料で提供できる場所も少なく、司法面接も、子どもへのカウンセリングも親への支援も、すべてが児童相談所の役割であるかのようにされているとし、こうしたわが国の体制の歪が児童相談所の疲弊の要因だと分析した。

## 5 考察

### 1) 諸外国との相違点

#### (1) システムの違い

諸外国との大きな違いは、児童虐待対応を最前線で担う機関のしくみがあげられる。

わが国の児童相談所は、18歳未満の児童の福祉に関するあらゆる相談に対応しており、児童虐待の対応においては、時間的にも人員的にも逼迫しているのが現状である。

一方で、諸外国では、米国はCPSが、英国はCSCが、韓国では、児童保護専門機関が日本の児童相談所に相当する機関として虐待対応の中核を担っている。これらの機関は、虐待事案を専門に扱う機関であり、通報を受けると即座に調査や援助が開始される点は、わが国との大きな違いであり虐待対応水準において差が見られるのは、明らかである。

また、諸外国のこうした機関には、多くの国費が支出され、機関体制の充実に繋がっている。具体的には、虐待対応に携わる人的資源が確保され福祉や司法、医療など様々な領域に携わる専門職の活用が可能で個別のケースに対し極め細やかな対応が施されている。

さらに、被虐待児への治療や支援プログラム、虐待行為者に対する治療や教育プログラムの充実が図られ、虐待の再発抑止や予防に効果をあげている。加えて、各機関には、専門性が担保された職員が配置され、虐待があるかどうかを判断するための測度が作成されているなどスタッフのスキル統一の工夫がなされている（石井ら2000）。これにより、児童虐待問題に対して専門的に迅速にアプローチができる体制を支えている

#### (2) 親とのパートナーシップ

英国では、日本の児童相談所で行われるケース会議に、子どもの親の参加が認められプランを考案する専門家が家族や子どもと十分な交渉を行ったうえで援助計画が作成されることは、日本と異なるしくみである。具体的には、保護プランの詳細を決める子ども保護会議に、親を含む家族のメンバーが、会議の重要な構成メンバーとして位置づけられている。

また、CSCが緊急保護を行った場合、親に対して法的支援を受ける時間的な猶予を与える権利を有するなど親とのパートナーシップを尊重することに比重が置かれている。

わが国では、ケース会議に親が参加することは原則的にはない。これら各国の独自の児童虐待問題に向けたシステムの整備は、様々な経緯を経て構築された歴史があるが、親とのパートナーシップを具現化している点は、日本との大きな違いである。

#### (3) 共通基盤の浸透

英国では、いくつかの児童虐待事件を契機として社会的論争が巻き起こり、児童虐待対策システムの進展が図られた。1970年代以降、子ども保護の優先と機関連携の必要性、親と当事者とのパートナーシップといった原則が虐待事件を契機に施策に反映された。その結果、編み出されたのが、共通基盤の確立である。英国では、連携（ワーキング・トゥギャザ

一)の重要性や他機関との役割と責任、具体的な保護と援助の過程などについては、誰に尋ねても、ほぼ同じ答えが返ってくるとされている。これは、過去の失敗や試行錯誤の際に多くの検証や議論がされ、その成果が共有されていることや、それに基づいた共通基盤が存在すること、そうした共通基盤をもとに、各地の制度や実践がなされ、教育や研修がなされていることが大きい(イギリス保健省・内務省・教育雇用省.松本伊智朗ほか訳 2002)。英国で共通基盤とされているのは、1999年に作成されたイギリス政府ガイドライン、『子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー』である。

わが国では、そこまでの共通基盤とされるものはなく、1997年に作成された、『子ども虐待対応の手引き』が該当すると思われるが、一般に浸透しているとは言い難く一貫した対応が取られていないのが現状である。実際に、英国のように、「保護と援助の過程などについては、誰に尋ねても、ほぼ同じ答えが返ってくる」までには至っていない。

また、米国は、州ごとによって児童虐待対策システムは大きく異なるが、政府や公的機関が積極的に家族介入し、強制分離も行い最終的には、裁判所を中心とした司法介入を導入している(中村ら 1992)。このように各国は、この50年をかけて独自の対応システムを作りあげてきた。司法が優位の米国、親とのパートナーシップと関係機関との協働を軸にきめ細かい行政サービスシステムを作った英国などである(小林 2004)。

## 2) 諸外国に見られる性的虐待の取り組み

### (1) 諸外国の司法面接の発展とわが国の遅れ

性的虐待に関して日本と欧米を比較すると、対応のあり方や研究、実践の積み重ねなど、20年から30年の開きがあると言われ日本における性的虐待への対応は、手探りの段階であり関係する研究や実践の積み上げも、十分とは言えない(小林ら 2008)。本章で述べたように、諸外国では、子どもの二次被害を防ぐべく司法面接をモデルとした面接手法の開発と導入が早い時期から行われ始めた。日本では、2015年に、厚生労働省が、『子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について』を通知し、それまで領域によって、「司法面接」、「被害確認面接」、「事実確認面接」と呼ばれていた調査面接を、「協同面接」と統一して児童相談所、警察、検察の協同実施を推進したが、欧米に比べると時間を要したと言える。

一方で、米国で聴取時に用いられる、司法面接(Forensic Interview)は、子どもの発言が年齢相応か不相応かの判断で虐待の有無の判定の参考とされ、異文化における性の知識や態度に関する相違も判断に考慮されるなど、研究実践による成果が活かされている。

さらに、資格取得や学位などの基準を満たした者がインタビューを行うなど、一定のスキルを保持した面接者が選定され、多職種が虐待対応について話し合う、マルチディシプリナリー・チームにより、複合的な視野での統合アプローチを可能としている。



また、インタビューを行うことを事前に親にも伝えられ、虐待が疑われていない親からの同意がなければ、面接をしてはならないという取り決めがされている。

従って、わが国のように通告も含め、その後の流れ中で親からの分離が行われ多くは、親との対立関係の中で一時保護へと繋がり、その後は、親との接触が絶たれる傾向にある状態とは、大きく異なる。米国の性的虐待対応について、斎藤（1998）は、親の隔離の完了後、被害児童は家に帰り、親が罪を認めると、家族に精神医学的治療や加害者である親には、自助グループへの参加が促されるなど、行政権力の影響下で対応が行われるが、「日本の場合は、刑法が親告罪であるため、ほとんど役に立たず、近親姦については、その存在を示唆する条文さえない」とし、「この状況のもと、家庭裁判所の判事や、調査官も、これらの犯罪の犠牲になった児童に対して適切な判断・対応をとる能力を持たず、各地の児童相談所も今の所、適切に対処する能力を欠いている」として、わが国の対応が確立されていない現状と、司法システムの未確立から諸外国に比べ対応が遅れをきたしている現状を示唆している。

## **(2) ワンストップ・センターの試み**

韓国では、性的虐待専門の治療センターに、国の予算が大幅に投入され、被虐待児には、無料で診断や治療などのサービスが提供されるなど、告訴を見据えた体制基盤が国の介入により進められている。その始まりは、2004年頃からで国や地方公共団体、医療が一体化した総合支援体制のもと、取り組みがされている。

日本においては、2016年、行政が関与するワンストップ・センターは、全国に33ヶ所（浅野ら2017）で、2020年4月現在、ワンストップ・センターは、全国に47ヶ所開設され、各都道府県にひとつのワンストップ・センターの開設が実現された。

しかしながら、24時間で運営している機関が20都道府県のみなど、体制が万全とは言えず2020年6月の、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」では、ワンストップ・センターの体制強化が議題にあげられ、全国共通短縮番号の導入（※2020年10月までに導入）や無料化、SNS相談の通年化、全国どこからも24時間相談可能な、夜間休日コールセンターを設置（※2021年度中に設置）、さらに、センターの増設に取り組む試案が提出され、着々と支援のすそ野は広がりつつある。一方で、社会にどう周知を広げていくかが今後の課題であり、ワンストップ・センターに従事する専門性を持った人材育成など今後、益々の体制基盤の強化が急がれる。

## **3) 諸外国に見る警察の介入とわが国の福祉**

### **(1) 警察の早期介入に見る諸外国のシステム**

諸外国とわが国の虐待対応に見る相違点として、諸外国では、通告の初期の段階で司法の介入がスタートしている現状が明らかとなった。

米国では、CPS とともに警察が通告の窓口になりケースの緊急度により、警察が同行して調査が行われる。また、「ジョイントコンタクト」という手法で、警察と CPS の連絡が密に行われ、虐待の内容や深刻度により役割分担が明確にされる。

また、「クロスレポートイング」と呼ばれる仕組みを用いて、CPS と警察が扱う情報が一元化され、介入初期から情報共有可能なシステムが確立されている。

従って、今どこで、どのような虐待事案が、どんな動きをしているかを福祉と司法が同時に把握できるしくみとなっている。学校現場においては、スクールポリス（警察官）が子どもの無断欠席が続いている場合、警察により家庭訪問がなされ、司法による家庭への介入が行われる。

また、学校からの通告が入った際に、生徒を帰宅させることに危険が伴う場合は、警察で保護をするなど、日本の児童相談所が担う役割の一部を警察が担っている。英国についても、通告の時点で犯罪性の高い場合は、警察に通告内容が送られ、調査が開始される。

さらに、警察保護の職権を保持し、緊急保護が必要な場合は 72 時間に限り子どもを保護者から分離できる、「ポリス保護」の権限が与えられ、初期の段階で犯罪の可能性についての捜査が行われる。英国の通告システムは、通告の段階で警察と CSC との情報は、相互で共有される。警察が介入することにより、児童虐待は、「犯罪と評価される行為」という意識を浸透させる効果がある。韓国でも、虐待通報番号は、警察へ直接繋がるしくみになっており、警察通報の一元化により司法と福祉が協働して迅速に対応にあたる体制が整えられている。このように、諸外国では、最初の通告から警察が関与し、児童相談所や市町村が主体となって対応がなされる日本とは大きな違いである。

## (2) わが国における福祉警察の懸念

一方で、こうした諸外国に見られる警察の早期介入の体制を鑑みた場合、日本でも諸外国と同様に早期に、警察の介入が強制的になされていけば、子どもが命を落とした虐待事件を死に至るまでの状態を防ぐことができたのではないかという疑問にたどりつく。

実際に、警察の介入の、「効果」については、近年、警察に援助を求めることが可能になったことにより、児童相談所の対応は、格段に迅速になり、立ち入り検査、職権一時保護、28 条申立件数の急増に見られるように児童相談所の取り組みは、急速に進展し、児童相談所が関与しながら児童が死亡する事件は、減少傾向に講じたとして、警察の関与が、児童虐待問題に一定の効果を生み出している（才村 2005）。

ところが、わが国では、福祉領域への司法機関の介入に抵抗を示す意識が少なからずあるのが現実であろう。いわゆる、児童相談所などの福祉機関が、「福祉警察になりつつある」ことへの危惧である。そのことは、わが国においては、福祉と司法は、どちらかと言えば、対極の立場にあるという概念が存在する。仲（2017）は、福祉と司法の相違について、「福祉のアプローチは、家族支援を目指し、やむを得ない場合には、子どもを分離する。司法の

アプローチは、まず被疑者へ向かい、犯罪があったとなれば、犯人を排除する方向に働く。このような異なるアプローチをとる機関が、協働することは容易ではない」と述べ、立場や管轄が異なる機関の協働の難しさについて述べた。

それは、福祉のアプローチは、家庭支援であり、虐待的な親がいたとしても親、子どもを支援し、できるだけ親子が一緒に住み続けることができるように働きかけ一方で、司法的なアプローチは、犯罪になるような行為があれば、加害たとされる人を排除する方向に動く違いから、家族の統合を目指すか、加害者排除を目指すかの違いでもある（仲 2016a）。

滝川（2018）は、わが国の、近年の児童相談所の、「警察化」に対して、支援から対立図式へと子ども、「保護」を急ぐ児童相談所の事情も助長したとし、それまでは、親子関係の不調という理解のもとに家族的支援にかかわってきたものが、親から子への加害という理解に塗りかえられたとし、地域にあって、家庭への支援機関だった児童相談所の役割が、あたかも摘発機関になったかに一変してしまった福祉の警察化への懸念を見せ、こうした警察による積極的な介入を、無条件で評価することができないとした。

また、才村（2005）は、児童相談所が、福祉警察になりつつある現状に対し、子どもの安全確保を至上命題とする社会的要請に応えようとするあまり必要以上の強権的介入に疑問であり、保護される子どもや、親の心の痛みへの共感を抜きにした対応は、もはや援助とは言えないという考えが、わが国が福祉を行う上で根底にあるものであり、なければならないとした。そのうえで、児童相談所は、ソーシャルワークの機関であり、子どもはもちろんのこと、虐待する親も援助を必要とする人であり、このことを、視野に入れて介入していくのが児童相談所の基本的なスタンスであるとした。

このように、わが国においては、諸外国のような警察の強制的な関与は、そぐわない側面があり、ソーシャルワーク理念を根底とした支援を推進する志向があると言える。

### **(3) わが国におけるソーシャルワークの理念**

児童相談所が、「福祉警察になりつつある」ことへの懸念は、「福祉とは、人と人とのつながりや、お金や物の再分配を通じた『人の存在と生活の安全保障』」（鶴ら 2019）とする、わが国の福祉の理念をもとにした、人と人とのつながりに比重をおいたソーシャルワークの概念に対し対極の姿勢を示す警察の介入について抵抗から生じるものと思われる。

しかしながら、わが国が、「福祉警察になりつつある」様子は、皮肉にも、社会福祉やソーシャルワークの理念に基づいて行われてきた、虐待対応の軌跡が作用しているとも言える。才村（2005）は、近年、わが国の福祉の警察化が生じている要因について、児童相談所は、長きに渡って受容的なソーシャルワークを援助の理論的拠り所としてきたため、虐待ケースにおいて迅速かつ的確なリスクアセスメントと子どもの安全確保を最優先とした対応が求められ、ときには、強制的な介入が必要であるにも関わらず、保護者との摩擦を避け、信頼関係の構築に腐心してきた結果、対応の遅れや判断の甘さについて社会の批判に晒さ

れてきたことが、福祉の警察化を生み出したとした。つまり、人と人とのつながりの中で、成り立っている、「福祉の理念」を優先した関りが、「福祉警察になりつつある」要因に影響したと考えられる。

#### (4) 子ども保護か保護者との援助関係か

そもそも、わが国では、虐待対応での警察の介入の条文として2004年の、「児童虐待防止法の改正」第10条にて、「児童の安全確認および、安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて迅速かつ適切に、警察署長に対して援助を求めなければならない」とする内容が、明文化され、警察への援助要請は、職務の執行に際し、必要があると認められるときに行うことができることとされた。ここでいう、「必要があると認めるとき」は、保護者または、第三者から、物理的その他の手段による抵抗を受ける恐れがある場合、現に子どもが虐待されている恐れがある場合などであってその場合、児童相談所所長等だけでは、職務執行することが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいう（子ども虐待対応の手引き2014）。

しかしながら、これらは、あくまで、一時保護や立ち入り検査などは、児童相談所の職務として執行するものであり、警察から十分な理解と協力を得つつ、児童相談所が、主体的に行動することが大切である（子ども虐待対応の手引き2014）とされている。

つまり、諸外国のような、通告先の第一選択としてあるいは、通報が自動的に繋がるなどの警察の、「強制的介入」とは違い、わが国の虐待対応の警察の立ち位置としては、児童相談所の、「後方支援」であり、警察の介入は、児童相談所長の判断で児童相談所から、「要請」をされることにより開始され、その後の対応は、児童相談所が主体的に取り組むことが前提とされた介入であることは、諸外国との違いである。

このことは、「子どもの保護という強制介入」と、「保護者との援助関係の構築というソーシャルワークとしての介入」のせめぎ合いの中で、対極の判断を迫られることになるが、地域社会の中で継続される保護者や家庭との繋がり維持を考えた場合、ソーシャルワークに重点を置くわが国の特徴が反映されていると言える。

この問題について、才村（2005）は、虐待事例の困難さは、時に強制的介入を行うことにより保護者との熾烈な対立関係が生じたとしても、敢えてこの対立関係も、援助のファクターとして、ソーシャルワークのプロセスの中に採り入れ、最終的に保護者との援助関係を構築しなくてはならないとして、強権機能を発動するにしても、その後の事例展開を見通したうえでなされる必要があり、対立関係を見据えたうえでの関係性の構築に視点を置いたソーシャルワークの必要性を説いている。そのうえで、強権的介入（ハードアプローチ）と従来の、受容的ソーシャルワーク（ソフトアプローチ）との統合といった、あらたな援助枠組みが求められ、これらが理論的にも技術的にも、確立されているとはいえない状況の中で、社会的要請に押されるかたちで福祉警察化への道をたどったと解説した。

このように、司法と福祉との根本的な理念や概念の違いによる強制介入と、援助関係の構築の議論は、児童虐待対応の重要なテーマと言える。

一方で、このような領域をまたいだ理念や概念の相違により生じる支援観の違いの是非は、本研究でもテーマとした学校現場においても、様々な議論を生じさせていることと共通する内容である。

#### 4) 虐待者の教育プログラム普及の必要性

##### (1) わが国の教育プログラム

既述したように、諸外国では、虐待行為者に司法的制裁を加えるだけでなく、虐待者を対象としたフォロー体制が整備されている。しかしながら、日本には、いまだこうした虐待をした親に対する体系的な治療プログラムが確立されておらず、虐待した親に対して誰が、どこで、どのような援助をしていくかの具体的な試案は、構築されていない。

従って、虐待をした保護者のケア受講を、担保する制度的な仕組みがないのが現状である。才村（2005；2008）は、多くの先進国では、親権の一時停止を担保としてカウンセリングなどの援助を受けることを事実上、強制する仕組みが導入されており司法機関が、親のケア受講を後押しするかたちとなっているが、わが国でも、同様の仕組みを導入すべきとしている。

一方で、性的虐待については、わが国の児童福祉上の対応として子どもの虐待者が関与する環境への復帰は、ありえず、2度と虐待が行われないように強く指導、要請することを前提としているため、諸外国のような、虐待者の援助や教育に焦点をおいたプログラムは、確立されにくいのが現状である。

さらに、一般的には、わが国では、虐待をした親への矯正治療や訓練は、司法が扱う領域であり、児童福祉上のケース・ワーク、ソーシャルワーク上の指導とは、区別される傾向にある。具体的に、司法が扱う治療や訓練としては、性的虐待を行ったという事実への直面化であるが、現段階では、一貫して有効な矯正治療や訓練法は、確立されていない（厚生労働省 2011）のが現状である。

加えて、治療や訓練という意味合いの強さから、諸外国のような、サポートティブな教育を基本としたプログラムは、整備されていないと言える。虐待対応の成り立ちが異なる諸外国のモデルが、日本の虐待親の教育プログラムや援助的アプローチが有効であるか否かは、検討の余地があるとして、虐待の再発の抑止の視点からも、今後は、それらの議論も含め児童福祉領域による虐待者向けのプログラムの構築および、プログラムに関わることのできる人材の育成が急がれる。

### 第3章 わが国の性的虐待の実態

#### 1 はじめに

性的虐待の実態は、いまだ明らかにされていない。表面化している事例は、氷山の一角と言われ、その実態は、いまだ不透明なのが現状である。子ども虐待に対する社会の対応は、どの国も同じ経過をたどり、6つの発展段階があるとされる（北山 2000; 小林 2004）。

第一段階は、虐待があること自体を認めない、第二段階は、身体的虐待があることを認める、第三段階は、親から子どもを保護するなど虐待を直視して初めて対応が始まる、第四段階は、親への援助や加害者の治療に取り組む、第五段階は、性的虐待への取り組みが始まる、第六段階は、虐待の発生予防に取り組むである。わが国は、欧米がたどってきた第二段階から第三段階へ移行した所であり、特に家庭内の性的虐待に対する取り組みは、社会啓発の遅れや被害児童や加害者が利用する資源（職員数や現任教育プログラムなど）の不足から欧米諸国に比べて10年以上の遅れをきたしているとされる（北山 2000）。

本章では、性的虐待の取り組みの歴史や性的虐待の現状、性的虐待による影響や発生理論、性的虐待における聴き取りの困難性について先行研究から得た知見をもとに整理をしていく。

#### 2 性的虐待の取り組みの歴史

##### 1) 性的虐待の研究の変遷

性的虐待の研究の歴史を述べるにあたり、Freud, S. (1856～1939) が強い影響力を持つ。

小此木 (2002) は、「フロイトは、近親姦による性的虐待が人間の心に及ぼす影響を精神医学的には、はじめて公言した最初の臨床家であった」と述べたように、Freud, S は、精神医学においていち早く性的虐待に注目した。ヒステリー研究で有名なフランスの神経科医 Charcot, J. M. は、ヒステリー症状を訴える人が、幼少期に非常にショッキングな体験をしていることを見出し、Charcot, J. M の教えを受けた Freud, S. も、精神分析学を提唱するまでは、ヒステリーの原因となる体験として、性的虐待を見ていた。Freud, S. は、1896年に、18例のヒステリー症例を発表し、そのほとんどが、父からの性的虐待によるもの、つまり性的誘惑説であると唱えた。しかし、その後、患者の報告が事実ではなく児童期性的虐待（特に近親姦）と、その成人期における病的表現（ヒステリー）との関連という彼自身のアイデアをファンタジーであると修正した。1914年のFreud, Sの論文では、「なぜ女性たちは25歳になると、5歳で性的虐待を受けたという話をつくり上げるのか」とし、かわりに、エディプス葛藤説（内的欲動論）を打ち立て以降、性的虐待については、取り扱われないものとされてきた。

このことは、ジュディズ・Lハーマン（2000）を始めとするフェミニストたちの批判を浴びることになる。ジュディズ・Lハーマンは、「20世紀の心理学理論の主流は、女性たちの現実を否認した、そのうえに築かれたわけである」と述べ、このことが、その後の性的虐待への偏見の大きな原因となり、現実起きた外傷体験を軽視する方向へと繋がったと主張する。これらは、現在も医療機関において性的虐待を訴える患者は、「空想の世界をつくりあげている」、「興味を引こうとしているだけだ」などという、偏見が残っており、実際に、医療機関を受診しても、「あしらわれた」、「話を遮られた」、「相手にしてもらえなかった」という当事者の声が聞かれる。

また、ジュディズ・Lハーマン（2000）は、「心的外傷の研究の歴史は奇妙である。ときどき健忘症にかかって忘れられてしまう時期がある」とし、「活発に研究が行われている時期と、忘却期と交代して今日に至っているのである」としたうえで、「十九世紀においては、同じような形の研究が取り上げられては、唐突に捨てられ、だいぶたってから、再発見されるということが何度も行われている」と言うように、性的虐待の不可解な取り組みの歴史について説明している。さらに、ジュディズ・Lハーマン（2000）は、Freud, Sがヒステリーの原因の心的外傷説をひそかに斥けたことから、「以後、1世紀になんなんとする期間、ヒステリー患者たちは、またしても非難にさらされ、口をつぐまされてしまった」として、Freud, Sを糾弾している。しかしそれは、性的虐待の隠蔽の歴史を、100年は延長させた精神医学界を含めての怒りを代弁しているものであったのであろう。

これについて、森（2005）は、「ハーマンの主張はうなずけるものである」とし、「フロイトの意図がどこにあったにせよ、フロイトの主張の変遷が、まず幼児期の性的体験というトラウマを、「発見」しながら、後に、その存在の信憑性を否定するという経過をたどった事に違いはない」とし、「彼の主張を、心理学理論としてではなく、幼児や女性への暴力の社会的告発という行為としてとらえれば、後退したことを否定できない」と述べている。一方で、岡野（2009）は、「人間が本来持つ攻撃的、性衝動の病理性について深い洞察を与えてくれたことは、フロイトに始まる精神分析理論の最大の業績と言える」としている。

このような流れを受け、1950年代、社会学者たちの調査から性的虐待がそれまで考えられてきた以上に高い頻度で起こっているという事実が明るみになってきた。

その後、1970年代のフェミニズム運動の高まりによって、子どもの性的虐待が注目をされるようになった。その様子を、ダイアナ・ラッセル（2002）は、「1970年代末に、『シークレット・トラウマ』の調査データが収集された頃、フェミニストの手により、近親姦に関する多くの本や論文が世に出されるようになった」とした。

このように、諸外国では、フェミニズム運動の高まりによってレイプ被害や、Domestic Violenceと共に、子どもの性的虐待が認知されるようになった。

## 2) 1950年代から1980年代にかけての性的虐待の研究

日本での性的虐待や、近親相姦をタイトルとした先行研究に目を向けると、1957年に久保摂二の、「近親相姦に関する研究」がある。久保（1957）は、36例についてインセストの実行者と直接に面接を重ね、行為の実態を詳細に調査し、31例について報告した。

それによると、症例がいちばん多かった父と娘の場合、父親については、アルコール依存症などの現実回避的傾向や、強迫的性格傾向、精神的未熟や低い自己評価などを有していることが多く、娘については、母親の死や不在などで母親変わりに家事や父親の世話をする代理母としての役割を担っている場合に、性的虐待が生じやすく、被害に遭っていたのは、すべての事例で長女であった。その後、1970年代までは、性的虐待を主題とする研究は、ほとんど見当たらない。1970年代の様子については、児童虐待そのものに社会の関心が向かず、性的虐待の和書については、発刊はされているが、「禁じられた」、「異常性」、「性と愛の異常」などの、ある種、性的虐待は、「特殊な性癖を持った異常で薄気味悪い現象」として、センセーショナルに捉えられていた傾向にある。

具体的には、1974年の、「禁じられた性近親相姦100人の証言」1976年の、「現代人の異常性 性と愛の異常」などであるが、1978年に、臨床心理学者による臨時増刊号として、『近親相姦』が出版され、精神分析家の岸田秀、ランク、小此木啓吾、ユング派の河合隼雄などが、臨床心理学的論考のもと執筆されている。1970年後半に入ると、性的虐待に関連した論文が徐々に執筆し始められる。1977年に石浜の、「近親相姦とその問題点」、1978年に、津崎の、「近親相姦の家族特性と処遇-児童相談所が対応した父子相姦の事例研究-」など、対応の問題点や課題に着目した内容や、事例が徐々に検討し始められた。そして1970年代から児童虐待の問題に取り組んできた精神科医の池田由子（1987/1988）により、「性的虐待」、「児童虐待-ゆがんだ親子関係」が出版される。池田の執筆は、性的虐待をはじめ、児童虐待に社会の関心と呼び起した出色のものであると言われている。その後、池田は、1991年の、「汝わが子を犯すなかれ 日本の近親姦と性的虐待」の出版へと繋げていく。このように1980年代後半に池田などによる性的虐待を扱った報告が少しずつ散見され始めた。

## 3) 1980年代以降の性的虐待の研究

1980年代までは、児童虐待全体を取り巻く背景は、専門家や研究者、マスメディアは、児童虐待というものに、今日ほど注目していたわけではなくむしろ、日本で児童虐待が少ないのはどうしてかについての関心があった（上野ら2003）。

1980年代の終盤に入ると、石川（1989）が、「近親相姦の現状（その①）」、西村（1989）が、「日本でも明るみに出始めた虐待・近親姦」を執筆した。

1990年代に入ると性的虐待に関する研究も、本格化し始める。厚生労働省は、1990年度から児童相談所における虐待の相談処理件数を公表するようになり、児童虐待に関心を



持つ人たちが集う、「日本子どもの虐待防止研究会」が1996年に発足し、様々な領域の研究者や関係者が児童虐待問題の専門家としてエントリーした。1990年以降、性的虐待をめぐる文献も、飛躍的な拡大を見せ、大きな転換期を迎えた。

従って、日本における性的虐待をめぐる言質は、1990年を境に増大し、質的な変化を遂げたと言える。この頃の、先行研究の特徴としては、①当事者（大人になった被害者や加害者）が声をあげ始め、②それを踏まえて社会全体に子どもの虐待について危機意識が広がっていき、③そうした中で様々な、領域の専門家が実践的な援助活動に取り組んだ時代だと言える。そのトップを切る形となったのが、子ども時代の性暴力体験を証言した19人の女性たちの声をアメリカの子どもへの暴力防止センターの現場にいた森田ゆりが、1992年に訳した、「誰にも言えなかった 子ども時代に性暴力を受けた女性たちの体験記」である。後に森田（1992）は、「この問題は日本でも想像をはるかにうわまわる数で起きているという確信がありました」と述べているが出版後、同じ体験をしたという読者から、多くの手紙が寄せられ、その声をもとに森田（1992）により、「沈黙をやぶって - 子ども時代に性暴力を受けた女性たちの証言」が出版された。1990年代の論文や文献を総覧してみると文献では、内田春菊（1993）による自伝的小説、「ファザーファッカー」が、訳書としては、森田ゆり編（1991）の、「誰にも言えなかった 子ども時代に性暴力を受けた女性たちの体験記」が1992年に、「強姦する父 娘への性的虐待」が、1996年に、リンダ・ジンガロの、「あなたが悪いのではない-子ども時代に性的虐待を受けた女性たちをカウンセリングする-」が出版され、その第1章には、「語られ始めた性的虐待」として、被害者が体験を声に出し始めた様子を示唆している。同様に、日本の被害者が声をあげたものとしては、穂積純（1994）による、「甦る魂 性暴力の後遺症を生き抜いて」、穂積（1999）の、「解き放たれる魂 子供時代の呪縛からの解放」がある。

また、齋藤（1999）の、「封印された叫び」は、事例を詳細に検討している。

このように、1990年代に入ると、性的虐待を取り上げる内容が急増し、虐待に対するルポタージュや、ノンフィクション作品が数多く出版され、性的虐待を含む児童虐待に関する人々への関心の高まりに大きく影響を与えた。1990年代の、もうひとつの特徴としては、津崎や北山、齋藤、西澤などによる多様な領域の学識者が、実践的な援助活動に取り組んだ成果が確認できる和書が出版されていることである。具体的には、津崎（1992）の、「子どもの虐待 その実態と援助」、北山（1994）の、「子どもの性虐待 その理解と対応を求めて」、「子どもの性的虐待」、齋藤（1992）の、「性的虐待」、「子どもの愛し方がわからない親たち」、齋藤（1994/1998）の、「児童虐待（危機介入編）」と「児童虐待（臨床編）」、日本とアメリカで児童虐待の臨床経験を持つ、西澤（1994）が、「子どもの虐待-子どもと家族への治療的アプローチ」を執筆、これまで虐待について医学分野では、身体的治療や再発防止について考えられ、法律分野では、犯罪者への処罰という視点で考えられてきたが、それだけでは不十分であるとし、子どもや親の心理的治療という側面に焦点

を当てた内容の著書が目立ち始めた。特に、西澤（1999）による、「トラウマの臨床心理学」は、虐待の歴史的概観や分類について述べた後に、臨床心理学的視点が展開され、多くの事例を通して、今後の課題と指針が述べられている。

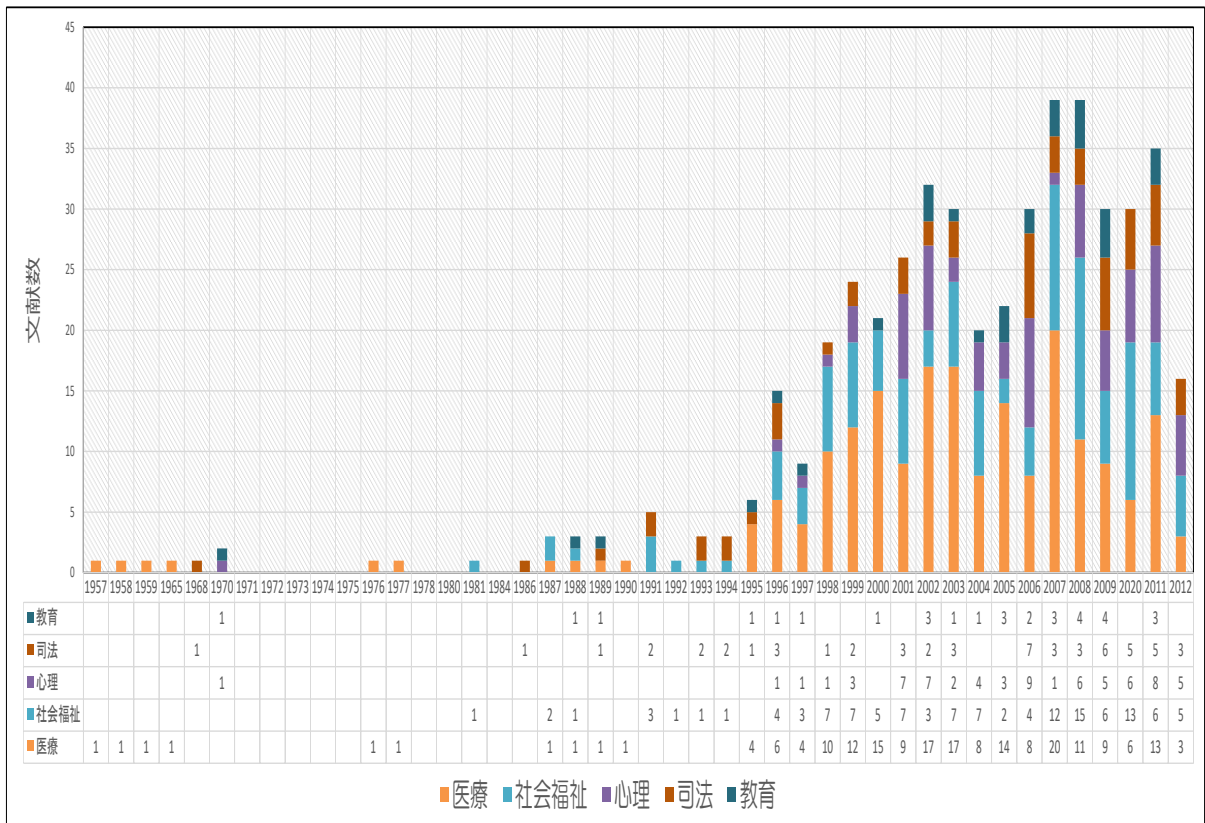
また、齋藤（1994）の、「児童虐待（危機介入編）」は、児童虐待という理論全体を見通す理論編として執筆されているが、多くの事例とその具体的な援助プロセスについて記述され、現在においても貴重な資料として位置づけられている。後編（1998）の、「児童虐待（臨床編）」は、虐待について精神医学的な見地でまとめられている。

一方、訳書では、性的虐待のバイブル書と言われるジュディズ・Lハーマン（1999）による、「心的外傷と回復」が出版される。そんな中、1996年に、阪神大震災が起き、「トラウマ」という言葉が社会で認知され、日本でも、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する関心も高まる中、高橋（1997）が、「偽りの性的虐待記憶をめぐって」、「回復された記憶・偽りの記憶」を執筆、同年に、齋藤が、「児童期の性的虐待と解離」を執筆するなど、いわゆる、性的虐待のバックラッシュ（記憶戦争）における知見が展開され、バックラッシュを経て生み出された司法面接の概念に繋がることになる。第2章で述べたように、米国では、1983年から2000年にかけて近親姦大戦争と呼ばれる性的虐待の過誤記憶・捏造記憶による論争が湧き上がった。1989年に、Putnamが解離の論文を執筆していることも影響しているとされている。記憶戦争は、2000年代に入ると、急速に終息する。

#### 4) 2000年以降の性的虐待の研究

3-図1は、関東、関東（2014）による1957年から2012年までの、性的虐待に関連した年代・領域別文献数である。

関東（2014）は、1957年から2012年までの性的虐待関連の文献（学会誌187件・研究会等の専門雑誌124件・大学紀要77件・週刊文春やnewsweekなどの雑誌39件・警察白書やこども白書などの官庁刊行物8件）435件の年代別、領域別の整理を行った。



3 - 図1 性的虐待に関連した年代・領域別文献数（1957年～2012年）

（関東2014「日本における性的虐待研究の変遷 - 第一報 - 医療・福祉・教育・心理・司法の連携のために」から引用）

これを見ると、文献数は、1998年頃を境に急増している。特に、2000年代に入ってから出版された文献は、1990年代をはるかに凌ぐ量となっているが、これらの状況は、2000年に制定された「児童虐待防止法」が後押ししたことは間違いなく児童虐待防止法では、それまで、「近親相姦」という言葉で語られてきた性的虐待が、「性的虐待」という用語で確立されたことの意味は大きい。領域別では、性的虐待関連文献435件の中で、医療分野の研究の割合は、33.6%、社会・福祉分野は、23.5%、心理分野は、10.8%、司法分野は、10.3%、教育分野は、4.8%で、医療分野が全体の3分の1を占め、教育分野の文献が最も少ないことがわかる。

2000年になると訳書では、ジュディズ・Lハーマンによる、「父-娘 近親姦「家族」の闇を照らす」が出版され、「近親姦の事例に接することの多い職業に携わる人々のために書かれたものである」と記載しこの時代に、性的虐待ケースが顕在化し始めた様相を示している。

このように、2000年代に入り、性的虐待の最前線である現場からの提言や当事者が被害体験を振り返る手記、保健や医療、行政など様々な領域の人々の連携による支援に関す

るガイドや手引きの類の和書が多く出版され始めた。

その背景として、1990年代に被害者が声をあげ始め事例集が生まれ、それにより、性的虐待の早期発見、対応を中心としたネットワーク作りの必要性が指摘され、1990年代後半に入り予防や早期発見、対応についての論説が専門家の間で多く出始め、性的虐待が緊急の課題となり始めたことは、「児童虐待防止法」を見ても明らかである。

2000年においても、早期発見・対応に関するものは多いものの、その背景には、各分野の議論、実践の深まりとそれに伴う役割の意識化が進んだこと、2003年の岸和田事件が虐待問題への社会の大きな警鐘や関心を引き起こしたことがあげられ2003年以降は、教師向けの和書が少なからず散見する。具体的には、グループ・ウィズネス（2004）の、「性的虐待を生きる力に変えて - 親と教師のためのガイド子どもの性的行動・きょうだい間の性虐待 -」、石川（2005）の、「子どもの性虐待スクールカウンセラーと教師のための手引き」などである。

また、石川（2004）の、「親族による性的虐待」は、性的虐待の広汎な実態調査や発生率、発生メカニズム、影響など多岐に渡る実践的な内容となっている。そして、榎村

（2002）の、「イマジンノート」、佐藤（2008）の、「花々の墓標」年、東（2014）の、「なかったことにしたくない - 実父から性虐待を受けた私の告白」、山本（2017）の、「13歳、「私」をなくした私 性暴力と生きることのリアル」など、当事者による自伝が再び多く出版され始める。これらは、すべて父親と娘との性的虐待による体験書である。

論文に目を向けると、論文数も2000年を機に飛躍的な伸びを見せる。傾向は、心理的アセスメントを含めた治療的アプローチが論文で論議され、医療領域からは、TF-CBT（トラウマ焦点化認知行動療法）が推奨された論文が数多く散見する。2002年には、臨床心理学領域では、初めての事例研究論文である、「父からの性的虐待を受けた女性への心理面接」（安斉2002）が執筆された。

また、性的虐待の現状と実態を医師の立場から総覧した奥山の論文、サバイバーに視点を置く村本の論文、性的虐待を記憶問題や摂食障害などに関連づけた斎藤の論文、解離性同一障害と性的虐待の関連を読む、臨床心理学分野の細澤の論文、医学領域からは、家庭内性的虐待の現状を伝える岡本の論文、性的虐待への対応の緊急性を訴える杉山の論文、主に家庭外性的被害の影響からの治療方法を提起する白川の論文、犯罪の観点からの鈴江の論文、裁判例を精査する松本の論文、非行と性的虐待を関連づける藤岡の論文、司法面接の有用性と必要性を述べる、菱川の論文、虐待が脳へ及ぼす影響を唱える脳科学からの友野の論文、協同面接手法の詳細を述べる山田の論文、回復プログラムなど、具体的な支援を提案する森田の論文、虐待による心理的影響や治療に焦点を当てた西澤の論文、文献を分析する稲垣、関東らの論文、性的虐待の課題を提起する山本の論文など、多彩な領域からそれぞれの立場で性的虐待について論考された論文が次々と執筆された。

### 3 性的虐待の現状

#### 1) 性的虐待の初発年齢と発見年齢

性的虐待が生じやすい初発年齢と性的虐待の発見年齢については、多くの知見が積み重ねられている。池田（1987）は、性的虐待の平均年齢は、11.1歳であったとし、西澤（1999）は、4つのタイプの虐待の中で発生年齢がもっとも遅いとされている性的虐待でもその初発年齢は、平均7歳としている。奥山（2004）は、幼児期と第二性徴開始時に性的虐待が始まることが多く被害開始年齢は、1歳から14歳で、就学前と第二性徴期の二峰性であるとした。ジュディス・Lハーマン（2000）は、家庭内性的虐待123名を対象とした調査で被害時の年齢は2歳から17歳におよぶが、最頻値は9～11歳（30.9%）、次いで6歳から8歳（25.2%）で全体の、56.1%が6歳から11歳に含まれたとしている。斎藤学（2002）は、近親相姦を受け始めた年齢の平均は $8.2 \pm 3.0$ 歳（2～15歳）で、6歳～11歳の6年間に、被害を受けた者が72.2%を占めているとして近親相姦が終った年齢の平均は $13.2 \pm 5.2$ 歳（3～39歳）であるとした。友田（2003）は、被害を受ける子どもの年齢は8歳から10歳の子どものケースが最も多いとし、北山（2003）は、好発年齢は日米とも7～8歳と13～14歳の二峰性を示しているとした。

岡本（2003）は、虐待の開始年齢は、1歳から高校3年生で（平均9.9歳）で小学4年と5年が多いとした。鈴井（2006）は、性的虐待の被害者は、小学校低学年の女儿が最も多いとし、藤岡・寺村（2006）は、大阪府子ども家庭センターが実施した調査から、性虐待の開始時期は、小学校4、5年頃に1つのピークがあるとした。藤澤・西澤（2006）は、性的虐待認識時の平均年齢は、10.5歳、性的虐待の始まった平均年齢は、8.7歳であったとし、伊東・武井（2008）は、開始年齢について適応良好群では5歳から14歳（平均 $9.6 \pm 3.6$ 歳）で、適応不良群は、生後6ヶ月から10歳（平均 $5.6 \pm 4.0$ 歳）であり、適応不良群において性的虐待が早期から開始される傾向があったとした。

さらに、森田（2009）は、米国の調査では、性虐待の被害児の平均年齢は、9.3歳であるとし、杉山（2011）は、性的虐待は、平均年齢10.4（ $\pm 11.6$ ）歳で他の虐待に比べて平均年齢が、有意に高いとしている。神奈川県児童相談所（2018）の調査では、虐待を受け始めた年齢は、7歳～11歳に多く、受理時の児童年齢は、13歳～16歳が、43%で多いとしている。

3 - 表1は、被害初発年齢および発見年齢を先行研究をもとにまとめたものである。

3 - 表 1 性的虐待の被害初発年齢および発見年齢（引用文献をもとに筆者作成）

研究者	内容
池田(1987)	被害児の平均年齢は11.1歳
西澤(1999)	発生年齢が最も遅いとされている初発年齢は平均7歳
ジュディス・Lハーマン(2000)	始まったときの平均年齢は9.4歳(7歳～10歳までで42.5%)
斎藤(2002)	受け始めた年齢の平均は8.2±3.0歳で6歳～11歳の6年間に72.2%を占めている。最終被害年齢の平均は13.2歳±5.2歳
友田(2003)	8歳から10歳の子どものケースが最も多い
北山(2003)	好発年齢は7歳から8歳と13歳～14歳の二峰性
岡本(2003)	開始年齢の平均は9.9歳で小学4、5年生に多い 相談受付年齢の平均は12.5歳である
奥山(2004)	幼児期と第二次性徴開始時に始まることが多い
鈴木(2006)	被害者は小学校低学年の女児が最も多い
藤澤ら(2006)	虐待が始まったの平均年齢は8.7歳 虐待認識時の平均年齢は10.5歳
藤岡ら(2006)	開始時期は小学校4、5年に1つのピーク
沼田ら(2006)	行われやすいのは8歳～12歳(Finkellor,D.引用)
伊東ら(2008)	適応良好群の開始年齢は5歳～14歳(平均9.6歳±3.6歳) 適応不良群の開始年齢は生後6ヶ月～10歳(平均5.6歳±4.0歳)
森田(2009)	被害児の平均年齢は9.3歳
杉山(2011)	平均年齢は10.4歳(±11.6)
神奈川県児童相談所(2018)	受け始めた年齢の平均は9.3歳(7～11歳41%) 受理時の平均年齢は13.0歳(13～16歳に43%)

## 2) 性的虐待の主たる虐待者

久保(1957)は、性的虐待36例中、実父が33.3%、実のきょうだいが33.3%、継父、養父が8.3%、叔父が2.8%とし、ジュディス・Lハーマン(2000)は、性的虐待を受けた123名の調査で実父が77名(62.6%)、実兄が30名(24.4%)、おじが12名(9.8%)、義父が8名(6.5%)であったとし、岡本(2003)は、実父が57.4%、継父が22.1%、母の内縁の夫が7.4%、実兄が5.9%、従兄が2.9%、祖父、叔父、実母が1.5%であったとしている。斎藤(2003)は、自身のクリニックの調査で、児童期に極めて深刻な近親姦虐待を受けた42名の成人女性による調査で、近親姦虐待の虐待者は、実父が41.9%、義父が18.6%、兄が32.6%、おじ・祖父などが7.0%として、杉山(2010)は、女児108名を対象とした調査で実父が21.3%、継父が14.8%、母親の恋人、同性相手が13%、兄が12%であったとした。神奈川県児童相談所(2018)は、実父が35%、養父・継父が25%、内縁の夫が16%、兄が13%、おじが4%、祖父が2%であったとしている。このように、調査により若干の差異はあるものの、実父がどの調査でも最も高く養・継父がそれに続く傾向が多いと言える。

一方で、注目すべき点は、ジュディス・Lハーマン、斎藤、久保の調査では、兄が虐待者のケースが約3割見られたことである。これについては、坪井(2001)は、わが国の家庭内性的虐待は、兄が加害者である場合が多いとし、森田(2008)は、とりわけ性的虐待は、保護者によるものよりも、教師、近所の人、親戚、兄弟などの保護者以外の子どもの知っている人からの加害の方が、はるかに多いとしている。柴山(2009)も、実の父親の

場合は少なく、義理の父親とか兄弟がほとんど（個人的なデータ）としている。

さらに、杉山（2010）は、家庭内では親子間だけでなく、同居異性からの加害もしばしば生じ、また、きょうだい間の性的加害被害も見逃されやすいが実は、既に大きな問題であるとした。

3 - 表 2 は、先行研究から性的虐待の虐待者をまとめたものである。

3 - 表 2 性的虐待の虐待者（引用文献をもとに筆者が作成）

研究者	内容
久保(1957)	36例中 実父が33.3%、実のきょうだいが33.3%、 継父、養父が8.3%、叔父が2.8%
ジュディス・レハーマン (2000)	123名の調査で、 実父が62.6%、実兄が24.4%、おじが9.8%、義父が6.5%
岡本(2003)	68例中 実父が57.4%、継父が22.1%、母の内縁の夫が7.4% 実兄が5.9%、従兄が2.9%、祖父、叔父、実母が1.5%
斎藤(2003)	42名中 実父が41.9%、義父が18.6%、兄が32.6%、 おじ・祖父等が7.0%
杉山(2010)	女兒108名中 実父が21.3%、継父が14.8%、母親の恋人、 同性相手が13%、兄が12%
神奈川県児童 相談所(2018)	212件の調査から 実父が35%、養父・継父が25%、 内縁の夫が16%、兄が13%、おじが4%、祖父が2%

### 3) 性的虐待が子どもに及ぼす影響

#### (1) 性的虐待を受けたことによる症状の遅延性

これまで繰り返し述べてきたように、性的虐待は、即座の救済が求められる。しかしながら、他の虐待のように、外見から虐待とわかる外傷などの痕跡が見当たらないため、性的虐待を受けていることを周囲に伝えていく手立てに頼ることが多い。それとわかる外傷がなくとも、いつもと違う様子や雰囲気を感じ取ることで、周囲がその様子を拾い上げ、救済へと繋げることもできる場合もある。ところが、性的虐待は、虐待を受けたことによる後遺症やあらわれが、時間を経てから表出する特徴を持つことが先行研究の中でも明らかにされている（白川 2004；廣井 2005；杉山 2009）。白川（2004）は、性の領域は、本能や衝動や情動と密接に関係しており、これら心理的・生理的な諸条件により幼少期にうけた性虐待の悪影響が、性衝動を自覚する思春期になってはじめて症状として現れることは多いとし、廣井（2005）は、性的虐待を受けた女性は、生涯の後半期に心理的異常が発生する危険が大きいとしており、杉山（2009）は、性的虐待は冬眠効果（*Sleeper effect*）と呼ばれる、症状にしばらく経過する群が4割程度存在するとし、後になって問題が噴き出すとしている。

また、森（2008）は、事後性という概念を用い、外傷は、出来事に時間的に遅れて認識されることで、はじめて外傷となると述べた。

これらの論からは、性的虐待の特徴として虐待を受けたことによる影響が、後になって顕在化する状態が見て取れる。これら性的虐待の影響の遅延性については、2014年9月に判決が出された損害賠償請求控訴事件、「幼少期に叔父から性的虐待行為を受けたことにより精神障害を発症したことを理由とする損害賠償請求権について民法724条後段所定の排斥期間が経過していないとされた事例」において、性的虐待の症状の遅延性を鑑み、被害者の女性の請求が認められた判例も生じている。

この判例の特徴は、一定期間の経過によって権利を消滅させる除斥期間<sup>30)</sup>を経ていたにもかかわらず今も尚、損害賠償に値する苦痛が続いているという被害者の訴えを認めたことにあり、被害者が成長し、大人になってからでも被害を訴える権利を可能にした。裁判の中では、被害を受けた女性の担当医が、性的虐待に見られる後遺症状や症状の遅延性について言及し、幼少期に性的虐待を受けた被害者は、大人になってから大うつ病エピソードの発症率が高く、PTSDを発症するとともに、その合併症として50%以上の割合でうつ病を発症し、PTSDを発症してから相当期間経過後にうつ病を発症する臨床例がみられると証言している。

このように、性的虐待においては、虐待による後遺症状が、ある程度の期間を経てから表出し、そこで初めて医療機関や心理療法を受けるケースが多く成人以降に虐待の既往が認められる場合が少なくない。外傷を自分の中に押し込めようとするトラウマの内在化と言われるこの状態は、一見した所、体験を忘れたかのように振る舞っている時期が長期にわたって経過し、潜伏期や空白期の無症状期間を経て、ある世代に達した時点で様々な病理を発症することが言われている。これは、他の虐待には見られない性的虐待の特徴と言える。

## (2) 虐待者へ向けられる両価的な感情

児童虐待全体を通して虐待を受けた子どもが、虐待者をかばったり守ったりするという状況が見られる。子どもが体験の開示を拒む理由のひとつには、虐待者を、「かばう」あるいは、「守る」という意識や行動が実際にあるとすれば、それらは、被害者が開示を留める大きな要因ともなるであろう。川崎(2011)は、「虐待をされている子どもの気持ちは、複雑なものがあると言わざるを得ない」と述べている。では、性的虐待の場合はどうであろうか。前田(2001)は、兄から性的虐待を受けていた女性の症例の中で、「兄への親和感、思慕感などを抱いており、このような思いが兄による性的虐待を拒むことができなくし、兄との近親姦的事態を生む要因となったのではないか」とし、ジュディズ・Lハーマン(2000)は、「性的虐待において、加害者を処罰したいという気持ちは驚くほど少ないようだ」と述べ、白川(2003)も、「性的被害者が加害者に抱く感情として、加害者に対する病的憎悪、逆説的な感謝(加害者に向けられる愛情や同一化)」をあげ、怒りという感情に加え、愛情や同一化を伴う、感謝という用語を使って説明している。



また、性的被害者が被害を開示しない点について、上村（2004）は、「家族だけではなく、ときには、加害者でさえ守りたいという気持ちから現状を維持し、被害を自ら支えてしまう結果となる」と述べる。これらからは、性的虐待の場合は、虐待者に対して愛情に近い感情を抱きやすいという両価的な心性があるものと考えられ、この感情は、他の虐待には見られない、「性」という問題が介在することによって生じる性的虐待の特殊性と言えるであろう。

リンダ・ハリディ＝サムナー（2003）は、両価的感情から生まれる被害者の葛藤をあげ、「加害者の多くは、被害者の愛する人物であるため、被害者は加害者を愛しながら、虐待行為に憎しみを感じる」とし、「この愛と憎しみの感情を分けることはとてもむずかしく、苦しい」と述べ、西園（2007）は、「慢性的な外傷の生む広範囲な障害、たとえば「複合的 PTSD などの場合、外傷犠牲者が加害者に決して抗議、非難をしない」とし、「かえって虐待する親を防衛して理想化する、あるいは間違った、あるいは逆説的な罪業感が生じてくるという理解が示された」としている。

さらに、吉田（2001）は、「加害者が子どもにとって信頼と愛情を寄せている存在であれば、子どもはその加害者をかばおうとする場合がある」とし、「このようなとき、子どもは加害者をまるごと憎んではない、その人間を愛していることに変わりはなく、性的虐待という行為のみを憎み、恐れている」と述べ、このような傾向は、加害者が身内である場合に特に多いとしている。

また、津崎（2003）は、「肉親の加害者たる父へ、単に嫌悪の心だけでなく、同情心や憐れみなど、相矛盾する感情を併せもつことが多いというのも実務上経験する特徴である」と述べ、ジョゼフ・サンドラーら（2008）らは、「同一人物に向けられる、愛と憎しみの感情に典型的に示されるように、同じ対象が、まったく正反対の願望の受け皿となることもある。この、アンビバレンツそのものが、最も強力な心的葛藤の源である」とした。菊池（2011）は、自らの臨床的経験から、「臨床的にも近親姦被害者には、加害者への怒りがほとんどないように見えるだけでなく、意識的に強く否定されつつも、彼女たちから加害者への思慕を感じることもある」、「実父や実兄という、身近で重要な人物を大事に思う気持ちは、当然なのだが、それだけではなく、継続した性行為から彼女たちは、何らかの心身の愛情をも感じてしまうようだ」として複雑な心情に触れ、「思慕の情を少しでも持つ自分をどうしても受け入れ難く、深い苦しみとなるのだろう」とする葛藤を述べている。以上のように、性的虐待に関しては、虐待者に対する処罰感情は、さほど強くない状況が少なからず存在し、虐待者に憎しみをもつことは、難しい傾向にあり、むしろその葛藤に陥ることで苦しむことが多いと言える。森（2005）は、「トラウマという問題は、責任問題に外から決着をつけたり、加害者を罰したりするだけでは解決しない。そこには、加害-被害関係を、できれば相互的に、それが不可能であれば少なくとも内的に、和解させる作業が必要なのである」と述べている。

「近親相姦」という言葉が虐待を受ける側からの接近を連想させることや両者合意のうえで相互に性的関係を求め合うイメージが強いことから、「近親姦」という言い方にあらためられて定着している。しかし、これまで述べてきたように、性的虐待の場合は、虐待者に対する陰性感情の他に何らかの心身の愛情を感じてしまう複雑な感情を持ち合わせる心情が存在する。そして、「そういう気持ちになってしまった自分」を受け入れ難く困惑し、罪悪感に苦しむことさえあるのかもしれない。ここで言う罪悪感については、自らの体験を著書に記した佐藤（2008）も、家族を持たないことで疎外感と孤独の重圧を自らすすんで重くし、「父に触れるのを許した自分」に対する自己処罰欲求としてあげている。このことは、性的虐待の特殊性であると言える。

#### 4 子どもの性的虐待の発生理論について

子どもの性的虐待問題に、早期に対応するためには、発生要因を把握する視点は重要である。滝川（2018）は、インセストは、人間の法やモラルやタブーなどの歯止めの踏み外しのひとつで、どんな条件がそろったときに踏み外しが起きるかわかれば、予防の手がかりになるとしている。本章では、性的虐待の早期発見と予防の理解を得るために3つの視点から、発生理論の分析を試みる。

##### 1) 個人的・生物学的要因に着目した発生理論

虐待者の個人的な要因のひとつとして、アルコール依存症（アルコール使用障害：DSM-5「American Psychiatric Association 2013, アメリカ精神学会による精神障害の診断と統計マニュアル」）をあげる論説が多い。池田（1994）は、性的虐待者が、アルコール依存である割合が50%あるいは、65%であるという海外の報告を示し、自身の事例でもアルコールの影響が強いことに触れている。

また、久保（1957）は、アルコール依存症などの現実回避傾向を有している場合が多いとし、父親には、大酒飲みや性格の偏りがありアルコールの影響下で性衝動のコントロールが難しい状態で起こりやすいとした。

また、北山（1994）、森田（2008）は、Finkelhor（1984, 1986）を引用し、内的阻害の克服要因（内的抑止力が働いていない）としてアルコールをあげている。斎藤（1994）も性的虐待が生じやすい環境として最も多いのが親のアルコール依存症であるとして多くは、正常な自己抑制ができなくなることが要因で性的虐待が生じやすくなるとした。

性的虐待者の性格特徴についての論調も多く散見する。池田（1987）は、言語表現力が低く、衝動的で欲求不満への耐性が低く反社会的な行動をしても罪悪感を持たない性格異常者であるという説と、社会的地位の高い正常知能の人間もおおり、表向きは勤勉に働く隣人であることが多いという2つの説をあげている。

池田（1987）は、両親の年齢が意味を持つとして父親の方は、「初老期」に達しており、うら若い少女との交渉により、自分の男性としての若さ、逞しさを確かめたいと望んでおり一方、「更年期」の母親の方は、長年生活を共にした父親にすでに失望しきっており、抑うつ的で心身の故障が出ているか仕事や社交など、家庭の外に不満のはけ口を求め、父母の心は離れ去り、互いに欲求不満になっている場合は多いとし、父親の対象となる娘は、思春期前後の年齢で子どもらしい無邪気さと女性としての危険な魅力を持ちあわせ持ち、「性」への好奇心を抱いており、こういう三者の関係で父母それぞれに役割の混乱があり、父親に性衝動をコントロールすることを難しくする条件のもとで（ほとんどすべての事例であるアルコールの影響下で）近親姦が起こるとした。

また、池田は、父親の年齢は、35歳から54歳にわたるが大部分は40歳台後半だと分析し、斎藤（1994）も父親の多くは、「48歳の抵抗期」で自分の若さや逞しさを再確認したいと望みアルコール摂取、母親の不在（入院、別居）のあるときに、性的虐待が生じるとした。

## 2) 家族機能不全論（システム理論）に基づく発生理論

物理的にも、精神的にも母親の不在が、性的虐待を生じさせる危険因子とされている論が多く存在する。久保（1957）は、虐待に遭う娘については、母親の死や不在などで、母親代わりに家事や父親の世話をする代理母としての役割を担っている場合に性的虐待が多く生じており、被害に遭うのはすべての事例で長女であるとした。

また、北山（1994）、森田（2008）は、Finkelhor（1984, 1986）を引用し、母親が病気またはいないなどの、父娘家庭、母親が子どもを守れない環境、母親が父親に支配または、虐待されている（母親の社会的サポートの欠如）、子ども側の要因として性的加害者との特別な信頼関係・情緒的に不安定な子ども、恐喝に対する恐怖、加害者の強制力を発生理論としてあげた。

さらに、斎藤（1998）は、義父の存在（加害者とは限らない）を示し、宗教、民族、家族数、家の狭さ、広さなどでは統計的な有意差は見られなかったが、養父がいたことは、有意差があったとした。また、ひとりっ子、母親が病気だったり自分に関心が向いていなかったりして、母親とのコミュニケーションが不十分で、また、母親側の要因として実母と別れて子ども時代を過ごしたことがあるなどが被害を受けた女子学生の割合が統計的に高かったと報告している。

池田（1987）は、母親の死や生別により、母親不在の崩壊家庭が多いと分析する。斎藤（1994）は、①片方の親の長期間の不在、②片方の親の欠損および義理ある親子関係、③家族の過密な生活条件、④親子間の情緒的接触の欠如、⑤親子間の情緒的な接触の欠如、⑥家族の地理的な孤立、⑦親のアルコール依存、⑧親の強姦・性犯罪の既往歴、⑨家族の紛争・不和、⑩親の子どもへの身体的虐待、⑪極度に保護的、干渉的な親の態度、⑫極度

に受動的、無関心な親の存在、⑬親の家族の性的虐待の既往歴など、⑭地域的、文化的に性行動の基準の特殊性など、多角的な視点からの発生要因をあげている。

細澤（2008）も、性的虐待の外傷の本質として、母親との疎遠な関係性について触れ、「性的虐待の典型は、女兒が母親のネグレクト的養育態度を背景として父親により性的虐待を受けるというもの」であり、「女兒にとっては、よい世話を受けたというニーズは母親により満たされず、エディプスの欲求は父親により性的に利用され」、「本人のニーズと環境の対応の齟齬が性的虐待には本質的に存在する」と分析する。

### 3) 環境的・社会的要因に着目した発生理論

環境と社会的要因について、池田（1987）は、核家族で地方出身者が多く、住所移動がはげしく、新興住宅や大都会に住み、家庭に問題が起きても相談したり、助けを求める親類や知人がいない、また、近隣からも孤立しており、経済的にも不安定であるという環境に性的虐待は生じやすいとした。

また、森田（2008）は、Finkelhor（1984, 1986）を引用し、社会的に孤立した家族（閉鎖的家庭）、子どもと2人だけにいる機会が多い、子どもの日常を見守る大人がいない（地域組織の弱体化）、家庭内問題に関する不干渉、社会技術（social skill）の不足、子どもの人権への理解不足をあげた。北山（1994）は、Finkelhorの理論から、社会心理的発生理論では、子どもの性的虐待は、個人の人格的問題や養育歴より、むしろ社会における男女の関係性のありよう、性差別等に起因するとし、文化的要因や社会的要因が個人的要因や家庭的要因より、子どもの性的虐待に強く影響しているという論を展開した。具体的には、性的虐待の加害者は、圧倒的に男性であり、単に個人の人格傾向や養育歴を問題にするには、あまりにも性差がありすぎ、男性優位の文化の産物が事態を引き起こし、男性優位の社会や性別役割分業に代表される性差別が、性的虐待の根底にあるとした。そのうえで、それらの変化こそが、性的虐待を減少させる最も効果的な方法であるとした。斎藤（1994）は、家族の社会的接触の欠如、家族の地理的な孤立、地域的、文化的に性行動の基準の特殊性をあげた。このように、性的虐待は、多くは虐待者である父親と多くは虐待を受ける娘との二者関係にとどまらず、母親を含めた家族の病理が、性的虐待を生じさせる要因に強く関与していることが理解できる。

いずれにしても、性的虐待は、単一的な因果関係やひとつの動機ではなく、様々な要因が複雑にまたは偶然に、しいては必然的に絡み合い存在することが理解できる。

## 5 性的虐待における聴き取りの困難性

### 1) 子どもに語りを繰り返し強要することの影響

#### (1) 戦争外傷と性的虐待の類似性

性的虐待を受けた子どもから、繰り返し語りを強要することによるマイナスの影響を理解しておくことは、本稿のテーマに据えた学校現場の主要な役割である初期対応を担う教職員が認識しておくべき内容であり、性的虐待を受けた子どもと接する際に、それらのことを配慮しながらの対応が必要となる。言うまでもなく、性的虐待は、子どもの証言内容が非常に重要な意味を持つ。

しかしながら、性的虐待は、他の虐待と比べ、虐待を受けた子どもが、体験を語ることが困難な側面を持つ。ジュデイズ・L・ハーマン（2010）は、「近親姦後生存者たち（それらの経験者）にみられる心理学的症候群も、戦争の生存者たち（戦争体験者）にみられる症候群と、本質的に同一であることが明らかになった」とし、「性的被虐待児は、戦死傷者である」と述べ、戦争体験の過酷な状況と、性的虐待の過酷な体験が同質であることに言及している。

また、信田（2009）も、「戦争という国家による暴力の被害と、対極にある家族という親密圏における暴力（中でも性暴力）の被害は、驚くほど似ている。PTSD発症の危険性が高いのは、戦争などの生命危機にさらされることと、性暴力の二つである」としたうえで国家の暴力=戦争の被害と、私的領域である家族における暴力の被害は、深い所でつながっているのではないかという思いを持っていることに言及し、性的虐待を、戦争神経症と同様に構造的暴力の一環として捉えることで心理学化、病理化のもたらす隘路から脱出できるのではないかとした。

日本において、戦争体験者を対象とした研究が少ないことは、歴史のなかで共有されている。おそらくそれは、過酷な戦争の体験が、無意識に抑圧され、「語るができない」状態が要因となっているのであろう。性的虐待にも、同じことが言える。

菱川（2007）は、「児童期性的虐待を打ち明ける過程の研究においても、大人になるまで打ち明けない割合が4割弱という結果を得ている研究は多いとしている。

ユダヤの強制収容所に入っていた人々や、ホロコースト<sup>31)</sup>の人々は、自身の体験を家族や友人など周囲の人に話していない人のほうが、人格の尊厳を全うして、生涯を終えているとされている（中井2004）。「開示危機」（白川2007）という言葉もあるように、性的虐待については、語ることに、語らせることが、子どもにとっては、相当な心的負荷を伴う出来事であることを十分に認識したうえで、対応にあたっていく配慮が求められる。

#### (2) 二次被害の深刻さ

学校現場では、性的虐待を受けたであろう子どもに対し、児童相談所などへ繋げるための事実確認を行うことは、虐待から子どもを救うために必要不可欠である。しかしながら

繰り返し虐待の体験を尋ねられることにより生じる、子どもの二次被害が問題となっている。性的虐待を語ることの影響は、精神医学の症例検討や臨床心理学分野の事例検討を中心にこれまで多くの報告がされてきた。具体的には、繰り返し語ることにより、虐待体験の軽視がきかなくなり、人生における虐待の影響を理解するため、辛い感情が生じたり（クレア・バーク・ドラッカー1992）、語ることにより、自我が支えきれないほどの再体験をした後、うつ状態に陥ったり、自殺を企てたり外界の現実が虚構や幻想のように感じられたり、現実的な生活を営むことが困難になったり（石山 1994）、被害の直面化により、それまでの否認や回避という防衛が崩れることにより、不安が強くなり症状が顕在する（奥山 2002）などの、深刻な症状が認められている。

また、津崎（2003）は、司法分野においても、「審判のプロセスで、子どもが耐えられなくなり自殺してしまった事例などが、現実には生じている」と述べた。それにまつわる具体的な事例としては、藤井（2011）による報告があり以下に示す。

---

今から10年以上前になるが、性的虐待の刑事告訴事件を担当した。長期間にわたり養父から性的虐待を受けたあげく妊娠、中絶していた。被害児童は、警察の度重なる事情聴取に耐え、養父は強姦罪で起訴されたが、公判で容疑を否認したため、被害児童の供述調書は採用されず、証人として出廷しなけりなかつた。ちょうど、犯罪被害者保護関連法が成立し、施行前ではあつたが、ビデオリンク方式による証人喚問が実施された。しかし、証言後、被害児童は、精神に異常をきたして自殺するに至つた。性的虐待による被害もさることながら、刑事手続きにおける二次被害の深刻さを思い知らされた。

---

このように、くり返し体験を、「語らされた」ことは、体験への直面化や再体験を招き、子どもの心身に深いダメージを覆いかねない様子が理解できる。しかしながら、これらの状況の理解が浸透されているかといへば、そうとは言えないであろう。なぜならば、これらの知見は、医学領域における症例検討や、臨床心理学領域における事例検討などで経過を経て積み重ねられた産物であり、本稿の対象である学校現場の一人ひとりの教職員にまでは、行き届いていないのが現状である。

従つて、教職員を対象とした研修や教育、国が発出した児童虐待および性的虐待に関する教材などにより、広域に性的虐待の理解を啓蒙していく必要があると言える。

## 2) 児童相談所や司法に見る聴き取り手法の現状

### (1) 児童相談所での聴き取り手法

性的虐待の被害児童に対して、繰り返し語りを強要することにより、子どもを危険な状況へ追い込む可能性がある二次被害について述べてきた。

従って、性的虐待を発見しやすい学校現場においては、二次被害を生じさせないために、細心の注意を払う配慮が求められる。

二次被害を防ぐための聴き取り過程については、『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版』（2011）または、厚生労働省の、『子ども虐待対応の手引き』（2014）（平成 25 年 8 月厚生労働省での改正通知）で詳しく解説されている。それによると、子どもから性的虐待を臭わせる発言や態度が見られた際に、話を聴き取る段階として、ふたつの過程を経ることが示されている。ひとつは、「初期被害調査面接」で、もうひとつは、「被害事実確認面接」である。

#### (1) - ①「初期被害調査面接」

「初期被害調査面接」は、子どもの告白情報について、性的虐待の兆候や疑いと言えるかどうか、一時保護が必要かどうかの判断を目的に行われる面接である。初期被害調査面接で通告要件となった子どもの発言や情報から、性的虐待を受けている可能性を確認することで通告に至った初期の要件内容だけを確認し、被害事実確認面接のための、「保護の必要性の有無を判断するための調査面接」である。子どもとのやり取りは、立証性における客観性を損なわぬよう誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聴き取りに心がけただちに一時保護の判断を要するため、児童相談所が直接面接を担当することが望ましく、判断要件に関する具体的な話を聴けるかどうかは鍵となる。面接を行う際の留意点としては、①子どものペースの尊重、②話す子どもの心理的苦痛や恐怖、不安の理解、③「二次被害」の危険性の理解、④秘密を守ることや問題の解決の可能性について誠実で現実的であること、⑤話を聞く際の、補助的道具などの活用、⑥予想される今後の展開の説明などがあげられる。「初期被害調査面接」は、一時保護の要否判断に必要な、最低限度の性的虐待の疑いを確認することが重要であり、それ以上の詳しい説明が述べられた場合には、子どもの自発的な発言を無下に遮らずに、別の面接できちんと聴くことになることを伝えていく。

従って、初期被害調査面接は、被害事実を法的な立証性の観点から厳密に確認する、後述の被害事実確認面接とは、異なるものである。

#### (1) - ②「被害事実確認面接」

「被害事実確認面接」は、「司法面接」と呼ばれる場合が多く、聞き取りで子どもに与える負担をできる限り少なくし、子どもから聞き取る話の内容が間違った誘導の結果でな

いかと疑念がもたれる可能性をできるだけ排除し、かつ性的虐待が何らかの作為による虚偽の話ではなく実際にあった出来事であるかどうかを検討するための情報を得るという目的で行われる。つまり、暗示・誘導・教唆・強要・報酬提示等の情報汚染なしに、子どもからの自発的な話として事情を聴くために、特別にデザインされた面接法である。日本では、刑事捜査や裁判所が扱う法的手続きと区別するために、児童福祉領域における呼称として、「被害事実確認面接」という呼称が提唱されている。3-表3は、わが国における、司法面接（forensic interview）の呼称を伴う領域ごとの提案である。

3-表3 わが国と英米における司法面接（forensic interview）の呼称を伴う整理の提案  
（児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 出典）

児童福祉における事実調査面接としてのforensic interview	被害(事実)確認面接
刑事捜査における事情聴取法としてのforensic interview	司法面接
医療診察の間診における事情聴取としてのforensic interview	被害診察における問診
英米における子どもからの事情聴取としてのforensic interview	forensic interview

わが国は、forensic interview の法的なシステム上の位置づけは確立されていないが、英米を中心とした forensic interview は、技術的にも制度的にもこれらが統合されたものである（児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011）。

イギリスでは、1991年、司法面接が刑事司法制度の中に位置づけられ、捜査機関や福祉関係者など多機関連携のもとトレーニングを受けた面接者により、ガイドラインに則って実施された面接による子どもの供述を録画したビデオは、子どもに対する法廷で主尋問に代えることができるとされている（藤井 2011）。

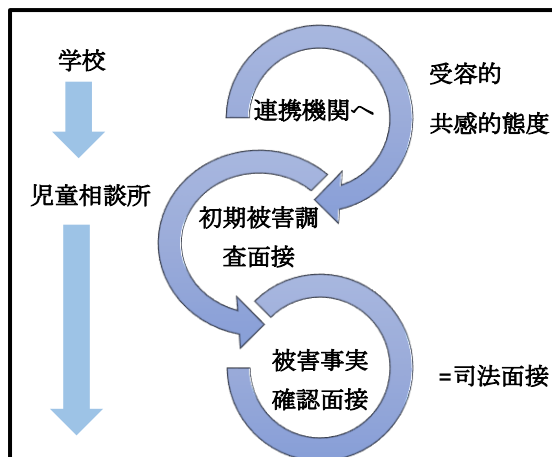
第2章でも述べたように、諸外国では、forensic interview が、法令の中に組み込まれ、実施されているが、わが国では、forensic interview の法的なシステム上の位置づけは今の所、確立されていない。

「被害事実確認面接」は、臨床的なアプローチと違い、被害の具体的事実を直接扱う。従来から、この非臨床的な侵襲性の強い面接を、どういう対象に実施するかということが児童福祉領域では問われ、臨床的面接と、調査面接の区別化がなされてきた。被害事実確認面接の目的は、隠された子どもの被害を探り出し、事実を暴くことではなく、ただありのまま尋ね、語られることについて淡々と単刀直入な質問を行うのみである。ありのまま、何らかの教唆、誘導、報酬呈示の影響も評価的な圧力も、周囲の大人の意図、感情といったことから、最小限の影響しか受けない状況で、子どもが自発的に、「何が、いつ、あったのか、それはどのように、誰によってなされたか」ということについて語る内容をただ聴き取り、子どもは、何と語ったかを正確に記録する。実際の被害の有無や確からしさ、被害内容や子どもの証言の信憑性等の評価は、面接実施後の別の作業であるとき



れる。従って、「被害事実確認面接」の具体的な面接の手法は、子どもが自発的に、虐待被害を話せるよう技法的な工夫がなされる。

3 - 図2は、これまでの内容をもとに、聴き取り調査面接の過程を示したものである。



3 - 図2 聴き取り調査面接の過程

(「子ども虐待対応の手引き」(2014)をもとに筆者作成)

学校現場が担う役割は、「初期被害調査面接」や、「被害事実確認面接」の前の段階に当たる部分であり、子どもの語りに対して受容的、共感的態度を示しながらも事実確認でも調査面接でもない、児童相談所などの連携機関へ繋げるまでの通告対応であると言える。

## (2) 協同面接導入の経緯

性的虐待においては、「性」というプライバシーの問題が強く関与するために対応にあたっては、慎重さが求められる。特に、子どもに体験を聴き取る際の心的なダメージを念頭に入れた対応が必要である。近年、福祉や司法領域では、それらを配慮した面接手法が取り入れられている。厚生労働省は、2015年10月28日、『子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について』を通知し、それまで領域によって、「司法面接」、「被害確認面接」、「事実確認面接」と呼ばれていた調査面接を、「協同面接」と統一して児童相談所、警察、検察が協同（連携）して、協同面接を行うことを推奨する通知を、各関係機関に通知した。具体的には、児童相談所、警察、検察の代表者1名が、「協同面接」を行うことで、子どもが性的虐待について何度も同じことを聞かれる心理的な負担を軽減しつつ、暗示や誘導などを排除した話しの信用性を担保することが目的とされた。すなわち、協同面接とは、児童虐待事案において子どもへの誘導を避け、正確な情報をできるだけ多く得られるよう、また、子どもの精神的負担を最小限にするように配慮された聴取をするため、児童相談所、警察、検察の三者が連携して事

実確認を行うことである。（田中ら 2019）。

これまで述べてきたように、性的虐待を受けた子どもに語りを繰り返し強要することは、心身に重い負担をかけることになる。しかしながら、日本では、いまだ司法面接のようなシステムが確立されておらず、学校、福祉、警察、検察、裁判所、医療などで場所を変えて繰り返し話を聞かれる状態が多い。これらには、子どもの二次被害を鑑みた場合、早急な改善が必要であるが、わが国でも 10 年ほど前から、協同面接導入の動きが見られるようになった。その経緯としては、2010 年に国連が、日本に対して事件に関する聴取を繰り返すことの問題を指摘し、ビデオ録画を取り入れるように勧告した（国連児童権利委員会 2010）ことや司法領域において日本弁護士連合会が 2011 年 8 月 19 日に、『子どもの司法面接の導入を求める意見書』を提出し、司法面接を刑事手続きの中に位置づけていく必要性を主張した（藤井 2011）ことによる所が大きい。そして 2015 年の協同面接の推進に至る。

### （3）協同面接の効果と課題

協同面接の効果としては、2018 年現在、児童相談所を設置している都道府県等（69 か所）のうち、61 か所（約 8 割）が子ども面接法などの協議事例があり、49 か所（約 7 割）が協同面接の実施事例がある（厚生労働省 2018）とされている。

また、「児童相談所、警察、検察による協働面接等の実態調査による効果検証に関する調査研究」（2019）の全国の児童相談所、警察本部、地方検察庁の 309 名（回収率 96.8% : 299 名）を対象とした調査）では、2015 年以降、協同面接の実施件数は 2016 年度が 340 件であったのが 2017 年度には 617 件と飛躍的に増加した。

さらに、件数報告のあった施設における実施件数の総計の内訳は、性的虐待が最も多く、2017 年度では、308 件と全体の件数の約 5 割を占めた。また、年間実施件数が 0 件であった機関も 2016 年度の 36.1%から 2017 年度には 21.8%に減少した。

こうして広まりを見せる協同面接であるが、効果としては、同調査において、「協同面接は、子どもの負担の軽減につながっている」（児相 0.85、警察 1.23、検察 1.32）（注：正の方向に値が大きい方が、重要度が高い）、「協同面接は、子どもの供述内容の信頼性の向上につながっている」（児相 0.86、警察 1.36、検察 1.16）で、特に司法領域において協同面接の実施は、意味のある取り組みと受け取られていることが把握できた。

また、協同面接を効果的に実施するにあたっての重要度については、「できるだけ早期における面接の実施」（児相 2.55、警察 2.72、検察 2.52）、「十分なスキルを持つ面接官による面接の実施」（児相 2.67、警察 2.51、検察 2.44）、「面接実施前の子どもの特性（言語化能力や発達上の特徴など）や適切なコミュニケーションについての検討」（児相 2.47、警察 2.62、検察 2.54）、の 3 点がいずれの機関においても、特に重要だと考えられていることが明らかとなった。

一方で、課題としては、面接が一度で終了せず、複数回に亘ったケースが4ケースに1件あることがわかった。面接が、複数回に亘った理由としては、「捜査に必要な事実を追加聴取する必要性が生じた」が46.3%、「事実の性質（被害が複数回や多岐にわたるなど）」が、35.2%、「子どもの特性（年齢、言語能力や知的レベルなど）」が27.8%であった。

これらからは、捜査を念頭においた聴取の色合いの濃い状況が見て取れる。

山田（2019）は、協同面接は、順調に普及し、定着されつつある一方、原則である1回制は、必ずしも守られているわけではないことを指摘している。

また、面接官を務めた機関ごとの実施件数は、検察が361件と最も多く、次いで児童相談所が167件、警察が105件であった。この状況について山田（2019）は、「子どもの発達の専門家でもない検察官に、証拠としての質の高い面接や信用度の高い供述を得る技能があるのだろうか」と、疑問を呈している。この背景には、児童相談所の職員は、犯罪の構成要件を熟知していないため刑事訴訟におけるニーズを満たした司法面接を行うことに困難が生じやすいとされ、実際に、子どもが公判であらかじめ録画・録音しておいた面接の内容を覆す、あるいは、異なる供述をした場合、検察官による司法面接の結果だけが証拠として採用されるなどの理由から、多くの場合、面接者は、検察官となる現状がある。

他にも、「協同面接の運用や目的に関して、他機関と意見が異なることが多い」傾向があり、他職種との連携においての意見の違いや児童福祉と捜査機関の視点の違いが、協同面接をすすめるうえで課題となってあらわれた。岩城（2019）は、全国的に、「協同面接」が行われるようになったが、子どもの心理的負担の軽減と、刑事事件や家事事件に有用な証言を得るという二律背反の成果が得られているかの問いを投げかけているとした。

## 第4章 学校現場における児童虐待対応の実態

### 1 子ども虐待対応における学校の役割

#### 1) 「児童虐待防止法」に見る学校の役割

現在、学校現場を対象とした児童虐待の対応は、2000年に施行された、「児童虐待防止に関する法律」（以下、児童虐待防止法）を基本原則として推進されている。

児童虐待防止法の中で、学校現場の役割を明文化した内容としては、

①早期発見努力義務（第5条第1項）、②通告義務（第6条第1項）、③学校による通告後の支援（第5条第2項）、④児童および保護者に対する児童虐待防止の教育または、啓発義務（第5条第3項）、⑤継続的な安全確認（第8条第1項・第2項）、⑥教職員に対する一般的な研修（第4条第1項）および専門的な研修（第4条第2項・3項）、⑦児童虐待を受けた子ども等の学業の遅れに対する支援、進学、就職の際の支援（第13条2項）がある。つまり、児童虐待に明文化されている学校の役割は、「早期発見」、「通告義務」、「通告後の支援」、「児童および保護者に対する虐待防止の教育・啓発」、「継続的な安全確認」、「教職員に対する研修」、「児童の学習支援および進学・就職支援」であると言える。

また、「通告義務」に関しては、2004年の法令改正において、児童虐待かどうかの確信がなくとも、疑いのあった（児童虐待を受けたと思われた）時点で、速やかに通告する旨が明記（第6条第1項）され、虐待の判定は、学校現場ではなく、児童相談所などの関係機関が行うことがあらためて強調された。通告義務の速やかな履行を求めている児童福祉法の規定（第25条：要保護児童発見者の通告義務）と併せると、学校などの児童の福祉に関わりのある専門職には、児童虐待の通告義務の履行が強く求められている。

これら児童虐待防止法の法定化により、子ども虐待に対する社会的認知は高まり児童相談所の相談対応件数は、増加した（西野 2018）。

#### 2) 子ども虐待が発見されやすい学校

近年、児童虐待事件を報道するニュースは日常化され、耳をふさぎたくなるような凄惨な事件が後を絶たない。2018年度に、児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、15万9,838件で一日におよそ438件の相談が全国の児童相談所に寄せられていることになる。また、2018年度の被虐待児の年齢構成を見ると、就学前が7万3,392件（45.9%）、小学生が5万3,797件（33.7%）、中学生が2万1,847件（13.7%）、高校生が1万802件（6.8%）となっており、義務教育課程の学校保健の対象となる小、中学生でおよそ半数（47.4%）を占めていることになる。このことから、日常的に子どもにかかわる学校の教職員は、児童虐待をいち早く発見しやすい立場にあると言え、子供が毎日通う義務教育の9年間は、子どもの虐待を早期に発見できる機関であると言える。

実際に、横島ら（2007）の調査では、小、中学校の教諭の46.3%が、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見したとされ、北口ら（2016）は、小、中学校の教諭の62.3%、養護教諭の73.8%が児童虐待への対応を経験しており、学校が児童虐待のセフティネットとして機能している現状が見て取れる。また、医療や福祉など、虐待対応を担う他の機関と異なる学校の特徴としては、保護者との距離が近いことがあげられるであろう。具体的には、教員と保護者と連携を図るための手段として子供を介して日々交換される連絡帳や、近年はSNSを使った連絡網で学校の情報がタイムリー保護者に行き渡るシステムを備える学校も増えてきており、保護者との双方向の情報共有を可能としている。

さらに、虐待問題が発生した際に学校は、家族と直接、連絡を取り合うことが可能で教育活動の一環として家庭訪問ができる機能を有していることから学校は、児童虐待対応システムとしての要となるばかりでなく、社会全体においても虐待予防、発見、対応システムの重要な拠点の役割を果たすと言える。

これらの状況を背景に、文部科学省は、2007年に、『養護教諭のための児童虐待対応の手引き』を、2009年に、『児童虐待防止と学校』（CD-ROM）<sup>32)</sup>を全国の教育委員会などの教育行政機関や学校に配布し、教育現場における虐待対応の指針を示した。

また、2010年には、『児童虐待防止に向けた学校等による適切な対応の徹底について』を、各学校に通知し、学校における児童虐待の早期発見や通告、児童相談所などの関係機関との連携の強化を図ることを明記し、教職員の虐待対応への取り組みを推進した。

さらに、2019年に発生した千葉県野田市の小4女児虐待死事件を受け、文部科学省は、『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』を全国の学校に緊急に通知し、観察から通告までの流れや通告後の対応、子どもや保護者との関わり方、児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関する新たなルールの周知徹底を図った。これらから学校は、改めて虐待の予防や防止、虐待事案緊急時対応において中心的な役割を担うという位置づけが確立されたことになり、児童虐待問題は、学校現場において最重要課題のひとつであると言える。

## 2 わが国の学校現場における児童虐待対応の取り組みの変遷

### 1) 児童虐待の現状と国や行政の取り組み

学校現場の児童虐待の対応の実態を明らかにするために、学校現場における虐待の取り組みの変遷を、第1次ピークから第3次ピークの時系列に分けて検討する。

#### (1) 第1次ピークにおける国と行政の取り組み

2003年11月、大阪府岸和田市で起きた中学生虐待事件（以下、岸和田事件）では、学校と児童相談所との連携の不備や不登校と児童虐待との関連について議論され、この事件が学校現場の虐待対応の意識の改革を促す大きな契機となった（奥野2004；小林2004）。

この岸和田事件を契機に、それまで極めて少なかった教育領域の虐待に関する特集や論説が多く見られるようになった。折しも、2000年の、「児童虐待防止法」が施行されて間もない時期での事件であったため、本来なら学校の教職員は、早期発見に努めるはずであり、通告を受けた児童相談所は、速やかに子どもの安全を確保し、保護を行うはずであるにもかかわらず、対応はなされないまま重大事態に至ったことで、岸和田事件は、社会に強いインパクトを与えた（川崎 2006）。

また、虐待に気づいていた近隣や生徒の声が地域の虐待防止ネットワークがなかったために、うまく届かなかったという問題も明らかになり、加えて不登校問題が先決して虐待が見過ごされていたことなどから、虐待の認識が不十分であったとし、以後、メディアの虐待報道の増加に繋がった（加藤 2004）。この事件が影響し、2004年度の近隣、知人からの通告は、前年度に比べて実数で約4倍の増加を示した。奥野（2004）は、児童虐待が、学校教育領域で大きく問題視されるようになったのは、岸和田事件からであるとし、小林（2004）も、岸和田事件が起きた2004年を、『教育の虐待元年』として、2度と同じことを繰り返さない決意で教育界が虐待に取り組み始める契機になったと述べた。

このように、岸和田事件が、わが国の教育行政で虐待対策の推進に多大な影響を及ぼしたと言えるが、国の取り組みとしては、岸和田事件を受け文部科学省は、2004年1月に学校が緊急かつ徹底して取り組む課題として、『児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について』を全国に通知し、虐待の早期発見や対応、不登校児童生徒の状況把握、疑いの段階での通告と関係機関の連携、組織的取り組みの推進について喚起した。この後、児童虐待の早期発見のポイントや発見後の対応についての論説が多く見られるようになった。また、この時期に連続して30日以上学校を欠席している児童生徒の状況把握調査が全国の公立の小、中学校で一斉に行われ2004年3月現在、面会ができない児童生徒数は、2割を占めていたことが明らかとなった（保坂ら 2011）。坂本（2004）は、中学校で重い虐待が発覚するとしたら不登校対応が大きなチャンスであると述べ、不登校事案の背後にある虐待の早期介入の必要性を示した。2004年、岸和田事件の教訓が盛り込まれた、「児童虐待防止法」が改正された。これらの動きから2003年から2004年を学校現場が児童虐待の存在を認識し、国が取り組みに向けて動き出した、第1次ピークと位置づけた。

## **(2) 第2次ピークにおける国と行政の取り組み**

文部科学省では、2004年の児童虐待防止法の改正を受け、全国の教育委員会に対して学校現場を対象とした、『学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について』（2006）、『児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について』（2010）を通知した。『学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について』では、岸和田事件のような重大な児童虐待事件が後を絶えず、医療的ケアが必要とする困難な事例の増加について言及し、虐待の連鎖の引き継ぎの危険性や、少年院在院者の約7割

に被虐待体験が認められ、虐待が人格形成に大きな影響を及ぼすことが明記されるなど、児童虐待の影響の大きさについて明記された。

また、厚生労働省科学研究が2002年に行った、「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」（玉井2004）（以下、14年度調査）と、2005年度に行われた、「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方の調査」（才村2007）（以下、17年度調査）の結果を報告し、教職員の虐待の遭遇率の高さに触れ、虐待を受けた子どもは、どの学校にもどのクラスにも存在しうる可能性があり、児童虐待はもはや特殊な課題ではなく教職員は、危機感を持って対応することの必要性を強調した。

また、14年度調査と17年度調査では、学校現場が、性的虐待の疑いの段階で通告を躊躇している様子が示され、確証があれば通告する、確証がなければ通告をしないという構えが学校現場で根強く存在し、子どもに深刻な虐待事象が見受けられないと通告に踏み切れない現状があることが示唆された。一方で、通告に至らない理由としては、学校が伝統的に教育的指導の観点から、限界まで自力対応の路を探らなければならないとする責任の大きさによる所が大きいなどの学校ならではの理由があり、確証や重篤な虐待が見当たらない段階から、子どもを虐待から守る意識を培うために制度の周知に向けた一層の取り組みや虐待防止法の趣旨の周知の必要性が示された。

さらに、2007年、文部科学省は、『養護教諭のための児童虐待対応の手引き』を、全国の学校に配布し、養護教諭の役割として全校の子どもを入学から経年時に成長や発達を見ることが可能で、健康診断や救急処置において子どもの健康状態や外傷の有無、ネグレクト状態の観察ができ、不自然な外傷から身体的虐待を発見しやすい立場であることを強調し、養護教諭が学校現場の中でも児童虐待対応の要となる責任を明記した。

以上のように、2006年から2010年までは、2003年の岸和田事件や2004年の、「児童虐待防止法」の改正を受け、国の指針が次々と発出され、虐待対応に関する学校現場の責任の喚起と虐待対応の具体的な取り組みが促された時期であると言える。すなわち、学校現場に対する自治体の取り組みの加速化と専門職による学術的見分の蓄積などこの時期は、児童虐待の取り組みの第2次ピークと位置づけられた。

### **(3) 第3次ピークにおける国と行政の取り組み**

2015年から2020年までは、なお減らぬ児童虐待事件に国が危機感を抱き、様々な実効性のある施策を学校現場に発出した時期であると言える。文部科学省は、2017年8月、『文部科学省における児童虐待への対応について』を通知し、学校に向けた児童虐待対応について通知の総覧を示し、あらためて関係機関との連携と子どもの早期の支援の必要性を強調した。そんな中、2018年に目黒女児虐待事件が起きた。この事件では、児童相談所の情報提供の不備が指摘され、国は、緊急総合対策として、『関係機関（警察、学校、病院等）間の連携強化』を通知し、情報共有の重要性が議論された。

しかし2019年、千葉県野田市で起きた小4女児虐待事件では、行政教育機関の危機意識についての問題が浮上し、文部科学省は、2019年2月、『児童虐待防止対策に係る学校等及び、その設置者と市町村、児童相談所との連携の強化について』を発出し、要保護児童等の通告元や、情報元に関する情報の取り扱い、保護者からの要求への対応、定期的な情報共有の徹底、学校等からの通告・相談における連携、保護者への告知の方法などが示され関係機関の連携強化を中心とした早期の取り組みが喚起された。

さらに、2019年5月には、『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』を通知し、千葉県野田市の事件についても触れ、教員委員会と児童相談所の連携に課題があったことを認め、連携に関する新たなルールを喚起、徹底する旨を促した。主な内容としては、①保護者から情報元に関する開示を求められた場合は、保護者に情報元を伝えず、児童相談所等を連携しながら対応する、②保護者から、威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合は、警察等と情報共有し連携する、③要保護児童が、7日以上欠席した場合は、速やかに市町村や児童相談所に情報提供をするなど、学校が行うべき内容が、具体的に示された。以上の流れから、2015年から2020年までは、凄惨な虐待事件を受け、国が情報提供や情報共有、保護者への対応、警察や学校との連携の必要性を再度、学校現場へ周知を求めた時期であると言える。

### 3 学校現場における児童虐待対応の実態

#### 1) 学校現場での児童虐待対応に関する調査研究

学校現場での児童虐待の対応の実態を把握するにあたり先行調査研究を概観し対応の現状と課題を把握していく。

4 - 表1は、検討の対象とする学校現場の児童虐待の対応に関する先行調査研究である。

4 - 表1 学校現場における児童虐待の対応に関する先行調査研究

年	研究者	題目
2003	小林朋子,小池若菜	教職員の子どもの虐待に関する知識と対応について -学校とスクールカウンセラーに求める援助内容を中心として-
2004	荒木田美香子,井田真理子 永井道子,青柳美樹	小・中学校の虐待事例発見の特徴と連携の現状
2006	玉井邦夫	学校現場および教育行政における虐待対応の実態と課題
2007	横島三和子,岡田雅樹	教育現場における児童虐待に対する意識調査 -兵庫県内小中学校教職員へのアンケートにもとづいて-
2007	岩崎清,子安裕佳里,伊藤則博	児童虐待問題に対する教員の意識と対応の実態
2007	田中陽子,長友真実,藤田由美子 横山裕	児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究(3) -中学校教師の児童虐待判断指標と教師のストレスの関係-
2008	西原尚之,原田直樹 山口のり子,張世哲	子ども虐待防止にむけた保育所,学校等の役割と課題
2009	音美千子,谷本千恵	養護教諭の児童虐待に対する意識と経験 -児童虐待の早期発見・介入に向けて-
2010	総務省	「児童虐待防止等に関する意識等調査」結果報告書
2013	青柳千春,佐光恵子,岩井法子 丸山幸恵,中村千景,豊島幸子	小学校における養護教諭の児童虐待対応の現状と課題 -G県の公立小学校の養護教諭を体操として-
2016	北口和美,岡本正子	「子ども虐待防止の実践力」を育成する養護教諭養成教育の検討 -養護教諭と教諭の子ども虐待対応の比較を通して-
2017	青柳千春,阿久澤智恵子 笠巻純一,鹿間久美子,佐光恵子	児童虐待対応における学校と関係機関との連携の現状と課題 -児童相談所及び市区町村の担当職員への質問紙調査から-



4 - 表 1 にあげた 2003 年から 2017 年に、主に学校現場を対象に調査を行った 12 論文を概観し、学校現場における児童虐待の実態を検討する。

## 2) 教職員の児童虐待の対応の現状

### (1) 児童虐待の関与（遭遇）経験

小林ら（2003）の小中学校に勤務する 78 名の教職員を対象とした調査では、被虐待児に、「直接かかわったことがある」が 18%（14 名）であるとし、「かかわっていなかったが、学校にいた」が 28%（22 名）で、直接および間接的にかかわった教師は、46%（小学校 15 名、中学校 21 名）であるとした。玉井（2006）は、全国の公立、私立の幼稚園、公立小、中学校 1,803 名の教職員を対象に平成 14 年 4 月から平成 17 年 7 月までに虐待事例に遭遇した経験が、「ある」と答えた教諭は幼稚園で 20.5%、小学校で 35.2%、中学校で 27.6%であるとした。

また、岩崎ら（2007）の教職員 153 名を対象とした調査では、虐待を受けた子どもが在籍する学校に勤務した経験が、「ある」と答えた教諭は 41.8%で、約 3 人に 1 人以上が勤務経験のなかで関わっているとした。また、田中ら（2007）の教職員（管理職と養護教諭を除いた）399 名を対象とした調査の被虐待児（虐待を受けている、あるいは虐待が疑われた）の担任経験について、「ある」が 38%、「ない」が 62%とし、先の岩崎らの調査と同じく約 4 割が担任として関わったことがあるとしている。

さらに、西原ら（2008）の、A 市の保育園、幼稚園、小、中学校 533 名を対象とした調査では、「虐待が疑われるケースに関わったことがあるか」の質問に対し 34.9%が、「ある」と答え、62.7%が、「ない」とし、約 3 人に 1 人が虐待が疑われるケースに関わったことがあるとした。校種別では、小学校が 41.0%、中学校が 28.4%で小学校の対応ケースが多い。

また、横島ら（2007）の H 県内の小、中学校の教職員 419 名を対象とした調査では、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した経験を、「もつ」は 46.3%としたうえで教職員歴は、虐待問題の遭遇経験と直接的には関係ないことに触れ教職員を長くやっていれば、遭遇するという単純な事例ではなく経験年数が少なくとも遭遇するという例外的な事例があるとした。

さらに、青柳ら（2013）の、G 県内の公立小学校の教職員 146 名を対象とした調査において、児童虐待を疑ったまたは気づいた経験が、「あり」は、39.0%、「なし」が 58.2%として約 4 割が児童虐待を疑ったまたは気づいた経験があるとした。また、北口ら（2016）は、0 府内の公立小、中、高等学校の一般教諭 684 名のうち、62.3%に教員生活における児童虐待の対応経験が、「ある」答え、一般教諭の 6 割以上が児童虐待に対応しているとした。

一方で、養護教諭を対象とした調査では、荒木田ら（2004）らは、B 県内の公立小、中学校の養護教諭 584 名のうち 48.6%が、過去 5 年の間に児童虐待または、児童虐待と疑われるケースへの対応を経験しているとし校種別では、小学校が 48.2%、中学校が 49.5%でほぼ、同等であるとした。また、音ら（2009）は、S 県内の小学校に勤務する養護教諭 172 名を対象とした調査で、児童虐待に関わった経験は、「あり」が 53.5%、「なし」は 43.0%として、関わった経験がある養護教諭は、5 割以上を占めていた。さらに、児童虐待を疑った経験のある養護教諭は、69.1%で、全体の約 7 割という高い割合を示した。また、虐待を疑った経験の、「あり」と答えた養護教諭は、教育・研修受講経験のある人がそうでない人に比べて有意に高く、勤務する小学校の児童数や看護師経験、子育て経験とは関連がなかったとした。

北口ら（2016）は、0 府内の公立小、中、高等学校の養護教諭 286 名の 73.8%に教員生活における児童虐待の対応経験が、「ある」答えたことから、養護教諭の 7 割以上が児童虐待に対応しているとし、校種別では、小学校で 79.3%、中学校で 79.6%の養護教諭の対応経験が多く高校の教諭（18.5%）は対応経験が少ないとした。

4 - 表 2 に、これまで先行研究で示された関与（遭遇）経験をまとめたものを示す。

4 - 表 2 先行研究による関与（遭遇）経験の一覧

	全体(%)	幼稚園(%)	小学校(%)	中学校(%)	対象人数(人)	備考
小林ら(2003)	18		7.7	10.3	78	被虐待児に直接関わったことがある経験
玉井(2006)		20.5	35.2	27.6	1803	H14.4~H17.7までの間に虐待事例に遭遇した経験
岩崎ら(2007)	41.8				153	虐待を受けた子どもが在籍する学校に勤務した経験
田中ら(2007)	38				399	被虐待児(虐待を受けている、あるいは虐待を疑われた)担任経験
西原ら(2008)	34.9		41	28.4	533	虐待が疑われたケースに関わったことがあるか
横島ら(2007)	46.3				419	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した経験
青柳ら(2013)	39				146	児童虐待を疑った、または気づいた経験
北口ら(2016)	62.3				684	教員生活における児童虐待の対応経験
荒木田ら(2004)	48.6		48.2	49.5	584	養護教諭を対象 過去5年間で児童虐待または児童虐待と疑われるケースの対応経験
音ら(2009)	53.5				172	養護教諭を対象 児童虐待に関わった経験
音ら(2009)	69.1				172	養護教諭を対象 児童虐待を疑った経験
北口ら(2016)	73.8		79.3	79.6	286	養護教諭を対象 教員生活における対応経験

## (2) 児童虐待対応ケースの虐待種別

教職員が関わった児童虐待の虐待種別については、玉井（2006）は、幼稚園における心理的虐待の比率（14.7%）が小中学校（7.7%）に比べて高いこと、公立幼稚園におけるネグレクトの比率（54.1%）が高いこと、中学校における性的虐待の比率（8.6%）が高いことが特徴的だとした。青柳ら（2013）は、養護教諭が児童虐待と気づいた虐待の種類は、身体的虐待が 70.2%、ネグレクトが 64.9%、心理的虐待が 19.3%、性的虐待が 1.8%であったとし、北口ら（2016）は、虐待対応における虐待種別の教員全体では、ネグレクトが 52.2%、身体的虐待が 47.3%、心理的虐待が 21.1%、性的虐待が 14.0%の順

で多く養護教諭の場合は、身体的虐待が 57.3%、一般教諭では、ネグレクトが 50.3%で最も多く対応していたとして先の青柳らの調査と同様に、養護教諭の身体的虐待の対応ケースの割合の高さと、養護教諭を含めた一般教諭のネグレクトの対応ケースの割合の高さに言及した。

### (3) 児童虐待の早期発見の可能性に対する意識

横島ら（2007）は、学校および教職員は、虐待を受けていると思われる子どもの早期発見は、可能だと思うかの質問に対し 56.8%が、「非常に思う・思う」と答えているが一方で、「どちらともいえない」、「思わない」、「全く思わない」が 42.5%と必ずしも学校は、虐待を早期に発見できるとは、限らないとした。

また、横島ら（2007）は、虐待を疑った経験を持つ者の方が、早期発見の可能性が、「ある」と答えている割合が高い（59.3%）ことが明らかとなったとした。校種別では、小学校の教員が 65.3%、中学校の教員の 35.6%が早期発見が可能だと答え、小学校の方が虐待されている可能性のある児童を早期に発見できると感じている一方で、中学校の教職員の方が、早期に発見することにあまり自信がないと感じているにも関わらず、(2)の、「児童虐待の関与（遭遇）経験」で示したように中学校での発見件数は多いことから、中学校では、子ども側からの働きかけにより、気づかされる場合が多いと考えられ、小学校では、他者に働きかける力が中学生ほど身につけていないと分析した。

さらに、音ら（2009）は、約 8 割（84.9%）が、学校は、「早期発見する役割がある」と答える一方で、介入の役割が、「ある」は、56.8%にとどまっているとした。

また、青柳ら（2013）の養護教諭を対象とした調査でも、児童虐待を早期発見する役割認識は、「あると思う」が 93.8%で、早期発見の役割認識が非常に高いが、一方で、児童虐待に対する介入の役割の認識は、「あると思う」が 63%であるとして介入の役割意識は、早期発見の役割意識より低い状態を示した。

### (4) 児童虐待の発見義務法令の周知度

横島ら（2007）は、虐待の早期発見義務については、教職員の 77.1%が、認知しているが 17.9%が認知しておらず、早期発見が教職員において重要な役割であることを認識していない教職員が 2 割弱存在するとした。また、虐待事例に遭遇した経験がある教職員の方が、早期発見義務の認知度が高く、役割意識が高いとした。岩崎ら（2007）は、早期発見義務を、「知っている」が 65.4%、「聞いたことがある」が 27.5%、「知らない」が 7.2%で早期発見義務まで理解している教職員が 7 割に満たないとした。また、西原ら（2008）の調査では、小、中学校で約 8 割（83.2%）が早期発見義務を知っていたとした。

このように、法令の周知度については、調査範囲により差異は見られるが、概ね 6 割～8 割の教職員が早期発見義務の法令についての認識がなされている状況がうかがえた。

## (5) 児童虐待の通告義務法令の周知度

玉井（2006）は、通告義務を、「知っていた」は、小学校で66.3%、中学校で60.3%で、「知らなかった」は、小学校で30.6%、中学校で36.4%とし、およそ6割以上が通告義務を周知していたとした。横島ら（2007）は、通告義務を、「熟知している」、「知っている」と答えた者が84.0%であったとし、2）（4）で示した、早期発見義務の認知度の77.1%より、高いとした。しかしながら、虐待を疑った経験を持つ者が、「熟知している」の割合の、18.6%に対し、虐待を疑った経験を持たない者の、「熟知している」割合は、5.7%と少なく、実際に、虐待の疑いを持った経験がなければ、法令周知についての問題意識が向上することはないと分析した。また、岩崎ら（2007）も、通告義務を、「知っている」が66.0%、「聞いたことがある」が26.8%、「知らない」が6.5%と、玉井の調査と同様に6割以上が通告義務を周知している様子を示している。

さらに、西原ら（2008）は、通告の義務は78.2%が、「知っていた」とし、通告は文書のみでなく面談や電話でも可能なことを、「知っていた」が71.7%であったとして通告方法の詳細を高い割合で周知をしていたとしている。さらに、北口ら（2016）は養護教諭の96.9%、教諭の96.3%とほぼ全員が通告義務を認識しているとした。

## (6) 確証を得る必要のないことへの意識と認識

学校現場が児童虐待の発見と通告という重要な役割を担うことの理解の浸透は図られつつある。しかしながら虐待の確証を得ようとして通告が遅れるなどの、弊害が生じている場合も少なくない。確証を得ようとする現状については、以下の通りである。

玉井（2006）は、関係機関への通告をした経験が、「あり」と答えた者の割合が、75.4%としたうえで、通告の時点で虐待の確証があったとする回答は、53.2%とし、半数以上が通告の際に虐待の確証を得ようとしている様子を明らかにした。

また、児童虐待防止法では確証がなくとも疑いの段階で通告するように求めているがそのことを、「知っていた」は、小学校で61.5%、中学校、57.3%で、「知らなかった」は、小学校で35.5%、中学校39.5%とし、4割近くの教職員が確証がなくとも通告をする義務があることを周知していなかった。

才村ら（2007）の、全国の小、中学校の教職員を対象とした調査では、虐待を発見したときに通告するかとの質問では、「場合によっては通告する」が、小学校が51.8%、中学校が49.1%で、「どのような場合に通告するか」では、「虐待の確証があるとき」が、小学校が73.7%、中学校が71.5%とした。岩崎ら（2007）は、通告をためらう理由として、「もっと事実関係を把握したい」が72.9%、「虐待判断に自信がない」が40.0%だったとし、通告までの期間は、小学校で2日以内が22.2%と対応の遅れを指摘した。西原（2008）は、通告は、確証がなくとも疑いの段階でできることは67.4%が知っていたが通告をする際は、「虐待の確証がある場合」が87.3%、「重篤な虐待が認められる場合」が87.0%で

あるとした。

さらに、総務省（2010）の調査では、教職員が、児童相談所や市町村児童虐待対応担当課に相談や情報提供する際に、「抵抗がない」は、71.7%で、「抵抗がある」、「どちらかといえば抵抗がある」が15.1%だったとして、抵抗を感じる理由は、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」と答えた者が73.4%、「学校は、保護者との関係が悪化することに恐れている傾向にあるから」と答えた者が57.7%であったとした。

青柳ら（2013）は、虐待を疑った、または気づいたときの校外機関への相談または、通告は、7割近く（68.4%）が行っていたとして残りの約3割（31.6%）は、虐待を疑ったあるいは、気づいたが、校外機関の相談または、通告をしなかったと答えており、理由のひとつとして、判断に確証が持てず、相談または、通告後のことを不安に思っていることをあげ、具体的には、「本人からの訴えがはっきりしない」、「確証がなかった」、「勇気がでない」、「保護者のことを思うとできない」などとした。また、相談または、通告後のことを不安に思っている内容として、「本人からの訴えがはっきりしない」、「確証がなかった」、「勇気がでない」、「保護者のことを思うとできない」などをあげた。

#### **(7) 通告への懸念**

学校現場では、虐待の確証が得なければ、通告を控える傾向にあることが示された。学校現場が通告を控える他の理由も報告されている。

北口ら（2016）は、通告の経験のあるのは、養護教諭が70.7%で一般教諭が65.5%としたうえで、通告の際の懸念材料として養護教諭は、「子どもへの悪影響がでること」、「通告後の見通し」をあげ、一般教諭は、「保護者との人間関係の悪化」、「子どもへの悪影響がでること」、「児童相談所との連携不安」をあげたとし、児童相談所との連携不安については、通告後、児童相談所の対応がどのように進行するかについて養護教諭の39.5%、教諭の55.1%が、「知らない・あまり知らない」と答えているとした。

また、児童相談所が対応した後、ケースの8～9割が、在宅支援になっていることを養護教諭の55.6%、教諭の55.8%が、「知らない」と答えているとした。従って、児童相談所のしくみや対応の理解の不足が、児童相談所との連携不安へ繋がっていることが考えられた。

#### **(8) 児童虐待の発見の契機**

荒木田ら（2004）は、発見のきっかけは、中学では、「本人からの相談」が68.2%で小学校では、「担任から」が58.3%で高率あるとして校種別では、小学校は、「身体の傷から」が55.8%、中学校では、「保健室への頻回な来室」が39.7%で多いとしている。

また、岩崎ら（2007）は、「身体的様子」や、「子どもからの言動」で疑うことが多いと

し、青柳ら（2013）は、虐待を疑った、または気づいた理由が、最も多かったのは、「担任等、職員の情報から」で次いで、「児童本人の言動から」で次に、「衣服が季節に合っていないなかったり不潔だから」、「身体が不潔であったり臭かったりしたから」、「不自然な外傷で保健室に来室したため」の順であったとした。

### **(9) 対応の困難性**

学校現場で児童虐待を対応するケースの数が増えるほど、対応の困難性に直面することも多い。横島ら（2007）は、対応に関する困難点として、「家庭内に踏み込めない」が26.7%、「保護者への働きかけ」が16.9%、「実態把握」が16.9%とした。また、田中ら（2007）は、教師として家庭に踏み込む迷いとして、「とてもよく迷う」、「ときどき迷う」と合わせて92%として約9割の教師が、家庭へ介入することの困難さを感じているとした。西原ら（2008）は、苦慮していることとして、「虐待している保護者への対応」が88.9%、「虐待かどうかの見極めが難しいこと」が84.6%、「虐待を受けている子どもへの対応」が82.6%、「自分たちが動くことで家庭に帰ってから、子どもにより一層の被害が及ぶのではないかという懸念」が77.5%、「プライバシーの保護」が71.9%、「精神的なストレスにさらされること」が65.1%、「法制度の内容が十分にわからないこと」が63.4%とした。音ら（2009）は、困難性として、「保護者との関り方」が最も多く、「虐待と判断することの難しさ」が続いたとした。北口ら（2016）は、対応の際の困難性として、「通告に関すること」、「校内連携」、「保護者との関係」、「学級経営」をあげ、職種別では、養護教諭は、「通告に関すること」、「校内連携」に困難感を抱いており、教諭は、「保護者との関係」、「学級経営」に、困難感を抱いていることが多いとした。

### **(10) 校内外連携の現状と課題**

児童虐待対応に校内外を含めた連携はかかせない。青柳ら（2017）は、児童相談所職員および、市区町村職員102名を対象とした調査で、学校と連携した経験が、「ある」が98.1%で、小学校が100%、中学校が89.2%という高い割合を示した。また、連携した事例の虐待の種類については、ネグレクトが92.2%（94名）、身体的虐待が87.3%（89名）、心理的虐待が78.4%（80名）であるのに対し、性的虐待は41.2%（42名）であるとした。連携の内容としては、相互の相談、支援内容や役割分担についての協議が多く、「学校と合同で行われる研修会や情報交換会等に参加し、互いの支援方法や評価方法を学んだり関係づくりを行う」とした連携は、3割に満たなかったとして、学校と児相が、接触する研修会や情報交換会の機会が少ない状況を示した。さらに、児童相談所職員にうつる学校との連携の困難感については、「学校は、校外の連携する関係機関や専門職に対しての知識や理解が不足している」が85.3%、「教員によって子どもの受け入れに対する認識が違う」が73.5%、「学校は保護者との関係が悪化することを恐れ、連携に対して

消極的である」が、73.5%であったとし、市区町村職員にとっての学校との連携の困難性については、「教員によって子どもの受け入れに対する認識が違う」が70.1%、「学校は校内で対応すべき問題なのではないかと事例を抱え込んでいる」が58.2%、「学校は校外の連携する関係機関や専門職に対しての知識や理解が不足している」が55.2%とした。

また、学校側と連携した際の苦慮したことについては、学校側の問題として、「連携に対する学校側の戸惑い」、「連携に対する学校の積極性の欠如」、「学校間の虐待対応能力や意識の相違」で、児童虐待対応における教師の知識や役割認識が十分であるとは言えないとした。

一方で、児童相談所職員、市区町村職員、学校の双方の共通する問題として、「複雑な事例の増加」、「連携体制の不備」、「支援方針や役割についての相互の認識不足」、「マンパワーの不足」があげられた。校内組織については、青柳ら（2013）が、児童虐待に関する校内組織が、「ある」学校は、21.2%、「ない」学校は78.1%で学校医や学校歯科医、スクールカウンセラーが校内組織のメンバーになっている学校はなかったとし、必ずしも、校内体制が整っているとは言い難いとした。また、虐待を疑ったあるいは気づいたときの校外機関への相談または通告は68.4%が行っており、相談先は、児童相談所が61.5%、市町村担当部署が46.2%、市町村教育委員会が46.2%で31.6%は、虐待を疑ったあるいは、気づいたが校外機関の相談または、通告をしなかったとした。

田中ら（2007）は、虐待に関する校内組織について、「全く整っていない」、「あまり整っていない」が60%で、約6割で未整備な所があるとした。岩崎ら（2007）は、関係機関との連携メリットとして、「対応力が高まる」が70.4%、「具体的な対応策が得られる」が64.5%、「情報共有による一貫対応」が60.5%とし、デメリットとしては、「価値観の相違により合意形成がされにくい」が56.2%、「プライバシーの保護が脅かされる」が19.7%、「多忙さが増す」が16.8%であったとしている。プライバシーの保護に関しては、2003年の個人情報保護に関する法律が施行されたことを受け、個人情報の取り扱いに慎重になっていることや、学校が持つ価値観と児童相談所、福祉事務所等の価値観に食い違いがあると多くの教員が考えていることをあげた。

さらに、総務省（2010）は、教職員が校外連携をした場合、児童相談所や市町村児童虐待対応担当課の対応を、「不十分だと感じた・どちらかといえば不十分だと感じた」が32.3%でその理由として、「保護者への関わりに際しての協力や支援が不十分であると感じる場合がある」が52.2%、「通告後の見守りを学校に任せっきりにされたと感じる場合がある」が42.7%、「一時保護が必要だと思われる事例について対応が遅いと感じる場合がある」が39.4%であったとした。

## (11) 研修の必要性への認識

荒木田ら（2004）は、学外での虐待に関する受講経験は61.2%で約4割が、研修を受けていないとし、校内研修経験は、9.9%にとどまっているとして研修の不備を指摘している。田中ら（2007）は、虐待に関する研修への参加について、「全く参加をしたことがない」が4割弱（39%）であったとし、中学校では、過半数の者が、「全く参加をしたことがなかった」とした。また、小学校では、研修参加の割合は高く、参加回数で過半数を占めたのが、参加回数が1～2回で子どもの年齢が低いうちの虐待の発見が求められているためかもしれないとした一方で、中学校でも、虐待に関する取り組みを考えなければならないとした。

さらに、青柳ら（2013）は、教育委員会が主催の研修会・講演会または、それ以外の研修会・講演会に参加したことが、「ある」と答えた教職員は、78.1%で、「ない」と答えたのは、20.5%としており、8割近くが研修に参加しているとした。また、今後、教職員がどのような研修を希望するかでは、西原ら（2008）は、「虐待対応に関する基本的な知識（法律や基本的な対応）」が74.9%、「対応が難しい保護者への面接方法」が70.0%、「一般的な子どもや保護者への面接方法」が49.3%、「事例研究」が44.8%、「虐待のリスクアセスメント」が42.8%であるとした。総務省（2010）は、何に重点を置いた研修が必要かの問いで、「関係機関との連携や協力を促進するための内容を充実させる」が41.4%、「親への対処方法が習得できるような内容を充実させる」が37.4%とし、学外研修を積んでいるものは、虐待の認知率が高く親へのサポートに配慮していると分析した。

## (12) その他

学校現場における児童虐待の対応の実態として述べた、(1)～(11)以外にも、先行研究では様々な調査結果があげられている。

学校教育行政に望むものとして玉井（2006）は、「相談できる専門機関の整備」、「研修の充実」、「専門家の配置や派遣、被虐待児童救済のためのサポートチーム作り」、「児童虐待に対応する教員の加配」をあげ、また、西原ら（2008）は、「児童虐待に対する専門職等（SSW）の配置」、「カウンセラー等の専門家の配置や派遣」、「児童虐待に対する教員の加配」、「児童虐待についての研修の充実」をあげた。西原ら（2008）は、2005年4月から児童相談所、福祉事務所に加えて市町村が通告先に追加されたことを、「知っていた」は、38.3%であったとしたうえで、「知っていた」の校種別の割合は、保育所が53.1%だったのに対し、中学校は20.6%と少なく、保育所の法制度に対する知識の高さを示した。また、要保護児童対策地域協議会の存在を、「知っていた」のは24%と4人に1人程度しかなかったとして中学校の認知の低さを指摘した。

さらに、児童福祉法の認知度については、田中ら（2007）は、「よく知っている」、「だいたい知っている」合わせて33%であったとし、約3割に満たない現状を示した。



児童虐待への関心については、音ら（2009）は、「非常に関心あり」は52.3%、「少し関心あり」は、47.1%とほぼ全員が関心を持っていたとした。また、関わりの意識については、「積極的に関わっていききたい」が68.0%で、7割近くの教職員が、児童虐待問題に関わっていくことに肯定的な意識を示したとした。青柳ら（2013）の養護教諭を対象とした調査では、児童虐待についての関心が、「非常にある」は、32.2%、「どちらかといえばある」が、66.4%とし、約9割を超える養護教諭が、児童虐待への高い関心を持つとした。また、総務省（2010）は、児童虐待が増えてきていると感じている教職員が86.9%で、実感する理由は、「保護者の養育能力の低下」が90.7%であるとした。また、文部科学省が取り組んでいる、「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」および、「教職員用研修教材（児童虐待防止と学校CD-ROM）の作成・配布の取り組みについては、「知っており、今後も活用する」が、手引きが51.5%教材が、50.3%で知らないが、手引きが42.9%教材が、41.0%として両教材とも、約4割に認識されていない様子が見られた。また、虐待の発見の際の連携先については、69%が、「よく知っている」、「だいたい知っている」と答え、子どもへの対応に直結するためか約7割が、知っていたとした。さらに、校内で虐待に関して話し合う機会について、「全くない」、「あまりない」が、65%であるとしたうえで、これについては、日頃の活動に忙殺されているためか、話し合う場を設定しなければ、話題にならないのかもしれないとした。

### 3) 教職員の初期対応を含めた連携の現状

2) (10) では、通告を始めとする校内外連携の困難性が課題としてあげられた。

青柳ら（2013）は、虐待を疑った、あるいは気づいたときの校外機関への相談または、通告は7割に達していないとし、校内および個人の抱え込みにより、発見や通告の遅れを招く可能性があるとしていることから、初期対応を含めた連携の困難性を招く要因を検討することは、子どもを性的虐待から守るために必要であると考えた。

仲（2017）は、児童相談所職員、警察官、検察官などの186名を対象とした多職種連携を阻む要因についての調査において連携を阻む要因として制度（法律と制度、機関の方針など）、違い（目標、方法、考え方、立ち位置などの違い）、知識や理解（理解不足、気づき不足、知識不足）、実質的な実施に関わる問題（時間、場所、人員など）をあげ、複合的な要素が多職種連携を阻む要因として考えられることを示唆している。

ここでは、学校と児童相談所などの関係機関との連携が滞る要因として考えられる内容を、以下の6つに分けて検討することにする。

#### (1) 学校の伝統的な文化

学校と児童相談所をはじめとする福祉領域などの外部機関との連携が滞る要因として、学校の伝統的文化からの視点としては、次のような内容が考えられた。

岩崎ら（2007）は、教職員は、限界まで自力対応の道を探らなければならないという根強い姿勢があり、この姿勢は、伝統的に学校に担わされてきた責任の大きさによるところも多く一概に責められないとした。

また、岡本ら（2017）は、学校現場の連携は、簡単ではないとしたうえで、現実原則が優先される学校現場において教師の毅然とした態度が求められ、虐待にともなう不登校、問題行動、友人関係の葛藤などは、「指導が必要なケース」となり、連携をすることは、教員自身の指導力のなさを露呈することに繋がる可能性があることに言及し、支援より指導を優先せざるを得ない学校の体質をあげている。そのうえで、他の職員や、他職種の専門家と協働できる力を育むこと、協働的な学校雰囲気醸成が連携する際の鍵であると結論づけた。これらからは、教職員が抱えている虐待などの案件を外部に投げかけることは、教職員の能力不足と受け取られかねない懸念があるのではないかと考える。

一方で、玉井（2007）は、この状況を、地域資源としての学校の立場や組織的な性格が生み出す構造的な問題として捉え、機関間の連携にあたって配慮すべき点であるとして学校側が、多機関との連携が成し遂げられるように力を育むことよりも学校が持つ構造的な問題として対処していく必要性を述べている。

## （2）教職員の意識

職員の意識としては、井上（2015）は、教員の苦手なことに、「頼む」、「断る」があり、その理由として、「自分でやる方が早いし確実」という考えが由来しているとし、教員は、「できない」と言えない人が多く日々、子どもたちに、頑張ることの大切さを教えていることから、「がんばれないのがダメだ」と思い、自分に対しても、「できないなんてありえない」、「できなくてはいけない」と感じている人が多いとした。関川（2014）は、連携、協働の阻害要因として教職員の、「プライド」をあげ、自分がやってきたものがあるから、他の人から口出しされたくない、自分の思いや考えが十分にまとまりきらないうちには、相談したくない、周りの人に忙しい様子や余裕がない様子は、見せたくないといった思いがあり、助けを求める行動を抑制する要因になるとした。玉井（2007）は、教職を目指すような人は、おしなべて人と接することが好きであり、教えたり感謝されることに大きな喜びを感じる傾向が強い。ところが虐待ケースとの遭遇は、やり取りの楽しさとか伝える喜びといったものから、ほど遠い経験を教員に与えるとしている。そして子どもとの間に一定の信頼関係が築けたとしても、それで問題が解決するわけではなく、子どもの訴えを通じて、その子が生きざるをえない人間関係の歪や悲痛な被虐待体験を共有しなければならなくなり、虐待ケースに対応している教員は、虐待を受けているのであり、仕事に使命感を感じ、「子どもが好き」という思いを、自らの原動力にする所の大きい教員ほど受けるダメージは大きいとした。

さらに、学校というシステムや教職という職業は、基本的に性善説に立脚しており、「思いはいつか通じる」、「流した汗はいつか報われる」という考えが、教員を支えているが虐待という子どもの存在基盤そのものを脅かすような、空極的な親子関係の歪に直面すると、この支えが、根底から揺さぶられるような葛藤に襲われるとした。そのうえで教職員のメンタルケアを、学校が子ども虐待の問題に対応していくうえで最重要課題の一つとしてあげた。さらに、虐待対応では、自分が子どもの救済者であるという思いにとらわれ過ぎたあまり、あたかも周囲の人間が、自分の努力を理解しない無能者であるかのようになり、感じてしまい自分ひとりでも戦い続けるという独善的なヒロイズムに陥ってしまう状態の、「セイバースファンタジー」という心理機制が問題視されることに触れ、教員は、「セイバースファンタジー」に、陥る危険性を多分にもった職業であることを十分に認識する必要があるとした。戸田（2013）は、虐待対応は、頑張っても自分の努力が実を結ばない、これほど人間の気力を奪うものはないとし、自分は頑張ったのに事態は好転しない、「見守り」以外に、何をしたらよいかわからないもどかしさの中で疲弊し、事例が持ち上がった際は、通告へしても、どうしようもないのではないかとためらいが生じ、連携が滞る理由を分析した。

### **(3) 教育と福祉の管轄の相違**

学校と児童相談所をはじめとする福祉領域の管轄の違いが連携を阻む要因のひとつとして作用していることが考えられた。

奥村（2016）が、関係機関との連携の重要性を述べたうえで、福祉と教育という管轄や専門性の相違など多くの要因を検討する必要性を述べているように、管轄の違いから生じる意識の相違を検討することは重要である。岩崎ら（2007）は、教職員 153 名を対象とした調査で、学校の持つ価値観と児童相談所や福祉事務所などの価値観に食い違いがあると、多くの教員は考えているとした。そして連携のデメリットとして、「価値観の相違により、合意形成がされにくい」と答えた教職員が、半数以上（56.2%）であったとし、双方の価値観に食い違いがあることを指摘した。細貝（2019）は、H市児童相談所と、H市内の児童虐待対応に関わりがある機関（社会福祉課・警察・医療機関・児童精神科・児童福祉施設・小、中学校）などでのアンケート調査において（N=864）、連携を阻害する要因として、領域ごとの立場や管轄の違いによる価値観、アプローチの違い、緊急度・重要度・必要性の認識の違いをあげた。尚、細貝が行った調査機関に、H市内の小、中学校 149 校が含まれているが、連携を阻む要因については、「児相の判断と学校が考えることのズレをうまく埋められない」、「合意形成がされにくい」、「生徒の今後を考え、学校が考えることと、児童が考えることに差がある」、「お互いの職務の範疇での仕事になるため、こちらが願っている内容で動いてもらえない」、「組織対応が不透明」、「学校との情報共有と、学校のニーズに応じた対応・助言の充実が図られると良い」、「学校が親に指導するこ

とで、その後の関係性を損なうことを配慮して、もう少し保護者などに強く指導してほしい」、「同じ方向に向けて対応できていない、目的が異なる」などがあげられた。

そのうえで、「定期的な情報交換の場があると良い」という意見が示された。戸田（2013）は、行政上、福祉と教育は、管轄が別であり何も無いときには、お互い顔を合わせる機会は少なく、また、教員免許取得にあたって社会福祉について一般的な知識以上の専門性が要求されるわけでもないことから、双方ともに子どもの健やかな成長を願いながらも、お互いの求めるものに祖語や誤解が生じるとしている。このように、連携先との様々な相違が、連携に迷いを生じさせ場合によっては、連携を回避するという選択を取らざるを得ない状況を生み出していることが考えられた。

#### **(4) 学校教育と児童福祉のアプローチの相違**

学校教育と児童福祉では、基本的スタンスに大きな違いがあるとしているのは、保坂（2019）である。保坂は、学校教育は、ゼロからプラスへの方向であるのに対して児童福祉は、マイナスからゼロへの方向であるとして学校教育は、今までできなかった状態からできる状態へと支援していく一方で、児童福祉は、経済的に困窮する家庭を何らかの制度を使ってプラスの状態へと支援していくとして、スタンスの違いに言及した。

また、学校教育は、日々の教育実践を通して集団に対して働きかける形が基本であるのに対して、児童福祉は、間隔をあけた訪問を通じて、個人（あるいは家庭）への働きかけが基本となるとして、体系的なアプローチの違いを指摘した。山野（2018）は、同じ子どもを見ているのに見ている視点が違うため、見え方が違うという論を展開した。具体的には、児童福祉は、厚生労働省施策が中心となり保育、子育て支援、社会的養護の課題として、子どもの問題に対して施設展開がなされてきており、子どもの家庭福祉では、対象となる子どもの年齢による対応の違いはなく、要保護状態の子どもかどうかという観点で、動いてきたのに対し、学校教育は、子ども達の生活背景による対応の違いはなく一律に教育を受ける子どもという観点があり、学校は、子どもに平等であることを重視し子どもが、どんな出自であろうと敢えて子どもにより差をつけない対応をしてきており、福祉が子どもの年齢にさほど関心を示さないように、学校の教師側は、子どもの家庭が経済的に苦しい状況にあるかどうか、関心をもたない傾向にあるとした。

そして、これら福祉と教育の視点の違いは、重要なことであるがさほど互いに確認してきたわけではないとして連携を阻む溝が、埋まりにくい様子を示した。

#### **(5) 学校の組織的構造によるもの**

柏女（2001）は、学校が抱える課題として、「閉鎖的な学校組織」をあげ、子どもは担任のものといった閉鎖的な、「学級王国」という意識があり、虐待を疑ったとしても、よそのクラスの子どものことに、口出しはできないと語る教師は多いとした。「学級王国」

については、井上（2015）も、学校という機関は、管理職を除いては横並びという特殊な指揮命令系統があり特に、小学校では、いわゆる、「学級王国」神話（他の学級には干渉しない文化）のもとに、たがいに干渉せず、孤立しやすい現状がある」として、教員は、気持ちを自由に感じて語るということに、遠慮があるとして連携にまでに結びつかない様子を示している。山野（2016;2018）は、学校という場の特殊性として、関係機関と連携する仕組みを構築できない理由に、「教育行政」、「日本の特徴的な教師像」、「学校文化や学校組織」、「教員免許のカリキュラムの問題」の4点をあげ、なかでも、「日本の特徴的な教師像」については、鍋蓋型学校組織をあげた。具体的には、学校は、一般企業や福祉機関のように決裁権を持つラインがあり、個人責任ではなくラインで責任をもって動くピラミッド組織になっておらず担任、主任、主幹、副校長や教頭、校長などのように報告があがるライン組織になっていないとしたうえで複数の者が確認やサポートできる体制ではなく、各担任と校長、教頭という管理職のみで対応となることが多い傾向にあるとして、これらの、「鍋ぶた組織」が、大きな方向転換や変革が困難な要素を生み出し、他専門家とのチームの組みにくさを示しているとした。そして、きちんとした指揮系統のラインがない中では、教師ひとりで無防備にさらされ、組織として守られないという論を展開している。すなわち根本的な価値の議論、組織変革の必要性を指摘した。

また、加治佐（2016）も、「学級王国」や、「鍋蓋組織」について学校組織の閉鎖性について、従来の学校は、同じ職務の教員が、同等の地位で集団を形成し、そのフラット集団の上に管理職の校長と教頭が位置する鍋蓋型構造の組織であり、ひとりの教員や同学年の教員団が、他教員や他学年教員団と協力することなく、仕事を閉鎖的に行う学級王国や学年王国が形成されて抱え込みを強化させやすい状態にあるとした。さらに、学級・学年担任制に伴う、閉じられた学級経営（小川 2018）が個人の、抱え込みを生む土壌となって、しいては、通告の遅れに繋がるものと考えられた。

従って、明確な指揮系統のラインがないとされる学校は、管理職の視点や、イニシアティブの取り方によっては、援助の方向性が左右され（山野 2018）、教師ひとりが、無防備にさらされやすく、組織として守られない事情があると考えられた。

このように、学校独特の文化が長い歴史のなかで作られ、時代のニーズを考慮しても変容しがたい組織構造が、連携を難しくさせている要因のひとつになると考えられた。

## **(6) 教員の多忙**

近年、教員の多忙が話題にのぼっている。

OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）（2018）によると、日本の中学校教員の一週間の勤務時間は、OECD 加盟国 48 ヶ国の平均の 38.3 時間に対し 56.0 時間で最長で、部活などの課外活動指導は、中学校で 7.5 時間（平均 1.9 時間）、一般的事務業務は、小学校で 5.2 時間、中学校で 5.6 時間（平均 2.7 時間）など、授業以外に費やす時間が、特段と高い傾

向にあった。実際に、事務的な業務が多すぎることをストレスにあげた教員が、小学校で 61.9%、中学校で、52.5%あり、加盟国平均の 46.1%を大きく上回った。勤務時間が増加している理由として、若年教員の増加、総授業時数の増加、中学校における部活動時間数の増加が影響しているとされた。

さらに、「職能開発の日程が、自分のスケジュールを合わない」割合の、加盟国 48ヶ国の平均が、52.5%なのに対し、日本の小学校で、84.3%、中学校で、87.0%と高く、これからは、多忙のため、自己研鑽のための研修などに参加ができない状況が示された。

さらに、小・中学校教諭、1万9,638人を対象とした、「教員勤務実態調査（平成28年度）」（文部科学省2018）では、教職員の平日の学校内勤務の平均は、小学校11時間15分（前回2006年度調査10時間32分）で、中学校は、11時間32分（前回2006年度調査11時間）であり、正規の勤務時間の、7時間45分との隔たりは大きく、月80時間超が目安とされる、「過労死ライン」を上回る残業時間は、小学校で、33.5%、中学校で、57.7%という高い割合であった。

また、特に30歳以下の若い教員の勤務時間が、小学校で11時間49分、中学校で12時間8分と高い傾向が見られた。加えて教諭の勤務時間に影響を及ぼす属性としては、「年齢が若い」、「担任学級児童生徒数が多い」、「6歳未満の子供がいない」、「教務主任」、「学年主任」、「校務分掌数が多い」、「男性」、「通勤時間が短い」で勤務時間が長い傾向にあった。具体的な勤務時間については、前回調査（2006年）と比較して、一日当たり小学校で平日43分、土日で49分、中学校で平日32分、土日で1時間49分増加していた。業務内容別では、小学校では、授業（27分）、学年・学級経営（9分）が増加しており中学校では、授業（15分）、授業準備（15分）、成績処理（13分）、学年・学級経営（10分）が増加していた。

また、「年齢が若い」については、2006年の前回調査に比べて、30歳以下の割合が、小学校の教諭で、15.2%から25.7%に増え、中学校の教諭で12.6%から24.2%に増えた。

教員の若年化については、OECD国際教員指導環境調査（TALIS）（2018）でも、30歳未満の教員の割合が、小学校は、22.4%、中学校は、21.0%で、加盟国平均の11.5%に比べて高い割合を示している。広田（2020）は、教員の多忙さについて、1980年代の教育改革による変化が大きいとして、「画一的な詰込み教育」から、「個性重視の教育」への転換が打ち出され教員は、一人ひとりの児童や生徒と丁寧に向き合っ、知識を使いこなすすべを伝える授業が求められた。そうした、「教育の高度化が推し進められたのに、それに見合う教員数が確保されず、慢性的にすべての教員が、善意で残業しなければ、学校が回らない仕組みになってしまった」としたうえで、その結果、もたらされたのが教員の質の低下であり、政府は、外部人材の活用などで負担軽減を図ろうとしたが、もはや小手先の改革では、効果がなく教員の倍増を目標にするぐらいの手当てが必要だと指摘した。

#### 4) 確証を得ようとする意識や行動から生じる通告の困難

##### (1) 通告を「控える」学校の背景

第4章2)(6)において、学校現場の教職員が、虐待の確証を得るまで通告を控える傾向にあることがわかった。野田(2004)が、連携の基本は、法と制度を十分に知り、それを活かすことから始めるとしているように、通告義務があることの法令の周知と、それらを学ぶ研修や教育の必要性は、連携のうえで、確認しなければならない内容である。

文部科学省が発出した、『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』(2020)では、虐待の有無を判断するのは、児童相談所等であることを踏まえ、保護者との関係悪化の懸念よりも、子どもの安全を最優先とすることが明記され、保護者を懸念し過ぎるあまり、子どもの安全確保が疎かになり重大な事態に至ってしまった事例があることに触れている。

一方で、教職員に、法令の周知が行き届いているにも関わらず、通告に関して法律とは別に、個人の基準で判断してしまう傾向があり(西原ら2008)、教職員が、確証を得ようと努力する理由も、連携を含めた初期対応では考慮、検討されなければならない点であると言える。それは、第4章でも示したように、約7割の教職員が、確証を得るまでは、通告を控える割合の高さからも、その背景要因を探ることは、支援の検討にかかせないと言える。第4章でも述べてきたが、学校現場の確証を得るまでに通告を控える背景には、教職員が親や家庭との関係性重視を優先する構えと、親などの虐待者からの分離など子どもを守ることを優先する構えとの判断がつかず通告義務を履行することの難しさがあると言える。

小林(2004)は、この状態を、通告することの躊躇は、援助関係にある者が、援助関係にある親に、虐待の疑いが生じたとき、確証がない中で、「そんなはずはない」、と思いがちであり、たとえ疑っても、「大丈夫だろう」と思い、親との関係を大切にすることを優先して、実行しがたいとし、中でも親に継続的関係を持つ立場にある教育現場において、多い躊躇であるとした。つまり、確証がなくても虐待の疑いが生じた時点で迅速に通告をしなければならない通告義務を認識していながらも、保護者との関係性が悪化することを回避して、通告を控えるという保護者との信頼関係が前提に成り立っている学校現場の営みを見る、二律背反は、教職員側に強い葛藤をもたらすものと考えられる。

加えて、学校現場において非日常的な行為である通告や一時保護を行うには、通告後、必ず子どもが救われ親も救うことに繋がり、親と子どもの将来が今よりは、好転するという、「確信」が不可欠であり、その、「確信」を持つことができれば、通告は、増えるものと思われる。しかしながら、児童相談所では、通告のあった子ども虐待の、95%以上がその後も、家庭での生活が継続している(藤田2020)現実からは、通告や一時保護の後に、在宅措置がされるケースが、圧倒的に多い頑丈は、子どもの復学など、教職員側と親や家庭との関係が通告前の状態に戻ることが大半であり、そこでは再度、親との信頼関係を構築していかななくてはならないという課題が存在する。

さらに、公立小、中学校の場合は、その後も、同胞が通学することになるケースも多く、通告後も学校が子どもと親との身近な援助者になり続ける立場にあり、通告が親との関係を切断しないケースマネジメントが、非常に重要な意味を持つと考えられる。つまり、通告前の生活に戻る状態を見通したうえでの支援が日常的な関りを基盤とした学校では求められる。この点は、福祉や司法、医療の関りで求められる要素との違いであると言える。小林（2004）は、この状態を学校の本来の業務は、親からの求めに応じて子どもに関わることが日常であり、親の意に反して法的義務を強行することは、業務に馴染みにくいとしたうえで、親との関係を重視して通告により親との関係を悪化させることを躊躇すること自体は、間違っていないとしたうえで、虐待の援助は、親との関係がなくしては成り立たないとしている。従って、国の制度の発展が不可欠であるとして、通告が親の逮捕や子どもの分離に直結すると考えると、教職員の躊躇も大きくなり、通告後、子どもが在宅のままで事態が変わらなければ、通告を戸惑うこともありうるとした。

従って、学校現場が通告を躊躇する背景を認識したうえで、通告者の懸念を減らす策をとることが求められる。

## **(2) 学校現場における通告の意味とは**

野田（2004）は、「通告」の意味について通告は、処分を求める告発とは違い、連携を始めるための情報の伝達であるとして通告をためらうことは、法律違反であり、学校が、虐待情報を管理する中心になってはいけな」と警鐘を鳴らし、あらためて、通告の意味を正しく理解することの必要性を述べている。

一方で、小林（2004）は、「福祉の原点に戻った場合、親を地域社会であらためて孤立させることは、たとえ目に見える再発を防止できても、親子関係の質の改善にはならず、子どもの精神的長期予後は、かえって危惧される。通告は、子どもを守るための第一段階にすぎず、それが子どもや親の治療を阻害する結果を招くようでは、本末転倒である。児童相談所と学校現場が協働して通告と、その後の援助を両立させる方法を作り上げることが急がれる」とし、通告が事態の好転を目的とした連携のスタートである認識を理解したうえで、学校と児童相談所が協働でその目的を遂行する方策を編み出すことの必要性を述べている。

また、山本（2013）も、通告は、チームアプローチの開始であり、毎原（2019）は、在宅のままで事態が変わらない場合の通告の躊躇に理解を示したうえで、「通告とは、加害者の告発ではなく、家庭という外から見えない空間で行われ、気づかれないうちに徐々に進行する、「家族機能不全」の病である児童虐待に対して通告とは、家庭を地域に開いて支援を開始するという治療の第一歩である」として、通告を虐待が生じる家庭を、地域に開くことで救いに繋げる治療の第一歩と捉える概念を示している。



従って、わが国の学校現場において通告の意味を今一度共有し、正しく理解することが求められる。具体的には、通告は、事態の好転を目指して子どもや家庭を守るための連携や支援の開始のきっかけであるという本質を、教職員が共有しておくことが重要である。そうすると通告は、司法面接の呼称を領域ごとに変えることが推奨されているように、学校現場における、「通告」の呼称も改められるべきなのかもしれない。

#### 4 考察

##### 1) 諸問題の陰に隠れた子ども虐待問題

近年、学校現場で生じる子どもの問題は、多岐に渡る。不登校やいじめ、貧困、発達障害における多動性や子どもの衝動性から派生する学級経営の困難、最近ではスマホ依存、ゲーム障害などの問題も取り沙汰され、教職員がそれらの問題の対応で時間が割けられる状況が生じている。不登校については、平成 30 年度現在、7 年連続の増加を示しており中学生の 27 人にひとりが不登校で、そのうちの約 6 割が年間 90 日以上欠席の長期化をたどっている（2019 文部科学省）。

また、近年では、発達障害、ADHD（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder：注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害；DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引き 2014）は、ネット依存のリスク要因であり、多くの研究で一貫して ADHD とネット依存の併存率の高さが報告されている（館農 2020）。

ネット依存については、中学生の約 12%、高校生の約 16%がネット依存であるとされ（竹内 2000）、また、子ども達の間でやり取りが行われている LINE では、「3 分ルール」が存在し、3 分以内に返信をしなければ、無視をしたと見なされて仲間外れにされる、「掟」がある（諸富 2020）という。

このように、学校現場が抱える問題は多岐に渡り、児童虐待は形となって表れてから初めて対応に乗り出す問題という位置づけにあると言える。秋山（2007）は、この現状を非行、校内暴力、家庭内暴力、不登校、いじめなどの他の目立つ問題が絡む場合には、その話題性の陰に、児童虐待などの児童養護問題が隠れてしまうというマスキング現象が認められているとし、また、増沢ら（2008）は、不登校やいじめなどの諸問題は、原因の多くが学校や教育制度に求められたことにより、家庭に目を向ける機会が奪われ、子どもの虐待や不適切な養育に対する学校の関心を遅らせ、子ども虐待の潜在化を生んだとしている。

また、西野（2018）は、不登校やいじめは、その背景にある虐待および虐待的養育環境、社会経済的な影響に目を向けることなく、子ども自身の問題や学校・教師のあり方の問題として捉えられ、教職員も家族の問題として立ち入らない傾向が強まり、学童期の子ども虐待は、学校や教職員から、距離を置かれることになったとしている。

すなわち、子ども虐待は、学校が直接介入する必要性が迫られるいじめや不登校の問題の陰に隠れた家庭の問題として、学校の目が向きにくい問題であると言えよう。

## 2) 関与（遭遇）経験と研修および教材活用の関連性

学校現場の児童虐待の関与（遭遇）経験については、養護教諭の関与経験が一般教諭よりも高い傾向にあることが示された。調査対象や調査人数、設問手法により差異はあるものの、岩崎ら（2007）、田中ら（2007）、西原（2008）、横島ら（2007）らの調査では、それぞれ、41.8%、38%、34.9%、46.3%の一般教諭が、児童虐待に関与しており、約3人に1人が児童虐待問題に関与したことになる。

また、養護教諭においては、荒木田ら（2004）、音ら（2009）、北口ら（2016）の調査において、それぞれ、48.6%、53.5%、73.8%の児童虐待の関与経験があり、一般教諭よりも高い割合で児童虐待の関与経験があることが把握できた。以上の結果から、児童虐待は、すでに子どもが在籍する学校現場において特殊な問題ではないと言える。

さらに、児童虐待についての教育や研修の参加経験のある教職員が、ない教職員よりも、関与経験が高いことも明らかとなり、教育や研修の機会を設けることにより、児童虐待に対する気づきの視点や対応の仕方が体得されるものと考えられ、児童虐待に対する教育や研修の重要性が示唆された。

しかしながら、児童虐待の研修の受講率については、約6割（61.2%）という知見が示され（荒木田ら 2004）、校内研修においては、約1割（9.9%）の実施に満たないことから（荒木田ら 2004）、教職員は、児童虐待に関しての研修や教育に参加する機会が少ないと言える。

一方で、学校現場でも、教育行政に望むものとして、研修の充実を求める声が多くあげられているが、現実的には、教員の多忙などから研修に参加することが適わない状況にあると言える。

OECD 国際教員指導環境調査（2018）によると、わが国の小、中学校の教員の8割から9割が研修の日程が自分のスケジュールに合わないとしている現状からも見て取れる。

また、教職員の児童福祉領域に関する周辺知識として要保護児童対策地域協議会の存在を知っていた者は、わずか24%と4人に1人に過ぎず（西原ら 2008）、「児童福祉法」については、33%と3人に1人しか認知されていない（西原ら 2008）現状が把握できた。これらの結果からも、教職員は、児童虐待についての研修や教育の機会が得られておらず、児童虐待および周辺知識の習得がなされていない現状が見て取れる。

さらに、国から学校現場に配布された児童虐待についての教材、『養護教諭のための児童虐待対応の手引き』の認知度については、51.5%（総務省 2010）で、『児童虐待防止と学校（CD-ROM）』については、50.3%（総務省 2010）で、両教材に対する教職員の認知度は、約半数に過ぎず、学校現場で教材の活用が十分されているとは言えない現状がある。

一方で、福祉現場に目を向けてみると、児童相談所などの福祉領域を対象に 2011 年に作成された、「児童相談所における性的虐待対応のガイドライン 2011 年度版」の、児童相談所の使用率はおよそ 8 割で多くの児童相談所がガイドラインを参照していることが把握できた。

さらに、4 割の児童相談所は、ガイドラインに従った対応体制である（2013 全児相）「全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例（平 23 年度）報告書」とされ、実際にガイドラインが虐待対応に活用されていることが理解できた。福祉領域におけるガイドラインの効果としては、2007 年度は、42%にとどまっていた性的虐待の通告事例における被害事実の確認率は、ガイドラインが作成された時点の 2011 年度では、93%に達しておりガイドラインの効果が図られている。

従って、教材の活用は、対応の促進に一定の効果があると言え、学校現場で教材が活用されにくい要因を検討する必要があるであろう。

### 3) 教職員の早期発見の意識

児童虐待の、早期発見に対する意識としては、横島ら（2007）は、早期発見は可能だと思う割合が 56.8%としており、一方で、42.5%が否定的な回答をしていることから、必ずしも学校は、児童虐待を早期発見できるとは限らないという意識を保持していた。

一方で、虐待を疑った経験を持つ教職員の方が、早期発見の可能性を見出している割合が 6 割（59.3%）近くあったことから実際に、何らかの状態に虐待に関与した者の早期発見の可能性の意識が高まる傾向にあることが理解できた。音ら（2009）は、教職員の約 8 割（84.9%）は、早期発見の役割があると考え、青柳ら（2013）の養護教諭を対象とした調査でも早期発見の役割意識がある者が約 9 割（93.8%）と高い割合を示した。

北口ら（2016）は、学校現場の担任の早期発見について入学・新学期の開始時の保護者とのやり取り、家庭訪問、体育や水泳指導、長期休業時の生活状況、学級や学年、部活動、登下校の状況など様々な学校生活の流れの中で虐待を受けている子どもが示す言動や兆候について理解し、早期発見につなげていく力を持つ必要があるとしている。

例えば、身体に現れる兆候としては、外傷、体格、衛生状態で思考と行動に現れる兆候としては、感情のコントロール不全、挑発的・残虐な言動、自己評価の低下、対人関係の不安定さなどで、これらを発見の視点を持つことが、教職員に求められるとした。

さらに、養護教諭は、様々な保健活動を通して発育・発達の状況（科学的な評価）や不衛生な状態から生じる皮膚疾患や頭皮、耳垢等の手入れ、疾病に関する受診状況、歯科検診による齲歯の状況、健康診断の受診状況など養護教諭ならではの専門職としての視点を持つ必要性について言及した。加えて、学校は、学級担任や養護教諭の他にも部活動の顧問や放課後児童クラブの支援員、また、PTA 活動などで子どもの様子を観察することができる保護者や地域住民など虐待を発見できる場所や人、時間などの資源が備わっている。

総じて児童虐待の発見には、教職員個人の気づきの視点がいかに磨かれているかが大きく作用し、一定年齢の地域子ども達に対して網羅的に目配りができるという特性を持つ学校は、児童虐待の早期発見を担う重要な役割機関であると言える。

従って、学校は、虐待システムの一役を積極的に担う必要性が求められている。しかしながら、冒頭で述べたように学校には、多くの課題が山積している。音ら（2009）は、早期発見の役割意識が高い一方で、介入の役割意識は56.8%にとどまり、青柳ら（2013）も介入への役割意識は、63%にとどまっているとしていることから、学校現場では、早期発見の役割意識はあっても、実際の介入に自信が持てない状態であることが理解できた。

#### 4) 「児童虐待防止法」の周知度に見る教職員の意識

「児童虐待の発見義務」（第5条第1項）の法令の周知度、については、横島ら（2007）、岩崎ら（2007）、西原ら（2008）がそれぞれ、77.1%、65.4%、82.3%が認識があるとして、「通告義務」（第6条第1項）については、玉井（2006）、横島ら（2007）、岩崎ら（2007）、西原ら（2008）が、それぞれ、63.3%、84.0%、66.0%、78.2%に認識があるとした。

また、養護教諭については、北口ら（2016）は、96.9%が通告義務を認識していたとした。このことから、概ね高い割合で法令についての認識は保持していたが調査によっては、2つの法令とも6割前後の内容も見られた。横島ら（2007）は、法令周知が行き渡らない理由のひとつとして、虐待は、家庭内で起こる問題として捉えられ、学校には、直接関係ないという認識があることから実際に、虐待が存在してから支援への意識が向き始めるとした。

また、奥村（2016）は、学校現場や教育行政の中には、児童虐待は家庭の問題であるとして学校（教職員）が関与することへの懐疑的な見方や、そうした問題を取り扱うのは福祉領域であり、学校は無関係であるという姿勢も少なくないのが現状であるとした。

すなわち、児童虐待は、家庭内で生じる行為という意味合いが強く不登校やいじめなどの学校内で生じる問題とは区別されることから、児童虐待問題は、学校には直接関係ないという意識が少なからず働くことが、法令の周知に至らない要因のひとつと考えられた。

#### 5) 初期対応の際に生じる教職員の葛藤

児童虐待の初期対応において、玉井（2006）は、通告をする際に虐待の確証があったとする者が53.2%であるし、才村（2007）は、7割以上の割合で虐待の確証を求める傾向が強いことが見て取れた。さらに、岩崎ら（2007）は、通告をためらう理由として、「もっと事実を把握したい」が、72.9%とし、西原ら（2008）は、通告は、確証がなくとも、疑いの段階でできることは、67.4%が知っていたが、通告をする際は、「虐待の確証があるとき」と答えた者が、87.3%であることから、学校現場では、通告に至るまでに虐待の確証

を得ようとする姿勢が強い状態が示された。

(4) で、通告義務の法令周知の割合は高いことを鑑みると通告は、確証がなくとも疑いの段階でできることを認識しつつも、確証を得ようとする意識が強く働くと言える。確証を得ようとする教職員の状態を、才村（2006）は、『なんとなくおかしいと思う』というレベルではなく、『こういう理由でおかしいと思う』という自分なりの〈確証＝根拠〉がなければ、通告するのは心情的に難しいのであろう」としたうえで、必要なのは、「確証がなくとも通告しなければならないことを周知すること」であり、それには、研修等の伝達と虐待を疑う十分な科学的根拠のある具体的なポイントのようなものを明示しながら、こういう場合は、虐待の恐れが強いので通告するべきであるというガイドライン化を図ることが必要だと述べている。

また、玉井（2007）は、「虐待防止法が教師に求めているのは、『疑ったらその時点で通告する』ことであり、『確証を得ることは教職員の責任ではない』と断言したうえで、学校現場が、確証を得ようと努力する要因として通告により家庭とのパイプや協力関係が壊れてしまい、かろうじて繋がっているパイプが切れることで、子どもが登校しなくなったり、家庭内における子どもの被害が増悪するのではないかという恐れがあるとし、教職員が確証を得ようとする理由としては、確証さえあれば家庭との関係悪化もやむをえないという心理的なアクセルがかかると分析した。

以上の状況から、教職員は、家庭との関係性の歪に対する抵抗感が根強く存在する様子がうかがわれ、このことは、家庭との関係性が日常的に営まれていることを前提とされる教職員だからこそ生じる葛藤であると言える。

このように、学校現場では、通告に至るまでに様々な思惑が働き、ともすれば、通告が遅れ勝ちになるという課題が浮き彫りとなった。従って、通告要件の周知の徹底が課題であり才村（2005）の言う、一時的な保護者との対立関係も援助のファクターとして最終的に保護者との援助関係を構築する力が求められる。

## 第5章 学校現場における性的虐待の実態

### 1 学校現場と性的虐待

#### 1) 国の指針から見える子どもの性的虐待の取り組み

##### (1) 『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン』に見る性的虐待の特徴

わが国では、2000年の、「児童虐待防止法」の成立、その後の2004年の法令改正の児童虐待における学校現場の役割についての明文化以降、学校を対象とした子ども虐待に関する調査がなされるようになった。2007年、文部科学省は、『養護教諭のための児童虐待対応の手引き』を全国の学校に配布し、養護教諭と関わりが深い性的虐待の早期発見の視点として、性的虐待が疑われた場合は、学校として積極的な情報の確認を行うより前に、児童相談所などの専門家の早期相談を前提とすることを明記した。

また、2011年に、厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」（研究代表者：柳澤正義、平成20・21・22年度報告書）の成果物として、性的虐待の詳細な対応が解説され、性的虐待対応の全国的な標準指針とされる、『児童相談所における性的虐待対応のガイドライン2011年度版』を作成した。

このガイドラインは、性的虐待に特化したものとしては、初めてであり、20章からなる内容で性的虐待の詳細な理解を促した。児童期性的虐待の対応については、このガイドラインに基づいた対応が推奨されている。ガイドラインの冒頭では、「このガイドラインは、性的虐待、子どもの家庭内性暴力被害への対応について児童相談所における通告受理からの初期対応の実務に資することを目指して作成された」と説明があるように、内容は、児童相談所向けのガイドラインであるため、初期対応面接など具体的な対応方法について実践的な内容となっている。

しかしながら、学校現場が最初に子どもから性的虐待を受けていることを打ち明けられた際の初期対応の留意点についても、大いに参考になる内容である。ガイドラインでは、第1章で、「性的虐待の特殊性の理解」として他の虐待と異なる特徴について、以下の7つの項目が記載されている。

- ①加害者が養育者に限定されず、子どもの生活圏内に多くの人物に加害者としての潜在的可能性がある。また、その動機が加害者の欲望の満足、被害者に対する搾取にあり性犯罪との連続性がある。
- ②子どもの被害の発見が困難であり、発見する件数よりはるかに多数の虐待が実態として潜在しているとみられる。性的虐待は、しばしば当事者だけが関与する事態で被害に遭った子どもの告白・証言による以外、他の人間が事実を知ること、発覚する可能性が低く、目撃や客観的証拠性が乏しい。

- ③子どもは、加害者からの心と体への支配・操作、進行する支配関係に取り込まれまた、繰り返されるトラウマ体験から、「自分はどうしてよいか分からない」状態に陥っていることが多くまた、「被害認識」よりは、「家族に隠れて悪事をなしている悪い子」との認識に陥っていることが多い。従って、些細な兆候の発見から関与・解明を即座に開始しなければ、虐待事態の確認およびその阻止が困難である。
- ④性的虐待は、被害者の親密性や愛着にかかわる安全感や自己評価、対人関係能力の根幹に深刻な損傷を与え、神経学的にも損傷を生じることが指摘されてきている。心身のダメージは、後の人生における各段階において繰り返し、心的外傷性のダメージを持続的に与え続ける。そのために被害者の成長・発達、対人関係、社会適応や人格成熟へのダメージが極めて深刻である。
- ⑤性的虐待は、長期にわたる隠ぺいと進行性の経過をとり加害者から被害者への口止めや脅し、マインド・コントロール、愛の表明や共犯関係としての教唆・強要、周囲の人間への被害告白が出たときの信用性を失わせるような情報工作等が見られ、他の虐待に比べて、犯罪的な加害認識と、加害 - 被害の支配関係の構築やマインド・コントロール、周辺への情報工作が頻繁に認められる。
- ⑥被害の事実確認においては、法的な立証性、客観性に配慮した事情聴取、身体診察、周辺調査が必要となる。ただし、刑事訴訟法上の立件要件を満たすことは難しく、子どもの安全を守るためには、刑事的対応によって加害容疑者を子どもの生活圏から排除する前に、児童福祉上の判断と介入が必要である。
- ⑦加害者は、しばしばその生涯に多数の被害者を生むか、生涯にわたって被害者を追跡する危険性が高い。加害者と被害者の関係性における問題は修復することが困難で、虐待行為を否認する場合はもとより、加害者が加害行為を認め反省を示したとしても、加害の再発・子どもの再被害の危険性は極めて高く加害者を含めた家族の再統合は極めて困難で、原則的には不可とすべきであると考えられる。

③の、被害児と加害者の支配関係については、性的虐待や性的被害に遭っている子どもは、他者に支配をコントロールされる侵害状況に置かれ、事実を周囲から隠蔽することを加害者と共有させられてきており、周囲に対する罪障感や無力感、事実が明らかになった際に起こることへの恐れも強いとしたうえで、これらの事態の背景には、「沈黙の共謀 (Butler, S. 1978)」と呼ばれる強い圧力構造がある」と説明している。

具体的には、①加害者が強いる沈黙、②被害者が守る沈黙、③社会が培養する沈黙であるとして、これらの沈黙が成立しているのは、個人や社会にタブーである性問題に関する意識的、無意識的、あるいは文化的、社会的な暗黙の規則や抑制、恐怖や嫌悪感を含む無言の圧力が存在しているからであると深く分析している。

そのうえで、対応する周囲の者は、これらの沈黙を破るための自覚的な努力の必要性が述べられ、これらに関連して組織通告の課題として社会が培養する沈黙の圧力と無関係ではあり得ないとして、この点をよく吟味して体制を確認することの必要性を述べている。

## (2) 『子ども虐待対応の手引き』に見る性的虐待の特徴

また、2013年に改正された、『子ども虐待対応の手引き』<sup>33)</sup>では、「性的虐待への対応について」が12ページに渡り明記され、児童相談所での聴き取り手法である初期被害調査面接や被害事実確認面接の導入手法や留意点などが図表とともに詳細に解説された。

また、性的虐待を受けた子どもの特徴のある語りについてや、性的虐待を語る際に子どもが抱える複雑な心情、二次被害を防ぐための話の聴き取り手法について、「誰にも話さないでほしい」と頼まれた際の具体的な対処方法など、学校現場が関係機関への通告までの初期対応の際に直面する難題の解決に向けての留意すべき内容が詳しく述べられている。

さらに、虐待の発生を予防するための、リスクアセスメントによる判断基準と判断方法が採用されており<sup>34)</sup>学校現場の性的虐待の発見の際に活用できる内容であり、学校現場においてガイドラインを指針とした対応が周知・実現されることが望まれる。

## (3) 厚生労働省研究班の分担研究に見る調査の概要

厚生労働者は、平成20年度(2008年)から平成22年度(2010年)かけて性的虐待についての大規模な調査を行った。厚生労働省科学研究、「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」(研究代表者：柳澤正義)で以下①～④の4つの分担研究がなされた。

- ①「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」(玉井邦夫)(以下、分担研究①)、
- ②「児童相談所における性的虐待ガイドライン策定に関する研究」(山本恒雄)(以下、分担研究②)、
- ③「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」(庄司順一)(以下、分担研究③)、
- ④「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究」(岡本正子)(以下、分担研究④)

以上の4つの領域で研究班を立ち上げ、子どもの性的虐待の対応についての詳細な検討がなされた。それぞれの研究の具体的な内容は、以下の通りである。



#### 分担研究①

##### 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究（玉井邦夫）

全国の国公立私立の幼・小・中・高・特別支援学校から無作為抽出した校・園の管理職を除く教員に対し、性的虐待への遭遇と対応の実態、回答者の性的虐待に関する知識・意識について質問紙調査を行った。その結果、性的虐待の対応に遭遇した教員の割合は0.9%と少数であった。さらに、学校における虐待対応のキーパーソンである養護教諭を対象に遭遇状況と学校での対応に当たっての困難感を調査した結果、事例に遭遇したとの回答は36.8%であった。これらの結果から、学校現場における性的虐待の発見が極めて困難で、対応上の課題もあり、養護教諭の関与が不可欠であることが明らかとなった。

#### 分担研究②

##### 児童相談所における性的虐待ガイドライン策定に関する研究（山本恒雄）

アンケート調査ならびに、先進的取り組みをする府県でのヒアリング調査などで把握した全国の児童相談所における性的虐待対応の実態を踏まえ、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2009 年度施行版」を作成した。また、モデルとなる 37 自治体（都道府県・政令指定都市）児童相談所職員など延べ 2,623 名に対して延べ 96 回の研修を実施、アンケート調査および現場での試行からフィードバックを受けてガイドライン最終版およびパンフレット類を策定した。

#### 分担研究③

##### 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究（庄司順一）

子どもから性的虐待・性暴力被害事実を客観的に聴取確認する技法の一つである米国の国立小児保健発育研究所（NICHD）ガイドライン日本版を開発し、わが国の児童福祉領域における標準的な被害確認面接として、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン」に組み込みモデルとなる児童相談所職員などに対し研修・トレーニングを実施した。

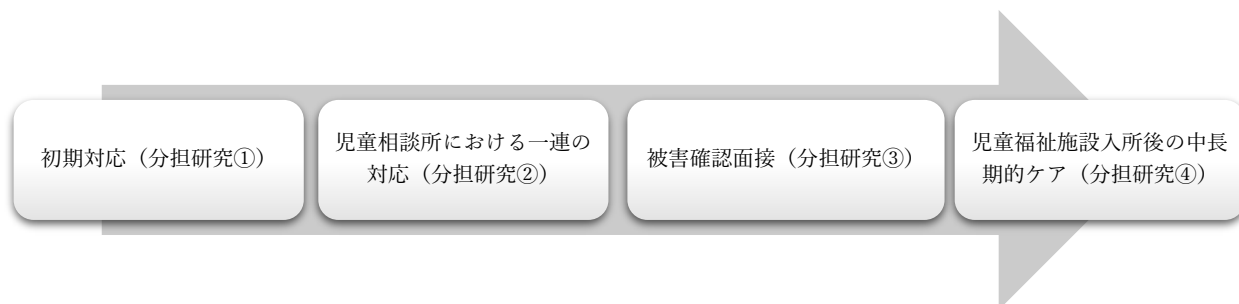
#### 分担研究④

##### 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究（岡本正子）

全国の児童養護施設と情緒障害児短期治療施設に入所している性的虐待あるいは、性暴力被害を受けた子ども達のケアの実態を踏まえて、基礎編と実践編からなる、「性的虐待を受けた子どものケア・ガイドライン（試案）」を作成し、全国の児童養護福祉施設に配布し、現場での評価を調査した。62%の施設から有用との評価を得ることができ、アンケート調査および聞き取り調査の結果を試案に反映させて、「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」を策定した。

このように、子どもへの性的虐待の対応の際の通告から児童相談所における一連の対応、その中で行われる被害確認面接、児童福祉施設に入所してからの中長期的ケアという流れに沿って、4つの研究をもとに、ガイドライン類の策定を目指した。

概要を5-図1に示す。



5 - 図1 分担研究の流れ 厚生労働省科学研究、

「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」(研究代表者:柳澤正義)

(出典:2008~2010 玉井,山本,庄司,岡本)

以上の研究の中で策定、提案されたガイドライン類は、全国的な標準となりうる実務的なものであり、行政機関を通して全国の児童相談所や児童福祉施設などを始めとする関係機関に広く普及・啓発されることにより、性的虐待に対する効果的な対応に資することができるよう期待された。

## 2) 学校現場を対象とした調査研究から見える性的虐待の実態

これまで述べてきたように、性的虐待の発見は、困難を極める。

山田(2009)の言葉を借りれば、性的虐待は、「見ようとする人にしか見えてこない」虐待であり、表面化しにくいという特徴を、子どもに関わる専門職が意識しなければならない虐待であると言える。ここでは、学校の性的虐待対応の実態を、以下の調査研究の知見をもとに、性的虐待の対応の実態を関与(遭遇)経験、主たる虐待行為者、性的虐待の発見の契機、対応の困難性、通告への懸念、性的虐待対応への意識の6つの視点から把握し、学校現場の性的虐待対応における実態を検討する。

5-表1は、本研究で対象とする学校現場の性的虐待に関する調査研究の内容である。

5 - 表1 学校現場を対象とした性的虐待対応に関する調査研究

(才村 2007. 玉井 2009;2010. 森田 2009. 岡本ら 2011. 神奈川県児童相談所 2018 より引用)

年	名前	題目	研究の概要	学校の課題
2007	才村	(厚生労働科学研究) 保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究 平成18年度総括研究報告書	全国の幼稚園、公立小中学校へのアンケート調査 回収率は76%(1,803箇所から回答 922の事例報告)  性的虐待は28名(3%) 校種別内訳は、小学校12名(42.9%)、中学校16名(57.1%)で小、中学校に多い 発見のきっかけは子どもの話し、訴えが多い 虐待全般で虐待の確証があるときに通告するが7割	・子ども訴えがなければ発見が難しい ・確証がなくとも通告する意識の徹底 ・主観的判断を後押しするガイドラインの必要性
2010	玉井	【子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(厚生労働省調査研究班)教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究】  「学校現場での性的虐待事例への遭遇状況と教員の性的虐待をめぐる認識に関する調査」	全国の幼稚園・小中高等学校・特別支援学校へのアンケート調査 回収率は21.8%(3,734名から回答)  性的虐待の遭遇率は0.9%で遭遇数は33例で、学校現場の性的虐待の発見が極めて困難 困難を感じた点は、①虐待者との関係②その他家族との関係③子どもへの個別指導の場がない④自身のストレス 通告に至らなかった理由として「確証が得られない」が9例、本人が通告を拒む2例など 77.8%で他の種別の虐待が併発(身体的虐待51.9%)	・発見時に「誰にも言わないから」と約束している(2例) ・他の虐待が疑われたときに性的虐待も潜んでいるかもしれない視点をもつことが重要 ・虐待の確証がなくとも通告する意識の徹底 ・性的虐待に係る福祉や心理の知識は周知されていない ・福祉や医療が中心となって対応すべきだという考えが強い(専門的治療の場が必要) ・学校現場の対応は消極的 ・子どもの訴えに懐疑的になる場合もある ・「忘れなさい」と励ますべきだという回答も高い
2011	玉井	【子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(厚生労働省調査研究班)教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究】  「養護教諭の性的虐待・性的被害事例への遭遇状況と対応に際して抱く困難感」	全国の幼稚園・小中高等学校・特別支援学校の養護教諭へのアンケート調査 回収率は44.3%(有効回答数は133)  性的虐待の遭遇率は36.8%(49名)事例数は106件で極めて高率 疑った契機は本人からの訴えが93.8% 事例の30%に発達障害が認められる 約3割が担任との協力関係に困難を感じている 養護教諭が対応の窓口となっている 性的虐待問題を含めた性教育には困難を感じている	・一般教員に比べて遭遇率が極めて高いのは養護教諭の気づきが教員に共有されていない ・疑いや発見は極めて受動的な態度にとどまる ・組織的対応体制の不備 ・「誰にも言わないで」と言われたときの対応に困難を感じている(32.7%) ・対応の過程で家庭が劣化することにより、子どもが悪感情を抱くことへの困難  ・教育行政による研修 ・養護教諭の位置づけのコーディネート ・通徳原則の徹底
2009	森田	性的虐待に対応する六つの困難性と被害児への影響	性的虐待の6つの困難性を提示 ①対応側の性に対する忌避や恐れ ②目に見える物証がない ③何が起きたかは虐待者と被害者しか知らない ④証言内容の撤回がある ⑤対応する側の知識、制度、スキルなどの不備 ⑥性と性暴力への社会の偏見	・子どもと教職員への防止教育 ・教育分野への性的虐待に関する研修の徹底 ・聴き取る際にダメージを最小限にとどめるための研修および子どもの訴えに耳を傾けるスキルの習得
2011	岡本 堀江 田吹	「学校における性的虐待発見状況と性的虐待の予防・対応に関する教員の意識 大阪府内の中学校・高等学校の養護教諭・家庭科教諭・保健体育科教諭を中心とした調査を通して」	大阪府内の中学校、高等学校の養護教諭、家庭科教諭、保健体育科教諭へのアンケート調査 496名の有効回答。回答者の34.2%が養護教諭 教員の56%が虐待全般の事例対応経験あり 養護教諭は76.9%で虐待全般の対応経験あり 性的虐待の関与経験は16.4% 中学校の養護教諭は35.9%が関与経験ありで最も多い 子どもが打ち明けた際に養護教諭が関与していたケースが67%	・保護者との関係、虐待の判断や通告、虐待者をかばう際の対応が困難で、77.7%が性的虐待は他の虐待より対応が難しいとしていることから、対応を学べる研修の必要性 ・非加害親への伝え方など性的虐待特有の困り感を抱えている。
2018	神奈川 県児童 相談所	神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書(第4回)	平成12年(2000)から3年ごとに実態調査実施 児童相談所が受理した190件について担当児童福祉司へのアンケート調査 回収177件(回収率93.1%) ・発見の経緯は子どもの告白が66% ・きょうだい間の性被害は13% ・守る立場に立ってない非加害親が18% ・被害事実確認面接の実施率は48%で面接による子どもの開示率は80%	・学齢期以上の子どもで告白した37件中、3人に1人が通告に繋がらなかった。養護教諭が関わった通告に至らなかった事例が5件で校内の情報共有にとどまった事例も2件あり、まずは通告する意識の啓発、研修が必要

### (1) 性的虐待の関与（遭遇）経験

玉井(2010)の全国の小中高等学校、特別支援学校の教員、3,734名を対象とした調査で、調査が実施された年度内に、性的虐待事例に遭遇した経験を持つ教員は、0.9%（33名）で1割に満たないとした。また、玉井（2011）は、全国の小中高等学校、特別支援学校の養護教諭133名を対象とした調査で過去2年間に性的虐待あるいは、性的被害の事例に遭遇したことがあると回答した者は、36.8%（49名）であるとした。

また、岡本ら（2011）は、0府内の中学、高等学校の教員475名を対象とした調査で性的虐待の関与経験のある教員は、16.4%（78名）でそのうちの半数にあたる40名（51.3%）は、養護教諭であった。従って、両調査からは、養護教諭が性的虐待に関与する傾向が高いことがうかがえた。

### (2) 主たる虐待行為者

玉井（2011）は、虐待者行為者は、本研究の、「性的虐待」の定義に該当するなかで、同居している継父・養父が20.4%（10名）、実父が16.3%（8名）、両親以外の同居男性が12.2%（6名）、同居している男きょうだいが10.2%（5名）とした。

### (3) 性的虐待発見の契機

性的虐待の発見のきっかけとしては、才村（2007）の幼稚園、小、中学校の教員を対象とした調査922事例からは、「児童の言動から」と、「児童本人の話から」の割合が高く子ども本人が語らなければ、把握が難しく子どもが悩みを打ち明けられるような環境、あるいは教員の存在がなければ把握は難しいとした。

また、玉井（2011）の調査では、養護教諭への直接的な訴えが67.3%で担任などを経由した訴えが26.5%、家族や親族からの直接・間接の訴えが20.4%で9割以上が本人の訴えとして子どもに現れる症状によって疑われたという事案は、1割程度しか見られなかったとした。

さらに、岡本ら（2011）の調査では、「子ども自身から教員に打ち明けた」が最も多く、次いで、「教員からの何らかの働きかけによるもの」、「子どもの言動が気になり、教員が働きかけたことで子どもが打ち明けた、子どもの日常会話から聞き取り教員が確認した」、「子どもの友人からの相談や友人の親からの相談」が続いた。

従って、子どもが打ち明けることがきっかけで、発見されることや身近な大人が、子どもの兆候に気づいて働きかけて発見されるケースが多いとした。さらに、子どもが打ち明けた際の状況については、養護教諭と2人きりが最も多く、養護教諭と他の教諭や友人も一緒にいた場面を合わせると、養護教諭が関与した事例は、約67%を占めていた。被害を打ち明けた時間帯は、放課後が最も多く次いで保健室で休養中であり、話の切りだし方は、「性的なことを含む虐待者の行動」が多くついで、「家に帰りたくない」など、性的内

容を直接的、間接的に表現していることが多く見られ、学校現場における性的虐待の発見のきっかけや開示状況の実態が明らかとなった。

#### (4) 対応への困難性

対応の困難性として、玉井（2010）の、全国の小中高等学校、特別支援学校の3,734名を対象とした調査では、「加害者である保護者との関係」、「加害者以外の家族・親族との関係」、「子どもへの個別指導がない」、「教員自身のストレスが激しい」があげられた。

また、玉井（2011）の、全国の小中高等学校、特別支援学校の養護教諭133名を対象とした調査では、「事実関係の聴き取り」が57.1%、「二次被害を思われる事柄（リストカット、摂食障害、学習意欲の低下など）への対応」が38.8%、「『誰にも言わないで』と頼まれたことへの対応」が32.7%、「担任との協力関係」が30.6%、「直接の加害者である家族・親族への対応」が28.6%、「被害を受けた児童生徒への個別対応の時間の確保」が26.5%であるとした。

また、対応にあたり教職員に必要なだと考えるスキルは、①性的虐待、性的被害による子どもの発達の影響に関する知識、②対応に係る制度的な知識、③被害を受けた子どもへの日常的な関わりの留意点、家族や親族との面接の技法であるとした。

さらに、岡本ら（2011）の0府内の中学、高等学校の教員475名を対象とした調査では、性的虐待の発見や対応に際して困難感として、①子ども自身に関すること、②判断や対応に関すること、③連携に関すること、④保護者に関することであったとし、①の子ども自身に関することの内容は、「話しのきっかけをどうするか」、「『誰にも言わないで』と言われる」、「親をかばう/虐待者のことが好き」、「子ども自身が受けた被害を過少評価している」、「非虐待親への反発」、「子ども自身が被害者でもあり、加害者でもある」をあげ、②の判断や対応に関することについては、「事実確認が難しい」、「虐待体験を、『過去の体験』として語ったときに、現在の虐待を過去のこととして語っているか、本当に過去の体験かの区別が難しい」、「受けた行為が性的虐待であると告げるときの言葉かけ」、「被害が明らかになってさらに被害に遭わないか不安」、「他のきょうだいの虐待が疑われて不安」などがあげられた。

#### (5) 通告への懸念

玉井（2010）の、全国の小中高等学校、特別支援学校の3,734名を対象とした調査では、学校現場では、性的虐待の疑いを持ちながら通告に至っていない事例が、約半数を占めていたとして学校が虐待通告をためらうという構造は、性的虐待に関して、「確証がない」など懸念があり一方で、「誰にも言わないで」という本人の拒絶もあると、その先の対応ができなくなり、「誰にも言わないから」と約束をしてしまうなどの対応上の課題をあげた。

そのうえで、性的虐待のテーマが子どもから出されたときの、教職員の受け答えについて具体性をもった研修なども準備されなくてはならないとした。

### (6) 教職員の性的虐待対応への意識

岡本ら（2011）の調査では、子どもから虐待の相談を受けると困惑するは、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つの虐待全般の相談では、28.1%に対し、性的虐待に特化した相談では、35.2%が、「困惑する」と答え、虐待全般に比べ、性的虐待の対応に困難感を抱く状況が示唆された。一方で50%は、虐待全般の相談でも性的虐待相談においても、「困惑しない」と答えていた。虐待判断や対応に関することに関しては、性的虐待とそれ以外の虐待の比較では65.5%が性的虐待は、他の虐待より被害を受けたかどうかの判断が難しいと考え、性的虐待は、他の虐待に比べ対応が難しいかの質問については77.7%が対応が難しいと答えていた。このことから性的虐待は、他の虐待に比べ判断や対応が難しく特に、対応が難しいと考えている教職員が多かった。

また、性的虐待の発見に関与できると答えた者は、関与経験のある者が79.8%で関与経験のない者が73.6%であった。このことから、関与経験がある者の方が性的虐待の発見に関与できると考えている場合が多いと言えた。

さらに、予防に関与できると答えた者は、関与経験のある者は55.1%、関与経験のない者は42%でこちらも、関与経験のある者の方が、予防に関与できると考えている場合が多いことが明らかとなった。

## 3) 性的虐待対応の際に生じる連携の困難性

### (1) 性的虐待という虐待がもたらす対応の困難性

性的虐待の問題として対応の難しさから介入がなされず、連携に至りにくいという点である。杉山（2009）は、「判断、処遇、治療どれをとっても独自の問題を抱えている」とし、また、村本（2006）は、「性虐待は、被害の個別性が非常に高いため、その援助において画一的な方法が存在しない」と述べ、性的虐待の対応の困難性に言及した。

さらに、奥山（2004）は、「性的虐待は、全ての段階において特別な、配慮が必要な虐待の形であり、精神的危機の高い虐待の形である」としたように、性的虐待は、独自の問題を抱え、事例の個別性が強いため画一的な援助方法がなく、特別な対応が必要な虐待であることが理解できる。性的虐待に抱くイメージや、被害児童の内面に目を向けた内容としては、沖田（2001）は、「児童虐待のなかでも、性的虐待が発見されにくく、社会から疎まれ、忌み嫌われていることをそのまま写し出しているかもしれない」と表現し、信田（2019）は、「性的虐待の問題は、まさに、過去にとらえられ、引き戻され、補囚され続けることで、前向きであれという励ましは、時として、被害を受けた人たちにとって、この上なく残酷な言葉となると述べ、「もっとも安心できるはずの親（養育者）による行為

であることが、生きるための価値体系の根幹を揺るがす」としたうえで、「性虐待という言葉が、この世に存在しなかったころ、多くの女性たちは、自死や精神疾患の症状を呈することでしか、混乱と苦悩を表出できなかつたのでないか」とし、これらの内容からは、性的虐待の内面に与える影響の大きさと複雑さが理解できる。

加えて、奥山（2004）は、「家庭内性的虐待は、家族関係の複雑な関係を作り出していることもある。病弱な母親の代わりをすべてさせられていたり、中には、母親とライバル関係にさせられている場合もある。つまり性的虐待を受けることが、その子どもにとって、家族の中での意味のある存在になっていることも少なくない。子どもを保護して性的虐待を止めることができても、自分の存在を失うことに耐えられずに元の状態に戻ろうとすることもある。そのような複雑な側面も注意が必要である」とし、一般には理解し難い性的虐待の捉え切れなさを示している。

従って、これらの状態は、学校現場が一層対応に踏み込めないイメージをもたらし、連携を困難にさせている要因へ繋がると考えられた。だからこそ、性的虐待特有の困難性を共通理解としたうえでの対応が求められる。

## **(2) 他者へ知られることへの抵抗が生み出す通告の困難性**

性的虐待を受けた子どもにあらわれる特徴として相談をした教職員に対して、「誰にも言わないで」と相談者以外の他の者に知られることへの抵抗を示す傾向があることが理解できた。実際に、「誰にも言わないで」と懇願された教職員は、「誰にも言わないから」と約束し、通告を控えてしまう傾向にあることが把握できた。『子ども虐待対応の手引き』（2014）では、子供が、周囲へ知られることに、抵抗を示す状態について、「保護者や親族への依存度が強い程に、被害告白によって副次的に起こる、『家族への裏切り行為としての性被害の事実発覚』と、『その結果として大切な親や親族からの信頼と愛を失うこと』を子どもは強く恐れ、被害を打ち明けた相手に対して、『誰にも言わないで』と懇願し、わずかな時間差で自分の被害告白を、撤回・否認することが多い」と解説している。

また、山本（2014）は、「親から性行為を長く強要されてきた子どもは、自分の被害以上に、家族に隠し事を持ち、母や家族をだましてきた自分は、『悪い子』だと思い悩み、これ以上、母や家族を、傷つけてしまうような発覚騒ぎだけは、起こすまいと、強く思い定めていることが多い」として、自らが虐待を受けていたにもかかわらず、被害を受けたことによる罪悪感や家族を傷つけてしまうことへの不安や警戒心が強く働き、相談者以外へ性的虐待を受けたいことを知られることに対して抵抗を示す様子が見られた。小林（2004）は、それまで馴染んだ環境やモノや人間関係が絶たれることは、過去を失うことであり、過去を失うことは、未来をも失うことである。子どもが悪いわけではないのに、全てを失うことを意味することと相まって、「誰にも言わないで」という言葉に表現されているとして、この状況を説明した。

すなわち、自らが所属する家庭やそれまでの家族の営み、過去の思い出を失うことへの不安や恐れが、他者へ知られることへの抵抗へ繋がるものと考えられた。

このことは、今までの生活のすべてを失うかもしれないという喪失感が生じたり、相談をした後の結果を恐れたり、もっと困ったことになるのではないかという不安が芽生えたり、経験したことない状況へひとりで入っていくことへの心細さが、「誰にも言わないで」の言葉に繋がる理由になっていると思われた。

#### 4) 学校に求められる役割

##### (1) 「RIFCR (リフカー)」手法からの検討

現在、学校現場などで性的虐待を疑った際に、通告に必要な情報を得るための面接手法を得るための、「RIFCR」研修が各地で開催されている。元々は、米国から導入された手法であるが、児童相談所などの連携機関への通告のための必要最小限の情報を得ることを目的とした被害確認ツールとしてその情報があることで調査を開始することができるという性格を有し、日頃、子どもに接する立場にある教員や保育士、医師や保健師、福祉関係者らが多く参加している。具体的には、性的虐待の被害児を守るために、何をどのように聴くのか、通告・通報後に実施される司法面接で被害事実の詳細を語ってもらうために、最初の聴き取りの際に、どんなことに気をつけなければならないのかを学んでいく。現在、日本では、2つのNPO法人が、講師のライセンスを取得し、全国で研修を行っている。RIFCR（以下、リフカー）研修では、子どもが二次被害を被らないことを最優先に考え、通告するために必要な最小限の情報を得ること以外は、余分な内容は聴き取らないことが徹底されている。

具体的には、「誰が、何をした」という情報のみで、「誰が、何をした」という情報が得られた時点で面接は終結する。聴取の方法としても、誘導的にならぬよう、あくまでも子どもの自発的な発言を受けることに注意を向け、話された内容は、他者に伝える場合もあることを子どもに誠実に伝えていく。面接時間の目安としては、5分以内である。子ども第一原則を守るために、面接での質問は、ある程度マニュアル化され、子どもを傷つけないための配慮が一貫している。

従って、リフカーとは、通告に必要な情報を得るための面接の手順であり、「司法面接以前に、基本的な情報が必要なときに用いる面接のプロトコル」すなわち、通告のための被害確認ツール）と言える。具体的には、リフカーを使うときは、すでに、誰が何をしたかが、明確になっているときには、行われず、子どもに虐待があったかどうかははっきりしないときに使われる。従って、学校現場などで児童相談所へ通告する案件に入るのかどうかという判断のための面接と位置づけられ、司法面接との性質の違いを理解し、相互の関係を分けて考える必要がある。



リフカーは、「(rapport (ラポール)、issue identification (問題点の確認)、facts (事実確認)、closure (終結)、reporting (通告)」の頭文字を取ったものであり、5つの段階に分けられる。

後述の、第6章の質問紙調査では、リフカー研修を受講した養護教諭4名からの記述があった。具体的には、「受講する前は、性的虐待の実情など知らないことばかりであった」、「多くは聞かないこと、必要最低限の質問で良いと知った」、「周囲の大人に分かってもらえそうになると親や今の生活を、離れる寂しさや不安を感じるようになった。このような貴重な体験ができるのは公務員だけだと思う。市民にも研修を受ける機会を設けてほしい」、「これまで性的虐待について学ぶ機会がなかったので、とても良い機会だった」など、聴き取りの間違った理解に対する気づきの内容や、聴き取りの際に示す子どもの心情への理解、聴き取り手法の研修の必要性などが述べられ、研修に対する好意的な意見が寄せられた。

## (2) 「RIFCR」(リフカー) 手法に見る「子ども第一主義」の理念

「RIFCR」研修は、子ども第一原則を念頭に聴き取りが展開される。子ども第一の原則とは、「話を聴くのは、家族が必要としていることでもなく、子どもが語る、「話」でもなく、証拠でもなく、裁判所が必要としていることでもなく、警察や検察、児童相談所や、弁護士が必要としていることでもなく、子どもを何よりも優先する」という理念で、子どもの気持ちや状態を最優先する姿勢を中核に据えている。

また、面接を担当する教職員は、子どもの心の蓋を開ける役割であるという自覚を持ち、面接を進めていく意識が求められる。すなわち、「誰が、何をした」という聴取がなされれば、子どもが辛い体験を話してくれた勇気をねぎらい、落ち着いた態度を維持しながら、今後の見通しを説明することが必要であろう。こうした聴き取り手法を、学校現場の教職員が習得していくことで、性的虐待を受けた子どもを二次被害から守る効果と、迅速な一時保護へとつなげる効果、複数回にわたる聴き取りや性的虐待を素材に接近することで生じる、教職員のストレスを軽減する効果があると言える。

すなわち、子どもと教職員側の双方にとって最善の効果を生むためにも、学校現場においてこうした聴き取り手法の習得や導入が急がれる。加えて、学校関係者が子どもから性的虐待の被害を、どのように聴き取るかというテーマは、議論や検証があまりされていなかった分野であることから、今後は、学校における聴き取りの現状を知るべく調査が急がれる。

## (3) チーム学校としての早期対応の必要性

これらの状態を鑑みて、2015年、中央教育審議会は、現在の学校現場の、鍋蓋組織構造や学級王国を始めとする内向きな学校構造の改善を目的に、『チームとしての学校の在り

方と今後の改善方策について』(2015) をとりまとめ、「チームとしての学校」を支える文化の創出の構築を唱え、専門性や立場の異なる外部の人材をチームの一員として受け入れることにより、閉鎖性を打開する一助になることが期待された。この背景には、ひとつには、日本の学校職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が、他国に比べ極端に少ないことが考えられた。

OECD 国際教員指導環境調査(2018) では、日本の学校に参入している外部の人材の割合は、米国は約 44%、英国は約 49%で学校の教職員構成と外部の比率が、5:5 になっている一方で、日本の外部の人材の割合は、約 18%と少ない。小川(2018) は、わが国は、教員が圧倒的多数を占める、「教員単一文化」の組織で、学校内外の他の専門スタッフや福祉機関などと連携や協働をするノウハウやシステムを創ってこなかった背景があるとした。

これらが、教員が外部人材に頼ることなく、多くの業務を担わざるを得ない状況を生み出しており、チーム学校における外部人材の参入は、複雑化、多様化する課題から教職員が授業などの教育指標に専念がしにくい状況の改善や、学校のマネジメントが組織的に行われる体制を目指し、チームとしての学校と地域の連携や協働の促進が期待された。

## 2 考察

### 1) 性的虐待対応の現状と教職員の意識

性的虐待の関与(遭遇)経験については、一般教諭に比べて養護教諭が高い傾向にあることが理解できた。従って、性的虐待の発見と対応に養護教諭は不可欠であり一般教諭が個別指導の場の確保に困難感を抱えている実態も合わせ校内の性的虐待を始めとする虐待対応体制には、養護教諭を中心に位置づけられるべきであると言えた。

また、子どもが性的虐待を開示する場面で養護教諭が関与した事例が多い傾向にあることも示された。しかしながら養護教諭は、子どもからの性的虐待の相談を受けると困惑し、性的虐待は、判断や対応が難しいと考える傾向にあった。加えて、教職員全体においても、子どもから性的虐待にかかわる内容を相談されたとき、他の虐待よりも困惑すると答えた割合が高く、性的虐待の判断が難しく性的虐待は、他の虐待より対応が難しいと感じていることが明らかとなった。

さらに、性的虐待対応の困難性としては、事実関係の聴き取りや事実確認の判断、対応に関する内容、二次被害と思われる心理的影響への対応、「誰にも言わないで」と頼まれたことへの対応、子どもが親をかばうときの対応、学内外の連携や協力関係、保護者や担任との協力関係があげられた。また、性的虐待の対応に際し、教職員に必要なと思われるスキルは、虐待による発達の影響に関する理解や知識ならびに対応にかかわる制度的知識、子どもへの日常的な関わりの留意点や子どもや家族、親族と面接技法などがあげられた。

従って、学校現場においては、性的虐待の特徴や対応の留意点、見立てに関する研修や個別の事例検討などを学習する研修の機会を設定することは、急務であると言えた。

## 2) 発見から通告までの初期対応で教職員に求められること

性的虐待が通告に至らない理由としては、性的虐待を受けた子どもが開示をした内容を口外されることを拒んだり、通告により家族の関係が崩れ、対応を担った教職員に対してマイナスの感情を抱くことの懸念が示された。

対応に際しては、教職員が子どもに対して、「誰にも言わないと」約束しないという原則を踏まえたうえで、迅速に関係機関との協議に入る意識が求められる。これらの留意点を踏まえつつ、子どもから、性的虐待のテーマが出されたときの受け答えについての面接技術の習得や司法面接の知識の習得が課題である。学校現場における初期対応は、性的虐待の発見から支援に至るまでの重要な過程である。

従って、子どもの心を傷つけないように且つ、状況をできる限り正確に把握する慎重さが求められる。先行研究では、性的虐待の発見の契機として本人の直接的な訴えにより、発見されることが多いことが示された。このことは、学校は、本人の直接的な訴えがなければ、発見に対して極めて受動的な立場であり、ゆえに子どもが悩みを打ち明けられる環境や教員の存在がなければ、実態の把握は難しいと言える。

従って、虐待の発見に際しては、子どもと教職員との信頼関係が重要となる。また、様々な機会を通じて性的虐待を打ち明けることは、恥ずかしくないこと、悪いことではないことを伝えていく必要があるであろう。加えて、教員側の子どもの自発的な告白を最初に認知、判断するための教育や研修の参加が課題である。先行研究では、性的虐待の開示の時間帯は、放課後が多く、話しの切り出し方は、性的なことを含む虐待者の行動、家に帰りたくないなど直接的、間接的な表現が多いことなどが明らかにされており、教職員が、これらの理解に及ぶだけでも性的虐待を意識しつつ、子どもの話を聴くことが可能となるであろう。

さらに、大多数の事例で性的虐待は、他の種別の虐待が併発し特に、身体的虐待が多く併存していることが明らかにされている。従って、他の種別の虐待が疑われたときに、性的虐待も潜んでいるかもしれないという視点を持つことで初期対応へ繋げる可能性が広がり、これらの知見を共有することで、性的虐待の発見の視点が養われると言える。

## 3) 研修への参加や教材の浸透がなされない要因

通告をためらう学校現場の実態が浮き彫りとなった結果からは、通告を初めとする連携が容易ではないシステムや研修への参加が適わない理由が存在すると考えられた。

第4章の4、1) で示したように、学校現場には、性的虐待以外にも教員が対応しなければならない問題が山積している。具体的には、不登校による時間外の定期的庭訪問、い

じめによる保護者からの苦言や対応、貧困による校納金未払いの催促、教育観の違いや意思疎通不足などによる教職員間の摩擦、学校行事を円滑に進めるための度重なる会議や準備など授業や学級運営の他に、ひとりの教員が抱え込む懸案は、あまりにも多い。その結果、児童虐待問題とりわけ困難性を含む性的虐待に対応する際の意識が削がれる状態となっても不思議ではない。

これらの現状を鑑みて国は、働き方改革と銘打って教職員の勤務時間の短縮やタイムカードの導入、閉庁日の設定、外部指導員の補充、学習サポートスタッフの採用、保護者などからの時間制電話通話規制など様々な方針を打ち立てて教職員にかかる負担をできる限り軽減しようと試みているが、今の所、効果の検証はなされていない。

また、性的虐待は、専門職による介入の必要性の要素が強い特殊な領域という先入観も相まって性的虐待にかかわる対応は、学校内部に勤務するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーまたは、行政や医療など外部の専門機関に預けるべきという意識が学校側に強化されている現状は責められるべきではない。そこには、国や行政が用意した性的虐待理解のための研修や教育が、効果的に活用されにくい事情が存在する。

奥山（2004）は、性的虐待を発見するためには、子どもを扱う専門家たちが、性的虐待の存在とその症状や危険性を頭に入れていなければならないとしながらも、教師・保育士・福祉司・看護師・保健師・医師などの専門家に対する教育は、ほとんどなされていないとし、そのために疑うことすらできていないのが現状で、疑うだけの認識がある人でもまた、本人が開示していても、どう対応してよいかわからないことすらあるとし、すべての教員に最低限の情報と知識が行き渡るような研修システムは、「児童虐待防止法」の趣旨から考えても必須であり、教員全体に行き渡る研修システムの構築の必要性を述べている。

また、国からの施策の通知や虐待の理解を促す教材が、教職員まで行き渡らないというシステムにも検討の余地は多分にある。これらの案件を念頭に、どのような背景が性的虐待の支援や介入を留まらせる要因となっているのかなどの学校の現状を分析することが急務である。そして、これまで国や行政から様々な取り組みの提案や喚起はされているが、実際に、それらの対応システムが十分に稼働しにくい要因を検討する視点は、先行研究ではなかった視点であり今後の調査に委ねられる。

#### 4) 性的虐待の特殊性

厚生労働省は、1997年に子どもや家庭に直接かわりを持つ関係者を主な対象に、児童虐待についてわかりやすく解説した、『子ども虐待対応の手引き』で、性的虐待で強調しておきたい点としての内容を取りまとめている。

具体的には、性暴力被害は、単に親権者や監護責任者による被害に限らず、多数の家族や親族、同居人による事案が存在すること、ネグレクト事例には、多くの性暴力被害が隠

れていること、非行問題に先行する形や随伴するかたちで、性的虐待が認められること、性的虐待は、DV 事案あるいは、配偶者間に潜在する DV 的支配が存在する家庭内ではしばしば発生していること、性的虐待は、学校や施設など日常生活の場で発生していることなどで、虐待者は、機会さえあれば、しつこく被害者を追跡する傾向があり、再被害の発生率が他の虐待に比べて極めて高いことが示されている。

また、多くの子どもが自身の被害を恥じ、家庭内性暴力の場合、家族を裏切って隠し事を持ってしまった、「悪い子」ととらえ、(加害者もそうしむける)、発覚に強いためらいと抵抗を示すことが特徴でこれらの諸要素は、性的虐待特有の事柄であるとした。

さらに、多くの大人が、「性」の問題を扱うことにためらいと抵抗を感じており、ジェンダーバイアスと呼ばれる偏見にとらわれている場合があるとしている。

また、「児童相談所における性的虐待対応のガイドライン 2011 年度版」においても、性的虐待の特殊性の理解として、加害者は、生活圏内の多くの人物に加害者としての潜在可能性があり、その動機が欲望の満足、被害者に対する搾取にあり、性犯罪としての連続性があること、加害者から心と体への支配、操作、進行する支配関係に取り込まれ、自分はどのようにいいか分からない状態に陥っていること、被害者の親密性や愛着にかかわる安全感や自己評価、対人関係能力の根幹に深刻な損傷を与え、神経学的にも損傷が生じると指摘され、心身のダメージは、後の人生における各段階において繰り返し、心的外傷性のダメージを持続的に与え続け、被害者の成長、発達、対人関係、社会適応や人格成熟へのダメージが極めて深刻であることなどがあげられている。

このように、性的虐待についての知識や具体的な対応の基準となる指針が図られた意味は大きく、これらの内容を学校現場に向けての研修や通知などの形で浸透させていく必要性が迫られている。

## 第6章 小・中学校における養護教諭の性的虐待対応の現状と課題

### - A 県内の公立小、中学校の養護教諭を対象とした質問紙調査からの検討 -

#### I はじめに

学校現場は、とりわけ義務教育は、地域の子どもが日常の大半を過ごす場所であり虐待問題が生じた際に家族と連絡を取り合うことが可能で教育の一環としての家庭訪問やチーム学校の基盤が備わっている（2015 中央教育審議会）など、他の領域にはない利点が存在し、その役割期待は大きい。

また、学校は、「網羅性」、「継続性」「親密性」が保たれており、支援を行っていく起点として特異的に重要な機能を有している（西原 2008）。このことから学校は、虐待の発見から通告に至る過程で重要な役割を担うとともに、虐待痕があらわれにくく発見に際しては、子どもの告白に頼らざるを得ない性的虐待にとって対応の要であると言える。

第4章において学校現場では、養護教諭の性的虐待への関与経験が多い現状が明らかとなった。従って、養護教諭における学校現場の性的虐待対応の現状や対応に関する意識、性的虐待に対する意識、性的虐待についての周辺知識に関する認識を調査することは、学校現場における性的虐待問題の支援を実現するために重要であると考えた。

#### 2 本調査の目的

本調査の目的は、近年の学校現場における性的虐待の対応の実態を把握したうえで学校現場が性的虐待に取り組む有効な対応策を明らかにしていくことである。

具体的には、A 県内の養護教諭を対象に、①性的虐待への関与（遭遇）経験や対応状況、②性的虐待の対応に関する意識、③性的虐待についての意識や周辺知識の理解度を明らかにし、性的虐待の対応にどのような困難感や課題を抱えているのかを把握して学校現場に求められる支援のあり方を検討することである。

#### 3 調査方法

##### 1) 調査対象・調査期間

A 県内の公立小、中学校 459 校の養護教諭を対象に質問紙調査を行った。対象者の校種別内訳は、小学校の養護教諭が 307 名（66.9%）、中学校の養護教諭が 152 名（33.1%）であった。校種別としては、小学校が 3 分の 2 を占めた。

調査期間は、2018 年 7 月 15 日から 2018 年 9 月 10 日の約 2 ヶ月間であった。

##### 2) 調査方法

研究対象校を管轄する A 県内 10 市（a 市・b 市・c 市・d 市・e 市・f 市・g 市・h 市・i 市・j 市）の教育委員会に対面あるいは、電話にて調査内容を説明し、調査施行の承諾を

得た後、各学校の校長宛に質問紙票および調査依頼書、調査説明書を郵送した。

校長の調査協力の了解が得られた場合に、校長より養護教諭に調査票を渡していただき、養護教諭からの返送をもって無記名式調査への協力とした。尚、校長宛てに郵送した調査依頼書・説明書においては、養護教諭の研究への参加は、自由意志のため研究に参加をしないことによる不利益は生じない旨（自由意志による参加）を明記し、調査参加においては、強制力のないことをあらためて示した。学校に郵送した調査依頼書及び調査説明書は後掲の資料Ⅰ-1、資料Ⅰ-2、資料Ⅰ-3に、質問紙票は資料Ⅱに示した。

### 3) 調査内容

調査内容は、属性3問、性的虐待の関与（遭遇）経験と対応状況11問、性的虐待の相談経験2問、性的虐待の対応に関する意識5問、性的虐待についての意識や認識7問の合計28問で択一回答式質問（24問）ならびに自由記述式質問（4問）とした。

質問紙票の作成にあたっては、量的研究領域における研究者（大学教授）3名と養護教諭の経験者1名から、エキスパートレビューを受け、内容の妥当性を確保した。

本調査の質問項目の内容を、6-表1に示す。

6-表1 質問紙票 調査項目内容

アンケートの構成			
「性的虐待における学校現場での対応に関する意識調査」 対象：S県内公立小・中学校養護教諭459名 実施日2018年7月～9月			
分類	質問番号	項目	回答形式(選択肢数)
属性	F1	性別	SA(2)
	F2	年齢	SA(5)
	F3	養護教諭の経験年数	SA(5)
関与事例	Q4	これまで勤務された学校で性的虐待を受けた児童や生徒と直接、関わった経験はありますか。	SA(2)
	Q5	関わった児童や生徒は何人ですか。性別はどちらですか。	SA(5)
	Q6	関わった際に児童や生徒の学年(年齢)について	MA(10)
	Q7	学校内で最初に虐待を把握されたのは誰ですか。	MA(7)
	Q8	加害者の属性はなんですか。	MA(6)
	Q9	性的虐待をどのようにして知りましたか。	MA(8)
	Q10-1	性的虐待の把握に至るまでに、以前から性的虐待について疑いを感じておられましたか。	SA(5)
	Q10-2	Q10-1を受けて:それはどんな要因からですか。	MA(7)
	Q10-3	Q10-2を受けて:「児童や生徒の身体的様子から」と答えた方、具体的にはどんな様子が見られましたか。	MA(11)
	Q11	その他、性的虐待を受けた児童や生徒と関わる際に感じた印象や特徴的な行動などがありましたらご記入下さい。	FA
	Q12	性的虐待を受けた児童や生徒の事例と関わった際に、相談または通告をされましたか。	MA(6)
	Q13	性的虐待のケースに関わった際、性的虐待をめぐる対応についてお困りになったことはなんですか。	MA(7)
	Q14	Q13を受けて:具体的にはどのようなことでお困りになりましたか。	FA
相談事例	Q15	性的虐待について直接、関わることはなかったが、学校内で周囲から性的虐待の相談を受けたことはありますか。	SA(2)
	Q16	Q16を受けて:相談を受けたケースは何例ですか。	SA(5)
性的虐待の対応	Q17	学校現場で性的虐待の知識や対応などの教育や研修は必要だと思いますか。	SA(5)
	Q18	学校現場で性的虐待への介入に向けた対策は必要だと思いますか。	SA(5)
	Q19	学校関係者は、性的虐待の発見や対応に効果的に関与できると思いますか。	SA(5)
	Q20	学校現場とSSWが連携することで、性的虐待への介入は可能になると思いますか。	SA(5)
	Q21	Q19,20を受けて:(ほとんどできないと思う)、(できないと思う)と答えたのはなぜですか。	FA
性的虐待の認識	Q22	性的虐待のケースに関わることに	SA(4)
	Q23	性的虐待は他の虐待に比べて対応が難しいと思いますか。	SA(5)
	Q24	性的虐待の問題に関心はありますか。	SA(5)
	Q25	性的虐待は、統計にあらわれる数字以上に多くあると思いますか。	SA(5)
	Q26	性的虐待の被害を聞く際に、複数の人から繰り返し同じことを聞かれ、記憶が歪められる現象を知っていますか。	SA(4)
	Q27	そのために訓練を受けた人が行う司法面接という手法を知っていますか。	SA(4)
	Q28	養護教諭の立場から性的虐待についてのご意見、お考えがありましたら自由にご記入下さい。	FA

SA:単数 MA:複数  
FA:自由記述

#### 4) データ分析方法

各質問項目について、単純集計を実施した。結果の数値については、実数値および比率で示した。また、全体的な傾向を把握することを目的に、「養護教諭の職務経験」と「性的虐待の関与（遭遇）経験」の有無、「養護教諭の職務経験」および、「性的虐待の関与（遭遇）経験」の有無と養護教諭の性的虐待の対応に関する意識の質問項目（Q17～Q20：4問）と性的虐待についての意識と周辺知識の理解の質問項目（Q22～Q27：6問）の間でクロス集計を行い結果を考察した。尚、職務経験年数については、尺度の均等を図るために10年ごとの経験年数で検定を行った。項目間の関連の有無についての検定は $\chi^2$ 検定を実施した。

統計解析については、IBMのSPSS StatsicsVersion.26 for Windowsを使用し両側5%未満を統計学的有意とみなした。

自由記述の分析においては、内容分析の手法を用いた。アンケートの自由記述分析において課題とされる客観性の保持や恣意性の排除を確保するために、コーディングのプロセスにおいて筆者自身で行うものに加え、形態素的な分析を加えた。実際の分析においては、質問14の、「性的虐待のケースに関わった際、対応について具体的にどのようなことでお困りになりましたか」、質問21の、「Q19（学校関係者は性的虐待の発見や対応に効果的に関与できると思いますか）、Q20（学校現場とSSWが連携することで性的虐待への介入は可能になると思いますか）を受けて「ほとんどできないと思う」、「できないと思う」と答えたのはなぜですか」、質問28の、「養護教諭の立場から性的虐待についてのご意見、お考えがありましたら自由に記入して下さい」の3つの自由記述について、各記述の意図する内容をコード化してから類似する概念をまとめることによって整理し、次にコードを共通点、類似点、相違点について比較することによって分類し、サブカテゴリー化、カテゴリー化を行った。

また、分析の過程で研究者の偏見や歪みにより影響を受けていないことを確認するため、主指導教員および、副指導教員との間で協議を重ね、結果の妥当性を高めた。

#### 5) 調査における倫理的配慮

①個人のプライバシー、②安全性に対する配慮、③自由意思による参加の尊重、④非協力による不利益は生じないこと、⑤得られたデータは、研究以外の目的で使用しないこと、⑥調査結果の公表について、⑦データ管理を厳重に行うなどを説明書に明記した。

質問紙調査票に、説明書および研究の概要を記載した研究依頼書を同封し郵送した。質問紙調査票の返送を以て調査参加の同意を得たものとした。

以上の配慮を以て、聖隷クリストファー大学倫理委員会【認証番号17093】の承認を得た後、調査の実施と分析を行った。



## 6) 本調査における定義

### (1) 性的虐待

本調査における「性的虐待」とは、保護者に限らず子どもにとって権威をもった人、祖父母やきょうだい、それ以外の親族・義理の父母、義理のきょうだい、同居人（親の付き合っている人）など主に家庭内で起きる虐待を対象とした。

本調査では、学校現場では、家庭内で起きる性的虐待をどのように捉えられているかの示唆を得たいと考え、家庭内の性的虐待に限定した。尚、これらの定義の内容は、郵送した質問紙調査票の表紙に明記し、調査参加者に理解を求めた。

### (2) コード化

データにコードをつけることでデータの小さい部分を概念化した。文章や段落ごと分類し、意味内容を損なわないように注意してコード化を行った。データのコード化は、データを切片化することなので意味のあるまとまりでコード化するときも、どれだけ意味のまとまりと捉えることができるかを十分に検討した。

### (3) カテゴリー化

全てのコードを集め、共通点、類似点、相違点について統合、比較検討することによって分類した。そして複数のコードが集まったものを抽象化し名前をつけ、サブカテゴリー化した。次にサブカテゴリーを統合、比較検討、再編を繰り返しながら分類した。集まったサブカテゴリーを抽象化し、名前をつけ、カテゴリー化した。サブカテゴリー名やカテゴリー名は適切性について検討したうえで命名した。

## 4 結果

### 1) 調査実施の過程

質問紙票は、A 県内 459 校の公立小、中学校のうち 222 校（222 名）の養護教諭から返送があり回収率は 48.4%であった。そのうち、本研究で対象となる質問に欠損がない回答数は、219 校（219 名）で有効回収率は 47.7%であった。

そのうち、実名の連絡先が記述された回答者は 13 名（5.9%）であった。

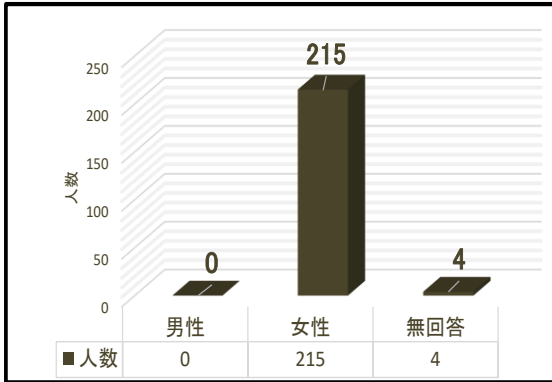
### 2) 対象者の概要（属性）

回答者の性別は、「女性」が 215 名（98.2%）、「男性」が 0 名、「無回答」が 4 名（1.8%）であった。年齢は、「50 歳代」が 76 名（34.7%）、「40 歳代」が 53 名（24.2%）「20 歳代」が 44 名（20.1%）、「30 歳代」が 43 名（19.6%）、「60 歳以上」が 3 名（1.4%）であった。職務経験年数は、「30 年以上」が 56 名（25.6%）、「5 年未満」が 45 名（20.5%）、「30 年未満」が 43 名（19.6%）、「10 年未満」が 38 名（17.4%）、「20 年未満」が 37 名（16.9%）であった。詳細は、6 - 表 2 に示す。

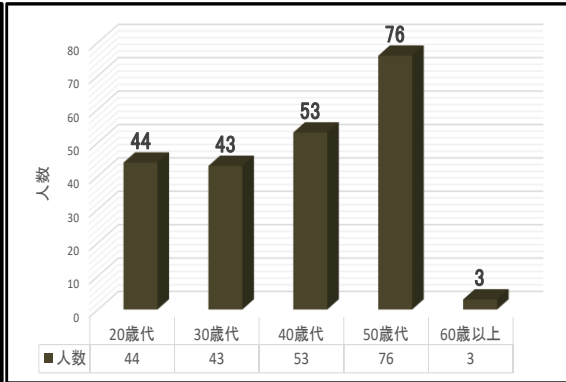
6 - 表 2 対象者の属性（性別・年齢・職務経験年数）

基本属性	カテゴリー	全体 (n=219)	
		人数	(%)
性別	男性	0	0.0
	女性	215	98.2
	無回答	4	1.8
年齢	20歳代	44	20.1
	30歳代	43	19.6
	40歳代	53	24.2
	50歳代	76	34.7
	60歳以上	3	1.4
職務としての 経験年数	5年未満	45	20.5
	10年未満	38	17.4
	20年未満	37	16.9
	30年未満	43	19.6
	30年以上	56	25.6
合計		219	100.0

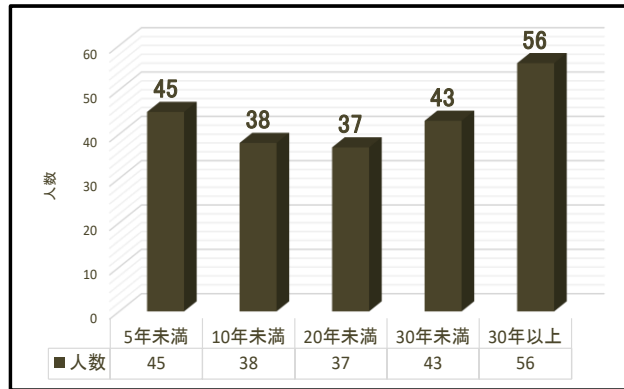
6 - 表 2 を図にしたものを 6 - 図 1、6 - 図 2、6 - 図 3 に示す。



6 - 図 1 性別 (n=219)



6 - 図 2 年齢 (n=219)



6 - 図 3 職種としての経験年数 (n=219)

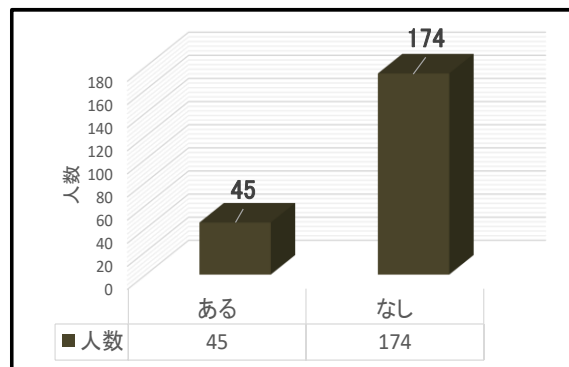
### 3) 回答結果と分析 (単純集計)

#### (1) 性的虐待の関与 (遭遇) 経験と対応状況

##### ① 性的虐待の関与 (遭遇) 経験に対する回答結果

「ない」と回答した養護教諭が 174 名 (79.5%)、

「ある」と回答した養護教諭が 45 名 (20.5%) であった。詳細は 6 - 図 4 に示す。

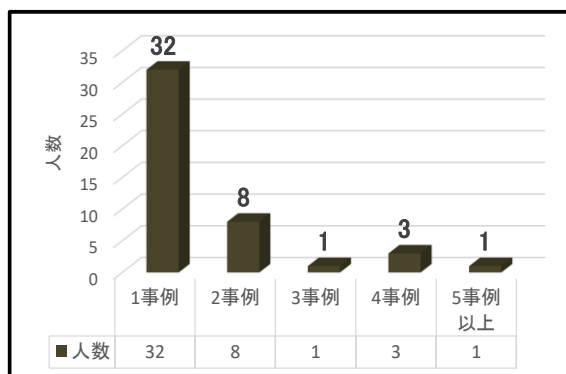


6 - 図 4 性的虐待の関与 (遭遇) 経験 (n=219)

【以下、②～⑧は、①で関与経験が「ある」と回答した者（45名）に対する質問である】

② 関わった事例数に対する回答結果

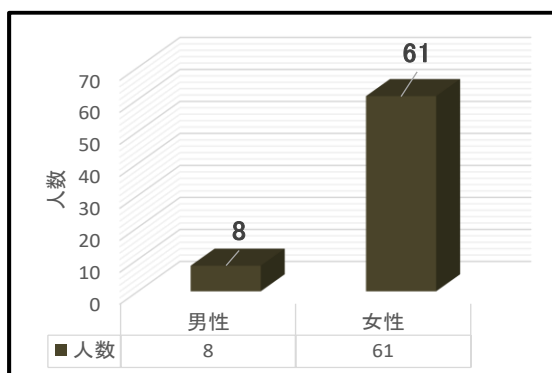
「1事例」が32名（71.1%）、「2事例」が8名（17.8%）、「4事例」が3名（6.7%）  
「3事例」が1名（2.2%）、「5事例以上（6事例）」が1名（2.2%）で事例数の合計は69例であった。詳細を、6-図5に示す。



6-図5 関わった事例数 (n=69)

③ 事例の性別に対する回答結果

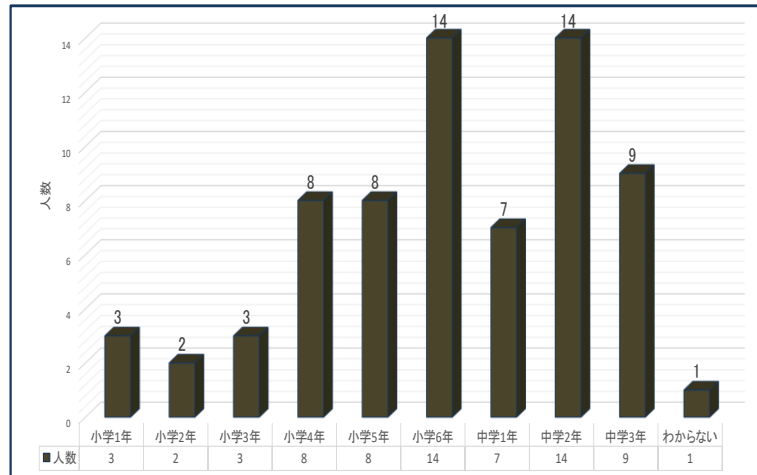
「女性」が61名（88.4%）、「男性」が8名（11.6%）であった。詳細は、6-図6に示す。



6-図6 事例の性別 (n=69)

④ 関わった児童や生徒の学年（年齢）に対する回答結果

「中学2年」と「小学6年」がそれぞれ14名（20.3%）、「中学3年」が9名（13%）、  
「小学4年」と「小学5年」がそれぞれ8名（11.6%）、「中学1年」が7名（10.1%）、  
「小学1年」と「小学3年」がそれぞれ3名（4.4%）、「小学2年」が2名（2.9%）、「わからない」が1名（1.4%）であった。詳細は、6-図7に示す。

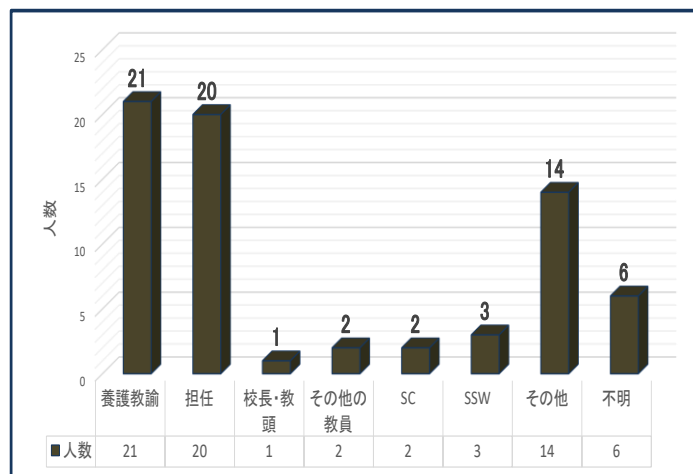


6 - 図7 関わった事例の学年 (n=69)

⑤ 学校内で最初に虐待を把握した人に対する回答結果

「養護教諭」が21名(32.9%)、「担任」が20名(29%)、「SSW」が3名(4.4%)、「その他の教員」と「SC」がそれぞれ2名(2.9%)、「校長・教頭」が1名(1.5%)、不明が6名(8.7%)、「その他」が14名(20.3%)であった。

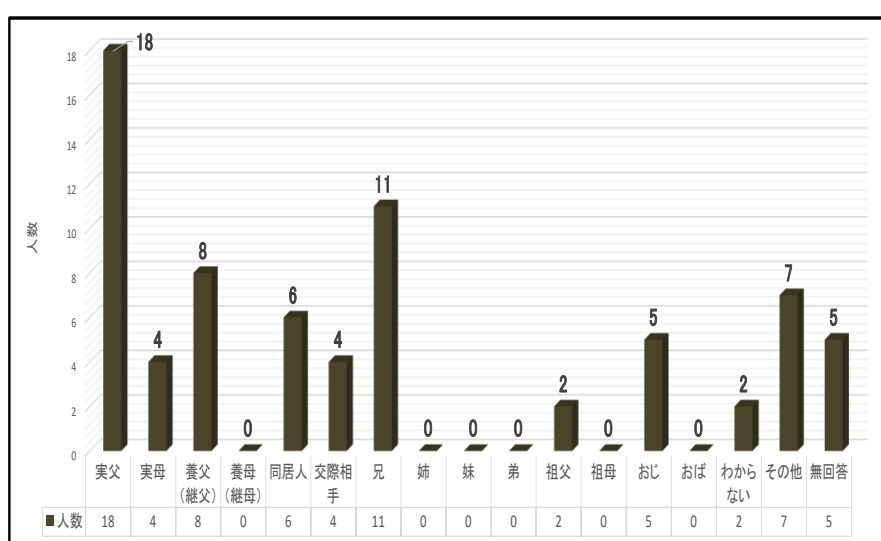
その他の内容としては、「生徒指導」、「児童クラブの職員」、「支援員」、「性的虐待を受けた生徒が本校に転校してきた」、「入学時の情報として把握していた」、「児童相談所経由で本校に転入」、「児童相談所から他の虐待で引き継ぎを受けていた」、「性虐待について本児卒業後に情報を得たが担任、管理職は知っていた」、「児童相談所より連絡があった」、「赴任したときには情報が入っていた」であった。詳細を、6 - 図8に示す。



6 - 図8 校内で最初に虐待を把握した人 (n=69)

⑥ 虐待者の属性に対する回答結果（複数回答可）

「実父」が18名（25%）、「兄」が11名（15.3%）、「養父（継父）」が8名（11.1%）、「同居人」が6名（8.3%）、「おじ」が5名（6.9%）、「実母」と「交際相手」がそれぞれ4名（5.6%）、「祖父」が2名（2.8%）、「わからない」が2名（2.8%）、「その他」が7名（9.7%）、「無回答」が5名（6.9%）、「養母（継母）」「姉」「妹」「弟」「祖母」「おば」が0名であった。その他の内容としては、「継祖父」、「兄と友達」、「母親の知人」であった。虐待者がひとりでないことを鑑みて複数回答を可としたため72項目の回答があった。詳細は、6-図9に示す。



6 - 図9 虐待者の属性 (n=72)

⑦ 性的虐待をどのようにして知ったかに対する回答結果（複数回答可）

「児童や生徒から直接告白、相談を受けた」が22名（33.8%）、「教員および学校職員からの相談、情報」が14名（21.5%）、「外部関係機関（教育委員会や児童相談所、医療機関、民生委員、地域など）からの相談、情報」が7名（10.8%）、「保護者および家族からの相談、情報」が6名（9.2%）「近隣、親族、友達など子どもにかかわる人からの相談、通告」が5名（7.7%）、「スクールソーシャルワーカー（SSW）からの情報」が4名（6.2%）、「スクールカウンセラー（SC）からの情報」が2名（3.1%）、「その他」が5名（7.7%）であった。

その他の内容としては、「行動時におかしいと思った」、「実父の逮捕をもって知った」、「放課後支援員からの連絡」、「施設よりの情報」などであった。

詳細は、6-表3に示す。

6 - 表 3 虐待の事実をどのように知ったか（複数回答可）（n=65）

	人数	(%)
児童や生徒から直接告白、相談を受けた	22	33.8
教員および学校職員からの相談、情報	14	21.5
外部機関(教育委員会や児童相談所、医療機関、民生委員、地域など)からの情報、相談	7	10.8
保護者および家族からの相談、情報	6	9.2
近隣、親族、友達など子どもにかかわる人からの相談、通告	5	7.7
その他	5	7.7
スクールソーシャルワーカー(SSW)からの情報	4	6.2
スクールカウンセラー(SC)からの情報	2	3.1
合計	65	100

⑧ 性的虐待の把握に至るまでに、性的虐待を疑っていたかに対する回答結果

「性的虐待そのものを疑っていなかった」が 16 名 (30.2%)、「性的虐待を疑っていた」が 11 名 (20.8%)、「性的虐待以外の虐待があり、性的虐待は疑っていなかった」、「性的虐待以外の虐待は疑っていたが、性的虐待は疑っていなかった」がそれぞれ 7 名 (13.2%)、「その他」が 12 名 (22.6%) であった。

その他の内容としては、「不登校が理由になっていた」、「SSW から情報をもらっていてすでに加害者とは距離を置かれた後だった」、「以前から家庭内の環境に問題を抱えており、各機関が関わっていたので、その中で発覚した」他に、すでに児童相談所などの関係機関が関わっていた内容に関する回答や、赴任前に情報が得られていた内容に関する回答が見られた。詳細は、6 - 表 4 に示す。

6 - 表 4 性的虐待を疑った経験（複数回答可）（n=53）

	人数	(%)
性的虐待そのものを疑っていなかった	16	30.2
性的虐待を疑っていた	11	20.8
性的虐待以外の虐待があり、性的虐待は疑っていなかった	7	13.2
性的虐待以外の虐待は疑っていたが、性的虐待は疑っていなかった	7	13.2
その他	12	22.6
合計	53	100

⑨ ⑧で、「性的虐待を疑っていた」と回答した人（11 名が回答の対象者）

性的虐待を疑っていたのは、どんな要因からかに対する回答結果（複数回答可）「児童や生徒の言動から」が 8 名、「児童や生徒の身体的様子から」が 4 名、「親の言動から」、「兄弟姉妹の言動から」、「その他」がそれぞれ 1 名、「級友の言動から」「他の教職員の言動から」が 0 名であった。「その他」の内容としては、「その相手の人物の言動から」であった。詳細は、6 - 表 5 に示す。

6 - 表 5 性的虐待を疑った要因は何か（複数回答可）（n=15）

	人数
児童や生徒の言動から	8
児童や生徒の身体的様子から	4
親の言動から	1
兄弟姉妹の言動から	1
級友の言動から	0
他の教職員の言動から	0
その他	1
合計	15

⑩ ⑨で、「児童や生徒の身体的様子から」と回答した人の具体的な様子に対する回答結果（4名が回答の対象者）（複数回答可）

「自分は汚い、自分はけがれている、リストカットなど自分に対する拒否感や破壊行動が見られた」、「家出や徘徊などの逃避行動があった」、「特定の異性（男性・女性）特定の年代（大人など）への拒否、恐怖が見られた」がそれぞれ3名、「うつ、自殺未遂の既往などの感情の障害が見られた」、「性化行動（性的な質問を繰り返す、他人の性器を触りたがる、自慰行為など）が見られた」、「不登校、連絡を絶つ、友達関係が減少する、孤立、愛着対象に近づこうとしないなど人と距離を取りたがる状況が見られた」、がそれぞれ2名、「髪の毛を抜く、爪を噛む、ささくれを剥くなどの神経症傾向が見られた」が1名、「その他」が、1名であった。「その他」の内容としては、「遅刻が多く、生活が乱れていた」であった。

詳細は、6 - 表 6 に示す。

6 - 表 6 身体的様子の内容（複数回答可）（n=17）

	人数
①うつ、自殺未遂の既往などの感情の障害が見られた	2
②性化行動（性的な質問を繰り返す、他人の性器を触りたがる、自慰行為など）が見られた	2
③衣服を脱ぐこと、トイレに行くことなど特定のものに対する不安があった	0
④身体の一部の機能を失う症状が見られた（目が見えない、声が出ない、手が動かない、喉が痛い、歩けないなど）	0
⑤自分は汚い、自分はけがれている、リストカットなど自分に対する拒否感や破壊行動が見られた	3
⑥家出や徘徊などの逃避行動があった	3
⑦不登校、連絡を絶つ、友達関係が減少する、孤立、愛着対象に近づこうとしないなど、人と距離を取りたがる状況が見られた	2
⑧忘れ物や置き忘れが多くなる、思い出すためにボ～とするなど解離している時間が増えていた	0
⑨髪の毛を抜く、爪を噛む、ささくれを剥くなどの神経症傾向が見られた	1
⑩特定の異性（男性・女性）、特定の年代（大人など）への拒否、恐怖が見られた	3
⑪その他	1
合計	17



- ⑪ その他、性的虐待を受けた児童や生徒と関わる際に感じた印象や特徴的な行動に対する回答結果（複数回答可）。回答内容数は、23項目であった。

詳細を、6 - 表7に示す。

6 - 表7 関わる際に感じた印象や特徴的な行動（複数回答可）（n=23）

	自由記述
1	精神的に不安定。統合失調症になり、幻覚が見えたりしていた。
2	SNSへの逃避
3	あえて明るく接してくる。
4	自分事ではなく他人事のようにたんと語る。
5	口調が大人びていた感じがありました。体の発育が早い感じが見られました。
6	中2女子・・・前髪で目まで隠れるくらいの長さ(顔を隠している)マスクをしている。不登校傾向、遅刻が多い。保健室来室が多いがあまり話さない。体調が悪そうではないが何かあるなという感じをうけた。緘黙、笑顔がない。
7	教室に行かず保健室に来室することが増えた。女子生徒・・・男性教員(年齢高め)に暴言を吐く。男子生徒・・・女性教員が苦手だと訴え授業に出なくなった。自傷行為の増加、食欲不振、帰宅拒否、家出
8	母親の養育が不適切。兄は障害あり。家の中は乱雑。一緒に就寝している。
9	男性教師(若い)に甘える姿勢が見られた。男性教師への近づき方(距離感)が普通にみえない。
10	解離と思われる症状が見られた。感情の起伏が激しい。霊が見えるとよく言っていた。
11	保健室の利用が多く、よいため息をついていた。難聴があったため、耳をよく気にしていた。
12	話すことがこころ変わるため確信がもてない。
13	男性を極端に嫌うか、ベタベタと近づくの二極のように感じる。
14	自分のことを責めてしまう。自分が言わなければ「家族全体」として平和に過ごしていたのにと感じてしまうようでした。
15	保健室に頻繁に顔を見せるようになった(体調不良を訴えて)
16	身なりはあまり気にしない。また知的に全体より劣っていると感じる。
17	男性の教員が生徒の手に触れたら、トイレのホースの水で全身を服を着たまま洗い始めた。
18	自閉傾向のある子だった。
19	リストカット・家出・男好き
20	人によっては強く反発することがあり、不安定な面が見られた。
21	夏休みなどの長期休みを嫌がり、休みが近づく不安定になる。夜中に家を飛び出すことがしばしばあった。洋服の穴を大きくする、穴を開けるなど、自傷行為につながりそうな様子が見られた。同じことを繰り返し質問してくる様子があった。
22	父親のことを激しくののしったり、保健室で物を投げたり、壁を叩いたり(泣きながら)いった行動があった。
23	自暴自棄な言動、大人への不信感、攻撃的など。小学生なのに、いざとなれば体を売ればいいなどと、はつとするような言動があった。

【以下、⑫～⑬は、①で関与経験が「ある」と回答した者(45名)に対する質問である】

- ⑫ 性的虐待を受けた児童や生徒の事例と関わった際に、相談または通告をしたかに対する回答結果（複数回答可）75項目の回答があった。

「外部機関（児童相談所、保健所、市町村の福祉部局、警察その他など）に通告した」が27名(36%)、「スクールカウンセラー(SC)に相談した」が17名(22.6%)、「教育委員会に相談した」が9名(12%)、「スクールソーシャルワーカー(SSW)に相談した」が8名(10.7%)、「その他」が8名(10.7%)、「外部機関には相談しなかった」と、「無回答」が、それぞれ3名(4%)であった。その他の内容は、「外部機関がすでに関わっていた」、「実父の逮捕をもって知ったので通告はしていない」、「主治医と直接相談した」、「すでに対応後だった」、「保護者に話した、医療機関のDrとカウンセラーに話した」、「すでに通報が済んデータ」、「民生委員」、「その後すぐに

兄と別居したから」、「当時、児童相談所、その他 に関わったことがあったが、何もしてもらえなかったので夏休みに入る前に母と相談して危険を感じたら警察に相談すると良いと伝えておいた所、親子で相談に行き解決できたと思う。警察の方が早い対応だったと感じる」などであった。詳細を、6 - 表 8 に示す。

6 - 表 8 関わった際に通告・相談をしたか（複数回答可）（n=75）

	人数	(%)
外部機関(児童相談所、保健所、市町村の福祉部局、警察その他など)	27	36
スクールカウンセラー(SC)に相談した	17	22.6
教育委員会に相談した	9	12
スクールソーシャルワーカー(SSW)に相談した	8	10.7
その他	8	10.7
外部機関には相談しなかった	3	4
無回答	3	4
合計	75	100

⑬ 性的虐待をめぐる対応についての困難感に対する回答結果（複数回答可）

「性的虐待を受けている児童や生徒についての対応」が 29 名（36%）、「被害児の家族に対する対応」が 25 名（31.3%）、「周囲の児童や生徒への対応」が 7 名（8.8%）、「他部署、他機関への調整、連携に関すること」が 7 名（8.8%）、「学校内の理解や合意、連携に関すること」が 5 名（6.3%）、その他」が 4 名（5%）、「無回答」が 2 名（2.5%）、「自分自身のメンタルに関すること」が 1 名（1.3%）であった。その他の 4 名については、「児童相談所の対応が早く困ることはなかった」、「知的に低かったので性的虐待と本人がわからないこと」、「担任教師のメンタル」、「自分がどのように動いて良いかわからなかった」など 80 項目の回答があった。詳細を、6 - 表 9 に示す。

6 - 表 9 対応についての困難感（複数回答可）（n=80）

	人数	(%)
性的虐待を受けている児童や生徒についての対応	29	36
被害児の家庭に対する対応	25	31.3
周囲の児童や生徒への対応	7	8.8
他部署、他機関への調整、連携に関すること	7	8.8
学校内の理解や合意、連携に関すること	5	6.3
その他	4	5
無回答	2	2.5
自分自身のメンタルに関すること	1	1.3
合計	80	100

- ⑭ ⑬で回答した人 具体的な内容に対する回答結果。回答内容は、36項目であった。詳細を、6-表10に示す。

6-表10 対応で具体的に困った内容 (n=36)

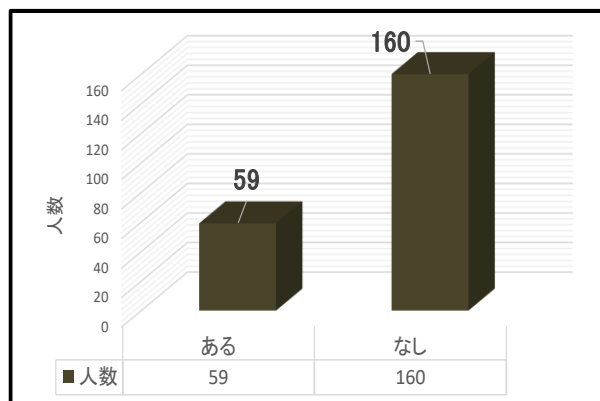
自由記述	
1	家族に知らせ何らかの対応をしたかったが本人がそれを望まなかったため、(家族に知らせるとショックを受けるから、知らせたくないとの理由)何もしてあげられなかったこと。
2	事実を保護者(母)にどのように伝えるか、難しかった。本人への聞き取りも傷つけないように、事実を把握するのがとても難しかった。
3	直接親へ聞けない。
4	SSWと常に連携していたため、通告したが児相が突然来校し、被害児を一時保護していったため、衝撃的だった。
5	性的虐待がおさまっていて経過をみている際、子供からの情報で確認していたが、限界があった。(おしりをさわる、胸をさわるなどの行為)
6	児童相談所に何度も連絡を入れていても、「虐待通告です」という言葉を使わないこと、ファイルもできないし単なる相談扱いで何もしてもらえないということを知らず、保護されるまでの時間がかかってしまったこと。保護されても本人が家に帰りたいと言えば、家に帰されてしまい、また危険な環境下で生活することになってしまったこと。同じことを何度も聞きとりされる姿を見ると、心が痛んだこと。
7	話題には出さないものの、味方だよという関係を築くまでに時間がかかる。
8	事実の確認が困難だから。
9	被害生徒の母が認めないこと、公に周知されることを恐れていた。加害者との接触を断つために、家へ戻すまでに時間がかかったこと、被害生徒が学校に戻るまでに時間がかかり学習が遅れてしまったこと。
10	事実があったので児相と警察へ連絡する旨を伝えた所、「主人がそんなことしない」となり、その場にいた養父が学校にのりこんで来た。その様子を見た母が警察へ連絡した。
11	本人から事実を聞いたわけではないため、フォロワーが表面的になってしまった。あまり触れないほうが良いのかな・・・と思った。学校で性教育を扱う授業があったため、どのように参加させるか、もしくは参加させないかを迷った。
12	どのように協力を要請したらよいか。
13	SCやSSWが常時いる学校ではなかったため、連絡や対応がすぐにできず困ってしまった。
14	親へ事実を伝える際の伝え方。被害児への聞き取り
15	父子家庭で父一人子一人のため、一時保護の際、その日になって本人が「やっぱり家にいる」と言い出し、現状維持となってしまった。本人は、「この後、私はどうなるのだろうか」「生まれ育った家を出て今後、生きていけるだろうか」という不安が大きかったと思う。今頃、彼女はどのようにしているのだろうかと思いでいます。あの時、説得し、守れなかったことが悔やまれます。
16	被害生徒が頑なに家族に知らせることを拒んだこと。小学生の時の出来事で現在は続いておらず、PTSDに苦しんでいたため、その事には触れず、現在の状態から医療受診が必要と保護者に説得して受診していただいた。(主治医には事情を説明、主治医から児相へ説明された)中学までくると、幼少期の虐待のPTSDで悩んでいる苦しんでいる子が多いと感じます。
17	施設に入っていたが、他市の祖父(加害者)に引き取られることになった。本人は引き取られることを望んでいる。
18	父親が本児のことで相談したいとカウンセリングを受け、その中の話で父が本児に対して性的虐待を行っている疑いがあると分かった。しかし、本当はどうかの本児から直接、話を聞いてみたが、よくわからないところがあり、様子を見守ることになった。その後、転校してしまつた(父子家庭)(家庭内のことで誰も気付く人がいない。本児は、父のことが好きで虐待とは感じていない)
19	児童や生徒への支援、保護者対応
20	児相に一時保護された際、保護者が怒鳴り込んで学校に来校されたため、対応に困った。家出をして警察に保護され、夜中に警察から連絡があり、養父が話に行った後、(保護者の迎えがなく)結局、一時保護で児相対応となった。夜中の呼び出しは厳しい・・・。暴力、(物にあたる)、無気力、自傷(リストカット、ピアス etc)が増加し、他の生徒への影響が心配された。また薬にたより飲みすぎるなど目が離せずトイレにも行けなかった。性的言動や絵を書くなど他児への影響がひどくなり入院となったが、他に手を出し、すぐに退院となり、対応が困難となった。(学校で落ち着かず遅刻、早退が増えた)
21	自分から周囲の生徒にべらべら話す子がいた。そのことを後で知り、教員が生徒へ指導した。どこまで話を聞いて良いのか!こんな質問をしてよいのか・・・と思うような所もあったこと。
22	虐待を受けたいた児童は自分からは言わず、その妹から発覚したため、本人からは聞き出すことができなかった。また加害者は母親へのDVで逮捕されていたので、管理職からの指示で対応した。
23	通告し、児相の方が本児への聞き取りをする前まで子どもを保健室で預かったが、何をどう話したらよいか悩んだ。通告後日、本児の母親が来校し、直接、養護教諭と話がしたいと言われてとても戸惑った。
24	本人の保護者が加害者のため、家での生活が(家族関係)大きく崩れないか対応に気がつかなかった。
25	担任の理解がない(女性なのに)◎ですすめているのに、他の教師に言ってしまう。(男性教師)
26	学校が知っているということを家族に伝えてない。
27	今思えば、傷ついた子供に何と声をかけたらいいいのかわかりません。
28	特別支援学級対象の生徒だったためか、他にも生徒が数人いる保健室へ来室するなり周囲を気にすることなく話をきりだして驚いた。近くに個室がなかったのでも外で話をした。危険な相手なのか、状況にあるのか、判断する力が弱いと思われる生徒だったので、どのように指導したらよいか困った。
29	保護者対応
30	本当に困ったら、自分が通報するから、内緒にして欲しいと言われ、教頭、SSWには話したが、児相へは伝えなかった。その後、自分で通報、一時預かりとなった。
31	複雑な家庭環境(実母、実祖母、継祖父、実母の交際相手)における同居、別居を超えた問題、トラブルが度々起こり、それが虐待とも絡んでいたため、(本人の学習や諸活動への参加意欲が低かったこともあるが)本人の将来や進路に向けた対応が思うようにならなかった。(※外部機関との連携有)
32	家庭内のことなので事実を把握することが難しかった。本人に虐待内容を詳しく聞くことが難しかった。(言いたくない、思い出したくない、触れてほしくない等の本人の気持ち)
33	ネグレクト等の虐待があり、地区児童委員、地区の民生委員が継続的に家に介入し、相談や指導をしてきている家庭であったが、性的虐待をした加害者が知的に低く、特別支援学級に在籍している中学生(おじ:虐待を受けた児童の母の弟)であったため、性的虐待を受けた児童(兄妹)、加害者(中学生)を家庭の立てなおし等々のため、それぞれ別の養護施設に入所措置となった。学校からは離れてしまったがいろいろなことを理解させることがとても難しい家族であったため、発見がおくれてしまつたり指導が難しかった。
34	被害者は児相に保護されている状況だった。兄弟が数名校内に在籍していたため、父親の逮捕を受け、精神面が不安定になると予想された。担任教諭は体調をくずした。自分自身は、逮捕まで性虐待については知らされていなかったため、教員間での連携がなされていなかったことへの不信感と早期に発見できなかったことへの思いがつかつた。
35	子どもから相談を受け、すぐ児童相談所に相談をし、保護となった。一定の安定するまで付き添ったが、その時点から学級に戻ってくることはなかった。学級の子にどう伝えるか考えたが、まだ4年生だったので、家の都合で遠くの親戚に引き取られることになったと伝えた。
36	本人からの相談で証拠がないと思つた。本人自ら友達にも相談していて、噂が広まってしまった。

## (2) 性的虐待に関する相談対応経験

- ⑮ 性的虐待に直接、関わることはなかったが、学校内で周囲から性的虐待の相談または、情報提供を受けたことがあるかに対する回答結果

「ある」が59名(26.9%)、「ない」が160名(77.2%)であった。

詳細を、6-図10に示す。

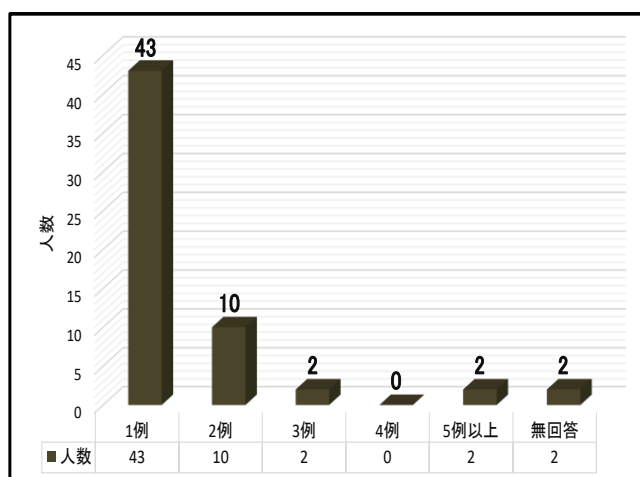


6-図10 相談や情報提供を受けた経験 (n=219)

- ⑯ ⑮で、相談または、情報提供を受けたことが、「ある」と回答した人(59名の回答の対象者)相談ケースの数に対する回答結果

「1例」が43名(72.9%)、「2例」が10名(16.9%)、「3例」が2名(3.4%)、「5例以上」が2名(3.4%)、「4例」が0名、「無回答」が2名(3.4%)であった。

詳細を、6-図11に示す。

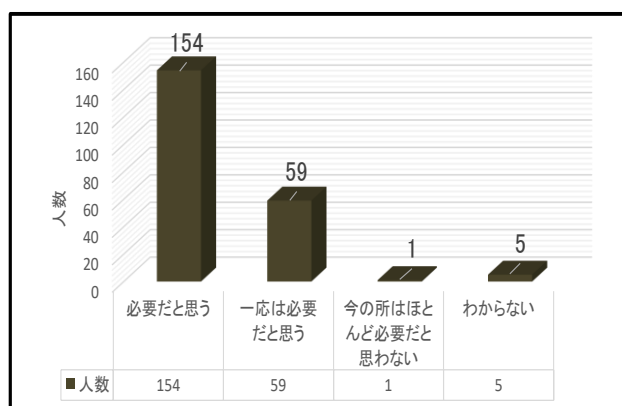


6-図11 相談や情報提供を受けた事例数 (n=59)

### (3) 性的虐待の対応に関する意識

#### ⑰ 学校現場で性的虐待の知識や対応などの教育や研修の必要性に対する回答結果

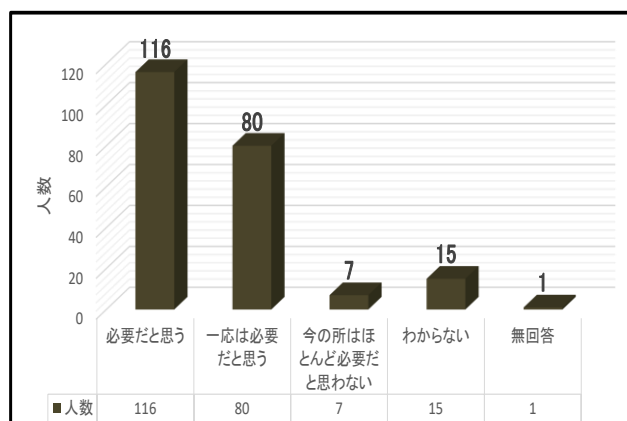
「必要だと思う」が154名(70.3%)、「一応は必要だと思う」が59名(26.9%)、「わからない」が、5名(2.3%)、「今のところ必要だと思わない」が1名(0.5%)「必要ない」が0名であった。詳細を、6-図12に示す。



6 - 図12 教育や研修の必要性 (n=219)

#### ⑱ 学校現場での性的虐待への介入に向けた対策の必要性に対する回答結果

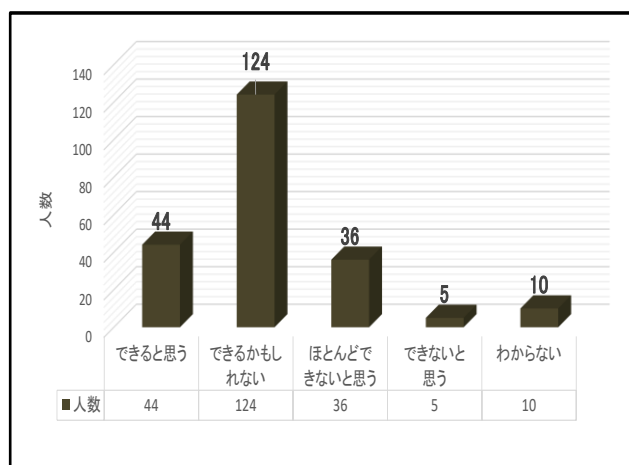
「必要だと思う」が116名(53%)、「一応は必要だと思う」が80名(36.5%)、「わからない」が、15名(6.8%)、「今のところは必要だと思わない」が7名(3.2%)、「必要ない」が0名、「無回答」が1名(0.5%)であった。詳細を、6-図13に示す。



6 - 図13 介入に向けた対策の必要性 (n=219)

#### ⑲ 学校関係者の性的虐待の発見や対応の効果的に関与の可能性に対する回答結果

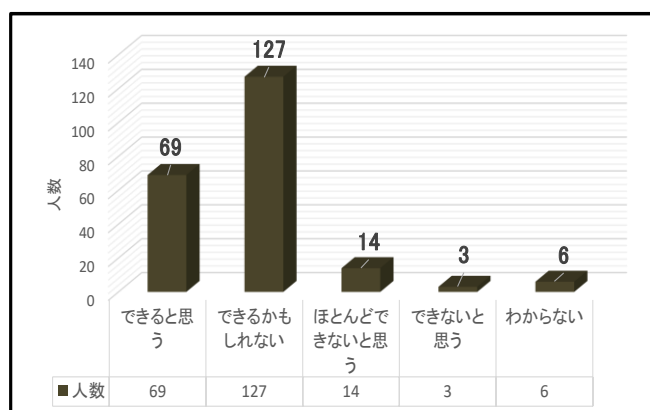
「できると思う」が44名(20.1%)、「できるかもしれない」が124名(56.6%)、「ほとんどできないと思う」が36名(16.4%)、「わからない」が10名(4.6%)、「できないと思う」が5名(2.3%)であった。詳細を、6-図14に示す。



6 - 図 14 効果的関与の可能性 (n=219)

- ⑳ 学校現場とスクールソーシャルワーカー（SSW）の連携による性的虐待の介入への可能性に対する回答結果

「できると思う」が 69 名 (31.5%)、「できるかもしれない」が 127 名 (58%)、「ほとんどできないと思う」が 14 名 (6.4%)、「わからない」が 6 名 (2.7%)、「できないと思う」が 3 名 (1.4%) であった。詳細を、6 - 図 15 に示す。



6 - 図 15 SSW の連携による介入の可能性 (n=219)

- ㉑ ⑱、㉑で、「ほとんどできないと思う」「できないと思う」「わからない」の理由についての回答結果を 6 - 表 11 に示す。回答対象者は 23 名、回答内容は 34 項目であった。

6 - 表 11 「学校関係者の性的虐待の発見や対応の効果的関与の可能性」と「SSW と連携することによる介入の可能性」で、「ほとんどできないと思う」、「できないと思う」、「わからない」と答えた理由

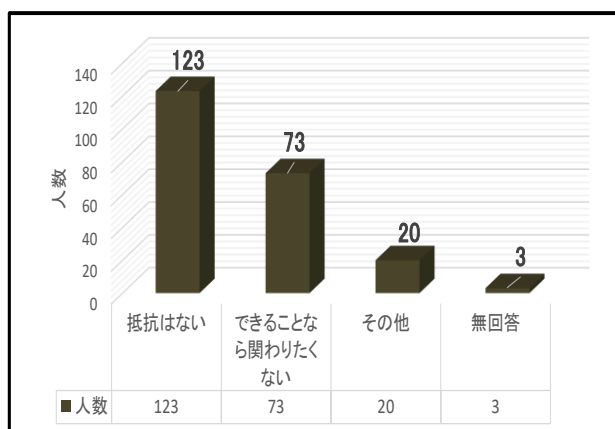
	自由記述
1	家庭の問題に学校、他人が介入していくのはかなりむずかしい。
2	子どもが訴えたいと思う土台(信頼・知識)がなければいくら受け口を広くしても明らかにならないのでは・・・
3	本校は、SSWは常住ではないので、性的に関わらず、虐待の事案で突然出て来て関わることは自然な流れではない。関わったとして対象児が警戒するので、関係づくりから必要だと思うと介入まで時間がかかる。
4	SSWを設置している学校が少ないため。
5	SSWが効果的に働いた経験が今までにないため。
6	実際デリケートな問題なので難しいと思います。
7	まず自分が対応したことがないため、効果的にと言われると自信がないため。
8	性的虐待を受けた児童は心を開くことが苦手だと思います。担任が教員に対して信頼感をよせ、良い人間関係があって心を開くのではないかと思う。多数の子ども達を指導している担任にどこまで相談するか疑問である。
9	現在発見しにくい状態なので、効果的な関与がイメージしにくい。
10	教員に発見や対応というのはなかなか難しと思う。とくに対応というのは、どうしていったらよいかわからないところが多いと思う。
11	性的虐待を受けたという事実が出てこないことや対応の仕方がわからない。
12	経験値が低いから(事例が少ないと思う)
13	発見に関して・・・生徒への啓発、相談しやすい環境が必要だと思います。対応・・・多くの機関や関係者が関わることになった場合、秘密保持、生徒を守ることについて不安を感じます。
14	加害者又は関係者が否定する可能性があるため。
15	性的虐待に介入するのは難しいと思うので。
16	生活ネグレクト等の介入でさえ、思うようにいかない。それ以上にデリケートな事案に介入するには不可能に近い。
17	学校が直接、児童相談所や警察に連絡すれば良いと思うので。
18	歪んだ家庭環境や保護者の考えに対し、学校側が介入するのは難しいと思う。
19	SSWの職務の明確化とSSWが学校外の他機関とのつながりが良好にならないと連携ができない。
20	介入はどこまでの介入なのか？学校現場は何の力もなく子どもが戻って来た時に安心して学校生活をすごせる様に対策するしかできない。人権やプライバシーの保護等、学校はあまり虐待に関して「力」はないと思います。いつも、虐待案件が出てくると「何もできない」ふがいなさを職員達は感じています。何の力もないのに、医師から「学校で何とかして下さい」児相は「学校で様子見て下さい」学校ってなんでも屋じゃないぞ！自分の仕事は自分でしてほしいというもケース会議の時におこっています。
21	私自身も、担任をはじめ教職員は、性的虐待についての知識や対応について、具体的な研修会を受けていないため、実際に起こった時、適切な対応ができないと思う。
22	とてもデリケートな問題で校内でも一部の職員のみで対応しました。良いか悪いかは別として、他者に知られることを極点にイヤがる子供の姿を見ると、あまり多くの手を介さず、医療へつなげたいと思います。現在進行形の例であるなら、あるかもしれません・・・。家庭への介入が必須ですから。
23	SSWにもよると思う。しっかり組織が機能していれば可能かも。
24	SSWの有効活用がなされていない現状があると感じる。普段ほとんどいない方なので、戦力にならない。(正直期待していない)
25	発見がむずかしいと思う。子供が自分から言うことはほとんどないと思う。効果的に対応できるとは思えない。
26	まさかそんなことがとまっているから。性的虐待についての研修を受けていないから。
27	事実を隠すことが多いと思うので、校内での発見は難しいと感じる。しかし外部機関と連携すれば、事実の発見や対応につなげていけるのではないかと思う。
28	学校職員それぞれの知識や認識に差があると思う。
29	ゆっくりと話をきく空間(場所・時間・ゆとり)がない。
30	デリケートな問題のため、しっかりした知識がないと難しいと思う。
31	自分自身も含め、知識や対応について研修不足のため、効果的に関与する事は難しいと思う。
32	性的虐待の発見や児相につなげるなど初動はできると思うが、介入となると保護者対応や被害にあった子供の継続的なケアが必要となるため、専門医やカウンセラーなど専門の方の指導や教育者への支援が必要と思うから。
33	性的虐待についてほとんど勉強していないため、対応が非常に難しいです。
34	一時的な対処、対応ができて、その後の受け入れ先がない(に等しい)心因的虐待、あきらかに家庭環境が良くなく、そのままの状態でしたら、ますます状況が悪化するような件であっても児相以外の受け入れ先がない上に、人手が足りず、学校に対応を任されてしまうことも少なくないため。(対応、介入するのであれば、きちんとやるべきであるため、中途半端な状態になるのが明確であれば、介入することによってさらに状況が悪化するのではないかとという声が職員の中であがっている。

#### (4) 性的虐待についての意識や周辺知識に関する理解度

##### ② 性的虐待のケースに関わることに対する回答結果

「抵抗はない」が123名(56.2%)、「できることなら関わりたくない」が73名(33.3%)、関わりたくない」が0名、「その他」が20名(9.1%)「無記名」が3名(1.4%)であった。

その他の内容としては、「抵抗の有無、関わりたくないという意志ではなく、そのことが起きたらできることはやらなければならないと思ってる」、「関わるのであれば、研修を積んでからでなければ心配」、「正しい知識が必要、自分にはまだ足りない」、「抵抗はないが不安である」、「養護教諭としての対応が(その子の向き合い方)その後大きな影響を与えるかと思うととても重たいものを感じるが、もしそのようなケースに出会ったとしたら、自分にできることをすることは、当然のことと考える」、「関わりたくないではなく、支援したいと思うが、重い案件になると予想されるので自分が安易に携わるものではないという抵抗がある」、「抵抗はないが自信はない、関わったことがないので、想像できない」、「もしそういうケースの子どもがいたら、その子のために関わりたいと思っているが、自分に何ができるのか具体的にわからない」、「抵抗がないわけではないが、関わらなければいけないと思う」、「サインなどの訴えがあった時は、関わらないといけませんが、現在の児童が関わっていたら少し嫌だなと思います」、「自校の生徒があった場合は、チームの一員として対応します」、「抵抗がないわけではないが、できることがあれば、努力したいし協力したい」、「事実を知らされた以上関わると思う。それが職務」、「その子の一生に関わる問題であるので関わることになってしまった場合、できる限りの対応をしてくんだと思う」であった。詳細を、6-図16に示す。

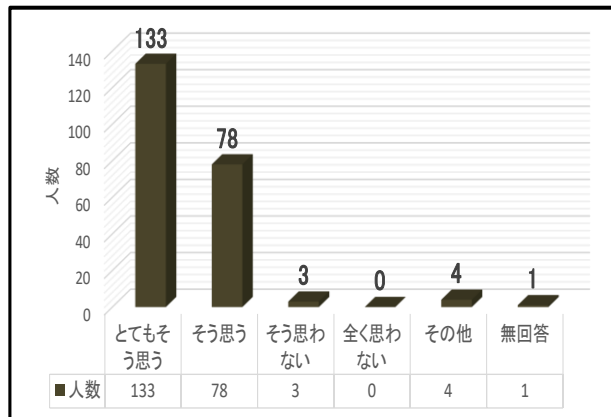


6-図16 性的虐待に関わることへの抵抗 (n=219)

##### ③ 性的虐待は他の虐待に比べて対応が難しいと思うかに対する回答結果

「とてもそう思う」が133名(60.7%)、「そう思う」が78名(35.6%)、「そう思わない」が3名(1.4%)、「全く思わない」が0名、「その他」が4名(1.8%)、「無回答」が1名(0.5%)であった。「その他」の内容としては、「どの虐待も対応は難しいと思う」、「どの虐待の対応も等しく難しいと思う」などであった。詳細を、6-図17に示す。

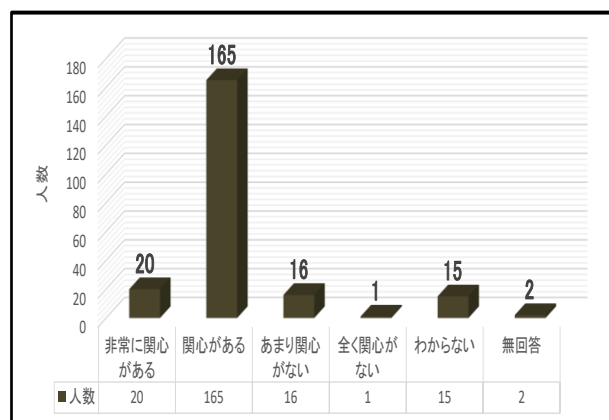




6 - 図17 他の虐待と比べた対応の困難さ (n=219)

②4 性的虐待問題への関心度に対する回答結果

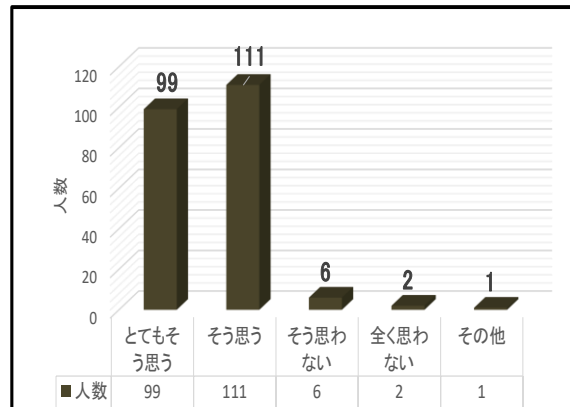
「非常に興味がある」が20名(9.1%)、「興味がある」が165名(75.3%)、「あまり興味がない」が16名(7.3%)、「全く興味がない」が1名(0.5%)、「わからない」が15名(6.8%)、「無記名」が2名(0.9%)であった。詳細を、6 - 図18に示す。



6 - 図18 性的虐待への関心度 (n=219)

②5 性的虐待は、統計にあらわれる数字以上に多くあると思うかに対する回答結果

「とても思う」が99名(45.2%)、「そう思う」が111名(50.7%)、「そう思わない」が6名(2.7%)、「全く思わない」が2名(0.9%)「その他」が1名(0.5%)であった。その他の内容としては、「よくわからない」であった。詳細を、6 - 図19に示す。

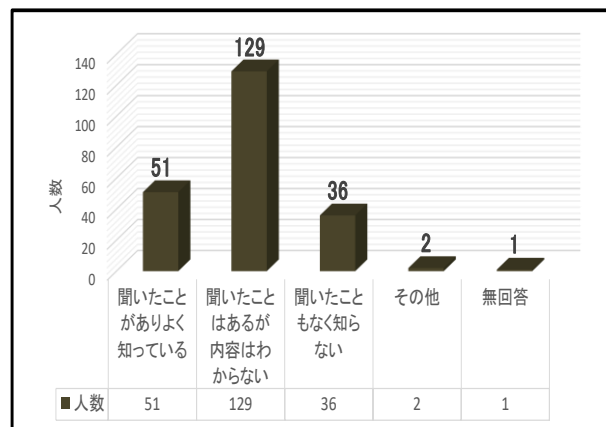


6 - 図 19 潜在数への意識 (n=219)

- ②⑥ 性的虐待の被害を聞く際に、複数の人から繰り返し同じことを聞かれ、記憶が歪められる現象を知っているか（過誤記憶）に対する回答結果

「聞いたことがありよく知っている」が51名（23.3%）、「聞いたことはあるが、内容はわからない」が129名（58.9%）、「聞いたこともなく知らない」が36名（16.4%）、「その他」が2名（0.9%）、「無回答」が1名（0.5%）であった。

その他の内容としては、「当事者でないといけないことだと思う」、「想像がつく」であった。詳細は、6 - 図 20 に示す。

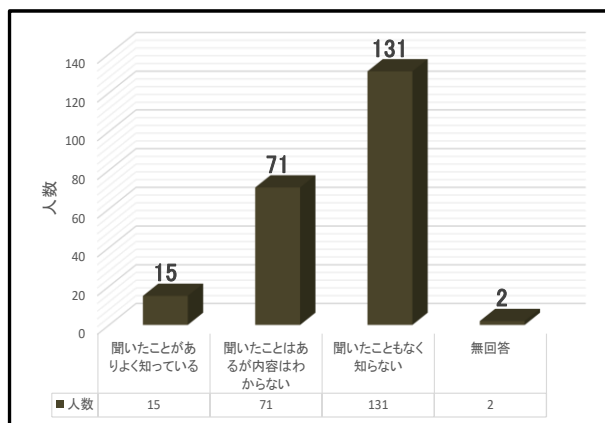


6 - 図 20 過誤記憶の認識 (n=219)

- ②⑦ そのために訓練を受けた人が行う司法面接という手法を知っているかに対する回答結果

「聞いたことがありよく知っている」が15名（6.8%）、「聞いたことはあるが内容はわからない」が71名（32.4%）、「聞いたこともなく知らない」が131名（59.8%）、「その他」が0名（0.0%）、「無回答」が2名（0.9%）であった。

詳細を、6 - 図 21 に示す。



6 - 図 21 司法面接の認識 (n=219)

#### 4) 量的分析の結果

##### (1) 関与（遭遇）経験の有無による回答の傾向性

量的分析の第1段階として、性的虐待の関与（遭遇）経験による回答の傾向を見るために、関与（遭遇）経験の有無と、

- ①「学校現場における教育や研修の必要性」②「性的虐待への介入に向けた対策の必要性」
- ③「性的虐待の発見や対応への効果的な関与」④「学校現場とSSWの連携による効果的な関与」
- ⑤「性的虐待のケースに関わることへの抵抗」⑥「他の虐待と比べた対応の困難性」
- ⑦「性的虐待問題への関心」⑧「性的虐待の潜在性の認識」⑨「過誤記憶の認識」
- ⑩「司法面接の認識」の10項目について検討を行った。

##### ①「学校現場における教育や研修の必要性」については、

関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、教育や研修が、「必要だと思う」と答えた割合が高い傾向にあった。関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者は、「一応は必要だと思う」の割合が高い傾向にあった。結果を6-図22に示す。

##### ②「性的虐待への介入に向けた対策の必要性」については、

関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、介入に向けた対策が、「必要だと思う」と答えた割合が高い傾向にあった。関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者の方が、「一応は必要だと思う」と答えた割合が高い傾向にあった。結果を6-図23に示す。

##### ③「性的虐待の発見や対応への効果的な関与」については、

関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、「できると思う」と答えた割合が高い傾向にあった。関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者の方が、「できるかもしれない」、「ほとんどできないと思う」と答えた割合が高い傾向にあった。結果を6-図24に示す。

##### ④「学校現場とSSWの連携による効果的な関与」については、

関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、「できないと思う」、「わからない」と答えた割合が高い傾向にあった。関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者の方が、「できると思う」、「できるかもしれない」と答えた割合が高い傾向にあった。結果を6-図25に示す。

##### ⑤「性的虐待のケースに関わることへの抵抗」については、

関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、「抵抗はない」と答えた割合が高い傾向にあった。関与（遭遇）経験が「なし」と答えた者の方が、「できることなら関わりたくない」と答えた割合が高い傾向にあった。しかしながら全体的に大きな差は見られなかった。

結果を6-図26に示す。

##### ⑥「他の虐待と比べた対応の困難性」については、

関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、「そう思う」と答えた割合が高い傾向にあったが、関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者の方が、「とてもそう思う」と答えた割合が高い傾向にあった。関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者の中に「そう思わない」と答えた者が一定数見られた。結果を6-図27に示す。

⑦「性的虐待問題への関心」については、

関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者の方が、「非常に関心がある」、「関心がある」と答えた割合が高い傾向にあった。関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、「あまり関心がない」、「関心がない」と答えた割合が高い傾向にあった。結果を6-図28に示す。

⑧「性的虐待の潜在性の認識」については、

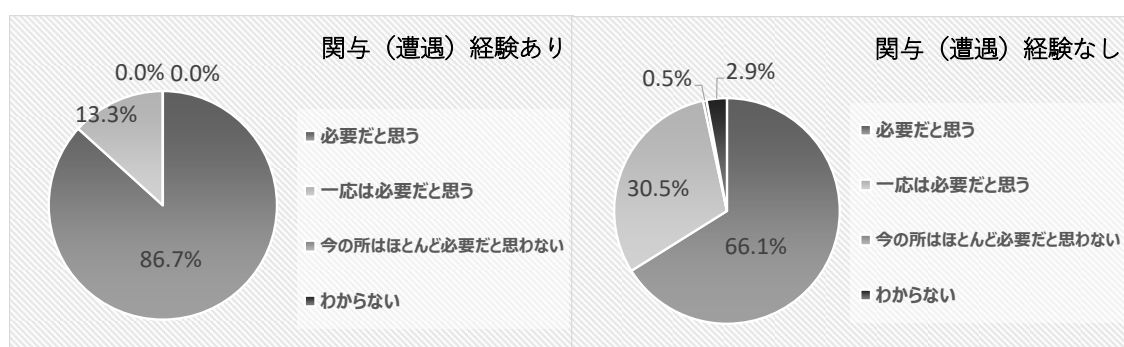
関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、「とてもそう思う」と答えた割合が高い傾向にありすべての者が、「とてもそう思う」または、「そう思う」と答えていた。関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者のなかに、「そう思わない」、「全く思わない」と答えた者が一定数見られた。結果を6-図29に示す。

⑨「過誤記憶の認識」については、

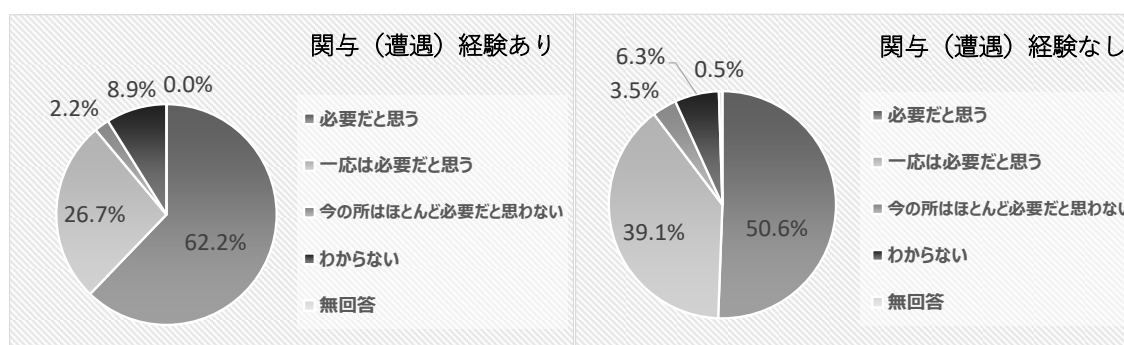
関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、「聞いたことがありよく知っている」と答えた割合が高い傾向にあった。関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者の方が、「聞いたこともなく知らない」と答えた割合が高い傾向にあった。結果を6-図30に示す。

⑩「司法面接の認識」については、

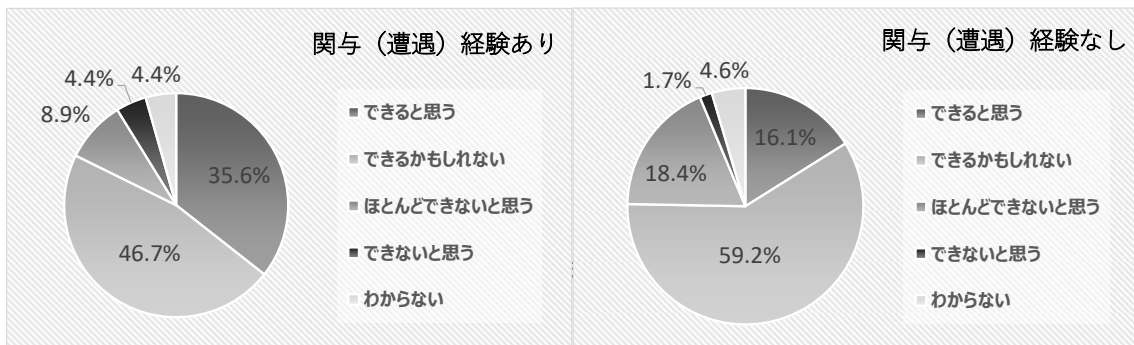
関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者の方が、「聞いたことがありよく知っている」と答えた割合が高い傾向にあった。関与（遭遇）経験が、「なし」と答えた者の方が、「聞いたこともなく知らない」と答えた割合が高い傾向にあった。結果を6-図31に示す。



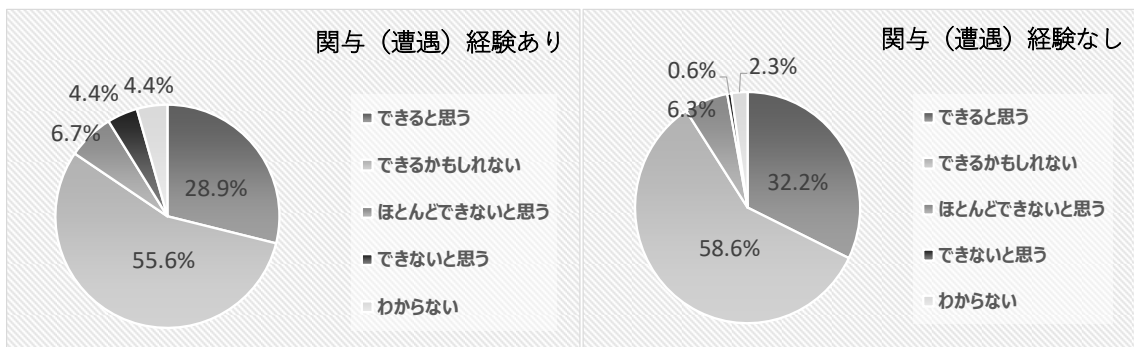
6-図22 学校現場における教育や研修の必要性



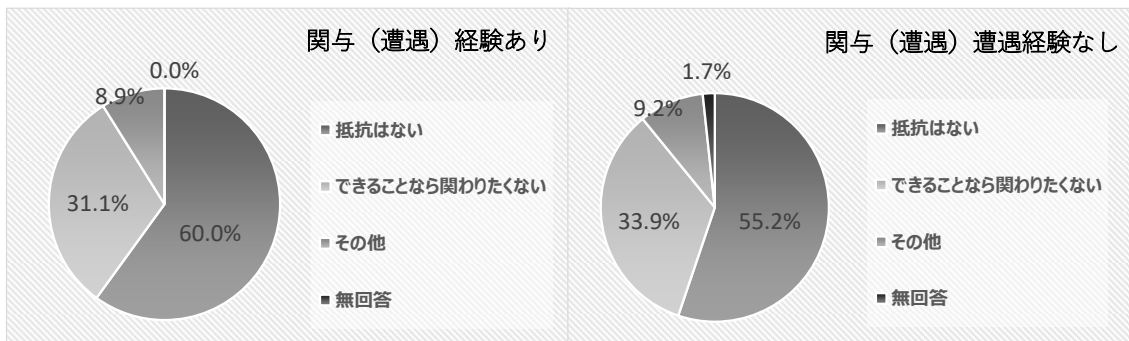
6-図23 性的虐待への介入に向けた対策の必要性



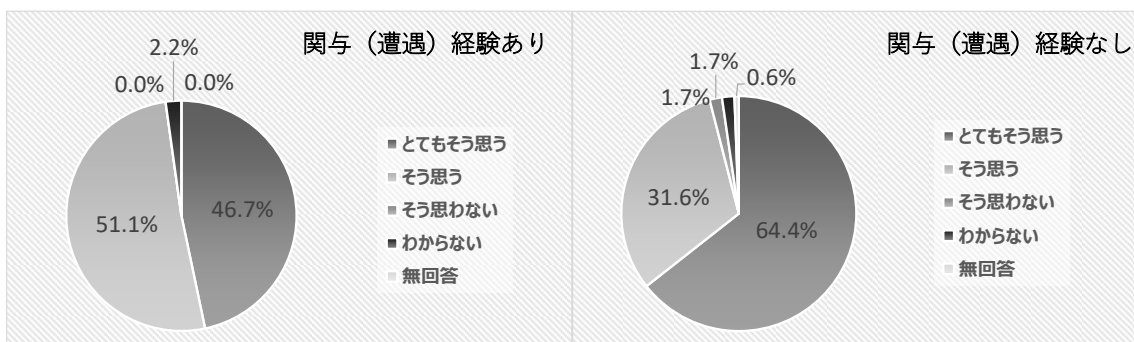
6 - 図 24 性的虐待の発見や対応への効果的な関与



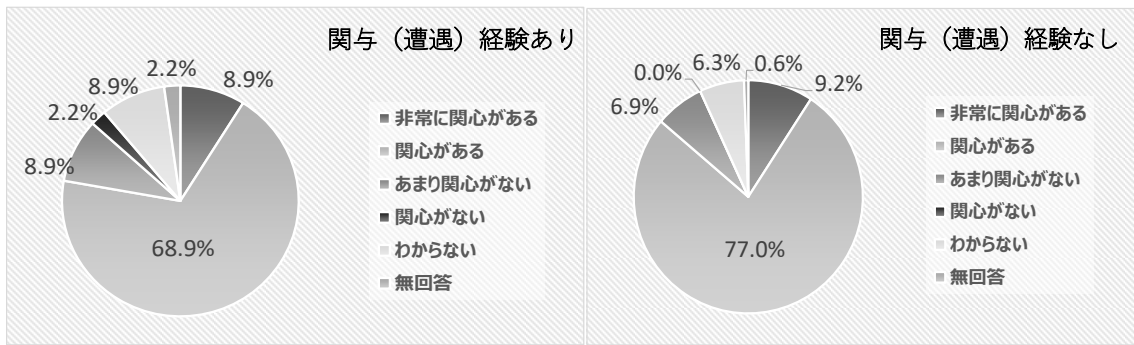
6 - 図 25 学校現場とSSWの連携による効果的な関与



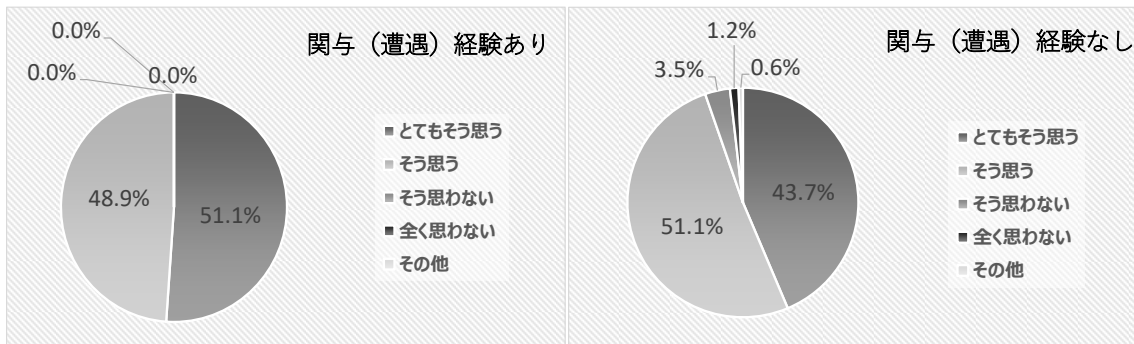
6 - 図 26 性的虐待のケースに関わることへの抵抗



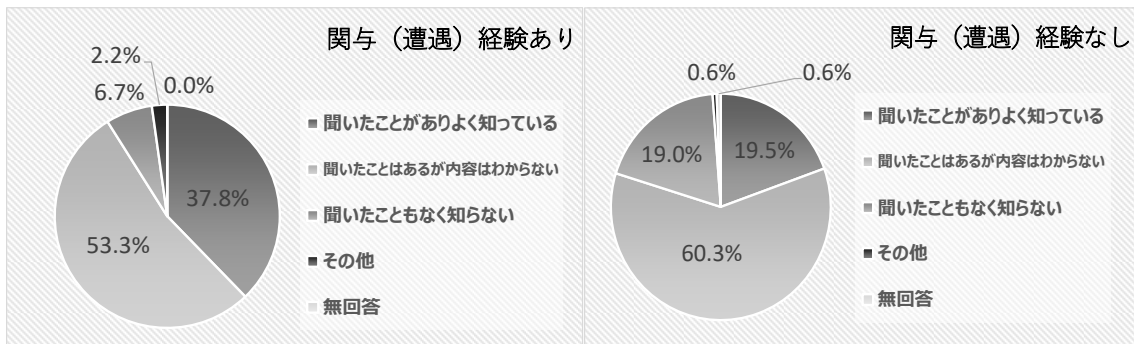
6 - 図 27 他の虐待と比べた対応の困難性



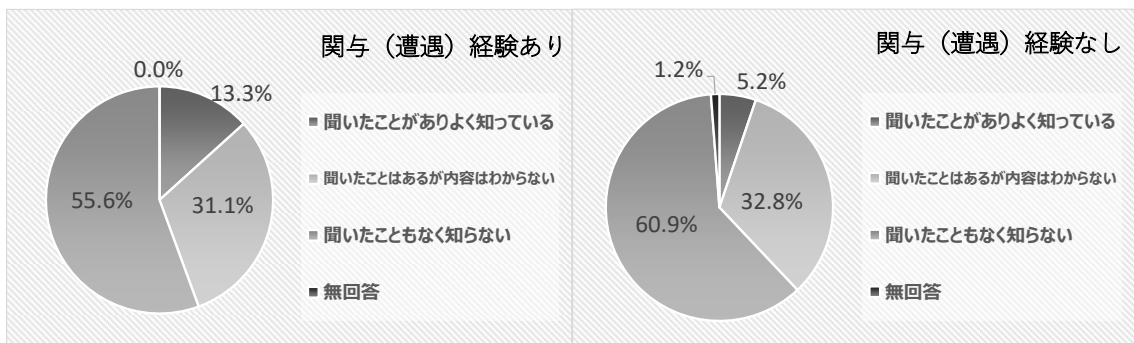
6 - 図 28 性的虐待問題への関心



6 - 図 29 性的虐待の潜在性の認識



6 - 図 30 過誤記憶の認識



6 - 図 31 司法面接の認識

## (2) 有意差検定の結果

量的分析の第2段階として本調査では、養護教諭の職務経験が、性的虐待への意識にどのように影響するのか、性的虐待への関与（遭遇）経験が性的虐待への意識にどのように影響しているのかを検討するために、以下の3点の関連性の有無についてクロス表を作成し $\chi^2$ 検定を行った。

尚、養護教諭の職務経験については、尺度の均等を図るために、10年ごとの経験年数で検定を行った。

- ・養護教諭の職務経験（6 - 表 12）と性的虐待の関与（遭遇）経験（6 - 表 13）の関連性。
- ・養護教諭の職務経験（6 - 表 12）と質問 17～20 にあたる、「性的虐待の対応に関する意識」（4問）と質問 22～27 にあたる、「性的虐待についての意識や認識」（6問）（6 - 表 14）の関連性。
- ・性的虐待の関与（遭遇）経験（6 - 表 13）と質問 17～20 にあたる、「性的虐待の対応に関する意識」（4問）と質問 22～27 にあたる、「性的虐待についての意識や認識」（6問）（6 - 表 14）の関連性。

6 - 表 12 職務経験（10年ごと）

内容	全体 (n=219)	
	人	%
10年未満	83	37.9
職種としての 経験年数 10年以上20年未満	37	16.9
20年以上30年未満	43	19.6
30年以上	56	25.6

6 - 表 13 関与（遭遇）経験

関与経験	人数	(%)
ある	45	20.5
なし	174	79.5
合計	219	100

6 - 表 14 「性的虐待の対応に関する意識 4 問」（質問 17～20）

「性的虐待についての意識や周辺知識 6 問」（質問 22～27）

分類	質問番号	内容	要約
性的虐待の対応 に関する意識	17	学校現場で性的虐待の知識や対応などの教育や研修は必要だと思いますか	教育や研修の必要性
	18	学校現場で性的虐待の介入に向けた対策は必要だと思いますか	介入に向けた対策の必要性
	19	学校関係者は性的虐待の発見や対応に効果的に関与できると思いますか	発見や対応の効果的な関与
	20	学校現場とSSWが連携することで性的虐待への介入は可能になると思いますか	SSWとの連携による介入の可能性
性的虐待について の意識や認識	22	性的虐待のケースに関わることに抵抗はありますか	性的虐待ケースへの抵抗
	23	性的虐待は他の虐待に比べて対応が難しいと思いますか	他の虐待に比べた対応の困難性
	24	性的虐待の問題に関心はありますか	性的虐待問題への関心
	25	性的虐待は統計にあらわれる数字以上に多くあると思いますか	潜在数への理解
	26	性的虐待の被害を聞く際に複数の人から繰り返し同じことを聞かれ記憶が歪められる現象を知っていますか	過誤記憶の認識
	27	そのために訓練を受けた人が行司法面接という手法を知っていますか	司法面接の認識



$\chi^2$  検定の結果を以下に示す。有意差が認められた項目については、どのセルが有意差をもたらしたのかを明らかにするために、残差を見ていった。残差の結果については、標準化残差の 1.96 以上のセルに注目することとした。

①養護教諭の職務経験と性的虐待の関与（遭遇）経験の関連性

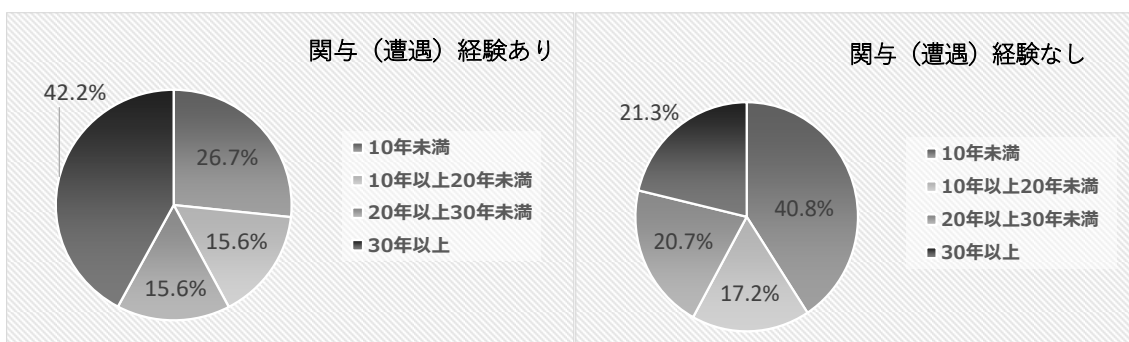
①養護教諭の職務経験と性的虐待の関与（遭遇）経験の有無については有意差が認められた。

( $p < 0.036$ ) 6 - 表 15 と 6 - 図 32 に示すように、養護教諭の職務経験と性的虐待の関与（遭遇）経験について  $\chi^2$  検定を行った所、有意であった。(  $\chi^2$  検定 = 8.57 df = 3  $p < .05$  ) この結果と残差により、職務経験が 30 年以上の者が関与（遭遇）経験が有意に高いと言えた。よって、経験年数が 30 年以上の者は、性的虐待に関与（遭遇）した経験が多いと見なすことができた。

6 - 表 15 養護教諭の職務経験と関与（遭遇）経験の有無との関連性

			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
関与(遭遇)経験	あり	n	12.0	7.0	7.0	19.0
		%	26.7	15.6	15.6	42.2
		期待度数	17.1	7.6	8.8	11.5
		標準化残差	-1.2	-0.2	-0.6	<b>2.2*</b>
	なし	n	71.0	30.0	36.0	37.0
		%	40.8	17.2	20.7	21.3
		期待度数	65.9	29.4	34.2	44.5
		標準化残差	0.6	0.1	0.3	-1.1
合計	n	83.0	37.0	43.0	56.0	
	期待度数	83.0	37.0	43.0	56.0	

( $\chi^2$  検定 \* $p < 0.05$ )



6 - 図 32 養護教諭の職務経験と関与（遭遇）経験の有無との関連性

②養護教諭の職務経験と「性的虐待の対応に関する意識」および、「性的虐待についての意識や認識」の関連性

- ①養護教諭の職務経験と「教育や研修の必要性」については有意差は認められなかった。
- ②養護教諭の職務経験と「介入に向けた対策の必要性」については有意差は認められなかった。
- ③養護教諭の職務経験と「発見や対応への効果的な関与」については有意差は認められなかった。
- ④養護教諭の職務経験と「SSW の連携による効果的な関与」については有意差は認められなかった。
- ⑤養護教諭の職務経験と「性的虐待のケースへの抵抗」については有意差は認められなかった。
- ⑥養護教諭の職務経験と「他の虐待と比べた対応の困難性」については有意差は認められなかった。

⑦養護教諭の職務経験と「性的虐待問題への関心」については有意差が認められた。(p<0. 013)

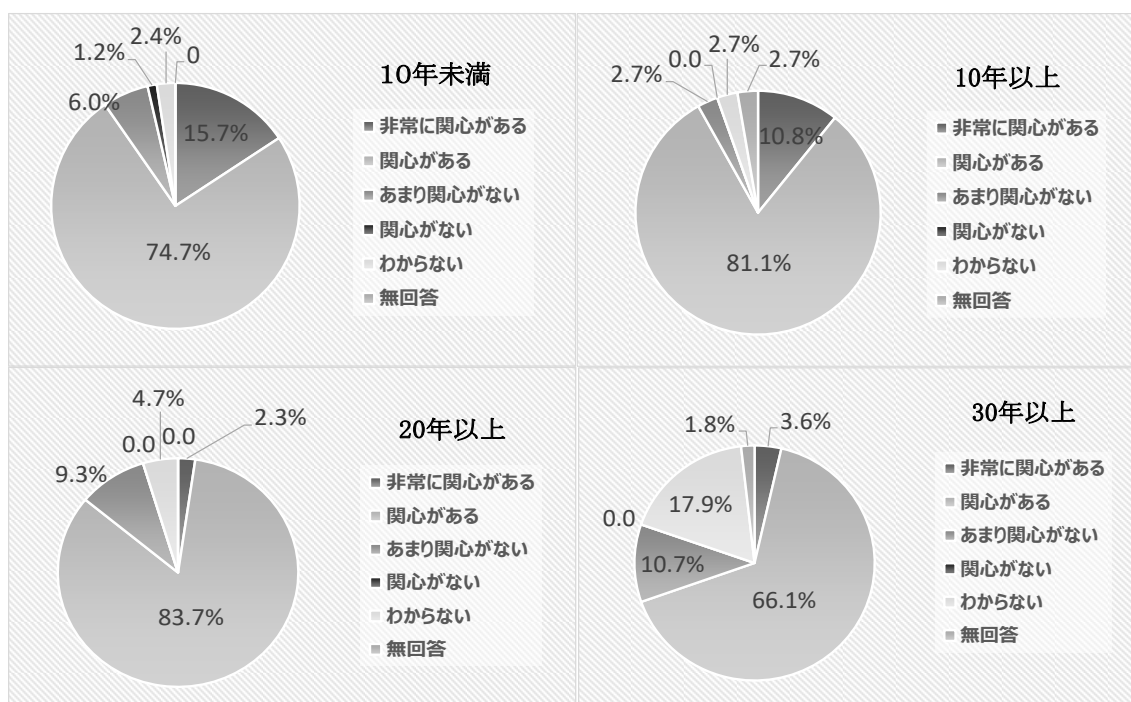
6 - 表 16 と 6 - 図 33 に示すように、養護教諭の職務経験と性的虐待問題への関心について $\chi^2$ 検定を行った所、有意であった。(  $\chi^2$  検定=29.74 df=15 p<.05) この結果と残差により、職務経験年数が10年未満で、「非常に関心がある」と回答した者が有意に高いと言えた。

よって、経験年数が10年未満の者が性的虐待問題に対する関心が高いと見なすことができた。

6 - 表 16 養護教諭の職務経験と「性的虐待問題への関心度」についての関連性

職務経験		n	非常に 関心がある		あまり 関心がない	全く 関心がない	わからない	無回答
			関心がある	関心がある	関心がない	関心がない	わからない	無回答
10年未満	n		13.0	62.0	5.0	1.0	2.0	0.0
	%		15.7	74.7	6.0	1.2	2.4	0.0
	期待度数		7.6	62.5	6.1	0.4	5.7	0.8
	標準化残差		<b>2.0*</b>	-0.1	-0.4	1.0	-1.5	-0.9
10年以上	n		4.0	30.0	1.0	0.0	1.0	1.0
	%		10.8	81.1	2.7	0.0	2.7	2.7
	期待度数		3.4	27.9	2.7	0.2	2.5	0.3
	標準化残差		0.3	0.4	-1.0	-0.4	-1.0	1.1
20年以上	n		1.0	36.0	4.0	0.0	2.0	0.0
	%		2.3	83.7	9.3	0.0	4.7	0.0
	期待度数		3.9	32.4	3.1	0.2	2.9	0.4
	標準化残差		-1.5	0.6	0.5	-0.4	-0.6	-0.6
30年以上	n		2.0	37.0	6.0	0.0	10.0	1.0
	%		3.6	66.1	10.7	0.0	17.9	1.8
	期待度数		5.1	42.2	4.1	0.3	3.8	0.5
	標準化残差		-1.4	-0.8	0.9	-0.5	3.1	0.7
合計	n		20.0	165.0	16.0	1.0	15.0	2.0
	期待度数		20.0	165.0	16.0	1.0	15.0	2.0

( $\chi^2$  検定 \*p<0.05)



6 - 図 33 養護教諭の職務経験と「性的虐待問題への関心度」についての関連性

- ⑧養護教諭の職務経験と、「潜在性の認識」については有意差は認められなかった。
- ⑨養護教諭の職務経験と、「過誤記憶の認識」については有意差は認められなかった。
- ⑩養護教諭の職務経験と、「司法面接の認識」については有意差は認められなかった。

③性的虐待の関与（遭遇）経験と「性的虐待の対応に関する意識」および、「性的虐待についての意識や認識」の関連性

- ①関与（遭遇）経験と「教育や研修の必要性」については有意差は認められなかった。
- ②関与（遭遇）経験と「介入に向けた対策の必要性」については有意差は認められなかった。

③関与（遭遇）経験と「発見や対応への効果的な関与」については有意差は認められた。 $(p < 0.028)$

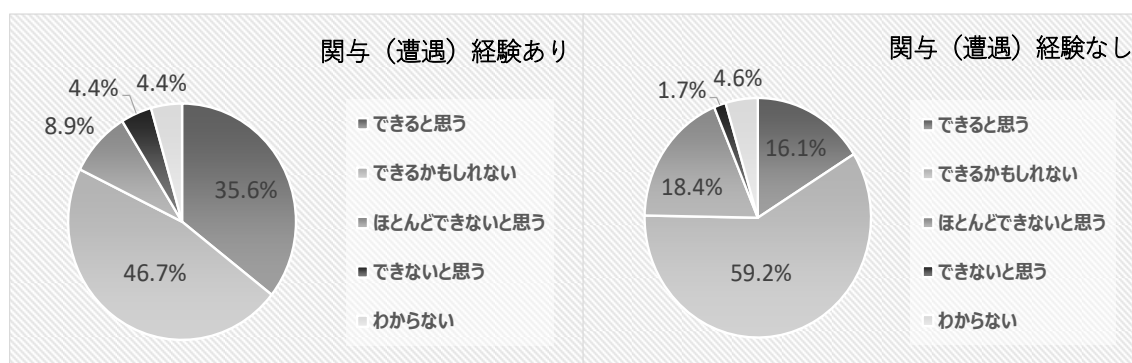
6 - 表 17 と 6 - 図 34 に示すように、性的虐待の関与（遭遇）経験の有無と、「学校現場において性的虐待の発見や対応に効果的に関与できるか」について $\chi^2$ 検定を行った所、有意であった。

$(\chi^2$ 検定=10.86 df=4  $p < .05)$  この結果と残差により、関与（遭遇）経験のある方が、性的虐待の発見や対応に効果的に関与「できると思う」と回答した者が有意に高いと言えた。よって、関与（遭遇）経験がある者の方が、効果的な関与が可能であると考えたと見なすことができた。

6 - 表 17 関与（遭遇）経験の有無と「性的虐待への効果的な関与」についての関連性

		できると思う	できるかもしれない	ほとんどできないと思う	できないと思う	わからない	
関与（遭遇）経験	ある	n	16.0	21.0	4.0	2.0	
		%	35.6	46.7	8.9	4.4	4.4
		期待度数	9.0	25.5	7.4	1.0	2.1
		標準化残差	<b>2.3*</b>	-0.9	-1.2	1.0	0.0
		<hr/>					
なし	なし	n	28.0	103.0	32.0	3.0	8.0
		%	16.1	59.2	18.4	1.7	4.6
		期待度数	35.0	98.5	28.6	4.0	7.9
		標準化残差	-1.2	0.5	0.6	-0.5	0.0
		<hr/>					
合計	なし	n	44.0	124.0	36.0	5.0	10.0
		期待度数	44.0	124.0	36.0	5.0	10.0

( $\chi^2$  検定 \* $p < 0.05$ )



6 - 図 34 関与（遭遇）経験の有無と「性的虐待への効果的な関与」についての関連性

- ④関与（遭遇）経験と「SSW の連携による効果的な関与」については有意差は認められなかった。
- ⑤関与（遭遇）経験と「性的虐待のケースへの抵抗」については有意差は認められなかった。
- ⑥関与（遭遇）経験と「他の虐待と比べた対応の困難性」については有意差は認められなかった。
- ⑦関与（遭遇）経験と「性的虐待問題への関心」については有意差は認められなかった。
- ⑧関与（遭遇）経験と「潜在性の認識」については有意差は認められなかった。

⑨関与（遭遇）経験と「過誤記憶の認識」については有意差が認められた。(p<0.040)

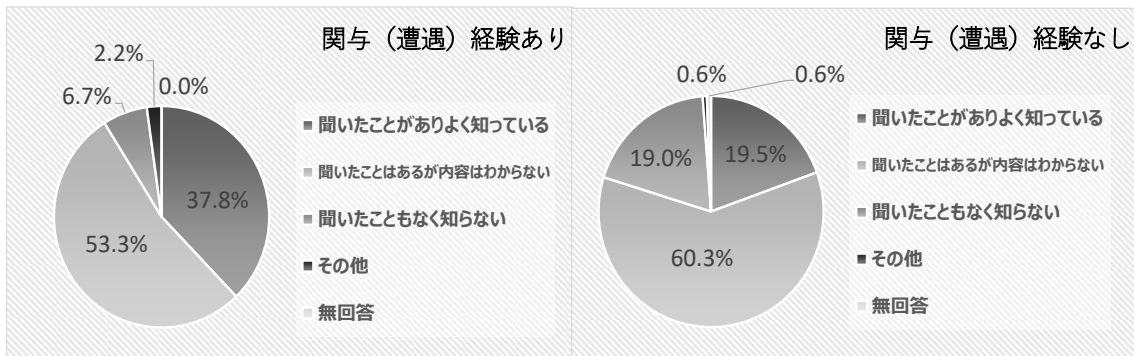
6 - 表 18 と 6 - 図 35 に示すように、関与（遭遇）経験の有無と「過誤記憶」の理解について  $\chi^2$  検定を行った所、有意であった。(  $\chi^2$  検定=10.02 df=4 p<.05)

この結果と残差により、関与（遭遇）経験のある者の方が、「聞いたことがありよく知っている」と答えた者が有意に高いと言えた。よって、関与（遭遇）経験のある者の方が、過誤記憶に対する認識があると見なすことができた。

6 - 表 18 関与（遭遇）経験の有無と「過誤記憶の認識」についての関連性

		聞いたことが ありよく 知っている	聞いたことは あるが内容は わからない	聞いたことも なく 知らない	その他	無回答	
関与（遭遇）経験	あり	n	17.0	24.0	3.0	1.0	0.0
		%	37.8	53.3	6.7	2.2	0.0
		期待度数	10.5	26.5	7.4	0.4	0.2
		標準化残差	<b>2.0*</b>	-0.5	-1.6	0.9	-0.5
	なし	n	34.0	105.0	33.0	1.0	1.0
	%	19.5	60.3	19.0	0.6	0.6	
	期待度数	40.5	102.5	28.6	1.6	0.8	
	標準化残差	-1.0	0.2	0.8	-0.5	0.2	
合計	n	51.0	129.0	36.0	2.0	1.0	
	期待度数	51.0	129.0	36.0	2.0	1.0	

( $\chi^2$  検定 \* $p < 0.05$ )



6 - 図 35 関与（遭遇）経験の有無と「過誤記憶の認識」についての関連性

⑩関与（遭遇）経験と「司法面接の認識」については有意差は認められなかった。

## 5) 質的分析の結果

本章では、量的調査では明らかになりにくい性的虐待の対応の特徴や課題課題を把握するために、自由記述を検証し、学校現場の抱える困難性や支援における連携の課題について検討した。

### (1) 自由記述の類型分析

本調査では、質問項目 14、21、28 で自由記述を設けた。3つの質問の内容は、以下の通りである。

質問 14 「性的虐待のケースに関わった際、対応について具体的にどのようなことでお困りになりましたか」の自由記述では、36名（80%）の回答を得ることができた。

①の自由記述の類型を、6 - 表 19 に示した。

質問 21 「Q19（学校関係者は性的虐待の発見や対応に効果的に関与できると思いますか）、Q20（学校現場と SSW が連携することで性的虐待への介入は可能になると思いますか）を受けて「ほとんどできないと思う」、「できないと思う」と答えたのはなぜですか」の自由記述では、34名（58.6%）の回答を得ることができた。

②の自由記述の類型を、6 - 表 20 に示した。

質問 28 「養護教諭の立場から性的虐待についてのご意見、お考えがありましたらご自由にご記入下さい」の自由記述では、101名（46.2%）の回答を得ることができた。

③の自由記述の類型を、6 - 表 21 に示した。

また、自由記述の全容を後掲の資料Ⅲに添付した。

### ①質問項目 14 の類型分析

質問 14 について自由記述の内容を分析に基づいて類型化し、検討を行った。

まず 36 件の自由記述の内容を意味のあるまとまりに切片化し、47 の初期コードに抽出した。初期コードの類似性に従って分類をした結果、《子どもとのかかわり》、《学校での指導》、《親とのやりとり》、《攻撃性》、《非虐待親とのかかわり》、《複雑な家庭への対処》、《処遇への不安》、《聴き取り》、《事実確認》、《子どもの拒否》、《校内連携》、《校外連携》、《体調》の、13 のサブカテゴリー形成が得られた。

さらに、13 のサブカテゴリーから、【子どもへの対応】、【保護者・家庭への対応】、【性的虐待特有の困難】、【連携】、【教員のメンタル】の 5 つのカテゴリー（類型）が生成された。

内容を 6 - 表 19 に示す。

6 - 表 19 質問項目 14 の自由記述の類型

抽出された自由記述の類型

カテゴリー	サブカテゴリー(記録数)	コード(記述内容)
子どもへの対応 (12)	子どもとのかかわり (5)	味方だよという関係を築くまでに時間がかかる 児童や生徒への支援 声掛けの仕方 家での生活(家族関係)が崩れないか対応に気をつけた PTSDに苦しむ子どもへの対応
	学校での指導 (7)	学校での性教育の授業での参加の是非 自分から周囲の被害生徒に話す場合の指導 特別支援学級対象の生徒が周囲へ話してしまう場合の指導 保護となった際の他の子どもへの説明の仕方 家へ戻すまでに時間がかかることによる学習の遅れ 友達にも相談しており噂が広まった 暴力、無気力、自傷行為、薬の飲み過ぎなどの他の生徒への影響の懸念
保護者・家庭への対応 (14)	親とのやりとり (4)	親へ事実を伝える際の伝え方 学校が知っているということを家族に伝えていない 保護者対応 直接親へ聞けない
	攻撃性 (2)	一時保護の際の保護者による怒鳴り込みの来校 虐待者が学校へのりこんできた
	非虐待親とのかかわり (4)	非虐待親の否認 事実を母親にどう伝えるかの難しさ 被害生徒の母親が公に周知されることを恐れて認めない 母親が来校し、養護教諭と話がしたいと言われ戸惑った
	複雑な家庭への対処 (2)	複雑な家庭環境をもつ事案で対応が思うようにいかなかった ネグレクトがあり加害者を含め知的理解が難しい家庭での発見の遅れ
	処遇への不安 (2)	本人が望み、加害者へ引き取られることとなった 一時保護への不安から、子どもが家庭へもどることを望み現状維持となった
性的虐待特有の困難 (14)	聴き取り (6)	児相による聞き取りの前に何をどう話したらよいか悩んだ 被害児童への聞き取り 聞き方、質問の仕方 本人は自分から言わず妹から発覚し、本人から聞き出すことができなかった 家庭内のことなので詳しく内容を聞けず、事実を把握することが難しかった あまり触れないほうが良いのか迷った
	事実確認 (5)	本人からの相談で証拠がないと思った 傷つけないような事実の把握 事実確認の困難 父親からの開示があり、本人へ直接聞いたが事実が不明確であった 子どもからの情報で確認していたが限界があった
	子どもの拒否 (3)	被害児童が頑なに家族に知られることを拒んだ 本人が家族へ知られることを望まず何もできなかった 内緒にしてほしいと言われ児相へ伝えなかった
連携 (6)	校内連携 (3)	SCやSSWが常時おらず、対応がすぐにできなかった 担任の理解がない。秘密内容を他の教師に言ってしまう 教員間の連携不足への不信感と早期に発見できなかった辛さ
	校外連携 (3)	どのように協力を要請したらよいか 保護までに時間を要すなど児童相談所の対応への不信 通告した児相が突然の来校し、一時保護をしたことへの衝撃
教員のメンタル (1)	体調 (1)	担任教諭は体調をくずした

## ②質問項目 21 の類型分析

質問 21 について自由記述の内容を分析に基づいて類型化し、検討を行った。

まず 34 件の自由記述の内容を意味のあるまとまりに切片化し、38 の初期コードに抽出した。

初期コードの類似性に従って分類をした結果、《発見や介入の難しさ》、《デリケート》、《研修の不足》、《未経験》、《SSW のシステムと活用の不備》、《外部との連携の必要性》、《ゆとり》、《関係づくり》、《無力》、《不安》、《職員間の差》の、11 のサブカテゴリー形成が得られた。

さらに、11 サブカテゴリーから、【発見や対応の困難】、【研修や経験の不足】、【連携】、【学校の実情】の 4 つのカテゴリー（類型）が生成された。内容を 6 - 表 20 に示す。

6 - 表 20 質問項目 21 の自由記述の類型

抽出された自由記述の類型

カテゴリー	サブカテゴリー (記録数)	コード (記述内容)
発見や 対応の困難 (13)	発見や 介入の難しさ (10)	発見しにくい状態なので効果的な関与がイメージしにくい 事実を隠すことが多いので発見は難しい 発見や対応は難しい、対応はどのようによいかわからない 子どもが自分からいう事はほとんどなく、発見が難しい 性的虐待に介入するのは難しい 歪んだ家庭環境や保護者の考えに対し介入は難しい 中途半端に介入することによる状況の悪化 家庭の問題に介入していくのは難しい 性的虐待の事実が出にくく、対応の仕方がわからない 加害者または関係者が否定する可能性がある
	デリケート (3)	デリケートな事案に介入するのは不可能に近い 実際デリケートな問題なので難しい デリケートな問題のため、しっかりと知識がないと難しい
研修や 経験の不足 (6)	研修の不足 (4)	知識や対応について具体的な研修を受けておらず、適切な対応ができない 性的虐待についての研修を受けていない 知識や対応についての研修不足 ほとんど勉強してないため
	未経験 (2)	経験値が低いから(事例が少ないと思う) 自分が対応したことがないため、自信がない
連携 (11)	SSW のシステム と活用の不備 (6)	SSW の有効的活用がされていない、ほとんどいなく戦力にならない SSW が効果的に働いた経験が今までにない SSW は常駐していない SSW を設置している学校が少ない SSW にもよると思う。しっかり組織が機能していれば可能かも SSW の職務の明確化と SSW と他機関の繋ぎが良好にならないと連携ができない
	外部との連携 の必要性 (5)	連携すれば発見や対応に繋げていけるのではないか 児相以外に受け入れ先がなく、学校に対応を任せられてしまう 学校が直接、児童相談所や警察に連絡すればよいと思うので あまり多くの手を介さず医療へつなげる 継続的ケアで専門医やカウンセラーなど専門の指導や教育者への支援が必要
学校の 実情 (8)	ゆとり (3)	ゆつくりと話をきく空間(場所、時間、ゆとり)がない 多数の子どもを指導している担任にどこまで相談するか疑問 発見は生徒への啓発や相談しやすい環境が必要
	関係づくり (2)	子どもが警戒することにより、関係づくりまで時間がかかり介入が難しい 訴えたいという信頼や知識がなければ受け口を広くしても明らかにならない
	無力 (1)	学校は戻ってきた時に安心して学校生活を過ごせるように対策するしかできない 人権やプライバシー保護など虐待に関しては、「力」はない
	不安 (1)	秘密保持、生徒を守ることについて不安を感じる
	職員間の差 (1)	学校職員それぞれの知識や認識に差がある



### ③質問項目 28 の類型分析

質問 28 について自由記述の内容を分析に基づいて類型化し、検討を行った。

まず 101 件の自由記述の内容を意味のあるまとまりに切片化し、203 つの初期コードを抽出した。初期コードの類似性に従った分類を得て、18 のサブカテゴリーと 4 つのカテゴリーを抽出した。その結果、《学校現場の多忙》、《養護教諭の現状》、《校内の現状》、《保護者との関係性》、《研修や教育の必要性》、《求められるスキル》、《役割》、《連携》、《信頼関係》、《性教育》、《子どもへのケア》、《性的虐待の特徴》、《聴き取り（司法面接）》、《システムの変容》、《誤解》、《人権》、《社会・地域》、《その他》の 18 のサブカテゴリー形成が得られた。

さらに、サブカテゴリーから、【対応に際しての阻害要因】、【学校現場の対応】、【性的虐待の困難性】、【社会的要因】の 4 つのカテゴリー（類型）が生成された。内容を、6 - 表 21 に示す。

6 - 表 21 質問項目 28 の自由記述の類型

抽出された自由記述の類型

カテゴリー	サブカテゴリー【記録数】	コード(記述内容)
対応に際しての阻害要因 (34)	学校現場の多忙 (6)	SOSを敏感にキャッチできる心のゆとり 学校現場の多忙により学校でできることは限られている 学校現場で求められることが多く、対応は後回しになる 教員の多忙により、個別のケースに向き合う時間の少なさ 学校のみに対応の限界/学校だけでは対応は難しい
	養護教諭の現状 (11)	事例や知識の不足からくる対応の困難/知識や経験の不足 知識や対応方法の無知/学ぶ機会がなかった/勉強不足 知識の浅さを痛感/性的虐待を中心に学んだことがない 対応の教育を受けていない(教育の未経験)/知識の不十分 教職員の認識の甘さ/問題の多様化による対応の困難
	校内の現状 (12)	校内での情報不足/早期発見のための共通視点/周囲との協力 職員全体の見守り/組織で関わりが可能な環境づくり 「様子を見よう」に対する落胆/教員の若年化の危惧(変化に気づけるかどうか) ヘルプを受け止められる「保健室経営」/対応の困難性から生じる問題の対処 学校は動かない→地域や外部による学校の動きの推進 性的虐待はあるわけがないという勝手な前提の根深さ 良く知り、観察し、職員間での情報共有と共通理解
	保護者との関係性 (5)	性的虐待の事実を家族にどう伝えるか 児童相談所へ通告したあと関係が切れ、生徒や保護者に寄り添えない 生徒が学校へ、学校が児相へ言いつけた感による保護者の激怒 保護者との関係性の悪化によるクラス運営の困難 児童相談所へ繋いだあとの保護者との関わり方の困難
学校現場の対応 (98)	研修や教育の必要性 (33)	事例や知識不足からくる対応の困難・研修の手引きの必要性 管理職や教職員に対しての研修、外部研修への参加 児童相談所による講話など知識を深めていきたい 症例研修の必要性/学ぶ機会への参加/早期発見、対応の仕方などの研修の機会 研修を通じた様々な側面から見守ることができる体制づくり 研修における知識習得/対応を学ぶ必要性 関わりや気づきの視点の習得/性的虐待の意義づけの学び 発見や対応に関する正しい知識/行政による学習会 一般の先生方に対する研修の機会/講習会、研修会への参加 求めてきたとき、専門家の指示を受けた際、的確に動けるための勉強の必要性 きちんとした研修、きちんとした知識/講演会や研修会へ足を運ぶ 教職員に対する研修により理解を深める/教職員全員の研修 連携方法や対応方法を考える機会を得る/研修の機会 研修受講 事例を知りたい(学ぶ経験)/真剣に学ぶ 対応方法を教えてもらえる研修への参加 気づきの例や指針があると良い 子どもの表れや支援方法についての勉強/教職員の研修の機会 連携の回り方について学ぶ機会や研修、事例検討、支援事業や団体等相談 場所の周知/参考になる資料(パンフレット)の配布、作成/研修で学ぶ必要性 子どもや家族への関わり方や治療の様子など情報を得る機会を学ぶ研修会 ダメージが広がらないよう適切な対応ができる知識の習得/連携の研修
	求められるスキル (13)	組織で関わりが可能な環境づくり/関わりや気づきの視点の習得 まずは気づいていく(気づきの視点)/子どもの変化を見逃さない 性的虐待は多いという目で関わる/子どもに寄り添った支援 打ち明けられない子供達がいるかもしれないという視点 寄り添うかわり/学生のうちからの勉強/復学後の対応 サインをキャッチできる養護教諭/意識や対応の理解 性的虐待についての正しい情報
	役割 (6)	通報の判断の難しさ/専門家へつなげることしかできない 発見は可能だが、介入の困難/学校の役割は、情報を得ることと、発見 学校は家庭と別の唯一の存在 学校職員よりもSSWや児童相談所など、第三者の対応
	連携 (21)	学校のみでの解決の不可能、専門家や医療機関との連携 確証がない時点での可能性、連携の迷い/SSWの仲介による効果 SC、SSW、児童相談所、医療などとの連携/連携していきたい 公的機関での相談窓口での早期対応/SSWが効果的に作用した事例がない

学校現場 の対応		一時保護後の連携の充実/SC、SSWの配置(どこの学校にも) 行政や専門家主導の対応/外部専門家の補強 児童相談所などの関係機関との密な関係の構築 学校職員の不安に相談にのってくれる、手立てを一緒に考えてくれる機関 SSWの介入の必要性/専門家への期待/専門家の常駐 SC、SSWの育成や採用の積極的な動きの必要性 連携しやすい体制づくり/外部機関との関係性の脆弱 保護者に指導してもらえるSSWがいるといい チームとしてのケース会議と外部機関との連携
	信頼関係 (9)	助けを求めてくれるような子どもとの信頼関係づくりの努力 相談しやすい関係 → 人手や予算の整備/子供の支えの一所 信頼できる人に見せるSOS/話せる、相談できる養護教諭 子供に寄り添った支援/信頼関係の構築を土台とした相談できる存在 相談しやすい雰囲気作り/相談しやすい保健室や養護教諭
	性教育 (11)	子供達への教育、指導の大切さ/正しい性の指導 思春期講座の義務化、子供の頃からの教育 幼児からの性の学習(プライベートゾーン) 性の学習が確保できる時間や教員の研修 子どもの頃から虐待について学び助かる手法の理解 性教育の充実/発達段階に応じた性教育 自身の身を守ること人権の知識の指導 周囲に助けを求めても良いと知らせる/どの年齢にも知識と逃げ方を教える
	子どものケア (5)	子どものケア/子どもの表れや支援方法についての勉強 二次被害や再度の傷つきを防ぐための正しい知識 子どもをどう守るか/心理的苦痛や恐怖、不安への共感
性的虐待の 困難性 (44)	性的虐待の特徴 (28)	デリケート/プライベートのなかのプライベート/勇気がある/難しい問題 発見の困難/プライバシーに関わることの対応の難しさ/不安 社会の深い闇/外から見えにくい/表面化しない/シビア 少なからずあり/表に出にくい問題/わかりにくく閉ざされた 気づいていないだけ/プライバシーに関わる問題/統計上の数字より多い 家族間の虐待によりSOSを発しない/気づきの難しさ 性の問題に関する深刻さ/他の虐待と比べ気づくことが難しい 症例が少ない/無力さ/水面下で潜んでいる(潜在しやすい) 見えないところで起きていると思うと恐く感じます/実感が無い 家庭のなかのこのことをつかみずらさ/人格がゆがめられることへの怒り
	聴き取り(司法面接) (16)	二次被害を防ぐための慎重さ/推測を含めたつこみの困難 再度の傷つきを防ぐための正しい知識、対応を学ぶ必要性 ワンストップ対応機関/司法面接への関心/質問の工夫 聴き方の技術/司法面接への無知/面接手法は特に注意 話しの聞き方のスキル(必要最低限の質問)/慎重な対応 話が聞きにくい/ダメージが広がらないよう適切な対応ができる知識の習得 くり返し聞かれることへの負担/性別に配慮した聞き取りの徹底 女性職員(警察を含む)の対応の強化
社会的要因 (25)	システムの変容 (6)	個人の力量や向上心に頼らない人的補強/専門家(人材)の補強 相談しやすい関係→人手や予算の整備/人材補強、時間を増やす 家庭環境の把握→SCやSSWの配置を増やす(来校頻度) 医療的サポートを受けながら社会自立を目指す施設の少なさ (社会自立サポートの不備)
	誤解 (3)	子どもに対する疑いや不信感から通報してもすぐに対応できないことが多い 軽いケースだと動いてもらえない/疑いの段階での児童相談所への相談→介入なし
	人権 (5)	子供の命や人権を守る身近な存在/人権への配慮 自身の身で守ることや人権の知識の指導に悩む 子供は親のものではなく、1人の人間として尊厳があることを広く社会に浸透
	社会・地域 (5)	性的虐待に対する社会の周知/他者や地域との関係性の希薄 地域のあり方/知識を得るための広報活動/地域や社会の見守り
	その他 (6)	親の未熟/社会福祉についての理解/海外に比べての意識の低さ 生活アンケートの活用(低年齢の子は性的虐待と捉えていないので有効) 虐待者へのアプローチ/田舎に多いのでは

## (2) カテゴリー分類

### ①質問項目 14 のカテゴリー分類

#### カテゴリー①【子どもへの対応】

【子どもへの対応】は、性的虐待を受けた子どもに対するかかわりについての分類を示しており、以下の2つの下位カテゴリーが抽出された。子どもへの声掛けや心身の不調に苦しむ子どもへの対応については、《子どもとのかかわり》、学校での他の子どもへの影響に対する指導、および学習の遅れに伴う授業での指導については、《学校での指導》と命名した。

#### カテゴリー②【保護者・家庭への対応】

【保護者・家庭への対応】は、虐待者を含めた保護者や家庭への対応についての分類を示しており、以下の5つの下位カテゴリーが抽出された。親への虐待の事実の伝え方や親への聴取については、《親とのやりとり》、親が学校へ向ける攻撃性については、《攻撃性》、非虐待親が示す態度などへのかかわりについては、《非虐待親とのかかわり》、複雑な背景や要素を持つ家庭への対応の困難性については、《複雑な家庭への対処》、子どもが望んだことによる環境や処遇への不安については、《処遇への不安》と命名した。

#### カテゴリー③【性的虐待特有の困難】

【性的虐待特有の困難】は、性的虐待特有の聴き取りや、事実確認の困難性や子どもが示す様態についての分類を示しており、以下の3つの下位カテゴリーが抽出された。子どもへの聴き取りの困難性については、《聴き取り》、虐待の事実確認や判断の困難性については、《事実確認》、子どもが虐待を家族や周囲に知られることを拒むことへの対応については、《子どもの拒否》と命名した。

#### カテゴリー④【連携】

【連携】は、連携にあたっての不都合についての分類を示しており、以下の2つの下位カテゴリーが抽出された。校内連携が機能しにくいことについては、《校内連携》、他機関連携への戸惑いや不信については、《校外連携》と命名した。

#### カテゴリー⑤【教員のメンタル】

【教員のメンタル】は、対応にあたった教員の精神的不調についての分類を示しており、以下の下位カテゴリーが抽出された。ケースに関わったことより体調を崩したことについては、《体調》と命名した。

## ②質問項目 21 のカテゴリ分類

### カテゴリ①【発見や対応の困難】

【発見や対応の困難】は、発見や対応の際の困難性についての分類をしており、以下の2つの下位カテゴリが抽出された。性的虐待の発見の難しさや家庭の問題へ介入することへの困難性については、《発見や介入の難しさ》、デリケートな問題と捉えることによる介入の難しさについては、《デリケート》と命名した。

### カテゴリ②【研修や経験の不足】

【研修や経験の不足】は、性的虐待に対する知識の不足や対応の未経験についての分類を示しており、以下の2つの下位カテゴリが抽出された。教育や研修の未受講に対する対応の困難については、《研修の不足》、性的虐待の対応への未経験による対応の困難性については、《未経験》と命名した。

### カテゴリ③【連携】

【連携】は、校内、校外連携についての分類を示しており、以下の2つの下位カテゴリが抽出された。SSW との連携に対する意見や提案については、《SSW のシステムと活用の不備》、児童相談所などの外部機関との連携の必要性については、《外部との連携の必要性》と命名した。

### カテゴリ④【学校の実情】

【学校の実情】は、学校現場が性的虐待の対応にあたるうえでの実情についての分類を示しており、以下の5つの下位カテゴリが抽出された。子どもと向き合うゆとりのなさについては、《ゆとり》、子どもとの関係づくりが対応におよぼす影響については、《関係づくり》、対応の際に感じた無力感については、《無力》、対応への不安については、《不安》、教員間の知識や認識の違いについては、《職員間の差》と命名した。

### ③質問項目 28 のカテゴリ分類

#### カテゴリ①【対応に際しての阻害要因】

【対応に際しての阻害要因】は、性的虐待の対応に際し、対応の困難を招く学校現場が抱える問題についての分類を示しており、以下の、4つの下位カテゴリが抽出された。教員の多忙や心のゆとりのなさについては、《学校現場の多忙》、養護教諭の性的虐待についての知識や経験の不足、認識の甘さ、問題の多様化についての困難性については、《養護教諭の現状》、校内での情報不足や組織的な関りの不足、性的虐待はあるわけがないという前提の根強さについては、《校内の現状》、関係機関へ繋いだ後の、保護者の学校に向けられた陰性感情への対応や保護者との関係性の悪化によるクラス運営の困難、通告後の保護者との関係性の悪化の危惧については、《保護者緒との関係性》と命名した。

#### カテゴリ②【学校現場の対応】

【学校現場の対応】は、性的虐待の対応や意識について、学校現場に求められる内容や実際の対応の現状についての分類を示しており、以下の7つの下位カテゴリが抽出された。

早期発見や対応、家族への関わりや連携のための教育や研修の必要性については、《研修や教育の必要性》、性的虐待の気づきの視点や、性的虐待についての正しい情報の習得、組織でかかわりが可能な環境づくりについては、《求められるスキル》、学校の役割の中での発見や通報、通報の判断の困難性については、《役割》、児童相談や専門機関、医療機関、スクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラーとの連携の必要性、関係機関との関係の脆弱については、《連携》、子どもとの信頼関係づくりの努力や相談しやすい関係の構築については、《信頼関係》、子どもの頃からの虐待についての知識習得の必要性や、性教育の充実、自分の身を守ることの指導の必要性については《性教育》、子どもへのケアおよび、二次被害をから子どもを守る方法については、《子どものケア》と命名した。

#### カテゴリ③【性的虐待の困難性】

【性的虐待の困難性】は、性的虐待が抱える他の虐待には見られない困難な点についての分類を示しており、以下の2つの下位カテゴリが抽出された。

養護教諭が、性的虐待に抱く印象や、実際の対応場面において直面した性的虐待の特徴については、《性的虐待の特徴》、繰り返し話を聴かれることで生じる二次被害や聴き取り手法の習得の必要性、司法面接への関心については、《聴き取り（司法面接）》と命名した。

#### カテゴリ④【社会的要因】

【社会的要因】は、上記の3分類に該当しない社会的要因が影響している内容で構成し、以下の5つの下位カテゴリが抽出された。予算の整備や人材補強については、《システムの変容》外部機関への誤った認識については、《誤解》、人権との関連性については、《人権》、社会への周知や地域での見守りについては、《社会・地域》、その他については、《その他》と命名した。

## 5 考察

本研究の目的に沿って以下の7つの項目から考察を試みる。

- 1) 調査協力者の属性について
- 2) 学校現場における性的虐待の関与（遭遇）経験と対応状況
- 3) 性的虐待の対応に関する意識
- 4) 性的虐待についての意識と周辺知識の理解
- 5) 関与（遭遇）経験の有無による回答の傾向性について
- 6) 量的分析の結果の検討
- 7) 質的分析の結果の検討

### 1) 調査協力者の属性について

回答者の性別については、女性が98.2%と大多数を占めた。中村（2016）によると、平成26年度現在、全国に約4万人の養護教諭がいるなかで男性の養護教諭は、0.12%であるとした。

本調査でも、女性の養護教諭が大多数を占めた。年齢については、40歳代以上が6割（60.3%）以上を占め50歳台が最も多く全体の35.6%を占めた。

職務経験年数は、30年以上が56名で全体の4分の1（25.6%）を占めた。

従って、本調査では、比較的年齢層が高く経験を積んだ中堅やベテランを中心とする多様な経験年数の養護教諭が調査に協力してくれたと言える。

### 2) 学校現場における性的虐待の関与（遭遇）経験と対応状況

#### (1) 関与（遭遇）経験の割合

本調査では、約2割にあたる20.5%（45名）の関与経験が認められた。これは、5人に1人の割合である。養護教諭を対象とした性的虐待の遭遇状況に関する調査としては、厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書『教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究』（玉井2011）の養護教諭133名を対象とした調査があるが、性的虐待および、性的被害の事例の遭遇率は、36.8%（49名）で本調査より高い割合を示した。ただし、玉井の調査では、性的被害も含まれるが本調査では、家庭内の性的虐待のみを対象としたため、差異が出たものと考えられる。

また、岡本（2011）の、0府内の中学・高等学校教諭、475名を対象とした調査では、性的虐待における養護教諭の関与経験は、8.4%（40人）で本調査に比べて低い割合であった。2つの調査は、対象群の数や対象範囲、遭遇率が関与経験かなどの質問項目の違い、調査地域の違いなど、類型的に一般化するのには、難しいと言える。しかしながらこのことは、調査協力者の性的虐待の関与経験の範囲の認識や、性的虐待の定義の正確な把握がなされていないことを示しているとも言えよう。

## (2) 性的虐待事例の現状

性的虐待に関与した事例数は、1事例と2事例で約9割(88.9%)を占め、合計で69事例であった。特に、1事例が約7割(71.1%)であることから、養護教諭の関わった事例数は、さほど多くはない現状であると言える。6事例も1名あった。関与事例の性別は、女子が88.4%(61名)で約9割を占めたが、男子も11.6%(8名)で一定の数が見られた。杉山(2011)は、あいち小児保健医療総合センター外来に、2001年から2010年までに受診した180名の性的虐待で男児が約3割であったとして、本調査よりも、高い割合を示した。菊池ら(2014)は、被害を受けたのが、男児であれば、状況はより複雑であるとし、『助けを求めるなんて、男らしくない』といった、『男らしさ』の規範のおしつけが、大きな弊害をもたらし、いつまでも被害が表に出ず、ケアされていない」として男児の性的虐待が、表面化しにくい状態を示している。

また、男児の被害者の方が、PTSDの発症率が高い(新井2018)とされるように、今後は、男児を対象とした調査を行うことで女兒のケースとは違う子どもの特徴が浮かびあがってくるものと思われる。

関わった学年(年齢)は、小学1年から小学3年までは、全体の13%(8名)であるが、小学4年生から増え始め、小学6年生と中学2年生が、それぞれ14名と多く、この2学年だけで全体の約4割(40.6%)を占めた。中学1年では、7名と少なくなっているが、これは、入学後、間もないこともあり、教職員との関係性が構築されていないことが相談までに至らず、発見の遅れを招いている可能性も考えられた。斎藤(2002)の、児童期性的虐待を受けた成人を対象にした調査では、虐待の開始年齢の平均は、 $8.2 \pm 3.0$ 歳としている。本調査では、あくまでも関わった年齢であるため、虐待の開始年齢を正確に読み取ることはできないが、斎藤の報告は、本調査での比率の高い年齢とある程度、合致していることから、本調査においては、性的虐待は、小学校中学年から中学校において生じやすく、発見されやすい傾向にあると言える。

加害者の属性については、実の父親が全体の25%で最も多く、次いで兄が15.3%、養父(継父)が11.3%と続き、実父、養父・継父を含めたいわゆる、「父親」が、虐待者となった割合が全体の36%であった。今回の調査では、兄の割合が多いことも注目すべき点である。近年、虐待者が父親の場合だけでなく、同胞異性のケースの多さを示した知見も積み重ねられている。

玉井(2011)の調査は、児童虐待防止法に規定された、「性的虐待」に該当するのは、半数以下に過ぎず、「同居している男性」、「見知らぬ男性」から被害を受ける事例が、全体の3分の1を超え、特に、男性同胞から女兒への被害が多いとした。きょうだい間の虐待の影響については、岡本(2008)は、きょうだいの虐待にも、注目する必要があるとし、理由として、「一定の事例数があることと、対応や支援の際に扱うテーマが、父(母のパートナー)の場合と違って来る」と述べた。近年、核家族化が進み、家族の構成員が少なくなってきたことや、都市化などで住居面積が縮小し、きょうだい同士が同じ部屋で過ごす時間が増えてきたこと、離婚率の上昇によって母子家庭が増え、親の目の届かない場所での性的行為が、容易に家庭の中で繰り返されやすいなど、生活様式の変化や環境事情を考えた場合、今後は、日本でも、同胞異性間の性的虐待の調査を進めていく必要があるであろう。



### (3) 学校現場での対応状況

学校内で最初に性的虐待を把握したのは、養護教諭 (32.9%) と担任 (29%) で全体の約 6 割を占めた。このことから、子どもの最も身近にいる教職員が最初に、性的虐待を把握する可能性が高いと言え、なかでも、養護教諭が担任より性的虐待を把握する機会が多いと言えた。性的虐待の事実をどのように知ったかについては、約 3 割 (33.8%) が、「児童や生徒から直接告白、相談を受けた」で次の、「教職員および学校職員からの相談・情報」(21.5%) との差がおよそ 10% であった。このことから、子ども本人の直接の訴えが、虐待の事実を把握する契機となることが多いと言え、学校は、性的虐待が発見しやすい機関と言えるであろう。

また、子どもからの直接の告白や相談については、状況において意味合いが大きく異なると言える。例えば、子どもが性的虐待そのものを相談するつもりで保健室を訪れたのか、身体症状や心の不調を伴って訪れ、養護教諭との何気ない会話の中から、性的虐待を話す経緯に至ったのか、あるいは、子どもが性的虐待を虐待と認識しておらず、養護教諭からのアプローチにより、偶然的把握に至ったのかなどにより、子どもから、「直接告白、相談を受けた」場合の捉え方が異なってくるであろう。従って、今後の調査では、把握に至った際の細部に渡る状況についての回答を得る必要があると思われた。

性的虐待の把握に至るまでに、性的虐待に疑いを抱いていたかについては、「性的虐待を疑っていた」が、わずか 2 割であった。「性的虐待そのものを疑っていなかった」、「性的虐待以外の虐待を疑い、性的虐待は疑っていなかった」、「性的虐待以外の虐待は疑っていたが、性的虐待は疑っていなかった」を合わせると、半数以上 (56.6%) となり、性的虐待の把握に至るまでは、性的虐待を疑う傾向が少ないと言えた。また、疑っていたのは、どのような要因からかについては、「児童や生徒の言動から」が 8 名と最も多く、「生徒の身体的様子から」が続いた。「児童や生徒の身体的様子から」の内容については、特定の異性や年代への拒否や恐怖、自分は穢れているなどの自身に対する拒否感やリストカットなどの、自傷破壊行動、家出や徘徊などの逃避行動がいずれも 3 名であった。現在、わが国でも、性的虐待を発見する視点をまとめたガイドラインが整備し始められ、2009 年に、全国の学校に配布された教職員用の研究教材 (CD-ROM) 『児童虐待防止と学校』には、性的虐待の、「学校生活での現れ・気付き」の視点が、9 項目に渡り明記されている。内容を、6 - 表 22 に示す。

6 - 表 22 「学校生活での現れ・気付き」の視点「児童虐待防止と学校」

(『児童虐待防止と学校』2009 文部科学省)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①性的なことに極端に興味を持ったり、極端に嫌う</li><li>②急に性器への関心を見せるようになった</li><li>③年齢に不釣り合いな性に関する知識を持っている</li><li>④不自然に性的な色彩を帯びた甘え方をしてくる</li><li>⑤絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものがみられる</li><li>⑥服の着替えを極度に嫌がる</li><li>⑦他人の言動に過剰に反抗したと思ったら、同じ人に過度に依存したりといった「過剰な犯行と依存の両存」傾向が見られる</li><li>⑧自分の殻に閉じこもる</li><li>⑨自傷行為を行う</li></ul> |
|---|

また、白川（2007）は、「性的虐待を受けた子どもが示しうるヒストリー、身体症状、精神症状および行動の問題」の中で、53項目に渡り、性的虐待を受けた子どもが示すあらわれを明記した。内容を、6 - 表 23 に示す。

6 - 表 23 「性的虐待を受けた子どもが示しうるヒストリー、身体症状、精神症状および行動の問題」（白川（2007）の論文より出典）

<p><b>【性的虐待を疑ってよいヒストリー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明できない熱傷、挫傷、癍痕/引き裂かれた、汚れた、血のついた衣服</li> <li>・子どもが歩きづらそうに、座りづらそうにみえる、股開き歩行/オムツを替えたり、抱っこするときに痛がる</li> <li>・腸の機能不全(便秘、遺糞症)/身体症状の増加(発熱、頭痛、腹痛、吐き気など)/行動の変化</li> </ul> <p><b>【性的虐待を受けた子どもが示す可能性のある診察時所見】</b></p> <p>①非特異的身体症状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭痛/反復性腹痛/頻回の咽頭感染症/下肢や臀部の疼痛/慢性の骨盤痛/排便、排尿時の疼痛</li> </ul> <p>②より特異的な身体症状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異臭/挫傷/擦過傷/出血/・外陰部あるいは肛門領域の疼痛、損傷、腫脹、出血、癍痕</li> <li>・外陰部の炎症、痒痒感、違和感/・性器、口腔の性行為感染症</li> <li>・妊娠(特に相手が誰かわからない時、養育者が監視するように付き添っている時等)</li> </ul> <p>③その他特異的な所見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服を脱ぐことを嫌がったり、話題が核心に触れそうになると話をそらしたりする(回避)</li> <li>・外陰部の診察や性に関する問診をぼーっとしたり、行動のスピードが変化したりする(解離)</li> </ul> <p><b>【性的虐待を受けた子どもが示す可能性のある精神症状や行動】</b></p> <p>&lt;非特異的症状 -普通であった子どもが変化してそうなった場合特に注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の人や場所を怖がる/食事や飲み込むことが困難/風呂に入ることや着替えを極端に嫌がる</li> <li>・学校恐怖症/欠席の増加/集中力の低下/学校の成績の低下/以前に楽しんで活動していた活動を喜ばなくなる</li> <li>・感情の動きが平坦になる/異常な攻撃性/睡眠障害/自己破壊行動/秘密の行動/甘え、退行</li> <li>・新しく始まる夜尿や遺糞/抑うつ、不安発作、パニック発作、泣き叫び/自傷行為、自殺企図</li> <li>・外傷性ストレス障害/引きこもり、孤立、友人との関係の希薄さ</li> <li>・家出、薬物使用、食行動障害/ファンタジー傾向、虚言</li> </ul> <p>&lt;非特異的な症状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的虐待の開示/年齢不相応な性的言動、行動化、その反復/人や家具に身体を擦りつける</li> <li>・人がいやがるのに衣服を脱がせようとする/胸や性器やお尻に触れたがる、見せる(養育者、友人、よく知らない人)</li> <li>・性的な声(ため息、うめき、深い声)を出す/人形やおもちゃの動物がセックスしているようにする</li> <li>・低年齢での手や道具を使ったオナニー/頻回、強迫的なオナニー</li> <li>・性的逸脱行為(援助交際、不特定多数との交際等、性非行、性加害)</li> <li>・自尊感情の低下(特に自分は汚い、異常だと感じる等)</li> <li>・対人距離の近さ、混乱(人の非常に近くにたつ、よく知らない人と過度に親しくなる、抱きつく、キスする等)</li> <li>・親密さと性行動の直結(養育者の胸に口をつける、キスする、なめる等)</li> <li>・転換性障害(性的トラウマに関する身体症状)</li> </ul>
---

これらの内容は、教職員が、学校現場で性的虐待の疑いを抱いた際に、性的虐待の既往があるかどうかの判断に活用可能な内容がまとめられ、性的虐待の疑いを抱いた時点で迅速に通告ができる教職員の主観的判断を後押しする指針になるのではないかと考える。

従って、これらのガイドラインを活用しながら、養護教諭を初めとする教職員は、性的虐待を疑った際に、迅速に関係機関へ通告をする意識が求められる。

性的虐待を受けた児童や生徒と関わる際に、感じた印象や特徴的な行動としての内容の自由記述については、23項目の回答が得られた。内容は、「あえて明るく接してくる」、「自分ごとではなく、他人事のように淡々と語る」など、性的虐待という体験から距離を置こうとする状態や、「男性教員(年齢高め)に暴言を吐く」、「男性の教員の手に触れたら、トイレのホースの水で全身を服を着たまま洗い始めた」など、男性教員に対する拒否や嫌悪、「男性教師(若い)に甘える姿勢が見られた」、

「男性教師への近づき方（距離感）が普通に見えない」など、男性に対する甘えが見られ、実際に、「男性を極端に嫌うかベタベタと近づくの二極のように感じる」の回答にあるように、男性教諭に対する過敏な反応や、境界の脆弱性が見られた。今回の調査では、関与事例の9割近くが女兒のため、身近な男性教諭に対して加害行為を同一化した様子が見られると考えられた。先の、白川（2007）の項目の中にも、「甘え、退行」、「対人距離の近さ、混乱」などがあるがこれらの人に向かう接触特徴は、性的虐待の子どもに現れやすいサインでもあり教職員が共有していく必要があると思われる。

#### （4）対応の困難性

性的虐待をめぐる対応の困難性については、「虐待を受けている児童や生徒についての対応」（36.0%）と「被害児童の家族についての対応」（31.3%）がそれぞれ高い割合を示した。

玉井（2011）の、養護教諭を対象とした調査の中で困難性として最も多かったのは、「事実関係の聞き取り」で、次いで、「性的虐待・性的被害による二次的障害と思われる事柄（リストカット、摂食障害、学習意欲の低下）への対応」、「『誰にも言わないで』と頼まれたことへの対応」、「担任との協力関係」、「直接の加害者である家族・親族への対応」、「被害を受けた児童生徒への個別対応の時間の確保」、「理解と対応について教員集団全体でのコンセンサスを得ること」であった。これらの結果と本調査で高い割合を示した子どもや家族への対応は、合致する内容であった。

本調査では、具体的な困難性を問う自由記述で全事例69例について36項目が寄せられた。これらから、困難性が極めて多岐に渡っている状況がうかがえた。具体的には、「話をどこまで聞いて良いかかわからず、事実確認ができなかった」、「保護者との関係性の悪化」、「児童相談所との連携の困難」、「学内守秘義務の境界」、「家族へ虐待を知らせることい抵抗を示す際の対応」、「家庭へ介入することへの躊躇」、「他の子ども達への説明の仕方」、「本人が他の子どもへ相談してしまい、噂が広がってしまった」、「担当教諭の心身の不調」、「非加害親の拒絶的な態度」などがあり、子どもへの事実確認と、保護者との関係性、学校内の連携、他の子どもへの影響、関係機関との連携に困難性を抱いている状況がうかがえた。

一方で、学校現場の困難性として、「事実の聴き取り」や、「事実確認ができなかった」という言葉に表れているように、通告をする前に、事実確認をすることが関係機関へ繋げるまでに必要であるという誤った認識がされていることがあるのではないかと思われる。

2007年、文部科学省発行の、『養護教諭のために児童虐待対応の手引き』では、性的虐待が疑われる場合は、「学校として積極的な情報の収集を行うより前に、まずは、児童相談所などでの専門家に早期に相談することが必要である」として、事実確認は学校の役割ではないことに言及している。

玉井（2007）は、「虐待防止法が教職員に求めているのは、『疑ったらその時点で通告する』ことであり、『確証を得ることは、教職員の責任ではない』」としたうえで、学校現場が確証を得ようと努力する要因として、通告により家庭とのパイプや協力関係が壊れてしまい、かろうじて繋がっているパイプが切れることで子どもが登校しなくなったり、家庭内における子どもの被害が増悪するのではないかという恐れがあるとし、「確証さえあれば、家庭との関係悪化もやむをえないという心理的なアクセルがかかるのである」と分析した。

このことから、本調査の困難性にあげられた、被害児童の家族への関係性の配慮と子どもを守るための通告の間で揺れる教職員の葛藤が見られた。従って、事実確認や確証を得る前に通告をする必要性を今一度、認識をすることが重要であると言える。いずれにしても本調査において子どもや家族への対応について困難性を抱えている回答が多く得られた状況からは、養護教諭が、性的虐待対応の最前線で対応を模索している状況が明らかとなった。

### 3) 性的虐待の対応に関する意識

#### (1) 養護教諭の性的虐待の対応に関する意識

学校現場での性的虐待の知識や対応の教育や研修の必要性については、「必要だと思う」が、約7割(70.3%)と高い割合を示した。「一応は必要だと思う」の26.9%と合わせると97.2%となり、性的虐待の教育や研修の必要性について強い意識を持っていると言える。荒木田ら(2004)の養護教諭を対象とした調査では、校外研修を受講した時間が長いほど、児童虐待に対応した経験の割合が高いという結果を示している。このことから、研修の機会を増やすことにより、性的虐待の対応への取り組みに向かう意識を積極的な方向へ導くものと考えられた。

学校現場で性的虐待への介入に向けた対策の必要性については、「必要だと思う」が53.0%で、「一応は必要だと思う」の36.5%を合わせると、約9割(89.5%)が、介入に向けた対策の必要性を感じていた。このことは、学校現場では、性的虐待に対する対応力の不足から現実の対策に苦慮している様子が見取れる一方で、性的虐待に向けた対策に意欲的に取り組もうとしている現状が明らかとなった。学校関係者は、性的虐待の発見や対応に効果的に関与できるかについては、「できると思う」の20.1%と、「できるかもしれない」の56.6%を合わせると8割(76.7%)が発見や対応に効果的に関与できると考えている傾向にあった。岡本ら(2011)の中学から高等学校の養護教諭、家庭科教諭、保健体育教諭の496名を対象とした調査では、児童虐待全般であるが教員が児童虐待の発見に効果的に関与できると答えた者が、74.5%であることから、本調査の性的虐待に限定した質問に対して8割という数字は、高い割合が示されたと言える。

一方で、「ほとんどできないと思う」が16.4%と、「できないと思う」の2.3%を合わせると、およそ2割(18.7%)が効果的な関与に、疑義的な思いを抱いている現状が見取れた。

学校現場とスクールソーシャルワーカー(SSW)が連携することで、性的虐待への介入は可能になるかについては、「できると思う」が31.5%と、「できるかもしれない」の58.0%と合わせて、約9割(89.5%)が、SSWとの連携で効果的な関与が可能になると考えていた。

このことから、学校単独では、効果的な関与は困難であるが、SSWなど外部専門家との連携があれば、効果的な関与が可能であるかもしれないという意識を保持していることが理解できた。

上記の2つの回答で、「ほとんど出来ないと思う」、「できないと思う」の理由としては、34項目の回答が得られた。「学校現場の効果的な関与」の不可能性については、「教員の多忙や公平性の限界から子どもとの信頼関係を築くことの困難」、「教員の研修不足による知識や対応力の未熟、経験値の不足」、「問題の多様化の複雑さによる対応の困難」、「学校が介入することにより、保護者のと関係の悪化」、「学校運営およびクラス運営に支障をきたす可能性に対する危惧(深入りの不可能性)」

「家庭の問題への介入の困難」などで、教員の多忙や保護者との関係の悪化、学級運営の支障への危惧、学校が家庭の問題へ踏み込むことへの躊躇と見られる回答が多く見られた。

また、「SSW と連携することでの介入の不可能性」については、「SSW が常駐しておらず、対象児との関係づくりが困難」、「SSW が効果的な活用がされていない」、「SSW が設置されている学校が少ない」、「SSW の職務の明確化と SSW が他機関とのつながりが良好にならないと連携できない」などがあり、SSW が効果的に活用されていない回答が多く見られた。SSW の活用については、文部科学省が（平成 18 年 5 月）に、『学校等における児童虐待防止に向けた取組について』を通知し、特定の問題や方法論に固着した取り組みではなく、問題解決に必要とされるあらゆる方法がとりながら、包括的な活動スタイルを有する SSW が、虐待という深刻かつ複雑な問題に対処することで、多大な精神的負担を負わせる教員を支援することができるとした。子どもの教育機関という位置づけのなかで、家庭に介入しづらい状態が背景にある学校現場において、今後、SSW の養成および配置の強化、性的虐待に即時対応が可能な SSW への教育や連携の仕組づくりが望まれる。

#### 4) 性的虐待についての意識と周辺知識の理解

##### (1) 性的虐待への意識について

「性的虐待のケースに関わることに」については、「抵抗ない」が 56.2%であったが、「できることなら関わりたくない」が 3 割以上（33.3%）と一定の割合を示し、「その他」と答えた者が、1 割近くを占めた。「その他」の内容としては、「重い事案であるために、安易に関われない」、「研修を積んでからでないと自信がない」、「自分に何ができるか具体的にわからない」、「関わったことがないので想像ができない」といった事例の困難性に対する自らの対応の未熟さによる自信のなさに関する内容が見られ、身近に事例がないために現実的な対応のイメージがつかめない様子が見られた。また、「サインなどの訴えが、あった時は、関わらないといけないと思うが、現在の児童が関わっていたら、少し嫌だなと思う」など、性的虐待に対する違和感や拒絶感を抱く様子も見られた。いずれにしても、「できることなら関わりたくない」が、3 割以上を示していることから性的虐待の複雑さなどに対して関わることへの抵抗や不安、気後れを抱いている現状が理解できた。

「性的虐待の他の虐待に比べての対応の困難性については、「とてもそう思う」が 60.7%と、「そう思う」が 35.6%で合わせて 96.3%で高い割合を示した。岡本ら（2011）の中学から高等学校の養護教諭、家庭科教諭、保健体育教諭の 496 名を対象とした調査では、「性的虐待は、他の虐待と比べて難しいか」の問いに対し、「とてもそう思う」と、「そう思う」が、77.7%で本調査よりも低いことから本調査では、性的虐待の対応の困難性を自覚している養護教諭が多いと言えた。

「性的虐待の問題の関心については、「非常に関心がある」の 9.1%と、「関心がある」の 75.3%と合わせて 84.4%で多くの養護教諭が性的虐待に対して強い関心を抱いている現状が見て取れた。性的虐待は、統計にあらわれる以上に多くあると思うかについては、「とてもそう思う」の 45.2%と、「そう思う」の 50.7%と合わせて 95.9%と大変高い割合を示した。これらから、性的虐待が統計にあらわれにくい性質を持つ特徴を理解している状況が見て取れた。

## (2) 性的虐待の周辺知識の理解について

性的虐待の被害を聞く際に、複数の人から繰り返し同じことを聞かれ、記憶が歪められる過誤記憶の認識度については、「聞いたことはあるが内容はわからない」が58.9%で最も多く、「聞いたこともなく知らない」の16.4%と合わせて75.3%でほとんどの養護教諭は、記憶の再編に対する過誤記憶の認識を持ち得ていない現状が見て取れた。司法面接の認識については、「聞いたことがありよく知っている」が6.9%と少なく、「聞いたことはあるが内容はわからない」が32.4%で、「聞いたこともなく知らない」が59.8%と約9割以上が、司法面接の認識を持ち得ていない現状が見て取れた。これらから現状では、性的虐待に関連する理解があるとは言えないことが理解できた。

一方で、このことは、研修などで学ぶ機会が少ないことが要因になっているものと考えられた。

## 5) 関与（遭遇）経験の有無による回答の傾向性について

本調査では、性的虐待の関与（遭遇）経験が、「あり」と答えた者が45名（20.5%）で、「なし」と答えた者が174名（79.5%）であった。関与経験の有無による回答がどのような傾向を示すのかを把握することで、関与経験の有無が示す特徴を整理した。

学校現場における教育や研修の必要性については、関与経験が、「あり」と答えた者は、すべての者が、「必要だと思う」または、「一応は必要だと思う」と回答していた。特に、「必要だと思う」と答えた者が86.7%と関与経験が、「なし」の者の割合の66.1%に比べて高い傾向にあった。これらは、実際の対応を経験するなかで性的虐待に対する知識や対応の不足を感じたことが考えられ、教育や研修の必要性を強く求めるに至ったと思われる。

性的虐待への介入に向けた対策の必要性については、関与経験が、「あり」と答えた者の、「必要だと思う」と答えた割合が62.2%で、「なし」と答えた者の50.6%に比べて高い傾向にあった。

しかしながら、「必要だと思う」、「一応は必要だと思う」とあわせると、関与経験が、「あり」と答えた者の割合は88.9%で、「なし」と答えた者の89.7%と大差がないことから、本調査の対象となった養護教諭が、性的虐待の介入に向けた対策の必要性を感じていることがうかがえた。

性的虐待の発見や対応への効果的な関与については、関与経験が、「あり」と答えた者の、「できると思う」と答えた割合が35.6%で、「なし」と答えた者の16.1%より高い傾向にあった。

また、関与経験が、「なし」と答えた者の、「ほとんどできないと思う」、「できないと思う」の割合が20.1%で、「あり」と答えた者の13.3%より高い傾向にあった。このことは、関与経験がある者が、実際の対応のなかで効果的な関与ができるという手ごたえを感じたものと思われる一方で、関与経験が、「なし」の者は、実際の対応経験がないことから、発見や対応の効果的な関与の可能性に対して確信が持てない現状があるのではないかと考えた。

学校現場とSSWの連携による効果的な関与については、関与経験が、「あり」と答えた者の、「できると思う」、「できるかもしれない」の割合が84.5%で、「なし」と答えた者の90.8%より低い傾向にあった。また、「ほとんどできないと思う」、「できないと思う」の割合が「あり」と答えた者は11.1%で、「なし」と答えた者の割合の6.9%より高い傾向にあった。

さらに、「わからない」と答えた者は、「なし」と答えた者が2.3%に対し、「あり」と答えた者は4.4%と高い傾向にあった。このことから関与経験がある者が、実際の経験のなかでSSWとの連携が効果的に機能するまでに至らなかったか、あるいは、SSWだけではなく、他の機関や資源との連携の必要性を感じたことなどが考えられた。

性的虐待のケースに関わることへの抵抗については、関与経験が、「あり」と答えた者の、「抵抗はない」と答えた割合が60.0%に対し、「ない」と答えた者は、55.2%と低い傾向にあった。

一方で、「できることなら関わりたくない」と答えた者が、関与経験が、「あり」と答えた者は31.1%であるのに対し、「なし」と答えた者は33.9%とほぼ同等であった。本来であれば、性的虐待に関わった経験があれば、抵抗が少なくなる傾向があると考えられるが、本調査では、関与経験のある者が、「できることなら関わりたくない」と感じる割合が一定数あることが明らかになった。

他の虐待と比べた対応の困難性については、「とてもそう思う」と答えた割合が、関与経験が、「あり」と答えた者が46.7%に対し、「なし」と答えた者が64.4%と高い傾向にあった。

従って、関与経験が、「なし」と答えた者は、他の虐待に比べて対応の困難性を理解していることが把握できた。このことは、関与経験がないなかで性的虐待が持つ対応の困難性が先行イメージとしてあるものと考えられた。一方で関与経験のある者の困難性を感じる割合が低いことについては、先述した効果的な関与の可能性が高いと感じていることを鑑みると、経験のなかで対応の可能性を感じたものと思われた。

性的虐待問題への関心については、関与経験が、「なし」と答えた者が、「非常に関心がある」または、「関心がある」と答えた割合が86.2%である一方で、関与経験が、「あり」と答えた者の、「非常に関心がある」、「関心がある」は77.8%と低い傾向にあった。また、関与経験が、「あり」と答えた者は、「あまり関心がない」または、「関心がない」の割合が11.1%で、「なし」と答えた者の、6.9%より高い傾向にあった。従って、性的虐待問題への関心は、関与経験が、「なし」と答えた者の方が高いことが明らかとなった。これらの関与経験がある場合に、関心が低い傾向については今後の調査で要因を明らかにしていく必要があると思われた。

性的虐待の潜在性（統計にあらわれる数字以上に多くあるか）については、関与経験が、「あり」と答えた者はすべての者が、「とてもそう思う」または、「そう思う」と答えており、特に、「とてもそう思う」の割合が、51.1%と関与経験が、「なし」と答えた者の43.7%に比べて高い傾向にあった。

また、関与経験が、「なし」と答えた者の、4.7%が、「そう思わない」または、「全く思わない」と答えており、関与経験がないなかで性的虐待の潜在性の認識までにおよばない現状が見取れた。関与経験のある者の認識の高さについては、実際の対応の中で実感をしたか、あるいは、対応の過程で性的虐待への関心に繋がり、潜在性についての認識を得たものと思われた。

一方で、関与経験が、「なし」と答えた者の、潜在性についての認識に至らない状況は、性的虐待の発見の遅れに繋がるものと考えられた。

過誤記憶の認識については、関与経験が、「あり」と答えた者は、「聞いたことがありよく知っている」と答えた割合が、37.8%で、関与経験が、「なし」と答えた者の、19.5%より高い傾向にあった。また、関与経験が、「なし」と答えた者の、「聞いたこともなく知らない」が19.0%で、「あり」

と答えた者の6.7%に比べ高い傾向にあった。これらからは、関与経験がないことで、過誤記憶の認識に至らない現状が見て取れた。一方で、「聞いたことはあるが内容はわからない」が2つの回答の中心を占めていることから、性的虐待への周辺知識についての習得の機会の必要性が求められた。

司法面接の認識については、関与経験が、「あり」と答えた者の「聞いたことがありよく知っている」と答えた割合が、13.3%で、「なし」と答えた者の5.2%より高い傾向にあった。

また、「聞いたことがあるが内容はわからない」、「聞いたこともなく知らない」は関与経験が、「あり」と答えた者が86.7%で、「なし」と答えた者が93.7%であった。このことから、全体的に司法面接についての理解におよばない現状が見て取れた。

以上の結果から、関与経験がある者の方が、性的虐待についての教育や研修の必要性を強く求め、介入に向けた対策の必要性を感じ、発見や対応に効果的に関与ができると考える傾向にあった。

また、性的虐待の潜在性や周辺知識に対する理解も高い様子が見られた。

一方で、関与経験のある者は、性的虐待のケースに関わることへの抵抗を抱きやすく、性的虐待問題への関心も下がる傾向が見られた。関与経験のある者が、性的虐待のケースに関わることへの抵抗を示すことについては、本来であれば、ケースに関わった経験があれば、抵抗が少なくなると思われるが、性的虐待のケースに関わった際にマイナスのイメージを抱いたものと考えられた。

このように、マイナスのイメージを抱いた要因としては、対応が効果的になされなかったといった対応の不足などがあるであろうが、性的虐待に関わった際に周囲からのサポートが十分ではなかったことなどが、関与した者が抵抗を抱きやすい結果に繋がったのではないだろうか。

従って、研修の機会を増やししながら、関わった者に対するサポート体制を充実させていくことが課題であると言える。



## 6) 量的分析の結果の検討

4) (2) で示した  $\chi^2$  検定で有意差が認められた 4 項目について検討を行う。

### (1) 職務経験と関与（遭遇）経験の有無との関連性 ( $p < 0.036$ )

職務経験が 30 年以上の者は、性的虐待問題に関与（遭遇）した経験が多いことが分かった。職務経験が 30 年以上の者の 4 割以上が関与（遭遇）経験がありこれらのことから、長い職務経験の中で性的虐待に関与する経験が増すものと考えられた。

### (2) 職務経験年数と「性的虐待への関心度」についての関連性 ( $p < 0.013$ )

養護教諭の職務経験年数が下がるにつれて性的虐待に対する関心が高い傾向にあることが明らかとなった。特に、職務経験が 10 年未満では、「非常に関心がある」が有意に高いことが分かった。

考えられる理由としては、2000 年の、「児童虐待防止法」制定以降に、わが国では、児童虐待についての関心が高まり、その年代に教育を受けた若い年代は、児童虐待についての多くの情報や知見のもとで学びが施されたであろうことや、児童虐待防止法が制定されたのが 2000 年であることを鑑みると、法を踏まえて養護教諭になった人の方が、性的虐待に関する関心が高い傾向にあるのではないかと考えられた。

また、養護教諭養成課程のカリキュラムの内容が関心度に影響しているものと考えられた。

さらに、養護教諭に芽生える意識が、関心度に少なからず影響しているのではないかと考えた。岡本（2003）は、他の 3 つの虐待は、親子関係が形成されていく過程で生じる問題として捉えることができるが、性的虐待は、親子関係が形成されていく過程の問題という側面では、捉え切れないとした。こうした複雑な要素が、問題に向き合った際に無力感を伴わせることとなり、職務経験の短い方が性的虐待への関心が高くなる結果に繋がると考えられた。いずれにしても、関心を持ち続けることができる研修や教育の機会が必要であると言えた。

### (3) 関与（遭遇）経験と「性的虐待の発見や対応の効果的な関与」についての関連性 ( $p < 0.028$ )

性的虐待の関与（遭遇）経験がある者の方が、関与経験がない者に比べ、性的虐待の発見や対応に効果的な関与ができると回答した者が有意に高いことが明らかとなった。このことは、実際の性的虐待の関与経験のなかで、効果的に関与ができるのではないかという手ごたえを抱いたと考えられた。

また、関与経験では、効果的な関与ができなかったとしても、先の展望として効果的な関与の可能性を見出したのではないかと考えられた。よって、実際の関わりで有効的に関与できたという体験が虐待対応への前向きな取り組みの転換へ作用したと思われる。

一方で、関与経験がない者は、対応経験がないことから、発見や対応の効果的な関与の可能性に確信が持てない状況があるのではないかと考えた。従って、関与経験のある者が、有効的に関与できたという体験を教職員で共有できる校内連携の取り組みが必要であり、校内研修の機会を設けながら、関与をした者からの知見や対応の経験を共有していく必要があると思われる。

#### (4) 関与（遭遇）経験と「過誤記憶の認識」についての関連性 ( $p < 0.040$ )

関与（遭遇）経験が、「ある」と答えた者は、複数の人から繰り返し同じことを聞かれ、記憶が歪められる過誤記憶について、「聞いたことがありよく知っている」と回答した者が有意に高かった。

これらの結果からは、実際の関与経験のなかで過誤記憶もしくは、それに隣接する体験を得たかあるいは、性的虐待に関与する過程で過誤記憶に対する関心が向いたものと考えられた。

## 7) 質的分析の結果の検討

### (1) 関わった際の対応についての困難感の検討 (質問項目 14)

【子どもへの対応】から抽出された2つのサブカテゴリーは、《子どもとのかかわり》、《学校での指導》である。《子どもとのかかわり》については、声掛けや PTSD に苦しむ子どもへの対応など専門的なスキルがなければ対応が難しい内容から、困難感を抱いている様子が見られた。また、子ども自身が周囲に性的虐待を開示してしまうことによる子ども達への影響や子どもへの指導など学校現場ならでの問題で対応の困難感を抱く様子が見て取れた。その他にも、措置中の学習の遅れや、子どもの刺激や反応を鑑みた性教育授業の扱い方などの困難性が見られた。

【保護者・家庭への対応】から抽出された5つのサブカテゴリーは、《親とのやりとり》、《攻撃性》、《非虐待親とのかかわり》、《複雑な家庭への対処》、《処遇への不安》であった。特に、《親とのやりとり》、《被虐待親とのかかわり》の記録数が多く、非虐待親とのかかわりでは、被虐待親が虐待を否認したり、公にされることを恐れて虐待を認めようとしない状態が見られた。これらの状態からは、積極的に子どもを守ろうとしない姿勢が見られた。

【性的虐待特有の困難】から抽出された3つのカテゴリーは、《聴き取り》、《事実確認》、《子どもの拒否》である。《聴き取り》と、《事実確認》の記録数は多く、あまり触れないほうが良いのか迷ったとあるように、性的虐待を聴き出すことによる弊害を感じている様子が見て取れた。事実確認については、「証拠」、や「事実の把握」、「事実が不明確」、「確認の限界」などの言葉があり、事実確認をしなくてはいけないという認識が強い様子がうかがえた。【連携】については、《校内連携》と《校外連携》の2つのカテゴリーが抽出され、教員間の連携不足や外部機関との連携の方法がわからないことや、保護までに時間を要するなど児童相談所の対応の不信が見られた。

記録数としては、聴き取りや事実確認、家族に知られることの拒否などを含めた、【性的虐待特有の困難】と、【保護者・家庭への対応】が多く次いで、【子どもへの対応】と続いた。

第5章の先行研究(玉井2011)でも、事実関係の聴き取りが対応の困難性として最も多くあげられ、次いで性的虐待の二次被害を思わせる事柄への対応、「誰にも言わないで」と頼まれたときの対応、担任との協力関係、加害者である家族や親族への対応が続いたことから、本研究と類似した傾向が見られた。また、岡本(2011)の調査でも、「誰にも言わないで」と言われた際の対応を含めた子ども自身に関する対応が困難性として最も多くあげられ、次いで事実確認など判断に関する内容、連携に関する内容、保護者に関する内容が続いた。従って、事実確認や聴き取りまたは、子どもが相談した教職員以外へ虐待を知られることを拒んだ際の対応、虐待者を含む保護者や家庭への対応が学校現場の困難性として課題にあげられている現状が明らかとなった。

### (2) 発見や対応への効果的な関与とSSWとの連携による介入の可能性の検討 (質問項目 21)

【発見や対応の困難】から抽出された2つのカテゴリーは、《発見や介入の難しさ》と、《デリケート》であった。性的虐待が発見がしにくい虐待であるという認識が強く、そのために介入が困難であるという理解のある様子が示された。また、デリケートな問題という意識も含め介入が困難であるという認識が示された。【研修や経験の不足】では、研修の未受講に関する記録が4つあり

対応経験がないことによる対応の難しさについての記録も見られた。

【連携】は、《SSW のシステムと活用の不備》と、《外部との連携の必要性》の2つのカテゴリーが見出され、外部との連携については、医療や心理、児童相談所などとの連携が不可欠とする内容が見られた。【学校の実情】については、5つのカテゴリーが示されたが、学校は大勢の子どもを相手にすることからひとりの子どもに向き合う環境にないことや、対応にあたっての無力感や不安に関する内容が見られた。

今回の内容で、記録数が最も多いのは、《発見や介入の難しさ》であった。調査では、性的虐待の発見の契機として、子ども自身から教職員へ打ち明けることが多く、なかでも養護教諭への訴えが多いことが明らかとなっている。一方で子どもが示す症状により疑われた割合は、1割程度しか見られなかった。これらは、子どもが語らなければ、発見が難しいと言える一方で、子どもが打ち明けることで発見に至るケースが望まれるとも言えた。従って、本調査の記録にあるような、「事実を隠すことが多く発見が難しい」、「子供が自分から打ち明けることはほとんどなく発見が難しい」という状態は、子どもが打ち明けることができない教職員との関係性が改善され、打ち明けやすい環境を整えることで、子どもからの開示が見込まれ、ひいては発見の可能性が広がるとも考えられるであろう。第5章においてRIFCR（リフカー）研修の有効性について述べたが、打ち明けられた際に、子どもの気持ちや状態を最優先するRIFCR（リフカー）手法の理念は、子どもと教職員との関係性を築くことや環境を整えることに繋がり発見に対する意識の変容と実際の発見が可能になるのではないかと思われた。

### (3) 養護教諭の立場の意見からの検討（質問項目 28）

【対応に際しての阻害要因】から抽出された、4つのサブカテゴリーは、《学校現場の多忙》、《養護教諭の現状》、《校内の現状》、《保護者との関係性》であった。

《学校現場の多忙》については、教職員の多忙が社会的な問題としても取り上げられている。

学校現場の教員の仕事は多岐に渡り、授業やそれに伴う準備、子どもの個別学習指導、テストの採点や成績の評価、部活動指導や対外試合ならびに、合宿や大会への帯同、学校行事や行事を運営するための会議や準備、不登校やいじめ、非行問題への対応として定期的な家庭訪問や電話連絡、いじめの被害児童、加害児童の個別聞き取りと保護者との調整、最近では、コミュニティスクール推進による地域との連携の調整など、教員が担う仕事は多い。加えて、教員の加配人数の不足など学校現場は、最小人数で多くの問題に対して人員を配置しているのが現状である。今回の調査でも、子どものSOSを敏感にキャッチできる心のゆとりがないことや、個別のケースに向き合う時間が少ないゆえに、学校で対応できる虐待対応は、限られているなどの回答が寄せられ、特に、対応に専門性が求められる性的虐待に対しては、学校で対応する前に専門機関へ繋げるという意識が強いことが把握できた。学校現場の多忙の問題は、一時的な対策で改善されるものではないため、学校に出入りする外部の専門家、例えば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医や民生委員などの幅広い繋がりの中で協働で性的虐待問題に対処する意識が求められる。

《養護教諭の現状》については、性的虐待について学ぶ機会がなく、研修や教育を受けていないことから性的虐待についての知識の不足や対応方法の未習得などから対応に対して自信のなさを思わせる内容が多く見られた。これらの現状は、先の多忙の問題と相まって研修に参加する時間を確保することが難しいこと、性的虐待に特化した研修自体がわが国では、いまだ確立されていないことが要因と言える。従って、専門家が学校へ出向いての啓発活動を行い、国が発出している教材などのツールを、教職員全体が周知、共有するしくみを作ることが必要である。

《校内の現状》については、主に早期発見や対応のための、職員間の情報共有と共通理解の不足など組織で対応できる環境づくりを求める内容が多く見られた。また、性的虐待は、あるわけがないという先入観に基づく対応の遅れなど、研修や教育の不足が招くであろう性的虐待への理解の不足が見られた。

《保護者との関係性》については、子どもから性的虐待を打ち明けられ際に、家族にどのように伝えるかの迷いや学校から児童相談所へ通告をした際の、いいつけた感による保護者からの憤怒、学校が児童相談所に通告した後に関係が切れ、子どもや保護者へ寄り添えないなど、学校側が外部機関と繋がることにより生じる弊害についての内容が多く見られた。

これらを解決するために、虐待が疑われた場合は、学校には、通告をする義務があること、通告は、今後の家族関係が少しでも良い方向へ向かうための対処であることを保護者へ説明し、一時保護をされた子どもの学校復帰を見据えた継続した支援をしていく姿勢を保護者に示すことが必要であると思われた。そして、毎原（2019）の言う、『通告』とは、『加害者の告発』ではない。『家庭』という外からは見えない空間で行われ、気づかれないでいると徐々に進行する『家族機能不全』の病である児童虐待に対して、『通告』とは、家庭を地域に開いて、支援を開始するという治療の第一歩である」ことをしっかりと伝えていく必要があるであろう。

【学校現場の対応】から抽出された、7つのサブカテゴリーは、《研修や教育の必要性》、《求められるスキル》、《役割》、《連携》、《信頼関係》、《性教育》、《子どものケア》である。

《研修や教育の必要性》については、最も多くの記録数を示した。性的虐待の知識や事例、早期発見、対応方法、様々な側面から見守ることができる体制づくり、関りや気づきの視点、子どもが助けを求めてきたときや専門家の指示を受けた際に、的確に動けるための方法、連携の仕方、子どものあらわれに対する支援方法、家族へのかかわり方、ダメージが広がらないような適切な対応などの研修や教育の機会を望む声が多くあげられた。小林ら（2003）は、教職員を対象とした虐待に対する研修を受けた経験についての調査で、未受講の割合が9割にのぼるとした。また、OECD国際教員指導環境調査（2013）では、日本の教員は、研修へのニーズが高いが、参加への障壁として業務スケジュールが合わないことをあげた割合が86.4%であったとし、研修参加の妨げとして教員の多忙が大きく影響していることを明らかにした。これらからは、学校現場では、研修に参加する意欲はあるものの現実的には、参加が適わない状況が見て取れた。

《求められるスキル》については、性的虐待の気づきの視点、子どもの変化を見逃さない視点、性的虐待は多いという視点、子どもに寄り添った支援、打ち明けられない子どもがいるかもしれない

いという視点、復学後の対応、性的虐待についての正しい情報やそれらを見据えた学生のうちからの勉強の必要性などについての内容があげられた。特に、性的虐待を発見する際のスキルの習得についての内容が目立った。《役割》については、専門家へ繋げることしかできない、発見は可能だが介入の困難、学校の役割は、情報を得ることと発見、学校職員よりもスクールソーシャルワーカーや児童相談所など、第三者の対応の必要性などがあがり、性的虐待の発見と情報提供が学校の役割であり、その後の支援については、外部機関に依頼する意識が強い傾向がうかがえた。

《連携》については、虐待の確証がない時点での連携の迷い、行政や専門家主導の対応、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの外部専門家の補強または常駐、児童相談所などの関係機関との密な関係の構築、学校職員の不安の相談にのり手立てを共に考えてくれる機関の必要性、連携しやすい体制づくり、チームとしてのケース会議の必要性などがあげられた。

これらからは、連携の重要性を認識して一方で、教職員が身近に相談ができる人や機関を強く求める傾向にあることが理解できた。《信頼関係》については、子どもが救済を求めてくれるような信頼関係づくりの努力、信頼関係の構築を土台とした相談できる存在、子どもの支えの一所、相談しやすい養護教諭や保健室などがあげられ、養護教諭や保健室が相談しやすい場所であることに努めようとする意識の高さが示された。また、子どもの告白が中心を占める性的虐待は、子どもとの信頼関係の構築が性的虐待の支援にあたり重要な意味を持つことの認識が備わっている様子がうかがえた。《性教育》については、思春期講座の義務化や子どもの頃からの教育の必要性、幼児からの性の学習、性の学習が確保できる時間や教員の研修、子どもの頃から虐待についてを学び、虐待から身を守る手法の理解の重要性、発達段階に応じた性教育、周囲に助けを求めて良いという認識の強化など性的虐待に関連する教育を低年齢の頃から始める重要性についての内容が多くあげられた。

《子どものケア》については、子どものあられや支援方法についての勉強、二次被害や再度の傷つきを防ぐための正しい知識、心理的苦痛や恐怖、不安への共感などがあげられた。これらからは、子どもに寄り添っていこうとする意識が強いことが示された。さらに、発見や通告の過程、虐待後のフォローについても、子どものケアが必要であるという思いがあり、ケアを含めた対応に対して積極的に取り組んでいこうとする意識が見られた。

【性的虐待の困難性】から抽出された2つのカテゴリーは、《性的虐待の特徴》、《聞き取り（司法面接）》である。《性的虐待の特徴》については、プライベートのなかのプライベート、デリケート、プライバシーにかかわることの対応の難しさ、社会の深い闇、外から見えにくい、シビア、少なからずありわかりにくく閉ざされた、気づいていないだけ、気づきの難しさ、無力さ、水面下に潜んでいる、見えないところで起きてると思うと怖く感じる、実感がない、家庭のなかのこのつかみずらさ、人格が歪められることへの怒りなど、性的虐待の特徴を認識していると思われる内容があげられた。《聞き取り（司法面接）》については、二次被害を防ぐための慎重さや再度の傷つきを防ぐための正しい知識や対応を学ぶ必要性、司法面接への関心あるいは無知、推測を含めたつこみの困難、ワンストップ対応機関の認識、必要最低限の質問、聞き方のスキルの習得、繰り返し聞かれることへの負担、聞き手の性別に配慮した聞き取りの徹底、女性職員（警察を含む）の対応の強

化、質問の工夫や慎重な対応などがあげられ、二次被害の意味や子どもの被害の傷つきを広げないための配慮、ワンストップセンターや司法面接など性的虐待に関連のある内容があげられた。《聞き取り（司法面接）》については、16の記録数があり先の、《研修や教育の必要性》、《性的虐待の特徴》、《連携》に次いで多く、この分野の関心の高さがうかがえた。

【社会的要因】から抽出された5つのカテゴリーは、《システムの変容》、《誤解》、《人権》、《社会・地域》、《その他》である。《システムの変容》としては、個人の力量や向上心に頼らない人的補強、専門家（人材）の補強、家庭環境を把握するためにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの加配、医療的サポートを受けながら社会自立を目指す施設の少なさ（社会自立サポートの不備）など、外部の人材や設備の補強を求める内容が多くあげられた。《誤解》については、関係機関のシステムの誤解にあたる内容で、子どもに対する疑いや不信感から通報してもすぐに対応されないことが多い、軽いケースだと児相が動いてもらえない、疑いの段階での児童相談所への相談で介入がなされないなどであり、連携の際に意思の疎通が図れない状態から生じる誤解があげられた。《人権》については、人権への配慮、自身の身で守ることや人権の知識の指導に悩む、子供は親のものではなく一人の人間として尊厳があることを広く社会に浸透させる必要性などであった。

《社会・地域》については、性的虐待に対する社会の周知、他者や地域との関係性の希薄、知識を得るための広報活動、地域や社会の見守りなどがあがり、家庭の問題の色合いが濃いからこそ、家庭を取り巻く地域の存在の大きさを唱える内容が見られた。《その他》については、親の未熟、社会福祉についての理解の必要性、海外に比べての意識の低さ、生活アンケートの活用（低年齢の子は、性的虐待と捉えていないので有効）、虐待者へのアプローチ、田舎に多いのではないかなど養護教諭の主観を含めた内容があげられた。

## 6 研究の限界と課題

本研究は、A県内の公立小、中学校459校の養護教諭を対象に調査を行った。

本研究は、これまで研究蓄積の少ない性的虐待対応における学校の現状や意識の傾向を具体的に明示し、学校での性的虐待問題への課題を明らかにしたことに意義があると言える。

しかしながら、本研究は、A県内という地域性の偏りがあり本調査の知見をわが国の性的虐待における学校の対応の現状として一般化するには限界があることは否めない。今後は、調査範囲を広げ、地域や職種の違いを検討し、学校における性的虐待問題の取り組みの全貌を把握していきたい。

## 7 謝辞

本研究に際し、調査のご承諾をいただきましたA県内各地域の教育委員会様、A県内の小学校、中学校の校長先生に感謝申し上げます。また、お忙しい中、調査にご協力をいただきました養護教諭の皆様にご心より感謝申し上げます。

## 第7章 学校現場の性的虐待対応の実態 - スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等 活用事業実践活動事例集からの検討 -

### 1 はじめに

第6章の質問紙調査において学校現場の対応の現状や対応の困難性、性的虐待対応に向かう意識の傾向についての検討を行った。では、実際に学校現場では、性的虐待についてどのような活動が展開され、どのような取り組みがなされ、どのような課題に直面しているのだろうか。その一端を知るべく文部科学省が毎年、公表しているスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）及び、スクールカウンセラー（以下、SC）の活動事例集をもとに検討し、学校現場の取り組みの現状と課題を考察する。

### 2 研究方法

文部科学省が毎年公表している活用事業実践活動事例集をもとに、学校現場における性的虐待の取り組みの概要を検討するために各年度ごとの性的虐待に対応した事例を抽出し、検討を試みる。

対象は、平成22年度（2010年）から平成30年度（2018年）までの、スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集ならびに平成26年度（2014年）から平成30年度（2018年）までの、スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集である。尚、スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集は、各都道府県（47都道府県）、政令指定都市（20市）、中核都市（50市）から報告がされている。

また、スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集は、各都道府県（47都道府県）、政令指定都市（20市）から報告がされており、各学校からの報告を各教育委員会が毎年度ごとに集約し、Web上で公表している。

### 3 活動事例集の概要

#### 1) スクールソーシャルワーカー等の活用事例

問題等の種別については、各都道府県・指定都市の判断により下記の区分から選択される。①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）②児童虐待（未然防止、早期対応、関係機関との連携）③いじめ ④不登校 ⑤暴力行為 ⑥非行・不良行為 ⑦その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）⑧その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）

尚、平成30年度からは、⑧性的な被害、⑨ヤングケアラーが新たに加わった。

#### 2) スクールカウンセラー等の活用事例

問題等の種別については、各都道府県・指定都市の判断により下記の区分から選択される。①不登校 ②いじめ問題 ③暴力行為 ④友人関係 ⑤非行・不良行為 ⑥家庭環境（児童虐待・貧困の問題を除く）⑦教職員との関係 ⑧心身の健康・保健 ⑨学業・進路 ⑩発達障害等



⑪小中連携 ⑫その他の内容 ⑬児童虐待 ⑭貧困の問題 ⑮校内研修 ⑯教育プログラム。  
尚、平成 30 年度からは、⑰性的な被害、⑱ヤングケアラーが新たに加わった。

#### 4 倫理的配慮

文献の出典記載等については、細心の注意を払うこととする。

#### 5 用語の定義

本章で扱う、「性的被害」と、「性的虐待」の定義は、以下の内容とする。

##### 1) 性的被害

第三者からの暴力や痴漢、盗撮、わいせつな声を掛けられるなどの性的被害とする。

##### 2) 性的虐待

「児童虐待防止に関する法律」第 2 条の保護者がある児童について行う行為の定義に加え、きょうだいや親族、同居人から子どもへの家庭内性暴力被害を含むものとする。

## 6 結果

### 1) 事例数の概要

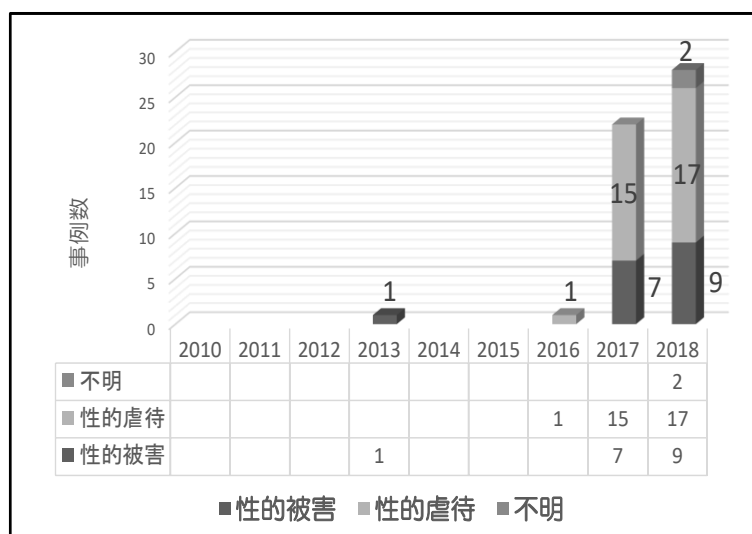
#### (1) スクールソーシャルワーカーによる事例数

「スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」の中からSSWが性的虐待に関わった事例を抽出した。その結果、性的被害と性的虐待に対応したケースは、7-表1の通りであった。

7-表1 SSWが性的被害および性的虐待に対応した事例数

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
性的	被害				1				7	9	17
	虐待							1	15	17	33
	不明									2	2
合計					1			1	22	28	52

性的被害については17事例、性的虐待については33事例、不明は2事例の合計52事例であった。詳細を、7-図1に示す。



7-図1 SSW事例数

#### (2) スクールカウンセラーによる事例数

「スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」の中からSCが性的虐待に関わった事例を抽出した。

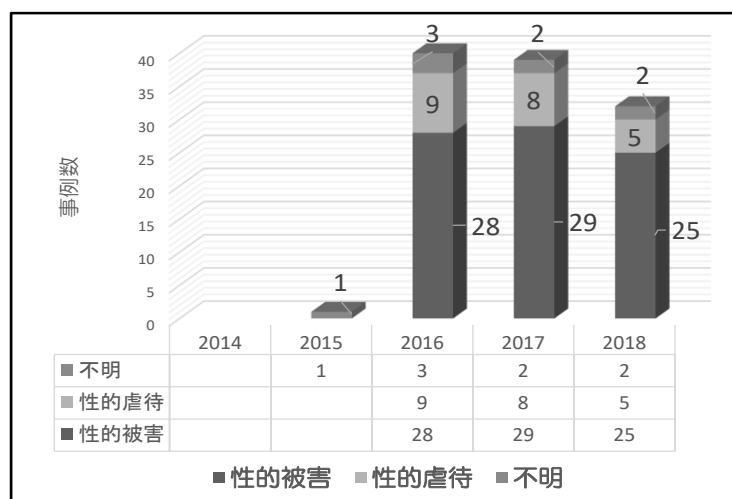
その結果、性的被害と性的虐待に対応したケースは、7-表2の通りであった。

7 - 表2 SCが性的被害および性的虐待に対応した事例数

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
性的	被害			28	29	25	82
	虐待			9	8	5	22
	不明		1	3	2	2	8
合計		0	1	40	39	32	112

性的被害については82事例、性的虐待については22事例、不明は8事例であった。  
詳細を、7 - 図2に示す。

従って、本研究の性的虐待の定義に当たる事例数は、SSWとSCと合わせて55事例であった。



7 - 図2 SC事例数

## 2) 被虐待児の年齢

### (1) 「性的虐待」における被虐待児の年齢

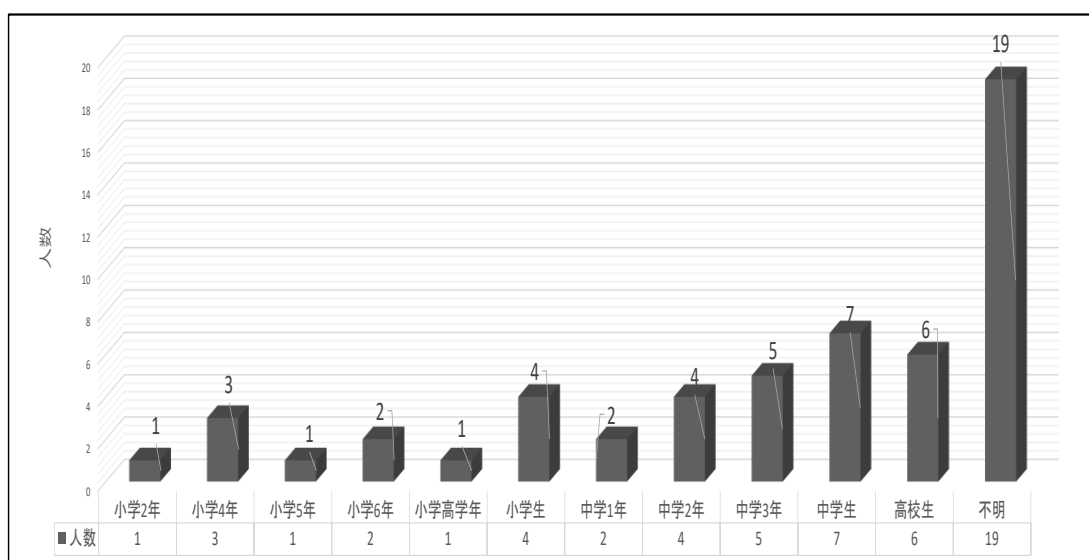
55事例中の被虐待児の年齢を、7 - 表3に示す。

7 - 表3 被虐待児の年齢

年齢	人数	%	学年	人数	%
小学2年生	1	1.8	小学生	12	21.8
小学4年生	3	5.5			
小学5年生	1	1.8			
小学6年生	2	3.6			
小学高学年	1	1.8			
小学生	4	7.3	中学生	18	32.7
中学1年生	2	3.6			
中学2年生	4	7.3			
中学3年生	5	9.1	高校生	6	10.9
中学生	7	12.7			
高校生	6	10.9	不明	19	34.6
不明	19	34.6	合計	55	100
合計	55	100			

年齢は、中学生が32.7%と最も多く、次いで小学生が21.8%と続いた。また、中学生では、学年が上がるごとに増加傾向にあり小学生では、小学4年生から6年生にかけて増える傾向にあった。高校生は、全体の約1割であった。

事例の公開記載上、不明が約3割を占めていた。詳細を、7 - 図3に示す。



7 - 図3 被虐待児の年齢

### 3) 虐待行為者の種別

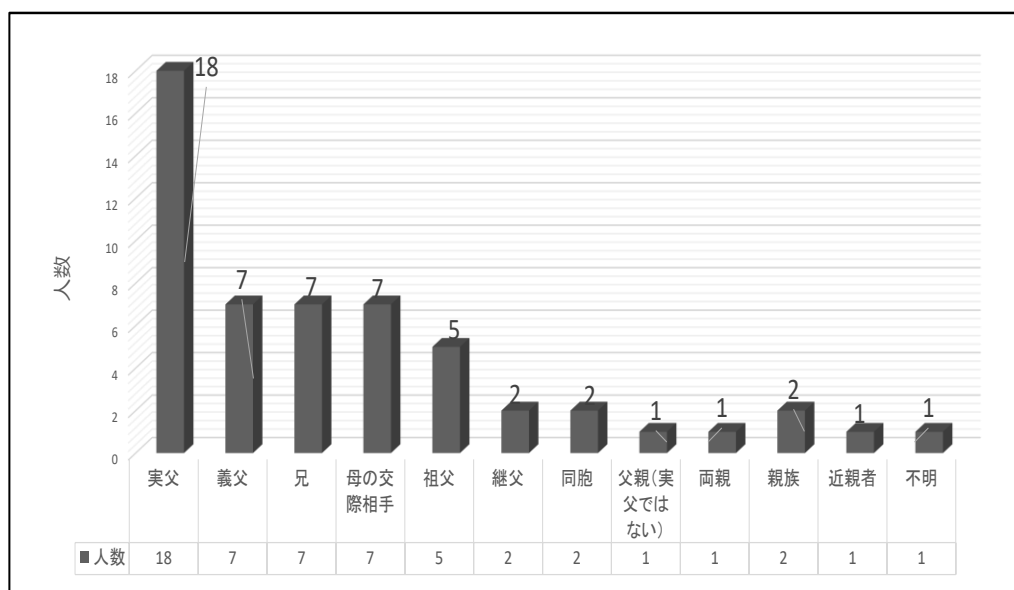
#### (1) 「性的虐待」における虐待行為者の種別

55 事例中の、虐待行為者の種別を、7 - 表4に示す。

7 - 表4 虐待行為者の種別

加害者	人数	%
実父(父親の記載)	18	32.7
義父	7	12.7
兄	7	12.7
母の交際相手	7	12.7
家庭内	5	9.1
祖父	2	3.6
継父	2	3.6
同胞	1	1.8
父親(実親ではない)	1	1.8
両親	1	1.8
親族	2	3.6
近親者	1	1.8
不明	1	1.8
合計	55	100

実の父親が全体の約3割と最も多く、義父、兄、母親の交際相手がそれぞれ12.7%と続いた。詳細は、7 - 図4に示す。



7 - 図4 虐待者の種別

#### 4) 被害待児の行動化・状態

##### (1) 「性的虐待」における被害待児の行動化と状態

被害待児の行動化や状態を、7 - 表5に示す。

7 - 表5 被害待児の行動化・状態

	行動化・状態
1	リストカットなどの自傷行為・他社の注意をひく行動
2	精神的不安定、暴言、身だしなみが乱れる
3	性化行動(同級生からの性被害を訴える)
4	被害が自分の周りに起きていると話す(本当は自分)
5	自己肯定感の低下、怠惰な様子、友人と関わらない
6	保健室で他の主訴を話す、気分の変調、不登校傾向
7	男子生徒への依存、動作が極端に遅い、解離症状
8	無表情、友人となじめない、遅刻が多い
9	身体の不調を訴えて周囲の気を引く、泣きながら登校
10	学業成績や人間関係は良好で明るく立ち振る舞う
11	入浴ができず体臭がする、汚れた服を着てくる
12	欠席が多い、保健室登校が増える、強い自殺企図
13	勉強の遅れ、忘れ物が多い、不良行為
14	学校や家庭で不調を訴え、頻繁に医療機関を受診
15	不備や不安を訴える、学習への意欲を失うなど不安定
16	遅刻が目立ち休みがちになった
17	他事とのトラブルが頻発し、暴言、暴力を振るう
18	学校を飛び出し、自殺を試みる
19	落ち着かない様子で、何度も職員室の前に現れていた
20	児童相談所の職員の訪問で精神的に不安定になった
21	担当が男性に変わり、パニックを頻繁に起こすようになった
22	欠席が増え、昼夜逆転し不登校
23	陰部を執拗に触る、異性にべったりくっつく
24	発達障害、知的能力は高いものの、気分の波やこだわりがある

行動化や状態は多岐に渡り、否定的な内容が多く並ぶなかで項目 10 のように、「学業成績や人間関係は良好で明るく立ち振る舞う」のような否定的な内容とは、対極の内容も見られた。これらの内容からは、外部に大変な状況を見せず周囲の者が、性的虐待の疑いを持つに至らない様子がうかがわれた。

## 7 子ども性的虐待の事例調査報告についての事例検討

### 1) 事例内容

性的虐待事例は、55 事例であったが、本稿の考察で扱う事例（事例 5、6、9、12、16、25、28、29、30、38、44、49、50、55）の 15 事例の全文を原文のまま示す。

#### ⑤事例（平成 29 年度：三重県）

養父、母親、兄、本人、妹の 5 人家族。当該生徒は、義父に着替えや入浴の様子を盗撮されたと学校の教員に相談した。盗撮のことは母親から聞いた。母親は家の PC に入っている画像を発見し、義父に聞いたところ、「若い方がいい」と答えたため、当該生徒に嫉妬し、母娘関係がぎくしゃくしていた。学校が、本人の気持ちを確認したところ、家に帰りたくない意思表示した。（対応）学校に通告を促し、児童相談所に通告がなされ、一時保護となった。一時保護後は、児童相談所と密情報共有を図り、当該生徒に対して出来る支援（面会や学習プリント等の持参）を確認し、関わっていくこととした。学校に当該生徒が戻った際、保護者が来校する可能性があるため、その際の対応について学校内で周知しておくことと心のケアのために SC と連携していくこととした。（結果）解除後は里親の元からの通学となった。児童相談所との情報共有を密に行った。保護者懇談会は母親と当該生徒を別の日に設定した。時折、母親が当該生徒に会いに学校に来ることもあるが、その都度、学校は、会わず、児童相談所に連絡した。当該生徒は希望している県外の短期大学に進学が決定し、経済的負担は親がすることになった。

#### ⑥事例（平成 29 年度：兵庫県）

県立高校女子生徒。義父から、夜間に身体を触られる等の性的虐待を受けた。本人が養護教諭とキャンパスカウンセラーに相談して問題が発覚。本人が誰にも言わないでほしいと言っているため、高校側が対応に苦慮していた。生徒は母親、義父と別居し、祖父母宅に住んでいる。時々、母親宅へ泊まりがけで家事を手伝いに行っている。被害はその際を受けた。母親は経済的に夫（義父）に依存している。対応としては、文科省の資料を用いながら、学校の虐待通告義務について本人に説明した。通告までに、当該生徒を守る、当該生徒が安心できるという視点をもって支援すること。学校側は当該生徒が語った内容をそのまま記録すること。本人から直接話を聞いている教諭以外は話を聞き出してはいけないこと。本人には「誰にも言わない」とは約束しないこと。学校には他機関と連携して、当該生徒を守る義務があることを当該生徒に伝えること。通告機関を教養するまで保護者には連絡しないこと。通告機関と協議後に連絡方法を定めること等を確認した。成果として、今回の通告で、当該生徒への性的被害を最小限に抑えることができ、また、妹も祖父母宅へ転居し、将来的に起きる可能性の高い妹への虐待防止につながった。課題として、一時保護について、SSW から高校への説明の中で不足であった。性的虐待は即、一時保護のケースが多いが、本事例では加害者が別居しているので、可能性が低いのではと見通しを伝えてしまった。今後、可能性がある場合についてもしっかり言及し、効果的な支援を行う必要がある。

### ⑨事例（平成 29 年度：山口県）

本人は中学生女子。欠席の多い生徒であったが急に欠席、保健室登校が増えたため、SC や養護教諭による面談を複数回行った。「家庭のことで色々あるけど大丈夫だから」と詳しいことを話さなかったため、次の対応として SSW が本人との面接を実施。その際に本人から「父親の暴言や暴力、性的な虐待がある」「強い自殺企図がある」ことを確認したため児相に通告、一時保護となった。一時保護中に両親が別居し、父親が自宅から離れたため、自宅へ戻った。別居により父親からの被害はなくなったが、本人に強い自殺企図があったため、学校や SC、児相と連携して対応。月に 1～2 階のペースで SSW が本人と面談を続け、精神的なサポートを行った。安定した家庭生活が送れるようになり、学校への登校もできるようになった。

### ⑫事例（平成 29 年度：静岡市）

小学校中学年女子。父母は離婚し、母方祖父・母（パーソナリティ障害）・本児で生活していた。母は精神不安定のため、入退院を繰り返していた。その後、帰宅の目途が見ついたが、過去に本児が母方祖父から性的な被害を受けていたこと、母自身も母方祖父から虐待を受けていたことから、病院より「母子の自立支援が必要」との助言を受け、母子生活支援施設に入所。入所後は母子での生活を基本としていたが、母は入所以前から複数の男性との交際があり、本児も母の交際相手と過ごすことが多かった。その際、本児は母・交際相手による口論や性的な行為を目撃していた。（母子生活支援施設の職員が本児に聴取したことで発覚）その後、母の精神的不安定と養育能力不足のため、本児は児童養護施設へ措置入所となった。この間、SSW は定期的に家庭訪問し、母から成育歴を聴取したり近況を把握したりした。SSW から母子生活支援施設の職員へ家庭訪問の様子を情報提供し、母子生活支援施設での指導に反映させた。

### ⑯事例（平成 29 年度：岐阜市）

精神疾患を抱える母と女子生徒の 2 人暮らし。生活保護受給家庭。継父からの性的虐待があり、継父は逮捕。その後、定期的な情報交流と支援のための役割分担を行うために SSW がケース会議を定期的に開催してきた。高校の担任や教育相談担当、養護教諭、県警の少年サポートセンターが女子生徒と面談を継続。SC によるカウンセリングも実施。生活福祉課では、保護費の支給に加え、家事支援や移動支援を提供し、家庭内の状況を確認。SSW 及びセンターの相談員は、女子生徒が不安定な様相を示す際に学校を訪問し、本人との面談を実施。児童相談所は、非常時の保護先として準備を進めた。学習への意欲を失う等、不安定な時期もあったが、複数の継続的な支援により、女子生徒は無事、高校を卒業した。

### ⑳事例（平成 30 年度：沖縄県）

母親からのネグレクト、また、母の恋人からの性的虐待を受けている生徒への支援。児相が母親や恋人に対してどのような対応をしたのか、今後、誰がいつまで何の支援をするのか共有されておらず、生徒の登校状況や心理状態が悪化。早急に安心できる生活環境を整える必要があったため、ケース会議を開き、役割分担と期限について確認。これまでの単発の支援からチーム支援に変わったことで、母親の対応も変わり、状況が改善に向かった。

## ㊸事例（平成30年度：神戸市）

本児（小4女）、実母、継父、弟（実母と継父の子、乳児） 概要：本児は真冬に靴下を履いておらず、汚れが目立つ洋服を着ていた。母親によるネグレクトの可能性があるので、学校よりSSWに情報提供があった。経過：＜SSWと祖母（本児とは別居）との面談＞祖母よりSCに対し、母親の本児に対する養育について相談したいと申し入れがあった。同時に母親からもSCに対し、家庭のことで相談したいとの申し入れがあった。祖母と母親の間には確執があったため、SCが祖母と母親の両方の話を聞くよりも、SCが母親の話を聞き、SSWが祖母の話を聞く方がよいと学校が判断し、学校よりSSWに対し、祖母と面談するように依頼があった。＜区役所（虐待対応の部署）との連携＞SSWは区役所と連携した。区役所は祖母の養育能力を知ることで、本児が祖母宅で暮らすことができるかどうかの可能性を探っていた。また、母親による乳児の養育についての情報も必要だった。そのため、SSWは祖母の話を聞く際に、祖母の養育能力と乳児のことについても聞き取ることにした。＜SSWと祖母の面談＞SSWが祖母と面談した結果、祖母が本児から聞き取った話として、本児が母親と継父の性行為を見ており、その横で寝ていることが判明した。性的虐待の可能性のあることについて、学校と区役所と情報共有を行った。その際SSWは、祖母の話をできるだけ端折らずに区役所に伝えることにした。SSWの見立てを区役所に伝えるのではなく、虐待ケースを扱う区役所自らが、祖母の話から見立てをすることができるようになるためである。＜SSWと学校、区役所との連携＞SSWが学校と調整した結果、本児の一時保護を視野に入れて対応することになった。そのため、学校の提案により、今後の祖母の相談は、SSWと区役所が一緒に聞き取るようになった。区役所と調整のうえ、SSWより祖母に連絡をし、区役所に祖母からさらに詳しく聞き取ることにした。SSWと区役所とで祖母の話を聞き取った結果、継父は自宅で裸で過ごしており、また、本児の生理用品を自ら股にこすりつけるなどの行為をしたことが判明した。学校と区役所は、それぞれ一時保護の必要性や段取りについて子供家庭センターに相談し、その結果をSSWと共有した。（SSWによる要保護児童生徒対策協議会への情報提供と一時保護）要対協と協議した結果、本児を速やかに一時保護する必要があるとの結論に至った。その際SSWは、学校から聞いていた本児の考え方を伝えた。本児は「施設に預けられるのは絶対に嫌だ」と言っているため、一時保護の際に本児が拒否する可能性があること、また、学校では本児は家庭のことを聞かれると口を閉ざすことが多いので、本児から再度証言を得ることは難しい旨を伝えたところ、どのようにして本児から証言を引き出し、一時保護をするのかという段取りについて、要対協で検討した。協議会終了後、区役所とこども家庭センターと調整した。＜支援による変容＞要対協の翌日、本児は一時保護となり、その後は施設入所となった。このことにより継父による性的虐待を受ける恐れはなくなった。その後、乳児（弟）も一時保護となった。

## ㊹事例（平成30年度：岡山市）

父親から体へのいたづら行為を受けていた生徒への支援。本児の家族構成は、父・母・姉（中3女児）・本児・妹（小5女児）・弟（小2男児）・父方祖母の7人家族である。本児（中1女児）は、小学校6年の1学期後半から欠席が増え、昼夜逆転し卒業まで不登校状態であった。中学へ入学後1学期間は、欠席することもあったが、普通どおり登校できていたものの、2学期に入り欠席が増加した。その状況の中、妹弟が通っている小学校のスクールカウンセラーと母親の面談において、本児が父親から体を触られると訴えを母親にしたことが発覚したため、地域子ども相談センターに連絡があった。状況や頻度は母親もよくわからないとのことであった。＜スクールソーシャルワーカーとして＞子ども相談主事は、本児が小学校のときから欠席状況等の報告を受けており、中学校でも引き続き校長や生徒指導主事から登校状況等の報告を受けながら見守りを継続していたため、性的虐待の連絡を受けてから早急に中学校の校長と



生徒指導主事を交え、本児について情報交換を行うことができた。・中学校から体育祭時に、本児の腕にリストカットの傷があることを見つけ教育相談を行ったが、本児から何も悩み等は言わなかったとの報告を受けたため、子ども相談主事から担任に家庭訪問を依頼し、母親が娘のリストカットや父親からの性的嫌がらせについて担任に話す機会をつくった。このことにより、学校と福祉の両面で母や娘に寄り添った支援体制を敷くことができた。・母親が離婚相談で地域子ども相談センターを来所したときに、家庭・女性相談員と連携して、母親として子を守るためにしなければいけないことを伝えながら、本児と一緒に、子ども総合相談所（児童相談所）へ行き面談を受けることを提案し、つなぐことができた。子ども総合相談所の聞き取りで、他の姉妹にも父親は接触しようとしていること、本児をはじめ他の姉妹も拒否していること、母親も強く離婚を希望していること、本児も早く家を出たいと言っていること等から、子ども総合相談所と地域子ども相談センターが連携し、県外の母子生活支援センターを探し母子を非難させた。・岡山市教育委員会に連絡し、県外施設所在の教育委員会への手続き等を依頼した。また、施設入所にあたり警察署へも事前に相談を行い、母親の警察への来署相談が円滑に行えるようにした。

#### ③⑩事例（平成30年度：福岡市）

担任より個別の声掛けをしても陰部を執拗に触っている、異性にべったりくっついている、と管理職へ相談があり、SSWにも相談が上がる。相談を受けたSSWは性的虐待の疑いもあると認識し、緊急に校内ケース会議を実施。担任とSSWとで本人の面談を行うこととなる。面談で本児から実親からの性的虐待があることを打ち明けたため、すぐに児童相談所へ通告。児童相談所職員が学校に来校し、今後の対応を協議。協議の結果、非虐待親に実態を伝えたところ、非常にショックを受けていたが、今後の対応については非常に強力的であった。SSWは管理職や担任の先生へ助言、児童相談所と学校との連携、本児の面談を行い、少しの状況変化でも校内ケース会議が対応できるよう校内体制を整え、非虐待親へのフォローアップも行っていった。

#### ③⑧事例（平成28年度：大阪府）

中1女子。普段より暴言等の問題行動のほか、身だしなみについて気になる生徒。5月、担任から「更衣時に不必要になる」とSCに相談があった。SCは本人のアセスメントのため、カウンセリングを開始した。最初のカウンセリングでは、暴力や性的な被害、家でいじめられている子どもが自分の周りにいるという話であったが、カウンセリングを重ねるにあたり、実は、自分の周りの子どもではなく、本人自身が受けていることが分かった。また、このような話をするを家族から止められていることがわかった。内容から推察して虐待の可能性や性的な被害が考えられたため、急遽、校内の関係する教員とSC、SSWで校内ケース会議を開催するとともに、市の家庭児童相談所に通告し、今後の対応方針について関連機関とケース会議を開催し、経過観察を進めた。9月はじめにカウンセリングを行った際、本人から「家で体を触られたりするから、家に帰りたくない」という訴えがあったため、すぐに、学校が市家庭児童相談所へ報告。府子ども家庭センターが本人を一時保護したうえで、家庭への指導を行った。本人が自宅へ戻った以降、継続的にSCによるカウンセリングと、担任による性に関する指導を行っている。

#### ④④事例（平成29年度：千葉県）

カウンセリングを担当に希望して定期的に来室するようになった小5の女子児童。毎回、家庭や学校での悩みを話に来ていた。その日も、いつものように日々の気にかかっていることを話し、1時間が終わろうとしていた。その時に、

急に思い出したかのように実母が再婚して、同居となった高校生の兄のことを話し始めた。昨夜、当該児童がふとんで寝ていて途中で間が覚めたら、兄が児童の下半身をさわっていたとのことだった。児童は「こんな行為をすることはありえないことだよな?」「これはおこっていいことだよな?」「でも、こういう行為におこっている自分は、心がせまいからかな?」という自問自答の中で、昨夜は眠っているふりをして、その場をやり過ごしたとのことだった。しかし「このようなことが今までもされていたのだろうか」「今後も続くのであろうか」「ぐっすり眠るのがこわい」とおびえるゆに話をしてきた。その反面、児童からは、「このようなことはある程度は我慢することで、深刻に捉えて大騒ぎをしてはいけない」と考えているかのような雰囲気も感じられた。面接が終了教室に戻したあと、SCは教育相談担当、および管理職に面接の内容を報告した。すぐに担任が呼ばれ、担任にも報告された。また母親に連絡を取った。児童同様、重大なこととは捉えていない様子であったが、児童が寝る部屋を兄と離し、かつ保護者の目が届くようにすることで、児童の安全・安心をお願いした。この家庭は、それとは別に市の家庭支援課にも報告があがっている家庭であり、状況を学校より連絡した。その後、当該児童と面接を続けているが、母と同じ部屋で寝ることとなり、その後このような被害にあっていないとのことだった。今後も定期的な面接を続けていくが、学年があがっていても面接が必要な児童であるとの申し送りも重要である。

#### ㊹事例（平成29年度：高知県）

被害生徒は中学2年生の女子である。当該生徒が小学6年の時に、両親が離婚した。原因は父親から母親に対するDVであった。母親は父親の暴力を恐れ、父親から逃れ、身を隠しているため現在は所在が不明である。両親の離婚後、当該生徒と弟は一時期父親の方に引き取られており、その際に父方祖父から性的虐待を受けた。当該生徒はこのことをずっと誰にも話さずに隠していた。現在、当該生徒は父親とは離れ、母方祖父母宅で弟と暮らしている。中学2年生になったある日、当該生徒は父親とのやり取りの中で、過去の性的虐待についてフラッシュバックがあり、不安定な状態になった。そのため、配置校のSCによる当該生徒へのカウンセリングを実施し、心の安定を図るとともに、学校の対応について支援会を開いた。また、当該生徒の了承を得て、母方祖父母にこの事実を話し、見守りを依頼した。SCによるカウンセリングの継続と学校の支援により、当該生徒の心の安定化が図られ、登校ができる状態になっている。

#### ㊺事例（平成29年度：静岡市）

中学校3年生女子。保健室に来室した本人と養護教諭の会話の中から母（外国籍）のパートナーから性的虐待を受けていた可能性が高いことが発覚した。至急SCとの面談を実施し、事実確認と本人の気持ちの聞き取りを行った。実父が他界してから同居し始めた母のパートナーが、母だけでなく中学2年生に成長した本人にも性的なアプローチをするようになり、夜間、本人に関係を求めようになった。本人は嫌だったが、家庭内でトラブルを起こして母に迷惑をかけたくなかったため、応じるようになった。その後、母とパートナーは不仲となり、パートナーは母と本人に別れを告げ、家を出て行った。それ以降は連絡や接触はなかった。母は夜間に働きに出ているため、性的虐待の事実には気づいておらず、本人は母に事実を知られたくない、他の多くの人にも知られたくないと主張した。学校は本人の希望を尊重し、情報の拡散を防ぐため、管理職と学年部、養教、SCのみに情報をとどめた。何回か本人とSCが面談を重ねるうちに、本人が母から「パートナーが戻ってくるかもしれない」と聞いたという情報が入り、学校はすぐに児童相談所に連絡、即一時保護された。学校は、SCや児童相談所と情報交換しつつ、支援の方向性を協議した。母にも事実を知らせた上で、家の鍵を取り換え、緊急時の連絡方法を確立した上でないと自宅へ戻さないことになった。高校受験が目前

に迫っており、本人は学習の遅れを心配したが、学年部と児童相談所の支援の下、一時保護所で懸命に受験勉強に励んだ。母の理解と協力を得て、帰宅する条件を整え、自宅へ戻った。学校では、日々の生活の安全を確認しつつ、SCとの面談を重ね心のケアに努めた。本人は学校への復帰を喜び、急速に心の安定を取り戻した。学年部は遅れていた学習の支援を行い、高等学校に無事合格することができた。

#### ㊦事例（平成30年度：名古屋市①）

兄から、臀部などを触られるなどの性的被害を受けていた女子児童に対してSCが保護者と面談し、家庭での具体的な対策について提案したが、保護者が兄をかばうなど危機意識が低いことが分かった。SCと学校が協議し、家庭への支援は継続するとともに本人へのカウンセリングを継続して不安の解消や兄との関わり方について助言などを行った。

### 8 事例の一覧

性的虐待に関する55事例の概要を、7-表6に示す。

尚、1～33は、SSWの事例、34～55は、SCの事例である。

7-表6 性的虐待に関する55事例の概要

事例	学年	虐待者	発見のきっかけ	行動化状態化	校内連携	他機関連携	予後	その他
1	中学3年 (外国籍)	両親	全治3週間の怪我を負 わされ婦人保護施設の 支援を通じて転入。			婦人保護施設の支援を通じて 転入。SSWの仲介により弁護士 NPO法人の支援で永住許可を 申請。許可が下りた。	生活困窮支援を行う NPO法人の食糧支援 などを受けて大学進 学を目指す。	外国籍 幼少から 両親に身体、精神、 経済的虐待を受けて いた。
2	18歳 高校生	父親	養護教諭に訴えた。		SSWが学校から支援依頼を受けた。 シェルター入所後も、関係機関の 連携のなかで支援体制を構築。	児童相談所・人権センターDV 相談・市役所・警察署・シェルタ ー関係者、児童家庭支援センター 子ども110番・自立援助ホームへ 相談、支援について検討。(SSW)	18歳以上であり、子ども シェルター入所。将来 へ向けての支援に繋 がった。	被害届は出さない が父親から逃げ たい意思を尊重。
3		親族	児童相談所に一時預 かり		ケース会議で確認した支援方針に 基づきSSWが定期的に家庭支援。		関係機関とともに心の ケアにあたり学校復帰	
4	高校生	父親・兄 姉からは 暴力・暴言 閉め出し	養護教諭から校内会議 を経てSC面談へ。	遅刻が多い。 学業成績は良好 人間関係良好、 明るく立ち振る舞う	養護教諭が校内支援会議を経てSC SSWへ繋ぐ。SC、SSW、本人の三者 で懇談。学校、児相、市町村要協事 務局、SC、SSWにて要対協ケース会 議実施。一時保護前後の対応を協議	SSWが市町村の要保護対策地 域協議会に報告、要保護児童 として支援を開始。児相も入り 一時保護および児童養護施設 への入所検討を進める。		中学の就寝時に 虐待を受ける。 本人は施設入所 を希望。父は死亡 医療機関受診なし
5		義父	教員に相談		児童相談所に通告。 保護者への対応を校内で周知、心 のケアをSCと連携。保護者懇談会も 母子は別。母親来校時は会わず 児童相談所へ連絡。	一時保護。保護後は情報共有 を図り、学校としての支援を 継続。	保護解除後は里親宅 から通学。県外の希望 短期大学へ進学。	盗撮 母親は娘に嫉妬 経済的負担は親 母娘の関係はぎく しゃく。
6	高校生	義父	養護教諭とSCに相談		文部科学省の資料を用いながら 通告義務について本人に説明。	通告	被害を最小限に抑える ことができた。 妹も祖父母宅へ転居。	誰にも言わないで ほしい。 母親は夫に経済的 に依存。
7		父親	担任に訴え		SSWに相談後、緊急ケース会議 学校での見守りを継続ということにな ったが困難であることを他機関へ連絡。	子ども家庭相談センター・要保護 児童対策地域協議会へ連絡、 一時保護から任意委託入所。		
8		母の同居 男性	落ち着きがなく何度も 職員室の前に現れた。 SSWが声をかけて発覚。 教職員に家を出たいと相 問題はないと言ったり 話をすることを避ける。	入浴が出来ず体臭 が臭い。汚れた服 を着てくる。 問題はないと言ったり 話をすることを避ける。	担任を中心にSSW・教育相談担当 教諭が情報を一元化。気づきがあ ったすべての教員がアセスメント シートに記入。	関係機関への繋ぎは学校の 決定を経てSSWが行う。(校内 会議で役割分担)関係機関との 定期的情報共有。エンパワメント、 自己決定の支援	SSWが家を出ること を進め、専門機関へ 自ら出向き、自立援 助ホームへ入所 (自己決定への支援)	養育環境に心配が ある生徒を数年に わたり観察、なか なかな断定がで きない。
9	中学生	父親	SSWとの面接 (SCや養護教諭による 面談も複数回行う)	欠席が多い。保健 室登校が増えた。 強い自殺企図	学校やSC、児相と連携して対応。 月に1~2回、SSWが面談。	児童相談所に通告後、一時 保護	父親の別居により被害 はなくなった。 安定した生活を取り戻 し登校も可能に。	最初は詳しいこと を話さなかった。 家のことで色々あ るけど大丈夫だから。
10	中学生	家庭内	SSWがもともと貧困支援 のため関わっていた。		SSWが学校や母親と相談しながら 関係機関へ連絡。	医療機関、児童相談所に繋ぎ、 児童相談所に保護されている。		
11	小学生	兄		勉強の遅れ 忘れ物が多い	SSWが面談し安全確認、経過観察	SSWが地域の主任児童委員と 連携。主任児童委員が家庭訪問。 学校・児童相談所・主任児童委員 で学期に1度、ケース会議。継続 した関係機関連携体制構築。	一時保護後、自宅で 兄と同居。	兄が児童相談所で 一時保護後保護 解除、自宅へ戻る 兄と母に性加害プ ログラム実施。
12	小学校 中学年	祖父 (母方)		母親と交際相手の 性的場面を目撃。	SSWは定期的に家庭訪問	SSWが家庭訪問の様子を母子 生活支援施設へ情報提供し、 施設での指導に反映させた。	母親の養育能力から 母子生活支援施設の 後、児童養護施設へ 入所。	母親は精神的不安 定のため入院 母子生活支援施設 に入所(母親も祖父 に虐待を受けた)
13	中学生	近親者	支援を継続するなかで 性的被害が強く疑われ るようになった。	学校や家庭で不調 を訴え頻繁に医療 機関受診。不良行 為、不安定な様子、 不満や不安を訴える。	情報共有と役割分担を行った。 不良行為を契機にSSWが学校から 相談を受けた。	医療機関・社会福祉課・学校の ケース会議を提案(SSW) 児童相談所へ通告		
14	中学2年	義父	生徒が学校へ訴える		児童相談所へ通告。 児童相談所・学校・SSWで対応会議	SSWが児童相談所との連携 調整。	児童相談所での支援も 並行し、落ち着いた。	養父体調を崩し、 母親がサポート
15	小学生	義父	SCとの面接		SCは、SSWや管理職に報告。	SSWが児童相談所へ通告後、 一時保護。		
16	高校生	継父		学習への意欲を失 うなど不安定。	SSWが定期的にケース会議を開催 担任や教育相談担当、養護教諭 県警の少年サポーターが面談を 継続。SCによるカウンセリング SSWやセンター相談員はその都度 本人と面談。	生活福祉課は家庭内の状況を 確認し、保護費の支給、家事 支援や移動支援を提供。児童 相談所は非常時の保護先 として準備を進める。	複数の継続的な支援に より無事に高校を卒業。 生活保護、継父は 逮捕。	母親は精神疾患 生活保護、継父は 逮捕。
17	小学生	父親	学校が家庭訪問をした 際、性的虐待を疑わせ る言動が見られた。	不登校	学校とSSWが家庭訪問	学校、市福祉部局、児童 相談所が連携して対応。 市福祉部局は定期的に家庭 支援、相談を実施。	支援が手厚くなったこと で生活環境が改善され、 家庭の状況が落ち着いた。 不登校は解消し、 元気に登校。	家の中はごみで埋 めつくされている。 虐待を疑われた言 動は、家庭環境や 生活状況に起因。
18					SSW派遣要請	学校、地域の民生委員や市町村 の福祉部局への情報収集を行う。 ケース会議を行い、保健師など も予防的に関わっている体制 構築を行った。		家庭環境の変化 による性的虐待の 可能性が心配さ れた。

19	中3女子	実父	保健室で養護教諭がSCとの面接を勧めた際、養護教諭に虐待の可能性を示唆する発言があった。	徐々に遅刻、休み勝ち	SSWも参加したケース会議を開き、情報を収集したうえで、アセスメントとプランニングを行った。養護教諭へ性的虐待についての発言があった後、児童相談所へ通告。	要保護児童対策地位協議会で支援。		妹(小5)もいる。
20	小4	兄	兄に小2の頃から性的虐待を受けていると担任に話した。	転校以来、他事とのトラブルが頻発、教員に対する暴言、暴力、校外に飛び出し自殺を試みる。	学校での体制の構築	担任に話した後、一時保護となる。こども発達支援級や福祉課、児童相談所と連携	校内でのチーム対応ができるようになると、落ち着きが見られるようになった。	2歳で両親が離婚、父に引き取られた。一時保護の翌年、母親に引き取られ、転校。母は再婚し新しい父親と同居
21		父親	養護教諭に相談があった。		養護教諭は校長にし、校内ケース会議を開催。生徒対応・保護者対応・関係機関への連絡などの役割分担を確認。SCから対応についてアドバイス、SSWから緊急対応の際のSOSの繋ぎ方、安全確保についてのアドバイス、関係機関とのケース会議開催の助言を行う。	要保護児童地域対策協議会、子ども家庭センター、保健センターなどが出席のもと、ケース会議開催		
22	高校生女子	同居男性	養育環境に心配がある生徒を観察し、発見。落ち着かない様子の生徒にSSWが声を掛け発覚		担任を中心にし、SSW・教育相談担当教諭が協力し情報を一元化。アセスメントシートにはすべての教員が記入。SSWは生徒への情報資源を学校に提供するとともに、生徒への情報提供を。		SSWが周知してきた専門機関へ生徒自らが向向き自立援助ホームへ入所。	
23			養護教諭への相談の中で発覚した。		福祉事務所へ通告、その日に一時保護。養護教諭が生徒に寄り添っている。	SSが福祉機関と連携し、生徒の情報を学校の教職員と共有。	施設から学校へ登校できるようになっている。	夜になると両親が遊びに出掛けるため兄弟の世話をしなくてはならない。
24		家庭内	SSWが経済困難している生徒の支援のために家庭訪問をした際に、被害の可能性を感じた。		SSWがSCの面接へと繋げた。	市の担当課、児童相談所と連携し児童相談所へ一時保護。		
25		母親の恋人	登校状況や心理状態が悪化。			児童相談所の虐待行為者への対応、支援の概要が共有されていなかった。ケース会議でチーム支援に変わり、状況が回線へ向かう。		母親からのネグレクトがあり。
26	小学高学年	兄	小学低学年のとき、兄から性的被害を受け児童心理治療施設へ入所。担任が男性に変わり、パニックを起こすようになる。	児童相談所の職員が学校訪問したことがきっかけに精神的に不安定になる。	担任やSSW担当教員がSSWへ相談しSSWが関わることになり、関係職員とともに、行動観察を継続。パニックを起こしたことについての情報共有がなされていなかったため、過去に関わりのあった教職員から情報収集し、対応について協議。卒業まで教員の配置や関わり方を常時検討	SSWが保護者に児童相談所と繋がることの良さを伝え関係改善に努めた。	行動観察の後、落ち着いて生活ができるようになる。	兄が高校の寮で生活することになったため家庭復帰。保護者は児童相談所に不信感を持っていた。
27	中学3年女子	義父	養護教諭に話した。		学校に復帰するにあたり、SSWが児童相談所、SC、養護教諭と情報を共有しケース会議開催を提案、役割分担を明確にするなど受け入れ態勢を整えた。学校復帰後、SSWが養護教諭や生徒指導主事、担任、SCと情報を共有。	学校が児童相談所へ通告し、一時保護。	学校復帰を果たし、養護教諭と様々な話をするようになった。	
28	小4女	継父	祖母とSSWとの面接で発覚。		SSWと学校と区役所と情報共有。母親の面談はSC、祖母の面談はSSW	要対協とも協議、一時保護。		弟(乳児)も一時保護。母親のネグレクト
29	中1女子	父親	きょうだいが通う小学校のSCと母親との面接で発覚。母親に訴えていた。	欠席が増え、昼夜逆転	SSWと校長、生徒指導主事を交え、情報交換、母親を児童相談所の相談へと繋いだ。	子ども総合相談所と地域子ども相談センターが連携し、県外の母子生活支援センターに母子非難させた。教育委員会、警察とも連携を行った。		母親は離婚を希望、本児も家を出ることを希望していた。
30		実親	担任とSSWとの面接で打ち明けた。	陰部を執拗に触る、異性にべったりくっついてる。	担任が管理職へ相談、SSWにも相談がある。緊急に校内ケース会議を開催。SSWは、少しの状況変化でも校内ケース会議が対応できる校内体制を整え、非虐待親のフォローアップも継続した。	児童相談所へ通告、対応を協議。		非虐待親はショックを受けたが、協力的
31		親戚	SSWが家庭訪問時に確認。			学校、児童相談所、行政担当課、教育センターでのケース会議にSSWも参加し、定期的な家庭訪問を行うことを確認。		
32	中学女子	家に入出入りする成人男性	妹の火曜小学校から教育委員会へ相談があったが、その後養護教諭が本児から相談を受けた。		学校と教育委員会でケース会議を実施、学校での支援方法を確認。	児童相談所へ通告、要保護児童対策協議会によるケース会議を開催し、参加者が支援方針の確認、役割分担の確認を行った。	祖母の協力や母親の養育不適の認識を経て、生活は改善した。	母子家庭、生活保護
33	中学2年女子	父親	本人が書いた人権作文に性的虐待をうかがわせる内容があった。		教育委員会からの依頼でSSWが関わり、関係機関との対応を調整した。	児童相談所と市の家庭児童相談員が本人と面談。警察にも情報提供。	不安定な時期もあつたが落ち着いて高校進学のための努力をしている。	母親は外国籍。父母は離婚。母子が事件化を拒否した。

34		実父			SCが定期的に面談し必要な情報は学校に提供し、組織対応に努めている。			
35	高校生	同胞	SCによるカウンセリング(主治医より気持ちを吐き出す場が必要)	リストカット 他者の注意をひく行動	SCは担任と養護教諭に報告し、学校で対応。リストカットの対応をSCと教員で情報共有	主治医に報告し、対応についての助言を得る。	親戚宅で居住 一貫した対応でリストカットが減少	心療内科に通院中
36	中学2年	兄		精神的不安	SCと月1回のベースカウンセリング、校長・教頭・生徒指導主事・教育相談主任・学年主任と情報共有し、組織的な対応を行う。	中央子ども相談センターに連絡し、児童福祉士、臨床心理士による面談を行う。 その後保護者とも懇談	継続したカウンセリングで精神状態が安定	
37	小学2年	家庭	担任に虐待を疑わせるような内容の話を担任に口にする。	性化行動 (同級生からの性被害を訴える)	性化行動の後、心理面を心配し、母親同伴でSCとの面接を行う。	間系機関(児童課・学校教育課 児童相談所・病院)と連携して対応。		母親の養育不安や心の不安定
38	中学1年		担任からの相談により開始したSCとの面接で訴えた。	暴言・身だしなみ被害が自分の周りで起きていると話す。	関係教員・SC・SSWでケース会議をし、経過観察。	訴えの後、市の家庭児童相談所に通告。関連機関とケース会議、一時保護、家庭への指導	SCのカウンセリング継続。担任による性関する指導を行う。	虐待の話をするのを家族から止められていた。
39		母の実際相手(同居する男性)	本人からの訴え		担任・相談担当・養護教諭・SC・SSWによる校内会議をひらき、支援方針を共有、段階を踏んだ情報提供。すべての教員がアセスメントシートに基づき記入。SSWが生徒への情報提供を行うなど校内会議で役割分担。	専門機関へ相談	家を出ることを勧め、関係機関へ自ら相談に行き児童養護施設入所	本人が決断できるまで待つ対応の継続
40		義父	SCとの面談で打ち明けた。(自ら相談を希望)		学校教員と情報共有	児童相談所と連携	SCによる継続面接と教職員の見守りの後、安定した生活	暴言・身体的虐待もあり。性的虐待は幼少期～
41		父親(実父ではない)	SCとの面談	自己肯定感の低下 怠惰な様子、周囲の友人と関わろうとしない。	面談後、SCは関係教職員と情報共有。	すぐに児童相談所に通告後、一時保護	間系機関が動き、安全な環境で生活。SCによる継続面接、笑顔が見られる。	
42	中学3年	父親	中学3年4月にSCへ繋がる。性的虐待の内容を当たり前のよう伝える	中1から保健室へ他の主訴を話す。	本人の了解を得てSCが管理職に報告。担任をはじめとした校内での見守り体制を手厚くした。	児童相談所に通告後、その日のうちに一時保護	自宅に戻った後もSCによる継続面接で性被害の状況を確認。進路が決まり無事卒業	本人に自覚なし幼少期～現在まで一緒に入浴。
43	中学生	父親	SCとの面談し、過去の虐待が不安定さの要因であると見立てた。	男子生徒への依存 身体の不調を訴えて周囲の気を引く、自傷行為や気分の変調などの精神的不安定。	SCが学校や保護者と面談し、本人との接し方についての助言を行った。		SCによる観察を含めた継続支援	小学4年～虐待を受け、児童相談所で一時預かり。
44	小学5年	兄(異父)	SCとの面談(自ら相談を希望)怯えるように話した。		SCが教育相談担当・管理職、担任に面接内容を報告。	市の家庭支援課に報告(別件で繋がっていた)	母親と就寝してから被害はなくなった。 継続面接	深刻に大騒ぎしてはいけなかった。母親も重大と捉えていない
45		家族	SCとの面談(面談前に被害を訴えていた)		管理職に報告してケース会議メンバー全員で共通理解	子ども家庭支援センター・児童相談所・人権センターと連携して対応。	親子で生活する環境調整後、安定し、安心して学校生活を送っている。	
46	小学6年	父親	担任からの観察依頼の後、SCとの面談	動作が極端に遅い 乖離症状・無表情	管理職に連絡し、緊急ケース会議可能性が極めて高い旨情報共有	児童相談所に通告後、一時保護	一時保護の後、養護施設へ入所、転校	父親、祖母の3人家族
47	小学4年	義父	転校(前の学校で保護)(小4の夏休みに虐待を受け2学期の始業式に保護)	友人となじめない 泣きながら登校 授業は真面目に受けていた。	管理職・子ども支援コーディネーター・養護教諭・SSW・SCが状況を共有、見守り。カウンセリング情報を共有。	SSWが福祉関係と連携課題を克服できるように、体制を整え、見守りを継続。	SCとのカウンセリングで不安を和らげた。 組織で見守りを継続	
48	中学生	母親のパートナー	SCとのカウンセリング	不登校傾向	SCが担任と学年主任に報告	外部機関への通告に向け、慎重にSCと学校が連携し調整。	母親はパートナーとの関係を解消。	母親に知らせたが、学校には知られたくない。
49	中学2年	祖父(父方)	両親の離婚後、弟と父親に引き取られ、そのときに父(祖父)から受けた。	中学2年のとき父親とのやり取りのなかでフラッシュバック。 不安定な状態	学校の対応についての支援会を開く。		母方祖父母宅へ居住 SCによるカウンセリング継続と学校の支援により安定、登校可能	母親は父親からのDV、小6のとき離婚 母親は所在不明
50	中学3年	母親のパートナー(外国籍)	SCとの面談		管理職・学年部・養護教諭・SCのみの情報にとどめる。(本人の知られたくないという気持ちを尊重)	一旦離れたパートナーが再び同居する情報をつかんだ時点で児童相談所へ連絡、一時保護。	環境整備とともにSCとの継続面接。安定を取戻し、高校進学。	中学2年から虐待 母親や周囲には知られたくない。
51		実父	知的能力は高いが、気分の波やイライラ、こだわりがあった。試験などのストレスで精神的な不安定		SCとの定期的な面談。 学校内で情報交換がされ、SCも共有。チームで対応。	児童相談所が介入し、別居していた実母のもとへ転居。外部施設や病院との適切な連携が図れるよう情報共有についてのコンサルテーションが行われた。	安定が維持された。	発達障害で服薬
52	小学6年女子	父親	母親が市内の相談機関で話したことをきっかけに発覚。	遅刻が増えている	SCとの会話のなかで、情報が得られた場合は、管理職を通して児童相談所との情報共有に努めた。	児童相談所主導で対応。		中学へ引継ぎ
53		父親	個別面談で担任に訴えた	児童相談所での聴取の際、パニックとなる。	SCが本人から聞き取った内容を管理職へ報告、管理職が児童相談所へ通告後一時保護。 SCの面接は継続	児童相談所では両親に対し、今後の生活の指導を行った。本には家庭復帰を希望。市の福祉部局が指導と支援。		特別支援学級在籍
54	中学生		担任とSCとの面談で語られた。	不登校	管理職に報告。	児童相談所と連携して家族の支援を行った。		
55		兄	不安		SCが保護者と面接。本人の面談の継続			保護者に兄をかばう様子が見られた。

## 9 考察

### 1) 教職員の対応をとどまらせる子どもの訴え

#### (1) 性的虐待が知られることへの抵抗 (事例 6、9、50 からの検討)

3つの事例に見られる特徴としては、事例6「本人が『誰にも言わないでほしい』と言っているので、高校側は対応に苦慮していた」事例50で、「本人は、『母に事実を知られたくない、他の多くの人にも知られたくない』と主張した」において、本人が非加害親にあたる保護者や家族をはじめとする周囲に、性的虐待の事実を口外されることを拒んでいったことである。事例9は、「『家庭のことで色々あるけど大丈夫だから』と、詳しいことを話さなかった」と、養護教諭やスクールカウンセラーに性的虐待を思わせる言葉を発しているが、相談をするまでには至らなかったと思われる。

このように、3つの事例からは、子どもは、性的虐待の事実を相談し、相談した者以外に自分の話した内容が、知られることを望まない傾向にあった。『子ども虐待対応の手引き』(厚生労働省 2014)では、「保護者や親族への依存度が強い程に、被害告白によって副次的に起こる、『家族への裏切り行為としての性被害の事実発覚』と、『その結果として大切な親や親族からの信頼と愛を失うこと』を子どもは強く恐れ、被害を打ち明けた相手に対して、『誰にも言わないで』と懇願し、わずかな時間差で自分の被害告白を撤回・否認することが多い」と解説されている。

また、山本(2014)も、「親から性行為を長く強要されてきた子どもは、自分の被害以上に、家族に隠し事をもち、母や家族をだましてきた自分は、『悪い子』だと思い悩み、これ以上、母や家族を傷つけてしまうような発覚騒ぎだけは起こすまいと強く思い定めていることが多い」としている。このことから、性的虐待を受けた子どもが、親や親族に虐待を知られることにより、親などからの信頼や愛を失うことの恐れや、家族を傷つけてしまうのではないかという不安を抱くことがわかる。すなわち、自らの虐待環境からの救済を願う以上に、家族や親族からの愛情や家族関係そのものが崩れることを恐れる複雑な感情が見て取れた。

小林(2004)は、この状態を、それまで馴染んだ環境や、モノや、人間関係が絶たれることは、過去を失うことであり、過去を失うことは、未来をも失うことである。子どもが悪いわけではないのに、全てを失うことを意味することと相まって、誰にも言わないでという言葉に表現されているとしている。つまり、これまでの生活や思い出のすべてを失うかもしれないという喪失感が生じたり、虐待の体験を話した後の結果を恐れたり、もっと困ったことに繋がるのではないかという不安が芽生えたり、これまで経験したことのない生活へひとりですべて入っていくことへの心細さが、「誰にも言わないで」の言葉に繋がる動機になると思われた。そうすると、性的虐待を受けた子どもが、虐待からの環境が変わることを望まない気持ちになることは、理解できるが、このような状態は、通告に至る流れを止める大きな要因であると言える。

## (2) 性的虐待における家族再統合の不可能性（事例 6、9、50 からの検討）

性的虐待が明るみになった後の、家族については、第 4 章でも示したように、『児童相談所における性的虐待対応のガイドライン 2011 年度版』（2011）で、性的虐待においては、加害者を含めた家族の再統合は、極めて困難で原則的には、不可とすべきであるとしている。その理由としては、性的虐待の加害者の特徴として生涯にわたって被害者を追跡する危険性が高いことから、加害の再発や子どもの再被害の危険性が極めて高いことがあげられている。つまり、通告が、家族の再統合が不可能な状態に陥ることに直接繋がり、相談者以外に性的虐待の事実が知られることが、どのような影響を被るかを子どもは察し、虐待を口外されることに抵抗を示すものと考えられた。

わが国では、2004 年の、「児童虐待防止法改正」において、児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合への促進への配慮等が、国および、地方公共団体の責務として規定され（第 4 条第 1 項）、家族の再統合に向けた援助を強く求めた。

家族の再統合の定義については、才村（2005）は、「同居・別居を問わず、不全状態に陥っていた家族機能が再生され、家族の各構成員間の緊密で安定的な情緒的關係が、構築または、再構成されることにより、ひとつに統べ合わされる状態」とし、また、『子ども虐待対応の手引き』（2014）では、「親子が再び一緒に暮らすことだけでなく、親子関係の在り方の様々な変容、家族機能の改善・再生と捉えられる」と定義としている。

しかしながら、性的虐待は、「世代間の境界」を壊してしまう最たる行いであると言える。柏女（2001）は、父親が娘に性的行為を行った場合は、親子という関係は崩れ、男女の関係が持ち込まれてしまうとしており、先の定義にあるような、緊密で安定的な情緒関係や家族機能の改善や再生がされにくい状況であると言える。これらが、他の虐待と異なる大きな特徴である。

従って、虐待された子どもは、自らの告白で虐待環境からの解放を願う以上に、家族の再統合が不可能になることへの強い抵抗を抱きこの葛藤が、学校と外部機関との連携の遅れを生じさせる要因であると言える。

しかしながら、性的虐待は、速やかにその環境からの接触を断つ手立てを講じなければならず、ただちに一時保護の判断を要し、虐待者からの分離が必要となるため、「誰にも言わないで」と言われた際に、学校側がどのような対応を取るかは、共通意識として確認していくことが求められる。その、共通意識として、『児童相談所における性的虐待対応のガイドライン 2011 年度版』（2011）では、子どもの身柄の安全を確保したうえで、保護者や虐待者と、児童相談所は、話し合わなければならないこと、これからどのように本人の安全を守るか一緒に考えていくことなど、子どもの安全に焦点づけたアプローチについて、子どもの主体性を尊重しつつ、安心させるメッセージを伝えることの必要性を述べている。加えて、通告により虐待者がどのように扱われるのか、家族が今後、どのような過程をたどるかなどを、学校に所属するスクールカウンセラーなどの専門職に伝えてもらう



必要があるであろう。性的虐待を取り扱うときは、言葉の真実さが重要なポイントとなる（奥山 2004）。従って、通告の前段階での子どもとの関りのなかで情報を正確に伝え、子どもの安心を得るための、チームで対応していく視点が重要であると言える。

### **(3) 初期対応における養護教諭の役割**

こうした特徴を持つ3つの事例であるが、生徒は、養護教諭には直接的にも間接的にも、性的虐待の事実を、「語っている」ことから、性的虐待を受けた生徒にとって養護教諭は、教職員のなかでも、違う立場の存在として認識されるのではないかと思われる。養護教諭の役割については、第5章、第6章でも述べてきた。岡本ら（2011）の学校現場を対象とした調査では、養護教諭の約3割が、性的虐待の発見経験があり、子どもが性的虐待を打ち明けた際に養護教諭が関与した事例は、約67%を占めていたとして、養護教諭が性的虐待の発見の中心的な役割を示す様子を示している。

さらに、養護教諭は、児童や生徒の身近に存在し、心身の変調のサインを最も把握しやすい立場にあり、学校保健活動の中心となる保健室は、子ども達にとっていつでも安心して話を聞いてもらえる場所であり、養護教諭は職種柄、学校に通う全員の子どもの関わりが可能で入学から継続、段階的に子どもの成長を見守ることができる。加えて、学校検診において子どもの成長具合や発達状況、疾病の有無を把握することができ、他の教職員と異なり、子どもを成績で評価する立ち位置ではなく子どもにとっては、評価をされることがないという安心感から、内面を告白しやすい立場として居続けることができるのではないかと思われる。すなわち、(1)で示したように子どもは、性的虐待が知られることへの抵抗を示す一方で、養護教諭は、性的虐待のように語る事が困難な体験や誰にも話せなかった虐待の事実を初めて口に出せる人として機能する可能性が高いと言えることから初期対応において、養護教諭の果たす役割が大きいことが事例からも読み取れた。

## **2) 子どもへの家族の対応に見る影響**

### **(1) 非虐待親の態度がおよぼす影響（事例5、29、30、38、44、55）**

事例5、29、30、38、44、55の6つの事例に見られる特徴としては、事例5は、非加害親である母親が、虐待者である父親に娘への性的虐待について問い詰めた所、「若い方がいい」と答えたため、母親が、娘に嫉妬し、母娘関係が不安定になった。学校の対応としては、母親から生徒を離すために保護者懇談会は、母親と別の日に設定したり、母親が来校しても子どもに会わせず、児童相談所に連絡するなど母親が子どもとの接触に至らないように、ガードを徹底した。生徒は、その後、希望した大学に進学し、自立の道を歩んだ。

事例29は、母親が離婚を希望し、母親として子どもを守るためにしなければならないことを受け止め、積極的に子どもの側についた。

事例 30 は、児童相談所職員が学校で非虐待親（母親）に、性的虐待の実態を伝えた所、母親は、非常にショックを受けていたが、今後の対応について協力的であった。スクールソーシャルワーカーは、非虐待親へのフォローアップも行っていった。

事例 38 は、性的虐待について話をするのを家族から止められていた。

事例 44 は、実母の再婚により同居となった兄からの性的虐待を受けていたが、そのことを母親は重大なことと捉えていない様子であった。その後、被害児が母親と同じ部屋で寝ることで虐待を回避した。事例 55 は、保護者は、虐待者である兄をかばうなど、虐待が生じたことへの危機意識が低かった。

このように、事例 29、30 以外は、非加害親の態度は、被虐待児にあたる子どもを第一優先に考えているとは言えず、重大に捉えていなかったり、虐待者をかばったり、性的虐待と認識していても口外することを止めたり、娘に嫉妬するなど虐待を受けた娘に対して否定的な態度や感情を抱くケースが見られた。鈴木（2009）は、性的虐待を受けた子どもが、その被害を乗り越えていくための条件として、もっとも大切なことのひとつは、非虐待親（多くは母親）が、性的虐待を現実にした事実として捉え、虐待者と決別することで子どもの立場にたち、子どもを守ることであり、岡本ら（2011）も、性的虐待が被害児童におよぼす影響は、最初に暴露に際しての周囲の人、特に、母親の態度によって決定的に異なるとした。

また、氏原（2002）は、幼児期のレイプ体験を、30 歳になってやっと母親に打ち明けたところ、「あんた、そんなことで悩んでいたの」と大笑いされ、自死されたケースもあるとしているように、非虐待親の反応は、子どもにとって重要な意味を持つと言える。『子ども虐待対応の手引き』では、初期の非虐待者である保護者支援として、子どもを守るという選択は、子どもの人生にとって非常にプラスの意味があり、親には、その力があること、親の力を発揮するには、親自身のケアも必要であることなどを盛り込んだ。また、非虐待者が子どもを守れない場合でも、叔母や叔父、祖父母やきょうだいなど他の親族が重要な支援者となりうるとした。事例 5 では、非虐待親は、娘を守ることはしなかったが学校が、母親から子どもを引き離すために協力し、徹底して子どもを守る策に出ていた。結果的に、こうした学校側の、被虐待親の代わりに子どもを守る対応があったために、生徒が自立の道を歩むことができた。従って、非虐待親に子どものケアが望めない場合は、支援者となりうる者が子どもに寄り添っていくことが必要であろう。

## **(2) 非虐待親の葛藤（事例 5、29、30、38、44、55）**

坂口ら（2005）は、多くは被虐待親である母親の半数近くが、「現状維持」、「黙認」、「否認」などの対応をとったとし、子供が、問題を訴えた時に大人（母親であることが多い）が、しっかりと聞き、妥当な対応をとった場合には、性的虐待が、その後の心の発達に、深刻な影響を与えることはないが多くの場合、訴えは無視され、時には、嘘つきとし

て非難され、性関係は遷延するとした。

実際に、岡本ら（2011）は、子どもの性被害に対する非加害親の態度として、「子どもの辛さを受け止めようとする」は、34.6%、「被害を否認・過小評価・子どもを責める」が34.6%、「自分と重ね合わせて混乱」が8.6%、「告訴のような強い態度」が7.4%として子どもを守ることができない非加害親が3割以上いることを示唆している。

また、虐待を知ったときの、非虐待親の初期の態度として、「虐待者が誰であっても子どもを守るためすぐ行動する」が29.8%、「放置・否認・責める」が42.1%、「困惑・動けない」が28.1%であるとして約7割が、放置や否認、責める態度や困惑、行動に移せない状態であるとした。

さらに、神奈川県児童相談所の実態調査では（神奈川県児童相談所 2018）、対象者 69 名の母親のうち、虐待行為をすべて知っていた事例は、11.6%で非虐待保護者が虐待行為を知っていながら約1割が、子どもを守る姿勢がとれていなかったとした。また、非虐待保護者の気持ちとして、虐待者への怒りや子どもを守れなかったことへの後悔、反省、罪の意識、子に謝罪を希望が57%である一方で、正当化、過小評価、子を責めるが8.3%あり、性的虐待・性被害を受けた子どもが、非虐待保護者から責められる事例が、1割弱あることがわかった。

さらに、岡本（2014）の児童相談所を対象とした調査では、非加害保護者が虐待者であるパートナーと、「離別に至る事例が多い」が26.5%で、「離別に至らない事例が多い」が48.0%、「離別に至る事例と至らない事例は同程度である」が21.4%であり、離別に至らない事例が、半数近くあることを示している。鈴木（2009）は、これらの状態を、これらを葛藤として、多くの親が体験することであり、子どもへの否定的な感情（裏切られ感、疎外感）は、多くの母親が子どもを守ってあげられなかった罪障感と裏腹な気持ちとして体験するものであるとして、子どもを守るために、母親が虐待者との決別を決心し、行動するプロセスにおいて、しばしば起きやすいことを説明し、これらの心情を支援者は、理解を要するとしている。

また、岡本ら（2011）も、虐待を知った非加害親の反応は、最初こそ子どもを守れない状態であるとしても、虐待の再認識や、親自身が子ども時代に虐待を受けていた場合は、更なるストレスを引き起こすなど、子どもを守ることを最優先とすることは、徐々に進むプロセスで経緯を経た後に獲得するとしている。このように、非加害親の心中は複雑でだからこそ、わが国においても非加害親をサポートする支援の仕組みを構築することが急がれる。

### **(3) 母親の虐待歴がおよぼす影響（事例 12、16、25、28、49）**

斎藤（2011）は、虐待母 133 名を対象した調査で、69.2%が各種の児童虐待被害を受けており、内訳としては、身体的虐待が42.8%、性的虐待が48.8%、情緒的虐待（身体的

虐待/性的虐待体験を持つ者を含める)が51.9%、ネグレクトが21.1%であったとして、性的虐待の割合が著しく高いとした。

さらに、性的虐待を、家庭内性的虐待(近親相姦)と家庭外性的虐待に分けたとき、近親相姦虐待が36.1%、家族外性的虐待が21.8%であるとした。

また、杉山(2012)は臨床自例で虐待側の親146名の約4割(56名)に、性的虐待もしくは、性的被害の既往があるとしている。

さらに、岡本ら(2009)の調査では、「非加害親自身の、性的被虐待歴」は、生育歴を語った25例中、10例に見られ性的虐待の非加害親においても自らが性的虐待を被っていた割合が高く見られた。これらから、児童虐待を行う母親自身に、性的虐待の既往が高い割合であることが把握できた。

岡本ら(2011)は、Gill(2006)を引用し、非虐待親自身に性的体験がある場合、子どもの性的虐待の可能性について母親が示すであろう反応の傾向として、①性的虐待のサインや症状に対して過剰に警戒するか、ほとんど警戒しない(一部の親は、性的虐待の可能性を非常に心配して不安に満ち、そのため事実を間違って解釈したり過大評価する)、②自分の歴史の中でトラウマが未解決のまま親は、虐待の手掛かりを認識できないか、手掛かりを調べようとしたときに、失敗することがある(事態がどのように進むのか不確実なため、子ども時代に守られた経験がないため、感情の麻痺や当惑のため)とした。

また、自分自身がこの過酷な環境を自分の力で乗り越えた経験から、娘の被害状況は、自分より軽いので、娘は自分の力で乗り越えていくべきとする様子も見られるたとし、性的虐待事例の場合、非加害親の性的被虐待歴についても、可能性を考慮に入れて対応することが必要であるとした。

このように、母親の虐待歴が性的虐待を受けた子どもを守る際の行動に、大きく作用することは明らかであるが、わが国では、母親のケアは、個々の治療に委ねられているのが現状である。従って、非虐待親である母親のケアシステムの構築が急がれる。

## 8章 児童虐待死亡事例にみる性的虐待対応の課題

### 1 虐待死亡事例からの検討

2019年1月24日、千葉県野田市で小学校4年生の女兒（以下、本児）が両親による虐待で死亡した。事件が明るみになった後、本児が父親から性的虐待を受けていた疑いがあるという診断が医師から出されていたことが報道された。この事件を踏まえ、児童虐待の再発防止策の検討及び提言を行うことを目的に2019年11月、千葉県社会福祉審議会が、「児童虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）」をとりまとめ、2020年1月、野田市児童虐待死亡事例検証委員会が、「野田市児童虐待死亡事例検証報告書（公開版）」をとりまとめ公表した。本事件は、本児が学齢期であったこともあり、学校や教育委員会が中心となり事件は展開し、学校や教育委員会の虐待対応に関する課題が浮き彫りとなった。

本稿では、本事件を通して、あらためて学校現場に求められる性的虐待の対応の役割を、「児童虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）」（2019）、「野田市児童虐待死亡事例検証報告書（公開版）」（2020）の2つの検証報告書をもとに検討することで学校現場の性的虐待の対応についての課題を洗い出し、性的虐待対応に必要な視点と役割を明確にしていく。検討内容としては、学校現場が関わった以下の2つの視点から、本事例における性的虐待の対応の経緯と課題、役割について検討していく。

- 1) 通告に至るまでの初期対応
- 2) 本事例における性的虐待への対応

#### 1) 通告に至るまでの初期対応

本論を述べるにあたり、該当する面接経過を以下に示す。（検証報告書から抜粋）

2017年11月6日いじめアンケート実施。本児が、「お父さんに暴力を受けています。夜中に起こされたり、起きているときにけられたり、たたかれたりされています。先生どうにかできませんか」と記載する。11月7日、担任が面接し小学校からA市児童課へ通告。児童課が小学校を訪問して担任と本児と面談。本児の右頬に痣があり、父親からの暴力について話し、家には帰りたくないと話した。児童課から児童相談所（以下、児相）へ連絡し、対応を検討。一時保護を行う必要があるとして児相へ送致。緊急受理会議後、一時保護を決定。A市に本児の児相への移送および父母への連絡を依頼。児童課が父親へ連絡し、父親に一時保護になった経緯を説明する。父親は、学校から何も連絡がなく、保護者に何の説明もないまま子どもを連れていくのは、おかしいと述べる。父親が児相に来所。一時保護について保護に至った経緯などを父親に説明。本児からの訴えについて話し、父親に確認。父親は虐待について事実無根であると主張。翌日、父親から母子課に連絡。一時保護について憤っており、保健師が一時保護について、「知らない」と答えると、「連携がとれていない」、「この件で家族が壊れたらどうしてくれるのか」、「行政や学校への不信感を抱いた母親も検診に行きづらくなる」などと訴えた。

### (1) 「速やかな」 通告の履行の必要性

本事項に関連する内容について、野田市児童虐待死亡事例検証委員会検証報告書(2020)で検証された見解は、以下の通りである。

- a. アンケートが確認された時点で要対協のケースでもあり、児童家庭課に連絡を入れるべきであった。連絡があれば、児童家庭課も準備ができ児童相談所に連絡することができた。
- b. アンケート確認後の通告に遅れが生じた。アンケート確認の翌日の朝、教員が本児に聞き取りをしたのが、8時30分であり、そこから児童家庭課に連絡が入り、児童相談所との連携が取れたのは15時近くであった。子どもへの対応を翌日にするにしても児童家庭課および児童相談所と協議を行い、誰がどのように本人に聞き取るかを検討すべきであった。
- c. bの通告が遅れた件についてアンケートに記入された情報だけで十分に通告に値し、「虐待が間違えであったら困る。確信を待ってから連絡したい」という考えは、対応を遅らせることにしかない。虐待の場合は、擬陽性は当たり前と考える必要があり、危険性がわからないときには危険性を大きく見積もって対応する必要がある。児童虐待の防止等に関する法律第6条も、「虐待を受けたと思われる」と規定し、通告者の主観を法的にも尊重している。

#### ①検証報告書から浮かび上がる問題点

父親から暴力を受けている書き込みがされたアンケートが確認された後、教諭は重要性を感じ校長に報告するが、実際に児相に通告をされたのは翌日であった。要対協のケースとして学校が市町村に連絡されれば、速やかに児相への通告に至ることができた。

#### ②問題点への対応

上記の検証報告書aについては、第4章の先行研究で示したように、学校現場において要対協の認知度は、2割であることから、本ケースが要対協ケースであるという認識が学校側にはなかったと考えられた。上記の検証報告書bについては、児童虐待防止法において、一時保護の実施にあたっては、速やかに行うことが明記されている(第8条3項)。

「速やかに」は、通告の段階で緊急性が予測される場合などは、休日や夜間に関わりなく、できる限り速やかに対応すべきであり、生命に関わるなど重大な事態の発生を防ぐように努めなければならない(子ども虐待対応の手引き2014)。本事件では、学校内の組織上、通告にあたりケース会議や教職員による情報のすり合わせ、管理職による事後対応などの検討がなされていたと考えられるが、まずは、通告をして本児への危険性を排除したうえで検討や調査を行う方法も考えられた。上記の検証報告書cについては、アンケートに記入された内容は、「けられたり、たたかれたりされている」と具体的な暴力行為が記載されていることから、十分に通告に値する要件であった。本事件の場合は、確証を得ようとして通告の遅れを招いたとは一概には言えないが、通告は、アンケートが確認された当日に、「速やかに」行われるべきであり、学校の役割としては、性的虐待の疑いが一片

も生じた時点で通告をする意識と行動が優先される。

## (2) 通告プロセスについて

本事項に関連する内容について、千葉県社会福祉審議会報告書「児童虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）」（2019）の見解は、以下の通りである。

- a. 児相は、A市からの送致を受けて通告された事実について直接小学校に赴き、保護の是非を自ら判断したうえで一時保護実施の際の保護者対応等について小学校と意思統一を図る必要があった。
- b. 本児とも面接して必要な範囲で事実を確認するとともに、一時保護を行うことや一時保護所での今後の生活等について本児にわかりやすく説明すべきであった。

野田市児童虐待死亡事例検証委員会検証報告書（2020）の見解は以下の通りである。

- c. 一時保護などの権限を行使した時には、家族への対応をどのように行うか関係機関と最初に協議する場を設けるべきであった。また、その方法に関して関係機関から助言を求められたら適切な助言を行うべきである。
- d. 一時保護の際に、市は、子どもに対してよく話してくれたと本人の力を評価し、大人たちは皆、あなたのことを守りたいと考えていること、そのために親御さんの意思に反してでも守ることのできる力を持っている児童相談所に連絡したこと、児童相談所がこちらに向かっているので話してほしいことを伝え、本人の理解を得て本人の疑問に誠実に答えるべきであった。

### ①検証報告書から浮かび上がる問題点

本事件にて、児相と学校の協議の不足が指摘され、一時保護決定までのプロセスに問題があったことが課題としてあげられた。また、性的虐待に関わらず一時保護措置は、子どもにとって相当な不安を抱かせる出来事である。第5章の先行研究でも明らかになったように一時保護で家庭の環境から分離されることにより子どもは、今までの生活にすべてを失うかもしれないという喪失感や恐れを抱えこれらは、孤独や辛さを伴うものである。

### ②問題点への対応

上記の検証報告書 a、c については、保護者への対応を児相の助言のもと、学校内で意思統一を図っておくことが必要であった。通告から一時保護までの流れは、親権を保護者から一時的に剥奪する行為であることから、保護者の怒りは、一番手近な通告先の学校へ向かいやすい。保護者に非があるという自覚があればあるほど、その不安と怒りを伴った攻撃性は増し、学校が標的の的となりやすいと言える。実際に、本事件でも学校が通告した当日に、父親から学校の説明不足や連絡不足などについての憤りが表明されその後、学校は、一貫して保護者対応に苦慮することとなった。

従って、一時保護の際の保護者対応について学校と児相での協議や連携が不可欠であり起こりうる事態を想定し、一貫性を持った対応を相互で行うことが求められる。上記の検証報告書 b、d については、子どもへの一時保護時の対応としては、話してくれたことへの勇気を評価し今後の道筋を示し、疑問に対しては誠実に答える態度が重要であると言える。そのうえで一時保護所の説明をパンフレットやアルバムを見せるなどして具体的な情報を示し、「少し親と離れて生活しながら、これからのことを一緒に考えよう」など、ひとりで立ち向かうのではないことを伝え、不安な気持ちを取り除くことが大切なプロセスとなる。(子ども虐待対応の手引き 2014)。

また、性的虐待は、起こり得ることであり、頼れる人や場所に SOS のメッセージを託すことは、勇気があることであるが必ず助けてくれる大人が存在するというメッセージを送り続けることが重要であろう。このことは、学校現場の初期対応においても同様である。

## 2) 本事例における性的虐待への対応

本論を述べるにあたり、該当する面接の経過部分を以下に示す。(検証報告書から抜粋)

2017年11月17日の一時保護時、女兒が父親からの暴力の他に、「(午前)3時頃父親に起こされて嫌なことをされる」、「それが一番いや」と話す。11月22日、児相にて父母と本児が面会する。児相側としては、父母と、「思い切って」会ってもらったが、本児は恐れている様子で泣きっぱなしであった。11月28日、児相と本児との面接で本児から父親の性加害と思われる行為について開示された。「夜中にパパに起こされ、急にズボンを下してきた。パンツも一緒に脱げた。「止めて」と言ってすぐにズボンを上げた。パパが、「そんなこと言うとバレるだろ」と言ったなど。11月30日、児相内で父母と個別面会。本児から聞き取った虐待の内容について確認する。母親との面接では、性被害については、驚いた様子で聞き本児を守りたいという気持ちはあるが父親と離れるという選択肢はない様子。父親は、「事実関係はない」と否定し、「日中ふざけてズボンを脱がしたことはある」と話す。2017年12月8日、児相で本児の被害事実面接を実施された際、再び性的虐待開示時と同じ被害内容を話し、先の面接以上の事実はなかった。12月13日、児相で精神科医が診断。医師は、児童心理司などから経過を聞き取ったうえで、本児を問診。「児虐待児、PTSD(心的外傷後ストレス)」と診断された(性的虐待を含み、口と鼻を手で押さえられて「息はできないだろう」と言われ、父の手を動かそうとしたら力強いので離れずそれが何回もあるなど本児の恐怖感がかなり強いこと、客観的には、生命の危険もある状況だった)。また、父親に内省や改善を望むことは、非常に困難と予想されること、本児が安心して過ごせる保護的な環境(父親と別居、第三者がいる状況でのみの面接など)が整わない限り、家族の同居は困難であると示された。12月27日、一時保護解除。父方実家へ家庭引き取りとなる。



## (1) 性的虐待の軽視

本事項に関連する内容について、千葉県社会福祉審議会報告書「児童虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）」（2019）の見解は、以下の通りである。

a. 本児の気持ちや性的虐待の事実、医師の診断等これまでの調査を踏まえればこの時点で本児の一時保護は解除すべきでなく、援助方針に医学診断が活かされなかった。また、父と父方祖父母の関係が良好であると認識していたことを踏まえれば、父方祖父母宅への引き取りでは、父の影響を排除できず不適切であるとの判断は可能であったし、引き取りをさせるべきではなかった。

### ① 検証報告書から浮かび上がる問題点

2017年11月7日、いじめアンケートに記載された父親からの暴力行為の内容を発端に、即時一時保護となった。一時保護から10日後（11月17日）、児相の心理司が父親からの暴力についての聴き取りを行った際に、性的虐待を匂わせる言動が発せられた。

また、その後も本児との面談の中で再度、父親による性的虐待の開示がされた。その後、性的虐待を確認し、医師からPTSDの所見が出され、本児が父親と別居あるいは、第三者がいる状況のみの面接が整わない限り、家族の同居は困難であるという意見が述べられているにも関わらず、1ヶ月後には、特別な対応を取らずに一時保護が解除され、本児は、父親との接触が可能となった。この経緯からは、父親からの性的虐待が軽視されたことは否めない。

### ② 問題点への対応

上記の検証報告書aにあるように、性的虐待の開示が本児からされた状況で、一時保護は解除すべきではなかった。さらに、父親による性的虐待にまつわる2つのエピソードが把握された後に、父親からの性的虐待を学校や教育委員会、児相などの関係機関が重大事案と捉え、本児が開示した内容以外にも父親による性的虐待がなかったのかを慎重に検討していく必要があったと思われる。

これまでも述べてきたように、性的虐待は、虐待者や虐待環境からの分離が最も必要な虐待である。従って、速やかに虐待者や虐待環境からの接触を断つ手立てを講じなければならず、ただちに、一時保護の判断を要する。本児から性的虐待が語られ、その後の児相の聴き取りに加害親である父親は、「日中ふざけてズボンを脱がせたことはある」と弁明し、自分の行った行為に対しての深刻さの自覚がないと思える一方で、あるいは、深刻だからこそ、ふざけ話で打ち消そうとしたかは定かではないが、いずれにしても性的虐待の事実をはっきりと認めていることから、一時保護の解除は、何としても避けるべきであった。加えて、精神科医の診断でも、本児がPTSD状態であるから虐待者である父親との同居は、困難との指摘されているように、性的虐待案件の一時保護を含めた措置は、慎重に検討されるべきであった。第5章でも述べたように、性的虐待者の加害者の特徴として、

生涯に渡り被害者を追跡する危険性が高いことから、性的虐待は、加害の再発や子どもの再被害の危険性が極めて高く、父親が、娘に性的行為を行った場合は、「世代間の境界」を壊してしまう行為であり、緊密で安定的な情緒関係や家族機能の改善ならびに家族の再統合がされにくい状況である。従って、これらの理解を前提に性的虐待の対応を図る必要があった。このように、一時保護解除を含めて性的虐待が軽視されてしまったことは否めず、このことは、性的虐待の開示から発見に至るプロセスの理解や、性的虐待と身体的虐待の関連性、虐待者の特徴、性的虐待の影響などについての理解が行き届いていない現状があり、今後の対策の検討事項にあげられるものと考えられる。

## (2) 性的虐待の開示後の対応

本事項に関連する内容について、千葉県社会福祉審議会報告書「児童虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）」（2019）の見解は、以下の通りである。

- a. 11月22日父母に「思い切って会ってもらった」としているが、児相として面会させたいという判断が、本児の気持ちに優先されている可能性があり、本児の意向を尊重するという点で課題があったと思われる。
- b. DVが疑われる本事例については、本来ならばDVの実態（夫婦の関係性）について注意し、アセスメントに生かすべきであった。なお、DVが疑われる事案に関しては、単に暴力の有無だけに注目するのではなく、家族関係、特に支配-被支配の構造、DV家庭には、児童虐待がしばしば見られること、加害者や被害者の心理・子どもへの影響、虐待が隠蔽されやすいこと等についての理解が乏しかったことが考えられる。

本事項に関連する内容について、野田市児童虐待死亡事例検証委員会の報告書（2020）の見解は、以下の通りである。

- c. 児童相談所は、父親に本児の話をそのまま告げて性虐待の確認をしている。これも子どもの安全確保のためには、してはいけないことである。

### ①検証報告書から浮かび上がる問題点

上記の検証報告書a、cについて、本児による性的虐待開示後のすぐ後に、児相で本児を交えた父母との面接が行われた。しかしながら性的虐待にまつわる発言をした後の父母との面会は、本児にとって大人は、自分を守ってくれないという不信感を抱いた出来事ではなかったのだろうか。また、この面会の後に児相は、両親を呼んで、本児から聞き取った内容について確認し、この行為は、本児が開示をした内容を父親へ伝えることになった。上記の検証報告書cにもあるように、父親に開示内容の確認をすることは、安全を侵す行為であると言える。また、上記の検証報告書bのDV事案の取り扱いについても、性的虐待とDVの関連性についての理解が及ばず、検証されなかったのは、性的虐待の発見を遅らせることに繋がったと言える。

## ②問題点への対応

第3章で示したように、性的虐待は、語られにくいという特徴を持つ。それは、一時保護の発端となったアンケートに、父親からの暴力行為のみが書かれており、性的虐待の記載がされなかったことからとも言える。すなわち、身体的虐待と併用して性的虐待が行われていたとしても、子どもが性的虐待を最初に訴える可能性は、少ないことが理解できる。

しかしながら、本児は2度に渡って父親からの性的虐待を周囲の大人に訴えた。当時、本児は小学2年生で、性の知識も浅く、父親からの行為が性的虐待であるという認識は、なかったものと思われる。ところが、1回目の性的虐待行為を、「一番いや」と言っていることや、2回の性的虐待行為の際に、「止めて」とすぐにズボンを上げている行為からは、本児なりに他の虐待行為とは、異なる行為との認識と違和感を抱いたものと思われる。それと同時に、父親からの性を介した行為に対する嫌悪感を強く抱いたと思われ、そのことを、周囲の大人に話したことは、一時保護中とはいえ、不安と恐れが錯綜した経験であると言える。

また、面会で父親と会わせたことは、結果的に、性的虐待を開示した本児を父親の前に、「差し出した」こととなり、本児を父親から守ることができなかった行為であると言える。面談の際に、本児は、恐れを抱いている様子で泣きどおしであったが、子どもなりに自分が話した内容が、父親に伝わっているのではないかという警戒心が生じていたのではないだろうか。なぜならば、本児が、「止めて」と言ってズボンを上げた後に、「そんなこと言うとバレるだろ」と父親が本児に向けて発した言葉には、ズボンを下げたことは、バレてはいけない行為であるという父親のメッセージがにじみ出ており、父親との約束を破ることへの認識も相まって、開示にあたっての覚悟が必要であったと思われる。

また、本児が開示した内容を父親に伝えたことになり、父親が本児に対してどのような感情を持ち、また、どのような行為に至る危険性があるかの理解が不足していたと思われる。従って、周囲の対応としては、本児が語ってくれたことに対しては、語ってくれた勇気をねぎらい、語りの際に生じた不安の強さに寄り添い、語ってくれた以上は、周囲の大人が全力で本児を守ることを約束することで本児を安心させることが重要であった。

千葉県検証報告②の、DV事案と性的虐待の関連性については、第7章でも述べたように、性的虐待の背景には、しばしば家庭内DVの支配関係が認められ、母親がDVから逃れられない場合が多く（子ども虐待対応の手引き2014）、これらは、父親により様々な暴力が反復継続されることで日常の暴力的な環境が作り出され、母親の自己コントロール感を弱め（戒能2019）、子どもを守れない状況が生じていると考えられた。

従って、母親にDVが生じているという情報をつかんだ時点で、性的虐待との関連性の検討が臨まれた。

## 2 問題解決に向けた課題

### 1) 学校における組織的対応の確立

#### (1) 校内虐待対応組織の必要性

野田市の事件では、教員の個人での判断や行動が通告の遅れを招き、児相や教育委員会との協議の不足を招いた結果に繋がった。また、保護者対応においても個人や組織の対応で父親の怒りのベクトルが学校へ向けられる事態となった。

従って、性的虐待は特に学校の役割である通告を含めた初期対応での困難性を要するため個別の教員による対応ではなく、組織での対応が望まれる。

加えて現在、わが国では、虐待に関わる調査権限を持っているのは、児童相談所のみで虐待が疑われる事例と遭遇した場合、教職員の個人的な判断は保留し、学校内で協議を行うことが必要（西原 2008）であり、通告を含めた初期対応を組織で進めることにより迅速な支援へと繋がる可能性が拓かれる。岡本（2017）は、増加の一途をたどる虐待問題に、現在の学校体制で対応するには無理があるため、「専門性を備えた虐待対応職員」が必要であるとし、その場合、虐待対応担当職員の専門性と継続性の担保や、役割と権限が組織の中に位置づけられる必要性を指摘した。

また、文部科学省（2006）は、「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」で、校内サポート体制づくりの基盤として、「虐待対応職員」の配置を提起し、虐待に中心的に関わる部署としての校内各種委員会の役割の見直しを含めた校内体制の確立の必要性について明記し、学校および教職員に過大な責務や負担を負わせないようにする必要性を示唆した。具体的には、各関係機関の役割は、多種多様であり、関係機関との連携の在り方について知識とノウハウを持つ職員を、「虐待対応職員」として位置づけることにより、校内組織で情報を共有し、取組方針を明確にして校内のサポート体制を作り上げていくことの必要性を述べた。

また、「虐待対応職員」が学校外にはどのようなネットワークがあり、どのように活用できるかなどの情報を、他の教職員に提示することで具体的な支援と連携の在り方を学校側から関係諸機関に要請していくことも可能になるとした。それと同時に、校内体制の整備に際しては、校内各種委員会の役割分担を見直し、児童虐待に中心的に関わる部署として生徒指導主事を中心とした生徒指導部を位置づけ、それに養護教諭を中心とした保健部や教育相談部等が連携し、各学年主任や担任が一致協力して取り組むというかたちで校内体制を明確に確立していくことが重要な課題であるとした。校内組織体制については近年、いじめについての校内組織が確立されつつある。経過としては、2012年の大津中2いじめ事件<sup>35)</sup>をきっかけに2013年、「いじめ防止対策推進法」<sup>36)</sup>が制定され、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉に関する専門的知識を有する関係者により構成される組織を置くこととし（第22条）、各学校は、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止や早期発見や対応に努めている。

また、医療現場においては、社会全体で児童虐待についての認識が高まり、医療現場における児童虐待についての必要性が高まったことや2009年の、「臓器移植法」の改定に伴い、臓器移植に関わる医療機関で虐待事例における児童虐待の鑑別が求められたことなどから、院内体制の整備が推進された（宮本2012；田上ら2017）。これらの理由から、病院内では組織対応を念頭においた虐待対応院内チーム（Child Protection Team：以下、CPT）を設ける病院が増加した。宮本（2012）は、医療現場においても児童虐待かどうかの判断や養育者への対応、行政機関との連携などさまざまな障壁があり、児童虐待を疑いながら通告などの対応に躊躇する例が少なくなく、その障壁を取り払うために、組織的対応の有用性から院内対応組織の設置に至ったとしている。

また、CPTについて、田上ら（2017）の2015年の全国122施設を対象とした調査によると、CPTの設置率は、94.3%で多くの病院でCPTの設置を進めているとされる。このように、他領域では、組織体制の確立がなされつつある。

従って、学校現場においても、性的虐待は、緊急性が高い危機対応である認識のもと学校内に虐待対応職員を中軸に据えた、「虐待対応組織」を置くことで、複数の教職員が複眼的な視点で性的虐待を早期に察知したり、子どもの言動や行動の背景に虐待を敏感に感じたりする点で迅速な機関連携が可能になると考えられる。しかしながら、第4章でも示したように、虐待に関する校内組織については、校内組織がある学校が約2割（青柳ら2013）であり、虐待に関する校内組織については約6割が未整備などところがある（田中ら2007）ことから、校内の児童虐待にかかわる校内体制組織は、万全とは言えない。

さらに、65%が校内で虐待に関して話し合う機会がない（総務省2010）とされるように、校内体制組織の構築は容易ではない現状が見て取れる。従って、学校現場において校内体制が確立しにくい現状を精査していくことが急務である。

## **(2) 校内組織で対応する意味と課題**

性的虐待は、他の虐待に増して組織で対応していく連携基盤が必要となるであろう。第3章でも述べたように、わが国では、2015年に子どもの負担軽減をめぐり厚生労働省や警察庁、最高検察庁が証言回数を減らすため、「協同面接」を推進し、子どもへ聴き取りの場面で警察庁、検察庁、児童相談所三者が連携して被害内容を聴き取ることで子どもに負担がかからない対応が示された。しかしながら、「負担がかからないよう」の文言は、これまで述べてきたように、子どもが被害の内容を語ることで、重篤な二次被害を被ることを鑑みて、「危険にさらされないように」とさらに危機感を浸透させる言葉に言い換えても良いのではないだろうか。性的虐待は、「侵入性の虐待」である。虐待者により部屋に侵入され、布団に侵入され、やがて自分の身体への侵入が続いていく。性的虐待を受けた子どもに対し、他者が被害の様子を聴き取るという行為は、子どもにとっては言葉で侵入される不安が強く、虐待を彷彿させる体験へと繋がっていく行為なのではないだろうか。

そして、性的虐待問題に携わる教職員も、子どもからの語りの中で秘密を共有したことの重さや自身のセクシュアリティの否定もしくは疑問、一般的にはタブーとされる出来事が身近で繰り返されていたことによる現実感との乖離、これら諸々の、「侵入」を受けることにより、教職員自身も疲弊し、無意識に性的虐待など、「なかったこと」として過小搾取してしまうことがあるのかもしれない。

従って、子どもと同様に、性的虐待に携わる教職員が孤立することなくケアされ、組織で守られていく構造を設定していくことが重要となる。具体的には、個別の事案に対してケース検討会議を定期的に関開くなどして教職員個々の判断の客観性を保ちながら、組織の一体感を維持し、教職員自身に生じる思いを組織で受け止めるなど、教職員が不安や孤立に埋没することがないような体制基盤が必要である。

一方で、(1)でも触れたように、校内の組織体制の確立を難しくしている要因について明らかにすることは、教職員の抱え込みによる発見の遅れを防ぐためには必要である(青柳 2013)。先に述べたように、2013年の、「いじめ防止対策推進法」により学校は、いじめ対策委員会などの組織を設置し、いじめの未然防止や早期発見に努めた。

これらの一連の流れの経緯には、いじめ問題が学校に在籍する子どもの間で起こる、「学校の問題」としての意識が強いことが考えられた。

一方で、性的虐待を始めとする児童虐待は、「家庭の問題」としての色合いが強く第6章の調査でも明らかなように、教職員は、家庭へ踏み込むことへの抵抗を強く感じ、家庭のパーソナルな問題へ介入することへの迷いが生じている現状がある。

また、虐待かしつけかの見極めの難しさや、虐待事案を校内でどのように共有し、連携していくかの難しさなども相まって児童虐待の介入に際しても消極的にならざるを得ないのが現実である。これらの要因が、校内組織体制を確立することの困難性に繋がっていると考えられた。第1章で述べたように、2018年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、約16万件と過去最多となっている。そのうち、11,449件は、学校などからの相談によるもので学校関係者が虐待の発見や対応にあたり重要な役割を担っていることに異論はない。

従って、性的虐待の問題は、社会においても学校現場においても喫緊の課題であり校内組織体制におけるコンセンサスを通しながら学校現場での組織体制の構築が急がれる。

## 2) 学校において「子どもの権利を守る」意識の確立

### (1) 「子どもの人権を守る」という基本的視点

前述の1の2)「本事例における性的虐待への対応」の(1)、(2)で述べたように本事例では、人権を侵害する深刻な性的虐待が見過ごされ、性的虐待の存在を認識しながらも特別な対応が取られず一時保護が解除された。また、本児に対して繰り返し被害を語らせたことは、本児の心身に重い負担を招きかねない行為であり避けるべきであった。

さらに、本事件では、本児が SOS のサインを示したアンケートが虐待者である父親の手に渡った。本児が学校を頼り、大人を頼り、勇気を出して訴えた小さな叫びは、学校に届くことはなかった。こうした一時保護の解除や語りの強要、アンケートの受け渡しなどは、大人にとっての都合に過ぎず、子どもの人権は蔑ろにされ、「子どもの人権を守る」という人間としての根幹的な視点が欠けていたと言わざるを得ない。1989 年、国連総会で国際法的な効力を持つ、「児童の権利に関する条約」（以下、子どもの権利条約）が制定され、わが国は、1994 年に批准した。条約の中で性的虐待に関連する内容としては、親や保護者による虐待、放任、性的搾取から児童を保護するために立法、行政、社会教育上および司法的関与のための手続きを含めた、あらゆる保護措置をとること（第 19 条）や、性的搾取や虐待からの保護（第 34 条）が盛り込まれ、これらの条約が、児童虐待防止運動の理念的、法制的なバックボーンとなり、児童虐待を子どもの人権問題とする取り組みの活動が推進された。

しかしながら、子どもの権利条約が制定されて 30 年を経た今も、子どもが置かれている状況は、依然厳しく、子どもの権利条約の 4 項目とされる、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」が満たされているとは、言い難い。わが国では、2004 年の、「児童虐待防止法」改正で児童虐待を、「人権侵害」（第 1 条）と初めて規定したが、虐待が人権を侵す行為であるという認識が確固となるまでに、時間を要したと言える。柴田（2009）が、性に限らず、あらゆる形態の児童虐待の動機の主要因は、子どもの人権と尊厳の無視、子どもの所有物視であると述べているように、子ども虐待の発生起因としても、子どもの人権が尊重されていないという視点を早期に取り入れる必要があったであろう。大谷（2013）は、わが国で起きている様々な子どもの問題についての議論や取り組みに、「子どもの人権」という基本的な視点が欠けているとし、子どもは、ひとりの独立した人格や権利の主体というよりも、大人の所有物として扱われてきており、国連の子どもの権利条約の採択を経て、ようやく子どもには、特別の保護が必要であるが、子どもも大人と同じ一人の人間として権利の主体であることが明確にされたとした。そのうえで、「子どもの権利」の視点から取り組むということは、対応やすべての過程において子どもが被害者として扱われるのではなく、権利を有する個人として人間としての尊厳や人格、特有のニーズ、利益およびプライバシーを有するかけがえのない価値ある一人の人間として承認され、尊重され、かつ保護される必要があるとし、虐待などの暴力を防止し、対応するための戦略およびシステムにおいては、「福祉アプローチ」ではなく、「子どもの権利」アプローチの採用が必要であるとし、子どもの権利擁護を主軸に支援にあたる必要性を述べた。このような状況の中、保護者からの虐待や不適切な養育を不当な権利侵害と認知したり、子ども自身の力で避けることは困難であり、保護者から受ける虐待や不適切な養育が、子どもの心身の成長や成人に達した後の生活にまで多大な影響をおよぼすことから、虐待は、子どもの生存権すら奪ってしまう最も深刻な権利侵害（才村 2005; 子ども虐待対応の手引き 2014）であると言える。

従って、子どもの成長過程を大人が見守っていくこと、虐待について理解しておくこと、できるだけ早く虐待に気づき、早期対応へ繋げることが子どもの権利擁護の重要な基盤となる。

また、虐待を受けた子どもの保護やケアを行うプロセスにおいても、一人ひとりの、「子どもの最善の利益」とは何かを意識しながら、必要な支援を行うことが求められる。そのうえで、子どもの権利擁護を推進するには、より多くの関係者が子どもの権利擁護の視点を持ちながら、子どもや家庭に関わるとともに、子どもの権利侵害を見逃さず、適切な対応を行うための権利擁護システムの構築が求められる（子ども虐待対応の手引き 2014）。本研究のテーマである性的虐待は、親や親族からの深刻な人権侵害である。従って子どもの人権を守るという基本的な視点の共通理解を強く保持することが求められる。

## (2) 学校現場で「子どもの権利を守る」とは

先述したように、子どもの権利条約により、あらゆる形態の暴力から子どもが保護されることが明確な権利として認められた。しかしながら、虐待者による子どもの人権の侵害だけでなく、性的虐待の対応にあたる大人も子どもの人権を守ることができない場面が存在する。野田市の事件後、当時の文部科学大臣が、全国の子どもたちに向けてメッセージを発表した（文部科学省 2019）。メッセージでは、大人が本児の SOS を受け止め切れなかったことを謝罪し、学校は、他機関と協力して子どもを最後まで守りぬくことが約束された。本研究は、これまで学校現場における性的虐待の対応の現状を明らかにする過程で、学校現場において子どもの権利を守りきれない場面は、多岐に渡ることが把握できた。

具体的には、虐待の確信を得るために通告を先送りする行為、関係機関との連携を怠る行為、子どもの語りを繰り返し強要する行為、教員個人のプライドやこだわりで関係機関との協働を回避しようとする行為、子どもが相談者以外の他者へ知られることを拒み、「誰にも言わないで」とする子どもの懇願を受け入れてしまう行為など、これらすべての行為が子どもの人権を守ることとは、相反する行為であり、「子どもの最善の利益」からかけ離れた行いであるとの共通認識が必要である。宮沢（1971）は、人権はただ人間であるということのみに基づいて当然にもっていると考えられる権利であり、奪うことのできない権利であり、他人にゆずりわたすことのできない権利であり、時効にかかって消滅することもできない権利であると述べた。

つまり、学校の大人が子どもの人権を奪う権利はなく、人権を第一優先に考え、それらにそぐわない行為は排除する必要があると言える。言うまでもなく、学校は、日々子どもを守るために最善の方法を編み出しながら葛藤している。第 6 章の調査でも、虐待対応に必要なこととして、「人権への配慮、自身の身で守ることや人権の知識の指導に悩む、子供は親のものではなく一人の人間として尊厳があることを広く社会に浸透させる」と自由記述による記載がされた。これらからは、学校現場は、子どもの人権を守る意味についての迷いの中で支援の糸口を模索している様子が見て取れる。それらを考慮しても、学校現



場の課題として子どもの人権を守るという意識が十分に浸透されていないことから、教職員が子どもの権利条約を学ぶとともに、児童福祉法に規定されている子どもの最善の利益に関する正確な知識を学び、日々子どもと向き合っていくことが求められる。加えて、学校が子どもに向けて安全に生きる権利があることを伝えていくことが子どもの権利を守る営みに繋がるであろう。そして、教職員が学校生活の中で、子どもの権利を守るための直接的な関りとしては、子どもが一人の人間として尊重されること、自分の話にじっくりと耳を傾けてもらえること、自分で選択した生き方を大人たちにサポートしてもらえること、自己決定をする権利があることなどの子どもの権利を支える必要があり、家庭で安心を得られなかった子どもの居場所として学校が安心できる居場所となり、子どもを守る機能を果たすことが重要である。すなわち、子どもの安全を守るために必要なのは、特別な支援ではなく、当たり前の日常であり学校で安心して生活ができる居場所や権利の保証であると言える。では、実際に、子どもの権利を守る学校現場の日々の営みとしては、どのようなことが実践できるであろうか。

### (3) 性的虐待の被害にあった子どもへの支援

野田市の事件の直後、国は学校や教育行政に向けて多くの通知を発出し、関係機関の連携強化や情報共有の推進、保護者への対応ルールや子どもの安全確認などを喚起した。その中でも、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）」（2020）は、虐待を受けた子どもへの関りとして、①安心感や安全感が感じられる受容的な学校・教室づくりに努める、②感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、周囲に許容される方法を身に付けるように支援する、③自分の行為とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任転嫁してしまうことなどがあるため、社会的な行動スキルを獲得できるように支援する、④子どもは、「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージ、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多くこれらの間違ったイメージを取り除いていくため子どもを認め、励ましていくなどをあげた。これらの①から④は、学校の実際の場面で子どもの権利を守ることを基準においた関わりとして次のようになるのではないかと考えた。

①の安心や安全感が得られる学校や教室づくりに関しては、性的虐待は、物理的にも心理的にも性的にも侵入される行為であり、性的虐待を受けた子どもは、外部からの侵入に対して過度の警戒を示す傾向にあるであろう。

従って、子どもにとっての安心や安全が感じられる受容的な学校や教室づくりとは、教室のすべてが見渡せるような位置に座席を配置し、誰がどのような動きをしているのか、外部からの侵入者がいないかなど教室内の状態が常に把握できる状況にしておくことが子どもに安心感を抱かせる配慮になるであろう。

また、教職員が子どもに近づく際は、あらかじめ声を掛けたり子どもの視界の範囲から接近するなどの配慮が必要と思われる。さらに、何気ない身体接触（スキンシップ）が性

的虐待の場合は、脅威となりやすく身体的にも一定の距離を保ちながら学校生活を維持することが必要であろう。

②の感情を思い通りに表現できないことから、周囲に許容される方法の身に付け方の支援に関しては、性的虐待の特徴として、体験を語ろうとしないあるいは、語れない傾向にあることをこれまで述べてきた。従って、周囲の感情や気持ちを自由に表現しても良いのだというメッセージは、かえって他者から強要、支配をされるという体験に繋がりがやすいのではないかと考える。それは、性的虐待を受けた子どもは、加害者からの心と身体の支配・操作が進行する支配関係に取り込まれている（児童相談所における性的虐待ガイドライン 2011 年度版 2014）特徴からも把握できる。従って、自らの感情表出を含めて外部に支配されることなく、自分自身が行為を選択し、感情や意思の表出を自らコントロールができるという感覚を抱かせることが重要となるであろう。

③の因果関係が認められず、周囲に責任転嫁をしてしまうことについては、性的虐待は、出来事が生じた際に体験と記憶を切り離すことが無意識に行われることが多い（岡野 2007）。その結果、本人が意図せず、「責任を転嫁」した状況を作りだしてしまうことが考えられる。従って、実際に生じた出来事を子どもに丁寧に説明し、体験と記憶、行動と責任を結びつけるように導いていく配慮が必要になるであろう。

④の自己イメージの低下については、根気強く自己否定感を認める、励ましていくというアプローチをしながら、自己肯定感を高めていく方法になると思われる。性的虐待を受けた子どもは、自分の行動が悪いから、自分の存在そのものに価値がないからこのような目にあったのだと思いがちである（児童相談所における性的虐待ガイドライン 2011 年度版）。従って、自分は被害者ではなく、共犯者だと考える傾向にある（宮田 2018）ことも考えられ、これらの思いが、一層、自己否定感を強める結果となるであろう。虐待ケースは、個別性があるがゆえに、その対応は、画一的なものではなくその都度、対応が求められる。だからこそ学校全体の組織で協議をしながら一貫性のある対応が求められる。すなわち、どの教員も出来事や状況が変わっても子どもに対して同じ対応で一貫していることは、不安定な虐待環境に育った子どもにとっての安心感を充足させる結果に繋がるであろう。

## 終章 総括・結論

### I 総合考察

総合考察では、本研究の成果に基づき学校現場における性的虐待対応の役割と課題についての示唆を得る。最後に研究の限界と今後の展望について述べる。

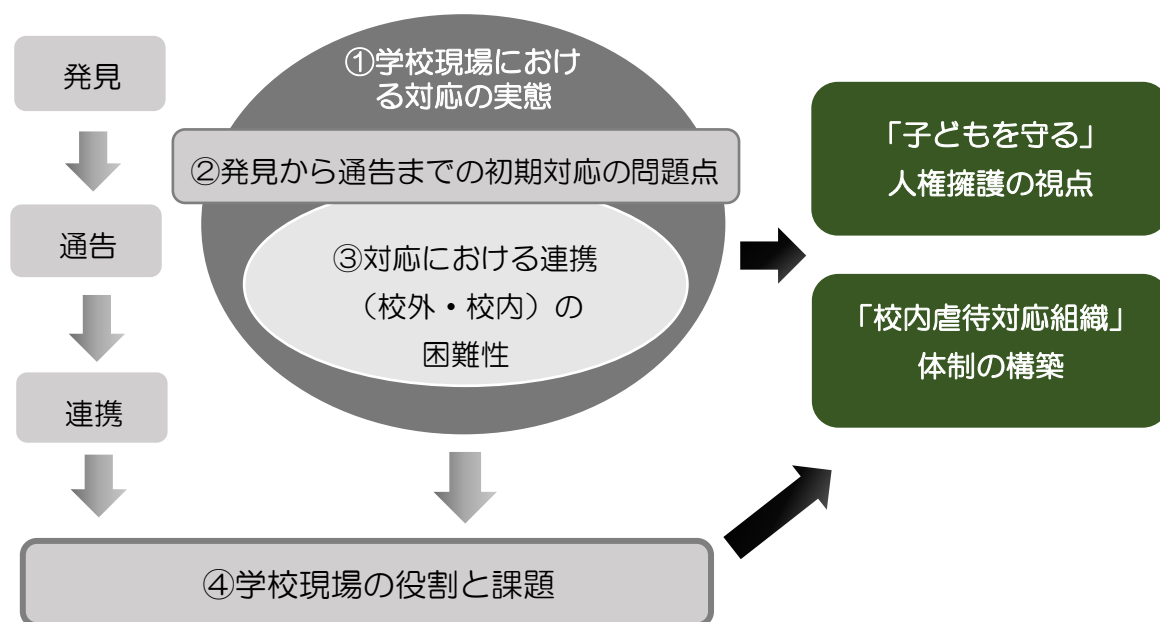
#### 1 本研究の総括

序章で示した研究目的がどこまで達成できたか、さらに課題は何かについて述べる。

##### 本研究の目的

学校現場における性的虐待の対応の実態を理解したうえで、発見や通告を含めた初期対応の問題点や対応の困難性を検討し、効果的な支援に向けての学校現場の役割と課題を明らかにする。

以下、論考の概要を示す（終 - 図 1）。本研究は、性的虐待の対応の実態を把握し（①）、発見から通告までの初期対応の問題点（②）を示し、対応における連携の困難性（③）を検討し、効果的な支援に向けての学校現場の役割と課題を明らかにする（④）ものである。



終-図 1 論考の概要

## 1) 学校現場における性的虐待の対応の実態

終 - 図 1 の①の学校現場における対応の実態について述べる。

第 6 章における質問紙調査では、養護教諭の性的虐待の関与（遭遇）経験は、5 人に 1 人という結果を得て性的虐待問題は、学校現場において特別な問題ではない現状が明らかとなった。しかしながら、教職員の多忙などから研修への参加が適わなく性的虐待についての対応や知識が不確実な状態であることが理解できた。これらは、質問紙調査で何度も聴かれることにより記憶が変遷される過誤記憶についての認知度が約 2 割であり、繰り返し聴かれることへの負担を軽減するために多機関連携チームで面接を行う司法面接の認知度が、わずかに 6.9%であったことから把握できた。これらの様子からも、研修や教育の不足などで性的虐待の知識や理解が行き届いていない現状が見て取れた。

一方で、質問紙調査の自由記述からは、養護教諭の研修などに参加する意欲は高く、性的虐待の研修や教育を望む声が多く性的虐待に対する関心も高いことが明らかとなった。

また、性的虐待の介入に向けた対策が必要で学校は、性的虐待の発見や対応に効果的に関与できると考えていることが明らかとなった。加えてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど外部の専門職との連携により、より介入の可能性が望めると考える傾向にあった。以上のことから、養護教諭は、性的虐待問題に対して積極的に取り組もうとする意欲や関心があり学校は介入に向けた対策を講ずるべきで対策がなされれば、効果的に関与できると考える傾向にあった。こうした性的虐待の関心の傾向は、質問紙調査の自由記述からも読みとれた。性的虐待が、他の虐待に増して対応の困難性を抱えていることや、通告に至るまでの聴き取りの困難性、実際の統計数よりも虐待が多く生じている性的虐待の潜在性について認識もあり、性的虐待の特徴やテーマの重大性、問題の複雑さを理解している傾向にあると言えた。

一方で、教職員は、性的虐待問題の複雑さから対応に抵抗を示す傾向にあった。質問紙調査では、養護教諭の約 3 割が性的虐待の対応に抵抗を示しており、自由記述でも対応に関する経験や知識の不足から、現実な対応イメージが掴めず、できることなら関わりたくないとする消極的な姿勢を示す傾向にあることが理解できた。調査の自由記述では、早期発見や対応のための職員間の情報共有と共通理解の不足についての自覚が示され、対応の際に校内での情報が共有されることを目的とした校内組織体制の必要性を感じている現状が明らかとなった。

すなわち、性的虐待の特徴に関する理解も進み、予後の不調や虐待者を含む保護者の対応ならびに事実確認の困難性の理解も進み、性的虐待における関心も高く、組織体制での対応の必要性を感じているものの、性的虐待そのものの複雑性や困難性への認識もあることで研修などの教育を踏まなければ、性的虐待問題に関与することに抵抗を抱く傾向にあることが明らかとなった。他にも、質問紙調査の有意差検定からは、関与（遭遇）経験のある者の方が発見や対応に効果的に関与できると考える傾向や、養護教諭の職務経験年数が短い者の方が性的虐待問題への関心が高いことが確認された。実際に、職務経験が 10 年未満の者は、

性的虐待の関心度が有意に高かった。考えられる理由としては、児童虐待防止法が制定されたのが2000年であることを鑑みると、法を踏まえて養護教諭になった人の方が性的虐待問題に対する関心が高い傾向にあるのではないかと思われた。

## 2) 発見と通告までの初期対応における問題点

終 - 図1における②の発見や通告を含めた初期対応の2つの問題点について述べる。

学校は、性的虐待が発見されやすい機関であると言えた。理由は、子どもは身近な大人である養護教諭や担任に被害を打ち明ける場合が多く、学校に関わる職員や外部専門職、地域の住民などからも相談や情報を受ける機会が多いことがあげられた。

しかしながら、性的虐待の発見がなされやすい学校だからこそ、それに伴う様々な困難性が生じていることが明らかとなった。特に、学校の役割である、「発見」と、「通告」を含めた初期対応の過程で多くの困難が生じている傾向にあった。

1つ目の問題点は、通告に繋げるまでの子どもへの聴き取りの過程で学校が子どもから性的虐待の確証を得ようとする姿勢であり、これらは、子どもの心に重い負担をかけることに繋がっていた。確証を得ようとする姿勢については、地域の教育資源としての位置づけである学校は、保護者や家庭との関係が一過性のものではなく、いつかどこかで繋がり得る特徴を有している。そうした保護者や家庭との信頼関係が前提に成り立っている学校は、保護者との関係性の悪化を危惧する意識が強く働いていた。

このことは、保護者や家庭との関係性を重視する構えと、虐待者からの分離などの子どもを守ることを優先する構えとの判断がつきにくい状態を生み出し、通告義務を履行することの難しさに繋がっていると述べた。先行研究からは、虐待の確証を得るまで通告を控えるケースが7割（才村2007）にのぼっており、これらの傾向は、子どもと保護者との継続的關係にある学校において深刻な課題であることが把握できた。

従って、通告とは処分を求める告発とは違い、事態の好転を目的とした連携へのスタートであり連携を始めるための情報の伝達であること、通告は、子どもを守るための第一段階にあり家庭を地域に開いて支援を開始するという治療の第一歩であることの認識を教職員が共通理解として共有していく必要があると考えた。

2つ目の問題点は、子どもが相談した大人以外に相談内容を知られることに抵抗を示す場合への対応である。この点は、学校が通告を控える要因に繋がっていた。被害を受けた子どもが相談者に口外されることを拒む背景には、被害告白によって副次的に起こる、「家族への裏切り行為としての性被害の事実発覚」と、「その結果として大切な親や親族からの信頼と愛を失うこと」を強く恐れることや（日本子ども家庭総合研究所2014）、自らが所属する家庭やそれまでの家族の営み、過去の思い出を失うことへの不安や恐れを強く抱くこと（小林2004）などの複雑な心情が生じることが把握できた。実際に、第6章の質問紙調査の自由記述では、教職員が子どもに内緒にしてほしいと言われ、教頭とSSWには伝えたが、児童相談所には通報しなかったケースもあり、これらの行為は、学校の役割である発見と通告、

関係機関への協力がなされにくい結果に繋がっていた。

こうした子どもの、「誰にも言わないで」、「誰かに言うのなら話さない」と言った場合の対応方法としては、子どもが勇気をもって話してくれたことを、「よく話してくれたね」、「あなたの話してくれたことはとても大切なこと」などと、子どもの告白を受け止め子どもの安全を守る必要があり、今後どう守っていくか一緒に考えていくことなど学校は、子どもを安心させるためのメッセージを伝えていく必要があると言えた。加えて学校は、今後起こりうる内容を丁寧に子どもに伝えていく責任が生じていくであろう。

そのうえで、学校の大事な役割として、「子どもを守る」という視点を最優先に対応にあたることが求められる。このことは、あらためて虐待対応において子どもを守るために優先すべきことは何かを考えていく意思統一や情報共有の機会を校内で設けていく必要があると言える。

### 3) 対応における連携の困難性

終 - 図 1 の③の対応における連携の困難性について述べる。

はじめに、これまでの先行研究では、様々な理由で発見から通告までの過程で学校と外部機関との連携がスムーズにいかない状況が明らかとなった。具体的には、他機関に対する知識や理解の不足（戸田 2013; 奥山 2016; 細貝 2019）や、学校内で対応すべきとする事例の抱え込み（岩崎ら 2007 ; 岡本ら 2017）、子ども虐待における支援方針や役割についての相互機関の認識不足（山野 2018; 保坂 2019）など、これらの複合的な要因が学校と外部機関との連携を滞らせる原因になると考えられた。第 5 章の先行研究では、学校と児童相談所が接触する研修会や情報交換会に参加して関係づくりを行う機会は、3 割に満たない（青柳ら 2017）現状があり、連携の際に双方の様子が見えない関係性は、連携の困難を生じさせる要因となると考えられた。

さらに、第 6 章の質問紙調査であげられた性的虐待対応の困難性としては、虐待を受けている子どもへの対応や被害児童の家族への対応に次いで他機関との連携や校内の理解や合意があげられた。

まず校外の連携については、学校のみでの解決が不可能であることや、行政や専門家主導の対応を求める傾向性、教職員と違うアプローチで保護者に、「指導」をしてもらえる外部専門家の必要性など、外部の専門家との連携が虐待対応には欠かせないとする意識が強い傾向がうかがえた。これまで述べてきたように性的虐待は、目視で確認できる虐待痕がないことや子どもから虐待が語られにくいという特徴を持ち、虐待がある程度進行して支援の手が差し伸べられる傾向にあると言える。従って、他の虐待にも増して発見から通告までの迅速な対応が求められる。

一方、校内における連携では、先行研究において、学校や教員個人の対応能力の違いや意識の違い（玉川 2007 ; 戸田 2013; 関川 2014）、教職員同士が相談しにくい環境を生じさせる学校組織の体質や構造（柏女 2001 ; 井上 2015 ; 山野 2016; 2018; 小川 2018）、教員業務の多忙

(OECD 国際教員指導環境調査 2018;教員勤務実態調査 2018) などの理由で校内連携がスムーズに運ばない状態が見て取れた。田中ら (2007) らの中学校の教員を対象とした調査では、虐待に関する校内組織は約 6 割が未整備であることを明らかにした。さらに青柳ら (2013) の小学校の養護教諭を対象とした調査では、校内組織が整っている学校は約 2 割で学校医やスクールカウンセラーを校内組織メンバーとして位置づけていた学校はなく、必ずしも校内組織体制が整っているとは言えない現状があったとした。

校内組織の必要性については、文部科学省 (2006) が、「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」において、校長をはじめとした教職員が共通認識を持ち、地域の特質や学校の実情や規模などに合わせた校内体制を整備することの必要性を提起している。具体的には、関係機関との連携の在り方について知識とノウハウを持つ職員を、「虐待対応職員」として配置づけ、校内各種委員会の役割分担の見直しを含めた校内体制の確立が学校の子どもの虐待対応では重要な課題であるとした。しかしながら、青柳ら (2013) の調査でも明らかのように、学校での組織体制がまだまだ整わないのが現状である。

さらに、校内で虐待に関して話し合う機会については、65%が、「全くない」、「あまりない」(田中 2007) とされていることから、日頃の学校生活のなかで実際の虐待事例がなければ、子どもの虐待問題が話題にのぼりにくい傾向にあることが把握できた。青柳ら (2013) は調査の中では児童虐待に関する校内組織の有無と児童虐待を疑ったまたは気づいた経験に有意差が見られ、校内組織体制の設置の有無が児童虐待の早期発見に影響を与えていることを明らかにしている。

また、第 6 章の調査では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携がなされれば、発見や対応に効果的な関与ができると考える割合が約 9 割 (89.5%) にのぼったことから、学校に参入している外部人材を取り入れることにより、校内組織の確立と校内外の連携の可能性が高まるのではないかと考えた。

「校内虐待組織体制」の意味としては、①複数の視点による子どもの観察が可能なる、②役割分担の明確化により発見から通告までの流れを円滑に進めることができる、③組織で一貫した対応を取ることにより保護者などのトラブルに対して統一された対処が可能となる、④虐待の情報や対応の共有により虐待事例から派生した他の事案に対しての対応が可能となる、⑤教職員の孤立や抱え込みを防ぎ、組織で守られる体制が可能となる、⑥子どもが進級した際の継続的な対応が可能となるなどが考えられた。

従って、こうした利点を生み出すために、校内各種委員会の見直しを含めた虐待対応組織を学校内に組み込んでいくことが求められる。

#### 4) 効果的な支援に向けての学校の役割と課題

最後に、終 - 図 1 の④の学校現場の性的虐待の対応における役割と課題について述べる。本研究では、学校現場における性的虐待の効果的な支援を明らかにするために、1) ~3) において学校現場における対応の実態を把握し、初期対応の問題点を浮かび上がらせ、連携の

困難性についての検討を行った。そのうえで学校現場の役割として以下の4点を提起していきたい。

1点目は、早期に性的虐待を、「発見」することである。しかし、その発見には難しさが伴う。第6章の質問紙調査では、性的虐待を把握する前に、虐待を疑っていた養護教諭の割合は、2割に過ぎないことが明らかとなった。また、子どもは、養護教諭や担任などの身近な大人に相談する機会が多いが、第7章の事例検討では、子どもが虐待の詳細を語らなかつたり、時間を経てから語り出したり、他人事のように語ったりと子どもからの相談があっても虐待の発見に至りにくい現状が見て取れた。このことは、性的虐待の発見がいかに難しいかを示していると言える。

また、今回の調査では、自由記述で性的虐待を疑った要因として自傷行為や家出、特定の異性や特定の年代に対する特異的な接近の仕方が見られた（虐待者が男性である場合は、男性に対しての特異的な接触傾向）。一方で、第3章の先行研究で示したように、性的虐待については、症状の遅延性が見られたり（白川2004; 廣井2005; 杉山2009）、第7章の事例検討で明らかになったように、性的虐待を受けた子どもが外部に大変な状況を見せずに、周囲が性的虐待の疑いを持つまでに至らない事例も見られ、こうした子どもが示す特徴を学校現場で共有することは、性的虐待の早期発見に至るひとつの手段になると考えた。

2点目は、虐待の疑いが生じた時点で早期に、児童相談所や市町村などの関係機関に、「通告」をすることである。本研究でも述べてきたように、多くの要因から学校現場では、通告が滞る傾向にあることが理解できた。第6章の自由記述においては、「発見は可能だが介入は困難」、「学校の役割は、情報を得ることと発見」、「通報の判断の難しさ」、「確証がない時点での連携の迷い」などの内容があげられた。言うまでもなく性的虐待は、その特性から虐待環境からの一刻も早い分離が最も強く求められる虐待である。

従って、学校は疑いを持った時点でためらうことなく、通告をする強い意識が求められる。そして、その意識を後押しするのは、「子どもを守る」という人権擁護の視点に立った学校の役割の認識であろう。すなわち通告は、「子どもを守る」ために学校としての役割を果たす最初の一步であると言える。

3点目は、「連携」を学校の重要な役割として据えていきたい。外部機関との連携の目的は、疑いを持った時点で速やかに一時保護に繋げ、子どもの安全を軸とした環境を整えることである。校内連携の目的は、教職員による対応スキルの共通理解や情報共有であり、校内外で一貫した対応を図りながら、通告へ繋げていくシステムを創りあげていくことである。第6章の調査において虐待の関与経験のある養護教諭が関与経験のない者より性的虐待の発見や対応に効果的に関与できると考える傾向にあり、性的虐待の周辺知識の理解度も関与経験のある者の方が、関与経験のない者より高いことが把握できた。このことは、実際の関わりで有効的に関与できたという体験が虐待対応への前向きな取り組みの転換へ作用したと言える。

従って、有効的に関与できたという体験を教職員で共有できる校内連携の取り組みが必要であり、校内研修の機会を設けながら、関与をした者から知見や対応の経験を共有していく



必要があると考える。

4点目は、「子どもを守る」という、人が生まれながらに持つ人権の視点を虐待対応に取り入れていく必要性を学校の役割として提起していきたい。第8章の児童虐待死亡事例において、学校で対応にあたる大人が子どもの人権を守りきれない場面があることに言及した。そこには、地域から子どもを預かっている学校の、「子どもを守る」という最も重要な意識が不足しており、子どもの権利への侵害が見落とされ、学校現場において、「子どもを守る」権利擁護の視点が浸透していない現状が見て取れた。子どもの権利条約では子どもの権利の4つの原則の中に、「育つ権利」と、「守られる権利」が定められている。これらは、保護者はもとより社会や学校が担わなければならない権利であると言える。子ども虐待は、親による子どもの権利侵害の最たるものであるが、虐待により権利を侵害されている子どもは、日々学校に通っており、学校や地域が子どもを守ることをしなければ、子どもの権利は守られないままである。本研究で扱った性的虐待も、人間の根源的な、「性」という領域が最も信頼のおけるはずの保護者や家族から侵襲される行為であり、子どもの権利が深く侵害される虐待である。命が守られることは、人にとって最重要な人権であり、生きる権利は、他のすべての権利よりも重いであろうが、性にまつわる人権を侵害されたまま生きることが、命を失うよりも大きいのではないだろうか。事件後、国による様々な法整備がなされてきたがどれほど法や制度が整えられても、「子どもを守る」意識で子どもの心に寄り添う大人がいなければ、子どもの人権は危ういままである。

以上のように、学校現場における性的虐待の効果的な支援に向けての役割として本研究では、「発見」、「通告」、「連携」、と3つの行動の基底にある意識として、「子どもを守る」という人権擁護の視点を教職員一人ひとりが持つことの重要性を明らかにした。そして学校現場の課題は、この3つの行動を支える、「子どもを守る」という権利擁護の視点を浸透させていくことである。

また、本研究では、学校現場において、「発見」、「通告」、「連携」がなされにくい要因を多角的な視点を以て明らかにしてきたが、そこには即時に改善できない多くの問題があることが見えてきた。そのような状況の中、「子どもを守る」という子どもの権利擁護の意識を基底に、「子どもを守る」ために優先すべきことは何かを協議する「虐待対応組織」等の構築が必要であると考えた。それは、第7章の高3の事例において、学校が児童相談所と密に情報共有を図りスクールカウンセラーとも連携しながら親への対応を校内全体へ周知し、子どもを守り続けた結果、大学進学という自立の道を歩むことができた事例からも明らかであった。

先述したように、子どもは守られる権利を有している存在であり、毎日子どもが通う学校は、虐待されている環境にある子どもに気付き守ることができる機関である。

従って、本研究は、「発見」、「通告」、「連携」の基底に「子どもを守る」という権利擁護の視点を教育場面で浸透させて対応にあたる必要性を結論に据えた。

## 2 最後に

千葉県野田市の事件で、犠牲となった当時10歳の女兒が命を落とす3ヶ月前に学校の授業で書いた、『自分への手紙』（原文のまま）である。

3月の終業式の日、あなたは、漢字ができて理科や社会も完ペキだと思います。10月にたてためあて、もうたっせいできましたか。自学ノート（ ）さつめまで終わりました。5年生になってもそのままのあなたでいて下さい。未来のあなたが見たいです。あきらめないでください。

「未来のあなたが見たい」という本児の希望を叶えることができなかつた大人の責任は重い。しかしながら、「5年生になってもそのままのあなたでいて下さい」と虐待の最中でありながら、自らを否定することなくいてくれたことは、せめてもの救いである。

本児のSOSは、野田市のみならず国を動かし、法改正とともに実務運用を大きく変えた。本児のおかげで心と身体の安全が守られた子どもも多い（鈴木2020）。しかし、ひとつのかけがえのない命が犠牲になったことは、悔やんでも悔やみきれない。

今後は、こうしたケースの検証を行っていくことで子ども虐待の抑止に繋がり、そのことが女兒の無念に応えることになるであろう。

## II 結論

本研究では、文献・先行研究、質問紙調査、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集をもとにした事例検討、児童虐待死亡事例検証報告書を検討した結果から、性的虐待における効果的な支援に向けた学校の役割として、【発見】、【通告】、【連携】をあげ、すべての行動の基底に、【子どもを守る】という意識の必要性を明らかにした。以上の4つの柱を現実のものとするために学校は、学内での性的虐待問題の協議を可能とする「校内虐待対応組織」を構築し、その運営には、子どもの権利擁護の視点に立った意識の変容が必要であると考えた。

### Ⅲ 本研究の限界と今後の課題

本研究の限界および課題として2点をあげ、今後の研究の展開について述べる。

1点目は、第6章の質問紙調査における限界と課題である。本研究では、学校現場の性的虐待対応の実態として学校における性的虐待対応の主要な役割を担う養護教諭を対象に質問紙調査を行った。A県内の公立小、中学校459中222校から返送があった。

しかしながら今回の調査では、A県内を対象に限定されたため、全国的な傾向を把握しているとは言えず、汎用性には限界がある。今後は、調査対象を全国に広げ対象数を増やしていくことが課題である。また、本調査は、校種別の区別がなされなかったため、小・中学校のそれぞれの特性を掴むことができなかった。小、中学校においては、養護教諭の立場や状況の違いもあると思われることからその違いを明確にするために、小、中学校の校種別の調査を行うことが今後の課題である。

2点目は、質問紙調査を受けた対応の実態を見ていくために、第7章で文部科学省が公表しているスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集をもとに事例検討を行った。今後は、さらに養護教諭への聴き取り調査をしながら対応の実態を調査する質的研究を深めていくことが課題である。

### 謝辞

本論文の執筆にあたり完成まで導いて下さいました主指導教員の藤田美枝子教授に謹んで感謝の意を表します。研究の方法論ならびに臨床研究手法を基礎からご指導を賜りました。また、学問探求における真摯な姿勢と身近に接しながら研究の礎となる姿勢を学ばせていただきました。そして常に弱音を吐いている私に、「大丈夫だから、頑張って」と励ましの言葉で支えていただきました。どれほど心強かったことかわかりません。先生との出会いがなければ、本論文は完成に至りませんでした。副指導教員の野田由佳里教授には、研究計画書作成の段階から貴重なご助言とご指導をいただきまして、ここに記して謝意を申し上げます。データの統計分析に際しては、わかりやすく専門的なご助言を賜りました。また質問紙調査施行の際には多くのご示唆をいただきました。研究の見通しが立たないときの先生の、「体験談」は、前に進むエネルギーとなりました。大友信勝教授には、入学当初から暖かいご激励とご意見を賜りました。常に私たち学生の声に耳を傾け、優しいまなざしで研究活動を見守って下さいました。また論文審査においては、具体的で貴重なご意見を賜りました。心から御礼申し上げます。横尾恵美子教授には、論文審査において多くのご示唆を賜りました。特に統計手法については、厳しくも温かいご指導をいただき、研究者としての在り方についてご教示を賜りました。提出期限の前日までご指導をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。論文審査にてご指導を賜りました久保田君枝教授には、看護学の観点からの細やかなご高関と広い見地からのご指導を賜り、研究の方向性を導いて下さいました。またお会いするたびに励ましのお言葉をいただきましたこと深く感謝申し上げます。社会福祉学研究所研究科長の川向雅弘教授の、「迷ったり揺らいだりのプロセスが大事」、「自分が論じられるこ

とは一部である」というお言葉をからは、研究に対する謙虚な姿勢をご教示賜りました。佐藤順子教授には、内から湧き出る問題意識と理論的裏づけを持って論理的に説明するプロセスの大切さをご教示いただきました。ときとして思いが先行し勝ちなときは、先生のお言葉を思い出しながら研究を進めてまいりました。福田俊子教授には、質的研究および解釈に関して大変示唆に富むご助言やご指導を賜りました。研究検討発表会の際には、お声を掛けいただき、先生のお優しい笑顔は、前に進む勇気を与えて下さいました。大場義貴教授には、研究の要所で示唆に富むご助言やご指導を賜りました。私の不勉強からそれらをすべて本論に生かすことはできませんでしたが一院生の研究に真摯に向かい合っただけでございましたことに心より感謝申し上げます。細田直哉先生には、「鳥の目と虫の目を同時に持つ視点の重要性」をご教示賜りました。自らの研究を俯瞰して振り変える機会となりました。誠に有難うございました。

そして、大学院社会福祉学研究科の皆さまには、研究活動が続けるうえで様々なお力添えをいただきました。ときには、電話やメールで励まし合い、苦しいときを乗り越えることができました。研究の進捗状況や研究の大変さを分かち合う時間は、次なる研究へ向かう活力となりました。そして友人と家族、修士課程でご指導をいただきました先生方には、この長きにわたる研究活動全般を通して暖かく見守り支えて下さいました。ここに記して感謝申し上げます。

最後に、本研究にて質問紙調査にご協力いただきました養護教諭の皆様に心より感謝申し上げます。皆様のご協力がなければ貴重なデータを得ることはできませんでした。また調査票の最後に励ましのメッセージを残して下さいました皆様、誠に有難うございました。

そして、調査施行にあたり、研究の趣旨をご理解のうえご協力をいただきました教育委員会の担当者様、各学校の管理職の皆さまに心より感謝申し上げます。

今後もこの研究テーマを自己の課題として、さらに追及してまいります。

## 脚注

### 第1章

---

- 1) 1973年の、『日本医事新法』に広島大学医学部小児科教室の新田康郎らが発表した論文、「被虐待児症候群について」で来院後4日目に死亡した1歳8ヶ月の女児と、すでに呼吸停止・心音聴取不能の状態で運びこまれた7ヶ月の男児の2つの症例を出し、Buttered child syndrome (バタード・チャイルド・シンドローム：被殴打症候群)の定義、発生頻度、症状・診断、社会的背景の説明、米国での対応や親の治療の紹介に論文紙面を多く割いた。その中でKempeは、自験400例より両親の社会階層、貧富、人種、信条、宗教、教育レベルなどには密接な関係がないとし、親自身が不幸な子ども時代を経験していることやスウェーデンでなされた研究から加害者のひとつのパターンが「知識階級」の親たちの病理でそのグループに、虐待親症候群という診断が該当するという精神医学の研究にも言及した(上野2006)。
- 2) 池田は、著書の中で、「私はいかなる文化、いかなる社会でも、また、いかなる時代においても存在した児童虐待について現代の児童精神医学の観点から事例研究を通して考察していきたいと考えた」とした。(上野2006)
- 3) 厚生省児童家庭局育成課が1974年に報告した「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果」は、子どもの虐待死に関する全国的な調査では初めてであった。このとき調査対象となったのは、「昭和48年度中に、児童相談所が受理した3歳未満児に対する虐待、遺棄のケース並びに各児童相談所管内で発生した3歳未満児の殺害事件のケース」であり、各児童相談所が調査票に必要事項を記載し、厚生省児童家庭局が集計を行った(子どもの虹情報研修センター2011「平成22年度児童の虐待死に関する文献研究」)。  
[http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf\\_data/H22\\_sanko.pdf](http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf_data/H22_sanko.pdf)
- 4) 全国の児相を通じて実施され、416名が通告されているが、身体的虐待を受けた児童が223人で53.6%と最も多く、保護の怠慢・拒否が26.7%と続いた。性的虐待が11.0%報告された。(内田節子・福知栄子・林浩康・高月和絃・坂本万智子(1995)。「児童虐待に関する研究 - 国際比較 -」岡山県立大学短期大学部研究紀要(2), pp. 27 - 45.
- 5) 本調査は、「子どもの人権」が全国児相所長会の平成元年度全体協議会のテーマとして取りあげられ、「子どもの人権侵害例の調査および子どもの人権擁護のための児相の役割についての意見調査」として実施された。1988年4月1日から9月30日までの6ヶ月間に児相において原則として新規に受理したケースで人権侵害が疑われたものが対象となった1,039ケースが報告された。(内田節子・福知栄子・林浩康・高月和絃・坂本万智子(1995)。「児童虐待に関する研究 - 国際比較 -」岡山県立大学短期大学部研究紀要(2) pp. 27 - 45.

- 6) 虐待問題に特化した厚生省として最初の事業。8つの都道府県、指定都市をモデルとして制定し児童相談所を中心とした関係機関の連携をもとに虐待事例への対応を図る事業であり、その取り組みの成果を全国の児童相談所に還元する目的で実施された。本事業の創設を機に、わが国の子ども虐待対策はめざましい発展を遂げることになる。  
(才村 2005)「子ども虐待ソーシャルワーク論 - 制度の実践への考察」有斐閣, p. 42.)
- 7) 児童家庭支援センターとは、1997（平成9）年の児童福祉法改正によって新たに制度化された児童家庭福祉に関する地域相談機関であり、2020（令和2）年6月1日現在、全国140センターが協議会に加盟している。事業内容としては、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる、②市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う、③児童相談所において施設入所までは要しないが、要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童およびその家庭について、指導措置を受託して指導を行う、④里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行う、⑤児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校等との連絡調整を行う、とされている。（児童家庭支援センター協議会 <http://www4.ttn.ne.jp/~e-jikasen/>）
- 8) 家庭裁判所の手続きにおいて、児童虐待が問題となるのは、(1) 児童福祉法 28 条事件、(2) 親権者による子の虐待を理由とする親権喪失宣言事件が典型的なものである。児童福祉法 28 条事件とは、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合において児童を児童福祉施設に入所させるなどの措置をとることについて、保護者が同意しない場合は、都道府県知事または、児童相談所の申し立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続きである。（児童福祉法 28 条 32 条 1 項）(<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/20514001.pdf> 最高裁判所事務総局家庭局)
- 9) 子育ての不安や施設から引き取った子どもを持つ家庭等に対し、実施主体である市町村が必要に応じ子ども家庭支援員を派遣し、子育てに関する助言、手伝い、子育てサークルへの同行などのサービスを行い、子育て不安の解消や虐待発生予防を図る事業。親からの申請がなくても市町村の判断で子ども家庭支援員を派遣できる所に特徴がある。本事業は平成 16 年（2004）年度予算で、「育児支援家庭訪問事業」に統合された。（才村 2005. 「子ども虐待ソーシャルワーク論 - 制度の実践への考察」有斐閣, p. 47.）
- 10) 主に乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで先進的な安定感をもたらし、子育て不安などの問題解決への糸口となる機会を提供する事業。実施場所は、公共施設内のスペース。空き店舗、公民館、マンション、アパート一室など。実施主体は市町村。（才村 2005）「子ども虐待ソーシャルワーク論 - 制度の実践への考察」有斐閣, p. 46.）

- 11) 虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）。現職の職員が、児童虐待問題等に適切に対応できるためのバックアップ施設であり、準ナショナル・センターとして国および横浜市の全面的財政支援のもとで設置、運営されている。横浜市内で情緒障害児短期治療施設などを経営する社会福祉法人横浜博萌会が運営している。現場の専門職に対する各種研修、情報の収集、提供、専門相談、虐待等に関する研究を行っている。（才村 2005）。「子ども虐待ソーシャルワーク論 - 制度の実践への考察」有斐閣, p. 47.) 機能としては、(1) インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題に関する情報の収集・提供、(2) 児童相談所などの専門機関からの専門的な相談、(3) 虐待問題等対応機関職員の研修の実施、(4) 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究である。（厚生労働省「子どもの虹情報研修センターの概要」）  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv06>
- 12) 持続的な人間関係や生活の場を保障することであり、子どもの発達支援、自立支援における基本的な視点である。大人との情緒的・心理的關係や生活環境の安定性と継続性は子どもの健全な発達に不可欠である。とりわけ家庭から離れて暮らす子どもについては、施設においても里親家庭においてもパーマネンシーに配慮した対応を行う必要があり、長期にわたる社会的養護が必要な場合は、子どもの自立を見通したうえでのパーマネンシープランニングが必要になる。（厚生労働省（2014）.『子ども虐待対応の手引き』平成 25 年 8 月厚生労働省の改正通知. 日本子ども家庭総合研究所. 有斐閣 p13)
- 13) 厚生労働省（2003）「児童虐待への対応など要保護及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しについて」厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/11/s1117-4.html>
- 14) 厚生労働省（2005）.「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長/平成 17 年 2 月 25 日  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05.html>
- 15) 当時中学 3 年生の長男を餓死寸前まで虐待した父親（40）と継母（38 に懲役 14 年の実刑判決が言い渡された。保護時、事件前に 41 キロあった長男の体重は、24 キロ（BMI は 10）で意識不明の重体だった。長男には、中学 2 年の弟がおり、同様の虐待を受けていた。担当の児童相談所は、虐待を受けているかもしれないと、学校から 2 度に渡り連絡を受けていたが、家庭訪問などはしていなかった。事件後、学校も児童相談所も認識の甘さ、取り組みの不備を率直に謝罪した（佐藤（2007）.「虐待の家 - 義母は十五歳を餓死寸前まで追いつめた」中央公論新社）
- 16) 大阪 2 児監禁死事件：2010 年 7 月 30 日未明、大阪ミナミの繁華街の側の 15 平米ほどのワンルームマンションで 3 歳の女の子と 1 歳 8 ヶ月の男の子が変わり果てた姿で見つかった。子どもたちは猛暑の中、服を脱ぎ重なるように死んでいた。風俗店に勤務する母親は、子どもを放置して遊び周り、その様子を SNS で紹介していた。（杉山春 2013）.『ルポ虐待 - 大阪二児置き去り死事件』ちくま新書

- 17) 東京杉並区の自宅で平成 22 年 8 月、預かっていた保育園児、当時 3 歳を虐待して死なせたとして傷害致死の疑いで、里親で声優の女 (43) を逮捕した。逮捕容疑は、平成 21 年 8 月 23 日夜、自宅で女儿を殴って脳に損傷を与え、死亡させたなどとしている。女儿は、翌日 24 日早朝、地下 1 階の階段下で倒れているのを容疑者の次女に発見され、搬送先の病院で死亡が確認された。(読売新聞 2011 年 8 月 21 日掲載記事)
- 18) 主体が対象を模倣し、対象と同じように考え、感じ、ふるまうことを通じて、その対象を内在化する過程 (心理臨床大辞典改訂版 2010 培風館, p. 1059.)
- 19) 諸外国では、マリートリートメント (不適切な養育) という概念が一般化している。諸外国におけるマリートリートメントとは、身体的、性的、心理的虐待及びネグレクトであり、日本の児童虐待に相当する。(厚生労働省 (2014) . 『子ども虐待対応の手引き』平成 25 年 8 月厚生労働省の改正通知. 日本子ども家庭総合研究所. 有斐閣, p8.)

## 第 2 章

---

- 20) 米国で 1874 年に起こった事件。ニューヨークに住んでいたメリー (Mary Ellen) は、継親 (一説には、養親) に殴られ、飢え死にしそうになっている所を発見された。当時は、虐待された子どもを保護する法律がなかった。そこで市民たちは、動物虐待防止協会を説得し、彼女を広義の動物の一員として少なくとも、犬や馬に与えられるのと同じ保護を受ける資格はあるとした。(池田 1987 「児童虐待 - ゆがんだ親子関係 - 」中公新書, p. 4.) 救済された際、メアリーは警察署につくと女性看守がブラシをかけた。メアリー・エレンは汚れていて髪はもつれ、シラミがいっぱいついていて、汚れのこびりついた身体をきれいにするには、桶に何杯ものお湯が必要だった。エレンは成人して教師になって結婚し、幸せな家庭を築き、92 歳で亡くなった。(ジョン・E・B マイアーズ「アメリカの子ども保護の歴史 - 虐待防止のための改革と提言」庄司順一. 澁谷昌史. 伊藤嘉余子訳. 明石書店, p76. p81.)
- 21) NYSPCC の職員は、警察と連携して働き、ときにはバッジを身につけ、法執行アプローチを強化した。NYSPCC の執行官は、起訴するという脅かしを使って、よりよい子育てを行わせようとした。(ジョン・E・B マイアーズ「アメリカの子ども保護の歴史 - 虐待防止のための改革と提言」庄司順一. 澁谷昌史. 伊藤嘉余子訳. 明石書店, p. 83.)
- 22) 1925 年から 1929 年まで、ニューヨーク乳児病院で小児科医をしていた。その後、ピッツバーグ大学医学部に籍を移し、揺さぶられっ子症候群について述べた。1945 年に著した、『小児医学の X 線診断』は、古典的なものであるとされる。1978 年に 83 歳で他界した。(ジョン・E・B マイアーズ「アメリカの子ども保護の歴史 - 虐待防止のための改革と提言」庄司順一. 澁谷昌史. 伊藤嘉余子訳. 明石書店, p. 201.)



- 23) 幼い子どもたちに傷害を引き起こす3つの状況について述べた。①何人かの子どもたちは偶然傷つく、②何人かの子どもたちは、怪我をする可能性が高くなるような「守られていない環境」で生活している、③何人かの子どもたちは、故意に虐待されている。である。(ジョン・E・Bマイアーズ「アメリカの子ども保護の歴史 - 虐待防止のための改革と提言」庄司順一・澁谷昌史・伊藤嘉余子訳・明石書店, p. 202.)
- 24) マリートリートメントをしている親から子どもたちを分離するのを避けるための「合理的な努力」をすることを求めた。分離が必要なときには、家族を再統合する合理的な努力が求められ、子どもを家庭に戻すか、親権の剥奪に向けた動くための「パーマネンシー計画」が立てられた。また、家庭に戻すことができない子どものため、議会は、養子縁組に対して財務的誘因を用意し、特別なニーズのある子どもたちを養子縁組する養親に対して経済的支援がこの法律により提供された。ジョン・E・Bマイアーズ「アメリカの子ども保護の歴史 - 虐待防止のための改革と提言」庄司順一・澁谷昌史・伊藤嘉余子訳・明石書店, p. 234 - 235.)
- 25) この法律は、家族保全を捨てたわけではないが、子どもの安全を最優先事項とした。子どもたちが縁組されるよう親権を剥奪するか、あるいは、親元に子どもたちを帰すかの厳格なスケジュールを設定した。性的虐待や慢性的な身体的虐待のケースでは、家族再統合の努力を免除し、親権終結へ直接移行することを州に求めた。(ジョン・E・Bマイアーズ「アメリカの子ども保護の歴史 - 虐待防止のための改革と提言」庄司順一・澁谷昌史・伊藤嘉余子訳・明石書店, p. 239 - 240.)
- 26) 複数の機関が連携してチームを作り事態に当たることを多機関連携という。異なる専門性の連携を強調して多専門連携(multidisciplinary team approach)ということもある。後者は、同一機関内でも可能である。(仲真紀子(2016)。「司法面接の展開 - 多機関連携への道程 -」法と心理 16 (1), pp. 24 - 30.)
- 27) イギリスにおける児童虐待対応の政府のガイドライン。1989年児童法を受ける形で1991年に第1版が発行されている。その後の児童虐待に関する研究成果と政府の進展を反映させる目的で1999年に全面改訂された。イギリスでは各自治体および自治体単位で組織される「地域子ども保護活動・制度のあり方に責任をもつがその基本的な枠組み実際の事例への対応の手順が定められている。イギリス各地での子ども保護の実際の仕組みは本書に沿って作られ、運用されており、本書を知らないイギリスの関係者はいない。(イギリス保健省・内務省・教育雇用省(2002)「子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー - 児童虐待対応のイギリス政府のガイドライン」訳者・松本伊智朗・屋代通子・医学書院)
- 28) 1998年に義王(ウィワン)市で発生した両親により幼い姉弟が虐待された事件。弟は、救出されたが、姉は虐待により死亡し、家の庭に埋められていた。(藤原夏人(2014)。「韓国の児童虐待処罰法」外国の立法 260. 国立国会図書館調査及び立法考査局, pp. 115 - 120.)

- 29) 8歳の女兒が母親からの虐待により死亡した事件。死亡時、24本の肋骨のうち16本が骨折しており、骨折した骨が肺を損傷したことが死因とされる。(藤原夏人(2014)。「韓国の児童虐待処罰法」外国の立法 260. 国立国会図書館調査及び立法考査局, pp. 115 - 120.)

---

### 第3章

- 30) 民法724条は、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効について、前段で被害者又はその法定代理人が損害賠償及び加害者を知った時から3年の短期消滅時効、後段で「不法行為の時」から20年の長期消滅時効の二重期間を定めた。後段で、「不法行為の時」から20年の長期消滅時効の二重期間を定めた。(松本克美(2019)「民法724条の『不法行為の時』の解釈基準と『損害の性質』に着目した不法行為類型」, pp. 242 - 276.
- 31) ナチス・ドイツによるユダヤ人の大虐殺(朝日新聞2012年10月11日朝刊)

---

### 第4章

- 32) 文部科学省は、全国の学校や教育行政向けに研修教材を作成した。内容は、第1章「虐待の基礎的理解」、第2章「虐待と子どもの心理」、第3章「学校生活での現れ」、第4章「虐待と生徒指導」、第5章「虐待関連法規」、第6章「疑いから通告へ」、第7章「虐待を聴く技術」、第8章「虐待を受けた子どもへの身体的なかかわり」、第9章「家族への対応」、第10章「関係機関との連携とケース会議」、第11章「家庭から分離された子どもへの対応」、第12章「障害者虐待の防止と対応」である。(2009 文部科学省)

---

### 第5章

- 33) 1999年に作成された厚生省児童家庭局監修の福祉現場における児童虐待対応の手順を示したマニュアル。2013年8月に厚生労働省より改正通知が出された。
- 34) 日本子ども家庭総合研究所(2013)。「子ども虐待対応の手引き」, pp. 30 - 33. 保護者、子ども側、養育環境、その他の虐待リスクが高いと想定される場合のリスク要因が、詳細に述べられている。

---

### 第8章

- 35) 2011年10月11日、滋賀県大津市内の公立中学校2年生の男子生徒がいじめを苦に自宅のマンションの14階から飛び降り自殺した。複数の同級生から2011年9月29日に、体育館で男子生徒の手足を鉢巻きで縛り、口を粘着テープで塞ぐなどのいじめを受けていた。10月8日にも被害者宅を訪れ、自宅から貴金属や財布を盗んだ。加害者らは被害者が自殺した後も、被害生徒の顔写真に穴を空けたり落書きをしたりしていた。学校と教育委員会は、自殺後に担任を含めて誰もいじめに気づいていなかった、知らなかったと主張していたことで、学校と教育委員会の隠蔽体質が発覚し、大きく報道された。この事件

は2013年の、「いじめ防止対策推進法」の成立のきっかけとなった。（「いじめ問題に関する覚書」長尾英彦(2014)中京法学 48 卷 3・4 号, pp. 223 - 245.）

- 36) いじめへの対応と防止について学校や行政などの責務を規定した。2013年9月28日施行。直接的には、いじめを防止するための法であるが、間接的には、いじめによる不登校も射程に入れている。いじめの定義としては、①被害者が在籍する学校に在籍するなど、被害者と一定の人間関係にあるほかの児童等が、被害者に対して行う心理的または物理的な影響を与える行為であって（インターネットを通じて行われるものも含む）、②その行為によって被害者が心身に苦痛を感じているものである（第2条）。いじめを防止するために、国や地方公共団体に対策を義務づけるだけでなく、保護者に対してもいじめを行わないよう子どもを教育指導するように求めている（第9条）。学校については、いじめを防止するための組織を置くとし、その組織には、複数の教職員だけでなく、心理や福祉に関する専門的知識を有する関係者も加わるものとしている（第22条）（文部科学省2013）
-

## 引用文献

- 青柳千春.佐光恵子.岩井法子.田村恭子.丸山幸恵.中村千景.豊島幸子(2013).「小学校における養護教諭の児童虐待対応の現状と課題-G 県の公立小学校の養護教諭を対象として-」日本養護教諭教育学会誌 16(2),pp.43-50.
- 青柳千春.阿久澤智恵子.下山京子.佐光恵子(2013).「小学校養護教諭が行う児童虐待対応に校内組織 体制が与える影響」桐生大学紀要(24),pp.25-31.
- 青柳千春.阿久澤智恵子.笠巻純一.鹿間久美子.佐光恵子(2017).「児童虐待における学校と関係機関の連携の現状と課題-児童相談所及び市区町村の担当職員への質問紙調査から-」学校保健研究(59),pp.97-106.
- 秋山邦久(2007).「1980年代の事例研究『児童相談所事例集』の分析」保坂亨編著『日本の子ども虐待戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析』福村出版,p.127.
- 網野武博.柏女靈峰.堀口貞夫.水野清子(1990).「英国における児童虐待の動向と保健・福祉の課題」プロジェクト研究 15 母子保健・児童福祉に関する国際比較研究.日本総合愛着研究所紀要(27),pp.75-79.
- 新井陽子(2018).「性犯罪被害者と援助希求」こころの科学(202),pp.81-85.
- 荒木田美香子.井田真理子.永井道子.青柳美樹(2004).「小・中学校の虐待事例発見の特徴と連携の現状」保健の科学 46(10),pp.736-741.
- 安齊順子(2002).「父からの性的虐待を受けた女性への心理面接」心理臨床学研究 20(3),pp.221-229.
- バーバラ・ローエンサル(2008).『子ども虐待とネグレクト』監訳玉井邦夫.訳森田由美.明石書店
- ブライアン・コービー(2002).『子ども虐待の歴史と理論』萩原重夫訳.明石書店,pp.81-82.86-89.94-100.
- ベッセル・ヴァン・デア・コーク(2017).『身体はトラウマを記憶する-脳・心・体のつながりと回復のための手法-』柴田裕之訳.杉山登志郎解説.紀伊国屋書店,p.233.
- C・ウィルカール,A・L・ミラー,D・A・ウルフ,C・B・スピンドル(2012).『児童虐待-エビデンス・ベイスト心理療法シリーズ』福井至監訳.矢野啓明.野口恭子訳,p.40.
- ダイアナ・ラッセル(2002).『シークレット・トラウマ-少女・女性の人生と近親姦』斎藤学監訳.白根伊登恵.山本美貴子訳.ヘルスワーク協会,p.8.
- 廣井正彦(2005).「児童性的虐待(Childhood sexual abuse)産科と婦人科 72(3),pp.383-388.
- 藤井美江(2011).「法律家からみた司法面接」子どもの虐待とネグレクト.13(3),pp.358-362.
- 藤岡淳子.寺村堅志(2006).「非行少女の性虐待体験と支援方法について-施設での実態調査から-」子どもの虐待とネグレクト 8(3),pp.334-342.

- 藤澤陽子,西澤哲(2006).「性的虐待を受けた子どもの性化行動に関する研究-Child Sexual Behavior Inventory (CSBI)を用いた評価の試み-」明治安田こころの健康財団.研究助成論文集(42),pp.156-165.
- 藤田美枝子(2020).「社会的養育を身近に」窓辺」2020.8.5 静岡新聞夕刊
- 藤原夏人(2014).「韓国の児童虐待処罰法」国立国会図書館調査及び立法考査局.外国の立法 26,pp,115-120,
- 村志充(2009).「韓国における被虐待の現状と地域支援システム」東洋大学人間科学総合研究所紀要.第10号,pp.133-152.
- 保坂ら(2011).『日本の子ども虐待-戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析-』子どもの虹情報研修センター企画.福村出版,pp.233.
- 保坂亨(2019).『学校を長期欠席する子どもたち-不登校・ネグレクトから学校教育と児童福祉の連携を考える-』明石書店,pp.282-284.
- 細貝祐輔(2019).「浜松市児童虐待に関わる多職種・多機関の課題と協働体制の土台づくりへの取り組み」平成30年度 静岡文化芸術大学委託生研究 浜松市児童相談所 平成31年3月,p.19.
- 細澤仁(1999).「動物虐待と主訴とする女性との精神療法過程-性的虐待を受けた患者との治療過程における転移-逆転移-」精神分析研究 43(5)pp.571-577.
- 細澤仁(2008).『解離性障害の治療技法』みすず書房,p.51.
- 本間玲子(2012).「被虐待児の治療とケア-アメリカ合衆国の取り組み」町野朔.岩瀬徹.柑本美和『児童虐待と児童保護-国際的視点で考える-』上智大学出版,p.17.
- 池田由子(1987).『児童虐待-ゆがんだ親子関係-』中公新書,p.4.6. p.53.pp.55-57.p.64.
- 池田由子(1990).「児童虐待の病理」日本医師会雑誌 103(9),pp.1467-1474
- 池田由子(1994).「性的虐待と近親姦」『児童虐待<危機介入編>』金剛出版,p.75.
- イギリス保健省・内務省・教育雇用省(2002).「子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー-児童虐待対応のイギリス政府のガイドライン」訳者.松本伊智朗.屋代通子.医学書院
- 石井朝子.小西聖子(2000).「児童期の虐待の現状と対策-日米の取り組み方を中心に-」思春期学 ADLESCENTOLOGY.18(1),pp.68-75.
- 石井朝子.小西聖子(2000).「米国における児童期の性的虐待被害研究と PTSD-歴史と現況-」床精神医学 29(1),pp.23-27.
- 石川義之(2004).『親族による性的虐待-近親姦の実態と病理-』ミネルヴァ書房,pp.4-8.
- 石山一舟(1994).「性的虐待カウンセリング」『子どもの性的虐待-その理解と対応を含めて-』北山秋雄・編.大修館書店,p.91
- 伊東かほり.武井明(2008).「性的虐待を受けた女子10例の臨床検討.児童青年精神医学とその近接領域」49(1),pp.14-23.

- 井上麻紀(2015).『教師の心が折れるとき-教員のメンタルヘルス実態と予防・対処法』大月書店,pp.29-30
- 岩城正光.藤林武史(2019).「特集にあたって」子どもの虐待とネグレクト.21(3),pp.266-267.
- 岩崎清.子安裕佳里.伊藤則博(2007).「児童虐待問題に対する教員の意識と対応の実態」北海道教育大学紀要(教育科学編)57(2),pp.17-30.
- ジュディス・L・ハーマン(1999).『心的外傷と回復』訳.中井久夫.解説.小西聖子解説.みすず書房,p6,pp,15-16. p.44.
- ジュディス・L・ハーマン(2000).『父-娘近親姦-「家族」の闇を照らす-』斎藤学訳.誠信書房 p284 房,pp.340-341.
- ジョゼフ・サンドラー.クリストファー・デア.アレックス・ホルダー(2008).『患者と分析者-精神分析の基礎知識-』ジョゼフ・サンドラー.アンナ・アーシュラ・ドレーヤー改訂・増補.藤山直樹.北山修監訳.誠信書房,p.7.
- ジョン・E・B・マイヤーズ著(2011).『アメリカの子ども保護の歴史-虐待防止のための改革と提言』庄司順一.澁谷昌史.伊藤嘉奈子訳.明石書店,p.200.206. 226.263.280.pp.288-289.292.pp.304-305.
- 戒能民江(2019).「DV 対応の現状と体制及び施策の展開」子ども虹情報研修センター紀要(17),pp,1-13,
- 柏女霊峰(2001).『子ども虐待-教師のための手引き-』時事通信社,p.9,pp.146-151
- 加治佐哲也(2016).『「チーム学校」とは何か』教育と科学,pp.4-10.
- 加藤曜子(2004).「虐待がなぜ頻発するのか」児童心理 58(11),pp.107-111.
- 神奈川県中央児童相談所(2018)「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書(第4回)平成30年3月,pp.1-86.<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/15797/dai4kai.pdf>(閲覧日:2019年5月3日)
- 上村千尋(2004).「性的虐待を受けた子ども・サバイバーへのアプローチ-「傷つきやすさ」から「強さ」へのパラダイムシフト-」山口芸術短期大学研究紀要(36),pp.47-62.
- 河合隼雄(2003).「神話・昔話にみる子どもの虐待」子どもの虐待とネグレクト.5(2),pp.320-323.
- 川崎二三彦(2006).『児童虐待-現場からの提言-』岩波新書,pp.6-9.pp.17-18. pp,92.-94.
- 川崎二三彦.四方耀子.山下洋.増沢高.田附あえか(2007).「イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書」平成19年度研究報告書.子どもの虹.情報センター,pp1.-161
- 川崎二三彦.増沢高(2008).「いっしょに考える子ども虐待」監修小林登.明石書店,pp.40-41,pp.43-44,p.47.
- 川崎二三彦(2011).「親から虐待されている子はなぜ親をかばうのか-あえて SOS を出さない子の心理-」児童心理(159),pp.99-104.

- 関東由加(2014).『日本における性的虐待研究の変遷』第一報-医療・福祉・教育・心理・司法の連携のために-」甲南女子大学大学院論集(12),pp.45-48.
- 菊池清美(2011).「ロールシャハ性被害指標と性被害の分類 近親姦被害と他者からの性被害」心理臨床学研究 29(4), pp.476-485.
- 北口和美.岡本正子(2016).『子ども虐待防止の実践力』を育成する養護教諭養成教育の検討-養護教諭と教諭の子ども虐待対応の比較を通して-」日本養護教諭教育学会誌 20(1),pp.39-52.
- 北山秋雄(1994).『子どもの性的虐待』日本看護協会出版会,p.59.
- 北山秋雄(1996).「7.子どもの虐待(性的虐待)」小児科臨床.日本小児医事出版社,(49)増刊号 ,pp .359-366.
- 北山秋雄(1997).『子どもの性的虐待-その理解と対応を求めて-』大修館書,p.19.
- 北山秋雄(2000).「性的搾取の実態と被害児童への対応」母子保健情報(42),pp.69-73.
- 北山秋雄(2003).「性的搾取及び性的虐待被害児童の実態把握及び対策に関する研究」厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)平成 14 年度研究報告書.平成 15 年 3 月 p.250. p.252.
- 北山秋雄(2007).「性的虐待への理解と対応をもとめて」小児保健研究 66(2),pp.180-182.
- 久保撰二(1957).「近親相姦に関する研究」広島大学医学部神経精神科学教室.原著広島医学昭和 32 年 9 月 25 日,pp.1182-1253.
- 久保田まり(2019).「講義『世代間連鎖と親子関係の支援』」子ども虹情報研修センター紀要(17) pp,14.-33.
- クレア・バーク・ドラッカー(1997).『子どもの性的虐待サバイバー-癒しのためのカウンセリング技法』現代書館,p.70
- 警察庁(2012).「児童虐待への対応における取組の強化について」平成 24 年 6 月 26 日 <https://www.pref.tottori.lg.jp/202565.htm>(閲覧日 2020 年 7 月 20 日)
- 警察庁(2018).「平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」生活安全局少年課.平成 30 年 3 月 [https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou\\_gyakutai\\_sakusyu/H29-revise.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H29-revise.pdf)(閲覧日 2020 年 7 月 21 日)
- 警察庁(2020).「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」生活安全局少年課令和 2 年 3 月 <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/syonen.html>(閲覧日 2020 年 10 月 3 日)
- 厚生省(1997).「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」児童家庭局.平成 9 年 6 月 20 日 <http://www2.famille.ne.jp/~onishi/reference/ji434.htm>(閲覧日 2019 年 6 月 28 日)
- 厚生省(1998).「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」児童家庭局企画課長.3 月 31 日)<http://www2.famille.ne.jp/~onishi/reference/ki13.htm>(閲覧日 2019 年 6 月 28 日)

- 厚生省(1998).「児童相談所運営方針について」児童家庭局.3月31日  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjo-kai-honbun.html>(閲覧日2019年6月28日)
- 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)(2011).「児童相談所における性的虐待対応のガイドライン」(2011年度版),p.2.p5.pp.19-26.
- 厚生労働省(2014).「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」(平成26年11月5日雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室.資料3.増沢高(子どもの虹情報研修センター研部長)提出資料.<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063802.html>(閲覧日:2018年5月1日)
- 厚生労働省(2015).「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」平成27年10月28日  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06Seisakujouhou11900000Koyoukintoujidoukateikyoku/0000104931.pdf>(閲覧日:2020年5月8日)
- 厚生労働省(2018).「平成30年度福祉行政報告例 児童第22表 児童相談所における児童虐待相談の対応件数、被虐待児の年齢×相談」2020年1月30日
- 厚生労働省(2018)「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する調査研究事業報告書」株式会社キャンサーキャン平成31年3月  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163860\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163860_00003.html)(閲覧日:2020年8月20日)
- 厚生労働省(2019).「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数」子ども家庭局家庭福祉課.令和元年8月1日 [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html)(閲覧日2017年3月21日)
- 厚生労働省(2020).「令和2年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について」子ども・子育て本部厚生労働省子ども家庭局.文部科学省初等中等教育局
- 柑本美和(2012).「イギリスの児童虐待に対する刑事的対応-特に警察の対応について」『児童虐待と児童保護-国際的視点で考える』共編.町野朔.岩瀬徹.柑本美和,pp.81-84.
- 柑本美和・町野朔・岩瀬徹・水野紀子・栗原直樹・橋爪幸代・小西聖子・和田一郎・藤田香織(2015).「刑事政策の課題としての児童虐待-警察の関与の観点から」2015年度一般研究助成.研究報告書,pp.1-33.
- 国連児童の権利委員会(2010).「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第12条1に基づき締約国から提出された報告の審査(仮訳)2010年6月22日 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>(閲覧日・2020年8月10日)
- 小西聖子(2003).「心的外傷の概念」臨床心理学3(6)金剛出版,pp.775-781.



- 小林朋子・小池若葉(2003)。「教職員の子ども虐待に関する知識と対応について-学校とスクールカウンセラーに求める援助内容を中心として-」*カウンセリング研究* 36(3),pp.240-245.
- 小林美智子(2004)。「岸和田事件からみえる課題」*子どもの虐待とネグレクト* 6(3),pp.317-325.
- 小林美智子(2004)。「わが国の経過と教育現場への期待」*教育と医学* 52(10),pp.4-15.
- 小林美智子(2010)。「医療からの子どもの命という視点」*子どもの虐待とネグレクト* 12(2),pp.225-231.
- 小林登監修(2008)。「いっしょに考える子ども虐待」川崎二三彦・増沢高編著・明石書店,p.28.p.113.pp.153-155.pp.157-159.
- 毎原敏郎(2019)。「虐待を見たときあなたの頭の中に起こる10のこと」第30回日本小児科医会総会フォーラムから教育講演3.日小医会報(58),pp.37-40.
- 前田茂則(2001)。「心的外傷(児童期性的虐待等)を背負うクライアントの援助過程-ゲジュタルト療法のアプローチ-」*帝京平成短期大学紀要*(11), pp.1-9.
- 増沢高・大川浩明(2008)。「子ども虐待対応の歴史」小林登監修・川崎二三彦・増沢高編著『一緒に考える子ども虐待』明石書店,p.127.
- 増沢高(2019)。「イギリスの児童福祉制度視察報告書.平成30年度研究報告書」*子どもの虹情報研修センター*,p.18.
- 町野朔・岩瀬徹・柑本美和(2012)。「児童虐待と児童保護-国際的視点で考える」上智大学出版, pp.1-33.
- 松井一郎・才村純(2003)。「ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書Ⅱフランス共和国編.子どもの虹情報研修センター.平成15年研究報告書,p.59
- 宮沢俊義(1971)。「憲法Ⅱ(新版)」*法律学全集* 4 有斐閣,pp.77.
- 宮田雄吾(2018)。「虐待-乗り越えるべき四つの困難」木村草太編『子どもの人権をまもるために』,p.37.
- 峯本耕治(2013)。「イギリスの親子再統合に向けた支援システムの現状と日本の課題」*子どもの虐待とネグレクト* 15(3),pp.277-286.
- 宮本謙一・中坂育美・曾根智史(2012)。「都内医療機関における児童虐待対応の現状と院内対応組織の有用性」*子どもの虐待とネグレクト* 14(3) pp,359.-372.
- 村瀬嘉代子(2001)。「児童虐待への臨床心理学的援助-個別的にして多面的アプローチ」*臨床心理学*.金剛出版,pp.711-717.
- 村田豊久(2016)。「虐待について考えたこと」*そだちの科学* 27号.日本評論社,pp.60-63.
- 村本邦子(1992)。「サバイバーと関わる人のための手引き」*女性ライフサイクル研究*(2)
- 菱川愛(2007)。「児童虐待問題における司法面接とは何か?」『*トラウマスティック・ストレス*』5(1),p.57.

文部科学省(2004).「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」初等中等教育局  
児童生徒課企画係平成16年1月30日

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/045.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/045.htm)(閲覧日:2018年11  
月8日)

文部科学省(2006).「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」(報告書)第2章第4  
節「海外における児童虐待防止に向けた取組の状況」学校等における児童虐待防止に向けた  
取組に関する調査研究会議(平成18年5月)初等中等教育局児童生徒課

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/012.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/012.htm)(閲覧日:2018年  
10月7日)

文部科学省(2006).「学校などにおける児童虐待防止に向けた取組について」(報告書)初等中等  
教育局.学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議.平成18年5月

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001.htm)(閲覧日2019年11月  
23日)

文部科学省(2006).「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」初等中等教育  
局児童生徒課平成18年6月5日

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/051.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/051.htm)(閲覧日2019年10月  
17日)

文部科学省(2007).『養護教諭のための児童虐待対応の手引き』文部科学省スポーツ青少年局.  
平成19年10月

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08011621.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm)(閲覧日2017年3月28日)

文部科学省(2010).「児童虐待に向けた学校等における適切な対応の徹底について」初等中等教  
育局児童生徒課.平成22年1月26日

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm)(閲覧日:2020年9月5日)

文部科学省(2010).「児童虐待防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」初等  
中等教育局児童生徒課.平成22年3月24日

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1310049.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1310049.htm)(閲覧日:2020年  
9月5日)

文部科学省(2011).「平成22年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」

初等中等教育局生徒課.平成23年9月

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm)(閲覧日:2020年9月5日)

文部科学省(2012).「平成23年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」

初等中等教育局生徒課.平成24年9月

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm)(閲覧日:2020年9月5日)

文部科学省(2013).「平成 24 年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」  
初等中等教育局生徒課.平成 25 年 9 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

文部科学省(2014).「平成 25 年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」  
初等中等教育局生徒課.平成 26 年 9 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

文部科学省(2015).「平成 26 年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」  
初等中等教育局生徒課.平成 27 年 9 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

文部科学省(2015).「平成 26 年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」初等中等教育局生徒課.平成 27 年 9 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

文部科学省(2015).「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」平成 27 年 7 月 31 日  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

文部科学省(2016).「平成 27 年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」  
初等中等教育局生徒課.平成 28 年 9 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

文部科学省(2016).「平成 27 年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」初等中等教育局生徒課.平成 28 年 9 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

文部科学省(2017).「平成 28 年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」  
初等中等教育局生徒課.平成 29 年 9 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

文部科学省(2017).「平成 28 年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」初等中等教育局生徒課.平成 29 年 9 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

文部科学省(2017).「文部科学省における児童虐待への対応について」平成 29 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議.平成 29 年 8 月 17 日  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000Koyoukintoujidoukateikyoku/08..pdf>  
(閲覧日:2019 年 8 月 22 日)

文部科学省(2018).「平成 29 年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」  
初等中等教育局生徒課.平成 30 年 9 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1410232.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1410232.htm)(閲覧日:2020 年 9 月 5 日)

- 文部科学省(2018).「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(関係機関(警察、学校、病院等)間の連携強化)初等中等教育局長.平成30年7月27日  
<http://www.e-net.nara.jp/ouen/index.cfm/12,1225,c,html/1225/1.pdf>(閲覧日:2020年3月2日)
- 文部科学省(2018).「教員勤務実態調査(平成28年度)の分析結果及び確定値の公表について(概要)平成30年9月27日  
<http://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000097/97266/300424houkoku8siryo2.pdf>(閲覧日2020年7月21日)
- 文部科学省(2018).「平成29年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」初等中等教育局生徒課.平成30年9月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm)(閲覧日:2020年9月5日)
- 文部科学省(2019).「平成30年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実践活動事例集」初等中等教育局生徒課.平成31年9月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422030.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422030.htm)  
(閲覧日:2020年9月5日)
- 文部科学省(2019).「平成30年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」初等中等教育局生徒課.平成31年9月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm)  
(閲覧日:2020年9月5日)
- 文部科学省(2019).「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村、児童相談所との連携強化」について」初等中等教育局児童生徒課.平成31年2月28日  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1414499.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414499.htm)(閲覧日:2019年8月22日)
- 文部科学省(2019).「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」初等中等教育局.令和元年5月9日 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)(閲覧日:2020年6月23日)
- 文部科学省(2019).「全国の児童生徒の皆さんへ-安心して相談して下さい-」平成31年3月19日.文部科学大臣柴山昌彦.初等中等教育局児童生徒課
- 文部科学省(2019).「OECD国際教員指導環境調査(LALIS)2018報告書-学び続ける教員と校長-のポイント」2019年6月19日公表  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/data/Others/1349189.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/Others/1349189.htm)(閲覧日:2020年8月8日)
- 文部科学省(2019).「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2019年10月17日文部科学省初等中等教育局児童生徒課

- 文部科学省(2020)。「OECD 国際教員指導環境調査(LALIS)2018 報告書 vol.2 のポイント」2020年3月23日公表  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/data/Others/1349189.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/Others/1349189.htm)(閲覧日:2020年8月8日)
- 文部科学省(2020)。「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」初等中等教育局.令和2年6月改訂版.[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)(閲覧日:2020年8月29日)
- 森茂起(2005)『トラウマの発見』講談社・選書・メチエ,p78,p.175.
- 森茂起(2008)。「ナイルの水源地の再発見-外傷臨床に精神分析的視点を生かす-」甲南大学文学部紀要,pp.1-15.
- 森田ゆり(2004)『新・子どもの虐待--生きる力が侵されるとき-』岩波書店,p.3.
- 森田ゆり(2008)『子どもへの性的虐待』岩波書店,p.8.pp.36-44. pp.145-162.
- 森田ゆり(2009)。「性的虐待に対応する六つの困難性と被害児への影響」教育12月号,pp.4-12.
- 諸富祥彦(2020)『教師の悩み』ワニブックス,p.98.
- 内閣府(2019)。「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化について」児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議.平成31年2月8日  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000477987.pdf>(閲覧日:2020年9月5日)
- 中井久夫(2004)『徴候 記憶 外傷』みすず書房,p.116.p.154.
- 仲真紀子(2016)。「司法面接の展開-多機関連携への道程-」法と心理16(1),pp.24-30.
- 仲真紀子(2017)。「性的虐待の調査(司法面接)と多機関連携」児童青年精神医学とその近接領域58(5),pp.70-74.
- 中村千景(2016)。「男性養護教諭に関する研究動向」帝京短期大学紀要(19),pp.73-79.
- 中村安秀.森田博.徳永雅子.宮本ふみ(1992)。「外国の被虐待児対策について」(分担研究:被虐待児予防の保健指導に関する研究)平成4年度厚生省心身障害研究「親と子のこころの諸問題に関する研究」pp.168.-170.
- 西澤哲(1994)『子どもの虐待-子どもと家族への治療的アプローチ-』誠信書房,p3.p70.p.74.
- 西澤哲(1999)『トラウマの臨床心理学』金剛出版,p.107.
- 西澤哲(2000)。「子ども虐待-その現状と課題」保健の科学」42(3),pp.170-174.
- 西澤哲(2011)。「虐待を受けたある幼児のプレイセラピー-トラウマ・プレイセラピーのあり方の模索-」子どもの虐待とネグレクト3(2),pp.234-242.
- 西園昌久(2007)。「トラウマ論が精神療法学にもたらしたもの」精神療法33(2)金剛出版,pp.3-9.
- 西野緑(2018)『子ども虐待とスクールソーシャルワーク-チーム学校を基盤とする『育む環境』創造-』明石書店,p.19-21.p.34.

- 西原尚之・原田直樹・山口のり子・張世哲(2008)。「子ども虐待防止にむけた保育所、学校等の役割と課題」福岡県立大学人間社会学部紀要 17(1),pp.45-58.
- 日本子ども家庭総合研究所(2014)。「子ども虐待対応の手引き」平成 25 年 8 月厚生労働省の改正通知。有斐閣, ;p.4.p5.p.7. pp.12-13.pp.29-33. p88.-101. 107.115. .217-218. p.259. pp294.-297.p331.
- 日本精神神経学会(2014)。「DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引き」監訳。高橋三郎・大野裕・訳。三村将・村井俊哉,p.30.
- 認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン.RIFCR 研修:2019 年 5 月 18 日 名古屋市ウインク愛知で行われた研修に筆者が参加
- 野田市児童虐待死亡事例検証委員(2020)。「野田市児童虐待死亡事例検証報告書(公開版)令和 2 年 1 月,pp.1-119.<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kosodate/shien/1025003.htm>(閲覧:2020 年 9 月 17 日),pp.1-60.
- 野田正人(2004)。「虐待防止に向け、地域との連携をどう充実するか」教職研修,pp.72-75.
- 大谷美紀子(2013)。「子どもに対する暴力の撤廃-目標に向けた関係者の協働-」子どもの虐待とネグレクト 21(2),pp.136-140.
- 大波幸美(2006)。「心的外傷を背負った思春期女子の治療-語られた性的外傷の背景にあったもの-」精神分析研究 50(1),pp.67-72
- 岡野憲一郎(2007)。「現代日本の解離性同一性障害」日本評論社。こころの科学(136)pp46-55
- 岡野憲一郎(2009)。「新外傷性精神障害-トラウマ理論を越えて-」岩崎学術出版社,p.6.
- 岡本正子(2003)。「子どもの性的虐待-家庭内性的虐待を中心に-」臨床精神医学 32(2),pp.139-151.
- 岡本正子・堀江美智子・田吹和美(2011)。「学校における性的虐待発見状況と性的虐待の予防・対応に関する教員の意識-大阪府内の中学校・高等学校の養護教諭、家庭科教諭、保健体育科教諭を中心とした調査を通して-」大阪教育大学紀要第IV部門 59(2),pp.93-114.
- 岡本正子・渡邊治子(2011)。「性的虐待・家庭内暴力を受けた子どもの家族支援の現状と課題-児童相談所における非加害親支援を中心に-」子どもの虐待とネグレクト 13(2),pp.216-228.
- 岡本正子・中山あおい(2017)。「学校における子ども虐待問題への新たな支援に向けて-「チーム学校」での教師の役割と地域連携への視点を考える-」子どもの虐待とネグレクト 19(2),pp.200-210.
- 小川正人(2018)。「教育と福祉の協働を阻む要因と改善に向けての基本的課題-教育行政の立場から-」社会福祉学 58(4),pp.111-114.
- 奥野真人(2004)。「『児童虐待』早期発見・早期対応のポイント」月刊生徒指導 34(7),pp.22-29.
- 奥山眞紀子(2002)。「家族外性的虐待を受けた低年齢児の症状とその経過」『小児の精神と神経』42(4),pp.283-291.

- 奥山眞紀子(2004)。「日本における性的虐待への対応の現状と課題」子どもの虐待とネグレクト (2),pp.175-180.
- 奥山眞紀子(2004)。「わが国の性的虐待の実態と対応」教育と医学 52(10),pp.16-27.
- 奥山眞紀子(2005)。「性的虐待疑いへのインタビュー法」子どもの虐待とネグレクト 7(3),pp.267-276.
- 奥山眞紀子(2007)。「性的虐待がもたらすものと治療的介入」精神療法 33(2),pp.150-156.
- 奥村賢一(2016)。「スクールソーシャルワーカーが相談対応する児童虐待の実態と実践課題-置型と派遣型の活動形態に焦点化して-」福岡県立大学人間社会学部紀要 24(2),pp.41-60
- 小此木敬吾(2002)。「フロイト思想のキーワード」講談社現代新書,p.258.
- 音美千子.谷本千恵(2009)。「養護教諭の児童虐待に対する意識と経験-児童虐待の早期発見・介入に」向けて-」石川看護雑誌 1(6),pp.77-83.
- リンダ・ハリディ=サムナー(2003)。「リンダの祈り」構成監訳.箱崎幸恵.集英社,p84.
- ロジャー・J.R.レヴェスク(2001)。「子どもの性的虐待と国際人権」萩原重夫訳.明石書店,p.240.
- 斎藤学(1994)。「児童虐待危機介入編」金剛出版,p.75-76.78-79
- 斎藤学(1998)。「児童虐待-臨床編」金剛出版,p.54.pp.64-65.
- 斎藤学(2002)。「児童期性的虐待とPTSD-極めて近親姦虐待被害者の記憶・症状・治療効果-」子どもの虐待とネグレクト 4(1),pp.73-83.
- 斎藤学(2002)。「摂食障害と児童期性的虐待」JJPEN24(7),p.68.
- 斎藤学.中村俊規.沼田真一(2003)。「近親姦虐待と成人期精神障害」子ども虐待とネグレクト 5(2),pp.330-341.
- 斎藤学(2005)。「日本で過誤記憶を語るということ」アディクションと家族 22(3),pp.212-221.
- 斎藤学(2011)。「虐待する母」と児童期性的虐待-被害児童から加害者への道-」アディクションと家族 27(3),pp.221-233.
- 才村純(2000)。「児童虐待対策の現状と」課題、その解決方向について」母子保健情報.第 42号,pp.39-45.
- 才村純(2005)。「児童虐待対策の到達点と課題」母子保健情報.(50),pp.15-26.
- 才村純(2005)。「子ども虐待ソーシャルワーク論 制度と実践への考察」有斐閣,p2-3.p.6.p.11.
- 才村純(2005)。「児童虐待防止制度の動向と保健領域の役割」小児保健研究 64(5),pp.651-659.
- 才村純(2007)。「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究.平成 17 年度.総括研究報告書.厚生労働科学研究費補助金.子ども家庭総合研究事業.平成 18 年 3 月,p.27.
- 才村純(主任研究者)(2007)。「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究平成 18 年度.総括研究報告書.厚生労働科学研究費補助金.子ども家庭総合研究事業.平成 19 年 3 月

- 才村純(2008).「児童虐待防止法改正の意義と課題」精神科看護 35(7),pp.17-21.
- 坂口早苗.坂口武洋(2005).「児童(幼児)虐待-その現状と課題-」川村学園女子大学研究紀要 16(1),pp.113.-132.
- 坂本ひろの(2004).「虐待-中学校で発見するとき」月刊学校教育相談 18(8),pp.34-37.
- 櫻谷真理子(2009).「イギリスの児童保護の現状と課題-ビクトリア・クリンビエ,ベビーP 事件を基に」立命館産業社会論集.45(1),pp.35-51.
- 佐藤垂由子(2008).『花々の墓標』IFF 出版部ヘルスワーク協会,p.92.
- 佐藤万作子(2007).『虐待の家-義母は十五歳を餓死寸前まで追い詰めた-』中央公論新社
- 産経新聞(2010).「それでも撲滅できないのか(2)アメリカの「大阪2児遺棄事件」ネグレクトは貧困に巣くう 2010.10.26
- 柴田朋(2009).『子どもの性虐待と人権』明石書店,pp.29.
- 柴山雅俊(2009).「解離性障害によりよく対応するために-その出会いから症候学まで-座談会」解離性障害.こころのりんしょう.星和書店 28(2),pp.263-275.
- 四方耀子.増沢高.大川浩明(2003).「アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書」平成 15 年 研究報告所.子どもの虹情報センター,pp.1-87.
- 白川美也子(2003).「性犯罪被害者の心理を理解するために」季刊 刑事弁護,pp.109-P113.
- 白川美也子(2004).「性虐待を受けた子どもの理解とケア-家庭外性虐待を中心に-」そだちの科学 2(4),pp.62-69.
- 白川美也子(2007).「性的虐待の初期対応」『小児科臨床』60(4),pp.597-599.
- 庄司順一.奥山真紀子(2010).「シンポジウム「虐待問題が日本の社会に鳴らした警鐘」企画にあたって」子どもの虐待とネグレクト 12(1),pp.6-7.
- 信田さよ子(2009).『<性>なる家族』春秋社,pp.50-51,pp.207-217.
- 杉山登志郎(2009).「子ども虐待 児童青年精神医学とその近接領域」50p,p.161-173.
- 杉山登志郎(2009).『そだちの臨床-発達精神病理学の新地平-』日本評論社,p.83. pp.94-95.
- 杉山登志郎(2008).「性的虐待のトラウマの特徴」トラウマティック・ストレス 6(1),pp.5-14.
- 杉山登志郎(2010).「性的虐待へのケア」日本小児科学会雑誌 114(10),pp.1526-1533.
- 杉山登志郎(2011).「性的虐待の実態とケア」子どもの虐待とネグレクト 13(2),pp.209-215.
- 杉山登志郎(2012).『杉山登志郎著作集-児童青年精神医学の親世紀-』日本評論社,p.113. p.120.
- 杉山登志郎(2013).「子ども虐待への新たなケアとは」杉山登志郎編著『子ども虐待への新たなケア』学研教育出版,p.18.
- 鈴井江三子(2006).「子どもへの性的虐待『犯罪統計書』の分析と聞き取り調査から(後編)」ペリネイタルケアメディカ出版 25(5),pp.509-515.



- 鈴木浩之(2009)。「性的虐待事例における非虐待親支援のためのリーフレット」子どもの虐待とネグレクト 11(3),pp.372-380.
- 鈴木秀洋(2020)。「再発防止合同検討委員会を閉じるに当たり」2020年8月7日 pp.1-4.  
<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kosodate/shien/1025003.html>(閲覧日:2020年9月17日)
- 関川悠子(2014)。「教員間および教員と他専門機関の連携・協働-連携・協働の促進、抑制要因に焦点をあてて-」弘前大学大学院 教育学研究科 学校教育専修 学校教育専修臨床心理学分野.修士論文 p.15.
- 全国児童相談所所長会(2013)。「全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例(平成23年度)」報告書.平成25年7月,pp.12-16.
- 総務省(2010)。「児童虐待の防止等に関する意識等調査」内閣府、総務、厚生労働、防衛担当評価監視官室.平成22年12月日,pp.73-74.
- 田上幸治.仙田昌義.安炳文.田崎みどり.田口めぐみ.小橋孝介.小穴慎二.溝口史剛.白石裕子.山田不二子.奥山真紀子.市川光太郎(2017)。「院内虐待対応組織(Child Protection Team:CPT)全国調査」子どもの虐待とネグレクト 19(1),pp88.-96.
- 竹内和雄(2020)。「ネット時代の教育相談、指導のあり方」こころの科学 211 日本評論社,pp.38-47.
- 滝川一廣(2018)。「子どものための精神医学」医学書院,p.323. p.329. p.366-367.
- 滝川一廣(2019)。「<児童虐待>は増えているのか」敬心・研究ジャーナル,pp.1-8.
- 田澤あけみ(2017)。「イギリス福祉政策にみる「児童保護」制度の軌跡と課題」社会保障研究 2(2・3),pp.202-215.
- 館農勝(2020)。「ネット依存と不登校・ひきこもり」こころの科学 211 日本評論社,pp.61-65.
- 田中晶子.安田裕子.上宮愛(2019)。「司法面接と心身のケアの連携を促進する研修プログラムの開発」子どもの虐待とネグレクト.21(3),pp.365-368.
- 田中陽子.長友真実.藤田由美子.横山裕(2007)。「児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究(3)-中学校教師の児童虐待判断指標と教師ストレスの関係-九州保健福祉大学研究紀要(8),pp.23-33.
- 田中理絵(2011)。「社会問題としての児童虐待-子ども家族への監視・管理の強化-」教育社会学研究第(88),pp.119-137.
- 玉井邦夫ほか(2004)。「文部科学省科学研究費特別研究促進費 児童虐待に関する学校の対応についての調査研究報告書」平成16年
- 玉井邦夫(2006)。「学校現場および教育行政における虐待対応の実態と課題」子どもの虐待とネグレクト 8(2),pp.183-189.
- 玉井邦夫(2007)。「学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き-子どもと親への対応から専門機関との連携まで-」明石書店,pp.17-18. p.73. pp.108-110,pp.257-261.

- 玉井邦夫(2010).「学校現場での性的虐待事例への遭遇状況と教員の性的虐待をめぐる認識に関する調査」厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))分担研究報告書「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」(厚生労働省調査研究班)教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究,pp.15-60.
- 玉井邦夫(2011).「養護教諭の性的虐待・性的被害事例への遭遇状況と対応に際して抱く困難感」厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))分担研究報告書「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」(厚生労働省調査研究班)教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究,pp.13-24.
- 田村立.杉山登志郎(2007).「虐待を受けた子どもの予後」小児臨床 60(4),pp.751-759.
- 谷村雅子(2006).「子ども虐待の現状」総合臨牀 55(1),pp.158-159.
- 千葉県社会福祉審議会(2019).「児童虐待死亡事例検証報告書(第5次答申)」令和元年11月pp.1-60. <https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/press/2019/shiboujireidai5ji.html>(閲覧日:2020年9月17日),pp.1-119.
- 津崎哲郎(2003).「親権の制限・回復、立ち入り調査、性的虐待裁判をめぐる」子どもの虐待とネグレクト 5(2),pp.301-307.
- 坪井節子(2001).『子どもたちと性』明石書店,p.104-105.
- 中央教育審議会(2015).「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申)平成27年12月21日  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm)(閲覧日:2018年10月17日)
- 鶴幸一郎.藤田孝典.石川久展.高端正幸(2019).『福祉は誰のために-ソーシャルワークの未来図-』へるす出版新書,pp.10.
- 戸田まり(2013).「学童の虐待の現状と学校の役割」松本伊智朗「子ども虐待と家族-「重なり合う不利」と社会的支援,p.111. p.123.
- 友田尋子(2003).「子どもの性虐待」日本性科学雑誌 21(1),pp.46-54.
- 友田明美(2013).「脳科学と子ども虐待脳画像から見えるもの」杉山登志郎編著『講座子ども虐待への新たなケア』学研教育出版 pp.40.-54.
- 友田朋美(2015).「脳科学から見た児童虐待」トラウマティック・ストレス.13(2),pp.23-31.
- 友田明美(2015).「発達する脳と子ども虐待」こころの科学 181,pp.31-37.
- 友田明美.藤澤玲子(2018).「虐待が脳を変える-脳科学者からのメッセージ」新曜社,pp.124-130.
- 友田明美(2020).「不適切な生育環境に関する脳科学研究」日本ペインクリニック学会誌 27(1),pp.1-7.

- 上野加代子,野村知二(2003).『<児童虐待>の構築-捕獲される家族』世界思想社,p.11,p16.
- 上野加代子,山野良一,リーロイ・H・ペルトン,村田泰子,美馬達哉(2006).『児童虐待のポリティクス -「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店 pp,253.-264.
- 氏原寛(2002).『カウンセラーは何をするのか-その能動性と受動性』創元社,p.145.
- 氏原寛(2014).『カウンセリングは専門職である』人文書院,p.118.
- 内田節子,福知栄子,林浩康,高月和紘,坂本万智子(1995).「児童虐待に関する研究～国際比較～ その1 児童虐待の定義と実態.岡山県立大学短期大学研究紀要.(2), pp.27-45.
- 渡辺久子(2003).「児童虐待と心的外傷」臨床心理学 3(6),pp.819-825.
- 山田麻紗子,渡邊忍,小平比英志,橋本和明(2017).「韓国(ソウル市)の児童福祉・虐待への取組み -関係機関の視察報告-」日本福祉大学社会福祉学部『日本福祉大学社会福祉論集』(137),pp.133-151.
- 山田憲子(2009).「『お父さんに変なことをされる』と訴える子ども-性的虐待の疑いをどう受けとめるか-」児童心理 63(14),pp.1430-1435.
- 山野則子(2016).「スクールソーシャルワークからみた『チーム学校』」教育と医学,pp.36-44.
- 山野則子(2018).『学校のプラットフォーム』有斐閣,pp.138-139.
- 山田不二子(2019).「協同面接の現状と課題」子どもの虐待とネグレクト.21(3),p.299-306.
- 山本恒雄(2011).「子どもの性的虐待の現状と課題-H20～22年度の厚生労働省科学研究からみえてきた現状と課題-」子どもの虐待とネグレクト 13(2),pp.169-178.
- 山本恒雄,渡辺久子,山田不二子,宮本信也,稗田潤,市川光太郎(2013).「<座談会>子ども虐待と通告」子どもの虐待とネグレクト 15(2),pp.137-154.
- 山本恒雄(2014).「子ども虐待通告での緊急保護時の子どもへの配慮」『精神科救急』(1),pp.71-75.
- 山本恒雄(2015).「小児科の知っておくべき虐待臨床の現状-児童相談所の現在、改正された法律の知識-」東京小児科医会報 33(3),pp.3-8.
- 横島三和子,岡田雅樹(2007).「教育現場における児童虐待に対する意識調査-兵庫県内小中学校教職員へのアンケートにもとづいて」湊川短期大学紀要(43),pp.1-9.
- 横内豪(2012).「韓国における児童虐待防止システム」町野朔,岩瀬徹,柑本美和共編『児童虐待と児童保護-国際的視点で考える-』上智大学出版,pp.177-202.
- 吉田タカコ(2001).『子どもと性被害』集英社新書,p.68.

## 資料目次

資料Ⅰ - 1	質問紙調査依頼文書（教育委員会宛て）	_____	1
資料Ⅰ - 2	質問紙調査依頼文書（学校宛て）	_____	4
資料Ⅰ - 3	質問紙調査説明文書	_____	7
資料Ⅱ	質問紙調査票	_____	9
資料Ⅲ	質問紙調査 自由記述全文	_____	15

教育委員会への依頼文（鑑文）

平成 30 年〇月〇日

聖隷クリストファー大学大学院  
社会福祉学研究科 博士後期課程  
中村洋子

「性的虐待の学校現場における介入についての考察 - 養護教諭とスクールソーシャルワーカーによる介入の可能性についての検討」調査ご協力をお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より児童福祉領域の研究へのご尽力を賜りまして誠に有難うございます。

私は、聖隷クリストファー大学大学院 社会福祉学研究科博士後期課程に在籍し性的虐待について多方面から研究をしております。この度、学校現場における性的虐待への対応を行う際に取り組むべき課題や支援のあり方を検討する目的で研究方法を設定し、アンケート調査を実施することとなりました。調査を踏まえ性的虐待への介入に向けて教育と福祉における効果的な連携システムの構築を検討し、学校現場においての性的虐待の介入にはどのような方法が有効かの研究を進めることにいたしました。

つきましては、別紙、「研究協力をお願い」の研究概要をお読みいただきまして、静岡県内の公立小、中学校の養護教諭の皆さまを対象とした調査の承諾をお願いしたく存じます。ご多忙の折、大変恐縮ですが研修の趣旨をご確認、ご理解いただければ幸いです。

敬具

研究責任者: 中村洋子

指導教員: 石川瞭子

聖隷クリストファー大学大学院社会福祉学研究科 博士後期課程

携帯電話 090-8553-4939

〒433-8558 浜松市北区三方原町 3453

Mail: 16ds02@g.seirei.ac.jp

研究室直通電話: 053-〇〇〇-〇〇〇〇

## 研究協力をお願い

「性的虐待の学校現場における介入についての考察  
- 養護教諭とスクールソーシャルワーカーの介入の可能性の検討 -」研究内容

### 1.研究の目的・意義

本研究の目的は、学校現場における性的虐待への支援や介入のあり方を検討するために、学校現場における現時点での性的虐待についての対応の現状を把握することです。具体的には、学校に所属する援助支援者の性的虐待における認識や意識の傾向性を把握することで、効果的な支援システムを構築していくことを目的としています。性的虐待は、統計にあがる数よりはるかに多いと言われ、その実態は明らかにされていません。子ども家庭福祉ではいまだ検証がされていない領域も多く、児童期性的虐待においても例外ではありません。一方で精神科の入院患者の50%に性的虐待の既往があるとされるように、性的虐待が児童や生徒の成長に大きな影響をもたらす現実は看過できません。本研究では、小、中学校に勤務する養護教諭の皆様を対象に研究を行います。性的虐待は、小学校2年生～小学校5年生で生じるケースが多いと言われ、小学校6年生～中学3年生で虐待が明るみに出るケースが多いと言われています。従って虐待を受けるリスクが高い時期に子どもと日常的に接する学校現場が果たす役割は大きく、性的虐待の問題は学校保健において最重要課題のひとつであると言えます。これらから学校現場を対象として調査は大きな意義があるものと思われま

### 2.研究方法

この研究は、静岡県内の公立小、中学校に勤務する養護教諭（H29年度779校）を対象にアンケート調査を行います。調査は、学校長と養護教諭宛てに郵送にて依頼文とアンケート調査票をお送りし、返送をもって研究協力の同意とさせていただきます。

### 3.研究参加により対象者へ予測される利益について

研究にご参加していただくことにより、直接的に利益になることはありませんが、性的虐待における支援についての示唆を得ることで虐待の予防に寄与できると思われま

### 4.研究参加により対象者への不利益に対する安全対策について

研究にご協力いただく際に、時間的な拘束や心身の疲労が考えられますので十分に配慮いたします。対応策としてアンケート調査については、選択性の問いを多く配置し該当するものを回答していただくなど調査にかかる時間を15分以内で終えるようにしていきます。また回答から返送までの期間を余裕をもって設定し、比較的業務が緩和される夏休みをふくむ期間で協力をお願いしていきます。

### 5.自由意志の参加について

アンケート調査への参加は、ご本人の自由意志であり、調査にご参加いただかないことによる不利益はありません。

## 6.研究への同意および同意撤回について

アンケート調査は、参加の意思がない場合は返送をしていただくなくて結構です。

返送されたアンケート調査票をもって調査協力の同意とみなしていきます。同意を得られなかった場合は、お手数ですが、対象者自身で破棄をしていただきます。

## 7.研究対象者へのプライバシー保護について

研究協力を頂いた対象者の皆さまのプライバシー保護のため、調査は無記名方式で施行し、個人や勤務校が特定されないように配慮いたします。調査の内容分析は慎重に行い、結果から個人や勤務校が特定されることはございません。調査終了後、録音したデータの逐語録などの個人情報などの個人的な資料は、5年間厳重に保管した後、研究責任者で破棄をいたします。

## 8.研究成果の公表について

本研究につきましては、博士論文、その他論文、学会、研究会などで発表させていただきます。その際にも個人や勤務校が特定されないように匿名性に十分に配慮いたします。

## 9.本研究に対するお問い合わせについて

本研究につきましては、いつでも自由に質問をしていただいて結構です。

本研究に対するお問い合わせ先は、研究責任者の「中村洋子」です。次頁の連絡先にご連絡をいただきますようお願い申し上げます。その際に、中村個人のメールアドレスにご連絡をいただきますと時間をおかずご連絡ができるかと存じます。

※本研究は、聖隷クリストファー大学の倫理委員会の審査を受け、研究協力をお願いする対象者の人権が守られていることの承認を得ております。

(2018年4月6日.認証 No17093)

### <連絡先>

研究責任者：中村洋子（なかむら ようこ）

聖隷クリストファー大学大学院 社会福祉学研究科 博士後期課程

携帯電話：090 - 8553 - 0000

指導教員：石川瞭子（聖隷クリストファー大学）

〒433 - 8558 浜松市北区三方原町 3453

Mail：16ds02@g.seirei.ac.jp

研究室直通電話：053 - 0000 - 0000

学校長・養護教諭宛て依頼文

平成 30 年 7 月 30 日

聖隷クリストファー大学大学院  
社会福祉学研究科 博士後期課程 中村洋子

「性的虐待の学校現場における介入についての考察-養護教諭とスクールソーシャルワーカーによる介入の可能性についての検討-」アンケート調査ご協力のお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より児童福祉領域への研究へご尽力を賜りまして誠に有難うございます。

私は、聖隷クリストファー大学大学院 社会福祉学研究科 博士後期課程に在籍し、性的虐待について多方面から研究をしております。この度、学校現場における性的虐待の対応を行う際に取り組むべき課題や支援のあり方を検討する目的で養護教諭の皆さまを対象にアンケート調査を実施することとなりました。調査を踏まえ、性的虐待への介入に向けて教育と福祉における効果的な連携システムの構築を検討し、学校現場において性的虐待への介入にはどのような方法が効果的か、研究を進めることにいたしました。つきましては、別紙(本依頼書の裏面から)「研究協力のお願い」に記載しました研究概要をお読みいただきまして、貴校に勤務する養護教諭の皆さまを対象とした調査の承諾をお願いしたく存じます。

尚、本調査を施行するにあたり、事前に各教育委員会の承諾を得ておりますが本調査は、養護教諭の皆さまの任意によって実施し、決して強制的にお願いするものではございません。アンケート調査票の返送をもちまして調査にご同意いただけたと判断させていただきます。ご多忙の折、誠に恐縮ですが研究の趣旨をご理解いただけましたら幸いです。

敬具

研究責任者:中村洋子(臨床心理士)

指導教員:石川瞭子

聖隷クリストファー大学大学院

社会福祉学研究科 博士後期課程

〒433-8558 浜松市北区三方原町 3453

Mail:16ds02@g.seirei.ac.jp

研究室直通電話:053-〇〇〇-〇〇〇〇



## 研究協力をお願い

「性的虐待の学校現場における介入についての考察 - 養護教諭とスクールソーシャルワーカーによる介入の可能性についての検討 - 」アンケート調査 実施内容

### 1.研究の目的・意義

本研究の目的は、学校現場における性的虐待への支援や介入のあり方を検討するために、学校現場における現時点での支援や対応の現状を把握する事です。具体的には、学校現場の性的虐待における対応や認識、意識の傾向性を検討する事で性的虐待の対応における効果的な支援システムを構築していく事を目的としております。

性的虐待は、統計にあがる数よりはるかに多いと言われ、その実態は明らかにされておられません。子ども家庭福祉では、いまだ検証がされていない領域も多く、児童期性的虐待においても例外ではありません。一方で精神科の入院患者の50%に性的虐待の既往があるとされるように、性的虐待が児童や生徒の発達や成長に多大な影響をもたらす現実は看過できません。本研究では、養護教諭の皆さまを対象に研究を行わせていただきたく存じます。先行研究で性的虐待は、小学校2年生～小学校5年生で生じるケースが多く、小学校6年生～中学3年生で虐待が明るみに出るケースが多いと言われております。従って虐待を受けるリスクが高い時期に児童や生徒と日常的に接する学校現場が果たす役割は大きく、性的虐待の問題は、学校保健において最重要課題のひとつであると言えます。これらから学校現場を対象とした調査は大きな意義があるものと思われます。

### 2.研究方法

1) 本研究は、小、中学校に勤務する養護教諭の皆さまを対象にアンケート調査を行います。アンケート調査票は、本依頼書に同封いたしますのでご回答いただきましたら同封いたしました返信用封筒にて研究責任者までご郵送下さい。本研究は無記名式調査ですので、返送される際に学校名や個人名はお書きいただかなくても結構です。返送をもって研究協力の同意とさせていただきます。また同意をされない場合は、誠に恐れ入りますが、同封いたしましたアンケート調査票を破棄していただきますようお願い申し上げます。

2) 返送期日：平成30年9月10日（月）

お忙しい所、恐れ入りますが、この期日までに同封いたしました返信用封筒をご郵送ください。

3) アンケートの質問項目は、選択性の問いを多く取り入れさせていただきました。答えやすい内容からお答え下さい。また答えられない内容につきましては、次の質問に移っていただいても結構です。尚、アンケート調査票の返送期間は、

2ヶ月という期間を持たせていただきましたので、業務に差し支えない時間にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

### 3.研究参加により対象者へ予測される利益について

研究にご参加していただくことにより、直接的に利益になることはありませんが、性的虐待における支援についての示唆を得ることができるかと思われまます。

### 4.研究参加により対象者への不利益に対する安全対策について

研究にご協力いただく際に、時間的な拘束や心身の疲労が考えられますので十分に配慮いたします。質問項目については、選択性の問いを多く配置し該当する内容に○をつけていただくなど、調査にかかる時間を15分以内で終えるようにいたしました。また回答から返送までの期間を余裕をもって設定し、比較的業務が緩和される夏休を含めた期間でご協力をお願いしております。

### 5.自由意志の参加について

研究への参加は、ご本人の自由意志で研究にご参加いただかないことによる不利益はありません。

### 6.研究への同意および同意撤回について

アンケート調査への参加の意思がない場合は、返送していただくなくて結構です。返送されたアンケート調査票をもって調査協力の同意とみなしてまいります。同意を得られなかった場合は、お手数ですが郵送いたしましたアンケート調査票の破棄をお願いいたします。

### 7.研究対象者へのプライバシー保護について

研究協力を頂いた対象者の皆さまのプライバシー保護のため、個人や勤務校が特定されないように十分に配慮いたします。本アンケート調査は原則無記名のため、個人や勤務校が特定されることはありません。また調査の分析は慎重に行い、結果から個人や勤務校、地域が特定されたり個人情報漏洩されることはございません。

またデータなどの資料は、5年間厳重に保管した後、研究責任者で破棄してまいります。

### 8.研究成果の公表について

本研究につきましては、博士論文、その他論文、学会、研究会などで発表させていただきますと予定しております。その際にも個人や勤務校、地域が特定されないよう匿名性に十分配慮いたします。

### 9.本研究に対するお問い合わせについて

本研究につきましては、いつでも自由にご質問をしていただいて結構です。本研究に対するお問い合わせ先は、研究責任者の「中村洋子」です。

下記の連絡先にご連絡をいただきますようお願い申し上げます。その際に、所属大学院研究室のメールアドレス（16ds02@g.seirei.ac.jp）にご連絡をいただきますと時間をおかずにこちらからご連絡ができるかと存じます。

※本研究は、聖隷クリストファー大学の倫理委員会の審査を受け、研究協力をお願いする対象者の人権が守られていることの承認を得ております。（2018年4月6日承認判定：認証No.1709）

性的虐待の学校現場における介入についての考察  
- 養護教諭とスクールソーシャルワーカーによる介入の可能性についての検討 -  
研究に関する説明書

#### 1. 研究の目的・意義

学校現場における性的虐待についての支援の現状を検討することで養護教諭（学校）とスクールソーシャルワーカー（福祉）が連携できる介入の策を検討していくことを目的とします。性的虐待を防ぐためには性的虐待が生じている現状に対して、あるいは生じようとしている状況に対して即座に対応する学校関係者の鋭敏な視点が求められます。本調査を通して学校現場における性的虐待への対応や現状、性的虐待に対する意識の傾向性を知ることによって性的虐待への介入の可能性を検討していきます。また調査により、周囲の大人の早期介入の視点を抽出することで、危機介入による適切な対応策を提案していきます。学校関係者や周囲が性的虐待の危機を察知する視点を備え、児童や生徒の虐待支援について検討することは、虐待予防全般への寄与に繋がると考えております。

#### 2. 研究の方法・手順

本研究は、学校現場の中で児童や生徒と最も身近な相談相手として接している養護教諭の皆様にご協力をお願いしております。支援者様には日頃、児童や生徒と接するなかで性的虐待に関する対応や知見、認識についてアンケートを通じてご質問したいと存じます。

#### 3. 協力者様への予測される利益・不利益

##### 【利益】

お答え頂いた内容を精査することにより、学校現場における性的虐待についての支援のあり方と性的虐待についての支援者側の捉え方についての示唆を得ることができそれにより児童、福祉領域での虐待防止に貢献できると考えております。

##### 【不利益】

アンケート調査をすることにより、多忙な中を貴重な時間を割くことで業務に影響がでる可能性がございます。またアンケートの質問項目によっては、答えづらい内容など精神的なご負担をおかけする場合があります。またアンケートの質問項目によっては、答えづらい内容など精神的なご負担をおかけする場合があります。

#### 4. 予想される不利益に対する対策

本研究にご参加ならびにご協力いただくことで、精神的負担が生じないように十分に配慮して調査を実施してまいります。調査へのご協力については全くの任意ですのでご記入の途中で回答を打ち切り、答えやすい項目のみを選んで答えていただくことも可能です。またアンケートの記入に要する時間は 15 分以内となるよう、多肢選択性の問いを多く配置させていただき該当するものにマークをするよう配慮をいたしました。

5. 研究への協力は、ご本人の自由意志であること

本研究へのご参加ならびにご協力は、ご本人の自由意志によって行いますので、お断りになっても不利益を被ることは一切ございません。アンケート調査用紙のご返送をもって研究へのご協力とご同意の表明と判断させていただきます。

6. 個人のプライバシーが守られていること

本研究にご参加、ご協力いただく際には、協力者様のプライバシーは固く守られることをお約束いたします。本アンケート調査は、原則無記名ですので、個人が特定されることはございません。またご記入いただいた内容および分析結果が、研究の目的以外に使用されることはございません。すべての情報は、研究の終了後に速やかに安全な方法で破棄されます。

7. 研究結果の公表について

研究結果は、博士論文としてまとめ、児童・家庭福祉の発展に活かせるように関連学会での発表、学術機関誌への投稿を予定しております。公表に際しても、匿名性を保持するなど個人が特定されることなく管理され、ご協力頂いた皆様のプライバシーや人権が固く守られることをお約束いたします。

8. 研究について自由に質問できること

研究についてご質問等がございましたら、遠慮なく以下の連絡先にお問い合わせ下さい。本研究ならびにアンケート調査に関する疑問、質問、結果につきましては、中村がお応えいたします。

【連絡先】 中村洋子

聖隷クリストファー大学大学院

社会福祉学研究科 博士後期課程

〒433-8558 静岡県浜松市北区三方原町 3453 番地

TEL:053-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail:16ds02@g.seirei.ac.jp

**第1部 ●回答者についておうかがいします。(調査結果を統計的に処理するためのものです)**

1. あなたの性別について、あてはまる番号に○をつけて下さい。
  - ① 男性      ②女性
2. あなたの年齢について、あてはまる番号に○をつけて下さい。
  - ① 20歳代
  - ② 30歳代
  - ③ 40歳代
  - ④ 50歳代
  - ⑤ 60歳以上
3. 養護教諭としての経験年数について、あてはまる番号に○をつけて下さい。
  - ① 5年未満
  - ② 10年未満
  - ③ 20年未満
  - ④ 30年未満
  - ⑤ 30年以上
4. これまで勤務された学校で性的虐待を受けた児童や生徒（事例）と直接、関わった経験はありますか。
  - ①ある      → 引き続き、第2部から最後までお答え下さい。
  - ②ない      → 5ページ、第3部へお進み下さい。

以下第2部（質問5～14）は、性的虐待の事例に関わった経験が「①ある」と答えた方におうかがいします。性的虐待の事例に関わったことが「②ない」と答えた方は、5ページ、第3部（質問15～）へおすすみ下さい。

**第2部 ●性的虐待の事例にかかわった経験についておうかがいします。**

5. 4で（①ある）と答えた方におうかがいします。関わった児童や生徒は何人ですか。性別はどちらですか。あてはまる番号に○をつけて下さい。2例以上の場合は（ ）に性別の人数をお入れ下さい。
  - ① 1例 男・女
  - ② 2例 男（ ）人・女（ ）人
  - ③ 3例 男（ ）人・女（ ）人
  - ④ 4例 男（ ）人・女（ ）人
  - ⑤ 5例以上 男（ ）人・女（ ）人
6. 4で（①ある）と答えた方におうかがいします。関わった際の、児童や生徒の学年（年齢）についてあてはまる番号に○をつけて下さい。（2人以上の場合は、複数回答。同じ学年の場合は（ ）に人数を入れて下さい。）
  - ① 小学校1年（ ）人
  - ② 小学校2年（ ）人
  - ③ 小学校3年（ ）人
  - ④ 小学校4年（ ）人
  - ⑤ 小学校5年（ ）人
  - ⑥ 小学校6年（ ）人
  - ⑦ 中学校1年（ ）人
  - ⑧ 中学校2年（ ）人

- ⑨ 中学校3年 ( ) 人
- ⑩ わからない ( ) 人

7. 4で(①ある)と答えた方におうかがいします。  
 学校内で最初に虐待を把握されたのは誰ですか。あてはまる番号に○をつけて下さい。  
 (2人以上の場合は複数回答)

- ①養護教諭
- ②担任
- ③校長・教頭
- ④その他の教員 ( )
- ⑤スクールカウンセラー (SC)
- ⑥スクールソーシャルワーカー (SSW)
- ⑦その他 ( )

8. 4で(①ある)と答えた方におうかがいします。  
 性的虐待の加害者の属性はなんですか。あてはまる番号に○をつけて下さい。  
 (2人以上の場合は複数回答)

- ①実父            ②実母            ③養父(継父)            ④養母(継母)
- ⑤父親または母親と結婚していないが、一緒に住んでいる人(同居人)
- ⑥父親または母親と一緒に住んでいないが、付き合っている人(交際相手)
- ⑦兄            ⑧姉            ⑨弟            ⑩妹
- ⑪祖父            ⑫祖母
- ⑬おじ            ⑭おば
- ⑮わからない
- ⑯その他 ( )

9. 4で(①ある)と答えた方におうかがいします。  
 性的虐待の事実をどのようにして知りましたか。あてはまる番号に○をつけて下さい。  
 (2人以上の場合は複数回答可)

- ① 児童や生徒から直接、告白・相談を受けた。
- ② 教員および学校職員からの相談・情報
- ③ 保護者および家族からの相談・情報
- ④ 外部関係機関(教育委員会や児童相談所、医療機関、民生委員、地域など)からの相談・通告
- ⑤ 近隣、親族、友達など、子どもにかかわる人からの相談・通告
- ⑥ スクールカウンセラー(SC)からの情報
- ⑦ スクールソーシャルワーカー(SSW)からの情報
- ⑧ その他 ( )

10. 4で(①ある)と答えた方におうかがいします。その事例について性的虐待の把握に至るまでに、以前から性的虐待について疑いを感じておられましたか。(2人以上の場合は複数回答可)

- ①性的虐待を疑っていた。
- ②性的虐待以外の虐待があり、性的虐待は疑っていなかった。
- ③性的虐待以外の虐待を疑っていたが、性的虐待は疑っていなかった。
- ④性的虐待そのものを疑っていなかった
- ⑤その他 ( )

●前の質問(問10)で(①性的虐待を疑っていた)と答えた方におうかがいします。  
 それはどんな要因からですか。(2人以上の場合は複数回答可)

- a.児童や生徒の身体的様子から    b.児童や生徒の言動から    c.親の言動から
- d.兄弟姉妹の様子や言動から    e.級友の言動から    f.他の教職員の連絡から
- g.その他 ( )



### 第3部 ●性的虐待についての相談経験についておうかがいします。

15.これまで養護教諭として勤務するなかで性的虐待について直接、関わることはなかったが、学校内で周囲から性的虐待についての相談または情報提供を受けたことはありますか。

- ①ある            ②ない

16. 15で(①ある)と答えた方におうかがいします。相談を受けたケースは何例ですか。

- ①1例      ②2例      ③3例      ④4例      ⑤5例以上

### 第4部 ●性的虐待の対応に関する意識についておうかがいします。

17.学校現場で性的虐待の知識や対応などの教育や研修は必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけて下さい。

- ①必要だと思う  
②一応は必要だと思う  
③今のところは、ほとんど必要だと思わない  
④必要ない  
⑤わからない

18.学校現場で性的虐待への介入に向けた対策は必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけて下さい。

- ①必要だと思う  
②一応は必要だと思う  
③今のところは、ほとんど必要だと思わない  
④必要ない  
⑤わからない

19.学校関係者は、性的虐待の発見や対応に効果的に関与できると思いますか。あてはまる番号に○をつけて下さい。

- ①できると思う  
②できるかもしれない  
③ほとんどできないと思う  
④できないと思う  
⑤わからない

20.学校現場とスクールソーシャルワーカー(SSW)が連携することで、性的虐待への介入は可能になると思いますか。

あてはまる番号に○をつけて下さい。

- ①できると思う  
②できるかもしれない  
③ほとんどできないと思う  
④できないと思う  
⑤わからない

21.前の2つ質問(問19・20)で、③(ほとんどできないと思う)④(できないと思う)と答えた方におうかがいします。それはなぜですか。

--



**第5部 ●性的虐待についての意識や認識についておうかがいします。**

それぞれあてはまる番号に○をつけて下さい。

22.性的虐待のケースに関わることに

- ①抵抗はない
- ②できることなら関わりたくない
- ③関わりたくない
- ④その他 ( )

23.性的虐待は他の虐待に比べて対応が難しいと思いますか。

- ①とてもそう思う
- ②そう思う
- ③そう思わない
- ④全く思わない
- ⑤その他 ( )

24.性的虐待の問題に関心はありますか。

- ①非常に関心がある
- ②関心がある
- ③あまり関心がない
- ④全く関心がない
- ⑤わからない

25.性的虐待は、統計にあらわれる数字以上に多くあると思いますか。

(H28年度、全国の全虐待相談対応件数 122,578 件中、性的虐待は 1,622 件で全体の虐待の 1.6%)

- ①とてもそう思う
- ②そう思う
- ③そう思わない
- ④全く思わない
- ⑤その他 ( )

26.性的虐待の被害を聞く際に、複数の人から繰り返し同じことを聞かれ、記憶が歪められる現象を知っていますか。

- ①聞いたことがあり、よく知っている
- ②聞いたことはあるが、内容はわからない。
- ③聞いたこともなく、知らない
- ④その他 ( )

27.そのために訓練を受けた人が行う司法面接という手法を知っていますか。

- ①聞いたことがあり、よく知っている
- ②聞いたことはあるが、内容はわからない
- ③聞いたこともなく、知らない
- ④その他 ( )

**【司法面接とは】**

性的虐待を経験した子ども達から事実を聴き取る面接手法。

性的虐待を受けた子どもは多くの職種（児童相談所・警察など）に対し、何度も辛い体験を話さなければならず、トラウマを再体験させられ、深刻なダメージを受ける。そのため多機関連携チームの枠組みで面接を実施することにより事実の聴き取りの回数を減らし、2次被害を防ぐための面接手法。

28. 養護教諭の立場から性的虐待についてのご意見、お考えがありましたらご自由にご記入下さい。  
(社会、行政へ望むことなどでも結構です)

質問は以上です。  
ご協力有難うございました。

質問紙調査(質問 28) 自由記述全文

資料Ⅲ

No	性別	年代	経験年数	経験	ご意見
1		50歳代	30年未満	有	養護教諭としての性的虐待についての事実を知り得ることは多いにあることだと思います。でもその対応はとて難しいものだと思います。その事実を家族にどのように伝えるのか、認めてもらえるのか、伝えてからその子をどう守るか、子どもの心のケアのことなど問題は多くあります。
2	女	50歳代	30年以上	有	デリケートな問題となるため、学校職員よりも第三者(SSWや児相)などに対応をおまかせした方が良かった。本人も被害状況について話しやすいのでは・・・
3	女	50歳代	30年以上	有	対応する理解のある女性職員の増加 警察官などを含む
4	女	40歳代	20年未満	有	性的虐待について対応に関する事例や資料があまりなく、どう対応するのかどこに相談するのか保護者への対応など含め、わからない部分が多い。理解するための研修や手引きなどがあると参考になる。
5	女	30歳代	10年未満	有	私が関わった被虐待者は、情緒障害をもつ子であり、ふりかえてみても学校での発見は難しかったと思います。校内でも情報共有が十分にされていなかったことも要因の一つであると思います。現場では、まだまだ正しい知識や対応方法を知っている人ばかりでなく、むしろ少ないのが現状です。(虐待に対する知識はあるが性虐待は・・・)養護教諭へのアプローチも大切ですが、管理職や教員(生徒指導や特別支援コーディネーターなど)対象の研修が必修で行われるといいなと思いました。校内研修で取り上げる時間もなかなかないので、出張という形でいろんな職員が講習を受け、いろんな職員から伝達することで意識は高まっていくと思います。
6	女	50歳代	30年未満	有	対応する人材、資源(施設)を増やさないと、手厚い保護、支援にたどりつけない現状があるように感じています。しかし養護教諭としてできることは、子供たちが安心して相談できる大人であると感じてもらえるように日々子供たちと過ごすこと、子供から出されるSOSを敏感にキャッチできる心のゆとりをもっていること、周囲と協力して事にあたることだと思うので今ある環境の中で最善をつくしていきたいと思います。※今はSSWの方が配置されているので当時より良い環境になってきていると思います。
7	女	50歳代	30年以上	有	複雑な家庭で育っている子が本当に増えていると感じています。幼少期から地域で社会で子供達を見守る支援が必要だと思います。確かな証拠がつかみにくいのが性虐待だと思いますが、信頼できる大人が身近にいれば必ずなにかサインを見せてくれると思うのでそんな社会体制の完備が今後望まれると思います。ただ思っている以上に田舎に多いのでは？と感じています。そこには町場と違った難しさがあると思います。
8	女	50歳代	30年以上	有	性的虐待が発覚すると学校では児童相談所に報告する義務があり、すぐに連れていってもらおうが、そこで一旦学校と生徒、保護者の関係が絶ち切られてしまふ。その後行政任せになってしまうが学校として介入するわけもいかず生徒、保護者に寄り添えない部分ももどかしい。生徒が学校へ→学校が児相へ→言いつけた感があり保護者が激怒するなど。
9	女	40歳代	20年未満	有	家族間の性的虐待の対応は兄弟達がいたりすると学校側が介入する事がわかるとその保護者との関係がうまくとれなくなり、学校運営やクラス運営に支障をきたす場合がある。又、子ども自身がどうすれば良いのかわからずなかなかSOSを発信して来ないことが多い。ましてや家族間だと特に。若い世代の先生が増えているので子ども達はもっと言いにくくなり隠すことが多くなると思う。若い先生達はその様な子どもの変化に気づけるかも心配です。
10	女	50歳以上	30年以上	有	「性虐待の疑い」レベルでの通告は取り合ってもらえないと思う。児相(一時保護が可能)の抱えている件数が多すぎるように思います。(キャパを増やす必要がある)通告した後も子どもはやがて学校に戻り、保護者との関わりも続くとなると特に保護者との以降の関わりが非常に難しくなりそうです。
11	女	30歳代	10年未満	有	学校だけでは対応が難しい問題だと思う。SSWやSC、児相や医療など、様々な機関が連携し、子供たちが安心して生活できる環境を提供しなければいけないと思う。早期発見、対応をしていきたい。
12	女	30歳代	10年未満	有	隠れてたりわかっていないだけでたくさんあると思います。自分も勤めている時に相談にのってあげられるような関係でもなっていたら少しは違ったのかなと思います。もっと知識を深めていきたいです。
13	女	50歳代	30年以上	有	性的虐待は発見することがとても難しく、その後の指導も本当に難しい。傷ついた心とからだに追いついていけるように辛い思いをさせてしまうことにもなるので、専門家やドクター等と連携しながら慎重に対応していくことが大切だと思うが実際には本当に難しいと感じている。
14	女	40歳代	30年未満	有	性的虐待だけでなく、虐待の連鎖を断ちきるためにも思春期講座における生命尊重の内容の充実や講座の義務化を。また人材(児相)を増やして学校で講話をしていただけると有難いがただでさえ、人手不足なので難しいですね。とにかく子どもの頃からの教育が必要だと思います。
15	女	50歳代	30年以上	有	本校のケースはSSWと親と月1の面談をする中である程度、親から学校情報があがっていたので早期対応が出来たと思う。SSWの仲介はとても効果があった。その後(一時保護が終わったあと)フォローも連携している。
16	女	50歳代	30年未満	有	子どもたちに性の学習を十分にしたいと思う。小1からプライベートゾーンの学習をし、No!と声をあげられる子に育てたいと考える。だが本来は幼児から必要と思う。また性の学習が確保できるよう、時間や教員の研修も必要だと思う。問6で明らかになった子や問16で疑わしいと考えた子も性の学習をした上で話をしてくれたらサインを見せてくれた子たちである。学校で教員が性の学習をすることで、「性の話をしてもいいんだ、わかってくれそうな大人がいるんだ」と子どもたちが感じてもらえることを願っている。
17	女	40歳代	20年未満	有	性的虐待について実際の被害の度合いが違うため、一概には言えない。学校から児童相談所へ通告し、当日のうちに一時保護されたケースも数件聞いたが、その後同じ家に戻る際のフォローをきちんと欲しい。私が関わった女子生徒たちはほぼ全員若年(20歳以下)で妊娠、結婚、出産、離婚を経験しておりたまたまれない気持ちでその後の相談を受けている。私が相談を受ける前にもっと公的な機関で相談できる窓口や早期に対応できる施設等を作って欲しい。男子生徒は相談された後、家族へのアプローチでその後は安定してが保護者教育や家族への介入、SSWにお願いできると良い。学校だけでの対応は困難であるため、連携していきたい。

18	女	50歳代	30年以上	有	児相の介入できる範囲を拡大する。子どもは親のものではなく一人の人間として尊厳がある。ということを広く社会に浸透させたい。そうすれば一家心中(減っているかもしれないが)などへの防止にも少しは役立つと思う。世の中がめんどろなことで首をつっこまない風潮があり、気づいていても見過ごされてしまうことが多いので、子どもの頃から虐待について学び助かる手法を知っておくことが大切。周囲の仲間も気づき子どもの中から虐待全般について気づくことができると思う。これからの子どもたちがのびのびと生きやすい世の中をつくっていくために大学機関の皆さまよろしくお願ひします。ぜひ研究の成果を行政や政治に反映していただきたいと思ひします。
19	女	50歳代	30年以上	有	社会の深い闇の部分であり、発見がなかなか難しいが直接子供の変化感じることができる立場にもいるので症例研修などをする必要を感じます。苦しんでいる子のサインをキャッチできる養護教諭でいたい。
20	女	50歳代	30年以上	有	学校・・・性教育を充実させる事 社会・・・知識を得るよう広報活動を広げる事、地域教育の中で知らせる事 行政・・・児童相談所、職員、SSW、SCを増員し予算を厚くする事
21	女	50歳代	30年未満	有	性的虐待における緊急対応も大切ですが、その後、復学した場合の対応もなかなか難しい物があります。医療的サポートを受けながら社会自立を目指す施設が少なすぎると思ひます。(性的虐待に限った話ではないのですが・・・)
22	女	40歳代	20年未満	有	性的虐待の問題は、校内だけでは絶対に解決できないため外部機関との連絡、連携をとるためにもこの学校にもSCやSSWを配置していただきたいと強く要望します。
23	女	50歳代	30年以上	有	子供虐待対応について適切な対応をとっていかねばならない。心理的苦痛や恐怖不安に共感して人権を配慮することが必要である。
24	女	20歳代	5年未満	有	性についてはなかなか話づらい話題です(特に性的虐待など)生徒と普段からの何気ない会話を大切に、信頼関係をつくり「いざ!」という時に相談できるような存在でありたいと思ひます。
25	女	50歳代	30年未満	有	発見や情報提供が学校を窓口とすることが多く、教育のみならず生活、家庭環境を丸抱えしているケースがほとんどである。けが、体調不良も同様で子供への関心が低くケアの方法がわからないまま親になっている人が多い。
26	女	30歳代	20年未満	有	子どものサインを早期発見し、対応するために職員が同じ視点を持つていかなければならないとあらためて思ひました。
27	女	30歳代	20年未満	有	虐待について何度か研修を受けているが、社会福祉について知らないことが多いと気付かされます。学校現場における研修をする前に社会福祉分野を学ばなければならぬと思ひます。
28	女	50歳代	30年以上	無	起こってからでは遅いので、発達段階に応じた性教育が必要だと思う。しかし現場ではそういうことを扱う時間があまりない。性教育の必要性をいろいろな立場の方が話してほしいです。
29	女	20歳代	5年未満	無	家庭で虐待を受けている子供が義務的に(特に小中学校)足を運べる安全な場所が学校であると思ひます。学校での虐待の早期発見、早期対応が大切になってきますが、性的虐待は学校生活を送る中での早期発見が難しいと思ひるので研修等を通じて職員全体で様々な側面から見守ってける体制作りも必要であると感じました。
30	女	30歳代	5年未満	無	性的虐待・・・とても難しい問題だと思います。経験年数も浅く実際に関わったこともないため、自身の知識不足を感じる分野でもあります。養教だから何ができるのか・・・担任が被害児童と異性だったら・・・わからないことばかりです。目には見えてはいないけど、見えないところで起きているかもしれないと思うととてもこわく感じます。性的虐待について学ぶ機会があれば参加してみたいと思ひました。
31	女	30歳代	10年未満	無	身体的虐待やネグレクトのように、周囲から見ても気づけるかどうかは難しい部分のように思ひます。今までの経験の中で性的虐待のおそれがあると小学校から引き継ぎを受けた(中学勤務のとき)ありましたが、結局真実はわからずじまいでした。虐待の事実があるとわからないことには対応もできないので関わり方が難しいと感じています。
32	女	20歳代	5年未満	無	疑いや不信感から通報してもすぐに対応できないことが多いかと思ひます。また多くの研修や知識を学んでおかないと、子どもやその家族を正しく救うことができるのか心配です。(疑いや不信に自信をもって通報につながるのか・・・)
33	女	20歳代	5年未満	無	辛い経験をした子どもたちが悩みやその気持ちを打ち明けられる存在になれたらとは思っている。その際に、更に辛い思いをさせてしまわないように正しい知識対応について学ぶ必要があると感じています。
34	女	40歳代	10年未満	無	医療機関や行政、専門機関との連携がスムーズに行え組織として被害者にかかわっていき環境づくりが必要ではと考えます。
35	女	50歳以上	30年以上	無	家庭内の事であり、介入するにはむずかしいと思ひますが、子どもがそれによつ学校生活等ができなくなり人格もゆがめられるなど将来が見えない状態になる事は絶対許せないと思ひます。
36	女	40歳代	30年未満	無	性的虐待は本人からの申し出がないと発見できないことが多いため、相談しやすい保健室や養護教諭でありたいと思ひます。
37		50歳代	30年未満	無	抵抗しにくい「子ども」という弱い立場の子どもが信頼すべき家族や親族等から受けるこの虐待・・・外からは見えにくくプライバシーに関わる家庭内で行われることから対応は難しい。子どもたちへの「教育」「指導」が大切なのだと思ひますが「学校」だけでは限界がある。
38	女	40歳代	20年未満	無	性的虐待が起らないような予防や対策が必要だと思う。社会的なものが大きい・・・学校ではできることが限られてしまひむずかしい。具体的に書けずすみません。
39	女	40歳代	30年未満	無	性的虐待はあつてもなかなか気付くことができないと思ひます。被害を受けて苦しんでいる子供たちにどう関わつたらいいのかわからずどうしたら気付くことができるか等知りたいです。
40	女	20歳代	5年未満	無	調査対象が違うのかと思ひ、あえて書きませんが・・・夜間定時制高校にいた際にはこのような性に関する問題がたくさんありました。定時では家庭環境が落ち着かない中で生活をする子供も多く、そのため学習も定着せず普通高校に行けない子どもが多かつたように思ひます。またそのような親を見て育つたこともあり、連鎖的に繰り返されていくのでは・・・と思ひました。自分がいた学校ではあたたかみのある定時制～等の制度を利用して性教育(正しい性の知識を教える講演会を開く)を行っていました。しかし性に関する問題はとても深刻なものが多かつたです。(直接的な虐待ではないが、生育歴的に自分の身体を安売りにしてしまうような・・・搾取されてしまうような・・・上手く言えませんがそのようなことがたくさんありました)調査とは全く関係のない話かもしれませんが書いてみました。すみません(今から2年ほど前の話です)

41	女	20歳代	5年未満	無	家庭内で性的虐待が起こっていても、子どもの発達段階によってはそれが性的虐待であることを本人が理解できず、そのために発見が遅れてしまうこともあると思います。学校関わり方についてあらゆる場面で指導をしていく必要があると思います。また子どもの些細な言動から性的虐待を発見でき、誰もが正しく対応できるよう、養護教諭だけでなく一般の先生方にも性的虐待のことを学んでいただける研修の機会が増えていくといいと思います。
42	女	50歳代	30年未満	無	性的虐待のケースは生半可な気持ちでは関われないと思っています。もしも子供にとって家庭等学校以外の場所が安心できない場で唯一、学校にいる間がホッとできる時間であるならせめてその時間は苦痛を与えたくないと考えます。学校は虐待の発見やその子の見守りには役立てると思いますが学校が主体となつて対応するのではなく、行政や専門家主導で進めてほしいです。(多分そのようなシステムになってはいると思いますが)養護教諭はその子自身が求めてきた時や専門家等の指示を受けた時に的確に動けるように勉強しておく必要があると思います。
43	女	50歳代	30年以上	無	子供から言いづらいことと思うのでそのところをどう見抜いてあげるか、性教育になるのか道徳教育なのか？またその他の所で自分の身を守ることや人権、知識をどう子供達に教えるべきか悩むところです。でも現実的におきていることはたしかだと思おうので性的虐待の意義づけみたいなのをしっかり教育者(子供に関わっている人)が学ぶ必要があると思います。あまり参考にならなくてすみません。
44	女	20歳代	10年未満	無	机の角で自慰行為をしてしまう女兒や学年の割に大人びた発言をする子、不必要に密着する子・・・などに対し「ん？もしかしたら・・・」と感ずることがあるが生育歴や家族構成を確認することしかできない。(変に質問したりすると子供を傷つけるおそれがあるので)適切な対応についてはきちんとした研修を受けてるわけではないので不安です。養護教諭としてきちんとした知識を学ぶ必要性を感じています。
45	女	20歳代	5年未満	無	社会、行政に対して研修する機会が増えることを望む。今年7月に勤務するF市ではリファーマ研修が行われた。性的虐待が疑われる子どもの虐待を確認する大人に2役のペアになり実践した。子ども役になった時には親に虐待されているのに周囲の人にそのことを分かってもらえそうになると親や今の生活と離れるさみしさ子どもが不安を感じることがわかった。このような貴重な経験ができるのは公務員だけだと思う。もっと社会に性的虐待について知ってほしいならば、市民にも研修を受ける機会を設けてほしい。
46	女	40歳代	5年未満	無	性的虐待について、あまりにも無知なので、きちんと正しい情報を知り、対応を学びたいです。今回の回答にも迷いましたが、例えば内縁の夫と旅行先で「家族風呂に入った」という女子中学生の話聞き、私はとても違和感を覚えました。そのケースに関しては身体的(精神的)暴力を受けていたのでもっと着目をしてフォローし最終的には児相が介入し、親と分離し施設に入ることになりました。それから2年以上経過しますが、私の介入は間違っていたか？もっと良い方法があったのではないかな？などずっと心のしこりになっています。正直、フォロー中も担任の先生は、関わりたくない思いでいらっしやっしたし、「様子を見よう」という言葉に何度も落胆しました。幸い力のあるSCの先生が赴任していたので、話が前に進んでいきましたが、力を合わせてくれる誰かこれは学校内部で常勤の人ではないことがポイントだと思います。そしてケースを扱った経験の有無も大きいと思います。養護教諭や保健室が「終点の駅」と感じることがいっぱいあります。もちろん、そこから電車は出発しない、一方通行で行き止まりの駅です。私、個人の感想としては、学校は動かないと思います。反面地域や外部が訴えてくれれば即座に動きます。本人や同じ職員の叫びには、動かないなんて悲しいです。
47	女	40歳代	20年未満	無	まずは、その子自身が保健室に又は他の教員に助けをもとめられるような関わりが日頃からできていることが基本となります。学校の職員は、子どもにとって家庭とは別の唯一の存在であり、信頼できる存在でもあります。だからこそ、日常によりそういう関わりを心がけていますし、これからも努めます。発見後の介入の仕方については、専門家の先生方に期待いたします。
48	女	30歳代	20年未満	無	静岡市の希望講演会があり、参加したがとても勉強になった。しかし、現場の先生方にはまだまだ実感もなく、「あるわけない」という勝手な前提があることが事実だと思う。(こちらが「あの子心配」と言っても受け入れてもらえない)特別支援がそうだったように、行政からも時間をかけて学習会等を設けてほしい。併せて、学生のうちから知っていくこと(勉強してきてくれること)が望ましいと感じます。
49	女	50歳代	30年以上	無	この事に関して研修を受けたことがなく、校種にもよるが(中、高はケースとしてあると思うので)養護教諭として実事や対応をきちんと理解しておくべきだと思う。学校現場がやることばかりでいろいろな研修をしているいろいろな指導、管理をしていくうえでやはり人が足りないと思う。養教としての力量を高めるとか向上心に頼らないで人を増やしてほしい。そうなれば、子どもに十分対応できるのに！！と感じます。
50	女	20歳代	10年未満	無	少し前にリファーマ研修を受ける機会がありました。これまで性的虐待について学ぶ機会がなかったため、とても良い機会でした。性に関する事なので子ども自身誰にも相談できずに、悩み苦しんでいると思うと心が痛みます。養護教諭として、子どものサインにいち早く気づくことができるようにしたいです。また養護教諭だけでなく、教職員が研修によって早く理解を深める機会があると嬉しいです。
51	女	30歳代	20年未満	無	子供の命、人権を守る一番身近存在でありたいと思っています。司法面接という技術を学びたいです。
52	女	20歳代	5年未満	無	性的虐待を含め、子どもたちの背景にある問題が多様化しているため、学校の職員だけで対応することが難しい。専門の人を増やしてほしい。
53	女	30歳代	20年未満	無	性的虐待に限らずですが、虐待が疑われる家庭の多くは、他者や地域との関わりが希薄だったり、家族(一族)の中にこもっていたりするなど体感しています。「他者に関心のない地域」を作らないことで、助けてあげられる子がいるかもしれません。
54	女	40歳代	20年未満	無	学校は情報を得たり、発見できたりするかもしれないが、その後の対応は適切に行うためにも、外部機関にお願いしたい。
55	女	30歳代	20年未満	無	誘拐、防犯と同じで子どもに「こういう時は周りの人に助けを求めてもいいんだ」と知らせることがまず大事だと思います。毎年、学校でも「大事なところ:プライベートゾーン」と「いやなタッチとうれしいタッチ」などの話をしていますが、必ずどの年齢の子にも(特に幼児、低学年のうちに)知識と逃げ方を教えてかないと本当に防いでいくことはむずかしいと思います。

56	女	30歳代	20年未満	無	どんなケースがありどう対応すればいいのかなど知識や経験がないので学ぶ機会があればいいと思います。
57	女	50歳代	30年以上	無	きっと水面下には、ひそんでいる事例があるのですが、このような問題は、なかなか表面化してこないものだと思うので発見、対応～がむずかしい問題だと思う。「助けて！」と本人が勇気をもって言えることが第一歩だと思う。養教としてそのようなヘルプを受けとめられるような、保健室経営を心がけなければ・・・と思う。性的虐待は潜在化しやすく、対応した事はないが、きっと関わった子ども達の中にもいるだろうと思います。しかし、アンケートを答えていて、自身の知識の浅さを痛感しました。講演会、研修などがあれば是非参加したいと感じました。
58	女	40歳代	20年未満	無	近親者からの性的虐待は、発見できるが教員が介入は難しいと思います。症例も少ないように思います。レイプなど、性的被害については、社会や行政が取締りを強化したり、再発防止については対策することで少なくなるのではないかと思います。
59	女	20歳代	5年未満	無	自分からはなかなか言葉で訴えることはないため、日常生活で子どものことをよく知り、よく観察し、職員間で情報を共有することができるよう、職員間の共通理解が大切だと思います。状況を聞く際に、「お父さんもしくはお母さんにされたの？」と誘導する聞き方ではなく、「誰かにいやなことをされたの？」と聞くことが大切だと思いますが、対応することになった時に、そこまで手がまわらないのでは？と思う部分があります。(くわしく聞こうとするあまりに)
60	女	50歳代	30年以上	無	思春期の子供たちと関わる中で、このような事例は少なからずあると思います。講演会等が行われるようなら、足を運んで研修したいと思います。
61	女	50歳代	30年以上	無	学校現場で疑いをいだいた時に、まずどこへ連絡し、どう対応したらよいか、考える機会があるといいと思っています。
62	女	30歳代	20年未満	無	学生時代に性的虐待をふくむ虐待を受け、リストカット、非行、犯罪をおかしてしまった子どもたちと関わったことがある。当時は(今もかもしれないが)自分がどう関わればいいのかわからず無力さを痛感した。機会があれば研修を受けたり、養護教諭の事例を知りたい。
63	女	20歳代	5年未満	無	先日、市が主催のリフカー研修に参加しました。小中学校の養護教諭、保育師、児童相談所方々等々が参加していました。この研修を受けるまでは、司法面接について性的虐待の実情など、知らないことばかりでした。性的虐待は表になりにくい問題だと思います。困っている子どもの存在に、まずは気づいていきたいと思いました。
64	女	40歳代	5年未満	無	養護教諭として性的虐待の発見、気づけるかわかりません。どんなことがサインなのか、気づける何か例や指針があるといいと思います。そして、気づいた時、どのように子供に接したらよいか、どのように対応したらよいかかわからないので対応方法を教えていただける研修などあったらいいのだと思います。
65	女	50歳代	30年未満	無	性的虐待というより、虐待全般について児童相談所等の機関がもっと学校や地域と密な関係、相談しやすい関係になるよう、そこで働く環境(人手や予算)を整えてほしい。軽いケースだと動いてもらいたい。
66	女	30歳代	20年未満	無	先日、リフカー研修を受けました。司法面接につなぐための学校での話の聞き方を学びました。多くを聞かないこと、必要最低限の質問で良いと知りました。本人も何をされているのか認識できない場合もあると思います。通報への判断が難しいと思いました。(でも、疑いがあったら通報ですね)
67	女	40歳代	30年未満	無	話せる、相談できる養護教諭になりたいです。性的虐待までいなくても、母親のつきあっている人がジロジロ見る、イヤなことを言う、という相談は受けたことがあります。
68	女	40歳代	30年未満	無	現在までは、性的虐待に関わった経験はありませんが、実際に発生している件数は、統計上の数字よりも多いと思うので、そういう目で持って子供達に関わることはとても大切なことであると感じます。研修する機会があると良いと思います。
69	女	30歳代	10年未満	無	今まで性的虐待のケースには関わったことがありません。が、私自身が気付いていないだけで、本当は、関わっている子たちに、性的虐待のケースがあるのかも・・・と思うときがあります。海外と比べて、日本の性的虐待に関する意識も低いので、教員も知識とときとしておさえていかないといけないと思っています。
70	女	20歳代	5年未満	無	経験も浅く、実際に支援に関わったことはありませんが、打ち明けられず、困っている子供たちもいるかもしれないという視点で関わっていきたくと思いました。子供の表れや支援方法についてももっと勉強していきたくと思いました。
71		60歳以上	30年以上	無	性的虐待の問題は、慎重に対応しなければいけないと思います。その事態が起こる前に対応方法を真剣に学んでおく必要があると感じました。面接手法が特に注意すべきだと思います。
72	女	20歳代	5年未満	無	家庭環境の把握も重要になると思うため、SCやSSWの学校への来校頻度を増やすことや、連携しやすい体制づくりが必要だと思います。
73	女	40歳代	20年未満	無	性的虐待の問題は、学校のみで解決するのは不可能です。専門家や医療機関などの連携が欠かせないと感じている。とにかく子供にとって一番よい改善案を考えたい。
74	女	30歳代	10年未満	無	スクールソーシャルワーカーは、ブロック担当のため、予定が合わない来校できない。スクールカウンセラーも週1、教育相談員週2の勤務。不登校、別室登校、自傷行為、ネグレクトと様々な問題があり、関係者へつなぎたいが、勤務日の少なさもネックになる一要因です。SSW、SC、相談員(とてもありがたい存在です)を増やしたり1校に対する時間が増えることを望みます。
75	女	50歳代	30年以上	無	プライベートなことでもとてもデリケートな事例であり、表面化しにくいから気づいてあげられずにいることもあると思う。しかし、もしも子どもから相談を受けるようなことがあればチームとしてケース会議など早急に開き、外部機関とも連携して学校が子どもの支えの一所になればよいかなと思う。
76	女	20歳代	5年未満	無	性的虐待について知識が足りないと感じています。養教だけでなく教職員全員での研修等があると良いと思いました。
77	女	30歳代	5年未満	無	意見等は特にありませんが、もっと性的虐待についての早期発見、対応の仕方など研修の機会があれば嬉しいなと思います。
78	女	30歳代	10年未満	無	相談を受けた際の校内外での連携の図り方について学ぶ機会や研修会の開催をしてほしい。(養護教諭としてどのようなはたらきかけができるのか。事例があればそこから学ぶことができるのではないかな)家庭へのケア、支援をする事業や団体等の存在や相談場所の周知があるとよいと思う。(性的虐待専門の場所があれば、そこに近づけることも可能だと思う)

79	女	40歳代	30年未満	無	性的虐待に限らず、学校でできることには限界があること、(現場の実態)をご理解いただいたうえで、この研究をすすめていただけたらと思います。
80	女	50歳代	30年以上	無	全ての虐待に言えることでもありますが、一番大切なのは、虐待の抑止であり、虐待を行っている大人に対してのアプローチであると思います。また様々な場で取り上げるを問題になっていけば、周囲の意識も高まり、早期発見にもつながると思います。SSWが子どもの問題に介入し、良い方向に向かったという事例が身近にはありません。SSWがどのように動いてくださる事が可能なかということがはっきり見えてきません。常駐でないため現状の説明、人間関係づくりも時間のない中で大変です。
81	女	50歳代	30年以上	無	「疑い」の段階で児童相談所に相談したことはあるが、介入はなかった。本人からの決定的な訴えは聴いたことはないが、疑われる場合にSSWさんの協力が得られることは心強いことです。異性の親や兄弟といっしょに入浴したり、寝室がいっしょだったりする中学生がいて、被害に合わないか心配なケースがあります。このレベルで保護者に指導していただける方(SSW)がいると、ありがたいと思います。
82	女	30歳代	20年未満	無	特に性的虐待は、プライベートの中のプライベート。虐待(暴力・暴言)、ネグレクトよりもシビアであり、養教や学校現場としても話が聞きにくいのでは…。SSWの介入があれば…。
83	女	50歳代	30年未満	無	被害者、加害者にならないようにするために、正しい性の指導を行っていくことが大切だと思います。しかし学校現場で求められていることが多く、性の指導については、後回しにされがちです。子どもたちに正しい知識を教えることは、とても大切だと思っています。
84	女	40歳代	20年未満	無	大切なことで、重大なことと感じるか、推測を含めた感じの中でのつっこみはなかなか学校では困難であり、つなげ方や連携の仕方にも迷いはある。
85	女	40歳代	30年未満	無	虐待の中でも一番わかりにくい閉ざされたものであり、私たち詳しくはどんな対応をとるべきかの教育を受けていない。講演を聴く機会や、その子や家族への関わり方、治療の様子など情報を得る機会が公の研修会で学べると、苦しんでいる子の一助になるであろう。
86	女	50歳代	20年未満	無	今は、成人になっている子が子どものころに義父やおじから受けた人の話を聞いたことがある。体や性に関わる養教として日頃から子どもの話に耳を傾けたり、異変に気づけたり、相談しやすい大人として対応していきたいと思っている。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがあまりにも少ないので、すぐに対応できないケースも多い。ニーズが増えている現状から育成や採用での積極的な動きが必要だと思う。
87	女	40歳代	20年未満	無	子どもとゆっくり接する時間がない。複数配置や授業時間数の軽減など、もっと子どもに向き合う時間がほしい。より専門家が学校に常駐すると良いと思います。
88	女	40歳代	20年未満	無	家庭外の他人による性的被害に対応した経験があるが(2件)対応の方法がとっさに思いつかず、あわてたことがあった。参考になる資料(パンフレット)を学校に配布してほしい。なければ作成してほしい。
89	女	50歳代	30年以上	無	一人で悩み困っている子が本校もいるかもしれません。学校現場(教職員)の認識の甘さを感じています。教職員の研修の機会を持てるとよいと思います。
90	女	30歳代	5年未満	無	性別に配慮された聞き取りを徹底してほしい。ワンストップ対応機関があるといい。
91	女	50歳代	30年以上	無	学校では「生活アンケート」等と称して、いじめを含んだ調査を実施する場合があります。その中で、虐待についても取り上げることができるかも知れないと思います。低年齢の子供は、性的虐待を虐待ととらえていないかも知れないので、質問内容によっては有効かも知れません。
92	女	40歳代	20年未満	無	とても、難しい問題だと思う。親から離すために施設に入った例を聞いたことがあります。相談を受けた事によりその子の人生をも良くも悪くも変えてしまう事が多い。専門家とよりベストな対応をしていく必要性を感じます。
93	女	50歳代	30年未満	無	性的虐待は、本人から教員にはなかなか話せないと思います。子どもの変化を見逃さないこと、相談しやすい雰囲気づくりが必要だと思います。身近な人だと逆に話せないと思うので、養護教諭としてスキルを身につけたいです。くり返し聞かれることは、子どもには負担なので速やかに児相に引き継ぎたいのですが、児相も多くの案件をかかえているため学校に聞き取りを依頼されることもあり、厳しい現状だと思います。
94	女	50歳代	30年未満	無	子供に寄り添った支援、関係機関とつながり連携することなど研修を深めていかなければいけないと思います。
95	女	40歳代	20年未満	無	家庭の中のことはなかなか学校ではつかみづらいことが多いと感じます。学校職員が不安を感じたときに、すぐに相談して手立てを一緒に考えてくれる機関があるとありがたいなと思います。
96	女	40歳代	20年未満	無	難しい問題だと思います。
97	女	30歳代	10年未満	無	自分自身は、まだ性的虐待を受けた児童生徒と直接関わった経験はなく、知識も不十分だと思います。虐待について勉強する機会があっても、特に性的虐待を中心に学んだことがないので、今後、もっと知識をつけ、対応できるようにしておく必要があると感じました。
98	女	50歳代	30年以上	無	養護教諭(私自身)勉強不足です。以前、石川瞭子先生の研修会に参加させていただいたことがあります。とても充実した(とても重い)研修会でしたが、研修の機会が無くなってしまい残念です。ぜひ性的虐待についての研修を受けたいと思っています。
99	女	30歳代	10年未満	無	すぐくプライバシーに関わる問題で、小学生や中学生など思春期関係なく、もし受けていたら一生の傷が残ってしまう大きな問題だと思います。学校でそういった相談を受けたことはありませんが、人に相談するというのも本当に勇気があることだと思います。もしこの先、性的虐待に関する相談を受けた時に、質問内容にもありましたが、その子のダメージが広がらないように、適切な対応ができるような知識を身につける必要があると思いました。
100	女	30歳代	10年未満	無	調査に回答しながら、性的虐待の知識が少ないのではないかと感じました。実際に対応することになった時不安があります。
101	女	30歳代	10年未満	無	学校として養護教諭としてできることは何か。微力だとは思いますが、何か力になれるか研修などで学ぶ必要性を感じました。ただ専門知識があるわけではないので、専門家へへつなげることしかできないのかな、とも思っています。

